

くまもと

市政概要

2020

熊本市議会事務局

熊本市のシンボル

◇市の木 イ チ ヨ ウ (昭和49年10月9日制定)



森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、1万2千通を超す応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独特な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

◇市の花 肥後ツバキ (昭和49年10月9日制定)



市木同様、森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、1万2千通を超す応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花卉が大きく、一重咲きで平開する。色は白、ピンク、赤、錦(絞り)の4系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

◇市の鳥 シジュウカラ (昭和59年5月22日制定)



健康都市宣言5周年と、市制95周年を記念して、広く市民から募集、6千通を超す応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長14センチメートル。くちばしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面は白く中央に一本の黒いたてすじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

熊本市民 愛市憲章

—品位ある市民の誇りのために—

- 1 私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。
- 1 私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。
- 1 私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。
- 1 私たち熊本市民は、交通道德を重んじましょう。
- 1 私たち熊本市民は、互いにあたたかく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

(昭和 35 年 5 月 11 日制定)

熊本市民 長寿社会憲章

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

- 1 生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。
- 1 家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。
- 1 互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくります。
- 1 知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。
- 1 すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。
- 1 自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。
- 1 水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくります。

(平成 2 年 8 月 28 日制定)

熊本市民 「こども憲章」

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

- 1 こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

(平成 6 年 9 月 3 日制定)

都 市 宣 言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全是、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和47年10月2日

熊本市議会

地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全是、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和51年3月22日

熊本市議会

熊本市スポーツ都市宣言に関する決議

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

- 一 スポーツを通じて健やかなところと体を創ろう。
- 一 スポーツを通じて人と自然にふれあおう。
- 一 スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成11年8月27日

熊本市議会

「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、21世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りをもち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成15年9月26日

熊本市議会

健康都市宣言

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならない。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和54年10月1日

熊本市

平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後50周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、

未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、

再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成7年7月27日

熊本市

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかねばなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成7年9月25日

熊本市

くまもと
市政概要

市	勢	1
議	会	13
政	策	29
総務・財	政	57
文化市	民	99
健康福	祉	151
環	境	223
経済観	光	247
農	水	287
都市建	設	299
消	防	345
交	通	359
水	道	365
病	院	387
教	育	395
資	料	425

市 勢

1	沿	革	3
2	位 置 及 び 地 勢		4
3	市 域 の 変 遷		5
4	歴 代 市 長		6
5	名 誉 市 民		7
6	人	口	9

1 沿革（政策企画課）

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかったと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されるにともない、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧きでる清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の聚落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新（645年）が行われると、託麻の三宅郡（今の出水地方）には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏壮な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした聚落が形づくられ大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はそのころ農産物産出量で九州諸国中群を抜いており、延暦14年（795年）9月（平安の初期）に至って、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した道君首名、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「檜垣女」との交遊の説話は有名である。

南北朝50年間は、戦乱の日が相つぎ、熊本地方もしばしば軍営の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部（現在の菊池市）の方に移った。

時代が下って、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城（熊本城の始め）を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間（1490年代）に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称した。ついで、城親冬と、佐々成政のあとを承けて天正16年（1588年）加藤清正が入城するにおよんで、清正は国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の経営に着手した。また、この清正は熊本の自然にはじめて大規模な人為のツルハシを振った武将で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのはこのころからである。日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、この清正が慶長6年（1601年）から12年（1607年）にかけ、7カ年の歳月を費して築城したものである。（築城年については異説もある）

細川氏時代は、寛永9年（1632年）細川忠利の入国によって始まり、それ以来細川氏は大政奉還の日に至るまで、200有余年にわたって肥後熊本の政治を行った。この細川氏は、歴代名君が相つぎ、中でも延享4年（1747年）藩主となった8代重賢の治世は、もっとも注目すべきものである。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や全国にさきがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた要因となった。また忠利のときに創建された水前寺（成趣園）は、幽斉ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなっている。また、晩年を熊本で過ごした剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つである。

明治4年（1871年）7月に入って、廃藩置県の大詔が出されると、肥後には熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年11月改めて熊本、八代の二県となった。ところが翌5年（1872年）6月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々6年（1873年）1月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治9年（1876年）1月まで続いたが、同年2月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、明治9年（1876年）の神風連事件、翌10年（1877年）の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまった。

その後、明治22年4月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、明治24年（1891年）鉄道の開通によって熊本駅が設けられ、また、明治30年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わって、明治の隆昌期を迎えた。

大正10年(1921年)、周辺11カ町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで大正13年(1924年)には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三連隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

しかし、昭和20年(1945年)には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化した。その後全市民の不断の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積5.55km²、人口4万2千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成22年(2010年)3月の城南町、植木町との合併をはじめとする市域の拡大等により、面積389.53km²、人口約73万人に至るまでに成長し、平成23年(2011年)春には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業、平成24年(2012年)4月1日には、政令指定都市への移行が実現した。

平成28年(2016年)、熊本地方において、4月14日にマグニチュード6.5、最大震度7、さらに、16日未明にはマグニチュード7.3、最大震度7の地震が発生。この震度7クラスの地震が同じ場所で2回も発生するという観測史上例を見ない事象により、熊本市とその近隣の市町村は甚大な被害を受けた。熊本市においては、各地で地盤沈下や法面崩壊等により道路、橋梁等が破損、水道、ガス、電気などのライフライン等にも被害が生じ、最大で11万人以上が一時避難するなど、市民生活や経済活動に大きな影響をもたらした。市役所本庁舎、学校施設などの公共施設や、熊本城をはじめとする文化・観光施設も大きな損壊を受けた。

この熊本地震を受け、本市では、平成28年(2016年)10月に「熊本市震災復興計画」を策定し、熊本市第7次総合計画の前期基本計画の中核として位置づけ、市民生活の再建を最優先に復旧復興に取り組んできた。熊本地震から4年が経過した現在は、被災者の住まい再建やインフラ等の復旧はおおむね順調に進んでいる。

今後も、令和2年(2020年)3月に改訂した熊本市第7次総合計画に基づき、被災者の方々がひとりも取り残されることがなく、一日も早く元の生活を取り戻せるよう、引き続き被災者の生活再建等の支援を最優先に、熊本城の復旧や地域経済の活性化など、震災からの復旧・復興に取り組むとともに、「上質な生活都市」の実現をめざしていく。

2 位置及び地勢 (政策企画課)

(1) 位置

熊本市は、ほぼ九州の中央に位置している。九州の陸の大動脈JＲ鹿児島本線の間接点は熊本駅であり、これより豊肥本線、三角線が分岐し、門司～鹿児島を結ぶ国道3号と大分～長崎を結ぶ国道57号は本市で交差している。さらに本市を貫通する九州縦貫自動車道も門司から鹿児島・宮崎まで全線開通しており、交通の要衝的位置にある。

また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートの中核地としても大きな役割を果たしている。



(2) 地勢

熊本市は県の中央部にあつて有明海に面し、坪井川、白川、緑川の3水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は、数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。

市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている。

西北部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と本市北部に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。

水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合して加勢川となり、本市の南部を流下している。これらの川は、かんがい水として南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

3 市域の変遷 (政策企画課)

明治 22. 4. 1 市制・町村制施行により、熊本市が発足

大正 10. 6. 1 黒髪村・池田村・花園村・島崎村・横手村・古町村・
本荘村・大江村・本山村・春竹村・春日町

3 8 9 . 5 3 km²

14. 4. 1 出水村

昭和 6. 6. 1 白坪村

7. 12. 5 画図村

11. 10. 1 健軍村

14. 8. 1 清水村

15. 12. 1 川尻町・力合村・日吉村

28. 4. 1 田迎村・御幸村

28. 7. 1 高橋村・城山村・池上村

29. 10. 1 秋津村

30. 4. 1 松尾村

31. 4. 1 託麻村の一部

32. 1. 1 龍田村・小島町

33. 4. 1 中島村

45. 11. 1 託麻村

平成 3. 2. 1 北部町・河内町・
飽田町・天明町

20. 10. 6 富合町

22. 3. 23 城南町・植木町



4 歴代市長（秘書課）

代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉 村 大 八	明 22. 5. 6	明 26. 7. 9
2	松 崎 為 己	26. 9. 15	30. 8. 2
3	辛 島 格	30. 9. 13	大 2. 1. 20
4	山 田 珠 一	大 2. 4. 2	3. 10. 10
5	依 田 昌 兮	4. 1. 14	6. 9. 3
6	佐 柳 藤 太	6. 11. 20	10. 11. 19
7	高 橋 守 雄	11. 1. 19	14. 7. 13
8	辛 島 知 己	14. 9. 14	昭 4. 7. 4
9	山 田 珠 一	昭 5. 2. 5	9. 4. 17
10	山 隈 康	9. 5. 14	17. 5. 13
11	平 野 龍 起	17. 6. 25	20. 8. 10
12	石 坂 繁	20. 10. 4	21. 3. 11
13・14	福 田 虎 亀	21. 6. 14	23. 2. 9
15	佐 藤 真佐男	23. 4. 7	27. 3. 7
16	林 田 正 治	27. 3. 20	31. 2. 23
17・18	坂 口 主 税	31. 3. 16	38. 1. 4
19・20	石 坂 繁	38. 2. 15	45. 11. 26
21～24	星 子 敏 雄	45. 12. 20	61. 12. 6
25・26	田 尻 靖 幹	61. 12. 7	平 6. 12. 6
27・28	三 角 保 之	平 6. 12. 7	14. 12. 2
29～31	幸 山 政 史	14. 12. 3	26. 12. 2
32・33	大 西 一 史	26. 12. 3	在 任 中

5 名誉市民（秘書課）

とくとみ いちろう そほう
徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年（1955年）顕彰）

文久3年（1863年）1月25日生まれ。近世日本の先覚者、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章を受章するが戦後辞退。

昭和32年（1957年）11月2日逝去（94歳）

たかはしもり お
高橋守雄氏（昭和30年（1955年）顕彰）

明治16年（1883年）1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業など（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）を完遂。熊本市の近代化、発展、繁栄に尽くし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に尽力した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年（1957年）5月6日逝去（74歳）

ほそかわもりたつ
細川護立氏（昭和35年（1960年）顕彰）

明治16年（1883年）10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護に尽くした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲一等瑞宝章受章。

昭和45年（1970年）11月18日逝去（87歳）

ふくだれいじゅ
福田令寿氏（昭和35年（1960年）顕彰）

明治5年（1872年）12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念したほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展に尽くした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年（1973年）8月7日逝去（100歳）

うのてつと
宇野哲人氏（昭和44年（1969年）顕彰）

明治8年（1875年）11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。現在わが国における漢学関係の学者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年（1974年）2月19日逝去（98歳）

かたやまくまじ なんふう
堅山熊次（南風）氏（昭和44年（1969年）顕彰）

明治20年（1887年）9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、芸術の薫り高い作品を残した。その多くの作品には、肥後の郷土色がにじみ出ている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年（1980年）12月30日逝去（93歳）

ごとうゆうたろう ぜざん
後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年（1979年）顕彰）

明治19年（1886年）6月8日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大な功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和2年（1927年）「かわがらし」として創刊。昭和17年（1942年）に改題。）主宰をはじめ、「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年（1986年）6月4日逝去（99歳）

なかむら はまこ ていじょ
中村破魔子（汀女）氏（昭和54年（1979年）顕彰）

明治33年（1900年）4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭腦的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大な貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年（1988年）9月20日逝去（88歳）

やすながふき こ
安永路子氏（平成21年（2009年）顕彰）

大正9年（1920年）2月19日生まれ。平成10年（1998年）から長きにわたり、宮中歌会始詠進歌選者を務めた日本を代表する女流歌人であるとともに、書家としても顕著な功績を収める。熊本を活動の拠点に、歌誌「椎の木」を主宰するとともに、昭和37年（1962年）の「魚愁」から平成15年（2003年）の「褐色界」まで16にも及ぶ歌集をはじめ数多くの著作を刊行。平成3年（1991年）には歌壇の最高賞である迢空賞を受賞。熊本県教育委員会委員長、熊本県文化協会会長などの要職を歴任、本市の教育・文化の発展に大きく貢献した。勲四等瑞宝章受章。くまもと県民文化賞受賞。熊本県近代文化功労者。

平成24年（2012年）3月17日逝去（92歳）

（旧城南町）

うえつかしゅうへい
上塚周平氏（昭和50年（1975年）顕彰）

明治9年（1876年）7月12日生まれ。明治41年（1908年）に第1回移民船「笠戸丸」の監督としてブラジルに渡り、ブラジルにおける日系社会の確固たる基盤を築いた。その功績から、「ブラジル移民の父」と呼ばれ、ブラジルのサンパウロ州には氏の名前が付けられた道路や公園、橋があるほか、遺徳を称える記念碑なども残されている。

昭和10年（1935年）7月6日逝去（58歳）

うえつかつかさ
上塚司氏（昭和52年（1977年）顕彰）

明治23年（1890年）5月1日生まれ。大蔵大臣秘書官、大蔵政務次官、農商務大臣、商工大臣などの要職を務め、この間、アマゾン開発に全力を傾け、ブラジル移民の道を開いた。その後、日伯中央協会の理事や名誉顧問を歴任。ブラジル大統領から最高勲章を授与されるなど、日伯国交樹立等に対する功績が高く評価されている。

昭和53年（1978年）10月22日逝去（88歳）

はやし だまさほる
林田正治氏（昭和52年（1977年）顕彰）

明治25年（1892年）8月3日生まれ。台湾の台南州内務部長、澎湖庁長、新竹州知事を務めた後、衆議院議員、第16代熊本市長を経て参議院議員となり、北海道開発政務次官、地方行政委員長等を歴任。その業績は高く評価されている。

昭和54年（1979年）12月14日逝去（87歳）

こばやしひさお

小林久雄氏（平成元年（1989年）顕彰）

明治28年（1895年）6月4日生まれ。熊本県医師会副会長、下益城郡医師会長などを歴任し、健康保険の普及等に尽力した後、旧城南町の初代町長に就任。若くから人類学、考古学に関心があり、生涯をかけて研究された資料は「小林コレクション」と呼ばれ、約2万点の遺物が塚原歴史民俗資料館に寄贈されており、国指定重要文化財の「台付舟形土器」など、一部は現在も展示されている。

昭和36年（1961年）8月26日逝去（66歳）

とう やしゆき

東家嘉幸氏（平成12年（2000年）顕彰）

昭和2年（1927年）10月1日生まれ。衆議院議員として建設政務次官や衆議院建設常任委員会委員長などの要職を歴任。平成3年（1991年）には国土庁長官に就任した。この間、国や熊本県、旧城南町の発展のために活躍し、数々の功績を残している。

平成18年（2006年）1月26日逝去（78歳）

(旧植木町)

さかいよねぞう

境米蔵氏（昭和51年（1976年）顕彰）

明治30年（1897年）10月20日生まれ。県議会議員を経て、旧植木町初代町長（通算4期）。旧町の産業・経済発展の礎を築いた。開田事業による農業の構造改革及び企業誘致により地域の発展に貢献した。また、西南の役田原坂を公園化し、戦跡の保存・観光振興に努めた。

昭和53年（1978年）1月2日逝去（80歳）

きむらまなぶ

木村学氏（昭和58年（1983年）顕彰）

明治38年（1905年）1月21日生まれ。旧植木町教育長。徹底した住民対話型の公民館活動により地域社会の近代化に貢献した。旧植木町第4代町長として住民福祉の向上に努める一方、文芸作家として生涯にわたる執筆活動、郷土史研究により、郷土の文化振興に貢献した。

平成6年（1994年）3月21日逝去（89歳）

6 人口（総務課）

(1) 年次別人口及び世帯数（国勢調査結果）

年次	世帯数	人口			男女比 (女100人につき)	1世帯当たり 人員	備考
		総数	男	女			
明治22年	11,797	42,725					市制施行 (第1回国勢調査)
大正9年	13,787	70,388	36,661	33,727	108.7	5.1	
昭和元年	27,157	150,075	75,680	74,395	101.7	5.5	
5年	32,418	164,460	81,957	82,503	99.3	5.1	
10年	38,336	214,270	105,480	108,790	97.0	5.6	
15年	39,813	243,574	116,838	126,736	92.2	6.1	
20年	37,981	180,643	84,935	95,708	88.7	4.8	
25年	59,853	267,506	128,067	139,439	91.8	4.5	
30年	72,008	332,493	159,500	172,993	92.2	4.6	
35年	90,949	373,922	178,014	195,908	90.9	4.1	
40年	107,634	407,052	192,538	214,514	89.8	3.8	
45年	128,559	440,020	206,854	233,166	88.7	3.4	
50年	153,540	488,166	231,188	256,978	90.0	3.2	
55年	180,239	525,662	251,011	274,651	91.4	2.9	
60年	194,486	555,719	265,037	290,682	91.2	2.9	
平成2年	211,207	579,306	275,424	303,882	90.6	2.7	
7年	246,700	650,341	310,118	340,223	91.2	2.6	
12年	260,672	662,012	314,455	347,557	90.5	2.5	
17年	270,530	669,603	316,048	353,555	89.4	2.5	
22年	302,413	734,474	344,291	390,183	88.2	2.4	
27年	315,456	740,822	348,470	392,352	88.8	2.3	

(注) 明治22年は4月1日現在の人口である。

(2) 人口の動態

区分	年	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
自然増		314	△ 54	△ 227	△ 132	△ 941
社会増		△ 9	△ 1,326	696	△ 82	536
計		305	△ 1,380	469	△ 214	△ 405

(注) 各年1月1日から12月31日までの動態

(3) 産業別15歳以上就業者数

区分	調査年次	平成22年国調				区分	調査年次	平成27年国調			
		総数	構成比(%)	男	女			総数	構成比(%)	男	女
総数		734,474	—	344,291	390,183	総数		740,822	—	348,470	392,352
昼間人口		757,093	—	354,251	402,842	昼間人口		756,852	—	353,785	403,067
15歳以上人口		620,785	—	286,243	334,542	15歳以上人口		630,147	—	291,696	338,451
就業者総数		334,217	100	178,812	155,405	就業者総数		340,861	100	180,154	160,707
第1次産業		12,280	3.7	7,040	5,240	第1次産業		12,472	3.7	7,233	5,239
農業		11,318	3.4	6,362	4,956	農業		11,473	3.4	6,565	4,908
林業		237	0.1	209	28	林業		262	0.1	211	51
漁業		725	0.2	469	256	漁業		737	0.2	457	280
第2次産業		53,403	16.0	38,906	14,497	第2次産業		55,443	16.3	40,151	15,292
鉱業		33	0.0	26	7	鉱業, 採石業, 砂利採取業		22	0	17	5
建設業		23,924	7.2	19,821	4,103	建設業		24,184	7.1	19,743	4,441
製造業		29,446	8.8	19,059	10,387	製造業		31,237	9.2	20,391	10,846
第3次産業		251,965	75.4	124,506	127,459	第3次産業		257,637	75.6	124,789	132,848
電気・ガス・熱供給・水道業		1,424	0.4	1,225	199	電気・ガス・熱供給・水道業		1,435	0.4	1,240	195
情報通信業		6,795	2.0	4,518	2,277	情報通信業		7,239	2.1	4,922	2,317
運輸業		14,430	4.3	12,158	2,272	運輸・郵便業		12,836	3.8	10,832	2,004
卸売・小売業		63,230	18.9	31,196	32,034	卸売・小売業		57,691	16.9	28,012	29,679
金融・保険業		10,104	3.0	4,845	5,259	金融・保険業		9,840	2.9	4,715	5,125
不動産業		6,987	2.0	3,998	2,989	不動産業・物品賃貸業		7,921	2.3	4,567	3,354
不動産業		10,782	3.2	6,893	3,889	学術研究, 専門・技術サービス業		11,533	3.4	7,249	4,284
飲食店、宿泊業		21,912	6.6	8,419	13,493	宿泊業, 飲食サービス業		20,610	6	8,115	12,495
医療、福祉		13,667	4.0	5,654	8,013	生活関連サービス業, 娯楽業		13,179	3.9	5,321	7,858
教育、学習支援業		18,160	5.4	8,360	9,800	教育、学習支援業		18,825	5.5	8,455	10,370
複合サービス事業		45,363	13.57	11,232	34,131	医療、福祉		53,806	15.8	14,015	39,791
サービス業(他に分類されないもの)		2,133	0.6	1,270	863	複合サービス事業		3,371	1	2,182	1,189
サービス業(他に分類されないもの)		19,511	5.8	11,195	8,316	サービス業(他に分類されないもの)		21,427	6.3	11,696	9,731
公務(他に分類されないもの)		17,467	5.2	13,543	3,924	公務(他に分類されないもの)		17,924	5.3	13,468	4,456
分類不能の産業		16,569	5.0	8,360	8,209	分類不能の産業		15,309	4.5	7,981	7,328

(注) 平成22年国調はH19年日本標準産業分類改訂、平成27年国調はH25年日本標準産業分類改訂

(注) 単位未満は4捨5入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

(4) 校区別人口及び世帯数

(平成 27 年国勢調査)

校区	人口	男	女	世帯数	校区	人口	男	女	世帯数
総数	740,822	348,470	392,352	315,456	小島	6,535	3,082	3,453	2,322
中央区計	186,834	87,298	99,536	95,931	中島	3,635	1,719	1,916	1,144
壺川	9,801	4,516	5,285	4,624	芳野	1,968	903	1,065	608
碩台	7,002	3,047	3,955	4,151	河内	4,216	1,996	2,220	1,236
白川	8,205	3,767	4,438	4,827	南区計	128,398	60,275	68,123	47,430
城東	2,897	1,258	1,639	1,733	日吉	8,467	3,952	4,515	3,547
慶徳	4,202	1,931	2,271	2,833	川尻	8,264	3,871	4,393	3,313
一新	9,779	4,284	5,495	4,979	力合	7,904	3,660	4,244	2,897
五福	3,876	1,660	2,216	2,103	御幸	11,602	5,330	6,272	4,012
向山	10,591	5,004	5,587	5,321	田迎	5,429	2,526	2,903	2,168
黒髪	16,155	8,237	7,918	9,670	城南	6,277	2,879	3,398	2,718
大江	11,033	5,234	5,799	6,041	田迎南	8,010	3,848	4,162	2,971
本荘	3,864	1,750	2,114	2,469	飽田東	7,130	3,345	3,785	2,592
春竹	15,100	6,950	8,150	7,480	飽田南	2,302	1,048	1,254	689
出水	9,462	4,217	5,245	4,924	飽田西	2,422	1,142	1,280	789
砂取	10,035	4,570	5,465	4,633	中緑	970	454	516	334
託麻原	18,256	9,263	8,993	9,441	錢塘	2,144	1,016	1,128	688
帯山	14,365	6,687	7,678	6,348	奥古閑	3,059	1,435	1,624	939
白山	11,451	5,329	6,122	5,609	川口	1,885	916	969	661
帯山西	8,628	4,004	4,624	3,855	日吉東	7,156	3,426	3,730	3,055
出水南	12,132	5,590	6,542	4,890	富合	9,794	4,629	5,165	3,206
東区計	190,451	90,096	100,355	78,406	杉上	6,393	3,027	3,366	2,141
画図	13,917	6,418	7,499	5,259	隈庄	8,661	4,081	4,580	3,038
健軍	12,254	5,732	6,522	5,504	豊田	6,456	3,078	3,378	2,234
秋津	12,449	5,793	6,656	4,971	田迎西	7,320	3,475	3,845	2,855
泉ヶ丘	6,342	2,913	3,429	2,800	力合西	6,753	3,137	3,616	2,583
若葉	5,258	2,380	2,878	2,329	北区計	142,280	67,446	74,834	54,825
尾ノ上	12,908	5,922	6,986	5,608	清水	11,467	5,249	6,218	4,911
西原	14,233	6,802	7,431	6,612	龍田	10,747	5,207	5,540	4,231
託麻東	13,874	6,783	7,091	5,011	城北	9,612	5,082	4,530	3,496
託麻西	16,294	7,866	8,428	6,847	高平台	13,303	6,233	7,070	5,497
託麻北	8,982	4,298	4,684	3,477	楠	6,073	2,822	3,251	2,550
桜木	7,253	3,371	3,882	3,044	麻生田	8,607	3,911	4,696	3,403
東町	8,170	4,063	4,107	3,138	武蔵	6,562	3,074	3,488	2,652
月出	10,611	4,930	5,681	5,135	弓削	5,490	2,663	2,827	2,248
健軍東	4,493	2,130	2,363	1,825	楡木	7,301	3,360	3,941	2,949
託麻南	14,053	6,777	7,276	5,254	川上	10,252	4,852	5,400	3,829
山ノ内	9,742	4,606	5,136	3,989	西里	7,326	3,445	3,881	2,664
長嶺	12,988	6,141	6,847	5,130	北部東	10,348	4,837	5,511	3,904
桜木東	6,630	3,171	3,459	2,473	植木	4,210	2,008	2,202	1,567
西区計	92,859	43,355	49,504	38,864	山本	2,069	1,001	1,068	677
古町	3,226	1,508	1,718	1,651	田原	2,200	1,020	1,180	706
春日	7,221	3,475	3,746	3,402	菱形	4,769	2,244	2,525	1,692
城西	12,288	5,547	6,741	5,093	桜井	5,990	2,872	3,118	2,117
花園	10,713	4,918	5,795	4,892	山東	4,106	1,997	2,109	1,483
池田	13,894	6,751	7,143	6,865	吉松	3,245	1,544	1,701	1,124
白坪	11,649	5,326	6,323	5,271	田底	2,589	1,160	1,429	878
高橋	444	211	233	190	龍田西	6,014	2,865	3,149	2,247
池上	6,199	2,872	3,327	2,355					
城山	10,871	5,047	5,824	3,835					

※平成 27 年国勢調査の町丁別人口及び世帯数を、平成 29 年 4 月の行政区による校区ごとに熊本市総務課が独自集計したもの。

議 会

1	議 員 名 簿	15
2	歴 代 議 長 ・ 副 議 長	16
3	議 会 構 成	17
4	議 会 活 性 化 の 取 組 み	18
5	熊本市議会災害対策会議・ 新型コロナウイルス感染症 対 策 会 議 の 設 置	18
6	委 員 会 等	19
7	各 種 委 員	20
8	報 酬 等	21
9	議 会 活 動 状 況	22
10	議 会 事 務 局	24

1 議員名簿

定数 48名 現員数 48名

会派別内訳	熊本自由民主党市議団	15	公明党熊本市議団	8
	自由民主党熊本市議団	12	日本共産党熊本市議団	2
	市民連合	8	無所属議員	3

※会派とは、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員の集団のことである。

※無所属議員は、本市議会において会派に属していない議員のことである。

(令和2年6月9日現在)

選挙区	議席番号	氏名	会派	当選回数	選挙区	議席番号	氏名	会派	当選回数
中央	議長 1	紫垣 正仁	熊本自由民主党市議団	4	南	25	浜田 大介	公明党熊本市議団	3
中央	副議長 2	上田 芳裕	市民連合	4	東	26	井本 正広	公明党熊本市議団	3
中央	3	山本 浩之	熊本自由民主党市議団	1	西	27	藤永 弘	公明党熊本市議団	3
西	4	北川 哉	無所属議員	1	北	28	原口 亮志	熊本自由民主党市議団	4
西	5	古川 智子	自由民主党熊本市議団	1	北	29	田中 敦朗	熊本自由民主党市議団	4
西	6	島津 哲也	市民連合	1	北	30	小佐井 賀瑞宜	自由民主党熊本市議団	3
東	7	吉田 健一	公明党熊本市議団	1	南	31	寺本 義勝	自由民主党熊本市議団	3
北	8	伊藤 和仁	公明党熊本市議団	1	中央	32	原 亨	自由民主党熊本市議団	4
南	9	平江 透	熊本自由民主党市議団	1	中央	33	大石 浩文	自由民主党熊本市議団	5
北	10	荒川 慎太郎	自由民主党熊本市議団	1	中央	34	村上 博	市民連合	5
東	11	齊藤 博	自由民主党熊本市議団	1	東	35	那須 円	日本共産党熊本市議団	4
北	12	田島 幸治	自由民主党熊本市議団	1	北	36	園川 良二	公明党熊本市議団	3
東	13	日隈 忍	自由民主党熊本市議団	1	南	37	澤田 昌作	熊本自由民主党市議団	5
北	14	吉村 健治	市民連合	1	中央	38	田尻 善裕	熊本自由民主党市議団	5
東	15	山内 勝志	市民連合	1	東	39	満永 寿博	熊本自由民主党市議団	5
東	16	緒方 夕佳	無所属議員	2	南	40	田中 誠一	熊本自由民主党市議団	6
中央	17	高瀬 千鶴子	公明党熊本市議団	1	西	41	津田 征士郎	熊本自由民主党市議団	6
中央	18	三森 至加	公明党熊本市議団	2	東	43	藤山 英美	熊本自由民主党市議団	7
南	19	大寫 澄雄	熊本自由民主党市議団	2	西	44	落水 清弘	熊本自由民主党市議団	9
東	20	光永 邦保	熊本自由民主党市議団	2	東	45	倉重 徹	自由民主党熊本市議団	5
中央	21	高本 一臣	熊本自由民主党市議団	3	東	46	三島 良之	自由民主党熊本市議団	5
北	22	福永 洋一	市民連合	3	北	47	坂田 誠二	自由民主党熊本市議団	7
南	23	西岡 誠也	市民連合	3	南	48	白河部 貞志	無所属議員	5
東	24	田上 辰也	市民連合	3	中央	49	上野 美恵子	日本共産党熊本市議団	6

2 歴代議長・副議長

議長				副議長			
代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	有馬源内	明治 22. 4.26	明治 24. 1.21	1	下田一直	明治 22. 4.26	明治 24.1.21
2	興津景章	〃 24. 1.22	〃 28. 5.13	2	下田耕造	〃 24. 1.22	〃 31. 5.22
3	河原惟親	〃 28. 5.14	〃 31. 5.22	3	片山甚十郎	〃 31. 5.23	〃 32. 2. 7
4	吉永為己	〃 31. 5.23	〃 36. 2. 5	4	林定男	〃 32. 2. 8	〃 36. 2. 5
5	山田珠一	〃 36. 2. 6	〃 37. 4.30	5	出田彦太郎	〃 36. 2. 6	〃 36. 2.11
6	吉永為己	〃 37. 5.27	大正 2. 4.30	6	園部交雅	〃 36. 2.12	〃 36. 5.11
7	林千八	大正 2. 5.10	〃 6. 4.30	7	板垣正軌	〃 36. 5.12	〃 37. 2.12
8	山隈康	〃 6. 5.15	〃 10. 9.30	8	有働格四郎	〃 37. 2.13	〃 40.11. 4
9	迫源次郎	〃 10.10.14	〃 14. 9.30	9	板垣正軌	〃 40.11.14	〃 42. 1.27
10	山隈康	〃 14.10.12	昭和 9. 5. 7	10	河田巖	〃 42. 1.28	大正 2. 4.30
11	平野龍起	昭和 9. 5. 8	〃 17. 6.14	11	井場熊喜	大正 2. 5.10	〃 6. 4.30
12	佐藤真佐男	〃 17. 7.23	〃 22. 4.29	12	峽謙齋	〃 6. 5.15	〃 7. 3.10
13	佐藤真佐男	〃 22. 6. 9	〃 23. 4. 7	13	藤野乱	〃 7. 3.11	〃 10. 9.30
14	大塚勇次郎	〃 23. 6. 5	〃 26. 4.29	14	水上誠規	〃 10.10.14	〃 14. 9.30
15	大塚勇次郎	〃 26. 5.15	〃 30. 4.30	15	河田巖	〃 14.10.12	昭和 4. 9.30
16	兼坂安次	〃 30. 5.21	〃 34. 4. 8	16	平野龍起	昭和 4.10.12	〃 9. 5. 7
17	打出信行	〃 34. 6.12	〃 36. 3.24	17	橋本寿七	〃 9. 5. 8	〃 17. 5.20
18	寸坂幸夫	〃 36. 3.24	〃 38. 4.30	18	西郷一恵	〃 17. 6.11	〃 22. 4.29
19	阿部次郎	〃 38. 5.18	〃 40. 3.18	19	大塚勇次郎	〃 22. 6. 9	〃 23. 6. 5
20	井上常八	〃 40. 3.18	〃 40.12. 7	20	加川恒次	〃 23. 6. 5	〃 26. 4.29
21	石井辰雄	〃 41. 7. 4	〃 42. 4.30	21	北野利民	〃 26. 5.15	〃 28. 9. 5
22	阿部次郎	〃 42. 5.20	〃 43. 7. 3	22	上野勉	〃 28. 9.25	〃 30. 4.30
23	坂梨日露	〃 43. 7.13	〃 45.12. 4	23	森光吉	〃 30. 5.21	〃 32.12.28
24	黒田弥一郎	〃 45.12. 4	〃 46. 4.30	24	吉村貞次	〃 34. 6.12	〃 35. 3.21
25	落水清	〃 46. 5.20	〃 48. 6. 6	25	坂梨日露	〃 35. 3.21	〃 37. 7. 9
26	古川国雄	〃 48. 6. 6	〃 50. 4.30	26	吉村貞次	〃 37. 7. 9	〃 38. 4.30
27	紫垣正良	〃 50. 5.16	〃 52. 6. 4	27	石井辰雄	〃 38. 5.18	〃 41. 7. 4
28	上田堅太	〃 52. 6. 4	〃 54. 4.30	28	吉村貞次	〃 41. 7. 4	〃 42. 4.30
29	島永慶孝	〃 54. 5.14	〃 56.12. 8	29	佐藤寿子	〃 42. 5.20	〃 44. 3.24
30	藤山増美	〃 56.12. 8	〃 58. 4.30	30	古川国雄	〃 44. 3.25	〃 44. 6.28
31	宮原光男	〃 58. 5.18	〃 60. 9. 6	31	岩尾恵	〃 44. 9.13	〃 46. 4.30
32	大石文夫	〃 60. 9. 6	〃 61.12.15	32	阪本富	〃 46. 5.20	〃 48. 6. 6
33	内田幸吉	〃 61.12.15	〃 62. 4. 3	33	荒木昇	〃 48. 6. 6	〃 50. 4.30
34	西村建治	〃 62. 5.22	〃 63.12.16	34	藤山増美	〃 50. 5.16	〃 52. 6. 4
35	村上春生	〃 63.12.16	平成 2. 3.26	35	矢野昭三	〃 52. 6. 4	〃 54. 4.30
36	矢野昭三	平成 2. 3.26	〃 3. 4.30	36	上妻重蔵	〃 54. 5.14	〃 56.12. 8
37	嶋田幾雄	〃 3. 5.17	〃 5.12. 3	37	田尻武男	〃 56.12. 8	〃 58. 4.30
38	中村徳生	〃 5.12. 3	〃 7. 4.30	38	白石正義	〃 58. 5.18	〃 60. 9. 6
39	荒木哲美	〃 7. 5.19	〃 9. 3.27	39	北口政義	〃 60. 9. 6	〃 61.12.15
40	主海偉佐雄	〃 9. 3.27	〃 11. 4.30	40	吉村潔	〃 61.12.15	〃 62. 4.30
41	江藤正行	〃 11. 5.21	〃 13. 6. 8	41	竹本勇	〃 62. 5.22	〃 63.12.16
42	白石正	〃 13. 6. 8	〃 14. 6.18	42	村上裕人	〃 63.12.16	平成 2. 3.26
43	宮原政一	〃 14. 6.18	〃 15. 4.30	43	佐藤公平	平成 2. 3.26	〃 3. 4.30
44	落水清弘	〃 15. 5.23	〃 16. 9. 7	44	西田続	〃 3. 5.17	〃 5.12. 3
45	古川泰三	〃 16. 9. 7	〃 17.12.20	45	伊形寛治	〃 5.12. 3	〃 7. 4.30
46	税所史熙	〃 17.12.20	〃 19. 4.30	46	宮原正一	〃 7. 5.19	〃 9. 3.27
47	牛嶋弘	〃 19. 5.24	〃 20.12.22	47	中沢誠	〃 9. 3.27	〃 11. 4.30
48	竹原孝昭	〃 20.12.22	〃 22. 3. 2	48	鈴木昌彦	〃 11. 5.21	〃 13. 6. 8
49	坂田誠二	〃 22. 3. 2	〃 23. 4.30	49	岡田健士	〃 13. 6. 8	〃 14. 6.18
50	津田征士郎	〃 23. 5.23	〃 25. 3.26	50	奥田光弘	〃 14. 6.18	〃 15. 4.30
51	齊藤聰	〃 25. 3.26	〃 26. 3.24	51	竹原孝昭	〃 15. 5.23	〃 16. 9. 7
52	三島良之	〃 26. 3.24	〃 27. 4.30	52	家入安弘	〃 16. 9. 7	〃 17.12.20
53	満永寿博	〃 27. 5.13	〃 28. 3.24	53	田尻清輝	〃 17.12.20	〃 19. 4.30
54	澤田昌作	〃 28. 3.24	〃 30. 3.26	54	磯道文徳	〃 19. 5.24	〃 21. 3.25
55	くつき信哉	〃 30. 3.26	〃 31. 4.30	55	田中誠一	〃 21. 3.25	〃 23. 4.30
56	倉重徹	令和 1. 5.15	令和 2. 6. 9	56	田尻将博	〃 23. 5.23	〃 25. 3.26
57	紫垣正仁	令和 2. 6. 9	在任中	57	鈴木弘	〃 25. 3.26	〃 27. 4.30
				58	藤岡照代	〃 27. 5.13	〃 29. 3.24
				59	藤山英美	〃 29. 3.24	〃 30. 3.26
				60	田辺正信	〃 30. 3.26	〃 31. 4.30
				61	上田芳裕	令和 1. 5.15	在任中

3 議会構成

(1) 議員数

定数 48人 (平成25年12月25日議決)

現員数 48人

(2) 年齢別

(令和2年6月9日現在)

年齢 \ 会派	熊本自民	自民党	市民連合	公明党	共産党	無所属	計
25～30							0
31～40	1			1		1	3
41～50	3	3	1	2	1	1	11
51～60	3	5	3	3			14
61～70	3	3	4	2	1	1	14
71歳以上	5	1					6
計	15	12	8	8	2	3	48
平均年齢	60	58	60	53	53	51	58

(3) 当選回数別

(令和2年6月9日現在)

回数 \ 会派	熊本自民	自民党	市民連合	公明党	共産党	無所属	計
1	2	5	3	3		1	14
2	2			1		1	4
3	1	2	3	4			10
4	3	1	1		1		6
5	3	3	1			1	8
6	2				1		3
7	1	1					2
8							0
9	1						1
計	15	12	8	8	2	3	48

4 議会活性化の取組み

概況

熊本市議会は、明治22年の発足以来、言論の府として二元代表制の一翼を担い、執行機関との緊密な連携及び協議を通じてその役割を果たしてきた。しかし、近年の地方分権の推進という流れや、市民ニーズのさらなる多様化により、議会の変革が、地方議会においても検討されている。

本市議会としては、地方自治の実現のために、市民の負託にこたえるべく一層の自己変革が求められていることを強く自覚し、市民を代表するものとして、時代と意識の変化に対応しながら、本市の未来を見据えた活動を行うこととしている。

そこで、本市議会は、最終意思決定機関としてだけでなく、市民と市の未来に向けて、その職責をより果たせる議会となるために、市民参加と情報公開を柱とした新たな議会の構築を目指し、様々な取組みを行っている。

取組み事項

項 目	導 入 時 期	内 容
常任委員会としての 予算決算委員会の設置	平成22年3月	これまでの予算特別委員会、決算特別委員会を改め、常任委員会として、予算決算委員会を設置した。平成24年には、議会棟2階の一面を調整し、予算決算委員会室及び付随する議運・理事会室を整備した。
政務活動費及び 市議会議員の資産公開	平成24年3月	議会活性化特別委員会において、条例等の整備を行った後、議会図書室にて公開している。また、政務活動費については、令和2年8月末より市議会ホームページでも公開している。
市議会ホームページの リニューアル及び市議会 フェイスブックの導入	平成24年4月	議会広報委員会において、魅力あるホームページになるよう検討し、リニューアルを行った。併せて、熊本市議会フェイスブックページを開設し、ホームページの更新情報等を公開している。
議会図書室の整備	平成24年10月	市民や一般職員に対して開放することを前提に、より利用し易いよう移転及び室内環境の整備を行った。また、図書専門の嘱託職員を雇用し、議員の政策調査に対応できる体制を整備した。
議会顧問弁護士の設置	平成26年4月	議会運営上の諸問題の処理に資するため、議会顧問弁護士を設置した。
代表質問の実施	平成27年6月	会派の主義主張、政策等に関し、会派の代表者による質問を行うため、代表質問を実施することとした。
タブレット端末の導入	平成30年4月	タブレット端末を活用した情報共有及びペーパーレス化を目的とし、全議員にタブレット端末を配布し、令和元年（2019年）6月より、本会議・委員会等での活用を開始した。
出退表示システムの導入	平成30年12月	議会棟内の5箇所に液晶モニターを設置。議員がタッチパネル方式で出退を明示。本市職員は配備されているパソコンのポータルサイトより議員の出退状況の確認が可能となった。

5 熊本市議会災害対策会議・新型コロナウイルス感染症対策会議の設置

熊本市議会は、平成28年熊本地震を受け、議会として、共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的として、熊本市議会災害対策会議を設置した。

また、令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生に際しては、熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を設置し、関連情報の収集、市長への緊急提言などを実施している。

6 委員会等

(1) 常任委員会

(令和2年6月9日現在)

名称(定数)	正・副委員長	委員	所管事項
予算決算委員会 (48)	(正) 澤田 昌作 (副) 園川 良二	正副委員長を除く全議員	予算及びこれに関連する事項 決算及びこれに関連する事項
総務委員会 (8)	(正) 高本 一臣 (副) 西岡 誠也	上田 芳裕 大石 浩文 三森 至加 満 永博 原 亨 田中 誠一	政策局、総務局、財政局、都市政策研究所、 会計総室、消防局、選挙管理委員会、監査委員、 人事委員会、議会事務局の所管に属する 事項、他の常任委員会の所管に属しない事項
教育市民委員会 (8)	(正) 小佐井賀瑞宜 (副) 田中 敦朗	紫垣 正仁 田上 辰也 山本 浩之 浜田 大介 荒川 慎太郎 上野 美恵子	文化市民局、教育委員会の所管に属する事項
厚生委員会 (8)	(正) 井本 正広 (副) 村上 博	古川 智子 高瀬 千鶴子 平江 透 那須 円 齊藤 博 藤山 英美	健康福祉局、病院局の所管に属する事項
環境水道委員会 (8)	(正) 福永 洋一 (副) 三島 良之	北川 哉 日隈 忍 島津 哲也 澤田 昌作 吉田 健一 田尻 善裕	環境局、上下水道局の所管に属する事項
経済委員会 (8)	(正) 大畷 澄雄 (副) 園川 良二	田島 幸治 津田 征士郎 吉村 健治 倉重 徹 緒方 夕佳 白河部 貞志	経済観光局、農水局、農業委員会の所管に属 する事項
都市整備委員会 (8)	(正) 寺本 義勝 (副) 藤永 弘	伊藤 和仁 原口 亮志 山内 勝志 落水 清弘 光永 邦保 坂田 誠二	都市建設局、交通局の所管に属する事項

※財政局、会計総室、監査委員、病院局、上下水道局、交通局の所管事項については、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。

(2) 議会運営委員会

(令和2年6月24日現在)

名称(定数)	正・副委員長	委員
議会運営委員会 (13)	(正) 原口 亮志 (副) 西岡 誠也	光永 邦保 原 亨 福永 洋一 澤田 昌作 井本 正広 津田 征士郎 藤永 弘 三島 良之 田中 敦朗 坂田 誠二 小佐井賀瑞宜

(3) 特別委員会

(令和2年6月24日現在)

名称(定数)	正・副委員長	委員	設置目的	設置年月日
庁舎整備に関する 特別委員会 (12)	(正) 澤田 昌作 (副) 浜田 大介	齊藤 博 寺本 義勝 日隈 忍 村上 善博 高本 一臣 田尻 善裕 西岡 誠也 落水 清弘 藤永 弘 上野 美恵子	本庁舎に求められる機能と在 り方及びこれに係る諸問題に 関する調査を行うこと。	令和 .5.15
大都市税財政制度・都市 問題等特別委員会 (12)	(正) 大石 浩文 (副) 田上 辰也	伊藤 和仁 小佐井賀瑞宜 田島 幸治 満 永博 大畷 澄雄 田中 誠一 福永 洋一 藤山 英美 井本 正広 三島 良之	大都市における税財政制度及 び都市問題に関する調査を行 うこと。	令和 .5.15

(4) 協議等の場（地方自治法第100条第12項）

(令和2年6月22日現在)

名 称（定数）	正・副委員長等	構 成 員	設 置 目 的
議 員 全 員 会 議 (48)		全 議 員	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため
予算決算委員会理事会 (10)	(正) 満 永 寿 博 (副) 田 上 辰 也	山 内 勝 志 小 佐 井 賀 瑞 宜 浜 田 大 介 寺 本 義 勝 井 本 正 広 落 水 清 弘 澤 田 昌 作 園 川 良 二 (予 算 決 算 副 委 員 長) 委 員 長)	予算決算委員会の運営に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
議 会 広 報 委 員 会 (10)	(正) 三 森 至 加 (副) 光 永 邦 保	山 本 浩 之 荒 川 慎 太 郎 古 川 智 子 齊 藤 博 島 津 哲 也 吉 村 健 治 吉 田 健 一 田 中 敦 朗	議会の広報に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
議 会 活 性 化 検 討 会 (10)	(正) 原 亨 (副) 福 永 洋 一	古 川 智 子 高 本 一 臣 平 江 透 西 岡 誠 也 荒 川 慎 太 郎 藤 永 弘 高 瀬 千 鶴 子 田 尻 善 裕	議会活性化のための諸改革に関し協議又は調整を行うため

7 各種委員

(令和2年7月9日現在)

名 称	議員数	任 期	委 員 名
監 査 委 員	2	議員の任期中	村 上 博 三 島 良 之
都 市 計 画 審 議 会 委 員	6	議員の任期中	三 森 至 加 大 嶋 澄 雄 高 本 一 臣 田 上 辰 也 寺 本 義 勝 坂 田 誠 二
町 界 町 名 審 議 会 委 員	5	2 年	山 本 浩 之 北 川 哉 平 江 透 田 島 幸 治 那 須 円
青 少 年 問 題 協 議 会 委 員	2	議員の任期中	原 亨 白 河 部 貞 志
ホ テ ル 等 建 築 審 査 会 委 員	2	2 年	緒 方 夕 佳 田 尻 善 裕
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員	3	3 年	藤 永 弘 原 口 亮 志 三 島 良 之
社 会 福 祉 審 議 会 委 員 (民 生 委 員 審 査 専 門 分 科 会 所 属)	1	3 年	田 中 誠 一
公 共 交 通 協 議 会 委 員	7	2 年	光 永 邦 保 西 岡 誠 也 田 上 辰 也 浜 田 大 介 井 本 正 広 大 石 浩 文 田 尻 善 裕
山 鹿 植 木 広 域 行 政 事 務 組 合 議 会 議 員	4	議員の任期中	福 永 洋 一 田 中 敦 朗 小 佐 井 賀 瑞 宜 園 川 良 二

8 報酬等

(1) 報酬及び期末手当

区 分	現 行 報 酬 月 額	適 用 年 月 日	改 正 前 報 酬 月 額	適 用 年 月 日	議 員 期 末 手 当
議 長	820,000 円	平 31.4.1	819,000 円	令 2.4.1	6 月 1700/1000
副 議 長	746,000 円		745,000 円		12 月 1700/1000
議 員	676,000 円		675,000 円		(傾斜配分 20/100 加算)

(2) 費用弁償

市議会議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、議会棟から当該市議会議員の住所までの直線距離の区分に応じ費用弁償として支給するもの。

支 給 対 象	適 用 年 月 日	直 線 距 離 の 区 分 及 び 支 給 額
本 会 議 常 任 委 員 会 特 別 委 員 会 議 会 運 営 委 員 会	平成 19 年 9 月 6 日	4 キロメートル未満 日額 5,000 円 4 キロメートル以上 8 キロメートル未満 日額 6,000 円 8 キロメートル以上 日額 7,000 円 (公用車を利用して出席したときは 2 分の 1 の額)
議 員 全 員 会 議 予 算 決 算 委 員 会 理 事 会	平成 22 年 3 月 2 日	
議 会 広 報 委 員 会	平成 23 年 7 月 1 日	
議 会 活 性 化 検 討 会	平成 27 年 5 月 13 日	

(3) 政務活動費

市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付するもの。

交 付 対 象	交 付 額 及 び 方 法	収 支 報 告	適 用 年 月 日
議 員 又 は 会 派	月額 200,000 円とし、一会計年度の半期ごとに交付の最初の月に当該半期に属する月数分を交付 上半期 1,200,000 円 下半期 1,200,000 円	交付を受けた議員及び経理責任者は、収支報告書を 4 月 30 日までに議長に提出 領収書等の書類の写しを、収支報告書と併せて議長に提出	平成 27 年 3 月 6 日

※収支報告書について、第三者機関に確認業務を委託している。

9 議会活動状況

(1) 本会議開催状況

(平成31年・令和元年)

会議	区分	会 期	本会議日数	会 議 時 間 数	傍 聴 人 数
第1回定例会		2.18～3.8 (19日間)	6日	12時間25分	399人
第1回臨時会		5.15 (1日間)	1日	1時間22分	20人
第2回定例会		6.14～7.2 (19日間)	6日	13時間50分	315人
第3回定例会		9.3～10.2 (30日間)	7日	16時間42分	496人
第4回定例会		11.28～12.18 (21日間)	7日	17時間34分	240人
合計		(90日間)	27日	61時間53分	1,470人

(2) 本会議審議状況

(平成31年・令和元年)

	市 長 提 出 議 案								議 員 提 出 議 案					そ の 他									
	条 例	予 算	決 算	契 約 締 結	財 産 取 得 処 分	専 決 処 分	公 務 員 任 命	そ の 他	計	条 例	会 議 規 則	意 見 書	決 議	懲 罰	計	動 議	請 求	諮 問	請 願	質 問	選 挙	調 査	議 員 派 遣
1 定 例	33	38		2			3	30	106			5			5				1	8			
1 臨 時						1	3		4	1					1	2					5		
2 定 例	12	3		3	1	1	12	15	47	1		9			10			6		8			2
3 定 例	22	1	6	2	2		4	24	61		1	6			7				1	10			2
4 定 例	10	11		6	1			43	71			8			8			9		10			
計	77	53	6	13	4	2	22	112	289	1	2	28			31	2		15	2	36	5		4
可 決	77	53		13	4			112	259	1	2	15			18	2							4
可決及び認定			4						4														
修 正 可 決																							
否 決												13			13								
承 認						2			2														
同 意							21		21														
同 意 し な い							1		1														
認 定			2						2														
異 議 が な い																		15					
採 択																							
不 採 択																			2				
継 続 審 査																							
審 議 未 了																							
撤 回																							
了 承																							
許 可																							
議 決 不 要																							
計	77	53	6	13	4	2	22	112	289	1	2	28	0	0	31	2	0	15	2	0	0	0	4

(3) 委員会審査状況

(平成 31 年・令和元年)

委員会別	区分	開催回数	市長提出議案								議員提案		請願	陳情	計
			予算	決算	条例	契約	財産取得処分等	専決処分	その他	計	条例	その他			
	予算決算	10 (0)	53	6	46	3	1	1	4	114					
分科会	総務	4 (0)													
	教育市民	4 (0)													
	厚生	4 (0)													
	環境水道	4 (0)													
	経済	4 (0)													
	都市整備	4 (0)													
	総務	7 (1)			7	10	3		2	22			2	8	10
	教育市民	7 (1)			3				11	14				5	5
	厚生	7 (2)			8				1	9				19	19
	環境水道	7 (1)			1				1	2				2	2
	経済	7 (2)			1				4	5				5	5
	都市整備	9 (3)			5	1	1		87	94				1	1
	経済委員会・都市整備委員会連合審査会	1 (1)													
	議会運営委員会	14 (7)												2	2
	庁舎整備に関する特別委員会	8 (4)													0
	大都市税財政制度・都市問題等特別委員会	4 (0)													0
	計	105 (22)	53	6	71	14	5	1	110	260	0	0	2	42	44

※開催回数の（ ）内は定例会閉会中の委員会開催分（再掲）

10 議会事務局

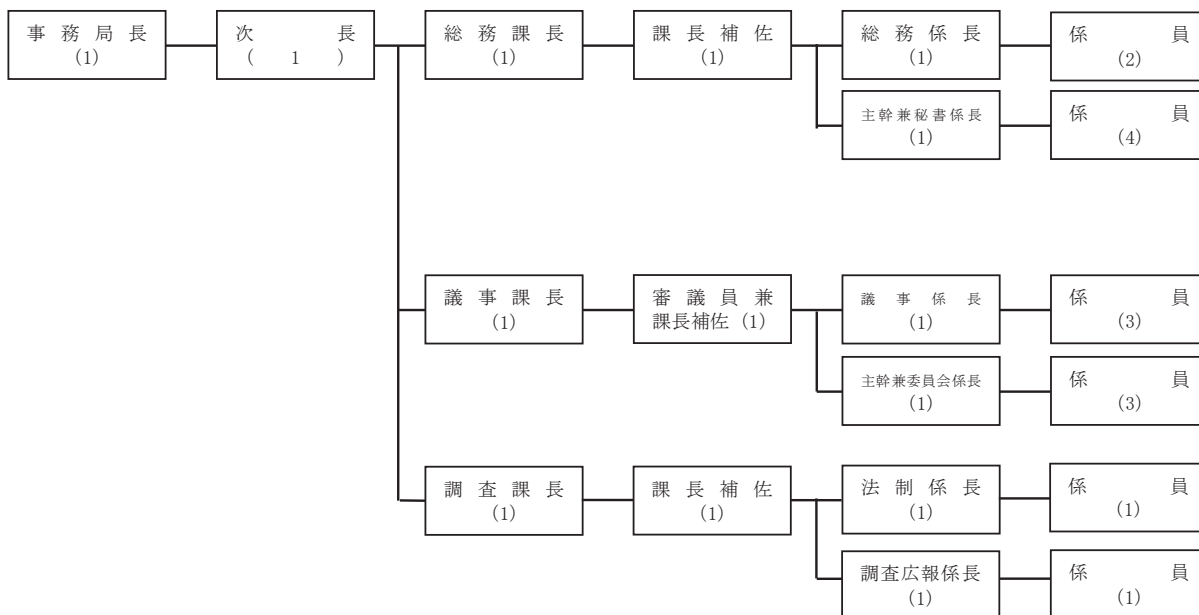
(1) 事務分掌

総務課	議事課	調査課
<ul style="list-style-type: none"> ① 公印の保管に関する事。 ② 文書の発受及び整理、保存に関する事。 ③ 秘書及び渉外に関する事。 ④ 予算及び決算に関する事。 ⑤ 議員の身分、辞職及び補欠に関する事。 ⑥ 議員の議員報酬、費用弁償及びその他の給与に関する事。 ⑦ 議員共済会に関する事。 ⑧ 職員の人事厚生及び服務に関する事。 ⑨ 職員の給与等及び旅費に関する事。 ⑩ 儀式及び交際に関する事。 ⑪ 議長会及び局長会等に関する事。 ⑫ 議会関係規程（総務課の所管に属するものに限る。）の制定及び改廃に関する事。 ⑬ 議場その他議会関係各室の管理に関する事。 ⑭ 物品の出納、保管に関する事。 ⑮ 乗用自動車に関する事。 ⑯ 他の課の所管に属しない事。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 本会議に関する事。 ② 議案その他会議に関する文書に関する事。 ③ 請願書及び陳情書に関する事。 ④ 委員会に関する事。 ⑤ 公聴会に関する事。 ⑥ 会議録の編集に関する事。 ⑦ 議会関係規程（議事課の所管に属するものに限る。）の制定及び改廃に関する事。 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、議事運営に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 政務活動に関する事。 ② 議会広報に関する事。 ③ 行政調査に関する事。 ④ 資料の収集整理及び保管に関する事。 ⑤ 図書室に関する事。 ⑥ 議会関係規程の制定及び改廃に関する事。

(2) 組織図 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

定 数 28人

現員数 28人



(3) 議会刊行物等

刊行物	区分	発行回数	1回当たり発行部数(部)	規格	印刷方法	配布先
市政概要		年1回	50	A4	オンデマンド	図書館、まちづくりセンター等 ※議員、執行部にはタブレット配信
本会議会議録		定例会ごと (臨時会含)	25	A4	オンデマンド	会派、執行部、関係機関
委員会会議録		定例会ごと	25	A4	オンデマンド	会派、執行部、関係機関
特別委員会会議録		議員任期	25	A4	PTO	会派、執行部、関係機関
市議会だより		年4回	325,800	タブロイド版	オフセット印刷	市内全世帯、市の主要施設
市議会だより (点字・音声版)		年4回	点字 100 音声 100	—	—	申出による希望者

(4) 議会図書室

ア 図書蔵書数

(令和2年4月1日現在)

分類	蔵書数(冊)	分類	蔵書数(冊)
0 総記	152	6 産業	512
1 哲学	161	7 芸術・スポーツ	142
2 歴史・地理	661	8 言語	133
3 社会科学	3,741	9 文学	168
4 自然科学	224	議会資料	2,285
5 技術	441	行政資料	845
合		計	9,465

イ 雑誌

月刊ガバナンス、くまもと経済、市政、自治研究、自治体法務研究、日経グローバル、毎日フォーラム
レファレンス、外国の立法 立法情報・翻訳・解説、D-file、時の法令、法律のひろば、自治実務セミナー
国立国会図書館月報、皇室、MAMOR

ウ 新聞

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、熊本日日新聞、西日本新聞、日本経済新聞

エ 図書室利用者数

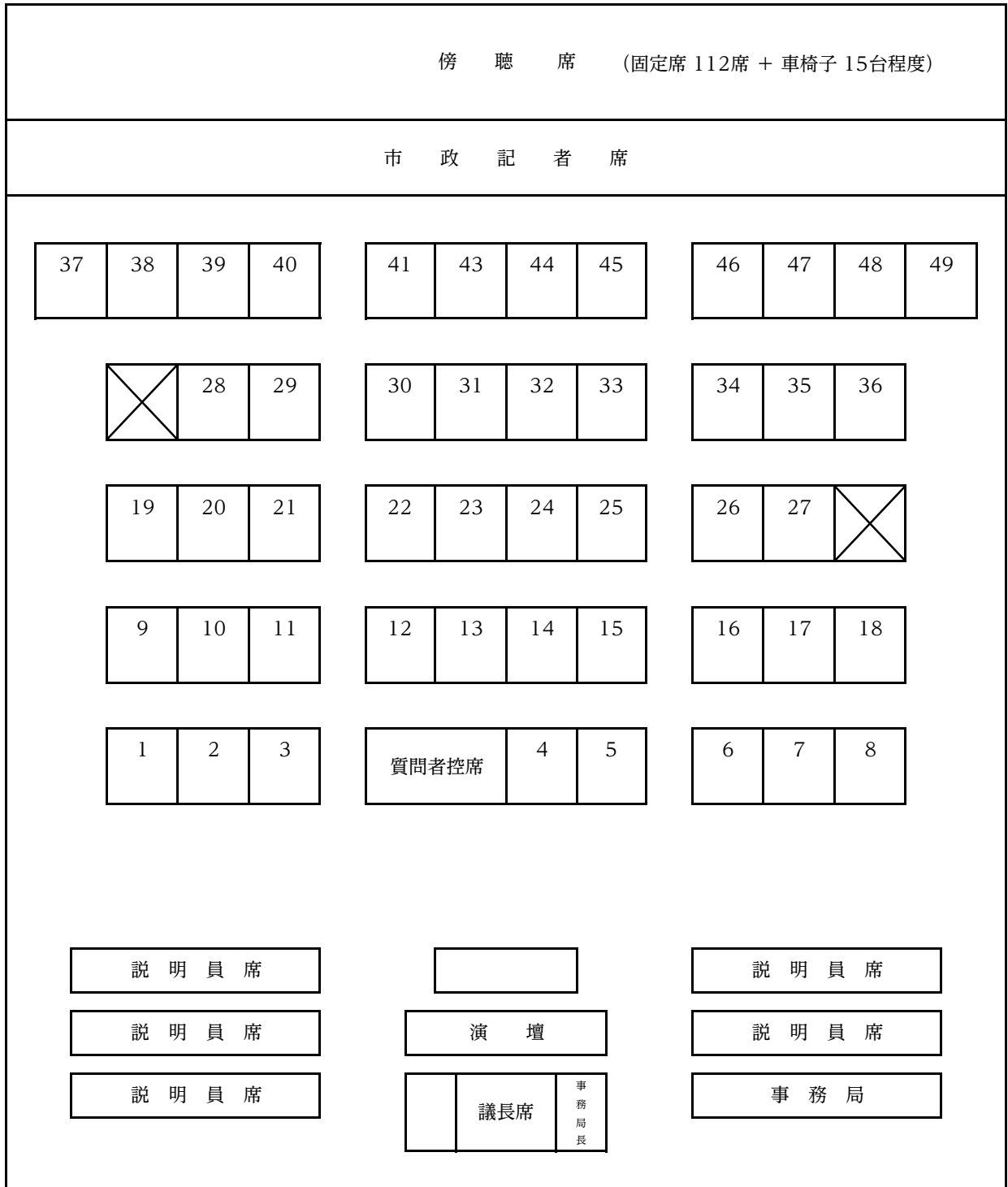
(単位：人)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,428	1,769	2,079	2,185	1,879

(5) 視察来訪状況

年 別	来訪件数	来訪人員
令和元年	109	937
平成30年	211	1,880
平成29年	213	1,948
平成28年	153	1,316
平成27年	137	1,124

議場見取図



議 会

政 策

1	総 合 計 画	31
2	連携中枢都市圏構想	36
3	国 際 戦 略	40
4	海外都市との交流・ 多文化共生	41
5	国 内 交 流	47
6	広 聴	48
7	広 報	51
8	危機管理防災	52
9	都市政策研究所	54

1 総合計画（政策企画課）

総合計画とは、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。

本市では、平成28年（2016年）3月に第7次総合計画を策定し、市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す「基本構想」、基本構想を受けて各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す「基本計画」、基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す「実施計画」の3つで構成している。

なお、令和2年（2020年）3月には、平成28年（2016年）熊本地震により市民生活に甚大な影響を受けていることや、新たな時代潮流や社会変化への対応を図る観点等から、基本構想を含め全体的に見直しを行った。

（1）熊本市第7次総合計画基本構想

本市は、平成24年（2012年）4月1日に政令指定都市に移行し、拡大された権限や財源を最大限にいかして、本市の魅力国内外へ広く発信し、地場産業の振興や企業誘致、雇用の創出などにつなげている。また、区役所を中心として安全・安心な自主自立の地域づくりなどに積極的に取り組んでいる。

そのような中、平成28年（2016年）4月14日及び16日に「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）が発生し、市民の尊い生命や財産をはじめ市民生活に甚大な被害をもたらした。以来、第7次総合計画の前期基本計画の中核として位置付けた「熊本市震災復興計画」に基づき、一日も早い市民生活の再建を最優先に復旧復興に取り組んでいる。

この計画は、政令指定都市として9年目を迎える本市が、熊本地震からの復旧復興を成し遂げ、そしてその先の将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、市民と行政が、それぞれの役割と責任を担い、地域に根ざした課題を解決しながら、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組む、そのための基本指針として策定するものである。（以下、基本構想の原文を一部抜粋して掲載）

ア まちづくりの基本理念

まちづくりの原点は、「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。

本市は、歴史や自然に恵まれ、古くから九州の中核をなす拠点都市として発展しており、豊かな自然環境と都市の利便性が調和した、大変暮らしやすい都市です。

この伝統あるまちを先人たちから受け継いだ私たちは、まちの魅力をさらに磨き上げ、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

特に、「心の豊かさ」を重視する今の時代にあっては、家族や地域とのつながりが強いほど生活の満足度が高くなる傾向があります。熊本地震においては、人と人との絆や助け合いといった地域コミュニティの重要性が再認識されました。そこで、外国人を含めた多様な市民が豊かな生活を送るためには、生活の基盤となる地域において地域主体のまちづくりを進め、コミュニティを維持し、安心して暮らせる住みやすい地域を築くことが必要です。

そのために、市民は、今以上に地域に目を向け、自らが主体となって、地域の中でつながり、互いに支え合い、楽しみながら地域が有する資源や特色をいかした自主自立のまちづくりに取り組みます。

そして、行政は、積極的に、市民の中に飛び込んで、地域の課題や市民の意見、要望などを的確に把握し、市民とともに解決を図っていきます。

このように、まちづくりの主役である市民と行政がそれぞれ果たすべき責任や役割を分担し、互いに補完し、連携しながら、自信と誇りを持って次の世代に引き継げるようなまちづくりに取り組んでいきます。

イ めざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強くだれもが安心して暮らせるまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を、私たちはめざします。

ウ 熊本地震からの復旧復興

めざすまちの姿を実現するため、市民力・地域力・行政力を結集し、熊本地震からの復旧復興に最優先に取り組みます。

① 被災者の生活再建に向けたトータルケアを継続します。

住宅が被災し慣れない地域での生活を余儀なくされた方々が、孤立することなく、健やかで生きがいを持って暮らし続けられるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を継続する必要があります。また、宅地液状化被害については、再度災害防止の公共工事を進めています、工事完了までに時間を要しています。

そこで、引き続き被災者の生活・住まい再建を最優先に、再建に課題を抱えた世帯に対する支援や被災宅地の復旧を進めていくとともに、再建後においても、生活困窮者への支援や切れ目のない健康支援、孤立化を防止するためのコミュニティ形成支援、心のケアなどに取り組みます。

② 防災・減災のまちづくりに不断に取り組みます。

熊本地震の教訓を踏まえ、道路、橋梁、河川、上下水道などのインフラの強靱化はもとより、校区防災連絡会や自主防災クラブの設立促進による地域防災力の強化や、高齢者や障がい者、外国人などの視点にたった指定避難所などの生活環境の向上に取り組む必要があります。

そこで、インフラの耐震化や多重化、福祉避難所の拡充や地域防災リーダーの育成など、ハード、ソフト両面から市民・地域・行政の災害対応力の更なる向上に取り組みます。

③ 熊本地震の記録と記憶を伝承し、国内外に発信します。

平成30年（2018年）3月には、「平成28年熊本地震 熊本市震災記録誌」の発刊、平成30年（2018年）4月からは「熊本市防災教育副読本」を活用した防災教育などに取り組んできましたが、熊本地震の記憶の風化を防ぎ、防災意識を高めていくためには、次世代へ経験や教訓を伝承していくことが必要です。

そこで、震災の教訓などをいかした防災教育や、永く後世に語り継ぐための取組を推進するとともに、災害時には被災地支援に率先して取り組むなど、防災・減災の知見を国内外へ発信します。

エ まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民とともに次の項目に優先的に取り組みます。

① 安心して暮らせるまちづくり

(ア) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

少子化の時代にあって、都市の活力を持続的に維持し、活性化していくため、未来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や、子どもたちが自分の人生を描き切り拓いていく、社会を生き抜く力を育む教育環境、生活環境の整備を進めます。

そこで、妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援や、地域の実情に応じた保育サービスの充実、仕事と子育ての両立の支援、さらには、小中学校等における教育環境や教育の質の向上や多様な学習機会の充実など、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援します。

(イ) 「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。

人生100年時代を見据え、だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域コミュニティを維持します。そして、多様な世代が地域の中で一緒に暮らし、地域活動や子育て支援にも参画し、健康で生きがいをもって暮らすことができる「健康で暮らしやすい生活都市」をつくります。

そこで、校区単位の健康まちづくりなどによる健康寿命の延伸に取り組むとともに、高齢者の社会参画や校区自治協議会を中心とした地域活動に対する支援の充実、見守りが必要な子どもや高齢者のための地域包括ケアシステムの深化・推進など、地域住民がお互いに支え合う絆づくりに取り組みます。

② ずっと住みたいまちづくり

(ア) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

本市は、利便性の高い公共交通沿線に人口の約半数が住み、商業施設や医療機関などの都市機能が充実した、暮らしやすい都市です。一方で、市内中心部における自動車の平均速度が三大都市圏を除く政令指定都市の中で最も遅いなど、交通渋滞が深刻化しています。

超高齢社会や本格的な人口減少社会を迎える中で、九州の中核中核都市としての都市機能の維持と、市民生活の利便性を確保するため、道路網の整備と公共交通網の再構築に取り組みます。

そこで、公共交通と自動車交通の最適な組み合わせにより、あらゆる人にわかりやすく利便性の高い交通体系に再編するとともに、高度な都市機能が立地した中心市街地と日常生活に必要なサービスが整う地域拠点を利便性の高い公共交通などで結ぶ多核連携都市の形成を促進していきます。

(イ) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。

本市においては、10代から30代の若者が、学びの場や働く場を求めて市外に転出する例が多くなっています。大学や就職で市外に転出した若者や子育て世代、第2の人生を歩む世代などを本市に呼び込み、多くの人に本市に住み続けてもらうため、安心して働ける場づくりを進めるとともに、所得の向上を目指します。

そこで、企業誘致の推進や産業人材の育成を図るとともに、成長産業や農水産業の振興、経営支援や創業支援、中小企業支援、商業・サービス業の活性化など地場産業を振興し、雇用の場の拡大に取り組みます。

③ 訪れてみたいまちづくり

(ア) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

九州中央に位置する拠点性をいかにしながら、交流人口の増加を図るため、地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、中心市街地のにぎわいづくりや熊本城の着実な復旧とその過程の戦略的な公開など、歴史・文化をいかしたまちづくりにより都市全体の魅力を向上させ、その魅力を積極的に発信します。

そこで、熊本城ホールなどを活用したMICE誘致や熊本駅前の再整備などにより、中心市街地の求心力を高めます。また、熊本城と水前寺成趣園を「国際観光重点地域」として受入環境を整備するとともに、本市の歴史や伝統文化を継承・発展させ、芸術・文化・スポーツなどのエンターテインメント機能を充実することによって、国内外からの観光客をはじめ、多くの人が集う九州中央の交流とにぎわいの拠点づくりに取り組みます。

(イ) 人と自然が共生する恵み豊かで持続可能なまち熊本を発信します。

人口50万人以上の都市で水道水源を100%地下水で賄っている都市は、日本で唯一、本市だけであり、世界的に見ても稀少です。また、本市は、明治の文豪夏目漱石が「森の都」と称した緑豊かな都市であり、この恵まれた自然のもと、安全でおいしい農水産物が生産されており、これらの自然環境や資源を将来にわたって大切に保全していきます。

そこで、豊かな自然の恵みあふれる「地下水都市・熊本」、「森の都」をストーリー性をもって整備するとともに、日本一の園芸産地を目指してICTやAI技術を活用したスマート農業を推進し、熊本の豊かな農水産物を広く発信していきます。

オ 分野別施策の基本方針

めざまちの姿の実現に向け、次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野で、めざまちの姿の実現に向けた施策を推進するとともに、相互に連携しながら分野横断的に取り組みます。

- ① 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現
- ② 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
- ③ 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
- ④ 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
- ⑤ 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
- ⑥ 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
- ⑦ 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
- ⑧ 安全で利便性が高い都市基盤の充実

(2) 熊本市第7次総合計画基本計画

(以下、基本計画の原文を一部抜粋して掲載)

ア 計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強くだれもが安心して暮らせるまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」。

を実現するための具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に進めていくためのものです。

めざすまちの姿を実現するために、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が、それぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりに取り組んでいきます。

イ 計画の期間と対象

◆計画期間

本計画は、令和5年度（2023年度）を目標年次とし、中間年にあたる令和元年度（2019年度）に全体的に見直しました。

◆対象区域

現行（平成28年4月1日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図ります。

◆実施主体

本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が相互に連携しながら実施していきます。

ウ 区における自主自立のまちづくり

熊本地震では、災害発生時や復旧期における行政による支援「公助」の限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「自助」・「共助」の重要性が再認識されました。これらの「自助」・「共助」を強化するためには、市民主体の自主自立のまちづくりを支える各区の取組を実効性のあるものにする必要があります。

そこで、まちづくりセンターに配置した地域担当職員が地域と行政の架け橋となり、区役所が地域の実情や多種多様な市民ニーズを的確に把握することにより、市の施策に反映させていくとともに、区役所と本庁の連携を強化し、区の特性をいかした自主自立のまちづくりを推進します。

エ 熊本地震からの復旧復興

めざすまちの姿を実現するため、市民力・地域力・行政力を結集し、熊本地震からの復旧復興に最優先に取り組みます。

① 被災者の生活再建に向けたトータルケア

被災者が安心して自立的な暮らしを送ることができるよう生活再建に向けた総合的な支援に取り組みます。

(ア) 切れ目のない生活再建・健康支援

(イ) 宅地復旧及び耐震化支援

(ウ) 心のケア

② 防災・減災のまちづくり

熊本地震の経験と教訓をいかし、ハード・ソフト両面から市民・地域・行政の災害対応力の更なる向上に取り組み、災害に強いまちづくりを推進します。

- (ア) 災害に強い都市基盤の形成
- (イ) 市民・地域・行政の災害対応力の強化
- (ウ) 避難環境の強化

③ 熊本地震の記録と記憶の伝承

熊本地震の記憶の風化を防ぎ、次世代へ経験と教訓を伝承するとともに、防災・減災に関する知見を広く国内外へ発信します。

- (ア) 防災教育の推進
- (イ) 震災に関する記録の保存と活用
- (ウ) 国内外への発信

オ まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民とともに次の項目に優先的に取り組みます。

① 安心して暮らせるまちづくり

- (ア) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。
 - 安心して子育てができる少子化対策の推進
 - 子どもたちがいきいきと育つ環境整備
- (イ) 「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。
 - 多様な世代が生きがいをもって豊かに暮らせる自主自立のまちづくり
 - 健康で暮らしやすい生活都市づくり

② ずっと住みたいまちづくり

- (ア) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。
 - 地域拠点に都市機能が集積した都市づくり
 - 交通利便性が高い都市づくり
- (イ) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。
 - 地域経済の振興
 - 安定した雇用の創出

③ 訪れてみたいまちづくり

- (ア) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。
 - 歴史や伝統文化の継承・発展と観光の振興など熊本の魅力の創造・発信
 - 国内外から多くの人が集う交流とにぎわいづくり
- (イ) 人と自然が共生する恵み豊かで持続可能なまち熊本を発信します。
 - 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり
 - 安全で良質な農水産物の魅力発信

カ 分野別施策

- 第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現
- 第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
- 第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
- 第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
- 第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
- 第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
- 第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
- 第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実

キ 危機管理

- ① 都市基盤や防災拠点施設の強靱化
- ② 危機管理の段階に応じた対応
- ③ 自助・共助・公助の役割分担による防災力の向上

ク 総合計画を推進するために

- ① 参画と協働の推進
- ② 開かれた市政運営と行政サービスの質の向上
- ③ マネジメント機能の強化
- ④ 市民に信頼される職員の育成
- ⑤ 持続可能な市政運営の実現
- ⑥ 市域を越えた広域的連携の強化
- ⑦ 国際社会に対応した取組の推進
- ⑧ 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた市政運営

2 連携中枢都市圏構想（政策企画課）

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう圏域の中心的役割を担う連携中枢都市である本市が近隣市町村と連携して、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能の向上」の3つの取組を実施する。これらの取組を通して、人々が集まる魅力的な圏域を形成する「連携中枢都市圏構想」を計画的に推進するため、本市は平成28年（2016年）3月30日に熊本連携中枢都市圏の16市町村と連携協約を締結し、同年4月から取組を開始した。さらに、平成31年（2019年）3月には菊池市とも連携協約を締結した。

取組開始直後に熊本地震が発生し、一部の事業実施に支障がでたものの、圏域住民による図書館の相互利用や、病気または病気回復期にある子どもの保育園等での相互預け入れ、みなし仮設入居者に対する見守り等、各市町村の行政サービスの相互利用を進めている。

また、令和2年（2020年）1月には熊本連携中枢都市圏で2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明した。

<熊本連携中枢都市圏の構成市町村>

熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町（6市10町2村）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

熊本県に所在する約7万2千の事業所のうち、圏域には約4万4千の事業所が所在している。中でも熊本市には、圏域の事業所の約6割が集中し、近隣市町村から約5万3千人が通勤している一方、近隣市町村には、熊本市から約4万人が通勤しており、圏域全体で一つの経済圏が形成されている。

連携中枢都市である熊本市は、圏域全体の経済成長をけん引する役割を担っており、主として熊本市が実施する事業について、近隣市町村と連携しながら、その効果が圏域全体に及ぶよう効果的に展開していく。

ア リーディング産業の育成

圏域には、熊本大学をはじめ多くの高等教育機関が集積しているほか、起業や新製品開発のための支援機関も多く存在する。産学官民の連携を強化し、圏域の産業の特性も踏まえつつ、熊本発の新技术や高付加価値商品の創出を下支えすることにより、圏域企業の技術力と経営力を向上させ経営基盤の安定化を図るとともに、新事業への進出を支援しリーディング産業の育成を図っていく。

イ 6次産業化及び農商工連携の推進

圏域は豊かな農水産物や地域資源に恵まれており、それらを生かした多様な産業が結び付きながら盛んに展開されている。その特性を更に磨き、ブランド化・高付加価値化につなげていくため、6次産業化・農商工連携による地元農水産物を活用した加工品の開発を推進し、国内外への販路拡大等につなげることが有効である。

ウ 物流機能の強化

圏域は、九州中央に位置する地理的優位性を有し、東アジア市場を見据えた物流拠点として、県とも連携しながら物流機能の強化に取り組んでいく。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

圏域は、九州中央に位置する拠点地域として、都市機能の充実を図り、圏域外から人々が集まる魅力的な圏域を形成することが重要であり、主として連携中枢都市である熊本市が県や近隣市町村とも連携しながら、その取組を推進していく。

ア 高度な医療サービスの提供

熊本市には、高度医療技術を有する医療機関が数多く存在し、圏域はもとより県全体の住民の利用に供されている。中でも特に熊本市市民病院は、総合周産期母子医療センターや二次救急、感染症医療などの政策医療を担ってきた。熊本地震による病棟等の被災により一時的に機能を縮小しているが、病院の移転再建後は引き続き地域医療機関と連携し、小児・周産期医療などの高度急性期医療の充実に取り組んでいく。

イ 中心拠点施設の整備

九州中央に位置する地理的優位性を生かして、交流人口を増やし、熊本の拠点性を高めるためには、熊本城一帯から熊本駅周辺にかけての中心市街地の活性化は急務であり、桜町花畑地区の再開発を始めとした110万圏域人口にふさわしい魅力的な拠点施設の整備に努めていく。

ウ 人材の育成支援

圏域には高等教育機関が多数存在しており、圏域の発展や将来を担う人材の育成についてはポテンシャルの高さが期待される場所である。行政としてもこれらの高等教育機関と連携し、地域の課題を解決する中で、郷土を支えていく人材を育てるとともに、国内外からより多くのより高い資質を持った学生を惹きつけるための仕組みづくりを行っていく。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

圏域市町村が有する生活関連機能サービスについて相互補完的に圏域住民に提供し、また、圏域の課題について共同で課題の解決を図ることにより、圏域全体の生活関連機能を向上させていく。

《生活機能の強化に係る政策分野》

ア 地域医療の充実

熊本中央救急医療圏における病院群輪番制による二次救急医療を実施するほか、自治体病院の連携を図る等医療提携体制を構築することにより、圏域市町村の住民の医療における安全安心を確保する。また、高齢社会に対応するため、在宅医療の推進について圏域全体で住民の正しい理解を深め、地域包括ケアシステムの構築を図っていく。

イ 子育て支援の充実

圏域内の利用者に対する子育て支援の充実を図るため、子育て支援拠点施設及び病児・病後児保育施設の広域利用を進めていく。

ウ 高齢者、障がい者等への支援

障がい者虐待の通報に関する相談について、圏域市町村において効率的な受付体制を構築する。また、高齢者や障がい者の増加に伴い、市民後見人の養成に係る事業や福祉有償運送事業に圏域全体で取り組んでいく。

エ DV被害者への支援等

熊本市が実施するDVに関する相談窓口について近隣市町村の住民が利用できるようにする。

オ 公共施設の有効利用

公共施設の共同利用等を推進することにより、圏域住民の利便性の向上及び効率的な公共施設の整備を図っていく。

カ 文化及び学術の振興

文化事業を連携して行うことにより充実した事業展開を図り、圏域全体で文化の向上に努めるとともに、郷土の文化を発信していく。

キ 消費者の保護

消費者相談窓口の広域化を図り、圏域のどこに住んでいても消費者問題に関する相談・救済を受けることができる体制を整備していく。

ク 空家対策等都市空間に関する課題への対応

空家や老朽家屋の増加等都市空間に関する課題について、土地利用やまちづくりの観点も含めて、地域の実情に応じた解決策を検討していく。

ケ 企業誘致の促進

圏域市町村が協力して企業誘致を進め、魅力的な圏域をアピールすることにより、効果的な誘致活動を展開していく。

コ 新規就農者への支援

新規就農者への研修等を共同で行うことにより圏域全体で地域農業の担い手の育成及び確保を図っていく。

カ 観光の振興

圏域には、熊本城、阿蘇山、三角西港等の観光資源が点在しており、これらを生かした国内外からの観光客の誘致に取り組んでいく。

シ 災害等への対応

災害に対する広域的な避難及び支援の体制を整備することにより、圏域住民の安全の確保及び迅速な災害復旧を図る。また、消防力の強化及び環境に対応した消防体制の整備を図るため、常備消防の広域化に取り組んでいく。

ス 環境の保全

地下水の保全や地球温暖化対策について、その効果を高めるため、圏域で協力して取り組んでいく。

セ 生活基盤の整備

隣接市町村においては公共下水道を相互に利用させ、効率的な整備を図っていく。

《結びつきやネットワークの強化に係る政策分野》

ソ 持続可能な地域公共交通網の形成

人口減少・少子高齢社会が進展する中、公共交通が地域活性化等に果たす役割が改めて重要となってくることに鑑み、将来に亘って持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、都市圏域の総合地域核である熊本市と熊本市域内及び近隣市町村等の地域拠点をつなぐ基幹公共交通の機能強化を図るとともに、各地域拠点と生活拠点を分かり易いバス路線や多様な交通手段等による形成を進めていく。

タ ICTを活用した広域的な情報発信

圏域の魅力を一体となって発信し交流人口の増加等による地域の活性化を図るとともに、災害情報を効果的に伝達し住民の被害を食い止めるため、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組んでいく。

チ 広域的道路網の構築

広域的な道路交通網を整備することにより、圏域外からの交通アクセスの向上及びそれに伴う交流人口の増加並びに圏域内における市街地等への円滑なアクセスを図るため、圏域市町村が協力し、国に対して広域的道路網の整備を要請していく。

ツ 地産地消の推進

圏域産の消費拡大及び食の安全安心を確保するため、消費者と生産者との距離を無くし「顔の見える」関係づくりを進めることにより相互の信頼関係を構築し、消費者の理解促進を図っていく。また、様々な機会を捉えて地産地消を推進していく。

テ 都市と農村の交流の促進

農村地域の活性化を目指し、農作業体験や自然体験型の交流事業等を圏内で連携して推進することにより、圏域住民と農村地域との交流を図っていく。

ト 移住・定住の促進

人口減少が進む中、大都市圏からの人口流入を促進させるため、雇用のミスマッチの防止等雇用の拡大に向けて取り組んでいく。

《圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野》

ナ 職員の育成

圏域全体を見渡せる客観的で幅広い視野を持ち、熊本市及び近隣市町村が抱える行政課題に対応できる人材を育成するため、人事交流等や共同研修を行っていく。

ニ 機関等の共同設置

行政運営の効率化を図るため、事務処理を共同で行う体制を整備していく。

3 国際戦略（国際課）

グローバル化の進展等による環境の変化への迅速・適切な対応の必要性に加え、本市において大規模スポーツイベントの開催や熊本城ホールの完成などを控えていたことから、交流人口の増加や貿易、投資等の促進につなげる「海外展開」とその土台となる多様性や創造性を育む「地域の国際化」を戦略的に進めるための基本指針として「熊本市国際戦略」を策定（平成30年（2018年）3月）。

（1）ターゲット地域

交流・連携のメリットが見込まれる場合は、東アジア諸国はもとより、欧州、北米、オセアニアをはじめ、全世界の都市・地域と、交流・連携の可能性を探る。

特に、海外からのインバウンド増に向けては、新たな観光客層の開拓に努め、従来の東アジアに加えて、欧米豪からの誘客を図る。

（2）目指す国際都市の姿

「世界に認められる『上質な生活都市』」

（3）施策展開

ア 基本施策

- 戦略的な海外展開の推進
 - ① シティセールスと観光戦略の展開 ② 海外とのビジネスの促進 ③ まちの魅力向上に向けた国際連携の推進
- 地域国際化の推進
 - ④ 多文化共生社会の推進 ⑤ グローバルな人材の育成と集積・活用

イ リーディング戦略

- ① 復興をチャンスに変え、後押しする国際コンベンションの推進
- ② 欧米豪からの誘客推進
- ③ 「世界が認める熊本城」づくり
- ④ 外国人目線での環境整備
- ⑤ 熊本の食のPRと販路開拓・拡大
- ⑥ 海外から評価される政策・まちづくりの推進

4 海外都市との交流・多文化共生（国際課）

本市は、海外の8都市と友好姉妹都市等の盟約を締結している。

- | | | | |
|-----|----------------|--------|---------------------------|
| (1) | 中国・桂林市 | 友好都市 | 1979年10月 1日 |
| (2) | 米国・サンアントニオ市 | 姉妹都市 | 1987年12月28日 |
| (3) | 独国・ハイデルベルク市 | 友好都市 | 1992年 5月19日 |
| (4) | 米国・ローム市 | 姉妹都市 | 1995年 5月29日（旧植木町と締結） |
| (5) | 韓国・蔚山広域市 | 友好協力都市 | 2010年 4月26日 |
| (6) | 仏国・エクサンプロヴァンス市 | 交流都市 | 2013年 2月16日 |
| (7) | 中国・蘇州高新区 | 交流都市 | 2013年 5月22日 |
| (8) | 台湾・高雄市 | 友好交流都市 | 2017年 1月11日（県・市・高雄市の3者協定） |

※高雄市とは、友好交流協定締結以前、県・市・高雄市の3者による国際交流促進覚書を締結（2013年9月9日）

また、平成6年（1994年）9月、市民と外国人がふれあう国際交流の場、また国際情報提供の場として、熊本市国際交流会館を開館し、現在は本市の多文化共生の拠点として大きな役割を果たしている。

(1) 桂林市（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

熊本市の市制施行90周年を1年後に控えた昭和53年（1978年）、隣国中国との友好姉妹都市締結についての気運が市議会、市民等の各界に高まり、提携について検討を開始した。

このような中、昭和54年（1979年）5月に来日した中国訪日団「中日友好の船」明華号（団員600名）の廖承志団長（全国人民代表大会常務委員会副委員長、中日友好協会会長）から、本市と桂林市との友好都市提携の提案がなされ、同年7月、永い歴史と風光明媚な景観をもつ桂林市との友好都市提携についての具体的協議のため、本市から先遣団を派遣した。同年10月梁成業桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団を迎え、市制施行90周年を機に、友好都市締結の調印式を執り行った。

最近の主な交流

- 平成29年（2017年）10月 第7回桂林国際山水文化旅游節へ5名の派遣
- 平成30年（2018年） 8月 友好都市40周年事業に向けた事務協議として4名の派遣
- 平成30年（2018年） 9月 友好都市40周年事業に向けた事務協議として桂林市長の他6名の受入
- 平成30年（2018年）10月 第8回桂林国際山水文化旅游節へ4名の派遣
- 令和 元年（2019年）10月 第9回桂林国際山水文化旅游節へ5名の派遣
- 令和 元年（2019年）11月 桂林市高校生友好訪問団16名の受入

桂林市の概要

秦の始皇帝時代の運河建設以来2000年にわたる歴史・文化を持ち、「桂林の山水は天下第一」とうたわれる自然景観に恵まれた中国有数の国際観光都市である。1998年の合併で現在の桂林市となり、人口は約495万人、面積は27,809km²である。

全長437kmの大河「漓江」と、その両岸に連なる奇峰・奇岩が山水画のような独特の風景をつくりだしており「漓江くんだり」、動物の姿をした珍しい岩山「象鼻山」や「駱駝山」、鍾乳洞、市中心部の4つの湖を運河でつないだ「两江四湖」などが観光の目玉となっている。

(2) サンアントニオ市（アメリカ合衆国テキサス州）

提携までの経緯とその後の経過

市制施行100周年を控えた昭和62年（1987年）、21世紀を目指したまちづくりに取り組んでいた本市は、本市の国際交流を推進するため、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら、諸準備を開始した。

同年7月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州南西部に位置しアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新

たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問し具体的協議を重ねた後、同年12月28日、サンアントニオ市長を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が行われ、熊本市医師会をはじめ、民間による国際交流へと活動のすそ野を広げている。

最近の主な交流

平成29年(2017年)	6月	白根直子記念財団奨学生(高校生)5名の受入
平成29年(2017年)	7月	サンアントニオ市留学生(高校生)3名の受入
平成29年(2017年)	8月	熊本市留学生(高校生)4名の派遣
平成30年(2018年)	5月	姉妹都市締結30周年事業として熊本市代表団5名及び市議会訪問団8名の派遣
平成30年(2018年)	6月	白根直子記念財団奨学生(高校生)9名の受入
平成30年(2018年)	7月	サンアントニオ市青少年交流訪問団(高校生)6名の受入 サンアントニオ市青少年交流訪問団(高校生)31名の受入 サンアントニオ市留学生(高校生)4名の受入
平成30年(2018年)	8月	熊本市留学生(高校生)4名の派遣
平成30年(2018年)	11月	サンアントニオ日米協会会長及び理事の受入
令和元年(2019年)	6月	白根直子記念財団奨学生(高校生)8名の受入
令和元年(2019年)	7月	サンアントニオ市留学生(高校生)4名の受入
令和元年(2019年)	8月	熊本市留学生(高校生)4名の派遣
令和元年(2019年)	10月	姉妹都市締結30周年事業としてサンアントニオ市代表団9名の受入
令和2年(2020年)	1月	熊本園改修に係る熊本市協議団6名の派遣
令和2年(2020年)	1月	第1回全国都市緑化フェア実行委員会へのサンアントニオ市委員2名の受入

サンアントニオ市の概要

1718年に誕生し、人口約150万人を擁する全米第7位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部、ベア郡内に位置している。テキサス州内においては、ヒューストンに次ぐ第2位の大都市であり、人口の6割をラテン系(ヒスパニック系)民族が占めている。

サンアントニオ市は、毎年約3,100万人の観光客が訪れる全米有数の国際観光・コンベンション都市であり、特に有名なのは、テキサス共和国独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、湧き出た地下水からなるサンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑の景観と治水を見事に調和させた都市計画の一例として、世界の都市づくりの模範例となっている。同市は、2014年6月、5度目の優勝を果たしたNBA全米プロバスケットボールチーム「サンアントニオ・スパーズ」の本拠地でもある。

また、同市植物園内には、1989年、両市友好のシンボルとして建設された日本庭園「熊本園」がある。

(3) ハイデルベルク市(ドイツ連邦共和国)

提携までの経緯とその後の経過

昭和39年(1964年)、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪問したことを契機として、大学と城、市内を流れるネッカー河といった本市との共通点を有するハイデルベルク市との友好の歴史が始まった。以後様々な分野にわたり民間団体による交流の努力が重ねられたことから両市の友好は着実に深まり、平成元年の熊本市の市制100周年記念式典には同市より市長をはじめ芸能グループが来熊、平成2年(1990年)には地下水保全をテーマに開催された水資源国際会議に多数のハイデルベルク市議会議員が来熊するなど積極的な交流が行われた。

平成4年(1992年)5月19日、30年近くにわたり育まれた友情が実り、「平和と環境に対する共通の責任」を理念とする友好都市協定を締結。その後、熊本市民友好の翼など市民レベルでの交流をはじめ、ホームステイやスポーツを通じた両市青少年の交流、医療従事者の相互派遣による研修など、さらに幅広い分野での活発な交流事業を続けている。

最近の主な交流

平成29年(2017年)	7月	第22回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生1名の派遣
平成29年(2017年)	8月	ハイデルベルク青少年訪問団14名の受入
平成29年(2017年)	9月	姉妹都市締結25周年事業として熊本市代表団5名及び市議会訪問団8名の派遣

平成30年(2018年)	2月	姉妹都市締結25周年事業としてハイデルベルク市訪問団17名の受入
平成30年(2018年)	4月	ハイデルベルク熊本友の会市民訪問団17名の受入
平成30年(2018年)	7月	第23回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生2名の派遣 熊本市青少年交流団(高校生)19名の派遣
令和元年(2019年)	7月	第24回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生1名の派遣 ハイデルベルク市青少年訪問団(高校生)19名の受入
令和元年(2019年)	9月	熊本市民病院ファミリーハウス(キンダープラネット)完成 熊本市民病院開院記念式典へハイデルベルク大学病院関係者が出席
令和元年(2019年)	10月	ラグビーワールドカップ2019関連事業としてU16ラグビーチーム28名の受入
令和元年(2019年)	11月	JETRO(日本貿易振興機構)を通じ、経済交流訪問団7名の派遣

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約14万人を擁し、標高116m、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点に位置し、温かな気候に恵まれている。500年に亘りプファルツ選帝侯の宮殿であった古城のふもとに旧市街が広がり、ドイツで最も美しい町のひとつとされる。町には知的な雰囲気がかたよ、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なお少しの変わりもない。市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、美しい屋根の波の上に堂々とそびえ、人々は、歩くたびに多様な城の歴史を見ることができる。また、ドイツ最古の大学であるハイデルベルク大学の歴史は過去600年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。ハイテク産業、バイオ研究が盛んであるが、年間1,190万人の観光客が訪れる観光都市としての側面も持ち、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ(古い橋)、聖霊教会など多くの観光名所を有する。

(4) ローム市(アメリカ合衆国ジョージア州)

提携までの経緯とその後の経過

近代日本の夜明けを象徴する「西南の役」の激戦地「田原坂」を有する旧植木町とアメリカ合衆国における「南北戦争」の激戦地であるローム市が同じ歴史を共有することから「植木町世界の夜明け調査団」として、平成4年から青少年派遣などを通じて交流を重ねてきた。

平成7年(1995年)5月29日植木町合併40周年記念式典に際し、双方の社会、行政、文化の実情に配慮しつつ、相互理解と友情を深めるため、さらに親しく交流を図ることとし、友好関係を盟約するに至った。

平成22年(2010年)3月23日熊本市と植木町との合併に伴い、姉妹都市の関係を引き継いだ。

最近の主な交流

令和元年(2019年)8月 熊本市訪問団(中学生)12名の派遣

ローム市の概要

ジョージア州フロイド郡の中で最も大きな都市で、郡の行政の中心地である。人口は、約3万人、面積は77km²。南北戦争の激戦地であったため、関連する史跡が数多く存在している。また、先住民の居住地跡などもあり、アメリカの歴史が強く感じられる地域。

(5) 蔚山広域市(大韓民国)

提携までの経緯とその後の経過

蔚山広域市とは、かつて加藤清正公が監督し築いたといわれる倭城が蔚山広域市にあることや、本市にも蔚山町という旧町名が残ることから、文化やスポーツ等、様々な分野で民間を中心とした交流が活発に行われてきた。平成19年(2007年)10月に熊本市長が蔚山広域市を訪問し、同年、熊本城築城400年祭「日韓友情コンサート」に併せ、蔚山広域市市長が熊本を訪れるなど両市間の交流を深め、また平成21年(2009年)5月に熊本市議会議員訪問団が蔚山広域市を訪問し両市議会においても交流を進めてきた。

今後更に両市の繁栄と発展を促進するため、これまでの交流分野等を含め、具体的な交流の成果が期待される分野である「文化、観光、スポーツ、環境」を中心とした交流をしていくことで合意し、平成22年(2010年)4月に蔚山広域市で友好協力都市協定を締結した。

最近の主な交流

平成29年(2017年)2月 第6回熊本城マラソンにおける選手団5名の受入

平成29年(2017年)	3月	第14回蔚山太和江国際マラソンへ市議会議員1名、職員3名の派遣
平成29年(2017年)	8月	第19回日中韓地方政府交流会議へ職員2名の派遣
平成29年(2017年)	9月	蔚山広域市昇格20周年記念事業へ職員4名の派遣
平成30年(2018年)	2月	第7回熊本城マラソンにおける選手団5名の受入
平成30年(2018年)	3月	第15回蔚山太和江マラソンへ職員5名の派遣
平成31年(2019年)	2月	第8回熊本城マラソンにおける選手団4名の受入
令和元年(2019年)	7月	友好協力都市締結10周年にかかる事前協議として職員3名を派遣

蔚山広域市の概要

蔚山は新石器時代の各種石器、櫛目文土器と青銅器時代前の遺跡である盤亀台岩刻画が発見された悠久な歴史を有するまちであり、朝鮮時代に蔚山という名前が誕生した。1962年に市に昇格、発展を重ね、1997年7月15日に蔚山広域市に昇格した。人口117万人、面積は1,057km²(ソウルの1.7倍)、日本海に面し、釜山広域市から北へ70kmに位置する。

また、世界規模の自動車メーカー「現代(ヒュンダイ)自動車」の主力工場や、韓国最大の石油コンビナート「SKエナジー」などといった巨大企業を擁する一大産業都市として広く知られている。区域の郊外に位置する蔚州郡(ウルチュグン)は山岳地帯で、1000m以上の高い山があり、一方では、豊かな農業地帯や美しい海岸が続き、海水浴場も点在する。このように、区の部分は産業都市、郡の部分は農業地帯が大部分を占める典型的な都市・農村の複合都市になっている。

(6) エクサンプロヴァンス市(フランス共和国)

提携までの経緯とその後の経過

本市では、1980年代から民間団体によりエクサンプロヴァンス市との交流が開始され、特に、1992年、熊本市在住能楽師狩野琇鵬(かの しゅうほう)氏がエクサンプロヴァンス市に総檜の能舞台を寄贈したことを契機として、民間・行政双方のレベルで、交流が20年以上にわたって行われてきた。

このような中、平成24年(2012年)9月に、熊本市長・熊本市議会議員からなる熊本市友好代表団の欧州派遣に伴い、初めてエクサンプロヴァンス市を訪問し、交流都市締結に向けた「意向書」を取り交わした。

これを受け、平成25年(2013年)2月、エクサンプロヴァンス市から副市長を団長とする代表団3名が来熊し、熊本市内において、2月16日「交流都市」協定の調印を行った。

今後は、文化・芸術交流の他、観光、経済、教育、調査研究、都市活性化、都市行政など具体的な成果が期待される各分野での様々な交流を深めていく予定である。

最近の主な交流

平成29年(2017年)	10月	「第6回日仏自治体交流会議日仏合同推進委員会」へ1名の受入
平成29年(2017年)	12月	エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施(クレアパリ事務所職員1名の派遣)
平成30年(2018年)	5月	「第6回日仏自治体交流会議」事務協議へ熊本市代表団4名の派遣
平成30年(2018年)	10月	エクサンプロヴァンス市訪問団11名の受入(第6回日仏自治体交流会議への参加及び熊本市・エクサンプロヴァンス市交流事業の実施)
平成30年(2018年)	11月	エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施(クレアパリ事務所職員1名の派遣)
令和元年(2019年)	5月	エクサンプロヴァンス市へ熊本市訪問団21名(うち市職員12名)を派遣(H30年10月に続く相互交流事業:国際、経済、観光、文化、教育、庭園整備)
令和元年(2019年)	11月	第7回日仏自治体交流会議日仏合同推進委員会に参加のため、熊本市代表団5名を派遣。本会議の参加に合わせ、まちづくりに関する視察も行った。まちづくり視察にあたっては、別途視察のために同市を訪問していた本市訪問団と合流し、総勢27名(うち市職員16名・市議会議員6名)の訪問団となった。
令和元年(2019年)	12月	エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施(クレアパリ事務所職員1名の派遣)
令和2年(2020年)	1月	第1回全国都市緑化フェア実行委員会へのエクサンプロヴァンス市委員2名の受入

エクサンプロヴァンス市の概要

フランス南部（プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州ブーシュ＝デュ＝ローヌ県）に位置し、パリの南750km、地中海に面したマルセイユの北30kmに位置している。

ローマ時代に建設され、15世紀にプロヴァンス伯爵領の首都として繁栄した古都で、17～18世紀の歴史的な街並みをそのまま生かした美しい街である。人口約15万人、そのうち約4万人が学生という学園都市でもある。ローマ時代から「水の都」と呼ばれ、街中の至るところに大小の噴水が点在している。画家ポール・セザンヌを輩出し、セザンヌゆかりの地を巡る観光ルートが有名である。毎年夏に世界屈指の3大オペラ祭といわれるエクサンプロヴァンス国際音楽祭が開かれ、年間を通して世界中から多くの観光客が訪れる世界でも有数の観光都市となっている。

(7) 蘇州高新区（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

熊本市では、中国をはじめとする東アジア地域での知名度アップのため、平成24年（2012年）、県・市・熊本大学の三者共同で上海事務所を開設し、積極的にプロモーションを展開。平成24年（2012年）1月、このような取組が実を結び、高新区政府から、本市と交流を行いたいとの提案を受けた。その後、行政レベルで相互に訪問が続くなど、友好の機運が高まり、平成25年（2013年）5月22日、蘇州高新区において交流都市協定の締結に至った。

高新区に立地する企業が本市へ訪れるインセンティブツアー（社員の報奨旅行や研修旅行）の誘致や学校交流など、観光及び教育の分野を中心に、活発な交流を進めている。

最近の主な交流

- 平成29年（2017年）4月 蘇州高新区訪問団5名の受入
- 平成30年（2018年）1月 蘇州高新区訪問団5名の受入
- 平成30年（2018年）5月 交流都市締結5周年記念式典等関連行事等へ熊本市訪問団5名の派遣
- 平成30年（2018年）5月 蘇州動物園職員訪問団2名の受入
- 平成31年（2019年）2月 第8回熊本城マラソンにおける市民ランナー3名の受入
- 令和元年（2019年）12月 蘇州高新区訪問団6名の受入

蘇州高新区の概要

蘇州国家ハイテク産業開発区（蘇州高新区）は、中国政府直轄の開発区「国家級ハイテク産業開発区」の一つであり、2,000社に上る外資系企業（うち日本企業は500社）や、8,000社近くの国内企業が進出し、工業総生産額は中国国内でもトップランクで、自然、文化とハイテク産業を融合した街づくりを目指す開発区。上海の西およそ100km、中国江蘇省東南部に位置し、上海から新幹線で約30分。面積は258km²で熊本市のおよそ5分の3程度である。人口は75万人で、約6,000人の日本人が居住している。

(8) 高雄市（台湾）

提携までの経緯とその後の経過

台湾交流は、平成24年（2012年）4月の高雄市副市長の熊本市訪問以来、行政交流を開始し、交流促進の可能性について様々な協議を行ってきた。

また、熊本県においても、「阿蘇くまもと空港」と「高雄国際空港」間の定期便就航を目指し、観光客の誘致・農産物のPRなど、県市協力して交流を行うことで、平成25年（2013年）に熊本県、熊本市、高雄市の3者によるMOU（国際交流促進覚書）を締結した。

その後、高雄での観光PR、物産商談会、相互のマラソン大会への参加等のほか、平成27年（2015年）10月には定期便就航が始まり、MOUの期間満了に伴い、平成29年（2017年）1月11日高雄市中、熊本県・熊本市・高雄市友好交流協定を締結した。今後、経済、観光、教育、スポーツ、文化等の成果が期待できる各分野での交流を促進していくこととなった。

最近の主な交流

- 平成29年（2017年）1月 熊本県・熊本市・高雄市友好交流協定を高雄市中で締結
- 平成29年（2017年）2月 第6回熊本城マラソンへ高雄市民ランナーの受入
- 平成29年（2017年）5月 高雄市旅行社訪問団10名の受入
- 平成29年（2017年）5月 高雄観光博覧会へ熊本市訪問団2名の派遣

平成29年(2017年)	8月	日台サミットin熊本へ台湾からの訪問団66名の受入
平成29年(2017年)	10月	エコモビリティ世界フェスティバルへ熊本市訪問団3名の派遣
平成30年(2018年)	2月	高雄国際マラソンへ熊本市訪問団5名の派遣
平成30年(2018年)	3月	高雄ランタンフェスティバルへ熊本市訪問団2名の派遣
平成31年(2019年)	2月	高雄国際マラソンへ熊本市訪問団6名の派遣 マラソン友好交流覚書の締結 高雄ランタンフェスティバルへ熊本市訪問団2名の派遣 第8回熊本城マラソンにおける市民ランナー3名の受入
令和元年(2020年)	2月	第9回熊本城マラソンにおける市民ランナー2名の受入

高雄市の概要

台湾の南部に位置する高雄市(台湾語読み ガオション、英語 Kaohsiung)は、亜熱帯性気候に恵まれる台湾第3の大都市(面積2,952km²・人口278万人)であり、台湾最大の港である高雄港は、国際貿易のハブとして利用されている。西に台湾海峡、南に巴士海峡に面した近代的な大都市は、豊かな文化と美しい都会の景観も擁する一方、市周辺には重工業地帯が広がっている。市内にある壽山(山)と愛河(川)は市民の憩いの場となっており、郊外には優美な澄清湖、夕景の名勝・西仔湾、コンテナ船が群がる高雄港は、有名な観光地である。

(9) 熊本市国際交流会館

本市は世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現をめざし、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成6年(1994年)9月、熊本市国際交流会館を開館した。平成18年(2006年)度から指定管理者制度に移行し、指定管理者である一般財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

同会館では、外国人のための総合相談窓口として、令和元年(2019年)9月に熊本市外国人総合相談プラザを開設した。また、1・2階の国際交流サポートセンター(エントランスロビー・交流ラウンジ)において、国内外の新聞、雑誌、図書、DVD、インターネットによる情報サービスのほか、民間交流・協力活動の紹介などを行っている。さらに、異文化理解講座や日本語習得の支援、多言語による情報提供、市民と在住外国人等の交流会、外国人のための防災訓練など多文化共生に向けた様々な事業を積極的に展開している。

最大230名収容可能のホールや各種研修室・会議室は、コンサートや講演会、英会話サークルなど、多くの市民に利用されている。

管理運営 熊本市国際交流振興事業団(指定管理者 期間:2019年度~2023年度)

所在地 中央区花畑町4番18号

主要施設

階 層	内 容
6.7 階	ロビー、通訳ブース、ホール (230 人)
5 階	大広間 A、B、談話室、中会議室、茶道室、和室、小会議室 (洋) (和)
4 階	第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室
3 階	国際会議室、研修室 1～3
2 階	国際交流サポートセンター、外国人総合相談プラザ、ワールドスタディルーム、NGO 活動スペース、多文化共生オフィス
1 階	国際交流サポートセンター、エントランスロビー、会館事務室、駐車場
地下 1 階	駐輪場、防災センター
地下 2 階	多目的ルーム

会館利用状況

(令和元年度)

	ホール	会議室等 (16 室)	サポートセンター	合 計
利用人数 (人)	48,671	105,378	105,806	259,855

5 国内交流 (観光政策課)

福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第 10 代肥後熊本藩主細川斉護公の娘勇姫が第 16 代越前福井藩主松平慶永 (春嶽) 公に興入れしたことや、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指しているとともに、国際会議観光都市の指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成 6 年 1 月 1 日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成 7 年 2 月 1 日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、NTT、商工会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

- 平成 29 年 4 月 第 32 回ふくい春まつりへ市長訪問団 (4 名) の派遣
- 平成 30 年 1 月 小学生交流訪問団 (熊本市小学生 16 名) の派遣
- 平成 30 年 2 月 第 7 回熊本城マラソンへのランナーの受入
- 平成 30 年 3 月 春のくまもとお城まつりへ福井市訪問団 (3 名) の受入
- 平成 30 年 4 月 第 33 回ふくい桜まつりへ市長訪問団 (4 名) の派遣
- 平成 31 年 (2019 年) 1 月 小学生交流訪問団 (熊本市小学生 12 名) の派遣
- 平成 31 年 (2019 年) 2 月 第 8 回熊本城マラソンへのランナーの受入
- 平成 31 年 (2019 年) 3 月 春のくまもとお城まつりへ福井市訪問団 (2 名) の受入
- 平成 31 年 (2019 年) 4 月 第 34 回ふくい桜まつりへ訪問団 (3 名) 派遣
- 令和 2 年 (2020 年) 1 月 小学生交流訪問団 (熊本市小学生 12 名) の派遣
- 令和 2 年 (2020 年) 2 月 第 9 回熊本城マラソンへのランナーの受入

福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口約 26 万 3 千人、面積

536.41km²の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治22年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成31年に市制130周年を迎えた。

昭和23年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したのが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥のまち福井と称されている。

国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かし、コンベンションの推進にも力を入れ、国際会議観光都市の指定を受けている。

また、区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

さらに、基礎自治体としての自主性や自立性を高めることで、さらなる市民サービスの向上と、人口減少社会や地域間競争に打ち勝つ活力ある地域づくりを実現するため、平成31年（2019年）4月に中核市に移行した。

6 広聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、「市民の声データベースシステム」等により、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

（1）広聴業務

ア 市長の直接対話事業

【ドンドン語ろう！】

市民参加による市政を実現するため、市長が地域に出かけ、市政について話をするとともに、市民と意見交換を行う。

開催実績（令和元年（2019年）度）

テーマ 「総合計画の見直し」 開催回数 6回 参加者数 318名

【農水産業版 ドンドン語ろう！】

市の基幹産業であり、成長産業と位置づける農水産業分野について、市長と農漁業者が直接対話する機会を設けるとともに、本市農水産業の実態を把握し、ニーズに即した施策を推進することを目的に意見交換を行う。

開催実績（令和元年（2019年）度）

開催回数 2回 参加者数 77名

【産業版 ドンドン語ろう！】

市長と個人事業主や企業経営者が直接対話する機会を設け、本市の中小企業等の現状を把握し、現場のニーズに即した実効性のある施策の推進を目的に意見交換を行う。

開催実績（令和元年（2019年）度）

開催回数 1回 参加者数 85名

【ドンドン語ろう！ With 外国人市民】

「熊本市外国人総合相談プラザ」の充実を図るとともに多文化共生社会の取組を推進するため、外国人市民と市長が、外国人が抱えている課題や必要としている情報、文化や習慣の違い等について意見交換を行う。

開催実績（令和元年（2019年）度）

開催回数 1回 参加者数 18名

イ コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などに関するよくあるお問い合わせについて、一元的に受け付ける電話対応センター。

名 称 : 熊本市コールセンター「ひごまるコール」

【年中無休（朝8時～夜8時まで）電話、FAX、メールで対応、外部委託】

運用実績

区分		年度	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
利用実績	問合せ等件数		52,841	52,617	39,724	35,095	32,679
		問合せ件数	42,033	43,308	30,077	26,105	24,356
		申込受付件数	10,808	9,309	9,647	8,990	8,323
		Web等受付数	6,560	6,820	3,988	3,861	4,172
		総利用実績数	59,401	59,437	43,712	39,044	41,206
チャンネル別	電話件数		52,020	51,535	38,940	34,426	31,988
	FAX件数		450	420	325	168	169
	E-Mail件数		124	253	165	182	222
	質問箱件数		247	409	294	319	300
	Webシステム		6,560	6,820	3,988	3,861	4,172
回答率	1次回答数		45,386	40,834	33,975	30,377	28,568
	1次回答対象件数		45,706	41,082	34,212	30,617	28,812
	回答率(%)		99.30	99.40	99.31	99.22	99.15

問合せ内容

(令和元年度)

	問 合 せ 内 容	問 合 せ 数	担 当 課
1	【相談予約】特別相談の予約受付	2,733	広聴課
2	【集団健診】9月城南集団健診の申込み	1,462	健康づくり推進課
3	【集団健診】7月植木集団健診の申込み	1,374	健康づくり推進課
4	【健診】高齢者健診の受診券の申込み	1,276	国保年金課
5	【健診】特定健診の受診券の申込み	963	国保年金課

※ 問合せ数上位5件を掲載

F A Qアクセス数

(令和元年度)

	F A Q 件 名	ア ク セ ス 数
1	家庭ごみの分別種類を知りたい。	89,299
2	介護保険の第1号被保険者と第2号被保険者とはどう違うのですか？	75,326
3	災害や火災の情報を入手する方法（概要）	39,027
4	<法律>無料で弁護士に相談できると聞いたのですが？	38,959
5	ごみを出す時のマナーやルール（パンフレット）はありますか？（分別）	34,213

※ アクセス数上位5件を掲載

ウ 市長への手紙

市政への提案や要望、本市の将来像などについて、手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
件 数	267	282	251	373	413

エ わたしの提言

市政への提案や要望等をインターネット、FAX通信を活用し提言してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
件 数	747	1,000	724	898	951

オ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年 度	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
案 件 数	16	7	9	14	18
意見件数	247	178	188	149	403
意見人数	56	29	63	52	87

(2) 相談業務

市民の法律相談や税務相談等の特別相談業務を実施している。

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担 当	相 談 内 容	相談件数（上段：年度、下段：件数）				
				平 27	平 28	平 29	平 30	令元
法律相談	月・水・金 13:00～16:00	弁護士	個人の法的解釈を必要とするものなど	994	855	938	901	915
法律相談 (4区役所)	毎月、8回 13:30～16:30	弁護士	個人の法的解釈を必要とするものなど	471	431	402	456	312
税務相談	月(月3回) 13:00～16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	204	170	134	131	302
相続・ 登記相談	木(月3回) 13:00～16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	619	448	324	343	464
民事介入 暴力相談	月 9:00～12:00	熊本県暴力 追放運動 推進センター	民事介入暴力に関する こと	6	5	9	7	4

(3) 庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への各窓口の案内や誘導及び高齢者や障がい者等のサポートを行う総合案内を設置している。

また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

7 広報（広報課）

（1）広報組織

市民と行政の信頼関係を築くため、行政情報を積極的に提供し、市民との情報の共有化を図っている。

また、広報するにあたっては、「対象者の絞り込み」「媒体の選定」「時期の選定」など様々な点について、広報効果が最も高くなるよう工夫している。

（2）広報刊行物

タイトル	発行状況	発行部数	概要・その他
市政だより	毎月1日発行	325,536部 (令和2年4月号実績)	委託業者から各世帯に配布
点字市政だより（視覚障がい者向け）	〃	95部	郵送
声の市政だより (CD版、視覚障がい者向け)	〃	110本	郵送

（3）テレビ・ラジオによる広報

テレビ広報

タイトル	放送局・時間
英太郎のかたらんね（内） 「市つとるね!? マナブくん」	TKU 毎週水曜日 午前10時半～（実質放送時間：3分半） （月1回放送・スピンオフ）土曜日 午前10時半～（実質放送時間：2分半）
クローズアップくまもと	J：COM ※ケーブルテレビ（市民チャンネル） 毎日 午前8時から 24分間 （再放送）毎日 午後8時から
テレビスポット	民間放送局 市の施策や事業を適時放映

ラジオ広報

タイトル	放送局・時間
とんでるワイド 大田黒浩一のきょうも元気！ 内	RKK 毎週月曜日 午前9時30分ごろから 2分間
小学生の時間 内	RKK 毎週日曜日 午後6時40分から午後7時の間の20秒間
フレッシュ・フラッシュ・くまもと	FM熊本 毎週火・木曜日 午前8時45分ごろから 5分間
おはよう熊本市	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 午前7時45分から 13分間
熊本市民あんぜんあんしん大作戦	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 正午から 5分間 （再放送）午後6時55分から
子どもラジオ局 内5分コーナー番組	熊本シティエフエム 毎月最終日曜日 正午から午後1時の間の5分間
声の市政だより	熊本シティエフエム 毎月第1第3土曜日 午前9時30分から 30分間

（4）新聞・生活情報誌などによる広報

市政について市民へ広く周知を図るため、紙面を利用して適時広報を行う。

(5) ホームページなどによる広報

ホームページや SNS を使い、市政情報を広く発信する。

市公式LINE <https://line.me/R/ti/p/m1ThVEwts0>

市公式ホームページ <http://www.city.kumamoto.jp/>

市公式フェイスブック <https://www.facebook.com/KumamotoCity>

市公式ツイッター https://twitter.com/kumamotocity_

市政だよりスマホ版 <https://www.city.kumamoto.jp/smart/article/pub/Default.aspx>

(6) 報道機関（市政記者クラブ）を通してのパブリシティ活動

- ・市長記者会見（月に2回程度）
- ・記者レクチャー（関係課長などによる記者への説明）
- ・資料提供（報道資料配布：年間1,670件※令和元年（2019年）度実績）
※記者クラブ加入社（13社）：熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・KKT・KAB・時事通信・共同通信

8 危機管理防災（危機管理防災総室）

(1) 危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「熊本市危機管理指針」を策定している。

この指針に基づき、具体的に、地域防災計画、国民保護計画、事件等対処計画を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

(2) 地域防災計画

ア 地域防災計画

本市の地域防災計画は、平成28年熊本地震の経験と教訓を活かし、市民力・地域力・行政力を結集した防災・減災のまちづくりを目指すため、市民・地域・行政の災害対応力の強化を基本理念に置き、平成29年度（2017年度）に大幅な改定を行い、その後も必要に応じ順次改定を行っている。

その他、地域防災計画の実効性を高め、大規模災害発生時の行政機能が低下した状況下においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画の策定や外部からの応援を効率的に受け入れるための災害時受援計画の策定、更には、実際の被害に応じた熊本市の水防体制を記載した「熊本市水防計画」を策定している。

また、災害対策本部と各局対策部及び各防災関係機関との迅速な情報共有体制等を構築するため、ハード・ソフトの両面において強化を図っていく。

イ 校区防災連絡会

平成28年熊本地震の反省を踏まえ、小学校区ごとに、校区自治協議会などの「地域」、熊本市が派遣する「避難所担当職員」、指定緊急避難場所の「施設管理者」などで構成する「校区防災連絡会」の結成促進を図ることとしている。避難者情報の収集方法、報告先、物資供給方法などについて事前協議等を行い、地域の災害対応力の強化を図る。

ウ 防災訓練

これまでは、市民・地域・行政が一体となった防災訓練は少なかったことから、平成29年度（2017年度）からは、校区単位毎の市民参加型訓練を多く実施し連携強化を図ることとした。防災訓練実施に当たっての基本理念として、①危機管理体制の強化・災害対応力の向上、②市民・地域・行政による実践的、効果的な訓練の実施、③多数の主体が参加・連携した訓練の実施、④複数の市町村にわたる広域災害対応力の向上、⑤防災関係機関等との連携強化、⑥地域防災計画や各種マニュアルの検証⑦職員への研修や市民への防災に関する啓発を揚げ、より実践的な訓練を実施する。

○「震災対処実動訓練」〈平成31年（2019年）4月20日実施〉

職員安否確認訓練、避難所開設・運営訓練、情報収集・伝達訓練、物資供給訓練を実施した。

エ 防災知識の普及・啓発

災害に強いまちづくりの推進を目的に、地域防災力の要となる自主防災クラブ結成支援を行うとともに、地域住民の自助、共助の防災意識の向上・啓発を図るため、地域主体で地域の危険箇所や避難経路等を記した地域版ハザードマップの「作成手引き書」を作成。平成25年度（2013年度）より本格的な取組を開始。

○自主防災クラブ結成数 740クラブ（令和2年（2020年）4月1日現在）

オ 防災情報の収集伝達

① 熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、CCTV監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防局などと情報の共有化を図り、防災活動に努めている。

② 防災情報伝達手段

災害情報の迅速な伝達のため、本市には携帯型の移動系無線を設置しており、旧町単位で運用していた同報系防災行政無線のシステムを統合し、デジタル方式への移行、全国瞬時警報システムにも対応するため既存設備を更新するとともに、高潮、津波被害の恐れのある沿岸部や土砂災害危険箇所の未整備地域への新設を行った。

加えて、熊本地震における課題解消のために、ICTを活用し迅速な災害情報の収集・共有体制の構築を行った。

また、熊本シティエフエムの電波を利用し、緊急情報を自動的に放送する緊急告知ラジオを導入。自治会、消防団、民生委員、防災拠点施設、小中学校等教育機関等へ配備するとともに、購入を希望される市民に向けて有償頒布を行うなど、情報伝達手段の多重化を図っている。

カ 物資供給計画

平成28年熊本地震を踏まえ、平時からの備蓄体制及び大規模災害時における物資供給体制を規定した「熊本市物資供給計画対応マニュアル」を策定した。避難者数11万人を想定し、物資供給オペレーションセンターを新たに設置するとともに、市内10箇所の近隣公園に防災倉庫、区役所・まちづくりセンターに備蓄倉庫を設置し、非常食糧や生活物資などを備蓄している。さらに指定避難所となる市内の各小中学校等には分散備蓄倉庫を設置している。

キ 相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結している。また、自衛隊、警察、電力会社などと「防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

(3) 国民保護計画

「国民保護法」に基づき、着上陸侵攻などの武力攻撃事態及び大規模なテロなどの緊急対処事態から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「熊本市国民保護計画」を策定している。

この計画は、平素からの備えや予防、事態等への対処及び復旧について定め、市が実施する警報の伝達、避難の指示及び避難住民の誘導、救護活動の措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(4) 事件等対処計画

「熊本市危機管理指針」に基づき、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、「熊本市事件等対処計画」を策定している。

この計画は、事件等の緊急事態に対する対処の基本的な考え方を定め、その対処手順を明確にすることにより、住民や市域に被害が及ぶ恐れのある様々な危機事象の発生及び発生すると予想される事態に対し、速やかな対応を図ることにより、未然に防止し、また発生した場合の被害を最小限に止めることを目的とする。

9 都市政策研究所

(1) 都市政策研究所について

ア 設立の経緯と目的

我が国では、少子高齢化社会の進展とともに本格的な人口減少社会を迎えている。また、地方分権の進展によって、地方には、地域の個性や特性を生かし、自らの判断と責任においてまちづくりを進めていくことが強く求められているところである。

このような中、今後さらなる政策形成力の向上が不可欠であるとの認識のもと、政令指定都市・熊本の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的として、平成24年10月に「熊本市都市政策研究所」を設置した。

イ 研究所の機能

本市の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図るため、①調査・政策研究機能、②人材育成機能、③情報収集・発信機能の3つの機能に基づく活動を行っている。

ウ 研究所の組織

所長以下8名〔所長（非常勤）1名、副所長（市職員）1名、研究員（市職員3名、会計年度任用職員2名）、事務員（再任用職員）1名〕の体制であり、庁内公募による職員配置や公募による外部からの研究員の採用などにより、体制の充実を図っている。

また、職員の政策形成能力の一層の向上を図ることを目的に、各局・区等の職員が、所属における行政課題の解決に向けて、一定期間、政策研究に取り組む『職員併任研究員制度』を設けている。あわせて、アドバイザーの活用や他研究機関などとの連携による研究等も行っている。

(2) 調査・政策研究に関する活動について

ア 地域認識・歴史認識の共有化に関する研究

本市がどのような地域特性の中で都市形成を図ってきたか、その変遷を整理・分析し、これからの様々な都市づくりの基礎となる地域認識・歴史認識の共有化に資する研究を行っており、その成果として、各種図面・都市図等で本市の都市形成の変遷について概観する「熊本都市形成史図集」（明治22年（1889年）～昭和22年（1947年））を平成26年（2014年）11月、「熊本都市形成史図集－戦後編－」（昭和20年（1945年）～平成26年（2014年））を平成28年（2016年）3月に刊行した。

また、本市をはじめ熊本県内に甚大な被害をもたらした「平成28年熊本地震」を受けて、被害の実態を記録した関連資料等を収集するとともに、今後本格化する復旧・復興、さらには災害に強い都市づくりに資する知見の提供を行っていく研究を行っており、その成果として、明治22年（1889年）に発生した明治熊本地震の被害状況等を克明に記録した「熊本明治震災日記」（水島貫之著）の現代語訳を行い、「【現代語訳】熊本明治震災日記」を平成28年（2016年）12月に刊行するとともに、平成30年（2018年）3月に刊行された熊本市震災記録誌の編纂を行った。

加えて、計画書や計画図面等の史料から、本市における都市計画の重要性と変遷を明らかにする「熊本都市計画史図集」の編纂を進めており、令和2年度（2020年度）の刊行を予定している。

イ 研究員による政策研究

各研究員の専門分野を踏まえ、都市の「本質」「生活」「産業」の3つの研究フレーム及び熊本地震関連研究の中で都市問題に関するテーマを設定し、調査・政策研究を行っている。令和元年度の研究テーマは次のとおり。

<p>■都市の本質に関する研究</p> <p>○熊本市におけるブロックチェーン技術の活用可能性</p>
<p>■都市の生活に関する研究</p> <p>○熊本市上水道事業の歴史的考察 ○熊本市域のどんどやの地理的分布と開催特徴</p>
<p>■都市の産業に関する研究</p> <p>○中心市街地の再開発が地価に与える影響</p>
<p>■熊本地震関連研究</p> <p>○熊本地震（2016）に係る熊本市役所産業保健活動の実態と課題 ○震災時における避難生活の場としての都市公園運営モデルに関する研究※</p>

※は公園管理運営研究所との共同研究

ウ 政策支援機能の充実

各局・区等における課題や問題解決のための支援やデータ、論文等の提供を行っている。

(3) 人材育成に関する活動について

ア 講演会の開催

職員の政策立案能力の向上を図るため、都市に関する様々なテーマで講演会を年4回開催している。開催にあたっては、市職員のほか市民や熊本都市圏をはじめとする県内の自治体職員、各関係機関職員などに対しても広く参加を呼びかけている。

イ 講演会を活用した事前・事後研修会等の実施

講演会のテーマに合わせ事前または事後研修会を実施するほか、政策研究会や勉強会などにより政策立案能力の向上を図っている。

ウ 職員併任研究員制度

庁内職員公募により、各局・区等に所属したまま一定期間、研究所の併任研究員となり政策研究に携わる制度を設け、職員の政策形成能力の向上を図っている。

(4) 情報収集・発信に関する活動について

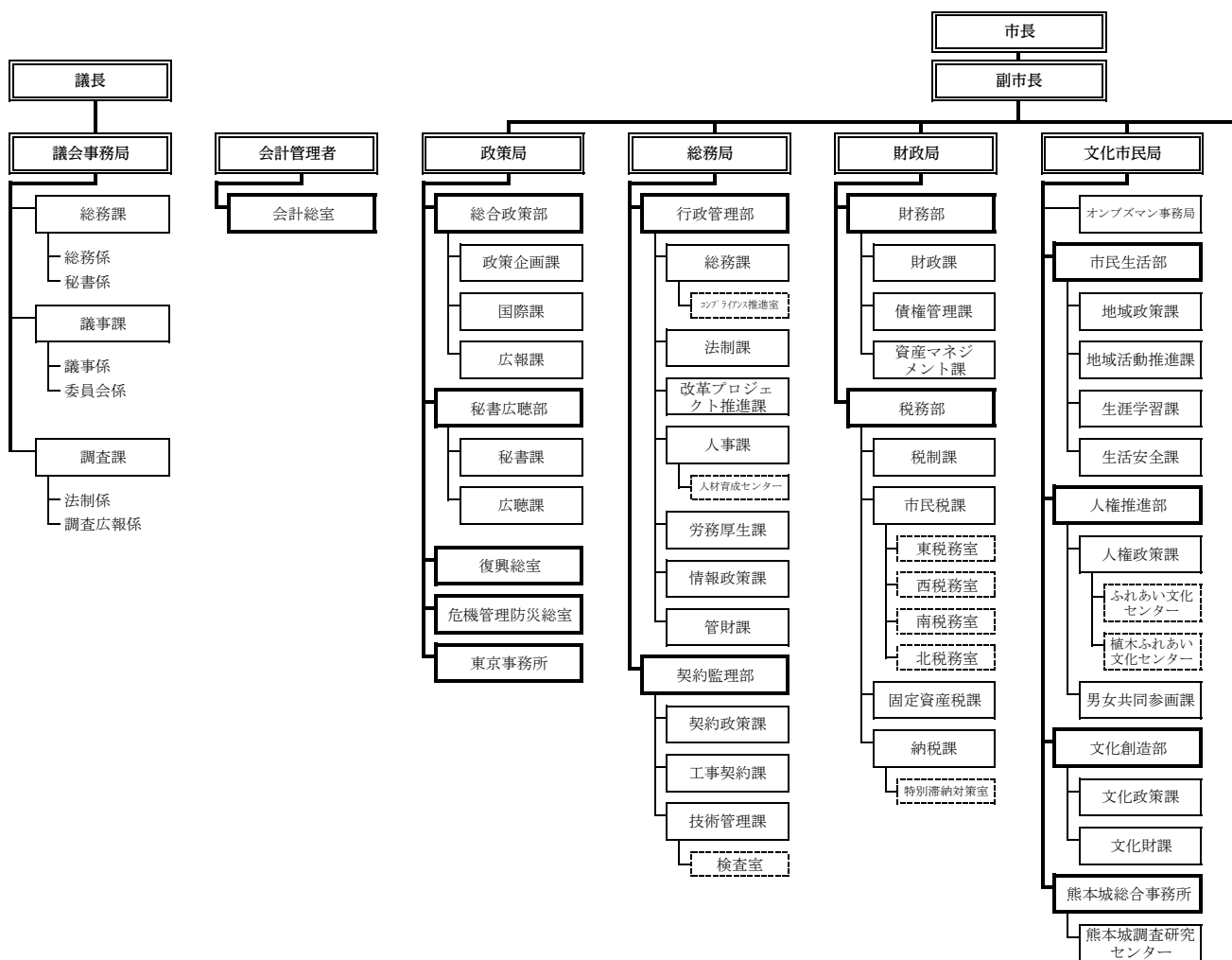
パンフレット、ホームページ、ニューズレター、年報「熊本都市政策」などにより情報発信を行っている。また、日本都市計画学会など都市問題をテーマとする各学会に加入し最新の情報を収集するとともに各局・区役所等に情報提供している。

※加入学会：日本都市計画学会、農村計画学会、日本造園学会、日本建築学会、日本公共政策学会、自治体学会

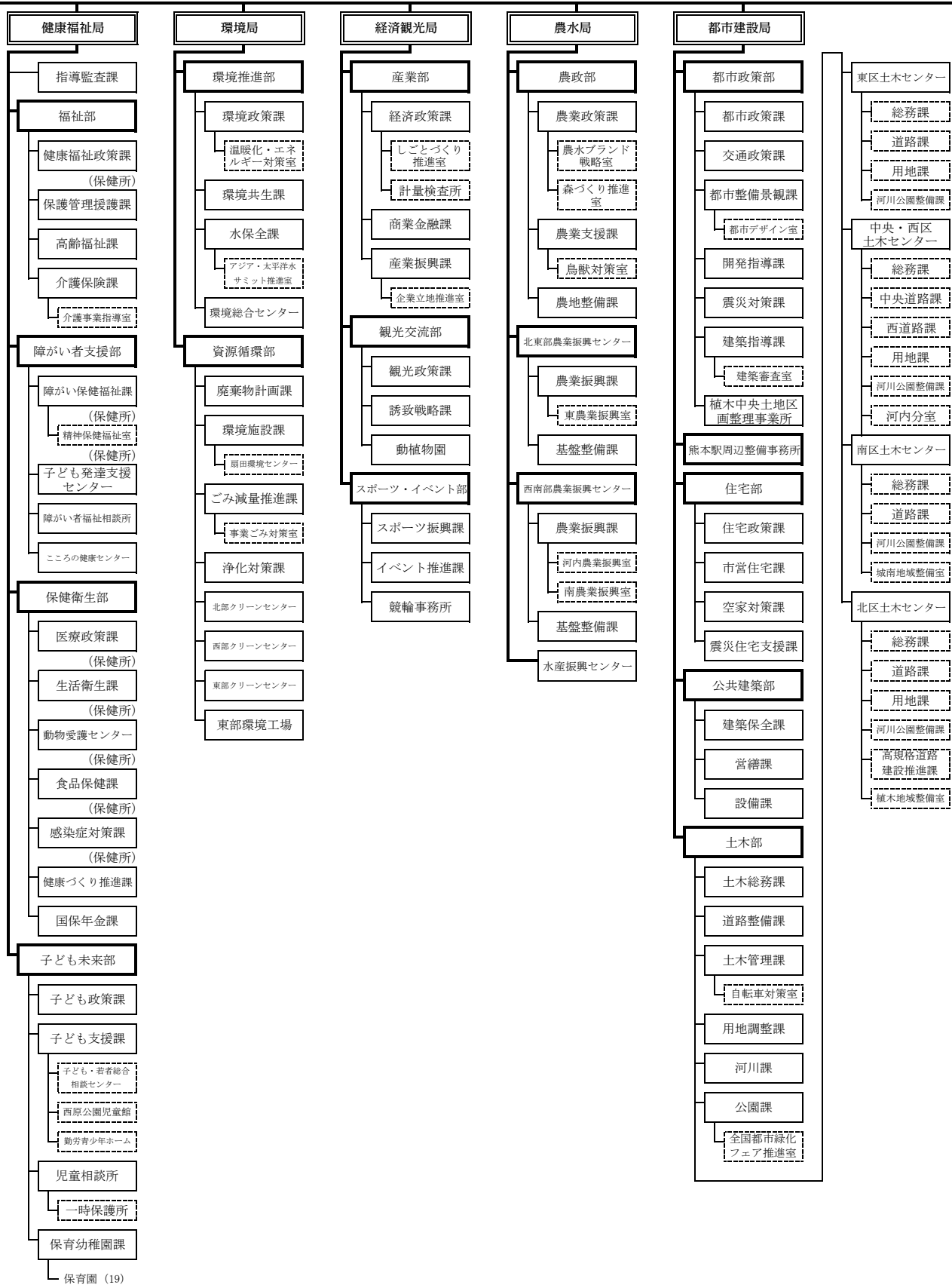
総務・財政

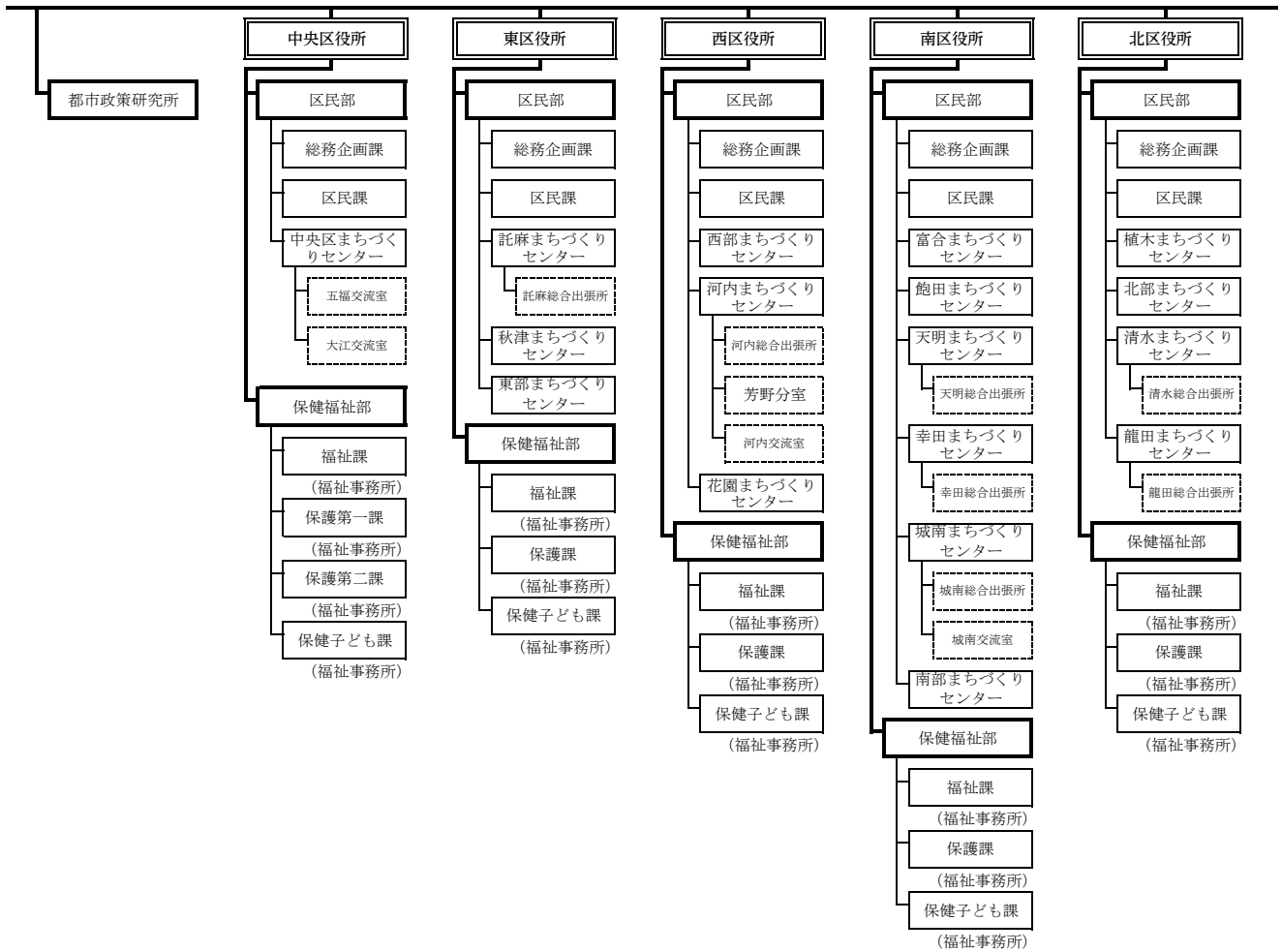
1	熊本市機構図	59
2	情報公開・個人情報保護	65
3	市役所改革	67
4	指定管理者制度	68
5	職員数	71
6	給与	71
7	契約	74
8	情報化推進	76
9	統計	79
10	財政	80
11	公共施設等総合管理計画	86
12	市庁舎概要	87
13	市税	89
14	債権管理	92
15	選挙	93
16	人事委員会	95

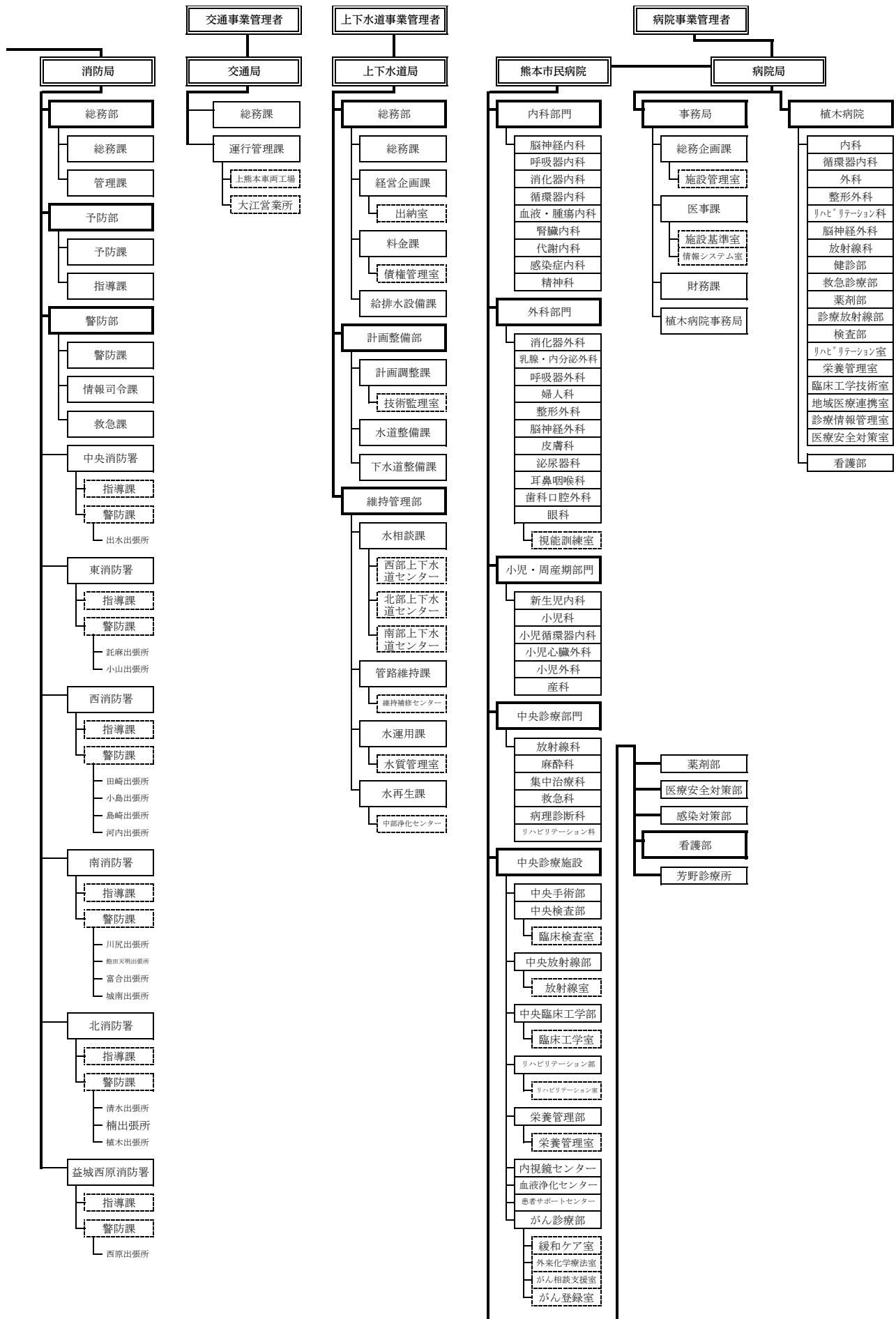
1 熊本市機構図 (令和2年(2020年)4月1日現在)

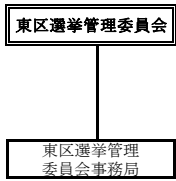
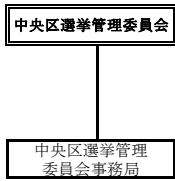
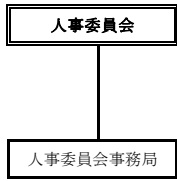
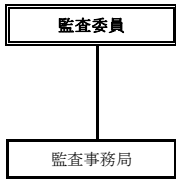
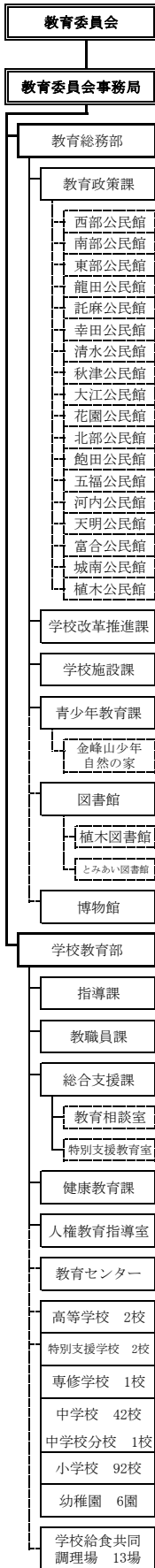


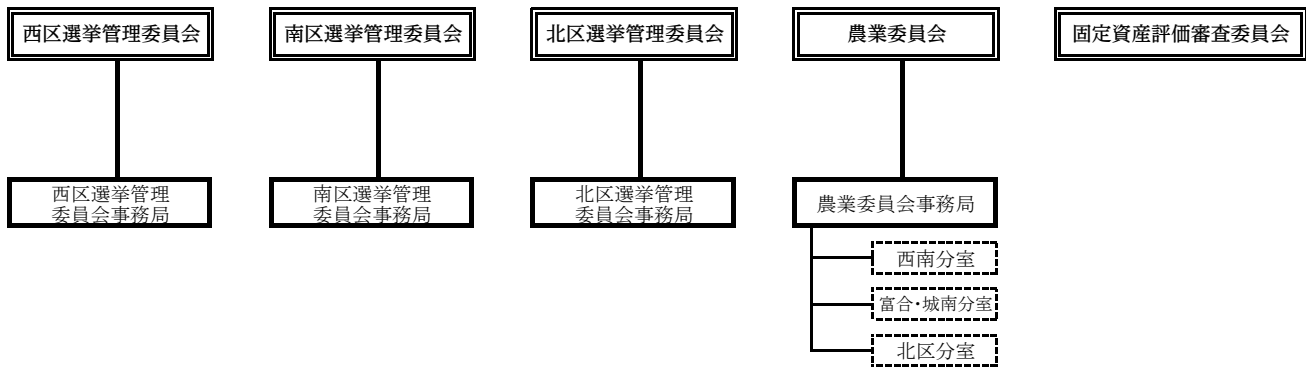
総財











	職 員 数		組 織 数				備 考	
	人数	定数	局相当	部相当	課相当	課内室等		
議会事務局	27	28	1	0	3	0	職員数：令和2年4月1日現在 組織数：令和2年4月1日現在	
会計総室	18	3,742	0	1	0	0		
政策局	113		1	5	5	0		
総務局	185		1	2	10	3		
財政局	254		1	2	7	5		
文化市民局	170		1	4	10	2		
健康福祉局	673		1	4	20	6		
環境局	335		1	2	12	4		
経済観光局	178		1	3	9	3		
農水局	150		1	3	8	6		
都市建設局	676		1	5	24	24		
都市政策研究所	4		0	1	0	0		
区役所	956		5	10	43	12		
消防局	807		810	1	3	13		12
交通局	79	150	1	0	2	2		
上下水道局	366	520	1	3	11	9		
病院局	717	790	1	1	4	3		
教育委員会事務局	4,094	4,665	1	2	12	5		
監査事務局	15	17	0	1	0	0		
人事委員会事務局	12	16	0	1	0	0		
市選挙管理委員会事務局	8	22	0	1	0	0		
区選挙管理委員会事務局			0	5	0	0		
農業委員会事務局	27	35	0	1	0	3		
総 計	9,864	10,795	20	60	193	99		※組織数に係る特記事項 (病院局) 事務局のみ計上。 (教育委員会事務局) 学校、幼稚園、共同調理場を除く。

2 情報公開・個人情報保護（法制課）

(1) 情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年（1998年）10月1日に施行した。

平成11年（1999年）10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウントビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

情報開示請求には資格制限はなく、何人も文書等の開示請求が可能としている。

(2) 平成30年度（2018年度）情報公開制度の実施状況

（平成30年（2018年）4月1日～平成31年（2019年）3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処 理 状 況									
	開示	部分開示	請 求 拒 否					合 計	取 下 げ	却 下
			不開示	存否 不回答	不存在	その他	小計			
1,282	751	518	22	3	56	0	81	1,350	18	3

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権がない者からの請求について、却下したもの等をいう。

※開示請求者の区分は、平成24年度（2012年度）から廃止した。

イ 不服申立ての件数及び平成30年度（2018年度）の処理状況

過去5年間の不服申立ての件数

（単位 件）

区 分	不 服 申 立 て の 件 数 (件)				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
異議申立て・審査請求	6	4	7	1	5

平成30年度（2018年度）の処理状況

(単位 件)

不服申立て件数		処 理 状 況			
区分	件数	決定・裁決済	審議会で 審議中	実施機関 で検討中	取下げ
異議申立て・審査請求	5	0	2	3	0

(注) 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審議を併合して行ったり、1件の不服申立てが複数の事案に対する不服申立ての場合、それぞれについて決定したため。

また、処理状況の件数については、当該年度以前から出されていた不服申立てに関する処理状況の件数も含むものであるため。

(3) 個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例は、平成14年（2002年）4月1日に施行した。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、自己の個人情報について開示・訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(4) 平成30年度（2018年度）個人情報保護制度の実施状況

(平成30年（2018年）4月1日～平成31年（2019年）3月31日)

ア 開示請求件数及びその処理状況

(単位 件)

開示請求件数	処 理 状 況						
	開示	一部開示	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
133	70	48	1	28	0	5	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 不服申立ての件数及び平成30年度（2018年度）の処理状況

過去5年間の不服申立ての件数

(単位 件)

区 分	不 服 申 立 て の 件 数 (件)				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
異議申立て・審査請求	4	0	0	2	0

平成30年度（2018年度）の処理状況

(単位 件)

不服申立て件数		処 理 状 況			
区分	件数	決定・裁決済	審議会で 審議中	実施機関 で検討中	取下げ
異議申立て・審査請求	0	2	0	0	0

ウ 訂正請求及び利用停止請求の状況

(単位 件)

年 度	訂 正 請 求		利 用 停 止 請 求
	請求件数	処理状況	請求件数
平 30	0		0

3 市役所改革 (改革プロジェクト推進課)

(1) 概要

本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等による将来的な経営資源の制約が懸念される中、持続可能な市政運営を推進し、「上質な生活都市」を実現するために、質の高いサービスを提供できる「市民満足度の高い市役所」、職員にとって働きやすい「職員満足度の高い市役所」に向けた取組や、事務事業の徹底的な見直しや受益者負担の見直し、新たな財源のかん養等による行政資源の最適化に向けた取組を実施する。

(2) 取組の視点

ア 市民起点による質の高いサービスを提供するための『仕事改革』

市民サービスが多様化する中、「これまでこうやってきたから」という前例踏襲のやり方や市役所のルールを、あらためて「市民起点、思い込みの転換、目的への立ち返り」等の観点で見直すことにより、サービス改善や業務の効率化を推進する。

イ 働きがい、働きやすさに繋げるための『働き方改革』

職員が働きがいを感じ、持てる能力を最大限発揮できるように、職員の日々の業務で抱える課題を解決できるような環境整備を推進する。

ウ 組織風土・文化を変革するための『人づくり改革』

目指すべき職員像の実現に向け、管理職のマネジメント能力の向上、改革インフルエンサーとなりうる中堅・若手職員の育成等の取組を推進する。

エ 社会経済情勢の変化に対応していくための『リソースの最適化』

適切な行政サービスを持続的に提供できる市政運営体制を構築していくため、総人件費の抑制や歳入歳出両面における収支改善等、限られた経営資源の最適化に向けた取組を推進する。

4 指定管理者制度

概況

公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズへの確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年（2003年）6月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

熊本市は、平成16年（2004年）8月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、この指針に基づき適切な運用を図っている。

指定管理者制度の導入状況〔令和2年（2020年）4月1日現在〕

（1）公募により指定管理者を選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平28	熊本市城南老人福祉センター	平23.4	1	高齢福祉課	株式会社 オカムラ	平28.4.1～令3.3.31
	熊本市子ども文化会館	平23.4	1	子ども支援課	(一財)熊本市社会教育振興事業団	平28.4.1～令3.3.31
	東部交流センター	平19.4	1	東部環境工場	東部交流センター管理運営共同企業体	平28.4.1～令3.3.31
	くまもと森都心プラザ	平23.4	1	商業金融課	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体	平28.4.1～令3.3.31
	熊本市植木地域農産物の駅	平28.11	1	北東部農業振興センター 農業振興課	有限会社 三河屋スーパー	平28.11.1～令3.3.31
平29	熊本市男女共同参画センター はあもにい	平24.4	1	男女共同参画課	はあもにい管理運営共同企業体	平29.4.1～令4.3.31
	熊本市健軍文化ホール	平24.4	1	文化政策課	(一財)熊本市社会教育振興事業団	平29.4.1～令4.3.31
	戸島ふれあい広場	平25.9	1	環境施設課	戸島ふれあい広場管理運営共同企業体	平29.4.1～令4.3.31
	扇田ふれあい広場	平25.9	1	環境施設課	田上アクト共同企業体	平29.4.1～令4.3.31
	熊本市勤労者福祉センター	平18.4	1	経済政策課 しごとづくり推進室	(一財)熊本市勤労者福祉センター	平29.4.1～令4.3.31
	水前寺江津湖公園	平24.4	1	東区土木センター 河川公園整備課	(一社)熊本市造園建設業協会	平29.4.1～令4.3.31
平30	熊本市祖崇廟納骨堂	平20.4	1	人権政策課	(公社)熊本市シルバー人材センター	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市市民会館	平30.4	1	文化政策課	(一財)熊本市社会教育振興事業団	平30.4.1～令5.3.31
	熊本市斎場	平25.4	1	健康福祉政策課	熊本M・K・G斎場管理共同企業体	平30.4.1～令5.3.31
	熊本市南部在宅福祉センター	平18.4	1	健康福祉政策課	(社福)熊本市社会福祉事業団	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市東部在宅福祉センター	平18.4	1	健康福祉政策課	東部福祉センター管理運営共同企業体	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市東老人福祉センター	平18.4	1	高齢福祉課		
	熊本市富合老人福祉センター	平25.1	1	高齢福祉課	株式会社 パブリックビジネスジャパン	平30.4.1～令3.3.31
	西部交流センター	平30.4	1	環境施設課	西部交流センター管理運営共同企業体	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場（運営）	平18.4	-	土木管理課 自転車対策室	株式会社 パスト24	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市自転車駐車場	平18.4	1			
	熊本市庁舎北側自転車駐車場	平18.4	1			
	熊本市上通自転車駐車場	平18.4	1			
	熊本市庁舎自転車駐車場	平18.4	1			
	熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	平24.4	1	土木管理課 自転車対策室	武蔵塚自転車駐車場管理運営共同企業体	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市水の科学館	平18.4	1	上下水道局 経営企画課	(公財)熊本市上下水道サービス公社	平30.4.1～令5.3.31
熊本市立城南図書館	平26.3	1	教育委員会事務局 熊本市立図書館	城南図書館管理運営共同企業体	平30.4.1～令5.3.31	
熊本市城南児童館	平26.3	1	子ども支援課			

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令1	熊本市植木健康福祉センター	平 21.4	1	健康福祉政策課	かがやき館管理運営共同企業体	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
	熊本市老人福祉センター (北・西・南・川上・河内・天明)	平 18.4	6	高齢福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 31.4.1 ~ 令 3.3.31
	熊本市お達者文化会館	平 18.4	3	高齢福祉課	介護予防支援施設管理運営共同企業体	平 31.4.1 ~ 令 4.3.31
	熊本市南部万年青年会館	平 18.4				
	熊本市東部はつらつ交流会館	平 18.4				
	熊本市障害者福祉センター希望荘	平 18.4	1	障がい保健福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
	熊本市東部堆肥センター	平 31.4	1	水保全課	東部堆肥センター管理運営共同企業体	平 31.4.1 ~ 令 4.3.31
	熊本城ホール	平 31.4	4	誘致戦略課	熊本城ホール運営共同事業体	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
	熊本市辛島公園地下駐車場	平 18.4				
	熊本市辛島公園地下通路	平 26.4				
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場(施設)	平 18.4				
	熊本市総合体育館・青年会館	平 18.4	9	スポーツ振興課	(一財) 熊本市社会教育振興事業団	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
	熊本市総合屋内プール	平 18.4				
	南部総合スポーツセンター	平 18.4				
	託麻スポーツセンター	平 18.4				
	田迎公園運動施設	平 18.4				
	水前寺競技場	平 18.4				
	水前寺野球場	平 18.4				
	植木中央公園運動施設	平 31.4				
	城南総合スポーツセンター	平 31.4				
	熊本市城南地域物産館	平 26.10	1	西南部農業振興センター 農業振興課	九州綜合サービス 株式会社	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
白川公園	平 31.4	2	中央区まちづくりセンター	白川公園複合施設管理運営共同企業体	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31	
中央公民館						
令2	熊本市くまもと工芸会館	平 17.4	1	文化政策課	くまもと工芸協会共同企業体	令 2.4.1 ~ 令 7.3.31
	熊本市夢もやい館	平 19.4	1	健康福祉政策課	夢もやい館管理運営共同企業体	令 2.4.1 ~ 令 7.3.31
	熊本市森林学習館	平 18.4	1	環境共生課	森林学習館管理運営共同企業体	令 2.4.1 ~ 令 5.3.31
	熊本市流通情報会館	平 17.4	1	商業金融課	熊本流通団地協同組合	令 2.4.1 ~ 令 7.3.31
	熊本市食品交流会館	平 17.4	1	産業振興課	株式会社 フードパル熊本	令 2.4.1 ~ 令 7.3.31
	公営住宅(中央区・北区・西区)	平 18.4	70	市営住宅課	熊本市営住宅管理(中央・北・西)共同企業体	令 2.4.1 ~ 令 7.3.31
	改良住宅(中央区・北区・西区)	平 18.4	4			
	単独住宅(中央区・北区・西区)	平 18.4	3			
	特定優良賃貸住宅(中央区・北区・西区)	平 18.4	2			
	小集落改良住宅(中央区・北区・西区)	平 18.4	2			
	公営住宅(東区・南区)	平 18.4	49	市営住宅課	熊本市営住宅管理センター共同企業体	令 2.4.1 ~ 令 7.3.31
	改良住宅(東区・南区)	平 18.4	4			
	単独住宅(東区・南区)	平 18.4	2			
特定優良賃貸住宅(東区・南区)	平 18.4	1				
小集落改良住宅(東区・南区)	平 18.4	1				

(2) 非公募により指定管理者を選定した施設

地域密着型施設（※地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平 30	地域コミュニティセンター	平 18.4 から 順次	54	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター 運営委員会	平 30.4.1 ~ 令 3.3.31
	熊本市共同利用施設託麻東部会館	平 18.4	1	環境政策課	熊本市共同利用施設託麻東部会館 管理運営委員会	平 30.4.1 ~ 令 3.3.31
	三山荘	平 18.4	1	東部環境工場	熊本市戸島地域環境保全協議会	平 30.4.1 ~ 令 3.3.31
	熊本市九州自然歩道利用拠点施設	平 18.4	1	農業政策課 森づくり推進室	九州自然歩道利用拠点施設管理 委員会	平 30.4.1 ~ 令 5.3.31
令 1	地域コミュニティセンター	平 17.4 から 順次	12	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター 運営委員会	平 31.4.1 ~ 令 4.3.31
	熊本市老人憩の家	平 18.4	128	高齢福祉課	各老人憩の家運営委員会	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
	川尻公会堂	平 31.4	1	南部まちづくりセン ター	熊本市川尻公会堂運営委員会	平 31.4.1 ~ 令 4.3.31
令 2	地域コミュニティセンター	平 20.4 から 順次	9	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター運 営委員会	令 2.4.1 ~ 令 5.3.31

小規模施設（※管理委託費が年間 500 万円以下の施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 1	熊本市高齢者技能習得センター	平 18.4	1	高齢福祉課	(公社) 熊本市シルバー人材 センター	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
令 2	リデル、ライト両女史記念館	平 18.4	1	文化財課	リデル、ライト両女史顕彰会	令 2.4.1 ~ 令 7.3.31

複合型施設（※市の施設を民間施設と複合的に設置する場合であって、当該民間施設を管理する団体に一体的に管理させることにより、利用者の利便性の向上や管理運営に要する経費の削減が図られる施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 1	熊本市西里老人福祉センター	平 26.4	1	高齢福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 31.4.1 ~ 令 3.3.31

施設利用者が限定されており、当該施設利用者により管理運営されることが合理的な施設

（※条例等により、施設を利用することができる者が限定されており、当該施設利用者により施設の管理運営を委ねた方が、効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成することができると認められる施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平 30	熊本市職業訓練センター	平 18.4	2	経済政策課 しごとづくり推進室	熊本市職業訓練施設管理共同 企業体	平 30.4.1 ~ 令 3.3.31
	熊本市事業内高等職業訓練校					

事業運営の特殊性が重視される施設

（※施設の管理運営において、企画立案等における高度な専門性、長期的な視野に立った人材の育成・確保、及び事業の継続性などを特に必要とし、これらの特殊性からノウハウを有する事業者が限定される施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 1	熊本市国際交流会館	平 18.4	1	国際課	(一財) 熊本市国際交流振興事業団	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
	熊本市現代美術館	平 18.4	1	文化政策課	(公財) 熊本市美術文化振興財団	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31

P F I 事業者を指定管理者に選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平 22	桜の馬場観光交流施設	平 23.3	2	観光政策課	熊本城観光交流サービス 株式会社	平 23.3.5 ~ 令 13.3.31
	桜の馬場観光交流施設駐車場					

5 職員数 (人事課)

(令 2.4.1 現在)

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	3,742	3,593
議 会 事 務 局	28	26
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	8
監 査 事 務 局	17	15
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	4,665	4,010
人 事 委 員 会 事 務 局	16	11
消 防 局	810	804
農 業 委 員 会 事 務 局	35	27
交 通 局	150	79
上 下 水 道 局	520	361
病 院 局	790	684
計	10,795	9,618

※現員数は、休職職員を除く

6 給与 (労務厚生課)

(1) 局別職員給料

(令 2.4.1 現在)

局別	区分	給 料 月 額 (円)			平均年齢	平均勤続年数
		最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局		554,500	155,300	321,396	42 歳 2 月	17 年 10 月
議 会 事 務 局		494,900	251,600	356,789	43 歳 9 月	20 年 6 月
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		456,700	371,500	400,513	52 歳 5 月	29 年 7 月
監 査 事 務 局		608,000	283,200	396,327	48 歳 5 月	23 年 10 月
教 育 委 員 会 事 務 局		494,900	155,300	368,401	46 歳 3 月	17 年 10 月
人 事 委 員 会 事 務 局		448,900	221,500	324,283	40 歳 9 月	18 年 1 月
消 防 局		494,900	165,400	313,230	39 歳 3 月	16 年 8 月
農 業 委 員 会 事 務 局		454,300	228,200	366,252	51 歳 7 月	27 年 9 月
交 通 局		451,900	155,300	322,714	45 歳 4 月	19 年 0 月
上 下 水 道 局		502,400	155,300	322,505	43 歳 5 月	19 年 7 月
病 院 局		602,400	180,500	327,510	41 歳 4 月	13 年 5 月
全 体		608,000	155,300	341,134	43 歳 8 月	17 年 7 月

※給料月額には、一部、現給保障額を含む

(2) 初任給基準

(令 2.4.1 現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
					級	号給	金 額 (円)
行 政 職 員 給 料 表	一 般	正 規 の 試 験	上級職		1	29	190,500
			初級職		1	9	155,300
	保 育 士		短 大 卒	1	19	169,400	
	獣 医 師		大 学 6 卒	1	42	207,400	
	薬 剤 師		大 学 6 卒	1	42	207,400	
			大 学 卒	1	29	190,500	
	管 理 栄 養 士		大 学 卒	1	29	190,500	
			短 大 卒	1	19	169,400	
	給 食 栄 養 士		短 大 卒	1	19	169,400	
			大 学 卒	1	29	190,500	
	保 助 健 産 師 師		短 大 3 卒	1	25	183,000	
			短 大 3 卒	1	23	178,000	
	看 護 師		短 大 2 卒	1	19	169,400	
			大 学 卒	1	28	188,600	
	診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 臨 床 工 学 技 士 視 能 訓 練 士		短 大 3 卒	1	24	180,500	
			短 大 2 卒	1	19	169,400	
	歯 科 衛 生 士		高 校 専 攻 科 卒	1	15	162,700	
			大 学 卒	1	29	190,500	
	そ の 他		大 学 卒	1	29	190,500	
短 大 卒			1	19	169,400		
高 校 卒			1	9	155,300		
業 務 職		高 校 卒	1	17	149,100		
		中 学 卒	1	9	141,100		
消 防 職 員 表	上 級 消 防 職	正 規 の 試 験	上級職	1	37	200,500	
	初 級 消 防 職		初級職	1	17	165,400	
医 療 職 員 表	医 歯 科 医 師		博 士 課 程 修 了	1	25	334,100	
			大 学 6 卒	1	1	249,800	
教 育 職 員 給 料 表 (一)	教 養 栄 養 教 諭 護 養 教 諭 教 諭 員		博 士 課 程 修 了	2	33	272,500	
			修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了	2	17	232,500	
			大 学 卒	2	5	210,800	
			短 大 卒	1	15	185,700	
	助 養 護 教 諭 講 習 助 手 員		大 学 卒	1	25	206,800	
			短 大 卒	1	15	185,700	
			高 校 卒	1	5	166,100	
教 育 職 員 給 料 表 (二)	教 養 栄 養 教 諭 護 養 教 諭		博 士 課 程 修 了	2	45	272,500	
			修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了	2	29	232,500	
			大 学 卒	2	17	210,800	
			短 大 卒	2	7	188,600	
	助 養 護 教 諭 講 習 助 手 員		大 学 卒	1	25	206,800	
			短 大 卒	1	15	185,700	
			高 校 卒	1	5	166,100	

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市 長	1,190,000	平 31. 4. 1	1,188,000	平 30. 4. 1
副市長	947,000	〃	946,000	〃
常勤監査委員	690,000	〃	689,000	〃
企業管理者 (水道・病院)	705,000	〃	704,000	〃
企業管理者 (交通)	635,000	〃	634,000	〃
教育長	705,000	〃	704,000	〃

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委 員	月 額 126,000	平 31. 4. 1	88,000	平 16. 4. 1
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された監査委員 (非常勤)	月 額 137,000	平 16. 4. 1	139,000	平 10. 4. 1
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 71,000	〃	72,000	〃
人 事 委 員 会	委 員 長	月 額 165,000	〃	167,000	〃
	委 員	月 額 139,000	〃	140,000	〃
市 の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 90,000	〃	92,000	〃
	委 員	月 額 59,000	〃	60,000	〃
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭 61. 4. 1
区 の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 60,000	平 24.4.1	-	-
	委 員	月 額 40,000	〃	-	-
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	〃	-	-
投票管理者 (期日前投票所の投票管理者を除く) 及び開票管理者		1 回につき 13,000	平 10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選 挙 長		1 回につき 13,000	〃	11,000	〃
投票立会人 (期日前投票所の投票立会人を除く)、開票立会人及び選挙立会人		1 回につき 12,000	〃	10,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		1 回につき 12,000	平 15.12.22	-	-
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		1 回につき 10,000	平 15.12.22	-	-
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭 61. 4. 1
農 業 委 員 会	会 長	月 額 90,000	平 16. 4. 1	92,000	平 10. 4. 1
	副 会 長、部 会 長 及 び 副 部 会 長	月 額 59,000	〃	60,000	〃
	部 会 の 委 員 及 び そ の 他 の 委 員	月 額 55,000	〃	56,000	〃
	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	月 額 50,000	平 29.9.22	-	-
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		※ 1	平 9. 4. 1	※ 2	昭 63. 4. 1

※ 1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては 300,000 円、月額報酬にあつては 250,000 円、日額報酬にあつては 10,000 円、時間額報酬にあつては 3,000 円 (医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては 400,000 円、月額報酬にあつては 600,000 円、日額報酬にあつては 30,000 円) を超えない範囲内で、規則で定める

※ 2 予算の範囲内において市長が定める額

(4) 旅費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日当：円 (1日につき)	宿泊料：円 (1夜につき)	食卓料：円 (1夜につき)
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあつては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあつてはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金（特別車両料金にあつては、1号区分の適用を受ける者に限る。）	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあつては鉄道運賃に同じ。	3,300	16,500	3,300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・7級及び8級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3号	1級から6級までの職務にある者			2,200	10,900 (規則で定める地域に宿泊する場合は、13,100)	2,200

- (注) 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

7 契約（契約政策課・工事契約課）

入札・契約制度については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成19年度（2007年度）から試行している工事等の総合評価方式による発注については、平成24年度（2012年度）から、発注標準額及び落札制限を設定し、熊本市建設工事総合評価一般競争入札を本格実施し、令和元年度（2019年度）は142件で実施した。今後とも入札・契約事務の更なる適正化はもとより、工事品質の確保等にも努めていく。

(1) 競争入札有資格者（令和2年度（2020年度））

※業者数は実数

	工 事	委託その他
県 内 業 者 (社)	1,158	528
県 外 業 者 (社)	604	505
計	1,762	1,033

(2) 契約件数及び金額（令和元年度（2019年度））

(単位 千円)

	件 数	金 額
工 事 請 負 契 約	910	46,789,184
測 量 等 委 託	560	5,572,665
保 守 点 検	76	226,494
計	1,546	52,588,343

(3) 契約額及び件数・業種別集計表

(単位 千円)

年度	土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
H27	14,181,306	331	5,528,871	99	3,459,672	105	1,865,214	81
H28	15,518,197	292	6,467,062	74	1,915,308	65	2,127,769	80
H29	18,174,935	297	14,366,707	118	3,141,559	77	4,541,672	140
H30	23,467,305	301	12,228,264	64	3,432,481	83	1,749,491	57
R1	21,742,811	310	5,964,649	41	1,886,708	78	1,380,365	51
年度	舗装工事		造園工事		水道施設工事		その他工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
H27	1,945,762	86	122,888	4	3,574,728	78	5,394,476	262
H28	4,135,017	92	703,190	33	3,551,963	65	6,518,021	203
H29	1,641,848	54	851,157	18	3,302,723	58	6,924,138	250
H30	1,949,973	58	213,174	7	4,377,779	52	6,147,470	251
R1	3,325,820	93	577,789	12	2,583,424	36	9,327,618	289
年度	測量等業務		保守点検		合 計			
	契約額	件数	契約額	件数	契約額		件数	
H27	4,443,623	574	237,499	90	40,754,039		1,710	
H28	6,218,850	771	182,868	83	47,338,245		1,758	
H29	5,193,419	545	173,139	80	58,311,297		1,637	
H30	4,704,785	515	282,330	89	58,553,052		1,477	
R1	5,572,665	560	226,494	76	52,588,343		1,546	

※造園・花苗業務委託については測量等委託で計上するもの。

8 情報化推進（情報政策課）

Society5.0の実現に向けて、本市においてもICT（情報通信技術）を市政運営に効果的・効率的に活用できるスマート自治体への転換が求められている。市民向け及び職員向け情報システムの安定稼働と情報セキュリティ対策の確実な維持に取り組みながら、市民サービスの向上及び行政運営の更なる効率化を図るため、デジタル先端技術を積極的に導入した情報化施策を推進していく必要がある。

今後、ICTに関する技術革新は加速度的に進むことが予想され、時代に即した柔軟な情報化施策が求められることから、国が示す情報化戦略と整合を図りながら全庁的な情報化を推進していく。

（1）電子自治体推進事業

時代の潮流や国のICT推進政策を踏まえ、更なる効率的な電子自治体の実現を図るため、次の事業を行う。

ア 電子申請

平成16年度より、熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会が運営主体となって、「くまもと電子申請窓口“よろず申請本舗”」の運用を開始。順次手続きの電子化推進及び利用拡大を進めてきた。平成30年度からは、マイナポータルと連携した個人番号を含む電子申請について利用を開始している。

イ デジタル技術の利活用

AIやRPAといった先端技術の導入による行政運営の効率化、携帯情報端末アプリなどのICTを活用した市民サービス向上に向けた施策に取り組んでいる。

（2）地域情報化推進事業

ICTの利活用による地域課題への対応、地域社会の活性化、住民サービスの向上、新たなサービスの創出に向けた技術及びサービスの検証を行うことで、魅力あふれ、暮らしやすさと幸せが実感できる熊本の実現を目指すことを目的として、平成24年2月に本市は熊本県、西日本電信電話株式会社と「ICT利活用による地域活性化等に関する包括連携協定」を締結した。ICTの活用に関する各種取り組みを実証実験という位置付けで推進しており、平成30年3月に2回目の協定期間延長を行っている。

下記の分野についてICTの活用に関する検討を進め、具体化したものから「スマートひかりタウン熊本」プロジェクトとして取り組んでいる。

- ①交通・観光・空港・中心市街地活性化
- ②安全・安心・防災
- ③高齢者対策・健康づくり
- ④環境・教育
- ⑤エネルギー
- ⑥中山間地域農業活性化

（3）庁内ネットワーク整備事業

ア 目的

庁内ネットワーク（略称を「Cネット」という。）の安定運用はもとより、情報技術を取り巻く環境の進展や、職員の多様な働き方に対応した情報基盤の最適化を図ることで、行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ システムの概要

庁内ネットワーク（Cネット）は、平成13年4月から運用開始し、平成25年の更改を経て、平成28年度にはセキュリティ強靱化を図った。

平成30年4月3日には、日本マイクロソフトから技術的なアドバイスを受け「クラウドソリューションを活用した働き方改革基盤構築プロジェクト」を進めることを発表し、同年に実施したサーバー更改では、職員の場所にとられない働き方を実現する第一歩として、庁内無線LANや、庁外においてもCネットやOffice365が利用可能な環境を整備し、平成31年4月から運用を開始している。

(4) 総合行政情報システム

ア 情報システムの現状

1 目的

質の高い行政運営を推進することを目的とし、コンピュータの持つ優れた情報処理機能や高速演算機能を、これらを適用できる行政の各分野に有効適切に利することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化を図る。

2 システムの概要

総合行政情報システム（略称を「Aネット」という。）は、昭和61年以降、汎用機（ホストコンピュータ）で、開発・稼働させていた各業務システムを再構築したものである。再構築にあたっては、「市民サービスの向上」「業務の改善」「開発・運用・保守にかかる費用の適正化」「情報セキュリティの確保」を基本方針とした総合行政情報システム全体の最適化を行う基本計画を平成21年度に策定し、平成24年4月の政令指定都市移行、同年7月の住民基本法改正等を踏まえ、平成24年度に共通基盤システム及び住民情報系システムが稼働。平成25年度には、共通基盤システム及び住民情報系システム（戸籍、住基ネット、住居表示証明／就学、選挙）の二次構築分が稼働した。平成27年度に保険料系システム、平成28年度に福祉系システムが稼働し、さらに平成30年度に税務系システムが稼働したことにより、汎用機からの移行を完了した。

なお、総合行政情報システムと平成19年度に稼働した保健福祉情報ネットワークシステム（以下「HAWネット」という。）を合わせて「基幹系システム」と称し、合計46業務が稼働している。

さらに、社会保障・税番号制度（マイナンバー）にも対応しており、毎年度実施されるデータ標準レイアウト改版の対応も行っている。

また、サーバと本庁、各区役所・総合出張所等の出先機関を専用の通信回線により接続し、オンラインシステムとして運用している。また帳票の出力や、データの一括更新等はバッチシステムとして短時間で大量の処理を行っている。

イ 基幹系システム稼働業務一覧

1 Aネット

稼働年度	番号	業務名	稼働年度	番号	業務名
平成 24	1	共通基盤	平成 29	18	個人住民税
	2	住民記録／印鑑登録		19	固定資産税
平成 25	3	戸籍	平成 30	20	軽自動車税
	4	住基ネット		21	法人市民税
	5	住居表示証明／就学		22	事業所税
平成 26	6	選挙		23	市たばこ税
平成 27	7	国民健康保険		24	入湯税
	8	介護保険		25	税収滞納管理
	9	国民年金			
平成 28	10	生活保護			
	11	児童手当			
	12	児童扶養手当			
	13	ひとり親家庭等医療費助成			
	14	母子父子寡婦福祉資金貸付			
	15	子ども医療費助成			
	16	重度心身障がい者医療費助成			
	17	養護老人ホーム入所措置			

2 HAWネット

稼動年度	番号	業務名	稼動年度	番号	業務名
平成 19	1	障がい者福祉	平成 24	15	扶養共済
	2	障がい者手当		16	更生相談
	3	障がい者支援	平成 26	17	臨時福祉給付金
平成 20	4	総合相談		18	子ども子育て支援
	5	子育て医療給付	平成 27	19	障がい者自立支援
	6	子育て支援	平成 30	20	難病管理システム
	7	高齢者福祉		21	就学奨励費補助金システム
	8	手帳交付管理			
	9	更生医療給付			
	10	精神通院医療			
	11	貸付金（災害援護）			
	12	さくらカード管理			
	13	健康管理			
	14	予防接種管理			

ウ 情報システムの将来

1 自治体クラウドの検討

国が導入促進している自治体クラウドの検討を行う。自治体クラウドは、データセンターを利用することで災害時の業務継続が可能、コスト削減が期待できるなどのメリットがある反面、セキュリティの問題等検討すべきこともあることから、他都市や国の動向に注視し、検討を行っていく。

(5) 情報セキュリティ対策

ア セキュリティポリシーの策定

各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩、データの破損や書き換え等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することが、市民の財産、プライバシーを守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策を維持するため、本市の情報セキュリティポリシーとなる「熊本市情報セキュリティ基本方針」及び「熊本市情報セキュリティ対策基準」を平成19年1月に策定し、改訂を重ねながら、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

イ 情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、平成19年度から計画的に監査を実施し、各情報システムのセキュリティ対策の状況を評価し、各種対策の見直し等を行っている。

9 統計（総務課）

（1）基幹統計調査の実施

主な基幹統計調査

調査名	調査年次	調査内容
国勢調査（総務省）	5年毎	日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。
住宅・土地統計調査（総務省）	5年毎	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。
就業構造統計調査（総務省）	5年毎	国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。
工業統計調査（経済産業省）	毎年 ※経済センサス活動調査年は中止	製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。
農林業センサス（農林水産省）	5年毎	農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。
全国家計構造調査（総務省）	5年毎	国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
漁業センサス（農林水産省）	5年毎	漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。
経済センサスー基礎調査 経済センサスー活動調査 （総務省、経済産業省）	それぞれ5年毎	経済活動の実態を経理的側面から捉えようとするもの。従来大きく区分された産業分野毎に、異なる年次及び周期で実施されていたものを統一して実施し、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上を図る。事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査等が経済センサスに統廃合される予定である。
学校基本調査（文部科学省）	毎年	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

（2）統計データの管理

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表するとともに、諸施策の基礎資料とするための各種統計調査結果報告書や市独自の統計書等を以下のとおり作成している。

（統計調査結果報告書）

- ① 熊本市の人口（国勢調査結果）
- ② 経済センサスー活動調査結果
（事業所等に関する集計結果）
- ③ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）
- ④ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

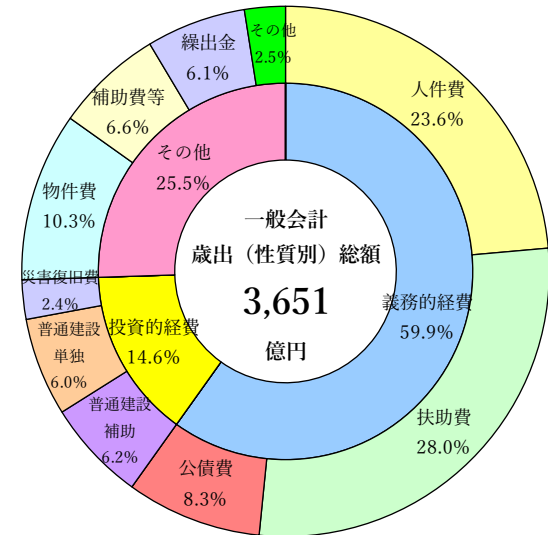
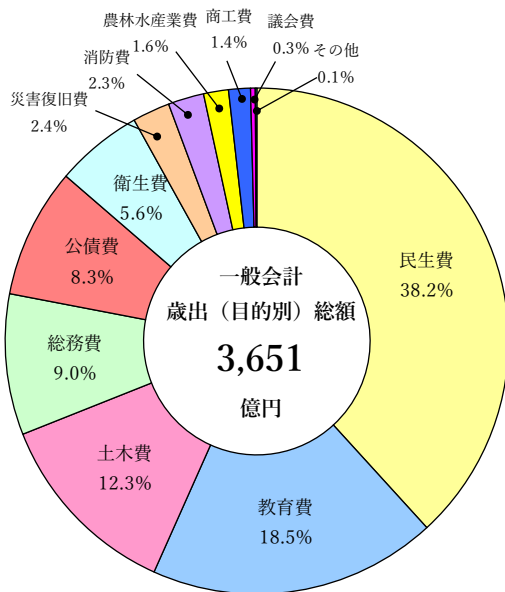
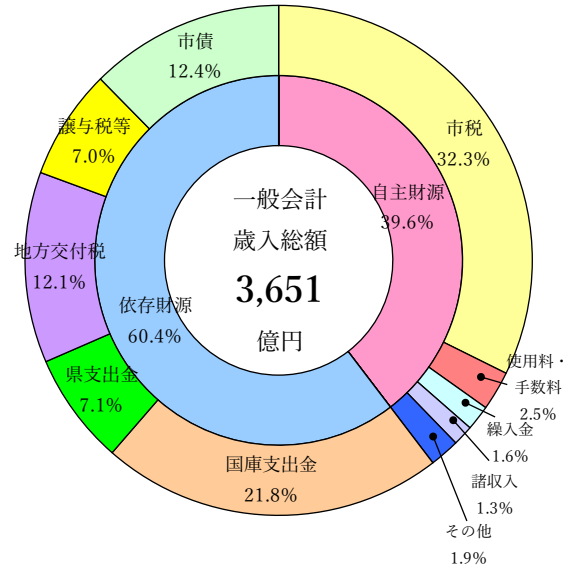
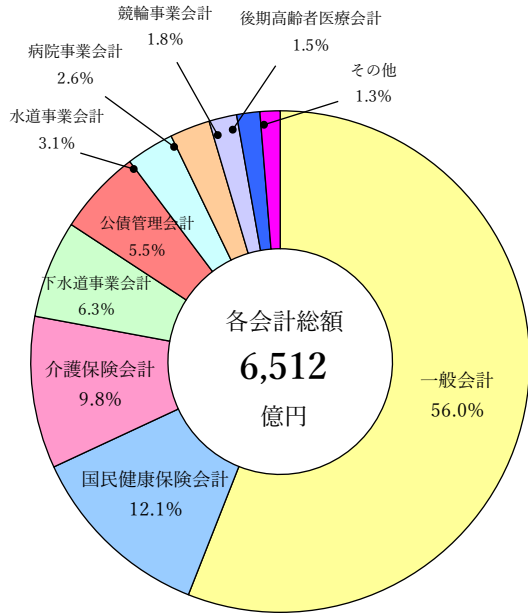
（市独自の統計データ）

- ① 熊本市統計書
- ② グラフでみるくまもと
- ③ 熊本市産業連関表

なお、市が管理している統計データについては、市ホームページ上に開設している「統計情報室」において閲覧が可能であり、併せて、本市の人口・世帯数についても、最新の住民基本台帳人口を基に、年齢別や校区別、町丁別等、複数の条件において検索する事が出来るシステムを構築している。

10 財政（財政課）

(1) 令和2年度（2020年度）当初予算図表



(2) 当初予算総括表

(単位：千円)

会計名	年度		令和2年度		比較	
	令和元年度 (2019年度) (A)	構成比 (%)	(2020年度) (B)	構成比 (%)	(B-A)	伸率 (%)
一般会計	370,200,000	55.6	365,100,000	56.0	△ 5,100,000	△ 1.4
特別会計	211,372,739	31.7	204,907,871	31.5	△ 6,464,868	△ 3.1
国民健康保険会計	79,012,260	11.9	78,873,803	12.1	△ 138,457	△ 0.2
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	206,000	0.0	180,000	0.0	△ 26,000	△ 12.6
介護保険会計	62,558,008	9.4	63,569,820	9.8	1,011,812	1.6
後期高齢者医療会計	9,003,283	1.4	9,691,059	1.5	687,776	7.6
農業集落排水事業会計	294,324	0.0	389,744	0.1	95,420	32.4
産業振興資金会計	3,508,000	0.5	3,508,000	0.5	0	0.0
競輪事業会計	11,631,326	1.7	12,081,942	1.8	450,616	3.9
公共用地先行取得事業会計	777,718	0.1	103,171	0.0	△ 674,547	△ 86.7
都市開発資金貸付事業会計	6,002,717	0.9		0.0	△ 6,002,717	皆減
熊本駅西土地区画整理事業会計	476,566	0.1	442,276	0.1	△ 34,290	△ 7.2
植木中央土地区画整理事業会計	487,440	0.1	393,684	0.1	△ 93,756	△ 19.2
奨学金貸付事業会計	123,100	0.0	118,100	0.0	△ 5,000	△ 4.1
公債管理会計	37,291,997	5.6	35,556,272	5.5	△ 1,735,725	△ 4.7
一般会計・特別会計合計	581,572,739	87.3	570,007,871	87.5	△ 11,564,868	△ 2.0
企業会計	84,739,912	12.7	81,190,067	12.5	△ 3,549,845	△ 4.2
病院事業会計	22,078,716	3.3	16,702,327	2.6	△ 5,376,389	△ 24.4
水道事業会計	20,017,142	3.0	20,320,029	3.1	302,887	1.5
下水道事業会計	39,211,822	5.9	40,780,803	6.3	1,568,981	4.0
工業用水道事業会計	7,131	0.0	7,308	0.0	177	2.5
交通事業会計	3,425,101	0.5	3,379,600	0.5	△ 45,501	△ 1.3
総計	666,312,651	100.0	651,197,938	100.0	△ 15,114,713	△ 2.3

(3) 一般会計当初予算性質別集計表

(単位：千円)

性質別	年度	令和元年度 (2019年度) (A)		令和2年度 (2020年度) (B)		比較	
			構成比 (%)		構成比 (%)	(B-A)	伸率 (%)
	人件費	84,369,935	22.8	86,206,990	23.6	1,837,055	2.2
	扶助費	99,554,171	26.9	102,294,114	28.0	2,739,943	2.8
	公債費	30,650,204	8.3	30,257,087	8.3	△ 393,117	△ 1.3
	義務的経費	214,574,310	58.0	218,758,191	59.9	4,183,881	1.9
	普通建設（補助）	20,295,309	5.5	22,465,851	6.2	2,170,542	10.7
	普通建設（単独）	26,272,924	7.1	22,092,531	6.0	△ 4,180,393	△ 15.9
	災害復旧費	14,770,600	4.0	8,598,200	2.4	△ 6,172,400	△ 41.8
	投資的経費	61,338,833	16.6	53,156,582	14.6	△ 8,182,251	△ 13.3
	物件費	35,501,581	9.6	37,699,203	10.3	2,197,622	6.2
	維持補修費	3,147,332	0.8	3,535,329	1.0	387,997	12.3
	補助費等	28,857,527	7.8	23,916,388	6.6	△ 4,941,139	△ 17.1
	積立金	3,728,798	1.0	3,817,371	1.0	88,573	2.4
	投資及び出資金	1,756,131	0.5	1,918,721	0.5	162,590	9.3
	貸付金	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0
	繰出金	21,165,488	5.7	22,168,215	6.1	1,002,727	4.7
	その他の経費	94,166,857	25.4	93,065,227	25.5	△ 1,101,630	△ 1.2
	予備費	120,000	0.0	120,000	0.0	0	0.0
	合 計	370,200,000	100.0	365,100,000	100.0	△ 5,100,000	△ 1.4

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

年度 区分	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)			平成 30 年度 (2018 年度)			令和元年度 (2019 年度)		
	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
自 主 財 源	126,574,886	41.1	△ 1.3	129,541,436	35.2	2.3	136,318,440	32.9	5.2	147,600,937	37.9	8.3	153,441,890	38.7	4.0
市 税	98,989,897	32.1	0.7	98,115,570	26.7	△ 0.9	99,416,108	24.0	1.3	113,433,633	29.2	14.1	117,804,098	29.7	3.9
分担金及び負担金	4,486,961	1.5	△ 6.4	3,767,244	1.0	△ 16.0	3,990,001	1.0	5.9	3,845,693	1.0	△ 3.6	2,792,488	0.7	△ 27.4
使用料及び手数料	8,816,016	2.9	△ 0.7	7,662,492	2.1	△ 13.1	7,822,388	1.9	2.1	7,914,078	2.0	1.2	8,399,554	2.1	6.1
財 産 収 入	670,297	0.2	80.5	988,790	0.2	47.5	1,572,380	0.4	59.0	559,914	0.1	△ 64.4	1,132,107	0.3	102.2
寄 附 金	107,708	0.0	△ 46.2	3,682,212	1.0	3,318.7	1,202,160	0.3	△ 67.4	676,165	0.2	△ 43.8	393,084	0.1	△ 41.9
繰 入 金	3,589,136	1.2	△ 39.9	4,929,282	1.3	37.3	5,383,243	1.3	9.2	3,942,713	1.0	△ 26.8	7,517,766	1.9	90.7
繰 越 金	5,583,002	1.8	16.1	5,017,339	1.4	△ 10.1	10,493,376	2.5	109.1	12,179,798	3.1	16.1	10,271,890	2.6	△ 15.7
諸 収 入 (収益及び受託事業収入除く)	2,627,281	0.8	△ 12.3	2,098,691	0.6	△ 15.3	4,234,420	1.0	101.8	3,032,246	0.8	△ 28.4	3,203,598	0.8	5.7
収益事業収入	1,704,588	0.6	△ 11.0	3,279,816	0.9	76.8	2,204,364	0.5	△ 32.8	2,016,697	0.5	△ 8.5	1,927,305	0.5	△ 4.4
依 存 財 源	181,807,826	58.9	6.9	238,290,588	64.8	31.1	278,585,947	67.1	16.9	240,658,476	62.1	△ 13.6	242,862,343	61.3	0.9
地方譲与税	2,197,591	0.7	5.4	2,156,575	0.6	△ 1.9	2,147,354	0.5	△ 0.4	2,166,150	0.6	0.9	2,151,555	0.5	△ 0.7
利子割交付金	133,179	0.0	△ 15.0	89,608	0.0	△ 32.7	165,913	0.0	85.2	155,842	0.0	△ 6.1	57,817	0.0	△ 62.9
配当割交付金	482,243	0.2	△ 14.8	207,055	0.1	△ 57.1	231,897	0.1	12.0	300,975	0.1	29.8	240,833	0.1	△ 20.0
株式等譲渡所得割 交 付 金	411,091	0.1	△ 27.2	151,004	0.0	△ 63.3	334,395	0.1	121.4	234,568	0.1	△ 29.9	162,628	0.0	△ 30.7
県民税所得割交付金	-	-	-	-	-	-	11,090,376	2.7	皆増	1,854,188	0.5	△ 83.3	129,717	0.0	△ 93.0
地方消費税交付金	14,405,390	4.7	65.8	13,086,200	3.5	△ 9.2	13,909,897	3.3	6.3	14,370,978	3.6	3.3	13,399,728	3.4	△ 6.8
自動車取得税交付金	292,443	0.1	58.9	363,923	0.1	24.4	524,379	0.1	44.1	513,782	0.1	△ 2.0	272,570	0.1	△ 46.9
軽油引取税交付金	2,776,281	0.9	17.1	2,866,906	0.8	3.3	2,970,781	0.7	3.6	2,987,128	0.8	0.6	2,919,277	0.7	△ 2.3
環境性能割交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	79,951	0.0	皆増
ゴルフ場利用税交付金	11,479	0.0	△ 7.9	10,046	0.0	△ 12.5	12,505	0.0	24.5	11,022	0.0	△ 11.9	9,920	0.0	△ 10.0
地方特例交付金	382,726	0.1	5.5	418,635	0.1	9.4	565,163	0.1	35.0	671,014	0.2	18.7	1,747,850	0.5	160.5
地方交付税	33,748,477	10.9	△ 3.9	39,750,811	10.8	17.8	45,346,618	10.9	14.1	46,076,085	11.9	1.6	46,940,648	11.8	1.9
交通安全対策 特 別 交 付 金	295,730	0.1	3.2	274,467	0.1	△ 7.2	261,542	0.1	△ 4.7	243,806	0.1	△ 6.8	228,152	0.1	△ 6.4
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	5,033	0.0	0.3	4,850	0.0	△ 3.6	6,034	0.0	24.4	5,431	0.0	△ 10.0	4,948	0.0	△ 8.9
国庫支出金	64,891,840	21.1	21.1	81,320,557	22.1	25.3	97,879,439	23.6	20.4	87,179,039	22.5	△ 10.9	86,216,474	21.8	△ 1.1
県支出金	17,967,580	5.8	28.8	40,421,023	11.0	125.0	43,651,348	10.5	8.0	32,786,103	8.4	△ 24.9	27,710,369	7.0	△ 15.5
受託事業収入	569,543	0.2	45.1	197,866	0.1	△ 65.3	254,092	0.1	28.4	356,865	0.1	40.4	119,918	0.0	△ 66.4
市 債	43,237,200	14.0	0.2	56,971,062	15.5	31.8	59,234,214	14.3	4.0	50,745,500	13.1	△ 14.3	60,469,988	15.3	19.2
うち臨時財政対策債	19,028,200	6.2	△ 13.3	17,444,200	4.7	△ 8.3	22,474,900	5.4	28.8	22,893,500	5.9	1.9	18,268,088	4.6	△ 20.2
合 計	308,382,712	100.0	3.4	367,832,024	100.0	19.3	414,904,387	100.0	12.8	388,259,413	100.0	△ 6.4	396,304,233	100.0	2.1

(歳出)

年度 区分	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)			平成 30 年度 (2018 年度)			令和元年度 (2019 年度)		
	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
議 会 費	1,175,645	0.4	5.0	1,049,573	0.3	△ 10.7	1,072,380	0.3	2.2	1,150,426	0.3	7.3	1,103,548	0.3	△ 4.1
総 務 費	29,349,582	9.7	△ 1.2	37,224,271	10.4	26.8	33,700,022	8.4	△ 9.5	34,555,540	9.2	2.5	36,055,172	9.3	4.3
民 生 費	125,392,838	41.3	2.4	131,071,075	36.7	4.5	131,578,805	32.7	0.4	132,721,946	35.1	0.9	136,866,043	35.2	3.1
衛 生 費	25,748,017	8.5	30.0	17,346,270	4.8	△ 32.6	17,018,091	4.1	△ 1.9	18,274,900	4.8	7.4	18,126,406	4.7	△ 0.8
農 林 水 産 業 費	5,760,295	1.9	6.0	5,505,461	1.5	△ 4.4	9,234,390	2.3	67.7	6,877,416	1.8	△ 25.5	5,627,152	1.4	△ 18.2
商 工 費	5,423,045	1.8	16.2	7,744,267	2.2	42.8	7,832,864	1.9	1.1	13,136,177	3.5	67.7	20,158,657	5.2	53.5
土 木 費	42,226,336	13.9	1.3	52,380,654	14.7	24.0	49,351,723	12.3	△ 5.8	49,453,931	13.1	0.2	50,721,131	13.1	2.6
消 防 費	9,409,764	3.1	6.7	8,129,432	2.3	△ 13.6	7,916,256	2.0	△ 2.6	8,959,656	2.4	13.2	10,496,984	2.7	17.2
教 育 費	26,249,345	8.7	1.0	25,249,180	7.1	△ 3.8	63,234,799	15.7	150.4	61,181,115	16.2	△ 3.2	65,676,102	16.9	7.3
災 害 復 旧 費	448,553	0.1	737.2	39,930,874	11.2	8,802.2	50,233,160	12.5	25.8	20,433,252	5.4	△ 59.3	12,942,658	3.3	△ 36.7
公 債 費	31,081,649	10.2	△ 1.7	31,280,691	8.7	0.6	31,103,299	7.7	△ 0.6	30,703,963	8.1	△ 1.3	30,121,248	7.8	△ 1.9
諸 支 出 金	1,100,300	0.4	△ 20.7	426,900	0.1	△ 61.2	448,800	0.1	5.1	539,200	0.1	20.1	451,600	0.1	△ 16.2
合 計	303,365,369	100.0	3.6	357,338,648	100.0	17.8	402,724,589	100.0	12.7	377,987,522	100.0	△ 6.1	388,346,701	100.0	2.7

(5) 財政指標 (普通会計ベース)

区分	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)			平成 30 年度 (2018 年度)			令和元年度 (2019 年度)		
		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数
基準財政需要額	116,040,808	1.4	105	118,999,191	2.5	107	141,686,550	19.1	128	143,060,127	1.0	129	147,366,537	3.0	133
基準財政収入額	84,722,897	3.9	116	87,340,717	3.1	119	99,591,190	14.0	136	100,277,950	0.7	137	103,622,421	3.3	142
標準税収入額	108,744,670	2.9	115	112,211,611	3.2	118	124,746,109	11.2	132	125,452,996	0.6	132	130,664,597	4.2	138
標準財政規模	159,090,833	△0.9	109	161,218,179	1.3	111	189,204,712	17.4	130	191,297,285	1.1	131	192,806,403	0.8	132
財政力指数	0.71			0.72			0.72			0.71			0.70		
実質収支比率 (%)	2.6			3.2			3.3			3.4			3.5		
経常収支比率 (%)	90.9			92.7			92.2			90.0			91.6		
公債費比率 (%)	-			-			-			-			-		
実質赤字比率 (赤字なし)	-			-			-			-			-		
連結実質 赤字比率 (赤字なし)	-			-			-			-			-		
実質公債費比率 (%)	9.6			9.3			8.8			7.7			6.6		
将来負担比率 (%)	125.5			123.5			127.8			116.6			126.7		

総財

1 1 公共施設等総合管理計画（資産マネジメント課）

（1）概要

本市では、市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、下水道といったインフラ資産を多数保有しているが、これらは、高度成長期やバブル経済期以降の経済対策によって整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されている。

このような中、公共施設等の全体の状況を把握するために平成27年度（2015年度）に作成した「熊本市施設白書」を基礎資料として、既存施設の長寿命化を図るとともに、更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けた取組の指針として、平成28年度（2016年度）に「熊本市公共施設等総合管理計画」を策定し、本市における公共施設マネジメントを推進することとしている。

（2）公共施設マネジメントに向けた基本的考え方

本市が財政の持続可能性を維持しながら、公共施設等を安全かつ適切に維持していくためには、老朽化への対策を講じつつ、人口減少社会にも対応した資産管理を行う必要があることから、以下の3項目を基本方針として設定している。

【方針1】資産総量の適正化

公共施設等の設置目的及び人口減少や年齢構造の変化に起因する市民ニーズを踏まえた施設の役割・必要性について検討を行い、費用対効果を見極めながら資産総量の適正化に取り組みます。

公共建築物の更新等に当たっては、施設の複合化や類似施設の統廃合を図ることはもとより、国や県、あるいは民間の類似施設の配置を考慮しながら適正配置を目指すとともに、跡地の売却や有効活用を行うことにより、資産総量の適正化に取り組みます。

【方針2】施設の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断により計画保全に努め、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組みます。

【方針3】施設運営に要する総コストの削減

建築物やインフラの新設に当たっては、整備後の補修を考慮した設計を行うことなどにより、修繕費用の軽減を図るとともに、ランニングコストを抑制できるような工夫も行います。

また、民間企業等のノウハウや資金を積極的に活用することも検討し、PPP/PFI手法など、民間活力の導入にも積極的に取り組みます。

さらに、施設の運営については、市民協働の視点や受益と負担の観点からも検討を行い、これまでのあり方を見直します。

（3）公共施設マネジメントに向けた取組

これまでに、「熊本市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針2（施設の長寿命化の推進）に基づき、公共建築物の長寿命化に向けた基本的な考え方と具体的な取組方針を定めた「公共建築物長寿命化指針」を平成29年度（2017年度）に策定するとともに、大規模改修等の実施時期などを個別施設ごとに取りまとめた個別長寿命化計画を令和元年度（2019年度）までに策定した。

今後は、個別長寿命化計画等を踏まえ、総合管理計画実施計画を策定し、財政運営と整合を図りつつ施設の更新など具体的な取組を進めていくこととしている。

1.2 市庁舎概要（管財課）

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成。庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状については高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図っている。平成24年4月の政令指定都市移行に伴い、1階から3階に中央区役所を配置している。

(1) 建物概要

所在地	中央区手取本町1番1号		
敷地面積	10,007.20㎡		
建築面積	5,583.54㎡		
延床面積	39,686.57㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）		
構造・規模	高層棟	鉄骨造	地下2階地上15階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上6階建
高さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工期	着工	昭和54年3月17日	
	竣工	昭和56年10月31日	
総事業費	112億2,000万円		
財源内訳	基金	62億5,000万円	
	起債	47億3,000万円	
	一般財源	2億4,000万円	
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円	
	設備その他工事	36億6,000万円	
	委託費	5億6,000万円	
	備品費	4億7,000万円	

(2) 熊本市役所駐車場

公用又は来庁のための利用に供することを目的に建設したものであり、災害時における車両基地としての役割を併せ持っている。

所在地	中央区下通1丁目1番8号
供用開始日	昭和55年4月1日
供用日	年中無休
収容台数	自動車333台
入出庫できる時間	24時間可能

令和元年度（2019年度）利用状況

利用台数	363,356台
駐車料金収入	71,877,190円

(3) 辛島公園地下駐車場

熊本市周辺の都市交通環境の改善と秩序ある自動車使用の促進を図り、併せて秩序ある都市交通の円滑化を図るために都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所在地	中央区辛島町1番地下1号
供用開始日	平成5年2月1日
供用日	年中無休
収容台数	自動車437台(地下駐車場) (工事中により令和2年(2020年)4月1日現在収容可能な台数)
収容台数	自転車470台、原付バイク252台、自動二輪車50台(自転車駐車場)
入出庫できる時間	24時間可能(地下駐車場)
入出庫できる時間	午前7時～翌日午前1時(自転車駐車場)

平成30年度(2018年度)利用状況

利用台数	236,316台
駐車料金収入	163,368,380円

13 市税 (税制課・市民税課・固定資産税課・納税課)

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税 率	納 期 (限)	
市 民 税	個 人	均等割	3,500 円	
		所得割	課税所得金額の 8%	
	法 人	均等割	(1) 次に掲げる法人 ア 公共法人及び公益法人等 イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人 (非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額、又は出資金の額を有しないもの (アからウまでに掲げる法人を除く) オ 資本金の額 (保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額。以下この表において同じ。) を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数 ((2) から (9) までにおいて「従業者数の合計数という。]) が 50 人以下のもの 年額 60,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内。ただし、申告期限について税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人等で均等割のみを課されるもの 4月 30 日
			(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの 年額 144,000 円	
			(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 156,000 円	
			(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 180,000 円	
			(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 192,000 円	
			(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 480,000 円	
			(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 492,000 円	
			(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 2,100,000 円	
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超えるもの 年額 3,600,000 円				
法 人 税 割	$\frac{8.4}{100}$ (※平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 (2019 年) 9 月 30 日までに開始する事業年度は $\frac{12.1}{100}$)			
県 民 税	個 人	均等割	2,000 円	
		所得割	課税所得金額の 2%	
固 定 資 産 税		$\frac{1.4}{100}$	(注 1) 1 期 5 / 1 ~ 6 / 1 (8 / 31) 2 期 7 / 1 ~ 7 / 31 (9 / 30) 3 期 9 / 1 ~ 9 / 30 (11 / 30) 4 期 12 / 1 ~ 1 / 4	
都 市 計 画 税		$\frac{0.2}{100}$	固定資産税と同じ	

注 1 : 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策により納期限を延長

税 目	税 率	納 期 (限)
軽自動車税	<p>(種別割)</p> <p>1 原動機付自転車 ア 総排気量が 50cc 以下 2,000 円 イ 90cc 以下 2,000 円 ウ 125cc 以下 2,400 円 エ ミニカー 3,700 円</p> <p>2 軽自動車 ア 二輪のもの (側車付を含む) 3,600 円 イ 三輪のもの ① 3,100 円 ② 3,900 円 ③ 4,600 円 ウ 四輪以上のもの 乗用のもの 自家用 ① 7,200 円 ② 10,800 円 ③ 12,900 円 営業用 ① 5,500 円 ② 6,900 円 ③ 8,200 円 貨物用のもの 自家用 ① 4,000 円 ② 5,000 円 ③ 6,000 円 営業用 ① 3,000 円 ② 3,800 円 ③ 4,500 円</p> <p>※イ、ウの①は平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けたもの、②は平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けたもの、③は最初の新規検査から 13 年を経過したもの。</p> <p>エ 雪上車 3,600 円</p> <p>3 小型特殊自動車 ア 農耕作業用のもの 2,400 円 イ その他のもの 5,900 円</p> <p>4 二輪の小型自動車 総排気量が 250cc 超 (側車付を含む) 6,000 円</p>	5 / 1 ~ 5 / 31
	<p>(環境性能割)</p> <p>1 電気軽自動車等、ガソリン車 (令和 2 年度燃費基準 +10% 達成) 自家用：非課税、営業用：非課税</p> <p>2 ガソリン車、ガソリンハイブリッド車 (令和 2 年度燃費基準達成) 自家用：1%、営業用：0.5%</p> <p>3 ガソリン車、ガソリンハイブリッド車 (平成 27 年度燃費基準達成) 自家用：2%、営業用：1%</p> <p>4 前記以外の車 自家用：2%、営業用：2%</p> <p>※令和 3 年 (2021 年) 3 月 31 日までの間に取得した自家用乗用車について、税率为 1% 分軽減</p> <p>※「電気軽自動車等」とは、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 (平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制から NOx10% 低減達成) をいう。</p> <p>※ガソリン車、ガソリンハイブリッド車については、いずれも平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成車又は平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車 (★★★★) に限る。</p> <p>※軽自動車の通常の取得価格 (50 万円を超えるもの) に税率为 掛けた額が税額となる。</p>	随時 (3 輪以上の軽自動車取得 (申告書提出) 時)
市たばこ税	<p>1,000 本につき 5,692 円 手持品課税 令和元年 (2019 年) 10 月 1 日午前 0 時現在において、販売用の紙巻たばこ三級品を 5,000 本以上所持するたばこ販売業者 1,000 本につき 1,692 円 ※令和 2 年 (2020 年) 10 月より 令和 2 年 (2020 年) 10 月 1 日午前 0 時現在において、販売用の製造たばこを合計 2 万本以上所持するたばこ販売業者 1,000 本につき 430 円</p>	毎月 1 日から末日分を翌月末日まで 手持品課税 令和元年 (2019 年) 10 月 31 日申告期限 令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日納付期限
事業所税	<p>(ア) 資産割 事業所床面積 1 m²につき年 600 円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25</p>	法人 各事業年度終了の日から 2 ヶ月以内 (令和 2 年 (2020 年) 3 月 19 日から同年 12 月 15 日までに納期限が到来するものは令和 2 年 (2020 年) 12 月 16 日まで延長 (注 2)) 個人 翌年 3 月 15 日
入湯税	入湯客 1 人 1 日につき 150 円	毎月 1 日から末日分を翌月 15 日まで

(注 2) 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策により延長

(2) 納税義務者の推移

税目		年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
			(2015 年度)	(2016 年度)	(2017 年度)	(2018 年度)	(2019 年度)	
市 民 税	個 人	普通 徴 収	均等割のみ	10,823	11,193	14,736	14,662	12,354
			所得割のみ	15,796	15,599	13,765	9,494	10,960
			均等割と所得割を納める者	49,269	50,491	45,927	57,311	54,482
			計	75,888	77,283	74,428	81,467	77,796
	人	特別 徴 収	均等割のみ	21,843	21,632	32,593	23,996	23,632
			所得割のみ	-	-	-	5,326	5,183
			均等割と所得割を納める者	257,327	262,293	252,361	261,483	268,797
			計	279,170	283,925	284,954	290,805	297,612
	小計		332,580	336,790	338,849	346,388	351,608	
	法人調定件数		31,272	31,206	33,103	34,396	34,632	
固 定 資 産 税	土地及び家屋 償却資産	238,458 (8,163)	240,070 (8,381)	240,994 (8,630)	242,206 (9,152)	244,812 (9,430)		
	小計	238,458	240,070	240,994	242,206	244,812		
軽自動車税		270,500	272,265	274,701	275,901	276,421		
合計		872,810	880,331	887,647	898,891	907,473		
対前年度	増加数	10,249	7,518	7,316	11,244	8,582		
	伸率(%)	101	101	101	101	101		

(注) 1. 個人住民税は併徴者がいるため、普通徴収と特別徴収の和は小計と一致しない。
2. 償却資産に係る()は土地及び家屋に含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

税目		年度	平成 30 年度 (2018 年度)			令和元年度 (2019 年度)		
			調定額	収入額	収入率 (%)	調定額	収入額	収入率 (%)
市 民 税	個人分	普通徴収	9,682,791	9,160,934	94.6	9,792,383	9,220,562	94.2
		特別徴収	39,302,700	39,247,029	99.9	41,942,749	41,855,202	99.8
		計	48,985,491	48,407,963	98.8	51,735,132	51,075,764	98.7
	法人分	10,169,047	10,132,271	99.6	10,248,257	10,205,423	99.6	
	小計	59,154,538	58,540,234	99.0	61,983,389	61,281,187	98.9	
固 定 資 産 税	固 定 資 産	土地・家屋・ 償却資産	39,804,234	39,455,620	99.1	41,127,159	40,797,104	99.2
		交 付 金	310,127	310,127	100.0	301,784	301,784	100.0
	小計	40,114,361	39,765,747	99.1	41,428,943	41,098,888	99.2	
軽自動車税		1,776,779	1,738,799	97.9	1,850,744	1,813,662	98.0	
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0	
入湯税		20,995	20,995	100.0	20,431	20,431	100.0	
事業所税		2,298,573	2,295,509	99.9	2,329,084	2,327,012	99.9	
都市計画税		5,218,956	5,173,247	99.1	5,357,126	5,314,134	99.2	
市たばこ税		5,069,394	5,069,394	100.0	5,060,768	5,060,768	100.0	
合計		113,653,596	112,603,925	99.1	118,030,485	116,916,082	99.1	
滞納繰越分		2,804,443	829,708	29.6	2,532,289	888,016	35.1	
総計		116,458,039	113,433,633	97.4	120,562,774	117,804,098	97.7	

(4) 徴収対策

① 現年度収納率の向上

電話による自主納付案内（嘱託・民間）や納付環境の整備等により、初期未納対策を推進していく。

② 滞納繰越額の圧縮

適切な滞納処分（調査・搜索、差押、執行停止等）により、積極的に滞納繰越額の圧縮を図る。

1.4 債権管理（債権管理課）

本市が有する債権の確実な徴収、適正な管理は、自主財源の確保とともに財政基盤の強化のための有効な対策となるほか、公平かつ公正な市民負担の確保に資するものである。

このため本市では、全庁的な基本的方向性や課題に対する取組を定めた「債権管理に関する基本方針」を平成28年（2016年）1月に策定するとともに、同年3月には「熊本市債権管理条例」を制定した。

また、熊本市第7次総合計画及び第5次行財政改革計画の取組の一つとして、債権ごとに収入未済額の縮減目標値や課題解決等に向けた具体的取組を定めた「熊本市債権管理計画」を平成29年（2017年）2月に策定し、毎年度、熊本市債権管理推進会議においてその検証及び評価を行い進捗管理を徹底するなど、全庁的な債権管理体制の強化を図ってきた。

これらの体制強化の下、組織的、計画的な取組を推進してきた結果、平成27年度（2015年度）の決算における収入未済額合計約147億円を平成30年度（2018年度）決算において約120億円まで縮減することとした目標に対し、平成30年度（2018年度）決算における収入未済額は約112億円となり目標を上回る縮減が図られた。

令和2年（2020年）3月には、新たに令和5年度（2023年度）までを計画期間とした、「第2期熊本市債権管理計画」を策定し、収入未済額の一層の縮減に向けた更なる取組を進めているところである。

（単位：千円）

債権管理計画記載債権における収入未済額推移		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
一般会計	市税	4,113,276	3,591,396	2,821,923	2,562,014
	分担金及び負担金	358,187	302,644	271,374	233,758
	使用料及び手数料	444,851	370,125	301,563	246,094
	貸付金元利収入	815,403	810,940	796,550	758,748
	その他収入	1,511,865	1,587,644	1,716,565	1,411,436
	一般会計合計	7,243,582	6,662,749	5,907,975	5,212,050
特別会計	国民健康保険会計	5,889,731	5,379,559	5,379,559	4,652,238
	介護保険会計	571,466	540,659	540,659	553,337
	後期高齢者医療会計	128,879	104,092	104,092	108,367
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	225,962	212,429	212,429	210,227
	奨学金貸付事業会計	36,172	29,456	29,456	28,872
	その他特別会計	8,603	2,242	2,242	1,306
特別会計合計	6,860,813	6,665,306	6,268,437	5,554,347	
企業会計	656,453	552,340	506,680	446,985	
一般会計+特別会計+企業会計	14,760,848	13,880,395	12,683,092	11,213,382	

15 選挙

(1) 市議会議員選挙各種記録の推移

区分	選挙執行年月日	平 27.4.12 中央区選挙区	平 27.4.12 東区選挙区	平 27.4.12 西区選挙区	平 27.4.12 南区選挙区	平 27.4.12 北区選挙区
有権者総数		139,989	148,120	75,385	100,025	115,153
投票者数		59,270	64,376	38,466	53,288	無投票
投票率(%)		42.34	43.46	51.03	53.27	—
立候補者数		16	14	8	11	10
定数		11	13	6	8	10
最高得票数		6,185	8,386.143	6,490	5,524	—
当選者最低得票数		3,016	2,982.856	3,532	4,515	—
立候補者最高年齢		64	71	71	69	68
〃最低年齢		26	34	36	43	37

区分	選挙執行年月日	平 31.4.7 中央区選挙区	平 31.4.7 東区選挙区	平 31.4.7 西区選挙区	平 31.4.7 南区選挙区	平 31.4.7 北区選挙区
有権者総数		145,436	151,737	75,605	104,031	116,955
投票者数		57,143	62,516	31,320	45,945	50,444
投票率(%)		39.29	41.20	41.43	44.16	43.13
立候補者数		16	15	8	11	12
定数		11	13	6	8	10
最高得票数		7,168	7,624.200	6,263	5,321	8,588
当選者最低得票数		2,494	3,058	3,404	3,789	3,339
立候補者最高年齢		68	73	74	73	69
〃最低年齢		29	34	39	47	41

(2) 過去の選挙の投票率

(単位：%)

選挙別(実施日)	開票区	中央区	東区	西区	南区	北区	全体
市議会議員一般選挙 (平 27. 4.12)		42.34	43.46	51.03	53.27	無投票	46.47
県議会議員一般選挙 (平 27. 4.12)		42.16	43.26	50.90	53.08	38.20	44.68
熊本県知事選挙 (平 28. 3.27)		44.00	45.29	47.11	47.80	47.91	46.17
参議院議員通常選挙(選挙区) (平 28. 7.10)		46.91	47.72	47.91	47.44	48.37	47.63
衆議院議員総選挙(小選挙区 第1区) (平 29.10.22)		53.63	54.72			55.32	54.51
衆議院議員総選挙(小選挙区 第2区) (平 29.10.22)				54.16	54.25		54.21
県議会議員補欠選挙(熊本市第二選挙区) (平 30. 7.22)				23.22	18.90		20.72
熊本市長選挙 (平 30.11.18)		32.13	32.43	29.06	29.02	32.67	31.38
市議会議員一般選挙 (平 31. 4. 7)		39.29	41.20	41.43	44.16	43.13	41.66
県議会議員一般選挙 (平 31. 4. 7)		39.13	41.04	無投票	無投票	42.95	40.91
参議院議員通常選挙(選挙区) (令 1. 7.21)		43.05	44.55	42.55	41.54	43.70	43.24
熊本県知事選挙 (令 2. 3.22)		38.90	39.25	39.44	39.73	41.34	39.68

※国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(3) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別 区分	自民党	社民党	公明党	共産党	国民 民主党	立憲 民主党	希望の党	N国党	諸派	無所属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (令1.7.21)	総得票数	138,080							13,780		100,894	252,754
	最高 〃	138,080							13,780		100,894	
	最低 〃	138,080							13,780		100,894	
	得票率 (%)	54.63							5.45		39.92	100
	候補者数	1							1		1	3
熊本市長選挙 (平30.11.18)	総得票数										186,183	186,183
	最高 〃										165,403	
	最低 〃										20,780	
	得票率 (%)										100	100
	候補者数										2	2
衆議院 小選挙区選挙第1区 定数1 (平29.10.22)	総得票数	123,431						96,374				219,805
	最高 〃	123,431						96,374				
	最低 〃	123,431						96,374				
	得票率 (%)	56.15						43.85				100
	候補者数	1						1				2
衆議院 小選挙区選挙第2区 定数1 (平29.10.22)	総得票数	45,671	13,726								36,729	96,126
	最高 〃	45,671	13,726								34,066	
	最低 〃	45,671	13,726								2,663	
	得票率 (%)	47.51	14.28								38.21	100
	候補者数	1	1								2	4
市議会議員選挙 定数48 (平31.4.7)	総得票数	79,067		34,943	16,559	6,028	3,600			1,363	99,898	241,458
	最高 〃	8,588		5,031	5,121	3,583	3,600			1,363	6,263	
	最低 〃	3,293		3,563	1,720	2,445	3,600			1,363	745	
	得票率 (%)	32.75		14.47	6.86	2.50	1.49			0.56	41.37	100
	候補者数	15		8	5	2	1			1	30	62
県議会議員選挙 定数17 (平31.4.7)	総得票数	59,587		23,673	9,034		10,819				63,089	166,202
	最高 〃	18,234		12,161	9,034		10,819				18,585	
	最低 〃	12,365		11,512	9,034		10,819				3,010	
	得票率 (%)	35.85		14.24	5.44		6.51				37.96	100
	候補者数	7		3	1		1				8	20
熊本県知事選挙 (令2.3.22)	総得票数										236,978	236,978
	最高 〃										152,025	
	最低 〃										84,953	
	得票率 (%)										100	100
	候補者数										2	2
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (平28.7.10)	総得票数	158,275								12,615	107,279	278,169
	最高 〃	158,275								6,571	107,279	
	最低 〃	158,275								6,044	107,279	
	得票率 (%)	56.90								4.53	38.57	100
	候補者数	1								2	1	4
県議会議員補欠選挙 定数2 (平30.7.22)	総得票数	25,684			6,187						5,000	36,871
	最高 〃	13,147			6,187						5,000	
	最低 〃	12,537			6,187						5,000	
	得票率 (%)	69.66			16.78						13.56	100
	候補者数	2			1						1	4

※各選挙の直近のものを記載
 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載
 按分による小数点以下の得票数は省略
 衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

16 人事委員会

人事委員会は、人事行政の適正な実施を確保するため、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、平成6年（1994年）4月1日に設置され、政令指定都市移行に伴い、平成24年（2012年）4月1日から同条第1項の人事委員会として位置付けられることとなった。本委員会は、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

本委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する審査請求の審査などを主な業務としている。

(1) 令和元年度（2019年度）職員採用試験の実施状況

	職 種	申込者数 (人)	第一次	第一次	第二次	最 終	倍率 (倍) A / B	
			受験者数 (人) A	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人) B		
上 級 職	事 務 職	576	391	120	116	80	4.9	
	社 会 福 祉 職	32	25	13	13	9	2.8	
	心 理 相 談 員	6	4	2	2	1	4.0	
	技 術 職	土 木	19	14	9	9	8	1.8
		建 築	13	5	5	4	3	1.7
		機 械	7	2	1	1	1	2.0
		電 気	13	4	3	3	2	2.0
		化 学	25	19	10	9	5	3.8
		農 業	6	4	4	3	2	2.0
造 園	6	1	0	—	—	—		
民間企業等 経験者等	事 務 職	339	267	20	20	10	26.7	
	技 術 職 (土 木)	18	14	8	8	2	7.0	
	技 術 職 (機 械)	9	6	4	4	2	3.0	
	技 術 職 (電 気)	18	17	7	6	2	8.5	
	事 務 職 (情 報)	16	12	11	8	3	4.0	
	事 務 職 (法 務)	20	14	11	9	5	2.8	
	文 化 財 専 門 職	1	1	1	1	1	1.0	
初 級 職	事 務 職	244	195	66	58	32	6.1	
	学 校 事 務 職	30	24	10	8	6	4.0	
	技 術 職	土 木	29	20	15	10	8	2.5
		建 築	4	3	1	1	1	3.0
		機 械	11	9	7	4	2	4.5
		電 気	13	12	7	3	2	6.0

	職 種	申込者数 (人)	第一次 受験者数 (人) A	第一次 合格者数 (人)	第二次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人) B	倍率 (倍) A / B		
免許資格職	上級職	獣 医 師	1	0	-	-	-	-	
		薬 剤 師	16	13	9	5	4	3.3	
		薬 剤 師【追加】	8	7	7	6	4	1.8	
		保 健 師	30	27	22	22	15	1.8	
		助 産 師	10	10	7	6	3	3.3	
		学芸員(保存科学)	9	7	3	2	1	7.0	
	中級職	保 育 士	54	40	12	11	6	6.7	
		看 護 師	42	40	26	22	14	2.9	
		看 護 師【追加】	22	15	14	13	7	2.1	
		看 護 師(経験者)	47	41	30	29	16	2.6	
		看 護 師(経験者)【追加】	50	39	39	37	21	1.9	
		診 療 放 射 線 技 師	12	12	5	5	2	6.0	
		診 療 放 射 線 技 師(経験者)	29	25	9	9	4	6.3	
		臨 床 検 査 技 師	37	28	8	6	1	28.0	
		理 学 療 法 士	20	18	8	8	2	9.0	
		言 語 聴 覚 士	12	10	8	8	3	3.3	
		給 食 栄 養 士	32	20	11	9	4	5.0	
		消 防 職	上 級 消 防 職	142	107	20	20	10	10.7
			初 級 消 防 職	209	157	18	16	9	17.4
初級消防職(救急救命士)	34		21	7	6	2	10.5		
障がい者対象	事 務 職	36	26	12	12	5	5.2		
	学校事務職(うち併願者)	28 (27)	19 (18)	5 (5)	4 (4)	0 (0)	-		
計		2,335	1,745	615	556	320	5.5		

※任期付、任命権者実施分を除く。

※学校事務職併願者のうち、事務職で最終合格した者は、学校事務職の二次受験者数から除く。

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、「2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査」をもとに、令和元年(2019年)10月8日に市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況

(平成31年(2019年)4月現在)

区 分	職 員 数	平 均 給 与	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
調 査 対 象 職 員	7,889 人	372,824 円	43 歳 6 月	21 年 0 月
うち一般行政職	3,034 人	353,098 円	42 歳 1 月	19 年 11 月

イ 職種別民間給与実態調査

市内の121事業所(企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の307事業所から無作為抽出)を対象に、平成31年(2019年)4月分の従業員の給与等について調査を実施

ウ 公民の給与比較

(ア) 月例給(一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与を比較)

民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 (A) - (B)	(参考) 人事院 較 差
360,772 円	360,422 円	350 円 (0.10%)	387 円 (0.09%)

- (イ) 特別給（平成30年（2018年）8月から令和元年（2019年）7月までの1年間の民間の支給割合と職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を比較）

民間（A）	職員（B）	差（A）－（B）	（参考）人事院 差
4.50月	4.45月	0.05月	0.06月

- (ウ) 初任給（民間と職員の初任給月額を比較）

職 種	学歴区分	民間（A）	職員（B）	差（A）－（B）
新卒事務員・技術者計	大学卒	192,659円	188,000円	4,659円
	高校卒	155,804円	153,300円	2,504円

エ 給与の改定について

- (ア) 給料表等

職員給与が民間給与を350円（0.10％）下回り、職員の初任給月額が民間の初任給月額を下回った。本市の実情及び人事院勧告の内容を勘案して給料表等の改定を行うことにより較差の解消を行うことが必要

- (イ) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間支給割合を0.05月分下回った。人事院勧告の内容を踏まえ、令和元年（2019年）12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げることが必要

- (ウ) 住居手当

人事院は、国家公務員宿舍の使用料の上昇を考慮し、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げるよう勧告。

本市は公務員宿舍を所有していないことから、他の地方公共団体の動向等を考慮の上で、慎重に検討することが必要

文化市民

1	区	政	101
2	社会保障・税番号 制度推進		118
3	市民協働		120
4	地域コミュニティ づくり支援		121
5	安全安心まちづくり・ 交通安全対策		123
6	消費者行政		126
7	男女共同参画		127
8	人権推進		128
9	生涯学習		130
10	熊本市オンブズマン制度		133
11	文化振興		135
12	市民会館・ 健軍文化ホール		137
13	文化財		138
14	熊本城		144

1 区 政

(1) 経緯

平成20年10月6日に富合町と、平成22年3月23日に城南町、植木町と合併し、人口約72万8千人の都市となり、平成24年4月1日に政令指定都市へと移行した。

これにより都市ブランドの向上や拡充される権限・財源を活用しながら、区役所を地域の拠点として、住民と一体となったまちづくりを推進する。

(2) 区役所・まちづくりセンター・総合出張所の機能

ア 区役所の機能

平成24年4月1日政令指定都市への移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の5つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

課(室)	主な取扱業務
区民課	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、個人番号カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）など
税務室※1	市民税申告、軽自動車税の申告及び課税標識の交付、市税の相談、市税に関する証明発行など
福祉課〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談、被災者くらし再建支援など
保護課〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など
総務企画課	区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、庁舎管理、地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など
選挙管理委員会事務局※2	選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど

※1 中央区役所には設置なし。

※2 当該業務は総務企画課で行う。

イ まちづくりセンターの機能

平成29年4月、地域支援の拠点として、出張所等を再編してまちづくりセンターを設置し、49名の地域担当職員を配置した。また、令和元年（2019年）4月に6名を増員し、55名となった。地域担当職員は、地域のさまざまな要望・相談の窓口、地域情報の収集や行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などの役割を担い、地域のさまざまな課題解決へ向けた取り組みを支援する。

地域担当職員配置状況及び主な取扱業務

区	中央区	東区			西区			南区					北区			計		
	中央	託麻	秋津	東部	西部	河内	花園	富合	鮑田	天明	幸田	城南	南部	植木	北部		清水	龍田
まちづくりセンター	中央	託麻	秋津	東部	西部	河内	花園	富合	鮑田	天明	幸田	城南	南部	植木	北部	清水	龍田	
配置状況(人)	10	3	2	4	6	2	2	2	2	2	2	2	3	5	3	2	3	55
主な取扱業務	地域コミュニティ活動支援及び推進、町内自治会及び校区自治協議会等の相談及び支援、地域の相談、要望、陳情等に関する事、地域情報の収集、行政情報の提供、市民公益活動の相談及び支援 等																	

ウ 総合出張所の機能

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民基本台帳業務や福祉関係の業務を行うため、託麻、河内、天明、幸田、城南、清水、龍田の7ヶ所のまちづくりセンターに、総合出張所を設置している。

総合出張所	主な取扱業務
総合出張所 (託麻・河内・芳野分室・天明・幸田・城南・清水・龍田)	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務

エ 建物概要

(令和2年(2020年)4月1日現在)

区	所属	所在地
中央区	中央区役所 中央区まちづくりセンター	手取本町1番1号(市庁舎地下1~3階の一部)
	五福交流室	細工町2丁目25番地
	大江交流室	大江6丁目1番85号
東区	東区役所	東本町16番30号
	託麻まちづくりセンター(託麻総合出張所)	長嶺東7丁目11番15号
	秋津まちづくりセンター	秋津3丁目15番1号
	東部まちづくりセンター	錦ヶ丘1番1号

西 区	西区役所 西部まちづくりセンター	小島2丁目7番1号
	河内まちづくりセンター（河内総合出張所）	河内町船津2069番地5
	河内まちづくりセンター 芳野分室	河内町野出1410番地
	河内まちづくりセンター 河内交流室	西区河内町船津791番地
	花園まちづくりセンター	花園5丁目8番3号
南 区	南区役所	富合町清藤405番地3
	富合まちづくりセンター	富合町清藤400番地
	飽田まちづくりセンター	会富町1333番地1
	天明まちづくりセンター（天明総合出張所）	奥古閑町2035番地
	幸田まちづくりセンター（幸田総合出張所）	幸田2丁目4番1号
	城南まちづくりセンター（城南総合出張所）	城南町宮地1050番地
	城南まちづくりセンター 城南交流室	城南町舞原394番地1
	南部まちづくりセンター	南高江6丁目7番35号
北 区	北区役所	植木町岩野238番地1
	植木まちづくりセンター	植木町岩野238番地1
	北部まちづくりセンター	鹿子木町66番地
	清水まちづくりセンター（清水総合出張所）	清水亀井町14番7号
	龍田まちづくりセンター（龍田総合出張所）	龍田弓削1丁目1番10号

(3) 区のみちづくり

中央区役所

【シンボルマーク】



熊本城と市電軌道敷のグリーンカーペットをモチーフに、周りに人の「輪」と「和」をあらわすリングを配し、全体に中央区の「中」の文字も意識してわかりやすいマークにした。

ア 概要

人口密度が最も高く都市機能集積が進んでいる市中央部のエリアで、区の中央には県内一の中心商店街が広がる一方、周辺地域には城下町風情も残っており、新旧の調和が保たれている。行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として熊本桜町バスターミナルからは放射線状にバス網が張り巡らされている。

また、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水など自然にも恵まれている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を“新たな出会いと未来創造の都会 ^{まち} ~つながる、中央区。~ ”とし、その実現のために以下の4つのまちづくりの方向性に沿った取り組みを進める。

方向性1 “きらり”とひかる品格ただよまちをつくる

方向性2 “わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる

方向性3 “ほっと”できる安全で安心なまちをつくる

方向性4 “いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

ウ まちづくり事業

令和2年(2020年)度の中央区まちづくり推進事業

【地域活動の負担軽減】

- ①「地域リーダー応援事業」 地域団体の負担軽減を目的に、パソコンのスキルアップやLINEの使い方など、ICT活用講座を開催する。

【生きがいとしての地域活動】

- ②「校区の魅力発見発信事業」 子どもたちが地域を取材・情報発信し、地域に対する理解や関心を高める。
- ③「地域デビュー応援事業」 定年退職後の男性を対象に地域活動のきっかけづくりとなる講座を開催する。

【おたがいさまでささえあう地域づくり】

- ④「被災者健康・介護相談事業」 被災された方を中心に、健康チェックや介護予防等に関する相談会を開催する。
- ⑤「地域防災力強化事業」 防災意識の啓発や、地域防災に必要な知識を学ぶ講座などを開催する。
- ⑥「災害公営住宅入居者交流支援事業」 災害公営住宅の入居者と地域住民の交流会を実施し、入居者の孤立を防ぎ、互いにささえあう地域コミュニティの形成を図る。
- ⑦「地域コミュニティセンター災害対応機能強化経費」 コミセンにWi-Fi環境を整備し、災害緊急時の情報収集・発信機能の強化を図る。

【持続可能な地域となるために】

- ⑧「運動でつながる中央区事業」 食事指導や効果的な運動を通して健康づくりの意識向上を促す。
- ⑨「中学生と乳幼児の交流事業」 中学生と乳幼児をもつ保護者との交流を通じ、命の大切さや妊娠・出産について考える機会とするため交流会を開催する。
- ⑩「中央区まちづくりスクール事業」 若年層を対象に地域課題をテーマとした講座を開催し、当事者意識の醸成を図る。

新たな出会いと未来創造の^{まち}都会 ～つながる、中央区。～

“きらり” とひかる品格ただよまちをつくる “ほっと” できる安全で安心なまちをつくる
“わくわく” があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる “いきいき” と暮らせる健やかなまちをつくる

中央区のまちづくりの基本理念

住民が、ゆるやかにつながりあい、楽しみながら、生きがいを持って、めざすくらしのあり方をみずから考え、そのために、なにが必要か、なにをするべきか、検討し、選択し、行動できる「**自主自立のまち**」を目指します。

令和元年度（2019年度）中央区まちづくり推進事業の主な実績

① 地域活動の負担軽減

●地域リーダー応援事業

地域活動の負担軽減を図るとともに、地域の ICT 活用を進めるため、地域情報の発信や緊急時の災害情報収集、連絡ツールとして役立つ「LINE」の使い方講座を開催した。



② 生きがいとしての地域活動

●校区の魅力発見発信事業

子どもたちが地域の人やお店、自治会等取材し情報発信を行った。ホームページ等のデジタル素材を活用することにより自治会活動の情報発信ツールの形成とともに幅広い世代に地域への理解や関心を高めることができた。



③ おたがいさまでささえあう地域づくり

●地域防災力強化事業

防災意識の啓発や地域防災に必要な知識を学ぶ「そなえる防災講座」を開催した。また、地域における防災訓練やハザードマップづくりを協働で実施し、防災力向上を図った。



●災害公営住宅入居者交流支援事業

災害公営住宅入居者の孤立を防ぎ、互いにささえあう地域コミュニティの形成を図るため、地域住民と顔の見える関係を築くきっかけづくりとしての交流会を開催した。



●地域コミュニティセンター災害対応機能強化経費

災害緊急時の情報収集・発信機能の強化を図ることを目的に、コミセンにWi-Fi環境を整備するとともに、活用方法などを伝えるためWi-Fiの使い方講座を開催した。



④ 持続可能な地域となるために

●中央区まちづくりスクール事業

将来のまちづくりの担い手（人材）育成を目的とし、地域や自治会との関係性が希薄になりがちな中学生を対象に、ワークショップを開催した。地域にあるリソースを活用した企画をチームで考え、プレゼンテーションを実施。どのようにして企画を伝え、社会や地域を変えていくかを体験する機会となった。



東区役所

【シンボルマーク】



東区の「ひ」の字を「区民」に見立てて、シンボル化したもので、「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」を表現した。

【愛称】ひがっぴい

ア 概要

熊本市の東部に位置し、5つの区の中では最も人口が多い区である。

区域内には九州自動車道がほぼ南北に延びており、国道57号（通称東バイパス）や一般県道熊本空港線（通称国体道路）、主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）、主要地方道熊本高森線（通称電車通り）等の主要幹線が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く都会の姿を見せる一方で、北には託麻三山や運動公園、南には江津湖の自然が広がっており、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」とし、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざす。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

基本方針1【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

基本方針2【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

基本方針3【誰もがいきいきと暮らせるまち】

基本方針4【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

基本方針5【暮らしやすく活気あふれるまち】

ウ まちづくり事業

令和2年度（2020年度）の東区まちづくり推進事業

【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

- ・地域コミュニティづくり支援補助金 町内自治会等の課題解決や地域コミュニティの活性化を財政的に支援する。
- ・（仮称）東区民まつり開催経費 区民相互の交流と親睦を深め、区の一体感の醸成を図る。など

【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

- ・地域防災合同訓練事業 地域防災意識の向上や地域防災力の強化を図る。
- ・ちょこっとパトロール ウォーキングなどをしながら気軽に挨拶パトロールを行ってもらい、地域活動への参加促進と地域防犯力の向上を図る。など

【誰もがいきいきと暮らせるまち】

- ・地域ささえあい推進事業 認知症啓発のための研修会や声掛け訓練、サポートリーダーの養成などを行う。
- ・子育て支援ネットワーク活性化事業 校区子育てマップの作成や研修会の開催などにより、ネットワーク活動の活性化と子育て支援の充実に繋げる。
- ・東区健康まちづくり推進員支援事業 健康まちづくりを推進する人材の育成やボランティア活動の支援を行う。
- ・食でつながる地域の環事業 地域で活動する支援者向けの研修等を行い、食育の啓発・推進を図る。など

【まちづくりビジョンの推進体制】

- ・まちづくり懇話会開催経費 まちづくりに関する事項について協議や意見交換を行う。
- ・東区地域活性化支援事業 地域課題の解決や地域ニーズに対応するために各種支援を行う。など

めざす区の姿

自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区

市民協働で豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあいみんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざします。



● 令和元年度(2019年度) まちづくり推進事業実績

基本方針:1

人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち

● 東区民まつり

地域の交流と親睦を深めるために、地元の方々や学校等に参加していただきました。これからも地域の方々からいただいたご意見やアイデアを参考にしながらお祭りの催しを工夫していきます。



基本方針:2

誰もが安全で安心して過ごせるまち

● 地域防災合同訓練事業

熊本地震のような大規模災害にも対応できるよう、地域の方々と協力しながらより実践的な訓練の実施や校区防災連絡会の立ち上げ支援を行いました。



訓練の様子

立ち上げの様子

基本方針:3

誰もがいきいきと暮らせるまち

● 認知症声かけ訓練

認知症の方の気持ちに配慮した声かけや見守りの訓練を行いました。これからも、徘徊者をできるだけ早く発見し、無事に保護することができる仕組みを地域の方々と一緒に作っていきます。



基本方針:4

美しい自然を守り育てふれあえるまち

● 託麻三山散策ウォーキング

託麻三山などの環境資源をPRするとともに、自然環境を守り育てる活動を支援しました。



基本方針:5

暮らしやすく活気あふれるまち

● 地域行事等への振興支援

地域の振興を図るために「健軍自衛隊通りさくら祭り」など地元が主催している地域のお祭りの準備を地域協働で行いました。



健軍自衛隊通りさくらまつり
※写真は平成30年度の様子

西区役所

【シンボルマーク】



西区のイニシャル「N」をモチーフにし、
燦々（さんさん）と輝く大地、西区を象徴する金峰山、
有明海のさざ波と潮風、そしてみかんを組み合わせ、
豊かな自然環境を表している。

ア 概要

西区は、熊本市の西側に位置し、河内みかんや芳野梨などの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んな有明海など豊かな自然に恵まれ、加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁しており、人や物の交流拠点として重要な役割を担っている。

また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、宮本武蔵が五輪書を執筆した霊巖洞、加藤清正の菩提寺である本妙寺など名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域となっている。

イ まちづくりの方向性

まちづくりを進めるうえで、西区では区民をはじめ恵まれた自然や伝統・文化・農水産物などを西区の魅力を形作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」をかけることでそれぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めて、めざす区の姿を「金峰望む 華のあるまち西区」とした。これらの貴重な財産を活かしながら心豊かにいつまでも健康で暮らせるまちとなるよう「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産業を生かしたまちづくり」の4項目を重点的な取り組みとして掲げ、区民の皆さんと協働でまちづくりに取り組んでいく。

ウ まちづくり事業

令和2年度（2020年度）の西区まちづくり推進事業

西区においては、地域ニーズに柔軟に対応するとともに、地域の皆さんと連携して自主自立のまちづくりを支援する。また、西区の「地域の宝」にスポットをあて、西区の魅力を広くPRするとともに、被災者に対する生活支援や地域の災害対応力強化に取り組むところであり、令和2年度（2020年度）まちづくり予算は、令和元年度（2019年度）に引き続き、以下の4つの方針を定めて取り組むこととしている。

（1）地域ニーズに柔軟に対応し自主自立のまちづくりに取り組む

まちづくりセンターを中心に、各地域の課題やニーズにスピード感をもって対応するとともに、地域の特性を生かした自主自立のまちづくりに取り組む。（地域ニーズ対応経費、地域コミュニティづくり支援事業）

（2）産学官民が相互に連携し協働したまちづくりに取り組む

民間企業・大学や高校・西区・地域住民が相互に連携し、協働による新たな魅力発信や地域課題の解決に取り組む。（西区魅力アップチャレンジプログラム事業、大学連携まちづくり推進経費、地域コミュニティづくり支援補助）

（3）西区の豊富な地域の宝にスポットをあてて取り組む

西区の豊かな自然環境や史跡、豊富な農水産物である『地域の宝』にスポットをあて、地域住民が地域を誇り、誰からも愛される地域ブランドを磨く。（西区農水産業チャレンジプログラム、西区にぎわいづくり推進経費、西区フィールド活用推進経費）

（4）被災者に対する生活支援や地域の災害対応力強化に取り組む

被災者の新たな地域コミュニティ形成支援や地域の防災力の向上・強化に取り組むとともに、被災後の対応力を高める。（西区復興支援自治推進経費）



金峰望む 華のあるまち西区

まちづくりビジョンの重点的取り組み

- I. 安全安心のまちづくり ～災害に強く、誰もがいつまでも健康に～
- II. 子育てしやすいまちづくり ～良好な環境を子どもたちのために～
- III. 楽しさあふれるまちづくり ～豊かな自然や伝統・文化を活かし賑わい創出～
- IV. 農水産業を生かしたまちづくり ～魅力ある熊本ブランドの育成と発信～

地域ニーズに柔軟に対応し自主自立のまちづくりに取り組みました

各地域の課題やニーズに対応するとともに、地域の自主自立のまちづくりを幅広く支援するための取り組みを行いました



○L o v i e w活会いゆめカフェ
農漁村部の課題である、少子高齢化、人口減少社会への対応のため、河内地域在住を中心とした男性と地域外の女性との出会いの場を提供する婚活事業を行いました。
(河内まちづくりセンター)



○西区まちづくり講演会
各種地域団体の長を対象に、西区以外の団体の活動の事例発表及びパネルディスカッションを実施。若い世代の担い手育成や財源の確保等、自主自立のまちづくりのヒントを参加者に提供しました。

文市

産学官民が相互に連携し協働したまちづくりに取り組みました

民間企業・大学や高校・西区・地域住民が相互に連携し、協働による新たな魅力発信や地域課題の解決に取り組みました



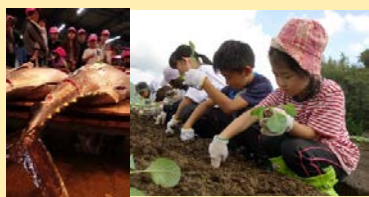
○西区魅力アップチャレンジ
プログラム(手ぶら de キャンプ)
アウトドア・登山専門店の(株)シェルバが提案した事業として、キャンプ初心者の家族連れ等が西区の魅力の一つである金峰山で、テント設営、火おこし等を体験しました。



○大学連携推進経費
3つの大学と連携し、害獣問題等の地域課題対応や地域の魅力発信として、池上校区産のネーブルを使った焼肉のたれの商品開発(西部まちづくりセンター)や5回目となるオレンジカクテルナイト in 芳野の開催を行いました。

西区の豊富な地域の宝にスポットをあてて取り組みました

西区の「地域の宝」にスポットを当てた事業に取り組み、地域住民が地域を誇り、誰からも愛される地域ブランドを磨きました



○西区農水産業チャレンジ
プログラム
西区の豊富な農水産物や熊本市の食の台所である田崎市場等の地域資源を活用し、子どもたちに農業やセリ市を体験してもらう「西区アグリ魚魚(ギョギョ)キッズ」を開催しました。



○西区(サイク)リングマップ
再開発が進む熊本駅等都会的な一面もある一方、自然豊かな西区の絶景ポイントや史跡を自転車で周遊していただくために、西区(サイク)リングマップを初めて作製しました。

被災者に対する生活支援や地域の災害対応力強化に取り組みました

被災者の新たな地域コミュニティ形成支援や地域の防災力の向上・強化に取り組むとともに、被災後の対応力を高めるための防災講座等を開催しました



○小学生を対象とした体験型防災教育
6つの小学校の児童を対象に、防災士によるゲームやワークショップを行い、子どもたちが自ら防災について考え、普段から備えることの大切さを学びました



○地域コミュニティ形成・強化支援経費(花いっぱい事業)
被災者のコミュニティづくりのスタートアップ支援として公民館を花栽培の拠点として整備した後、地域からの支援を得て、花栽培等を通じたコミュニティの活性化を行いました(花園まちづくりセンター)

南区役所

【シンボルマーク】



「minami」という文字と山や川、有明海に沈む夕日などの自然豊かな南区の魅力をこのマークの中に表現した。

ア 概要

南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域であり、区域の半分を占める農地では、ナスやトマト、メロン、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われている。

一方で、城南・富合工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、J R熊本総合車両所などがあり、熊本の製造業、運輸業の中核を支える地域でもある。

また、熊本藩川尻米蔵跡や六殿神社楼門などの歴史的資源も多く、それらを活かしたまちづくりが活発に行われている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を「～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～“いきいき暮らしのまち 南区”」とし、その実現のために以下の重点目標と6つの基本目標を掲げ、区の魅力・特性を活かしたまちづくりの取り組みを進める。

重点目標 復興するまち

基本目標1 農と漁業を誇れるまち

基本目標2 歴史・文化を育むまち

基本目標3 自然と共生した住みやすいまち

基本目標4 みんなが健康で元気なまち

基本目標5 地域ぐるみで子どもを育てるまち

基本目標6 安全・安心なまち

また、自助、共助、公助の役割のもと、区民、地域団体等と行政が連携して、協働のまちづくりに取り組んでいくため、「知る」「集まる」「始める」「伝える」の4つの段階で行動に移す指針を設定している。

ウ まちづくり事業

令和2年度の南区まちづくり推進事業は、「南区まちづくり懇話会」をはじめとする様々な機会を捉え区民意見の集約を図り、各事業の評価検証を行いながら、まちづくりビジョンに掲げる“めざす区の姿”と重点目標・基本目標達成のための取り組みを区民参画と協働のもと推進していく。

① 南区復興支援

災害公営住宅交流支援、コミュニティ形成支援 など

② 「南区を知ろう」情報共有・発信事業の充実

PRグッズの作成、南区の魅力発信バスツアー開催経費 など

③ まちづくりを担う人材育成の充実

防災まちづくりリーダー育成研修会の開催、地域ICT利活用促進事業 など

④ テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

家庭訪問型子育て支援事業、南区ウォーキングキャンペーンの開催 など

⑤ 地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域コミュニティづくり支援補助金の交付、地域力活性化・強化支援事業 など

⑥ 区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくり懇話会の実施 など

めざす区の姿

～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～
いきいき暮らしのまち 南区

市民協働

重点目標

復興するまち

基本目標1	農と漁業を誇れるまち	基本目標4	みんなが健康で元気なまち
基本目標2	歴史・文化を育むまち	基本目標5	地域ぐるみで子供を育てるまち
基本目標3	自然と共生した住すみやすいまち	基本目標6	安全・安心なまち

南区復興支援事業の推進

災害公営住宅交流支援

災害公営住宅入居者の孤立を防ぎ、入居者同士や地域と互いに支え合える関係性を築くため、区内の5つの災害公営住宅で交流会を開催しました。



「南区を知ろう」事業の充実

南区の魅力発見バスツアー

南区の一体感の醸成や、南区の魅力発見によるまちづくりへの関心度向上を目的として、南区の文化財や自然を巡るバスツアーを開催しました。



まちづくりを担う人材育成の充実

防災のまちづくりリーダー育成事業

地域における防災リーダーの育成と地域防災力の向上を目的として、地域版ハザードマップ等に関する講座を「初級編」「上級編」としてそれぞれ開催しました。



テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

南区ウォーキングキャンペーン

区民1人1人の健康意識の向上を目的として、南区管内の全校区を対象に1チーム10人の参加者を募り、期間内に歩いた歩数を競い合うチーム対抗戦と個人戦を実施しました。



地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域交流事業支援

南区全域の地域間交流事業の促進、公益的なイベントの活性化、南区の一体感の醸成を目的に、区内で開催される地域間交流事業に対して、「南区長賞」を提供しました。



区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくり懇話会

南区まちづくりビジョンを実現するために区民意見を聴取する場として、16名の委員（地域代表6人、テーマ代表8人、公募委員2人）で組織された南区まちづくり懇話会を4回（5回目はコロナウィルス感染拡大のため中止）開催しました。



北区役所

【シンボルマーク】



「北」の文字をデザイン的にし、下には笑顔を入れ、
楽しいまち北区をイメージし、ず〜っと住みたいまち北区を表現しています。

ア 概要

北区は市の北部に位置し、三方を山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接する、最も面積が広い区である。区内には、都市近郊の住宅地とともに、水田やスイカなどの農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっている。さらに、田原坂公園や武蔵塚公園などの史跡、八景水谷、立田山、梶尾温泉・植木温泉など豊かな自然や地域資源に恵まれた地域である。一方で、九州自動車道植木インターチェンジ・北熊本スマートインターチェンジを有し、国道3号熊本北バイパスや国道3号植木バイパス、熊本西環状道路など幹線道路の改良・整備も進められており、交通の要衝の機能も有している。

イ まちづくりの方向性

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながり、そして個性あるまちづくり活動の実績がある。こうした背景をもとに、めざす区の姿を「ず〜っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～」とし、それを推進するための基本方針として1.健康と暮らしの安全・安心の向上、2.住みやすい住環境の整備、3.まちの賑わいと産業の振興、4.地域資源の継承と活用、5.住民自治と協働の推進の5つを掲げた。

今後はこれら、まちづくりビジョンに掲げる5つのまちづくり基本方針のもと、各まちづくりセンターを地域コミュニティ活動の拠点とし、地域担当職員が地域ニーズを把握しながら、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組む。

ウ まちづくり事業

北区まちづくりビジョンに基づくめざす区の姿の実現及び区における自主自立のまちづくりに向け、地域コミュニティを支援し地域力向上を図るために、令和2年度（2020年度）北区まちづくり推進経費では以下の事業に取り組む。

◆誰もが楽しく集い、「笑顔」が広がる「場」の創出

様々な取り組みを通して繋がりや輪を広げ、若い世代も取り込んだ、多世代・地域間の交流を行う機会を作ります。
(北区笑顔交流プロジェクト、北区居場所づくりプロジェクト)

◆健康の大切さを知り、お互いを思いやり支え合う気持ちの醸成

健康まちづくりの推進に取り組むとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせる「まち」を目指します。
(北区健康・支え合いプロジェクト、北区安全・安心プロジェクト)

◆地域での活動を支援

自主自立のまちづくりを推進するために、各種団体が主体的かつ継続的に行う取組を支援するとともに、地域づくりの担い手育成・担い手の負担軽減の支援をします。(自主自立のまちづくり推進プロジェクト)

◆地域を支える土台づくり

区の資源や魅力を磨き広く情報を発信するとともに、区の特性を生かしたまちづくりについて多様な意見を聴取し施策に反映させていきます。「北区の魅力」発信事業！・北区まちづくり懇話会)

令和元年度（2019年度）北区まちづくり推進事業の主な実績



めざす
区の姿

ず〜っと住みたい“わがまち北区”

歴史・自然・文化・人がつながり
個性輝くまちをめざします



基本方針1【健康と暮らしの安全・安心の向上】

基本方針4【地域資源の継承と活用】

基本方針2【住みやすい住環境の整備】

基本方針5【住民自治と協働の推進】

基本方針3【まちの賑わいと産業の振興】

まちづくりビジョンの推進体制

■ 誰もが楽しく集い、笑顔が広がる「場」の創出

北区子どもまつり2019

天候に恵まれ、親子で楽しめるステージイベントや2019女子ハンドボール世界選手権大会PRそれと防災フェスタへの多くの来場者で賑わいました。



熊本市北区SDGsフェスティバル

市民や職員にSDGsの内容を見て・聞いて・体験できるSDGs講演会、震災復興コンサート、認知症VR体験等により学びを深めていただきました。



文市

■ 健康の大切さを知り、お互いを思いやり支え合う気持ちの醸成

健康まちづくり報告会

校区の健康まちづくり活動発表・ワークショップを実施したことで、新たな健康づくりの取組を検討しはじめた校区も出てきました。



校区防災訓練等支援事業

地域の実情にあった訓練等を実施したことで、地域住民同士の繋がりや行政との連携がより一層増し、地域防災力の強化と防災意識の向上を図ることができました。



■ 地域での活動を支援

北区地域コミュニティづくり支援補助金

地域の活性化を図るため、地域課題対象事業10団体・地域コミュニティモデル事業9団体に対し、補助金を交付し支援しました。



■ 地域を支える土台づくり

北区まちづくり懇話会

区民の意見をお聴きする場として懇話会を設置しています。区民の代表として11名の委員の皆様から北区のまちづくりに関して意見をいただきました。



(4) 区役所（総合出張所等）所管ホール等

区	所属	所在地
中央区	五福まちづくり交流センター	細工町2丁目25番地
西区	芳野コミュニティセンター	河内町野出1410番地
南区	天明ホール	奥古閑町2035番地
	アスパル富合（富合ホール）	富合町清藤400番地
	火の君文化センター（火の君文化ホール）	城南町舞原394番地1
北区	植木文化センター（植木文化ホール）	植木町岩野238番地1

(5) 戸籍・住民（各区民課、各総合出張所、分室）

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

ア 各種人口登録表

区分			年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R1 年度	
住 民 登 録	日 本 人	中央区	人口	男	79,986	80,480	80,987	80,814	80,613
				女	93,878	93,671	93,992	93,896	93,512
				合計	173,864	174,151	174,979	174,710	174,125
			世帯数	90,062	90,613	91,821	92,344	92,694	
		東区	人口	男	90,441	89,469	89,507	89,815	89,900
				女	99,846	98,422	98,422	98,823	98,882
				合計	190,287	187,891	187,929	188,638	188,782
			世帯数	83,850	83,221	84,011	85,116	86,129	
		西区	人口	男	43,010	42,873	42,444	42,144	42,061
				女	49,046	48,684	48,205	47,849	47,612
				合計	92,056	91,557	90,649	89,993	89,673
			世帯数	41,879	41,890	41,831	42,010	42,335	
		南区	人口	男	60,985	61,200	61,658	61,870	62,233
				女	67,801	67,969	68,215	68,358	68,716
				合計	128,786	129,169	129,873	130,228	130,949
			世帯数	52,512	52,941	53,612	54,362	55,257	
		北区	人口	男	68,655	68,737	68,490	67,942	67,454
				女	75,482	75,557	75,033	74,574	73,959
				合計	144,137	144,294	143,523	142,516	141,413
			世帯数	61,798	62,501	62,979	63,181	63,436	
合計	人口	男	343,077	342,759	343,086	342,585	342,261		
		女	386,053	384,303	383,867	383,500	382,681		
		合計	729,130	727,062	726,953	726,085	724,942		
	世帯数	330,101	331,166	334,254	337,013	339,851			
外 国 人	中央区	人口	男	980	1,020	1,124	1,198	1,278	
			女	1,244	1,262	1,325	1,359	1,432	
			合計	2,224	2,282	2,449	2,557	2,710	
		世帯数	1,271	1,335	1,507	1,618	1,803		
	東区	人口	男	371	395	451	569	713	
			女	429	429	448	478	526	
			合計	800	824	899	1,047	1,239	
		世帯数	330	379	455	587	746		
	西区	人口	男	273	274	297	317	350	
			女	278	277	297	351	411	
			合計	551	551	594	668	761	
		世帯数	283	277	329	388	481		

区分			年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R1 年度	
住民登録	外国人	南区	人口	男	140	180	256	353	410
				女	227	260	306	355	419
				合計	367	440	562	708	829
			世帯数	180	232	341	480	618	
		北区	人口	男	234	259	329	391	490
				女	332	336	431	477	601
				合計	566	595	760	868	1,091
			世帯数	271	302	437	531	732	
		合計	人口	男	1,998	2,128	2,457	2,828	3,241
				女	2,510	2,564	2,807	3,020	3,389
				合計	4,508	4,692	5,264	5,848	6,630
			世帯数	2,335	2,525	3,069	3,604	4,380	
戸籍	中央区	本籍数	82,328	82,244	82,203	82,232	82,316		
		本籍人口数	190,633	190,158	189,853	189,457	188,816		
	東区	本籍数	54,519	55,128	55,780	56,420	57,101		
		本籍人口数	140,112	141,241	142,660	143,884	145,154		
	西区	本籍数	45,486	45,348	45,231	45,009	44,911		
		本籍人口数	108,420	107,688	107,183	106,472	105,751		
	南区	本籍数	50,146	50,174	50,195	50,300	50,462		
		本籍人口数	123,478	123,269	123,537	123,810	123,909		
	北区	本籍数	52,031	52,318	52,636	52,892	53,163		
		本籍人口数	131,625	131,872	132,053	132,222	132,339		
	合計	本籍数	284,510	285,212	286,045	286,853	287,953		
		本籍人口数	694,268	694,228	695,286	695,845	695,969		

イ 各種証明取扱件数

区分		年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R1 年度
戸籍関係	中央区		142,335	145,257	137,249	140,368	140,882
	東区		38,498	37,816	40,791	40,448	40,342
	西区		23,103	22,494	21,551	19,893	19,280
	南区		28,592	22,494	33,419	31,893	32,088
	北区		32,490	32,145	35,871	37,403	37,163
	合計		265,018	271,115	268,881	270,005	269,755
住民票関係	中央区		153,376	177,507	154,193	152,741	145,678
	東区		96,376	138,141	105,715	102,945	97,138
	西区		48,414	63,429	50,701	38,828	36,255
	南区		56,227	78,774	64,982	61,974	58,176
	北区		57,268	72,219	64,495	62,892	60,682
	合計		411,661	530,070	440,086	419,380	397,929
印鑑証明	中央区		56,099	66,462	53,993	56,194	46,506
	東区		70,752	83,805	72,490	69,792	66,338
	西区		35,714	40,832	36,284	29,103	27,075
	南区		47,500	56,971	48,784	46,574	42,202
	北区		46,277	50,523	45,649	45,050	43,819
	合計		256,342	298,593	257,200	246,713	225,940
合計	中央区		351,810	389,226	345,435	349,303	333,066
	東区		205,626	259,762	218,996	213,185	203,818
	西区		107,231	126,755	108,536	87,824	82,610
	南区		132,319	236,983	147,185	140,441	132,466
	北区		136,035	154,887	146,015	145,345	141,664
	合計		933,021	1,099,778	966,167	936,098	893,624

(6) 住居表示（地域政策課）

ア 住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的な方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

種別 区分	整備区域	面積 (Km ²)	対象件数 (件)	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1.28	6,600	昭40.4.1
2次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	昭40.11.1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	昭41.7.1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目 (追加) 大江本町 岡田町 菅原町 白山一丁目～白山三丁目 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	昭42.7.1
5次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 田崎本町 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目	1.21	6,800	昭43.11.1
6次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目 (追加) 内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	昭44.8.1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目 (追加) 本荘一丁目	2.53	9,000	昭45.10.1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目 薬園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2.84	10,600	昭47.4.1
9次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2.36	7,700	昭47.12.1
9次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	昭48.8.1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 上熊本三丁目 花園一丁目～花園七丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7.53	14,900	昭49.10.1
11次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3.87	10,700	昭50.10.1
12次	帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1.21	4,700	昭51.10.1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目 (追加)	0.97	4,200	昭52.10.1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目 (追加)	1.15	2,900	昭53.10.1
15次	横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	昭54.10.1
16次	大江二丁目 (追加)	0.08	700	昭55.10.1
17次	帯山四丁目 (追加) 帯山五丁目 (追加)	0.17	700	昭56.10.1
18次	帯山五丁目 (追加)	0.07	300	昭57.10.1
19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目 (追加) 八景水谷三丁目	0.59	1,500	昭58.10.1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	昭59.10.1
21次	出水六丁目 春日四丁目 (追加) 春日五丁目 (追加) 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	昭62.10.1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	昭63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平元.11.27
24次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 出仲間一丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 萩原町	3.66	6,300	平3.2.25

25次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 櫻町 佐土原一丁目 佐土原三丁目	2.60	6,000	平 4. 2.10
	渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	3.06	8,600	平 4. 2.24
26次	楠一丁目～楠八丁目 武蔵ヶ丘一丁目～武蔵ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2.93	10,800	平 5. 2.22
27次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目 (追加) 保田窪三丁目 帯山四丁目 (追加) 帯山五丁目 (追加) 帯山六丁目 帯山七丁目	1.12	2,700	平 6. 2.28
28次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 尾ノ上四丁目 (追加) 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目	4.63	7,800	平 7. 2.27
29次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六 丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4.30	6,800	平 8. 3. 4
30次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帯山八丁目 帯山九丁目	5.40	7,500	平 9. 2.24
31次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4.63	6,300	平 10. 2.23
32次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 楡木一丁目～楡木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兔谷一丁目～兔谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6.60	6,700	平 11. 2.22
33次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目 (追加) 坪井六丁目 龍田 一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目	5.74	8,200	平 12. 2.28
34次	近見一丁目 (追加) 近見二丁目 (追加) 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四 丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 鷲町一丁目 鷲町二 丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	平 13. 2.26
35次	清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目 (追加) 八景水谷三丁目 (追加) 麻生田三丁目～麻生田五丁目 楡木四丁目～楡木六丁目 楠五丁目 (追加) 八王寺町 (追加) 江津一丁目 (追加) 江津二丁目 (追加) 出水七丁目 (追加) 出水八丁目 (追加)	1.80	7,200	平 14. 2.25
36次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	平 15. 2.24
37次	小山一丁目～小山七丁目 長嶺東九丁目 中江町 神園一丁目～神園二丁目 石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	平 16. 2.23
38次	江津三丁目 江津四丁目 下江津一丁目～下江津八丁目 画図東一丁目 画図東二丁目	1.05	1,600	平 17. 2.28
39次	上代一丁目～上代十丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 高橋町一丁目 高橋町二丁目 城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,750	平 18. 2.27
40次	城山下代一丁目～城山下代五丁目 上代十丁目 (追加) 城山半田一丁目～城山半田四丁目 城山大塘一丁目 (追加) 城山薬師一丁目 城山薬師二丁目 島町三丁目 (追加) 清水岩倉一丁目～清水岩倉三丁目 山ノ内一丁目 (追加)	2.44	2,500	平 19. 2.26
41次	小島一丁目～小島九丁目 江津三丁目～江津四丁目 (追加) 下江津一丁目～下江津二丁目 (追加)	2.56	1,350	平 20. 2.18
42次	徳王一丁目～徳王二丁目 池田三丁目 (追加)	0.47	900	平 21. 2.23
43次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目 飛田四丁目 (追加)	0.93	1,600	平 22. 2.22
44次	下硯川一丁目～下硯川二丁目	0.51	675	平 23. 2.28
45-1次	松尾一丁目～松尾二丁目 (町名のみ変更: 中松尾町、上松尾町、西松尾町)	0.42	800	平 26.10.27
45-2次	松尾一丁目 (追加)	0.02	20	平 27. 3.12
46次	弓削一丁目～弓削六丁目	1.26	2,500	平 29.10.30

2 社会保障・税番号制度推進（地域政策課）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意的個人番号を割り当てる制度である。

本市では、国策として導入されるこの制度に対し、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上、災害時における要援護者リストの活用、事務・手続の簡素化や負担軽減、医療・介護等のサービスの質の向上等を目指し効果的・効果的な施策を展開する。

(1) 推進体制

ア 熊本市番号制度推進本部

平成 25 年 5 月 24 日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。）」の成立を受け、本市においても円滑な制度の導入を推進するため、平成 25 年 7 月 9 日、熊本市番号制度推進本部を設置した。

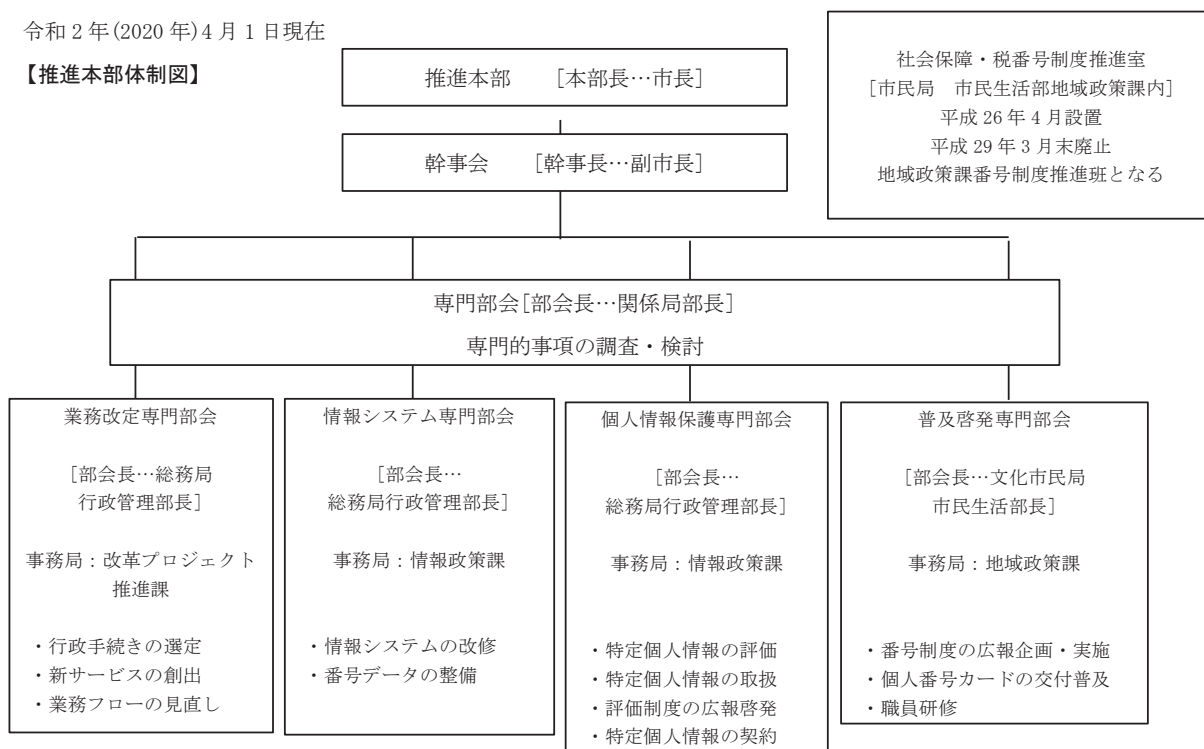
イ 社会保障・税番号制度推進室

熊本市番号制度推進本部及び同幹事会や下部組織である各専門部会を運営するため、業務改定・情報システム・個人情報保護・普及啓発の部門の総合的企画及び調整を行う組織として、平成 26 年 4 月に設置した。

平成 29 年度から、社会保障・税番号制度推進室を廃止し、番号制度推進班として地域政策課内に設置した。

令和 2 年(2020 年)4 月 1 日現在

【推進本部体制図】



(2) 推進へ向けての取組み

ア 番号制度を適用する行政手続きの選定

社会保障・地方税・防災に関する事務であり番号法で定める 40 事務を選定した。

マイナンバー事務	住民基本台帳
社会保障関係事務	国民年金、介護保険、国民健康保険、後期高齢者保険、児童手当、予防接種、生活保護・その他の福祉関連給付事務
税関係事務	個人住民税、固定資産税、軽自動車税
災害対策事務	被災者台帳

イ 番号制度の導入に係る条例等の整備

本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して条例の整備が必要。

制定内容	番号法第9条第2項及び第19条第9号に規定に基づき、以下の取扱いを規定する。 (1) 本市内部での個人番号の利用範囲（第9条第2項） (2) 本市内部の他機関間の特定個人情報の提供（第19条第9号） (3) その他の手続きについては、各利用事務に関する規則で定める。
施行日	平成28年1月1日

ウ 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報保護評価とは、番号法第27条（特定個人情報保護評価）の規定により実施するもので、特定個人情報ファイルを保有しようとする実施機関（※本市においては、市長部局及び教育委員会）が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することやその他特定個人情報を適切に管理するために実施するもの。（略称：PIA：Privacy Impact Assessment）

熊本市特定個人情報保護評価の実施マニュアル	平成27年3月策定
特定個人情報保護評価書の作成	全ての事務で評価書を作成済
評価書の公表（全項目評価書） ※全項目評価は、対象者数300,000人以上の事務	平成27年7月～9月（住民基本台帳事務、個人住民税事務、国民年金事務、介護保険事務）

※特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

エ マイナンバーセンターの開設

カード交付が市中心部の窓口に集中する傾向がある本市の特徴を鑑み、拠点となる「マイナンバーセンター」を平成28年2月8日に本庁舎（中央区役所）内に設置した。

また、各区役所に令和2年（2020年）3月からマイナンバー特設窓口を設置した。

運用開始時期	平成28年2月8日開設、各区役所：令和2年（2020年）3月開設
センター機能	個人番号カードの交付を行う特設窓口
各区役所	各区役所窓口の明確化を図るため、マイナンバー特設窓口を設置

オ コンビニエンスストアでの証明交付サービス

個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの交付サービスを導入し、市民の利便性の向上と窓口業務の負担軽減による事務の効率化を図る。

運用開始時期	平成28年3月1日開始
利用可能時間	毎日 午前6時30分～午後11時00分（年末年始を除く） ※戸籍証明の利用時間は8時30分～20時00分まで
取扱証明書類	住民票の写し（全部・一部）、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、市県民税（所得・課税）証明書

3 市民協働（地域政策課、地域活動推進課）

「自治基本条例」並びに「市民参画と協働の推進条例」を制定し、「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりの推進に向けた仕組みを整えるとともに、ボランティア・NPO活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（PI）マニュアルの活用による市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として「自治推進委員会」を設置し、「情報共有」「参画」「協働」の取り組みについて検証を行っている。

(1) 熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと1階に設置し、ボランティア・NPO等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティア団体、NPOの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

イ 相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ 活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

エ 特定非営利活動法人認証等（設立・定款変更認証）や各種届出等に関する受付・相談窓口

オ 熊本市所轄のNPO法人の定款等を閲覧

カ 特定非営利活動法人の設立セミナーなど、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

キ 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

くまもと・わくわく基金の団体登録の申請や助成事業申請書の作成支援を行っている。また、登録団体に対し、助成事業報告会や交流会などを実施している。

あいぽーと利用人数

年度	平 27	平 28	平 29	平 30	令 1
件数	61,981	27,827	74,121	89,970	88,723

(2) ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し、活動に取り組みやすい環境を整える。

ボランティア活動保険登録団体数

年度	平 27	平 28	平 29	平 30	令 1
件数	2,223	2,143	2,151	2,227	2,169

(3) 特定非営利活動促進法に関すること（認証・認定等）

熊本市内にのみ主たる従たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁として、法人設立・定款変更などの認証、認定や特例認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書に係る事務などを行っている。

(4) 条例個別指定制度に関すること

NPO法人が寄附を集めやすくする環境を整備する一環として、熊本市独自の指定基準を設け、平成 27 年 4 月より施行。熊本市が所轄庁となるNPO法人に対し、制度への理解を深め、その周知を図っていくこととする。

(5) 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

これからのまちづくりの一翼を担うボランティア団体、NPO等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成 24 年 4 月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、市民活動団体の公益的な事業に助成を行う。

4 地域コミュニティづくり支援

概 要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所総務企画課が市内 17 箇所に設置した各まちづくりセンターと連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

(1) 町内自治会組織の育成・支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 町内自治会の結成状況

(令 2 (2020) .4.1 現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	13	21	21	92
町内自治会数	243	137	138	165	232	915

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成
助成内容 補助金額＝均等割額＋世帯割額

種 別		年 額 (円)
均等割額	200 世帯以下	60,000
	201 世帯以上 400 世帯以下	65,000
	401 世帯以上 800 世帯以下	70,000
	801 世帯以上	75,000
世帯割額	1 世帯あたり	600

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成
防犯灯数 26,913 灯 (平 31.4.1 現在)

補助額

年間一灯あたり	10ワットまで	1,200円
	20ワットまで	1,400円
	40ワットまで	1,800円
	40ワットを超える	2,000円

③ LED等防犯灯取替補助金

既設の防犯灯をLED等機器へ取り替える町内自治会に対する熊本市防犯灯取替補助金交付要綱に基づく助成
補助内容・補助額

助成金額：一灯につき 6,000円 (6,000円を下回る場合は、その額)

(2) 校区自治協議会の運営支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 助成制度

名 称	補助金額	対 象 事 業 (活動)
校区自治協議会運営補助金	20万円/年	運営のための事務費等

イ 校区自治協議会の設立状況

(令和2(2020).4.1現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合計
校区数	19	18	13	21	21	92
校区自治協議会数	19	18	16	21	22	96

※校区自治協議会数には、4地区(松尾北地区、松尾西地区、松尾東地区、大和地区)を含む。

(3) 地域コミュニティセンター開設状況(地域活動推進課、各区役所総務企画課)

(開設済数 令和2(2020).4.1現在)

開設年度 (平成)	地域コミュニティセンター名					箇所数	
4	楠	城南	春竹	出水		4	75
5	壺川	中島	松尾	白山	慶徳	5	
7	帯山	城山	北部東			3	
8	小島	松尾西	庄口	向山		4	
9	砂取	一新				2	
10	田迎西	清水				2	
11	龍田	日吉				2	
12	黒髪	武蔵				2	
13	西原	託麻北	田迎南	画図	池田	5	
14	弓削	西里	池上	出水南	尾ノ上	5	
15	力合	麻生田	松尾北	東町	帯山西	5	
17	碩台	託麻原	御幸	高平台	桜木	5	
18	若葉	河内	本荘			3	
19	託麻東					1	
20	月出	城西	古町	春日		4	
21	花園					1	
22	川上	飽田				2	
23	白坪	長嶺				2	
24	託麻西					1	
25	菱形					1	
26	豊田	吉松	植木	山東		4	
27	杉上	桜木東	大和	田迎	桜井 田原 田底 山本	8	
28	隈庄	白川				2	
30	楡木					1	
31	富合					1	

(4) 地域公民館(地域活動推進課、各区役所総務企画課)

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、令和2年(2020年)4月1日現在、625館の地域公民館組織が結成されている。

	地区名(館数)
中央区	中央地区(10)、大江地区(21)
東区	東部地区(39)、託麻地区(50)、秋津地区(15)
西区	西部地区(57)、花園地区(22)、河内地区(31)
南区	南部地区(29)、幸田地区(24)、飽田地区(15)、天明地区(31)、富合地区(23)、城南地区(43)
北区	龍田地区(19)、清水地区(21)、北部地区(56)、植木地区(119)

運営費等支援（補助）の内容

補助対象	その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所総務企画課が届出を受理した地域公民館	
補助範囲	公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設・営繕費、運営費、借家料	
補助金額	運営費	校区公民館：均等割・施設割を基礎として算出する。 町内公民館：均等割・施設割・世帯割を基礎として算出する。
	建設費	補助率2分の1、上限額750万円
	営繕費	補助率2分の1、上限額60万円
	借家料	補助率3分の1、上限額年間15万円

5 安全安心まちづくり・交通安全対策（生活安全課）

概要

交通事故や街頭犯罪などの未然防止を図るため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、市民の防犯意識の向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

(1) 安全安心まちづくり対策

ア 防犯パトロール

青色回転灯を装着した公用車7台（うち区役所5台）で防犯パトロールを行うなど、安全安心まちづくりの意識啓発と犯罪抑止活動に取り組んでいる。

イ 繁華街等安全安心パトロール

本市における犯罪の防止に努め、市民や観光客等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、安全安心で快適な都市環境の形成に寄与することを目的として、「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」及び「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」に基づき、繁華街アーケードを中心にパトロールを実施。

① 「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」・「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

- (ア) 路上喫煙の制限
- (イ) ポイ捨ての禁止
- (ウ) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止
- (エ) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止
- (オ) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000円

② 繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域（路上禁煙区域・美化重点区域）である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収
会計年度任用職員3人（熊本県警察OB）

③ 事業費

令和2年度（2020年度）予算 8,744千円

ウ 客引き行為等対策

公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民、観光客等の安全と安心の確保並びに拠点都市としてのにぎわいの維持及び向上を図り、もって心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与することを目的として、「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」に基づき、客引き行為等禁止地区である中心商店街のパトロールを行い、条例に定める指導等を実施している。

① 「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」の主な内容

- (ア) 公共の場所における客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止するため特に必要があると認める地区を、禁止地区として指定
- (イ) 客引き行為等禁止地区における客引き行為等の禁止
- (ウ) 客引き行為等を用いた営業の禁止
- (エ) 違反行為を行った者に対して、指導、警告、命令を順番に行い、命令に違反した場合、氏名等の公表と5万円以下の過料

② 客引き行為等対策巡回指導員

熊本市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則に基づき、指導、警告、命令、過料その他の客引き行為等の禁止に関する事務の実施

会計年度任用職員6人（熊本県警察OB）

③ 事業費

令和2年度予算 21,200千円

(2) 交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全教育の推進（交通ルール・マナーアップ促進事業）

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、交通安全教育専門員2人を配置し、幼児（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学校入学時の児童に対し、登下校時における交通ルールの習得のため、模擬信号機等を活用した実践的な教育、また、小・中・高校生を対象とした自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオや交通シミュレータ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している

イ 交通安全活動の推進

① 交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止運動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、市ホームページ、SNS、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全県民大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動などを展開している。

② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道德の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和44年10月1日に発足した。現在任用しているのは約400人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（各月1・10・20日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶対策

平成14年7月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

(3) 交通事故被害者に対する支援対策

ア 交通事故相談

昭和47年4月交通事故相談所（現 交通事故相談室）を開設し、交通事故相談員が毎週火・木曜日に相談を受け対応している。

交通事故相談件数

令和2年4月1日現在

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
被害者	282	285	45	167	96
加害者	81	63	156	17	20
合計	363	348	201	184	116

イ 交通遺児への援助

昭和48年3月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年1回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移

(令和2年4月1日現在 単位 円)

項目 \ 年度		H27	H28	H29	H30	R1
収 支	寄付金	716,556	390,933	369,224	408,848	482,225
	運用利益	264,114	180,930	120,251	105,007	77,838
	援助金ほか	△1,463,556	△1,375,173	△1,201,704	△1,412,628	△1,067,065
	差引（積立または取り崩し）	△482,886	△1,012,310	△712,229	△898,773	△507,002
基金残高		84,300,118	83,678,741	83,335,736	82,845,811	83,328,036

6 消費者行政（消費者センター）

消費者と事業者の間にある情報量・交渉力等の格差を鑑み、消費者権利の尊重及び消費者の自立支援等を基本理念とした、消費生活の安定及び向上を図るための各種事業を行う。

(1) 消費者相談

消費者からの商品・サービス・多重債務等についての相談や苦情を受け付け、助言やあっせんにより、消費トラブルの解決を図る。

相談件数

令和2年（2020年）4月1日現在

年度	H27	H28	H29	H30	R1
総件数（件）	6,290	7,182	6,439	5,102	4,805

相談内容別件数（令和元年度）

令和2年（2020年）4月1日現在

内 容	安 全 ・ 衛 生	品 質 ・ 機 能 ・ 役 務 品 質	法 規 ・ 基 準	価 格 ・ 料 金	計 量 ・ 品 目	表 示 ・ 広 告	販 売 方 法	契 約 ・ 解 約	接 客 対 応	包 装 ・ 容 器	施 設 ・ 設 備	買 物 相 談	生 活 知 識	そ の 他	合 計
件数	120	408	138	715	4	234	2,251	3,862	886	2	6	3	6	43	8,678

注：相談内容別件数については、相談内容が複数にわたるため、相談件数とは合致していない。

(2) 消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活問題に対応できる主体性のある自立した消費者の育成を目的に各種講座、事業を開催する。

ア 消費者意識の向上

消費生活出前講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、くらしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣

消費生活地域見守りサポーター養成講座：初歩的な消費生活相談を受けたり、必要な情報提供を行うことを目的に、センターと地域住民のパイプ役かつ地域の見守り体制の担い手を育成する。

イ 中学生啓発事業

中学生を対象に消費生活に関する啓発資料を市内全校に配付

ウ 若者、高齢者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、学園祭等への出展、「敬老の日」を契機とした情報提供等を推進する。

(3) 情報の収集及び提供

ア 消費生活情報の収集及び提供

市民の消費者被害の未然防止とより良い消費生活の実現のために必要な情報を収集し提供する。

イ 情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオ・DVDの貸出による情報提供を行う。

(4) 消費者の組織化と活動の支援

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を支援する。

7 男女共同参画（男女共同参画課）

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定が義務付けられた第2次熊本市男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

（1）男女共同参画のための意識づくり

ア 男女共同参画に関する啓発・広報

- 情報誌「はあもにい」の発行及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付
- 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催
- DV防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、DV防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ 男女共同参画に関する情報収集・提供

- 市民意識調査（5年ごと）・企業実態調査（3年ごと）の実施

（2）男女共同参画のための社会環境の整備

- 市の審議会等への女性の登用を促進
平成29年度：27.8% 平成30年度：28.3% 令和元年度：27.8%
- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数190人）
- 働く女性のネットワーク形成支援や企業等における女性人材の育成を目指し、女性活躍に向けた事例発表会を開催
- DV相談に関する相談の質の向上など相談支援体制の強化や他の支援団体等との連携促進を目的とした男女共同参画課相談室を運営
- 市民の性的マイノリティへの理解促進に向けたセミナーの開催や、当事者支援団体との意見交換会を実施
- 熊本市パートナーシップ宣誓制度を創設

（3）推進体制の整備・充実

- 「くまもと市男女共同参画会議」の開催
- 「熊本市男女共同参画庁内推進会議」の開催
- 「女性の活躍応援協議会くまもと」の開催

（4）熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所在地	中央区黒髪3丁目3番10号
主要施設	4階 会議室、研修室A・B・C、和室
	3階 リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ
	2階 多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、学習室
	1階 メインホール（372人）、情報資料室、幼児室、事務室、ギャラリー
その他	駐車場 163台（はあもにい駐車場70台、第1駐車場74台、第2駐車場17台 第3駐車場26台、障がい者用駐車場5台）
	駐輪場 2カ所

ア 男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

イ 社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。（はあもにいフェスタの開催、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）
さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

ウ その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、DVD、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ 施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況（回数）

区分 年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和室 会議室等 (14室)
	集式 会・大 会典	音楽会・ 演奏会	歌謡ショウ・ 浪曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講習・ 講演会	そ の 他	合 計	集式 会・大 会典	音楽会・ 演奏会	歌謡ショウ・ 浪曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講習・ 講演会	
27	29	82	9	11	12	77	220	10	32	15	10	21	63	151	3,223
28	1	3	0	1	0	2	7	7	96	7	8	17	79	214	1,849
29	16	91	6	9	6	106	234	5	48	4	3	22	82	164	3,549
30	13	88	10	14	10	90	225	10	46	12	15	31	64	178	3,109
1	8	83	29	27	7	53	207	7	42	11	14	29	63	166	3,059

8 人権推進（人権政策課）

概 況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取り組みを行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、熊本市第7次総合計画分野別施策の第一章に「互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げ、令和2年（2020年）3月に策定した「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」では、「一人ひとりの人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会の実現」を推進するための基本方針を定めている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、市民誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

(1) 人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

映画会、啓発セミナー、講演会、人権啓発担当者研修会の開催、人権の花運動、Jリーグアッソ熊本との合同啓発イベントなど

(2) 職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが人権感覚を身に付けるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成29年4月「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を「熊本市人権施策推進本部等に関する訓令」へ改正を行い、各局（区）に人権教育推進委員会、各課に人権推進員をおくことで、施策・教育についての体制整備を行い、職員の人権に対する意識向上を図り、市民の信頼に応えることができる組織体制の整備を図っている。

(3) 熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所在地 中央区本荘4丁目6番6号
 開設年月日 昭和51年5月1日
 主な施設 1階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室
 2階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室
 3階 ホール（機能回復訓練用）

利用者

区分	年度	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
主催事業参加者数 (講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者 等)		15,557	14,091	14,260	14,194	11,670
貸し館利用者数		13,309	9,555	10,407	9,316	8,346
福祉サービス利用者数 (入浴・機能回復訓練室)		10,312	9,322	12,318	11,163	10,669

(4) 熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所在地 北区植木町宮原912番地
 開設年月日 昭和55年8月1日
 主な施設 大会議室 中会議室 図書室 和室 調理室 相談室 事務室
 日常生活訓練室 創作軽作業室 社会適応訓練室 運動場（グラウンドゴルフ等）

利用者

区分	年度				
	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
館内利用者数 (学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用)	7,291	5,604	6,022	6,785	6,514
館外(運動場)利用者数(グラウンドゴルフ利用者等)	963	364	206	197	203

(5) 熊本市祖崇廟納骨堂

熊本市祖崇廟納骨堂は、市民生活環境の改善及び社会福祉の増進を図ることを目的とし、平成元年に設置された施設である。

所在地	中央区九品寺5丁目10番地14
開設日	平成元年3月1日
建物概要	鉄筋コンクリート造瓦葺2階建 延床面積：173.54㎡(1階：100㎡、2階：73.54㎡)
敷地面積	328㎡
施設概要	納骨壇 221壇
使用料	年間 2,000円

9 生涯学習(生涯学習課)

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

本市では、「市民一人ひとりの心豊かな暮らし」「学びと活動の循環による自主自立のまちづくり」を実現するため令和2年(2020年)3月に「熊本市生涯学習推進計画」を策定し、その実現のため、いつでもどこでも生涯学習ができる環境を整備し、「人生100年時代」を見据えた学習機会・内容を充実させながら、学びの成果を地域に還元する仕組みづくりを推進していく。

(1) 熊本市生涯学習推進計画

<いつでも、どこでも生涯学習ができる環境の整備>

- ア 生涯学習関係機関等との連携
- イ 生涯学習推進に関する情報の収集と提供

<「人生100年時代」を見据えた学習機会・内容の充実>

- ア ライフステージに応じた学習機会・内容の充実
- イ 家庭・地域の教育力の向上
- ウ 現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応する学習機会・内容の充実
- エ 障がい者の生涯学習の推進
- オ 図書館・博物館等における生涯学習の推進
- カ 文化芸術の取組の推進
- キ スポーツの取組の推進

<学びの成果を地域に還元する仕組みづくり>

- ア 人材やボランティアの養成・活用
- イ 学習成果を生かす取組の推進
- ウ 地域と学校との連携・協働の推進
- エ 熊本地震の経験や教訓を生かした取組の推進

(2) 公設公民館

生涯学習の拠点となる公設公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、中央、西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、河内、天明、富合、城南、植木の19公民館があり、北部公民館には、北部東分館と西里分館の2館がある。

施設の概要については、単独の公民館を記載。なお、併設施設の概要は、市民生活関係の区政に記載。

施設の概要

名 称	所 在 地
中央公民館	中央区草葉町5番1号
大江公民館	中央区大江6丁目1番85号
五福公民館	中央区細工町2丁目25
河内公民館	西区河内町船津791番地
城南公民館	南区城南町舞原394番地1
北部公民館西里分館	北区下硯川町1798番地
北部公民館北部東分館	北区鶴羽田2丁目13番9号

※地域公民館については、市民生活関係の地域コミュニティづくり支援に記載

令和元年度（2019年度）公民館学習活動在籍状況（講座数及び在籍者数）

		主催事業								自主講座		総合計			
		主催講座		家庭教育学級		教養講演会		合計		合計		講座数	在籍者数	講座数	在籍者数
		講座数	在籍者数	学級数	在籍者数	講演会数	参加者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数				
中央区	中央	25	403	4	36	3	150	32	589	60	1,397	92	1,986	337	9,107
	大江	74	3,565	7	201	3	238	84	4,004	61	1,183	145	5,187		
	五福	43	808	2	34	4	166	49	1,008	51	926	100	1,934		
東区	東部	90	2,571	8	203	5	545	103	3,319	81	1,751	184	5,070	655	15,601
	託麻	148	4,128	8	128	4	225	160	4,481	58	1,111	218	5,592		
	秋津	196	3,148	3	54	9	780	208	3,982	45	957	253	4,939		
西区	西部	63	1,388	5	155	4	336	72	1,879	50	942	122	2,821	369	10,621
	花園	118	2,936	3	35	1	154	122	3,125	44	655	166	3,780		
	河内	65	3,526	3	112	5	292	73	3,930	8	90	81	4,020		
南区	南部	86	3,255	3	38	3	234	92	3,527	46	743	138	4,270	517	15,992
	幸田	55	1,178	5	108	3	371	63	1,657	57	1,088	120	2,745		
	飽田	26	1,002	4	104	3	273	33	1,379	19	246	52	1,625		
	天明	40	737	5	145	5	600	50	1,482	23	257	73	1,739		
	富合	43	1,287	2	29	3	225	48	1,541	20	235	68	1,776		
	城南	46	2,082	5	22	10	1,684	61	3,788	5	49	66	3,837		
北区	龍田	36	2,204	4	71	5	616	45	2,891	54	1,094	99	3,985	537	12,561
	清水	107	1,619	4	52	4	443	115	2,114	57	1,279	172	3,393		
	北部	115	1,925	4	34	3	278	122	2,237	72	908	194	3,145		
	植木	39	1,325	0	0	6	334	45	1,659	27	379	72	2,038		
合計		1,415	39,087	79	1,561	83	7,944	1,577	48,592	838	15,290	2,415	63,882	2,415	63,882

(3) 青少年健全育成

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援している。

ア 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構成 校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

主な事業

- ・年次総会、代表者会、理事会
- ・子供・若者育成支援強調月間
- ・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
- ・熊本市青少年健全育成大会
- ・研修会

イ 校区青少年健全育成協議会

現在、90小学校校区地区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行う団体。

ウ 熊本市子ども会育成協議会

単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。

単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

エ ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟の一員として、熊本市内に所属する3地区（中部地区、東部地区、西部地区）14個団で協力・連携し、児童及び青少年の健全な育成や国際相互理解を推進することを目的とする団体。

オ ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

カ 家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための情報や学習機会を提供している。

・家庭教育学級

公民館において幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として現在80学級開設し、家庭における子どもの教育に関する学習や、子どものしつけ方等における悩みについての話し合い等、保護者の主体的な学習を支援している。

・子育てサロンの開催

子育て中の保護者が、気軽に相談、交流できるような集いの場となるよう、全公民館で親子のふれあい遊びやおはなし会といった親子参加型講座等を開催し、子育て支援の充実に努めている。

(4) 成人式

二十歳を迎えた新成人たちを対象に式典を開催し、新成人としての責任や自覚を促す。

令和2年熊本市成人式は、令和2年（2020年）1月13日に熊本城ホールで開催された。（対象者7,588人）

10 熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

（1）沿革

平成22年4月、市民、市議会、市長等が共有する本市の自治の最高規範として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第23条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成23年3月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年11月1日、同条例が施行され、熊本市オンブズマン制度の運用を開始した。

（2）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

（3）オンブズマンの職務

- ① 市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査すること。
- ② 常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査すること。
- ③ 調査結果をもとにオンブズマンの判断を示すこと。必要なときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告し、又は制度の改善を求める意見表明をすること。

（4）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として1年以内の苦情が対象となる。ただし、次の事項などは取り扱わない。

- ① 判決、裁判等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項
- ② 請求に基づき現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項
- ③ 議会に関する事項
- ④ オンブズマンの行為に関する事項

（5）オンブズマンの組織等

① オンブズマン

熊本市オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は2年であり、1回に限り再任することができる。

② 運用体制

オンブズマン2名、オンブズマンを補佐する専門調査員3名、相談員1名、事務職員1名、事務局長の8名体制で運用を行っている。

（6）苦情申立て後の流れ

① 申立方法

苦情申立ては書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

② 面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

③ 苦情の調査

オンブズマンは、苦情申立ての内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④ 調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤ 運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

(7) 令和元年度（2019年度）の運用状況

令和元年度（2019年度）は、58件の苦情申立てを受け付け、前年度からの継続分20件と合わせて78件の苦情申立てを処理した。

ア 苦情申立て受付状況（平成27年度～令和元年度（2019年度））

年度	H27	H28	H29	H30	R元
受付件数	50	66	58	78	58

イ 行政組織別受付状況（令和元年度（2019年度）受付分）

組織	件数	組織	件数	組織	件数
都市建設局	19 (4)	環境局	5	農業委員会	1
健康福祉局	13	市民局	2	その他の機関	1
区役所	9	総務局	1	合計	58 (4)
教育委員会	6	財政局	1		

() 内は熊本地震関連 計4件

ウ 苦情申立ての処理状況（令和元年度（2019年度）処理分（前年度からの継続調査分を含む））

区 分	件数
1 調査結果を通知したもの	46 (1)
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	3
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	8
(3) 市の業務に不備がなかったもの	35 (1)
2 調査対象とならなかったもの	7
(1) 管轄外のもの	3
(2) その他のもの（利害無し・1年以上経過等）	4
3 調査を中止したもの	2
4 取り下げられたもの	14 (2)
5 継続調査中のもの	9 (1)
合 計	78 (4)

() 内は熊本地震関連 計4件

エ 発意調査

熊本市オンブズマン条例第7条第2項に基づき発意調査を2件行った。

- ① 審議会等の会議録等の公表期間 ② 客引き行為等の撲滅

オ 勧告又は意見表明

熊本市オンブズマン条例第7条第1項第2号に基づく勧告又は意見表明に至った事例はなかった。

1 1 文化振興（文化政策課）

概要

文化は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で極めて重要な意義をもっている。そこで、本市では「文化芸術振興指針」を策定し、市民一人ひとりが豊かな文化を享受し、文化の創造に参画するとともに、文化力で活力あるまちづくりを進め、人とまちが元気になる文化創造都市の実現を目指している。

(1) 市民の文化の振興

令和元年度（2019年度）主な文化事業

くまもと大邦楽祭 令和元年（2019年）6月2日

熊本が生んだ地唄三絃界の名手、「長谷幸輝大検校」の生誕150年を記念して、平成5年に創設。全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくることで新しい時代の邦楽の進展に寄与するとともに、熊本の魅力を全国に向けて発信した。

第24回「草枕」国際俳句大会 令和元年（2019年）11月16日

夏目漱石来熊100年を記念して平成8年に創設。俳人漱石を顕彰するとともに、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市の魅力と俳句」を国内外へ向けて発信し、国際色豊かな大会として開催した。

(2) 人づくり基金（平成3年度から実施）

目的 多くの市民の方々から寄せられた浄財を基金として活用し、文化をはじめ様々な分野において指導的役割を果たす、国際感覚を備えた創造性豊かな人材を育成する。

基金額 589,881,527円

年 度	27	28	29	30	R1
援助件数（件）	6	4	4	4	4
援助金額（千円）	2,934	3,630	2,997	3,209	2,032

(3) 熊本市現代美術館

熊本市現代美術館は、洋画家井手宣通氏の作品寄贈が建設の発端となり、平成14年3月に竣工した上通A地区第一種市街地再開発事業により建設された複合ビル「びぶれす熊日会館」の一部として、同年10月に開館した。

館内は、企画展を行うギャラリーI・IIのほか、美術図書室のホームギャラリー、多目的に活用できるアートロフトなど多様な施設を備え、市民に親しまれる文化活動の拠点施設として、展覧会事業やワークショップの開催等様々な催しを行っている。

施設概要

管理運営 （公財）熊本市美術文化振興財団（指定管理者 期間：令和元年度〔2019年度〕～令和5年度〔2023年度〕）

所在地 中央区上通町2番3号

展覧会事業

ギャラリーI・IIにおいては、現代美術を中心とした企画展（有料）を順次開催し、国内外を問わず優れた作品を市民に紹介する。また、ギャラリーI・II以外の部分は、常設展示場として収蔵作品や地元で活躍する作家の作品を展示している。令和元年度（2019年度）は次の展覧会を開催した。

ギャラリー I・II

展 覧 会 名	会 期	入場者数 (人)
大竹伸朗 ビル景 1978-2019	H 31.4.13 ~ R1.6.16	8,024 人
デザインあ展 in KUMAMOTO	R1.6.30 ~ R1.9.8	105,906 人
2019 年度国立美術館巡回展 東京国立近代美術館所蔵名品展 きっかけは「彫刻」。 —近代から現代までの日本の彫刻と立体造形	R1.9.21 ~ R1.11.24	7,936 人
ドレス・コード? —着る人たちのゲーム	R1.12.8 ~ R2.2.23	12,439 人
第 31 回熊本市市民美術展 熊本アートパレード	R2.3.7 ~ R2.3.22	0 人 (※ 2/29 ~ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時休館により中止)

ギャラリー III

展 覧 会 名	会 期
浦川大志 & 名もなき実昌 二人展 「終わるまで終わらないよ」	H 31.4.24 ~ R1.7.7
本と人と作品の空間を考える 03 新しい古本	R1.7.10 ~ R1.8.25
田中智之の解体新書展	R1.8.28 ~ R1.10.27
My Name is Tokyo Kai and I am an Artoholic 甲斐寿紀雄コレクション展	R1.10.30 ~ R2.1.23
熊本市現代美術館所蔵作品より 被災作品 公開コンディションチェック展 [第 3 回]	R2.1.25 ~ R2.2.16
高浜寛のマンガに登場するアイテムで読み解く 19 世紀末 (ベル・エポック) —『ニュクス角灯』、『蝶 のみちゆき』…展	R2.2.22 ~ R2.2.28

井手宣通記念ギャラリー

展 覧 会 名	会 期
CAMK コレクション展 「小さな物語」	H 31.4.1 ~ H 31.4.21
CAMK コレクション展 —新規収蔵作品	H 31.4.27 ~ R1.7.7
CAMK コレクション展 —新規収蔵作品パート 2	R1.7.10 ~ R1.8.25
CAMK コレクション展 横尾忠則—1965 →	R1.8.28 ~ R1.10.17
ドレス・コード?—着る人たちのゲーム [スピンオフ企画] 学校のルールは守らなければならない?—高校制服編—	R1.12.11 ~ R2.2.17
高浜寛のマンガに登場するアイテムで読み解く 19 世紀末 (ベル・エポック) —『ニュクス角灯』、『蝶 のみちゆき』…展 (※)	R2.2.22 ~ R2.2.28

(※) ギャラリー III、井手宣通記念ギャラリーをひとつの展示室として展覧会を開催

1.2 市民会館・健軍文化ホール

市民会館

熊本市市民会館は、市民生活の文化的質を高め、活発な芸術文化活動を支援するため創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供することを目的として設置している。

開館以来、市民文化活動の拠点施設として、市民に愛用され、大ホール利用率が約75%と高い利用率を示している。一方、会議室についても書道、生け花、俳句、短歌など地元文化サークルの定期的利用をはじめ、市内外からの会議など多様に活用されている。

平成20年度から愛称命名権(ネーミングライツ)制度を導入、平成28年4月から「市民会館シアーズホーム夢ホール」としている。

平成28年熊本地震では、大ホール天井部材が一部落下するなど大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成30年1月より営業を再開し、同年3月に開館50周年記念コンサートを開催した。

平成30年4月からは指定管理者による管理運営を開始した。

ア 施設概要

管理運営 一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団
(指定管理者 期間：平成30年度〔2018年度〕～令和4年度〔2022年度〕)

所在地 中央区桜町1番3号

イ 施設別定員

区分	大ホール(席)	大会議室(席)	会議室(人)		
			第1～第5、第8 (小会議室)	第6～第7、第9 (中会議室)	第10 (和室)
定員	固定席 1,579 車椅子席 12	移動席 252	20	40	20

ウ 会館利用分野状況

区分 年度	大ホール						大会議室						中 小 会 議 室 (一 〇 室)	展 示 ・ ロ ビ ー
	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計		
H27	111	63	52	29	17	272	223	13	42	14	48	340	4,402	68
H28	3	7	0	0	0	10	140	6	9	6	22	183	2,783	38
H29	14	23	9	0	18	64	18	1	1	2	42	64	808	33
H30	100	100	52	20	20	292	249	3	17	9	43	321	3,495	91
R1	85	54	34	14	27	214	224	7	11	9	27	278	3,370	71

健軍文化ホール

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済の活性化を推進することを目的として設置している。

東部地域で初めての本格的ホール、料理実習、小会議、会食などが楽しめるパーティールーム、3つの会議室、2つの音楽練習室を備えた「生活文化拠点」の施設である。

平成28年熊本地震ではホール天井部材が一部落下するなど大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成30年1月より営業を再開。

ア 施設概要

管理運営 一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団

(指定管理者 期間：平成 29 年度 [2017 年度] ~ 令和 3 年度 [2021 年度])

所在地 東区若葉 3 丁目 5 番 1 1 号

イ 施設利用状況

(単位 上段 件、下段 人、)

年度	区分	ホール (293 名)	会議室 A (60 名)	会議室 B (16 名)	会議室 C (15 名)	パーティー ルーム(30 名)	音楽練習室 A (6 名)	音楽練習室 B (6 名)	合計
平成 27 年度		186	233	128	145	188	89	88	1,057
		29,513	6,832	1,650	1,587	6,416	334	693	47,025
平成 28 年度		4	252	207	204	162	76	185	1,090
		962	8,148	2,171	2,127	4,275	252	1,280	19,215
平成 29 年度		46	62	39	31	48	17	25	268
		10,425	2,539	651	341	1,344	44	182	15,526
平成 30 年度		192	249	171	159	158	87	93	1,109
		33,935	9,230	2,961	1,923	4,613	481	624	53,767
令和元年度		182	238	205	170	130	110	88	1,123
		25,814	7,933	3,191	1,944	3,478	317	528	43,268

※ () は各室定員

1 3 文化財 (文化財課)

ア 国指定文化財

令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日現在

区分	名称	摘要	所有者 (管理団体)	指定年
重要文化財	木造僧形八幡神坐像並びに木造女神坐像	室町時代	藤崎八幡宮	明 39 年
	木造東陵永瑱禅師倚像	南北朝期	雲巖禅寺	大 4 年
	木造十一面観音立像附像内納入品	鎌倉中期	報恩寺	平 6 年
	短刀銘光世	鎌倉中期	本妙寺	大 5 年
	紙本墨書寒巖義尹文書	〃	大慈寺	昭 27 年
	紙本墨書日本紀竟宴和歌 (上・下)	鎌倉中期	本妙寺	昭 34 年
	六殿神社楼門	室町後期	六殿神社	明 40 年
	熊本城 (宇土櫓など 13 棟)	宇土櫓外	国 (熊本市)	昭 8 年
	細川家舟屋形	江戸後期	永青文庫 (熊本市)	昭 29 年
	旧第五高等学校本館並びに化学実験場及び表門	明治時代	国 (熊本大学)	昭 44 年
	熊本大学工学部 (旧熊本高等工業学校) 旧機械実験工場	〃	国 (熊本大学)	平 6 年
	巴螺鈿鞍	平安後期	個人	昭 55 年
	梵鐘	鎌倉中期	大慈寺	昭 56 年
	蒔絵調度類	安土桃山期	本妙寺	平 26 年
	肥後阿蘇氏浜御所跡出土品	中国明時代陶磁器等	熊本県	昭 50 年
	紙本墨書後光院宸翰御消息 (何条事哉候云々)	南北朝期	個人 (京都相国寺)	昭 14 年
	阿蘇家文書三十四卷附阿蘇家文書写三十六冊	平安から江戸時代	国 (熊本大学)	昭 62 年
	台付舟形土器	弥生時代	熊本市	昭 42 年
	安南国大都統官阮演書簡 加藤清正宛 (2 通)	江戸前期	本妙寺	平 30 年
特別史跡	熊本城跡	本丸、二の丸外	国など (熊本市)	昭 30 年

区分	名 称	摘 要	所有者（管理団体）	指定年
史跡	熊本藩主細川家墓所	泰勝寺跡、 妙解寺跡	細川護熙ほか（熊本市）	平7年
	千金甲古墳（甲号）	古墳時代	熊本市	大10年
	千金甲古墳（乙号）	古墳時代	〃	大10年
	釜尾古墳	古墳時代	赤水白山比咩神社 （熊本市）	大10年
	池辺寺跡	平安時代	熊本市	平9年
	御領貝塚	縄文時代後期	個人ほか	昭45年
	塚原古墳群	古墳時代	熊本市ほか（熊本市）	昭51年
	阿高・黒橋貝塚	縄文時代中期	熊本市	昭55年
	熊本藩川尻米蔵跡	江戸時代	国・熊本市	平22年
	西南戦争遺跡	明治時代	熊本県・熊本市	平25年
名勝及び史跡	水前寺成趣園	江戸前期 庭園	出水神社（熊本市）	昭4年
天然記念物	藤崎台のクスノキ群	7本の巨木	国（熊本県）	大13年
	立田山ヤエクチナシ自生地		国（熊本市）	昭4年
	スイゼンジノリ発生地		〃	大13年
	矮鶏（ちゃぼ）		市内各飼育者	昭16年
	下田のイチョウ		熊本市	昭12年
	イヌワシ		秋田市	昭40年
特別天然記念物	タンチョウ		京都動物園	昭27年

イ 県指定文化財

令和2年（2020年）4月1日現在

指定の種類	件数	摘 要
重要文化財	(工芸品)	(28) 切支丹銅鐘 刀剣類9 鐺10 清正拵網代鞘 勝色緘具足 腹巻大袖添 紅糸威腹巻附體櫃 五鈷鈴 独鈷杵 活人形谷汲観音像 尚書正義版木 黒糸威二枚胴具足
	(彫刻)	(4) 木造釈迦如来坐像及び両脇侍立像 木造馬頭観音立像 木造及び銅造懸仏 木造獅子頭
	(古文書)	(2) 肥後国検地諸帳 細川忠興・忠利発給文書群
	(書跡)	(20) 永青文庫文書18 菊池万句 獨行道
	(建造物)	(11) 古今伝授の間 大慈寺石塔4 洋学校教師館 本光寺の笠塔婆の塔身 旧細川刑部邸 不動院跡の六地藏塔 船底五輪塔附板碑 円台寺の石造笠塔婆
	(絵画)	(6) 大慈寺蔵絵画2 往生院蔵絵画2 紙本著色宮本武蔵像 竹林七賢図屏風
	(考古資料)	(2) 磁州窯系鉄絵壺 曾畑遺跡出土植物質資料
	(歴史資料)	(1) 領内名勝図巻
重要無形文化財	2	武田流（細川流）騎射流鏑馬 小堀流踏水術
史跡	9	大慈寺境内 浦山横穴群 大江義塾跡 稲荷山古墳 明徳官軍墓地 つつじヶ丘横穴群 円台寺磨崖仏群 慈恩寺経塚古墳 七本官軍墓地
史跡及び名勝	1	雲巖禅寺境内
天然記念物	2	寂心さんの樟 滴水のイチョウ
重要無形民俗文化財	1	肥後神楽
重要有形民俗文化財	1	西福寺の庚申塔

ウ 市指定文化財

令和2年(2020年)4月1日現在

分類	名称	所有者(管理団体)	所在地	指定年月日
有形文化財	明治天皇小島行在所	熊本市	西区小島下町 599 番地	昭 43.8.13
	四時軒	〃	東区沼山津 1 丁目 25 番 91 号	〃
	徳富旧邸	〃	中央区大江 4 丁目 10 番 33 号	〃
	小泉八雲熊本旧居	〃	中央区安政町 2 番 6 号	〃
	金子塔	国(熊本市)	西区池上町平 国有林内	43.12.4
	正平塔(石燈籠)	小山諏訪神社	東区小山町 3371 番地	45.11.16
	安元元年笠塔婆(屋蓋部分)	法人	市内	〃
	如意輪観世音菩薩坐像	岫雲院	西区春日 3 丁目 2 番 4 号	47.4.13
	紙本墨書成道寺記一巻	宗教法人	西区花園	49.5.15
	紙本著色沢村大学画像一幅	〃	中央区二の丸 県立美術館	〃
	成道寺六地藏塔二基	成道寺	西区花園 7 丁目 2476 番地	〃
	成道寺五輪塔一基	〃	〃	〃
	成道寺板碑群四基	〃	〃	〃
	木造釈迦如来坐像	安国寺	中央区横手 3 丁目 26 番 8 号	50.11.27
	木部六地藏塔	国	南区御幸木部町 3123 番地	51.10.28
	林田左京亮逆修板碑	〃	〃	〃
	木造三十三観音厨子入り	法人	市内	〃
	池辺寺古文書	池辺寺跡財宝管理委員会	中央区二の丸 県立美術館内	53.8.22
	池辺寺縁起絵巻	〃	〃	〃
	池辺寺関係石造物	〃	西区池上町池上 1373 番地	〃
	池辺寺仏像	〃	中央区二の丸 県立美術館内	〃
	池辺寺伝来宝物	〃	中央区二の丸 県立美術館内	〃
	松尾焼	〃	〃	〃
	木造虚空蔵菩薩坐像	宝積寺文化財保存会	北区龍田 2 丁目 15 番 22 号	58.3.23
	日向六地藏塔	九州財務局	東区戸島町 4345 番地	63.7.28
	奥古閑六地藏付庚申塔	奥古閑町上掛地区	南区奥古閑町 1893 番地 2	平 4.3.26
	四方寄六地藏付庚申塔	熊本市	北区四方寄町 1274 番地	〃
	平井宮庚申塔	楠野町楠原地区	北区楠野町 759 番地 楠原神社内	〃
	御馬下の角小屋	熊本市	北区四方寄町 1274 番地~1276 番地	〃
	1. 尾跡地藏講帳 2. 恵美須祭礼帳 3. 西之宮講帳(3冊)	河内町尾跡地区	西区河内町船津 1225 番地尾跡公民館	〃
	河内町役場文書	熊本市	西区河内町船津 2069 番地 5	〃
	津波供養塔	〃	西区河内町船津 2941 番地	〃
	津波供養碑	〃	〃	〃
	津波供養碑(蓮光寺)	個人	西区河内町船津 2107 番地 1	〃
	津波供養碑	個人	西区河内町河内	〃
	面木木造十一面観音坐像	個人	西区河内町面木	〃
	嶽麓寺銅造誕生仏	個人	市内	〃
	江月院銅造誕生仏	個人	市内	〃
	増福寺銅造誕生仏	自治会	市内	〃
	近代建築物(衛兵所)	熊本市	解体保存中	4.12.24
	加藤清正公肖像画	〃	中央区古京町 3-2 (熊本博物館)	7.8.2
	清正公下賜の扇子	〃	〃	〃
	熊本城出入鑑札附延享二年覚書	〃	〃	〃
	本覚院殿(加藤清正側室)墓出土品	本覚寺	中央区横手 1 丁目 14 番 20 号	18.1.25
	清田家住宅附細川忠興知行宛行状他 9 点	個人	南区富合町釈迦堂 22 番地	21.6.15
	中村家文書	個人	市内	22.8.27
	高の石造六地藏塔	城南町高地区	南区城南町高 376 番地	23.4.28
	高の石造宝塔	個人	南区城南町高	23.8.25
	七所宮の石造宝塔	宮地神社(個人)	南区城南町宮地	〃
	鞍掛字阿弥陀堂の板碑	個人	北区植木町鞍掛	23.3.28
	豊岡の眼鏡橋	熊本市	北区植木町豊岡・鈴麦	23.4.28
服部の五輪塔	個人	北区植木町豊田	24.1.27	
砥石の宝篋印塔	内空閑神社	北区植木町清水 1003 番地	24.5.1	
田原の五輪塔附板碑	宿中久保本村地区	北区植木町豊岡 1635 番地	24.7.31	
舞尾の六地藏板碑	舞尾地区	北区植木町舞尾 640 番地	24.7.31	
越州窯青磁水注及び共伴須恵器(塔ノ本遺跡土壌墓出土品)	熊本市	北区植木町岩野 238 番地 1	25.3.27	
木造千手観音立像	立福寺総代会	北区立福寺	31.1.28	
木造阿弥陀如来立像	法人	中央区	31.1.28	
活人形聖観音菩薩立像附衣装及び蓮台	来迎院	西区春日	31.1.28	

分類	名称	所有者（管理団体）	所在地	指定年月日
史跡	天福寺裏山古墳群	熊本市、(社) 照敬会	西区花園 7 丁目 2442 番地	昭 43.12.4
	付学承院跡宝篋院塔		東区尾ノ上 4 丁目 11 番 70 号	
	富ノ尾古墳	熊本市	西区池田 3 丁目 44 番	43.8.13
	水前寺麩寺跡	個人	中央区水前寺公園	〃
	健軍神社杉馬場	健軍神社	東区健軍 2 丁目 神水 1 丁目	〃
	檜崎山古墳群（五基）	個人	西区小島下町	43.12.4
	千金甲丙号古墳群（二基）	熊本市	西区小島下町高城山	45.6.2
	城山古墳群（一の塚・二の塚・三の塚）	〃	西區城山上代町城山 1107-1	46.8.11
	細川忠利公火葬地	岫雲院	西区春日 3 丁目 2 番 4 号	47.4.13
	健軍神社境内	健軍神社	中央区健軍本町 13 番	47.12.13
	肥後出水国分寺跡塔心礎並びに礎石	個人	中央区出水 1 丁目 2 熊野神社	〃
	明治天皇御幸御野立所	熊本市	南区御幸西 4 丁目 1311	48.5.8
	明治天皇小島行在所跡	〃	西区小島下町 599・600 番地	43.8.13
	四時軒跡	〃	東区沼山津 1 丁目 25 番 91 号	〃
	渡鹿菅原神社境内	菅原神社	中央区渡鹿 6 丁目 11 番 89 号	49.9.5
	木部地藏堂敷地（道伝寺跡）	国	南区御幸木部町 3123 番地	51.10.28
	百梅園跡	熊本市	西区島崎 4 丁目 10 番 39 号	53.4.25
	夏目漱石内坪井旧居跡	〃	中央区内坪井町 4 番 22 号	〃
	山伏塚	国（熊本市）	西区池田 2 丁目 5 番 27 号	54.4.24
	花崗山陸軍埋葬地	熊本市	西区横手 2 丁目 13	55.11.27
	釣耕園	個人ほか	西区島崎 5 丁目 7 番	60.8.22
	叢桂園	熊本市	西区島崎 5 丁目 7 番 2 号	〃
	井上横穴群	個人	北区改寄町 100 番地 13・14 号	平 4.3.26
	塩屋北ノ崎古墳	個人	西区河内町河内 465 番地 12	〃
	差茂塚古墳	個人	西区河内町白浜 1653 番地	〃
	砂鉄水路跡（2ヶ所）	個人	西区河内町河内 165 番地 1	〃
	加藤家墓地	個人	西区河内町白浜 215・216 番地 2	〃
	道家之山の墓	個人	西区河内町岳 264 番地	〃
	嶽麓寺跡の中世石造物群	個人	西区河内町野出 520 番地	〃
	畳ケ石	個人	西区河内町野出 33 番地 8	〃
	平島支石墓	植木町田底山城區	北区植木町田底	23.3.28
高熊古墳	個人	北区植木町古閑	23.3.28	
陳内廃寺跡	熊本市	南区城南町陳内 98 番地 5	23.4.28	
陳内瓦窯跡	個人	南区城南町陳内	23.4.28	
名勝及び史跡	瑞巖寺跡	熊本市	北区貢町 1421 番地～1423 番地	平 4.3.26
天然記念物	天社宮の大クスノキ	高橋西神社	西区上高橋町 224 番地高橋東神社境内	昭 43.8.13
	旧代継宮跡大クスノキ	国（熊本市）	中央区花畑町 6 番 2 号 花畑公園内	〃
	釜尾天神のイチイガシ	釜尾地区	北区釜尾町 425 番地	平 4.3.26
	河内晩柑原木	個人	市内	〃
	徳王の桜	個人	市内	7.4.28
宮原菅原神社のイチイガシ	個人	北区植木町宮原	23.3.28	
無形文化財	肥後ちゃんかけ	肥後ちゃんかけごま保存会	市内	昭 50.2.26
無形民俗 文化財	銭太鼓踊り	下沖銭太鼓踊り保存会	市内	平 4.3.26
	柚木神楽	柚木菅原神社神楽保存会	北区硯川町 柚木菅原神社	〃
	立福寺神楽	立福寺神楽保存会	北区立福寺町 立福寺菅原神社	〃
	明德神楽	明德神楽保存会	北区明德町 熊野神社	〃
	白浜岩戸神楽	白浜神社岩戸神楽保存会	西区河内町 白浜神社	〃
	野出春日神社大神楽	野出春日神社大神楽保存会	西区河内町 野出春日神社	〃
	大多尾大神楽	大多尾大神楽保存会	西区河内町 大多尾日吉神社	〃
	新町獅子舞	熊本新町獅子保存会	中央区新町	20.8.1
	清水菅原神社神楽	清水甲神楽保存会	北区植木町清水 清水菅原神社	24.3.27
	上南部肥後神楽	上南部肥後神楽保存会	東区上南部 乙姫神社	令元 .12.2
	平山神社神楽	平山神社神楽保存会	西区松尾町平山 平山神社	〃

エ 登録有形文化財

令和元年(2020年)4月1日現在

名 称	所有者	所在地	登録年月日
早野ビル	早野建物合名会社	中央区練兵町 45 番地	平 8.12.20
九州学院高等学校講堂兼礼拝堂	学校法人九州学院	中央区大江 5 丁目 2 番 1 号	〃
九州女学院高等学校本館	学校法人九州ルーテル学院	中央区黒髪 3 丁目 12 番 16 号	9.5.7
熊本市水道記念館 (旧八景水谷貯水池ポンプ場)	熊本市	北区八景水谷 1 丁目 7 番 3 号	〃
長崎次郎書店	長崎次郎株式会社	中央区新町 4 丁目 1 番 19 号	10.1.16
今村家住宅	個人	南区	〃
熊本大学本部 (旧熊本高等工業学校本館)	国 (文部科学省)	中央区黒髪 2 丁目 39 番 1 号	10.9.2
熊本大学医学部山崎記念館 (旧熊本医科大学図書館)	国 (文部科学省)	中央区本荘 1 丁目 1 番 1 号	〃
ピーエス熊本センター (旧第一銀行熊本支店)	ピーエス株式会社	中央区中唐人町 1 番地	〃
熊本学園大学産業資料館 (旧熊本紡績電気室)	学校法人熊本学園	中央区大江 2 丁目 1903-2	16.8.17
マミフラワーデザイン熊本教室花峰館 (旧鐘淵紡績熊本工場診療所)	個人	西区河内町	〃
熊本ルーテル学園神水幼稚園園舎	学校法人熊本ルーテル学園	中央区神水 1 丁目 633 番 2 号	17.12.26
富重写真所	富重写真館	中央区新町 2 丁目 8 番 5 号	18.4.12
慈愛園モード・パウラス記念資料館 (旧宣教師館)	社会福祉法人慈愛園	中央区神水 1 丁目 633 番 1 号	19.5.29
浜田醤油店舗	個人	西区小島 6 丁目 9 番 1 号	19.10.22
浜田醤油主屋	個人	〃	〃
浜田醤油洋館	個人	〃	〃
浜田醤油三番蔵	浜田醤油株式会社	〃	〃
浜田醤油旧圧搾機室	〃	〃	〃
浜田醤油旧原料倉庫	〃	〃	〃
浜田醤油旧石室	〃	〃	〃
浜田醤油給水塔	〃	〃	〃
リデル、ライト両女史記念館 (旧熊本回春病院らい菌研究所)	熊本市	中央区黒髪 5 丁目 23 番 1 号	20.3.7
本妙寺仁王門	本妙寺	西区花園 4 丁目 128 番地	23.7.25
日本福音ルーテル熊本協会	日本福音ルーテル熊本協会	中央区水道町 1 番 21 号	令和 .12.5

オ 文化財保護対策

文化財保護法、熊本市文化財保護条例および熊本市文化財保護委員会条例に基づき、熊本市内の指定文化財の保護に万全を期するとともに、地域開発と埋蔵文化財との調整並びに、祖先の遺産の維持保存をはかり、文化財の尊重と愛護の気風を高めることに努めている。

熊本市文化財保護委員 1 2 名は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議している。

活動状況 (令和元年度 (2019年度) 実績)

- ・文化財保護委員会開催回数 4 回
- ・現状変更等諮問件数 5 件
- ・埋蔵文化財の届に対する処理件数 1,380 件・・・埋蔵文化財調査室関係
- ・文化財現地調査 2 回

カ 記念館

(令和2年(2020年)4月1日現在)

名称	概要	開館年月日
夏目漱石内坪井旧居 (中央区内坪井町4番22号)	明治の文豪、夏目漱石が旧制第五高等学校の英文科教授として熊本に着任して5番目に住んだところで、邸内が広く、漱石が一番気に入った家であり、漱石ゆかりの資料が展示してある。 *熊本地震により復旧工事中。	昭53.6.5
徳富記念園 (中央区大江4丁目10番33号)	徳富蘇峰・蘆花兄弟の顕彰のための記念園で旧邸、大江義塾跡と記念館とからなる。記念館では徳富兄弟ゆかりの資料を多数展示している。 *熊本地震により復旧工事中。	昭45.9.9
横井小楠記念館 (東区沼山津1丁目25番91号)	幕末の偉大な思想家横井小楠の顕彰のための記念館で小楠ゆかりの資料が展示してある。小楠が13年間過ごした「四時軒」が当時をしのばせる。 *四時軒は改修工事により閉鎖中。	昭57.7.15
熊本洋学校教師ジェーンズ邸 (中央区水前寺公園22番16号)	明治4年(1871年)、熊本藩が洋学校を開設したとき外国人教師ジェーンズのために、長崎から大工を呼んで建てさせた熊本最古の洋館で、県の重要文化財に指定されている。この洋館には、洋学校ゆかりの資料が展示されている。 *熊本地震により移築復旧工事中。	昭49.3.1
小泉八雲熊本旧居 (中央区安政町2番6号)	小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)が旧制第五高等学校教師として熊本に着任して最初に住んだ家。旧居には、八雲が家主に特に注文して造らせた神棚が残っている。	昭36.4.1
御馬下の角小屋 (北区四方寄町1274番地)	参勤交代で豊前街道を往来した島津、細川などの大名が休憩所として使用したお茶屋跡。この建物は、堀内(旧赤木)家の住居だったので庄屋を務めたかわら質屋、酒屋を営んだ。当時の多数の文書や道具類が残されている。	昭62.12.1
リデル、ライト両女史記念館 (中央区黒髪5丁目23番1号)	我が国のハンセン病救済に生涯を捧げた英国人女性、ハンナ・リデルとエダ・ハンナ・ライトの功績を称える記念館。両女史ゆかりの資料が展示してある。	平6.2.3
後藤是山記念館 (中央区水前寺2丁目6番10号)	ジャーナリストにして、郷土史の研究、文化活動に多大な功績を残した後藤是山(名誉市民)を顕彰する記念館で、旧居、庭園及び資料館からなる。	平8.5.20
田原坂西南戦争資料館 (北区植木町豊岡858番地1)	田原坂公園内に位置する西南戦争にまつわる品々を展示した資料館で、西南戦争がなぜ起こり、この地がなぜ激戦地となったのか、どのような戦いが繰り広げられたのかという田原坂の戦いの意義などを伝える。館内には激しい戦いを物語る、当時の貴重な武器・弾薬・備品などの遺品や戦争資料が多く展示してある。	昭58.5 ※平27.11 リニューアル

文市

キ くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。

施設概要

- 管理運営 くまもと工芸協会共同企業体
(指定管理者 期間：令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))
- 所在地 南区川尻1丁目3番58号
- 主な事業 伝統工芸品から現代工芸品まで、一般社団法人くまもと工芸協会会員の作品を常設展示しているほか、自主イベント等を開催
夏休み体験教室、工芸教室(陶芸教室他)等、各種クラフト教室を実施。

14 熊本城

(1) 熊本城のあゆみ（熊本城総合事務所）

ア 総括

加藤清正が、慶長4年（1599年）頃より築城に着手し慶長12年（1607年）に完成させた熊本城は、豪壮な大小天守や独特の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は2代45年で終わり、その後入封した細川家の居城として、240年を経て明治に至る。

築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず、位置を茶臼山に選定し、平野にひろがる城下町をも城郭とする平山城の形式とした。

また、防備の面では、清正流石垣と呼ばれる傾斜が緩やかな勾配を持った石垣をめぐるし、籠城を考慮しての城内に多数の井戸を設けるなど数々の配慮がみられる。

このようにして築かれた熊本城は、周囲5.3kmに及び、櫓49、櫓門18、城門29を数えたと言われるが、惜しくも明治10年（1877年）の西南戦争直前の火災で大小天守や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和35年（1960年）8月清正公350年遠忌と市制70年を記念して総工費1億8,000万円をもって天守閣が再建された。昭和56年（1981年）1月には西南戦争100周年記念事業として西大手門が復元されており、平成元年には市制施行100周年を記念して60年ぶりの宇土櫓の大規模修復及び数寄屋丸二階御広間が復元された。

そして、平成9年度に策定した熊本城復元整備計画に基づき、平成10年（1998年）から本格的な歴史的建造物の復元整備に着手し、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓の復元整備を行い、平成20年（2008年）3月熊本城築城400年にあわせ総工費54億円をもって本丸御殿大広間が完成した。

平成20年度からは第Ⅱ期熊本城復元整備事業として、馬具櫓一帯、平左衛門丸の堀などの復元整備を進めることとし、平成26年（2014年）9月に馬具櫓及び続堀が完成したが、平成28年（2016年）4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、平成10年から20年余に亘って進めてきた熊本城復元整備計画の休止はもとより、長い歳月と多大な経費を要する熊本城の復旧に取り組んでいくこととなった。

震災から4年が経過する現在（令和2年（2020年）4月1日現在）も、熊本城の有料区域及び無料区域の一部において立入規制が続いている。なお、令和元年（2019年）10月5日からは、原則日曜・祝日限定で天守閣エリア等の一部について特別公開を実施したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年（2020年）3月1日公開分から中止している。

イ 整備方針及び復元整備

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核を成す熊本城は、我が国有数の貴重な歴史文化遺産としてはもとより、広大な面積を誇る特別史跡及び都市公園として本市・本県を代表する観光資源であり、更には「森の都」を象徴する緑の拠点として、市民や国内外から訪れる多くの人々に愛され続けている。

市民に地域の誇りと心の安らぎを提供する場としての熊本城の価値をさらに高めるため、史料に基づき歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める「歴史的建造物の保存と復元」、熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める「都市の潤い空間としての環境整備」、史跡に配慮しながら便益施設を充実させるとともに、歴史を学び・体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める「サービス空間の創出」の3つを整備方針に掲げ、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図ることとした。

その際、城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（エントランスゾーン）、千葉城（文化交流ゾーン）の5つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進めるとともに、整備区域が広範囲かつ多岐にわたるため、計画を短期・中期・長期に分けて整備を進めることとし、短期（第Ⅰ期）の復元整備は平成10年度（1998年度）から平成19年度（2007年度）に実施した。

その後、平成20年度（2008年度）からは短期（第Ⅱ期）の復元整備を実施したが、平成28年（2016年）4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、熊本城復元整備計画を休止し、長い歳月と多大な経費を要する熊本城の復旧に取り組んでいる。

①第Ⅰ期復元整備（短期）

3つの整備方針のうち、先ず歴史的建造物の復元整備に力を入れることとし、築城400年にあたる平成19年（2007年）を目標に、6つの建造物（南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、飯田丸五階櫓、本丸御殿大広間）を復元整備した。また、平成11年（1999年）の台風18号で倒壊した西大手門も合わせて再建した。

箇所	復元建造物	事業期間 事業費
西出丸一帯	南大手門、戌亥櫓 未申櫓、元太鼓櫓	・平成10～15年度 事業費 約19億円
	西大手門	・平成12～15年度 事業費 約5億円
飯田丸一帯	飯田丸五階櫓	・平成10～16年度 事業費 約11億円
本丸一帯	本丸御殿大広間	・平成11～19年度 事業費 約54億円

②第Ⅱ期復元整備（短期）

平成20年度（2008年度）から、往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓一帯」「平左衛門丸の塀」「西櫓御門及び百間櫓一帯」の区域の復元整備を進めることとし、平成26年（2014年）9月に馬具櫓及び続塀を復元した。

平成28年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備並びに以降の復元整備事業は休止となった。

箇所	復元建造物	事業期間 事業費
馬具櫓一帯	馬具櫓及び続塀	・平成20～26年度 事業費 約4億円

③熊本城復元整備基金

市民をはじめ熊本城を愛する人々の総参加のもと復元整備を進め、また、復元整備事業の貴重な財源とするため、平成10年（1998年）4月に1口1万円の寄附で熊本城主になれる「一口城主」制度を創設し、広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とした。

また、平成20年度（2008年度）の第Ⅱ期復元整備からは「新一口城主」制度へ移行したが、平成28年熊本地震により受付を休止し、平成28年（2016年）4月21日に新たに熊本城復旧事業の財源とするため熊本城災害復旧支援金を立ち上げた。

その後、城主制度再開を望む声が多く寄せられたことなどに伴い、平成28年（2016年）11月1日に従前の「一口城主」制度をベースとした「復興城主」制度を創設し、「新一口城主」制度は終了した。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
一口城主 （第Ⅰ期復元整備）	平成10年4月1日 ～ 平成19年3月31日	27,154	1,206,565,996
新一口城主 （第Ⅱ期復元整備）	平成20年1月1日 ～ 平成28年4月21日	49,401	606,262,120

(2) 施設管理 (熊本城総合事務所)

ア 重要文化財建造物及び再建・復元建造物 ※熊本地震により全て閉鎖中 (令和2年(2020年)4月1日現在)

①重要文化財建造物

名 称	面積 (㎡)	高さ (m)	長さ (m)	摘 要
宇 土 櫓	916.21	19.5		三重五階櫓
長 塀		2.0	242.44	
田 子 櫓	49.96	6.23		一重櫓
七 間 櫓	66.99	5.06		〃
十 四 間 櫓	162.11	5.72		〃
四 間 櫓	46.49	5.96		〃
源 之 進 櫓	108.4	北 5.602 南 6.122		折曲り一重櫓
東十八間櫓	234.70	6.90		一重櫓
北十八間櫓	144.37	5.55		折曲り一重櫓
五 間 櫓	35.37	5.54		一重櫓
平 櫓	111.17	5.61		一重櫓前面一部庇付
監 物 櫓	140.33	6.27		一重櫓
不 開 門	39.01	5.72		櫓門

②再建・復元建造物

名 称	面積 (㎡)	高さ (m)	摘 要
天 守 閣	3068.42	約 31.00	三重六階
本丸御殿大広間	2951.11	15.55	一重一階
長 局 櫓	195.52	8.58	一重櫓
数寄屋丸二階御広間	832.26	12.10	〃
飯田丸五階櫓	503.04	14.39	三重五階櫓
戌 亥 櫓	192.20	11.00	二重三階櫓
西 大 手 門	248.09	8.10	櫓門
南 大 手 門	330.16	7.96	〃
元 太 鼓 櫓	58.90	7.09	一重櫓
未 申 櫓	186.78	11.81	二重三階櫓
馬 具 櫓	130.70	6.63	一重櫓
櫓 方 門	48.00	5.43	長屋門
平 御 櫓	43.00	6.67	一重櫓

③利用状況

年度	区分	入園者数（人）	入園料（千円）
H26		1,631,690	616,817
H27		1,775,339	650,356
H28		99,528	36,883
H29		—	—
H30		—	—
H31		186,137	77,593

※平成 28 年度（2016 年度）は熊本地震発災日までの 14 日間実績（有料区域内の入園者数）

※平成 29 年度（2017 年度）及び平成 30 年度（2018 年度）は地震被害で立ち入り規制中のため実績なし

イ 旧細川刑部邸 ※熊本地震により全て閉鎖中（令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在）

①施設概要

旧細川刑部邸は、正保 3 年（1646 年）肥後細川初代藩主忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成 2 年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約 4 カ年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成 6 年（1994 年）1 月 15 日から一般公開されている。昭和 60 年（1985 年）に熊本県重要文化財の指定を受けている。

②施設内容

所在地 中央区古京町 3 番 1 号
 開設年月日 平成 6 年（1994 年）1 月 15 日
 構造 木造平家建（一部 2 階建）
 主要施設 主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他、管理棟、ポンプ室、電気室

③利用状況

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
来館者数（人）	54,720	2,577	—	—	—
茶室使用件数（件）	0	0	—	—	—
入館料・施設使用料（千円）	7,276	318	—	—	—

※平成 28 年度（2016 年度）は熊本地震発災日までの 14 日間実績 平成 29 年度（2017 年度）から平成 31 年度（2019 年度）は地震被害で立ち入り規制中のため実績なし

ウ 肥後名花園 ※熊本地震により全て閉鎖中（令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在）

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粋品種をより多く後世に残すため、昭和 48 年（1973 年）に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥後菊 観賞 11 月中旬
 肥後花菖蒲 観賞 6 月上旬
 肥後朝顔 8 月に展示会
 肥後芍薬 観賞 5 月上旬
 肥後椿 観賞 3 月
 肥後山茶花 観賞 11 月中旬

(3) 熊本地震からの復旧・復興

ア 被害の状況等

平成28年(2016年)4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受けた。

倒壊・一部損壊等を含め重要文化財建造物13棟及び再建・復元建造物20棟の全てが被災し、石垣は全体の約3割にあたる約23,600㎡に崩落や膨らみ・緩みなど修復を要する箇所が見受けられるほか、便益施設等26棟も屋根や壁が破損し、地盤についても約12,345㎡に陥没や地割れが発生するなど、その被害は熊本城全域に及んだ。

この甚大な被害を受けた熊本城の復旧には、長い歳月と多大な経費を要することが見込まれ、現在把握している被害だけでも、その被害額は約634億円に上る。

◆被害状況

※熊本城全体の石垣：973面 約79,000㎡

区分	被害内容
石垣	膨らみ・緩み517面 約23,600㎡ (全体の29.9%) うち崩落229面 約8,200㎡ (全体の10.3%)
地盤	陥没・地割れ70箇所 約12,345㎡
重要文化財建造物	13棟 (倒壊2棟、一部損壊3棟、他屋根・壁破損等8棟)
再建・復元建造物	20棟 (倒壊5棟、他は下部石垣崩壊・屋根・壁破損等15棟)
便益施設	26棟 (屋根・壁破損等)

◆被害額 (平成28年(2016年)9月14日公表)

区分	被害額
石垣	約425億円
重要文化財建造物	約72億円
再建・復元建造物+その他公園施設	約137億円
総額	約634億円

(注1) その他関連施設として旧細川刑部邸約5億円

(注2) 現時点での概算値、今後、調査・設計・復旧等の進捗に伴い変更がある。

イ 復旧に向けた取り組み

①熊本城復旧の基本的な考え方 (平成28年(2016年)7月26日公表)

熊本城の復旧に向けて、文化財的価値の保全や都市公園と調和した重要な観光資源としての早期再生、将来の災害に備える安全対策等に加え、震災の記憶を次世代に繋いでいく長期的な視点を持ち、国県等の関係機関との連携のもと、市民・県民をはじめ多くの方々の力を結集し、100年先を見据えた復元整備への礎づくりとしての熊本城復旧に取り組んでいくための基本的な考え方を平成28年(2016年)7月26日に公表した。

基本的な考え方は、「復興のシンボルである天守閣の早期復旧を目指す」、「文化財的価値を損なわない丁寧な復旧を進める」、「復旧過程の段階的公開を行い、復興資源としての早期再生を図る」、「耐震化など安全対策に向けて最新技術も取り入れた復旧手法の検討を行う」、「“100年先の礎づくり”として未来の復元整備に繋がる復旧を目指す」の5つとして、基本方針の平成28年(2016年)内の策定、復旧基本計画の平成29年度(2017年度)までの策定など、その後のロードマップについても併せて公表した。

②熊本城復旧基本方針（平成28年（2016年）12月26日策定）

基本的な考え方に沿って、市民・県民・行政・関係機関等の共有のもと、熊本城復旧に一体的に継続して取り組んでいくため、具体的に取り組むべき施策の方向性として、「被災した石垣・建造物等の保全」、「復興のシンボル「天守閣」の早期復旧」、「石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧」、「復旧過程の段階的公開と活用」、「最新技術も活用した安全対策の検討」、「100年先を見据えた復元への礎づくり」、「基本計画の策定・推進」など7つの基本方針からなる「熊本城復旧基本方針」を平成28年（2016年）12月26日に策定した。

策定にあたっては、内容その他策定に必要な事項について関係者からの意見を聴取するため、学識経験者や関係団体の委員5名で構成する「熊本城復旧基本方針に関する懇談会」を設置した。

③熊本城復旧基本計画（平成30年（2018年）3月28日策定）

基本方針に定める基本的な考え方や取り組むべき施策の方向性に基づき、熊本城の効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用を着実に進めていくため、石垣・建造物等をはじめ、便益施設・管理施設等を含む熊本城全体の復旧の手順や耐震化等の工法の検討及び復旧過程の公開など具体的に取り組む施策を体系的に定めた「熊本城復旧基本計画」を策定した。

計画策定にあたっては、学識者や専門家、経済団体や市民等から幅広い意見等を聴取するため、熊本市附属機関設置条例に基づく附属機関として委員12名で構成する「熊本城復旧基本計画策定委員会」を設置した。

平成30年度（2018年度）以降は計画に基づく復旧手順に沿った復旧事業の着実な進捗に取り組み、概ね20年を掛けて熊本城の復旧完了を目指す。

◆施策と具体的な取り組み（「熊本城復旧基本計画」第4章 抜粋）

施 策	具体的な取り組み
1 被災した石垣・建造物等の保全	(1) 崩落・倒壊した石垣・建造物等の回収・適切な保全 (2) 崩落・倒壊等の危険性の高い石垣・建造物等への緊急的防止措置 (3) 被害実態の詳細把握及び復旧手法等への反映
2 復興のシンボル「天守閣」の早期復旧	(1) 市民・県民の復興のシンボル「天守閣」の2019年を見据えた早期復旧 (2) 耐震化等による天守閣の安全性の向上 (3) 天守閣のバリアフリー化及び展示・内装内容の刷新
3 石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧	(1) 石垣・建造物等の計画的復旧 (2) 工区や復旧過程の公開等を踏まえた石垣・建造物等の段階的復旧 (3) 伝統技法等による丁寧な復旧及び効率的手法の検討
4 復旧過程の段階的公開と活用	(1) 天守閣エリア等の早期公開と主要構成建造物の復旧 (2) 復旧過程の文化・観光資源等としての活用 (3) 都市公園としての機能の回復・向上
5 最新技術も活用した安全対策の検討	(1) 文化財的価値の保存を踏まえた石垣・建造物等の耐震化等の検討 (2) 耐震化等安全対策に係る最新技術・現代工法の検討 (3) 将来の災害に備えた熊本城全体の安全・防災対策等の検討
6 100年先を見据えた復元への礎づくり	(1) 熊本城調査研究の更なる推進 (2) 将来にわたる継続的な復旧を支える人づくり (3) 震災の記憶継承と幕末期など往時の姿への復元検討
7 復旧基本計画の推進	(1) 国県等の関係機関一体となった復旧の推進 (2) 多様な復旧財源の確保 (3) 城主制度や瓦の活用等による継続的な市民等の参画による復旧

④復興城主（平成28年（2016年）11月1日開始）

平成28年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備に伴い平成20年（2008年）1月1日から受付を開始した「新一口城主」制度は、天守閣内への芳名板掲示をはじめ、受付・発送事務等の処理が困難なことから、平成28年（2016年）4月21日に受付を休止し、広く寄付を募る代替として「熊本城災害復旧支援金」口座を民間金融機関に開設し、国内外から多くの寄付が寄せられた。

しかしながら、従前の「一口城主」制度が定着していたことや城主として寄付をしたいとの要望が多く寄せられたことから、従前の「一口城主」制度をベースとして、1回1万円以上の寄付者を復興城主として、城主手形やデジタル芳名板への城主名の掲出を行うなどの特典を設けて、平成28年（2016年）11月1日から「復興城主」制度を創設し、受付を開始した。

現在、熊本城災害復旧支援金及び復興城主にはいずれも多額の寄付が寄せられており、国県等の関係機関からの支援と併せて、貴重な復旧財源となっている。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
復興城主	平成28年（2016年）11月1日 ～ （令和2年（2020年）4月1日現在）	108,321	2,241,494,682
熊本城災害復旧支援金	平成28年（2016年）4月21日 ～ （令和2年（2020年）4月1日現在）	22,780	2,137,623,571

⑤熊本城特別公開

熊本城大天守外観復旧にあわせ、令和元年（2019年）10月5日（土）から、二の丸広場を起点に西出丸から工事用スロープを通り、平左衛門丸の一部や天守閣前広場の一部に至るルートを開示する特別公開（第1弾）を実施した。原則、日曜・祝日限定であるが、熊本城大天守外観復旧記念週間の10月5日（土）～14日（月）は、平日も午後から特別に公開し、「ラグビーワールドカップ」熊本開催期間の「10月5日（土）～12日（土）」、「女子ハンドボール世界選手権大会」開催期間の「11月30日（土）～12月14日（土）」、「熊本城マラソン」開催前日の「2月15日（土）午後」は、土曜日も公開した。

また、令和2年（2020年）春からは、特別見学通路の整備完了に伴い、見学通路上からの特別公開第2弾を実施予定であり、これにより平日も観覧が可能となる。

さらに、令和3年（2021年）春には、天守閣が完全復旧し、天守閣内部まで公開予定である。

健康福祉

1	健康づくりの推進	153
2	健康福祉サービス体制	157
3	社会保障制度	163
4	高齢者福祉	175
5	障がい者福祉	183
6	子ども育成	193
7	生活衛生	216

1 健康づくりの推進

現代社会においては、高齢化が進展する中での介護予防策の充実や、若い世代からの生活習慣病予防対策の推進、さらには医療費の伸びの適正化等の社会環境の変化に伴う課題への対応が求められている。

そこで、自らの健康は自らが守ることを基本に、市民の健康づくりの指針となる「健康くまもと21基本計画」を策定し、「全ての市民が生涯を通して、住みなれた地域で健康でいきいきと暮らせるまちを市民と協働でつくる」ことを基本理念に、市民自らが健康づくりに取り組める体制づくりを進めるとともに、小学校区を単位とした健康づくり活動を、行政、医療機関、地域が一体となって推進している。

(1) 栄養改善対策事業（健康づくり推進課）

自分の健康は自分で守るという認識のもとに、幅広く各人が日常生活において栄養・運動・休養のバランスをとることを基調とした総合的健康づくり対策の普及啓発活動を行う。また、食生活改善推進員を養成するとともに、その活動母体である食生活改善推進員地区組織による健康づくりのための諸活動を支援する。

	項目	年度				
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
ア 食育の推進	子どもの食育推進ネットワーク全体研修会参加者延べ数(人)	388	172	201	181	中止
イ 地区組織活動の支援	食生活改善推進員研修会(回)	58	46	52	53	55
	すこやか食生活改善講習会(回)	94	82	92	92	90
ウ 食生活改善推進員の養成	修了者(人)	70	54	73	72	49

(2) 歯と口腔の健康づくりの推進

歯と口腔の健康づくりの推進に向け、「歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、熊本市歯科保健基本計画を定め、それぞれの市民のライフステージの特性に応じた施策を社会全体として総合的かつ計画的に推進する。また、8020(ハチマルニイマル)推進員の育成や地域の歯科保健活動の支援を行い、市民の歯と口腔の健康づくりの啓発に努めている。

	項目	年度				
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
ア 妊娠歯科健診受診状況	妊娠歯科健診受診率(%)	61.0	60.9	63.8	60.7	58.6
イ 3歳児のむし歯の状況	3歳児でむし歯のない者(%)	74.4	75.9	79.4	79.6	81.3
ウ フッ化物洗口の実施状況	実施する保育所等(園)	102	100	106	111	113
	実施する小学校(校)	7	9	10	21	41
エ 8020推進員の育成	8020推進員の育成(累計)(人)	828	863	912	991	1,065

(3) 健康相談と情報提供事業（健康づくり推進課）

健康増進法第17条第1項に基づき、健康教育及び健康相談を実施している。

ア 健康教育

区分	年度					
	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
開催回数(回)	697	646	496	635	701	690
延人員(人)	12,848	11,561	7,473	7,544	8,674	7,578

※対象年齢：40歳から64歳まで

イ 健康相談

区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
開催回数(回)	590	546	436	372	427	368
延人員(人)	13,464	11,094	5,396	3,525	4,159	3,093

※対象年齢：40歳から64歳まで

ウ 訪問指導

区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
実人員	222	160	535	211	363	408
延人員	242	199	570	248	456	520

※対象年齢：40歳から64歳まで

(4) 各種健康診査充実事業（健康づくり推進課）

健康診査・がん検診

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防対策の一環として、また、各種がんの早期発見・早期治療を進めるために各種健康診査を実施している。

受診率向上のための取組として、平成30年度は、胃がん検診における内視鏡検査を導入し、平成31年度からは70歳以上の方の自己負担金を無料化した。

歯周病検診において、歯周病の発症・重症化及び歯科疾患の予防を実施し、定期歯科健診の啓発や市民の健康意識の醸成を図る。

(単位 人)

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
健康増進法に基づく特定健康診査	751	545	760	1,129	1,054
肺がん検診	22,679	20,000	21,233	21,142	20,748
胃がん検診	9,477	8,658	8,952	8,926	10,596
大腸がん検診	22,512	18,108	19,763	21,817	21,725
乳がん検診	11,491	9,287	10,199	13,282	14,403
子宮頸がん検診	注1) 16,973	注2) 13,095	注3) 17,949	注4) 20,534	注5) 24,275
歯周病検診	-	-	-	-	5

※がん検診は40歳以上の市民を対象としている。但し、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮頸がん検診は20歳以上の女性としている。注1)、注2)、注3)、注4)及び注5)には、妊婦健康診査による子宮頸がん検査受診者を、それぞれ、3,571人、2,602人、2,654人、3,284人及び2,680人を含む。

※歯周病検診は、令和元年10月に開始し、40歳・60歳の市民を対象としている。

(5) CKD（慢性腎臓病）対策推進事業（健康づくり推進課）

末期腎不全による人工透析患者が増加しており、平成21年度から、熊本市医師会や腎臓専門医などの関係機関との協働により、CKDの発症予防から悪化防止までの総合的な取り組みを行い、新規人工透析者数の減少、心血管疾患の発症予防を進めている。

(単位 人)

区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
新規人工透析者数	251	228	243	234	252	264

※新規人工透析者数は、各年度の熊本市更生医療データより算出。

(6) 健康ポイント事業（健康づくり推進課）

特定健診及びがん検診の受診率が低い状況にあり、人生百年時代を迎える中、市民の皆様が健康行動等の健康的な生活習慣を確立することは、生活習慣病予防や介護予防において、非常に重要である。

そこで、スマートフォン専用アプリを活用し、各種健診の受診やウォーキング等、日々の健康づくり活動を「健康ポイント」として「見える化」することで、達成感を得るとともに、活動成果によって抽選でプレゼントを贈呈することで、モチベーションの持続を促し、健康行動の習慣化を促進する。

(単位 人)

区分	年度	H31 (R1)
アプリ登録者数		15,393

※熊本市にお住まいまたは通勤通学の方、かつ満18歳以上の方を対象としている。また、平成31年度（令和元年度）は試行運用期間における登録者数。

(7) 結核対策事業（感染症対策課）

結核の早期発見、まん延防止を図ると共に結核患者の発生状況、治療状況などの把握や長期にわたる治療を訪問指導などにより支援している。なお、平成19年4月に「結核予防法」が廃止され、予防接種を除く結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合され、BCG予防接種は、「予防接種法」に統合された。

ア 健康診断

(単位 人)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
結核一般住民検診		16,227	14,634	15,627	15,817	16,194
B C G 接種(乳幼児)		6,871	6,732	6,468	6,681	6,388
管理検診		340	348	228	187	185
接触者検診		1,378	1,157	1,306	733	692

イ 患者管理

(単位 人)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
結核患者登録数		241	222	185	154	185
新登録患者数		125	85	82	76	73
結核患者訪問指導		356	244	147	235	160
新登録患者中の入院勧告患者数		50	32	20	32	34

(8) 感染症対策事業（感染症対策課）

ア エイズ相談及びHIV抗体検査

HIV感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にエイズ相談及びHIV抗体検査を受けることができるように実施している。

エイズ相談・HIV抗体検査の推移

(単位 件)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
相談		1,421	862	1,312	1,276	1,184
検査		1,375	828	1,271	1,255	1,164

イ 肝炎ウイルス検査

B型、C型肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にB型、C型肝炎ウイルス検査を受けることができるように、医療機関に委託して検査を実施している。

肝炎ウイルス検査の推移

(単位 件)

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
医療機関	B型肝炎 (HBs抗原) 検査	4,484	2,381	2,272	2,347	1,687
	C型肝炎 (HCV抗体) 検査	4,505	2,388	2,266	2,355	1,701

(9) 予防接種事業 (感染症対策課)

予防接種の状況

(単位 件)

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
四種混合		27,576	27,394	26,338	26,712	25,512
二種混合		5,599	5,507	5,282	5,468	5,396
ポリオ (不活化ワクチン)		2,677	1,401	705	229	18
インフルエンザ		98,860	100,091	82,573	102,967	109,499
日本脳炎		26,147	38,408	34,090	40,129	34,185
麻疹風疹混合		13,359	12,888	13,421	13,156	12,873
子宮頸がん		83	68	109	267	492
ヒブ		27,478	27,053	26,238	26,501	24,689
小児用肺炎球菌		27,836	27,137	26,309	26,799	25,357
水痘		13,514	11,904	12,072	12,343	11,961
B型肝炎		—	11,056	20,017	19,765	18,543
成人用肺炎球菌		13,902	15,792	17,011	15,067	6,919

平成 24 年 11 月から、三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンが混合された四種混合ワクチンが導入された。(三種混合ワクチン販売中止により、四種混合と合わせて集計している。)

平成 25 年 4 月から、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌が法定接種となった。

平成 26 年 10 月から、水痘・成人用肺炎球菌の予防接種が法定接種となった。

平成 28 年 10 月から、B型肝炎の予防接種が法定接種となった。

2 健康福祉サービス体制

近年、より身近な地域において、きめ細かな保健福祉サービスを求める市民ニーズが高まっているとともに、市民の自主的な健康づくり活動の拠点となる施設整備や高度医療機関の充実が必要となっている。

これらの課題に対し、本市では、市民の多様なニーズに対応できるように、各区福祉課、保健子ども課を中心とした地域におけるサービス体制の充実に努めている。

(1) 救急医療制度（医療政策課）

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を維持し、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

ア 初期救急医療業務（年末年始を除く）

① 休日夜間急患センター

	熊本市医師会熊本地域医療センター	休日準夜急患診療所（熊本赤十字病院）
診療科目	小児科・内科・外科	小児科・内科・外科・整形外科
診療時間	毎夜間（午後6時から翌午前8時まで） 休日昼間（午前8時から午後6時まで）	休日夜間（午後6時から翌午前0時まで）

② 在宅当番医制（ ）内は、1日あたり実施医療機関数

委託先	内容
熊本市医師会	診療科目 内科・外科（7）、小児科（1）、整形外科（1）、眼科（1）、耳鼻咽喉科（1）、産婦人科（1）
下益城郡医師会	富合・城南地区（1）（令和2年7月末まで）
鹿本医師会	植木地区（1～2）

③ 救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で、平日夜間（午後6時から翌午前0時まで）及び休日（午前0時から翌午前0時まで）の救急調剤業務実施

④ 休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）

在宅当番医制により、休日夜間（午後6時から翌午前0時まで）の歯科救急診療業務実施

⑤ 初期救急医療業務実績

区分		年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
休日 夜間 急患 セン ター	地域医療センター	小児科(人)	16,547	15,846	15,491	14,735	14,279
		内科(人)	9,764	10,747	10,950	10,629	9,734
		外科(人)	2,056	2,177	2,212	1,938	2,068
		計(人)	28,367	28,770	28,653	27,302	26,081
		二次医療搬送(再掲)	1,419	1,261	1,273	1,330	1,220
	熊本赤十字病院	患者総数(人)	5,145	4,970	5,005	4,788	4,681
在宅当番医制(人)			38,039	40,025	40,604	39,816	45,060
(実施医療機関延数)			(904)	(930)	(906)	(910)	(990)
救急調剤(件)			18,819	19,243	18,863	17,441	16,707
休日夜間歯科診療(人)			105	121	107	115	143
委託料(千円)			182,951	182,903	182,524	182,863	187,664

イ 初期救急医療業務（年未年始）

開設期間 12月30日（午前0時）から翌年1月4日（午前8時）まで

項目	内容
①休日夜間急患センター	・熊本市医師会熊本地域医療センター 診療科目 小児科・内科・外科
②在宅当番医制 （熊本市医師会委託）	診療科目 内科（5）、外科（3）、産婦人科（1）、耳鼻咽喉科（1）、眼科（1）、内科・外科のうち泌尿器科（1）、小児科（3）（泌尿器科・小児科は午前9時～午後5時） （ ）内は、1日あたり実施医療機関数
③救急調剤 （熊本市薬剤師会委託）	熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で救急調剤業務実施
④休日夜間歯科診療業務 （熊本市歯科医師会委託）	在宅当番医制により、一日あたり歯科（2）で歯科救急診療業務実施

⑤ 年未年始診療実績

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
診療実日数（日）		5	5	5	5	5
急患センター	小児科（人）	570	598	787	802	709
	内科（人）	503	779	873	981	942
	外科（人）	81	99	74	104	90
在宅当番医（人）		4,207	5,839	7,105	6,726	6,818
救急調剤（件）		1,068	1,394	1,614	1,841	1,632
歯科在宅当番医（人）		340	448	485	428	350
委託料（千円）		18,936	18,550	18,178	17,431	17,810

ウ 二次救急業務一病院群輪番制（通年）

休日昼間（午前8時から午後6時まで）及び毎夜間（午後6時から翌午前8時まで）の重症患者の診療業務を5病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本市市民病院）の輪番制により実施。

(2) 医療安全相談窓口の設置運営（医療政策課）

医療の安全と信頼を高めることを目的として、「熊本市医療安全相談窓口」を設置し、医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で対応している。

・「医療安全相談窓口」

設置年月日：平成15年11月4日

相談対応体制：専任相談員3名（看護師）・医療監視員（兼務）

・相談受付件数

（単位 件）

相談区分	年度	年度					調査確認等 実施件数 （再掲）
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	
相談・問合せ		1,716	1,376	1,216	1,300	1,215	4
苦情相談		383	392	271	224	205	62
その他		—	—	—	—	—	—
合計		2,099	1,768	1,487	1,524	1,420	66

(3) 献血推進協議会の設置（医療政策課）

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成15年7月30日に施行された。この法律は血液の安全性、献血による国内自給の原則、適正使用の3本柱から構成され、また、毎年の献血目標数が策定されている。

このことにより、ボランティア団体等7団体の代表から構成される熊本市献血推進協議会を再編し、献血者の確保について協議し、普及啓発に取り組んでいる。

・設置年月日（再編） 平成16年4月1日

・熊本市の移動採血車による400ml献血者数

(単位 人)

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
目標者数	14,308	13,442	12,484	12,094	11,810
献血者数	11,653	9,931	10,481	10,610	10,170

(4) 地域福祉活動の推進（健康福祉政策課）

少子・高齢社会の進展など、福祉を取り巻く環境が著しく変化する中、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりに取り組んでいる。

また健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実のため、生涯にわたって市民一人ひとりがその人らしく生きがいのある生活を実現できるよう、住民の参加の促進を主たる目的とした熊本市地域福祉計画を作成し、地域福祉活動の推進を図っている。

ア 社会福祉審議会の設置

社会福祉に関する事項を調査審議するため、平成8年4月1日より設置した。

(審議会の構成)

区 分	内 容
全 体 会	調査審議事項の諮問と諮問事項についての各専門分科会からの報告を行う。
身体障害者福祉専門分科会	身体障がい者福祉に関する調査審議を行う。 【審査部会】 ・身体障害者福祉専門分科会審査部会（身体障害者手帳の認定にあたり、障害の程度等に関して疑義が生じたものについて審査を行う。） ・熊本市社会福祉審議会障害福祉施設整備及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・熊本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会高齢介護福祉施設及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
民生委員審査専門分科会	民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・児童福祉専門分科会審査部会（児童の措置についての児童相談所に対する意見具申や里親の認定等を行う。） ・熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可に関する審査部会

イ 地域の活性化

地域福祉活動を活発にするため、いきいき市民福祉基金（地域福祉基金）に出捐し、基金運用益をボランティア活動など各種地域福祉活動などに充てるとともに、地域の福祉課題に対して社会福祉協議会と地域の各種団体が連携することで、地域の活性化を図っている。

ウ 在宅福祉センター

住民の福祉活動及び交流活動を推進するため、貸し館や福祉相談等を行う。

名 称	熊本市南部在宅福祉センター	熊本市東部在宅福祉センター
所 在 地	南区日吉1丁目4番15号	東区健軍本町31番20号
設 置 主 体	熊本市	熊本市
運 営 主 体	熊本市社会福祉事業団	東部福祉センター 管理運営共同企業体
開設年月日	平成5年4月20日	平成6年5月22日
開館時間	9時～17時（一部22時迄）	9時～17時（一部22時迄）
主 な 設 備	休養室 談話室 和室	休養室 談話室 和室
	多目的ホール 相談室	多目的ホール 相談室

(5) 民生委員・児童委員関係事業（健康福祉政策課）

ア 地区別民生委員・児童委員数（定数1,466人、現員1,356人）

（令2.4.1現在）

性別（人）	地区					
	中央区	東 区	西 区	南 区	北 区	計
男	47	69	46	57	65	284
女	331	228	159	179	175	1,072
計	378	297	205	236	240	1,356

（主任児童委員140名を含む）

イ 民生委員・児童委員推薦制度

① 熊本市民生委員推薦準備会

熊本市民生委員推薦会の下部組織として、小学校の区域ごとに民生委員推薦準備会をおく。

民生委員推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者の下調べを行い、熊本市民生委員推薦会にその結果を内申する。推薦準備会は、委員10人以内をもって組織する。

準備会委員は、小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有する次の者の内から市長が委嘱する。

- 校区社会福祉協議会代表、校区民生委員代表、校区自治会代表、
- 校区PTA代表（小学校）又は校区青少年健全育成協議会代表、
- 前各号に掲げるもののほか、校区の地域福祉活動に関わる団体の代表

・熊本市民生委員推薦会

各校区の推薦準備会より内申された民生・児童委員候補者を民生委員法第8条により、委員構成された民生委員推薦会において推薦する。（民生・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年）

② 熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員審査専門分科会は、熊本市長からの諮問に基づき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の適否に関する事項について審査し、その結果を熊本市長に答申する。

専門分科会委員は、審議会の委員（市長が任命する）の内から、審議会委員長が指名する。（現在、専門分科会委員は、5名）

ウ 運営費補助金等（令和元年度分）

- ・熊本市民生委員・児童委員協議会運営費補助金 年額 7,587千円
- ・熊本市民生委員・児童委員協議会活動推進費補助金 年額 9,620千円（130千円×74団体）
- ・民生委員活動費（費用弁償） 年額 110千円/人
- ・民生委員活動費（費用弁償会長加算分） 年額 11,840円/人

(6) 社会福祉団体一覧（健康福祉政策課・高齢福祉課）

ア 主な福祉団体

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	潮谷 愛一	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民の福祉活動に対する援助や社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会福祉の増進を図る
公益社団法人 熊本市シルバー 人材センター	西島 喜義	南区平成1丁目10-8 熊本市健康センター 平成分室2F	高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保提供し、その就業を援助して、生きがいの充実及び社会参加の促進を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする

イ その他の福祉関係団体（健康福祉政策課・子ども支援課・保育幼稚園課・高齢福祉課・障がい保健福祉課）

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
熊本市民生委員児童委員協議会	小山登代子	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する
熊本市校区社会福祉協議会 連絡協議会	主海偉佐雄	中央区大江4丁目12番3号 大江校区社会福祉協議会内	福祉の向上を図り住みよい社会づくりの構築を目指す
熊本市母子寡婦福祉 連合会	紫垣智津子	東区錦ヶ丘34番23号 母子・父子休養ホーム しらゆり内	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連合会	池永 憲貞	北区清水本町16-10 熊本市健康センター 清水分室1F	老人クラブ活動の育成・活性化を促し、もって高齢者の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	佐藤 友一	中央区紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	蒲島 郁夫	中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県社会福祉課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市原爆被害者の会	長曾我部久	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター新町分室	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本市地区保護司会	吉田 精華	中央区大江3丁目1番53号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本県中国残留孤児等 対策協議会	三浦 一水	中央区城東町4番2号 ホテルキャッスル内	中国残留日本人孤児等にかかる諸問題の解決に寄与し、あわせて中華人民共和国との友好親善に資することを目的とする
熊本BBS会	河内田晃子	中央区大江3丁目1番53号	非行少年や犯罪者を出さないための予防活動、更生の指導を行う
熊本県共同募金会 熊本市共同募金委員会	江藤 正行	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民相互の助けあいを基調とし、地域福祉の推進を計る
日本赤十字社熊本県支部 熊本市地区本部	大西 一史	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊本市手をつなぐ育成会	西 恵美	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	熊本市の知的障害者（児）の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者 福祉協会連合会	多門 文雄	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更生、社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設 連合会	甲斐 國英	東区鹿鹿8丁目16番46号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育園連盟	江藤 美信	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	乳幼児の健全な育成をめざすとともに、保育園の資質の向上を図り、よりよい地域福祉の発展に寄与することを目的とする

健
福

(7) 指導監査（指導監査課）

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保する。

社会福祉法人数	令和元年度 指導監査 実施法人数
178	47

		社会福祉施設数	令和元年度 実施施設数	
児 童 福 祉 施 設	保育所	公立	19	19
		私立	93	93
		計	112	112
	幼保連携型認定こども園		71	71
	母子生活支援施設		2	2
	乳児院・児童養護施設		6	6
	障がい児施設		7	7
	児童厚生施設	公立	11	11
		私立	2	2
		計	13	13
小 計		211	211	
老 人 福 祉 施 設	特別養護老人ホーム		52	52
	養護老人ホーム		7	7
	軽費老人ホーム(A型、ケアハウス)		18	18
	小 計		77	77
障害者支援施設		14	14	
社会事業授産施設		1	0	
保護施設(救護施設)		1	0	
合 計		304	302	

(8) 社会福祉施設等施設整備費補助金の交付（保育幼稚園課・介護保険課・障がい保健福祉課）

民間社会福祉施設の創設や増改築にかかる施設整備費等の補助金について交付を行うもの。

(令和2年度当初予算) 1,291,500千円

(令和元年度予算繰越) 854,303千円

(令和2年度対象施設数) 老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設など計24カ所

(9) 福祉総合相談（各区役所福祉課、保護管理援護課）

ア 目 的

福祉に関する様々な相談の窓口を各区役所福祉課に設置している。窓口で受けた相談については、関係機関と連携するなど、寄せられた相談の問題解決に取り組むことにより、市民福祉の向上に資する。

イ 業務の内容

- ・福祉の総合相談に関すること
- ・女性のための相談に関すること（婦人保護事業）
- ・子どものための相談に関すること（家庭児童相談室運営事業）

ウ 職員の配置（令2.4.1現在）

各区役所福祉課福祉相談班職員

家庭・女性相談員 7人

エ 利用状況（令和元年度実績）

- ・福祉の総合相談
福祉一般に関する総合相談 952件
- ・女性のための相談

（単位 件）

夫等	夫等（交際相手）からの暴力	586	経済関係	生活困窮	65
	薬物中毒・酒乱	3		サラ金・借金	15
	離婚問題	179		求職	16
	その他	101		その他	114
子ども	養育困難	1	住居問題		80
	その他子どもの問題	104	医療関係	病気	18
親族	親の暴力	48		精神的問題	56
	その他親族の問題	69		妊娠・出産	16
人間関係	男女問題	22		その他	8
	家庭不和	35	その他		75
	その他	44	合計		1,655

- ・子どものための相談

（単位 件）

養護	障害・発達	学校生活等	非行	育成	生活環境	その他	合計
30	59	29	5	5	423	50	601

3 社会保障制度

少子高齢化の急速な進展を背景に、国においては年金、医療、福祉など社会保障制度全般の見直し・再構築が進められている。これに対し、平成12年度から開始された介護保険制度の円滑な運用体制の確立、国民健康保険制度や老人保健医療制度の公平かつ安定的な運営などが求められている。

加えて、生活保護制度による低所得者への自立支援や、高齢期の生活を保障する国民年金制度の普及を進めていかなければならない。

このため介護保険制度、国民健康保険制度や老人保健医療制度の円滑な運用を進めるとともに、国民年金への加入促進、生活保護の適正な運用に努めている。

（1）介護保険（平成12年度事業開始）（介護保険課）

ア 対象者

（令 2.3.31 現在）

第1号被保険者数	65歳以上75歳未満	94,329人
	75歳以上	96,877人
	合計	191,206人
第1号被保険者のいる世帯数		137,347世帯
40歳以上65歳未満者数		241,158人

イ 要介護（要支援）認定

- ① 介護認定審査会 委員 259名
 (構成)・医療関係者 104名
 ・保健関係者 51名
 ・福祉関係者 104名

② 審査件数 34,996件 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

③ 要介護（支援）認定の状況

(令 2.3.31 現在) (単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	6,830	5,567	9,764	6,357	4,487	4,353	3,311	40,669
65歳以上75歳未満	824	663	957	659	434	390	362	4,289
75歳以上	6,006	4,904	8,807	5,698	4,053	3,963	2,949	36,380
第2号被保険者	88	100	200	147	75	71	91	772
合 計	6,918	5,667	9,964	6,504	4,562	4,424	3,402	41,441

ウ 介護サービス利用の状況

① 居宅介護（支援）サービス受給者

(令 2.3.31 現在) (単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	2,507	3,071	0	7,771	5,102	3,005	2,058	1,313	24,827
第2号被保険者	28	47	0	169	130	66	46	50	536
合 計	2,535	3,118	0	7,940	5,232	3,071	2,104	1,363	25,363

② 地域密着型サービス受給者

(令 2.3.31 現在) (単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	39	54	0	1,631	1,190	1,063	843	666	5,486
第2号被保険者	0	1	0	32	21	11	12	11	88
合 計	39	55	0	1,663	1,211	1,074	855	677	5,574

③ 施設サービス受給者

(令 2.3.31 現在) (単位 人)

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合 計
第1号被保険者	1,854	1,838	434	126	4,252
第2号被保険者	9	22	2	3	36
合 計	1,863	1,860	436	129	4,288

工 保険料

① 令和2年度（2020年度）保険料段階

段階	対象者		料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者		0.3	2,028円	24,336円
	老齢福祉年金（※1）の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合				
第2段階	本人が市民税非課税	本人の「公的年金等収入額（※2）」と「合計所得金額（※3）－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額（※4）」の合計が80万円以下の場合	0.375	2,535円	30,420円
第3段階		本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合			
第4段階		世帯課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	0.875	5,915円
第5段階（基準段階）	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超える場合				
第6段階	本人が市民税課税	120万円未満の場合	1.2	8,112円	97,344円
第7段階		120万円以上200万円未満の場合	1.3	8,788円	105,456円
第8段階		200万円以上300万円未満の場合	1.5	10,140円	121,680円
第9段階		300万円以上400万円未満の場合	1.7	11,492円	137,904円
第10段階		400万円以上500万円未満の場合	1.8	12,168円	146,016円
第11段階		500万円以上600万円未満の場合	1.9	12,844円	154,128円
第12段階		600万円以上700万円未満の場合	2	13,520円	162,240円
第13段階		700万円以上の場合	2.1	14,196円	170,352円

令和元年（2019年）10月からの消費税増税に伴い、第1～第3段階の保険料が軽減された。

- （※1）老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や他の年金を受給できない方に支給される年金。
- （※2）公的年金等収入額：前年の税法上課税対象となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入。非課税となる年金（障害年金、遺族年金など）は含まれない。
- （※3）合計所得金額：収入からその収入を得るために直接要した必要経費を差し引いた額。例えば年金収入のみの方であれば、年金収入から必要経費に代わるものとして公的年金等控除額を差し引いた額。（扶養控除や医療費控除、社会保険料控除、基礎控除などの所得控除前の額。土地、建物や株式の譲渡所得がある場合は特別控除・繰越控除前の額。なお、合計所得金額が0を下回った場合には0とみなす。）
- （※4）公的年金等所得金額：公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた所得金額。

② 保険料賦課収納の状況

（令2.4.1 現在）

区分		年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
現年度分	保険料賦課額 (円)		11,404,152,545	10,451,147,441	11,215,188,639	14,671,519,421	14,494,464,724
	保険料収納額 (円)		11,163,398,316	10,254,884,249	11,010,306,518	14,444,227,809	14,302,097,074
	収 納 率 (%)		97.89	98.12	98.17	98.45	98.67
過年度分	保険料賦課額 (円)		518,803,086	564,169,192	517,381,308	513,840,734	511,272,400
	保険料収納額 (円)		81,268,321	104,609,078	78,484,914	75,710,253	82,099,992
	収 納 率 (%)		15.66	18.54	15.17	14.73	16.06
計	保険料賦課額 (円)		11,922,955,631	11,015,316,633	11,732,569,947	15,185,360,155	15,005,737,124
	保険料収納額 (円)		11,244,666,637	10,359,493,327	11,088,791,432	14,519,938,062	14,384,197,066
	収 納 率 (%)		94.31	94.05	94.51	95.62	95.86



オ 事業者

① 在宅介護サービス事業者

(令 2.3.31 現在)

介護サービス 事業所数	毎年・10月1日 (平成12年開始)	介護サービスを提供する施設等の介護サービスの提供量、マンパワーの状況及び利用者の状況等のサービス供給に関する事項 居宅サービス事業所			
		<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 263 事業所 ・訪問看護 826 事業所 ・居宅療養管理指導 1,337 事業所 ・通所リハ 978 事業所 ・認知症通所介護 37 事業所 ・特定福祉用具販売 57 事業所 ・認知症GH 76 事業所 ・短期入所療養 58 事業所 ・特定施設 34 事業所 ・看護小規模多機能 8 事業所 ・地域密着型介護老人福祉施設事業所 18 事業所 ・地域密着型通所介護 153 事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴 5 事業所 ・訪問リハ 659 事業所 ・通所介護 149 事業所 ・夜間対応型訪問介護 0 事業所 ・福祉用具貸与 58 事業所 ・居宅介護支援 250 事業所 ・短期入所生活 47 事業所 ・小規模多機能 53 事業所 ・地域密着型特定施設 2 事業所 ・定期巡回・随時対応型 2 事業所 		

② 施設サービス事業者

(令 2.3.31 現在)

介護保険施設	施設数	床数
① 介護老人福祉施設	35	1,964
② 介護老人保健施設	28	2,096
③ 介護療養型医療施設	18	632
④ 介護医療院	3	143

カ 介護（予防）給付費

(単位 円)

区分		年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
居宅サービス	訪問通所系		20,453,235,047	18,961,812,379	20,239,089,223	19,341,996,735	19,956,128,496
	短期入所系		1,359,273,840	1,426,037,916	1,423,384,567	1,439,771,337	1,426,643,905
	その他		6,264,695,304	6,665,351,625	7,072,279,248	7,208,066,425	7,413,792,322
	福祉用具購入		105,070,923	104,821,625	106,359,366	102,134,784	93,442,540
	住宅改修		291,508,547	211,316,913	263,754,830	238,071,087	229,167,628
	小計		28,473,783,661	27,369,340,458	29,104,867,234	28,330,040,368	29,119,174,891
施設サービス	介護老人福祉施設		5,452,643,604	5,478,259,017	5,745,833,730	5,858,991,908	5,901,629,943
	介護老人保健施設		6,308,606,498	6,492,323,588	6,463,446,247	6,391,054,747	6,168,172,458
	介護療養型医療施設		3,127,407,105	2,937,016,324	2,439,486,180	2,003,647,646	1,856,938,779
	介護医療院		-	-	-	50,622,808	514,272,033
	小計		14,888,657,207	14,907,598,929	14,648,766,157	14,304,317,109	14,441,013,213
地域密着型サービス			6,477,353,075	9,091,075,655	9,915,631,508	10,159,916,696	10,429,351,947
計			49,839,793,943	51,368,015,042	53,669,264,899	52,794,274,173	53,989,540,051
高額介護サービス費			1,089,681,869	1,129,563,319	1,108,033,456	1,334,440,197	1,449,401,268
高額医療合算介護サービス費			134,503,733	92,375,178	172,436,051	53,603,809	162,648,612
審査支払手数料			67,503,177	55,466,143	71,748,460	67,606,980	66,090,904
特定入所者介護サービス費			1,685,222,064	1,608,201,048	1,521,848,121	1,516,100,291	1,514,244,411
合計			52,816,704,786	54,253,620,730	56,546,330,987	55,766,025,450	57,181,925,246

健
福

キ 地域密着型サービス（平成18年度より実施）

サービス種類	サービス内容	備考
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせて、サービスの提供を行う。	予防有
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護のサービス提供を行う。	対象 要介護1以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、利用者の状況に応じたサービスの提供及び日常生活上の緊急時の対応を行う。	対象 要介護1以上
夜間対応型訪問介護	夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせるサービスの提供を行う。	対象 要介護1以上
地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模なデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	対象 要介護1以上
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	予防有
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の状態にある要介護者等に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。	対象 要支援2以上
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行う。	対象 要介護3以上
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等で、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練及び療養上の支援を行う。	対象 要介護1以上

ク 地域支援事業（平成18年度より実施）

① 介護予防・生活支援サービス事業（平成29年度より実施）

事業の種類	事業の内容
介護予防訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う。
生活援助型訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活援助を行う。
介護予防通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで入浴や食事などの提供や機能訓練を日帰りで行う。
運動型通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで機能訓練を日帰りで行う。（1日あたり3時間未満）
地域支え合い型訪問サービス	利用対象者の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。（令和元年度より実施）
地域支え合い型移動支援サービス	利用対象者が通院や買物等をする場合における住民主体による送迎前後の付き添い支援や通いの場への送迎（令和元年度より実施）
地域支え合い型通所サービス	住民主体による利用対象者を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場の運営及び送迎（令和元年度より実施）
短期集中予防サービス	利用対象者の主にフレイル状態の改善を目的として、短期的に「運動機能向上」「口腔機能向上」「栄養改善」の3つのプログラムを組み合わせで行う。（令和元年度より実施）

② 一般介護予防事業

事業の種類	事業の内容
介護予防把握事業	相談窓口等で閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組や自立支援に向けたケアマネジメントを推進するために、住民主体の介護予防活動の場等にリハビリテーション専門職を派遣する。

③ 包括的支援事業

事業の種類	事業の内容
地域包括支援センター運営事業	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。
在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・相談対応に向けた支援体制を構築する。また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

④ 任意事業

事業の種類	事業の内容
介護給付等費用適正化事業	利用者が真に必要な過不足のないサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図る。
家族介護支援事業	要介護高齢者を在宅で介護する家族等を対象とし、介護に必要な紙おむつ等を支給するなど家族介護者の支援を行う。
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。

(2) 国民健康保険（昭和34年7月1日事業開始）（国保年金課）

ア 世帯数及び被保険者数

（各年度3月31日現在）

区分	年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
総世帯数		332,089	333,282	336,979	340,265	343,880
被保険者世帯数		106,314	104,258	101,382	98,639	96,975
加入率(%)		32.01	31.28	30.09	28.99	28.20
総人口		732,780	730,708	731,339	731,044	730,658
被保険者数		177,588	171,937	164,539	157,783	152,570
加入率(%)		24.23	23.53	22.50	21.58	20.88

イ 保険料賦課徴収状況

区分	年度	H29			H30			H31 (R1)			
		医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分	
現年度分	調定額(円)	11,082,458,228	1,233,231,586	3,195,274,601	11,717,764,095	1,249,586,925	3,275,374,084	11,403,654,752	1,183,523,137	3,160,610,671	
	収入済額(円)	9,868,967,125	1,073,873,161	2,854,522,489	10,546,730,227	1,100,276,396	2,953,456,748	10,297,981,515	1,044,282,459	2,857,408,337	
	収納率(%)	89.05	87.08	89.34	90.01	88.05	90.17	90.30	88.24	90.41	
過年度分	調定額(円)	3,980,654,100	536,207,779	1,004,001,080	3,745,399,439	505,484,052	980,642,125	3,241,705,797	437,808,871	861,238,413	
	収入済額(円)	524,219,845	71,586,633	131,878,436	553,295,675	73,923,338	146,065,880	458,274,163	61,514,415	123,448,956	
	収納率(%)	13.17	13.35	13.14	14.77	14.62	14.89	14.14	14.05	14.33	
計	調定額(円)	15,063,112,328	1,769,439,365	4,199,275,681	15,463,163,534	1,755,070,977	4,256,016,209	14,645,360,549	1,621,332,008	4,021,849,084	
	収入済額(円)	10,393,186,970	1,145,459,794	2,986,400,925	11,100,025,902	1,174,199,734	3,099,522,628	10,756,255,678	1,105,796,874	2,980,857,293	
	収納率(%)	69.00	64.74	71.12	71.78	66.90	72.83	73.44	68.20	74.12	
賦課期日		4月1日			4月1日			4月1日			
徴収回数		10			10			10			
保険料額※	1人当り(円)	91,547	32,254	25,522	98,003	33,684	26,974	95,991	32,654	26,361	
	1世帯当り	最高(円)	540,000	160,000	190,000	580,000	160,000	190,000	610,000	160,000	190,000
		最低(円)	15,420	4,230	4,260	18,210	4,620	4,980	18,210	4,620	4,980
		平均(円)	148,578	39,112	41,420	156,765	40,572	43,147	151,022	38,993	41,473
保険料率※	所得割(%)	9.3	2.2	2.6	8.34	2.04	2.27	8.34	2.04	2.27	
	均等割(円)	28,800	14,100	8,100	35,100	15,400	9,600	35,100	15,400	9,600	
	平等割(円)	22,600	-	6,100	25,600	-	7,000	25,600	-	7,000	
算定割	所得割(%)	59.78	58.64	61.20	54.93	56.28	55.82	55.11	55.80	55.65	
	均等割(%)	27.75	41.36	27.11	31.63	43.72	31.00	31.34	44.20	30.97	
	平等割(%)	12.47	-	11.69	13.44	-	13.17	13.55	-	13.39	
財政状況	歳入(円)	97,504,034,976			80,675,203,709			79,768,479,532			
	歳出(円)	99,891,696,007			83,149,959,866			80,600,671,025			
	単年度収支額(円)	1,831,633,114			△ 87,095,126			1,642,564,664			
	累積収支額(円)	△ 2,387,661,031			△ 2,474,756,157			△ 832,191,493			

健福

ウ 給付状況

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
給付割合	一般被保険者 (割)	7	7	7	7	7
	70歳以上一般 (割)	8	8	8	8	8
	70歳以上現役並 (割)	7	7	7	7	7
	未就学児 (割)	8	8	8	8	8
療養諸費	件数	2,819,586	2,805,414	2,807,153	2,645,632	2,574,681
	費用 (円)	66,075,861,141	65,957,620,328	66,022,229,440	63,744,212,912	63,398,852,220
出産育児一時金	件数	946	826	834	693	616
	費用 (円)	396,492,000	346,851,622	351,194,248	293,052,600	261,819,547
	1件当たり給付額 (円)	420,000 (産科医療補償制度未加入：404,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入：404,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入：404,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入：404,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入：404,000)
葬祭費	件数	847	872	869	791	823
	費用 (円)	16,940,000	17,440,000	17,380,000	15,820,000	16,460,000
	1件当たり給付額 (円)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
給付費合計	件数	2,821,379	2,807,111	2,808,857	2,647,116	2,576,120
	費用 (円)	66,489,293,141	66,321,483,770	66,389,317,440	64,053,085,512	63,677,131,767
はりきま はりきゆう はりきゆう	件数	31,030	28,533	28,197	25,897	26,918
	費用 (円)	31,030,000	28,533,000	28,197,000	25,897,000	26,918,000
	1件当たり給付額 (円)	1回 1,000 -	1回 1,000 -	1回 1,000 -	1回 1,000 -	1回 1,000 -

エ 診療費・諸率

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
受診率 (%)		1,067.78	1,090.82	1,135.02	1,117.72	1,135.63
1件当たり日数		2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
1件当たり費用額 (円)		27,857	28,353	28,341	29,335	29,926
1人当たり費用額 (円)		297,447	309,283	321,680	327,883	339,843
1人当たり受診日数		23	23	24	23	23
1日当たり費用額 (円)		12,846	13,199	13,434	14,111	14,567

オ 収納率向上対策

- ・保険料督促及び催告業務による未納対策
- ・滞納処分の拡大・強化
- ・民間委託による収納業務及びコールセンターの運営
- ・分割納付の進行管理の徹底
- ・納付相談機会の拡充
- ・資格適正化の強化
- ・口座振替の推進 (ペイジー口座振替受付サービス・Web口座振替受付サービスの実施)
- ・コンビニエンスストア収納業務委託
- ・スマホ決済 (Pay B) の導入

(3) 後期高齢者医療制度（平成20年4月1日より広域連合にて実施）

ア 対象者

- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を所有する75歳以上の者
 - ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者で、政令で定めるところにより、当該の後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた者（下記1～4参照）
1. 身体障害者手帳1級、2級、3級及び4級の一部
 - ※4級の一部とは、身体障害者手帳の障がい名欄に次のいずれかの障がい記入されている者。
 - ・音声、言語機能の著しい障がい ・両下肢のすべての指を欠く
 - ・一下肢の下腿1/2以上を欠く ・一下肢の機能の著しい障がい
 2. 療育手帳A1、A2
 3. 国民年金などの障害年金1級、2級
 4. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級

イ 後期高齢者保険料賦課徴収状況

区分		H29		H30		H31 (R1)	
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
現年度分	調定額(円)	2,985,573,300	3,004,545,400	3,337,773,400	3,297,065,900	3,788,793,100	3,128,032,200
	収入済額(円)	2,985,573,300	2,952,069,109	3,337,773,400	3,243,728,447	3,788,793,100	3,073,911,499
	収納率(%)	100	98.25	100	98.38	100	98.27
過年度分	調定額(円)	-	106,632,290	-	102,537,523	-	106,968,359
	収入済額(円)	-	30,293,997	-	34,079,881	-	35,048,773
	収納率(%)	-	28.41	-	33.24	-	32.77
計	調定額(円)	2,985,573,300	3,111,177,690	3,337,773,400	3,399,603,423	3,788,793,100	3,235,000,559
	収入済額(円)	2,985,573,300	2,982,363,106	3,337,773,400	3,277,808,328	3,788,793,100	3,108,960,272
	収納率(%)	100	95.86	100	96.42	100	96.10

(4) 国民年金（昭和34年11月1日施行）（国保年金課）

ア 拠出年金被保険者状況

(各年度末現在) (単位 人/千円)

区分		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
被保険者	第1号被保険者	102,525	98,793	93,515	90,979	88,851
	任意加入被保険者	1,355	1,268	1,125	1,089	1,059
	第3号被保険者	50,460	49,106	48,092	46,674	45,054
	合計	154,340	149,167	142,732	138,742	134,964
免除者保険料	法定免除	10,021	9,807	9,654	9,527	9,507
	申請免除	22,303	20,761	19,482	18,765	18,971
	納付猶予	2,971	3,456	3,538	3,679	3,671
	学生納付特例	12,394	12,191	12,196	12,302	12,523
	合計	47,689	46,215	44,870	44,273	44,672
免除率(%)		46.5	46.8	48.0	48.7	50.3

イ 年金受給者及び支給年金額

(各年度末現在) (単位 千円)

区分	年度	H29		H30		H31 (R1)	
		受給者	年金額	受給者	年金額	受給者	年金額
老 齢 福 祉 年 金		1	400	0	0	0	0
老 齢 年 金		3,515	1,738,962	2,894	1,431,427	2,403	1,191,098
通 算 老 齢 年 金		3,029	738,834	2,580	636,680	2,134	527,308
老 齢 基 礎 年 金		168,030	110,240,671	172,697	113,257,410	176,495	116,022,395
障 害 年 金		288	251,520	258	225,607	240	210,432
障 害 基 礎 年 金		14,069	12,160,573	14,376	12,392,100	14,648	12,603,275
母 子 ・ 遺 児 年 金		0	0	0	0	0	0
遺 族 基 礎 年 金		1,367	1,054,170	1,337	1,034,342	1,306	1,011,044
寡 婦 年 金		74	33,732	78	35,014	78	34,515
計		190,373	126,218,862	194,220	129,012,580	197,304	131,600,067

※支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載

ウ 国民年金制度の広報

国民年金制度についての理解や届出もれをなくするための情報提供等、広報活動を推進する。

- ・ 市政だより掲載
- ・ 区役所・総合出張所内ポスター掲示

(5) 生活保護 (各区役所保護課、保護管理援護課)

生活保護制度は、生活困窮者に最低限度の生活を保障し、併せて自立の援助をすることを主な目的としている。

ア 保護状況

区分	年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
		生活扶助	世帯	10,739	10,800	11,171
	人員	14,682	14,538	14,708	14,261	14,010
	金額 (千円)	8,530,105	8,316,042	7,786,092	7,375,375	7,024,930
住宅扶助	世帯	9,314	9,357	10,327	10,334	10,448
	人員	12,173	12,210	13,709	13,463	13,402
	金額 (千円)	3,741,612	3,683,665	3,497,959	3,504,311	3,537,843
教育扶助	世帯	740	679	633	574	508
	人員	1,139	1,073	1,000	885	804
	金額 (千円)	155,910	145,285	137,065	109,933	84,757
医療扶助	世帯	10,797	10,536	10,246	10,214	10,178
	人員	13,344	12,901	12,265	12,064	11,906
	金額 (千円)	14,668,304	13,520,351	13,919,804	13,677,896	13,980,820
介護扶助	世帯	2,419	2,473	2,492	2,463	2,725
	人員	2,505	2,548	2,523	2,470	2,805
	金額 (千円)	475,788	481,367	504,320	503,963	523,760
出産扶助	世帯	0.4	0	1	0.3	0.9
	人員	0.4	0	1	0.3	0.9
	金額 (千円)	1,231	1,985	854	250	1,936
生業扶助	世帯	366	358	335	302	247
	人員	844	727	366	333	281
	金額 (千円)	75,822	72,986	68,723	54,419	45,786

区分		年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
葬祭扶助	世帯		19	19	25	23	23
	人員		20	19	25	23	23
	金額(千円)		73,789	66,281	58,855	53,665	57,262
保護施設事務費(千円)			276,709	311,875	311,670	337,370	344,513
就労自立給付金(千円)			5,490	5,431	5,162	5,279	4,954
進学準備給付金(千円)※			-	-	-	11,300	4,300
実数	世帯		12,642	12,506	12,116	11,947	11,903
	人員		17,020	16,607	15,883	15,388	15,118
	金額(千円)		28,004,759	26,605,268	26,290,504	25,633,761	25,610,861

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は各年度の総計を示す。

※進学準備給付金…平成30年度から施行

イ 保護率の推移(年度平均)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
市	%					
		23.08	22.38	21.47	20.80	20.45
県	%					
		15.11	14.82	14.38	14.10	14.09

※県の保護率は熊本市分を含む熊本県全体の値。

ウ 保護措置状況

区分	年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
申請件数		2,198	2,132	1,925	2,087	2,106
開始件数		1,918	1,822	1,707	1,846	1,829
却下・取下件数		278	292	277	297	297
廃止件数		1,819	2,276	1,932	1,888	1,866

エ 世帯の労働力類型別被保護世帯

(平成31年度月平均)

就業別	世帯数	構成比
世帯主が働いている世帯	1,356	11.4
常用勤労者	1,085	9.1
日雇労務者	155	1.3
内職者	22	0.2
その他の就業者	94	0.8
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	253	2.1
働いている者のいない世帯	10,251	86.5
合計	11,860	100.0

※保護停止世帯を除く

オ 保護施設

(令和2.3.31現在)

種別	施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員	措置人員
救護	銀杏寮	社会福祉法人	松尾 歩	春日5丁目17-36	昭35.12	60	45
授産	熊本授産場	社会福祉法人	荒木真由美	中央区本荘2丁目3-8	昭27.5	30	7
医療	イエズスの聖心病院	社会福祉法人	木村 哲也	上熊本2丁目11-24	昭27.4	87	0

(6) 生活困窮者自立支援制度（保護管理援護課）

平成 27 年 4 月からの生活困窮者自立支援事業施行開始に伴い、本市では、福祉事務所設置自治体の必須事業である「自立相談支援事業」及び「住居確保に係る給付金の支給」はもとより、家計の収支を評価し、債務整理への手続支援や貸付の斡旋を行う「家計改善支援事業」、一定の住居を持たない生活困窮者に対して有期で宿泊場所・衣食の提供を行う「一時生活支援事業」、就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための訓練を行う「就労準備支援事業」、親から子への「貧困の連鎖」防止のため、生活保護世帯の中学生の高校進学及び高校中退防止に向けた支援を行う「学習支援事業」の任意事業についても実施している。

ア 自立相談支援事業（必須事業）（委託先：社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会）

※ H29 ～ ホームレス巡回相談も含めて委託。

年度	相談件数（延べ） ※新規・継続	新規支援者数（実数） ※相談のみも含む。	新規就労者数（実数） ※プラン作成者以外も含む。	自立による 支援終了者数（実数） ※継続支援者を含む。
H27	3,131 件	718 人 (うち要支援者 250 人)	59 人	45 人
H28	2,900 件	494 人 (うち要支援者 131 人)	11 人	49 人
H29	3,011 件	441 人 (うち要支援者 203 人)	52 人	76 人
H30	2,597 件	484 人 (うち要支援者 194 人)	62 人	84 人
H31 (R1)	3,789 件	523 人 (うち要支援者 157 人)	59 人	112 人

※要支援者：支援プランの作成者及び他の関係機関へのつなぎ支援を行った方。

イ 家計改善支援事業（任意事業）（委託先：社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会）

年度	相談件数（延べ） ※新規・継続	支援決定者数（実数）	プラン作成件数
H27	545 件	32 名	未集計
H28	1,077 件	21 名	30 件
H29	1,818 件	29 名	41 件
H30	1,234 件	26 名	35 件
H31 (R1)	1,042 件	27 名	47 件

※ア 自立相談支援事業と一体的に実施。 ※ H27 年度は家計相談支援事業としての実績未集計。

※ H30 年 10 月の法改正により、家計相談支援事業から家計改善支援事業へ名称変更。

ウ 一時生活支援事業（任意事業）（委託先：社会福祉法人 グリーンコープ）

年度	入所者数（実数）	入所日数（延べ）	就労者数（実数）
H27	24 名	1,260 日	7 名
H28	10 名	402 日	3 名
H29	25 名	1,135 日	16 名
H30	18 名	980 日	11 名
H31 (R1)	15 名	904 日	8 名

※各年度 3 月末時点で入居中であった者については 3 月末までの利用日数を計上。

エ 就労準備支援事業（任意事業）（委託先：特定非営利活動法人 おーさあ）

年度	利用者数（実数）	就労者数（実数）	就 労 率
H27	35 名	28 名	80%
H28	22 名	15 名	68%
H29	28 名	14 名	50%
H30	34 名	29 名	85%
H31 (R1)	22 名	17 名	77%

オ 子どもの学習支援事業（任意事業）（委託先：株式会社 トライグループ）

年度	中 1	中 3	中 3	高校生	参加者 計	中 3 のうち 高校進学者数	進学率
H27	—	18 名	22 名	—	40 名	22 名	100%
H28	—	10 名	18 名	—	28 名	18 名	100%
H29	—	11 名	28 名	—	39 名	28 名	100%
H30	8 名	15 名	20 名	—	43 名	20 名	100%
H31 (R1)	8 名 (3 名)	16 名 (12 名)	31 名 (16 名)	5 名 (2 名)	60 名 (33 名)	(16 名)	100%

※ H30 年度からは中学 1 年生まで対象学年を拡充して実施。

※ H30 年度までは委託先が特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

※ H31 年度のカッコ内は最後まで支援を続けられた人数

健
福

4 高齢者福祉（高齢福祉課）

本市の高齢者の割合は、全国平均よりやや低いものの、令和元年 10 月 1 日現在で 25.89% となっており、今後も更なる高齢化の進展が見込まれる中、高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支えあいながら、住み慣れた地域で健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会を目指している。

今後は、高齢者が豊かな人生経験や知識・技能を活かし、積極的に社会に参加できるような機会を提供するとともに、高齢者の健康づくりへの支援や、介護予防対策の推進、良質な介護サービスの提供が望まれているため、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進、さらには住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、不便や不安の解消や、福祉施設での高齢者へのサービスの充実にも努めていく。

（1）高齢者人口の推移

（各年度 10 月 1 日現在推計）

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
65 歳 ~ 69 歳	50,791	54,331	53,283	51,372	48,935
70 歳 以 上	124,950	125,755	130,474	135,619	140,939
計	175,741	180,086	183,757	186,991	189,874
全人口に対する割合 (%)	23.92	24.55	25.04	25.49	25.89

(2) 高齢者団体支援

ア 高齢者の就業促進（シルバー人材センター事業助成）

目 的	臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者の就業を援助して、能力の積極的な活用を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。
事業内容	原則として60歳以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。
設立年月日	昭和63年2月1日認可
実施主体	公益社団法人熊本市シルバー人材センター
登録人員	2,401人（令和2年3月31日現在）
就業実人員	1,660人（令和元年度）
令和元年度予算	40,800千円

イ 老人クラブ助成状況

区 分	内 容
①老人クラブ活動助成金	助成基準 おおむね30人以上が登録し、9カ月以上活動したクラブ (年度途中結成のクラブは6カ月以上) 助成金 月額 4,000円
②健康増進助成金	金額 1クラブ当たり 年額 5,000円
③老人クラブ新規結成助成金	金額 1クラブ当たり 20,000円

助成実績

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
老人クラブ助成対象数	535	533	529	526	524
会 員 数	26,129	25,725	24,605	23,837	22,689
助成金支出額（円）	28,431,000	28,325,000	28,045,000	27,878,000	27,812,000

(3) 熊本市優待証（さくらカード）交付（高齢福祉課・障がい保健福祉課）

（平成8年10月1日開始）

目 的	高齢者・障がい者の社会参加に寄与する。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の人 ・身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A1・A2・B1）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の所持者
事業内容	バス（産交、電鉄、熊本バス、熊本都市バス）、電車（市、電鉄）の市内区間での乗降がおでかけICカードとの併用により割引となり、また、施設（熊本城等）の入場料が減免になる熊本市優待証を交付する。
令和2年3月末交付者数	86,621人

(4) 敬老祝品（平成10年4月1日開始）

目 的	高齢者に対し敬老の意を表するとともにその福祉の増進に寄与する。
対 象 者	次に掲げる者であって、本市に居住している者。
	当該年度に100歳の誕生日を迎える者。（令和元年度実績 257人（他辞退4人）、1,578千円）
	当該年度の市内最高齢者 男女3名 （令和元年度実績 32千円）

(5) 高齢者の健康支援施設管理運営

ア 介護予防事業推進のための施設

目的 健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援や、介護知識や介護方法等の普及啓発等により、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、生き生きと健康で文化的な生活を送ることができるよう支援する。

事業概要 ・健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援 学習講座、体操教室 等
 ・介護知識、介護方法等の普及 各種相談事業、講演会、実習講座
 ・ボランティア活動の推進 介護ボランティア教室、点字・手話教室 等
 ・地域交流及び世代間交流の推進 祭りや地域交流などの各種イベント 等

施設概要 「(10)施設」エに別途掲載

イ 老人農園 (昭和51年度開始)

目的 土に親しみながら高齢者の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10㎡程度貸与する。

対象者 60歳以上の高齢者

農園数 4カ所

(令2.4.1現在)

農園名	所在地	開設年月日	面積
蓮台寺老人農園	西区蓮台寺1丁目49-1・50-1	昭52.6.1	1,470㎡
健軍老人農園	東区湖東1丁目24、97 東区健軍4丁目1550-15	昭53.6.1	1,214㎡
若葉老人農園	東区若葉4丁目153・218・243	昭54.10.1	2,772㎡
島崎老人農園	西区島崎5丁目502・503	昭54.11.1	473㎡

(6) ひとり暮らし高齢者対策

名称	目的	内容
ア 高齢者安心支援事業 (平成3年度開始)	一人暮らし及びそれに準ずる世帯等の高齢者に、簡単な操作で緊急時の通報ができる通報装置を給付又は貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ることで、当該高齢者の在宅での生活を支援する。	対象者 おおむね65歳以上の一人暮らし等の要援護高齢者 貸与・給付台数 483台(令和元年度末) 令和2年度予算 28,659千円
イ 一人暮らし高齢者訪問事業 (昭和50年度開始)	一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週1～3回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。	対象者 市内に居住する満65歳以上の一人暮らしの高齢者で、日常安否の確認をする者がいない者 事業内容 一人暮らしの高齢者を訪問して安否の確認をする。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする。 実利用者数 6人(令和元年度末) 訪問回数 最低週1回 令和2年度予算 166千円
ウ 寝具乾燥 (昭和53年度開始)	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の寝具の無料乾燥事業を行うことにより当該世帯の福祉の向上を図る。	対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯で、本人及び家族で寝具類の衛生管理が困難な世帯。 事業内容 業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施。 利用者数 278人(令和元年度) 令和2年度予算 2,460千円

(7) 在宅高齢者生活支援

ア 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業

目的 高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を援助することを目的とする。

対象者 高齢者ケア付住宅の入居者で、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦一方が60歳以上であればよい）又は60歳以上の高齢者のみでなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 自炊が可能な程度健康状態であるが、身体機能の低下が見られる者
- (2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者

利用状況

(令 2.4.1 現在)

住宅名	項目	開設時期	戸数	補助員数
県営水源団地		H 4.4.1	30	1
市営出水団地		H 8.4.1	70	3
市営南部中央団地		H 12.6.1	20	1
市営白藤団地		H 14.4.1	50	2
市営楠団地		H 11.12.1 ~ H 15.7.25	164	4
合 計			334	11

イ 住宅改造費助成事業（平成9年5月1日開始）

※障がい者福祉の項目に記載

(8) 家族介護支援

名称	目的	内容
高齢者介護用品支給事業	在宅で重度（要介護認定で要介護区分が4・5）の高齢者を現に介護者している家族に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、重度高齢者の在宅生活の継続、向上を図る。	<p>事業内容 在宅で重度（要介護認定で要介護区分が4・5）の紙おむつを使用している高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対し、紙おむつ等の介護用品を現物支給するもの。</p> <p>対象者数 298人（令和元年度） 令和2年度予算 15,910千円</p>

(9) 老人ホーム入所者数

(令 2.4.1 現在)

区分	施設数（市内）	定員	本市の措置人員
養護老人ホーム	7	440	324

(10) 施設

ア 老人福祉センター

名 称	東老人福祉センター	西老人福祉センター	南老人福祉センター
所 在 地	東区健軍本町 31 番 20 号	西区小島 3 丁目 3 番 26 号	南区川尻 4 丁目 8 番 13 号
運 営 主 体	東部福祉センター管理運営共同企業体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和 46 年 4 月 1 日 (平成 6 年 5 月 22 日改築)	昭和 49 年 7 月 10 日	昭和 49 年 6 月 27 日
開 館 時 間	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時
使 用 料	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円
定 員	100 人	100 人	100 人
主 な 設 備	娯楽室 浴室男女各 1 事務室 相談室	集会室 娯楽室 談話室 図書室 浴室男女各 1 事務室 電話相談室	集会室 談話室 娯楽室 図書室 浴室男女各 1 事務室 電話相談室

名 称	北老人福祉センター	川上老人福祉センター	天明老人福祉センター
所 在 地	北区八景水谷 1 丁目 2 番 6 号	北区梶尾町 1279 番地 1	南区銭塘町 2172 番地
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和 48 年 10 月 22 日	昭和 47 年 4 月 1 日	平成 3 年 9 月 8 日
開 館 時 間	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時
使 用 料	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円
定 員	100 人	150 人	100 人
主 な 設 備	集会室 娯楽室 談話室 図書室 浴室男女各 1 事務室 電話相談室	集会室 娯楽室 浴室男女各 1 事務室 機能回復訓練室 図書室	大広間 多目的ホール 浴室男女各 1 和室 食堂 事務室

名 称	河内老人福祉センター	西里老人福祉センター	城南老人福祉センター
所 在 地	西区河内町船津 2708 番地	北区徳王町 870 番地	南区城南町宮地 976 番地
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	株式会社オカムラ
開設年月日	昭和 51 年 1 月 21 日	平成 7 年 10 月 1 日	平成 22 年 3 月 23 日
開 館 時 間	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時
使 用 料	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円	浴室使用料 100 円
定 員	150 人	150 人	150 人
主 な 設 備	集会室 相談室 娯楽室 図書室 浴室男女各 1 事務室	集会室 多目的ホール 浴室男女各 1 娯楽室 図書室 機能回復訓練室 相談室 研修室 事務室	集会室 多目的ホール 浴室男女各 1 娯楽室 図書室 機能回復訓練室 相談室 研修室 事務室

名 称	富合老人福祉センター
所 在 地	南区富合町木原 2319 番地
運 営 主 体	株式会社パブリックビジネスジャパン
開設年月日	昭和 50 年 3 月 31 日
開 館 時 間	午前 9 時～午後 5 時
使 用 料	浴室使用料 100 円
定 員	—
主 な 設 備	大広間 会議室 浴室男女各 1 作業室 図書室 保健衛生室

利用状況

(令和元年度)

施設名 区分	東	西	南	北	川上	河内	天明	西里	城南	富合	計
利用者	17,659	5,983	8,055	16,182	13,266	3,674	5,743	5,696	12,494	8,556	97,308
1日平均利用者	67	23	30	61	50	14	22	21	47	32	367
使用料収入(円)	376,600	0	194,100	117,800	680,600	260,700	254,000	0	144,700	95,100	2,123,600

*コロナウィルス感染症の感染拡大防止のため令和2年3月4日から5月31日まで休館

イ 老人憩の家(昭和48年度開始)

目的 高齢者に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図る

運営方法 各老人憩の家運営委員会に指定管理又は委託

施設内容 集会場 トイレ 台所 その他

施設数 128カ所(他2ヶ所は「老人憩の家」の事業を委託)

開館時間 午前9時～午後5時

使用料 無料

ウ 介護予防事業推進のための施設

名称	①熊本市お達者文化会館	②熊本市南部万年青会館	③熊本市東部はつらつ交流会館
所在地	南区馬渡1丁目7番1号	南区八幡6丁目9番25号	東区秋津3丁目17番23号
設置主体	熊本市	熊本市	熊本市
運営主体	介護予防支援施設管理運営共同企業体	介護予防支援施設管理運営共同企業体	介護予防支援施設管理運営共同企業体
開設年月日	平成12年5月	平成13年5月	平成15年5月
開館時間	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時
主な設備	多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道	多目的ホール 調理室 事務所 会議室A～C トイレ	多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

使用料

①熊本市お達者文化会館

(単位 円)

使用時間 使用場所	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000

※冷暖房使用料は、1時間200円

②熊本市南部万年青会館

(単位 円)

使用時間 使用場所	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
調理室	1,200	1,800	1,800
会議室A	400	500	500
会議室B	400	500	500
会議室C	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

③熊本市東部はつらつ交流会館

(単位 円)

使用時間 使用場所	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
会議室	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

エ 高齢者技能習得センター

名 称 熊本市高齢者技能習得センター
 所 在 地 西区島崎4丁目2番95号
 運 営 主 体 公益社団法人 熊本市シルバー人材センター
 開設年月日 平成12年5月
 開 館 時 間 午前9時～午後5時
 使 用 料 無料
 主 な 設 備 研修室 事務所 トイレ

オ 夢もやい館 (健康福祉政策課)

名 称 熊本市夢もやい館
 所 在 地 北区楠1丁目20番5-101号
 運 営 主 体 夢もやい館管理運営共同企業体 代表 株式会社パブリックビジネスジャパン
 開設年月日 平成14年11月
 開 館 時 間 午前9時～午後8時 (つどいの広場については、午前9時～午後6時)
 主 な 設 備 体育室 学習室 トレーニング室 子育てつどいの広場 図書コーナー サロン
 管理室 更衣室 シャワー室 トイレ (乳幼児用含む)

カ 熊本市植木健康福祉センター (健康福祉政策課)

名 称 熊本市植木健康福祉センター (かがやき館)
 所 在 地 北区植木町岩野285番地29
 運 営 主 体 かがやき館管理運営共同企業体 代表 九州綜合サービス株式会社
 開設年月日 平成15年1月7日
 開 館 時 間 午前9時～午後9時 (温水プール、トレーニング室は午前10時～午後9時、つどいの広場については、午前10時～午後4時)
 主 な 設 備 事務室 プール トレーニング室 検診室 児童交流室
 リラクゼーションルーム 交流室 カンファレンスルーム 和室 調理室
 視聴覚室 会議室 更衣室 シャワー室 トイレ (乳幼児用含む)

キ その他の施設

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
養護老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	中園 美千代	中央区神水1丁目14番1号	昭21.11	70
〃	聖 母 の 丘	〃	池田 裕伸	西区島崎6丁目1番27号	昭21.11	50
〃	ラ イ ト ホ ー ム	〃	中山 泰男	中央区黒髪5丁目23番1号	昭26.5	50
〃	熊 本 め ぐ み の 園	〃	佐土原 沙弥香	東区小山町1781番地	昭47.2	50
〃	愉 和 荘	〃	緒方 哲郎	北区植木町米塚105番地	昭32.7	50
〃	明 生 園	〃	渡部 和美	西区花園7丁目19番1号	昭21.2	120
〃	明 飽 苑	〃	内田 充俊	西区城山薬師2丁目10番10号	昭47.2	50
特別養護老人ホーム	パ ウ ラ ス ホ ー ム	社会福祉法人	大村 裕司	中央区神水1丁目14-1	昭39.7	64
〃	白 川 の 里	〃	満田 賢一郎	東区小山町2493	昭49.5	120
〃	天 望 庵	〃	平原 静雄	北区龍田陳内1丁目3-30	昭60.4	80
〃	バ ラ 苑	〃	佐土原 沙弥香	東区小山町1781	昭62.4	50
〃	み ゆ き 園	〃	松岡 洋助	南区御幸笛田6丁目6-71	昭63.8	70
〃	く わ の み 荘	〃	跡部 尚子	北区鹿子木町405	昭48.8	120
〃	天 寿 園	〃	米満 淑恵	南区奥古閑町4375-1	平2.7	51
〃	シ ル バ ー 日 吉	〃	田畑 公人	南区平成2丁目6-9	平5.4	56
〃	三 和 荘	〃	藤井 美千代	西区城山大塘4丁目1-15	平6.4	52

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
〃	リデルホーム黒髪	〃	石本 淳也	中央区黒髪5丁目23-1	平 3.6	30
〃	リバーサイド熊本	〃	野口 駿	西区河内町野出1936-1	平 7.6	47
〃	コスモス・ファミリー熊本	〃	河本 達や	北区太郎迫町144-1	平 8.4	52
〃	聖 母 の 丘	〃	池田 浩伸	西区島崎6丁目1-27	平 8.10	50
〃	ヴィラ・ながみね	〃	西 靖子	東区長嶺南4丁目12-65	平 9.4	52
〃	こぼり 苑	〃	宮崎 千恵	南区護藤町1586	平 10.2	50
〃	花 み ず き	〃	中原 悦子	中央区出水7丁目90-1	平 10.10	52
〃	ハ ー モ ニ ー	〃	鷺山 銀子	東区秋津町秋田171-3	平 10.12	52
〃	あ い こ う	〃	高月 恵美	北区清水新地3丁目5-33	平 12.11	52
〃	さくらの苑	〃	菊地 徹	西区松尾町近津1361	平 13.7	50
〃	さわらび	〃	斉藤 大祐	北区弓削4丁目8-1	平 14.10	54
〃	る り 苑	〃	吉永 桐子	東区上南部1丁目16-36	平 15.12	50
〃	みかんの丘	〃	池尻 久美子	西区河内町白浜1440-2	平 17.4	50
〃	シルバーピアさくら樹	〃	丸山 和奈	東区佐土原3丁目12-26	平 17.10	50
〃	力合つくし庵	〃	前田 仁	南区合志4丁目3-50	平 19.3	50
〃	たくまの里	〃	作取 久	東区御領1丁目13-26	平 19.8	50
〃	祥 麟 館	〃	小林 佳之	南区内南町沈目1513	平 4.4	50
〃	ゆうとぴあ	〃	隈部 成宏	南区富合町古閑994-1	平 7.3	50
〃	黎 明 館	〃	納富 修次郎	北区植木町豊田187	平 4.4	50
〃	川尻ヒルズ	〃	森瀬 千恵子	南区南高江7丁目3	平 25.8	60
〃	グッドライフ熊本駅前	〃	平尾 浩志	西区春日2丁目1-24	平 25.10	60
〃	かなんの杜	〃	西山 桂右	北区植木町滴水9-2	平 26.8	60
〃	輝 祥 苑	〃	今村 文典	西区戸坂町23-35	平 29.2	60
〃	画 図 重 富 苑	〃	山村 康雄	東区画図町重富968	平 30.2	60
〃	琴 平 本 町	〃	岩田 貴史	中央区琴平本町10番32号	令 2.3	60
特別養護老人ホーム (地域密着型)	風 の 木 苑	社会福祉法人	石橋 志穂	東区西原1丁目11-63	平 20.6	29
〃	八 角 堂	〃	川本 義和	西区花園2丁目10-16	平 21.6	29
〃	リデルホーム龍田	〃	石本 淳也	北区龍田陣内3丁目19-12	平 21.9	20
〃	サンビレッジ高平台	〃	白井 志津子	北区大窪3丁目11-47	平 22.7	29
〃	れいめいの家	〃	納富 賢一	北区植木町豊田187	平 24.4	20
〃	向山つくし庵	〃	堺 珠美	中央区本山1丁目6-17	平 24.7	29
〃	上 熊 本 苑	〃	岩佐 可美	西区上熊本3丁目12-24	平 24.8	29
〃	み ゆ き 東 館	〃	松岡 洋助	南区御幸笛田6丁目6-71	平 25.4	20
〃	は る の 里	〃	藤岡 安代	南区内南町舞原253-1	平 25.6	29
〃	天 寿 園 青 葉	〃	米満 淑恵	南区奥古閑町4375-1	平 26.4	23
〃	リバーサイド熊本 ユニットホーム	〃	野口 駿	西区河内町野出1936-1	平 26.4	9
〃	田 原 の 郷	〃	濱坂 浩一郎	北区植木町鞍掛1522-1	平 26.5	29
〃	あいこう ひかり館	〃	高月 恵美	北区清水新地3丁目5-33	平 26.5	20
〃	ノ ッ ト ホ ー ム	〃	吉井 壮馬	中央区黒髪5丁目23-1	平 27.5	29
〃	託 麻 苑	〃	森田 弘美	東区戸島町460-1	平 28.6	29
〃	天 寿 園 NeO	〃	米満 淑恵	南区奥古閑町4345	平 28.7	29
〃	つ る の は ら	〃	淵上 美賀	北区梶尾町1779-7	平 29.11	29
〃	かわしり御蔵	〃	藤岡 将樹	南区南高江7丁目3番	令 1.10	29

5 障がい者福祉（障がい保健福祉課）

障がい者の社会参加に対する理解や障がい者自身の参加意識が高まっており、障がい者の自立に向けた福祉のさらなる充実が求められている。中でも障がい児については、人格形成の重要な時期に、障がいに見合った、適切な指導や訓練が必要であり、障がいの早期発見と療育の重要性が指摘されている。

今後は、障がい者が安心して生きがいのある生活ができるように、それぞれの障がいの程度や、ライフステージに応じた適確なサービスを一層充実させることが必要であり、障がい者の自立支援と積極的な社会参加を促進するとともに、重度の心身障がい者に対する生活支援の充実を図る。

また、障がい児の療育体制の整備や教育機会の充実など、障がい児の育成支援に努めている。

(1) 手帳の交付

ア 身体障害者手帳交付

目的 身体障害者手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内容 身体障害者手帳の等級決定及び交付

諮問機関（熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会）

実績

身体障害者手帳所持者数

（令 2.3.31 現在）

障害別	年齢	18歳未満	18歳以上	計
視覚障害		16	1,862	1,878
聴覚・平衡機能障害		71	2,717	2,788
音声・言語・そしゃく機能障害		3	261	264
肢体不自由		294	13,220	13,514
内部障害		135	11,241	11,376
計		519	29,301	29,820

イ 療育手帳交付

目的 療育手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内容 療育手帳の等級決定及び交付

実績

療育手帳所持者数

（令 2.3.31 現在）

障害	年齢	18歳未満	18歳以上	計
知的障害	中軽度（B）	1,789	2,938	4,727
	重度（A）	516	2,017	2,533
計		2,305	4,955	7,260

ウ 精神障害者保健福祉手帳交付

目的 精神障害者保健福祉手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内容 精神障害者保健福祉手帳の等級決定及び交付

（令 2.3.31 現在）

障害	年齢	18歳未満	18歳以上	計
1級		5	1,125	1,130
2級		78	6,427	6,505
3級		47	1,740	1,787
計		130	9,292	9,422

(2) 障がい者社会参加促進事業

名 称	目 的	内 容
ア 重度身体障がい者用自動車改造費助成	自動車改造を要する身体障がい者に対しその費用の一部を助成し、社会活動への参加の促進を図る。	助成額 上限 100 千円 対象者 本市の住民基本台帳に記載されている身体障がい者。(障害部位別の障がい要件及び所得制限あり) 令和 2 年度予算 3,000 千円
イ 障がい者自動車運転免許取得費助成	免許取得に要する費用の一部を助成し障がい者の社会活動への参加の促進を図る。	助成額 免許取得に要した費用の 2 / 3 (上限 100 千円) 令和 2 年度予算 2,600 千円
ウ 障がい者福祉タクシー経費	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要 福祉タクシー利用券 (450 円) を年 40 枚、または患者等輸送タクシー利用券 (大型車 1,360 円 / 中型車 1,090 円 / 小型車 550 円) を年 35 枚交付する。 対象者 本市に住所を有している身体障害者手帳所持者で障がいの程度が 1 級、2 級の者、療育手帳所持者で障がいの程度が A1、A2 の者及び精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の者。(所得税非課税の者に限る) 令和 2 年度予算 68,600 千円
エ 熊本市優待証 (さくらカード) 交付事業	※高齢者福祉の項目に記載	
オ 障がい者燃料費助成	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要 燃料費助成券 (1 枚 1,000 円) を年 12 枚交付する。 対象者 本市に住民票があり、一人で外出できない療育手帳 A1、A2 のいずれかを所持する者のうち、さくらカード、福祉タクシー利用券の利用ができない者。(所得税非課税の者に限る) 令和 2 年度予算 7,300 千円
カ 福祉バス運行事業	障がい者等の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス (定員 32 人で、このうち 3 人程度は車椅子のまま利用できるもの) を設置して障がい者等の福祉の増進を図る。	対象者 本市に居住する障がい者等並びに本市で活動する障がい者福祉関係団体等。 事業内容 在宅障がい者等の各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他障がい者の福祉の増進を図る事業等に運行する。 利用者数 2,303 人 (令和元年度)
キ 手話通訳者設置等経費	本庁舎及び区役所内に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する。	利用件数 2,749 件 (令和元年度) 令和 2 年度予算 16,968 千円
ク 手話通訳者等派遣等経費	聴覚障がい者及び音声又は、言語機能障がい者のコミュニケーション手段として手話通訳者の派遣及び手話通訳者等の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者 市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数 2,392 件 (令和元年度) 令和 2 年度予算 10,278 千円
ケ 要約筆記者等派遣等経費	手話習得が困難な聴覚障がい者のコミュニケーション手段として要約筆記者の派遣及び要約筆記者の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者 市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数 219 件 (令和元年度) 令和 2 年度予算 2,017 千円
コ 盲ろう者通訳・介助員派遣等経費	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び盲ろう者通訳・介助員を養成する。	派遣対象者 市内に居住する盲ろう者 派遣件数 181 件 (令和元年度) 令和 2 年度予算 2,071 千円
サ 点訳・朗読 (音訳) 奉仕員養成事業	視覚障がいの方に対する生活支援や情報支援等を目的として、点訳又は朗読 (音訳) に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読 (音訳) 奉仕員を養成する。	令和 2 年度予算 280 千円

名 称	目 的	内 容
シ 障がい者等住宅改造費助成	障がい者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるよう、住宅を改造する場合、必要な経費を助成することにより、当該障がい者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。	対象者 65歳未満の者で身体障害者手帳の1級又は2級の所持者及び療育手帳のA1又はA2の所持者で、その特性に配慮した構造に住宅の改造工事をする者。(所得制限あり) 助成限度額 90万円(介護保険住宅改修費または日常生活用具住宅改修費の利用額を含む) 令和2年度予算 6,300千円
ス 障がい者スポーツ大会経費	障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的として開催する。	対象者 本市に居住している障がい者 令和2年度予算 2,429千円

(3) 身体障害者自立支援事業

視覚障害者生活訓練事業

目 的 障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者の日常生活上必要な訓練・指導を行う。

対 象 者 本市に居住している視覚障がい者

令和2年度予算 800千円

(4) 身体障がい者相談(令和元年度)

相 談 員 3人

相 談 件 数 33件

令和2年度予算 152千円(知的障害者相談員経費含む)

(5) 知的障がい者相談(令和元年度)

相 談 員 5人

相 談 件 数 260件(会合・行事等への参加件数を除く)

(6) 精神保健対策

市民の心の健康の保持・増進を図ると同時に、精神障がい者の早期治療・社会参加・自立の促進を図ることを目的とする。

ア 精神障害者保健福祉手帳交付制度

精神疾患がある者のうち、精神障がいのために長期(6ヶ月以上)にわたり日常生活または社会生活に制約がある者を対象に、「障害者手帳」を交付し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

イ 精神保健福祉相談・訪問

心の問題や病気、精神障がい者の社会復帰などについて、精神科医師・保健師等が面接や電話による相談、訪問を行う。

区分 年度	精神保健福祉相談(電話・面接)(延件数)					訪 問(延件数)					合 計
	社会復帰	老人 精神保健	アルコール	その他	計	社会復帰	老人 精神保健	アルコール	その他	計	
H27	1,825	1,147	157	3,857	6,986	247	147	45	656	1,095	8,095
H28	1,267	1,165	918	3,818	7,168	144	207	26	584	961	8,129
H29	917	902	149	3,631	5,599	155	221	35	502	913	6,512
H30	944	1,092	230	4,414	6,680	242	499	105	845	1,691	8,371
H31 (R1)	1,174	1,363	140	3,302	5,979	427	255	42	539	1,263	7,242

ウ 心の健康相談

市民の心の健康の保持・増進を図るため、精神科医（嘱託）による相談日を各区役所毎月1回設け必要な援助を行う。

エ 精神障がい者家族教室

精神保健に関する知識の普及、個別の相談を行い、患者の回復の援助、家族の健康維持の援助や家族同士の交流を図るため家族教室を実施する。

(7) 精神通院医療給付費

目的 精神障がいによる通院医療費自己負担を総医療費の10%にし、所得等に応じて上限額を設定し、負担を軽減することにより継続的受診を促進する。

対象者 精神障がいのために通院中の人（所得制限あり）

令和2年度予算 2,198,717千円

(8) 重度心身障がい者医療費助成

対象者 20歳以上の障がい者
 （身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者）

受給資格者 本市に住民票があり、現に居住している障がい者

所得制限 障害児福祉手当の支給制限に準じる。

令和2年度予算 1,280,303千円（重度心身障がい児医療費助成含む）

(9) 更生医療給付費

目的 身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療費の助成を行う。

対象者 身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる者（所得制限あり）

令和2年度予算 1,657,643千円

(10) 身体障がい者在宅生活支援

名称	目的	内容
ア 特別障害者手当等給付費	重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するため、最重度の障がいによって生ずる特別の負担の一助として、特別障害者手当等を支給することにより、重度障がい者の福祉の増進を図る。	受給者数 1,295人（令2.3末現在） 令和2年度予算 335,418千円
イ 身体障がい者福祉電話設置経費	在宅の重度身体障がい者に対し、福祉電話を貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進をはかる。	電話貸与台数 20台（令2.3末現在） 貸与対象者 外出困難な身体障がい者（1、2級） 令和2年度予算 508千円
ウ 在宅障がい者緊急通報システム経費	緊急通報システムを導入し、24時間体制で緊急時に備え、在宅の単身重度障がい者が安心して生活できるようにする。	対象者 市内に住所を有する単身等の重度障がい者 令和2年度予算 382千円
エ 補装具給付費	身体障がい者（児）に対し、補装具費の支給を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目 車椅子、補聴器、座位保持装置等 令和2年度予算 152,000千円
オ 日常生活用具給付費	身体障がい者（児）に対し、日常生活用具の給付を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目 ストーマ装具、入浴補助用具、聴覚障害者通信装置等 令和2年度予算 152,000千円

(11) 自立支援給付事業

名 称	目 的	内 容
ア 居宅介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービスの提供や、病院等への通院における支援を行う。	令和2年度予算 435,000千円
イ 行動援護給付費	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者（児）に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行う。	令和2年度予算 10,000千円
ウ 重度訪問介護給付費	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であり、常時介護を要する障がい者への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。	令和2年度予算 497,000千円
エ 療養介護給付費	心身上の障がいにより、病院等への長期の入院による医療的なケアに加え、常時の介護が必要な障がい者へ支援を行う。	令和2年度予算 844,202千円
オ 生活介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者に、施設において安定した生活を営むための介護等の支援を行う。	令和2年度予算 3,870,000千円
カ 同行援護給付費	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行う。	令和2年度予算 90,000千円
キ 就労継続支援給付費	企業等の雇用に結びつかない者に対して継続的な支援を行い、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	令和2年度予算 3,347,000千円
ク 短期入所給付費	家庭において一時的に介護が困難、又は生活訓練等の指導を必要とする障がい者（児）が施設に短期間入所することにより、介護者及び障がい者（児）の支援を行う。	令和2年度予算 169,000千円
ケ 施設入所支援給付費	主として夜間において、介護が必要な障がい者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援の利用者等へ居住の場を提供する。	令和2年度予算 1,300,000千円
コ 就労定着支援給付費	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。	令和2年度予算 16,000千円
サ 自立生活援助給付費	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むため環境整備に必要な援助を行う。	令和2年度予算 600千円
シ 共同生活援助給付費	障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	令和2年度予算 1,029,000千円
ス 自立訓練給付費	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者に生活訓練や機能訓練を行い、障がい者の自立を支援する。	令和2年度予算 179,000千円
セ 就労移行支援給付費	一般就労等を希望する障がい者に対して、実習を通して知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。	令和2年度予算 331,000千円
ソ 地域相談支援給付費	障がい者に対し、地域移行支援及び地域定着支援を行う。	令和2年度予算 500千円
タ 計画相談支援給付費	自立支援給付事業を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	令和2年度予算 203,000千円

(12) 障害児通所支援給付事業

名称	目的	内容
ア 児童発達支援給付費	障がい児に児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。	令和2年度予算 1,474,000千円
イ 医療型児童発達支援給付費	肢体不自由のある児童に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行う。	令和2年度予算 403千円
ウ 放課後等デイサービス給付費	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。	令和2年度予算 3,553,000千円
エ 居宅訪問型児童発達支援給付費	重度の障害の状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童につき、当該児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	令和2年度予算 400千円
オ 保育所等訪問支援給付費	保育所等に通う障がい児に、その保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	令和2年度予算 12,500千円
カ 障害児相談支援給付費	障害児通所支援給付事業等を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	令和2年度予算 182,000千円

(13) 地域生活支援事業

名称	目的	内容
ア 訪問入浴サービス経費	在宅の障がい者（児）であって、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、その健康及び衛生の保持を図るため移動入浴車を派遣し、入浴及びこれに伴う介護を行う。	令和2年度予算 20,000千円
イ 日中一時支援経費	障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供する。	令和2年度予算 22,800千円
ウ 移動支援経費	屋外での移動が困難な障がい者（児）が、社会生活上外出する事が必要不可欠な時に支援する者がいないため、外出に支障がある場合に、外出を支援し、もって自立生活及び社会参加を促す。	令和2年度予算 15,000千円
エ 成年後見制度利用支援事業（障がい者）	障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行う。	令和2年度予算 5,251千円
オ 障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、熊本市障がい者虐待防止センターの設置等により、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。	令和2年度予算 3,050千円
カ 熊本市障がい者理解促進事業	「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール及び障がい者サポーター制度の運用等の啓発事業を実施することで、市民の障がい者に対する理解促進を図る。	令和2年度予算 2,480千円
キ 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見業務を適正に行なうことができる市民後見人を養成し、その活用を図るための法人後見を支援する。	令和2年度予算 23,000千円
ク 熊本市障がい者相談支援事業	障がい者及び障がい児、保護者等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報提供や福祉サービス利用援助等の必要な支援を行うため、障がい者相談支援センターを設置し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	令和2年度予算 163,000千円

(14) 心身障害者扶養共済制度

目的 心身障がい者の保護者が死亡又は障がい者となった後、残された心身障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定と保護者のいだく不安を軽減しようとするもの。

加入者 知的障がい者、身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級から3級までの者及び永続的な精神障がい又は身体障がいを有する者で、前述の者と同程度と認められる者。心身障がい者の保護者（心身障がい者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障がい者を扶養しているもの。）であって、65歳未満の者。

保 険 料

加入時年齢		34歳以下	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
保険料	平成19年度以前加入者	5,600円	6,900円	8,700円	10,600円	11,600円	12,800円	14,500円
	平成20年度以降新規加入者	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

(注) 20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除

給付金 加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者（年金管理者）に対し、毎月20,000円（1口当たり）の年金を支給する。

加入後1年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として

平成19年度以前加入の場合20,000円～150,000円、

平成20年度以降加入の場合50,000円～250,000円を支給する。

令和2年度予算 32,856千円

(15) 市関連施設

名称 熊本市障害者福祉センター希望荘・熊本市希望荘地域活動支援センター

所在地 中央区大江5丁目1番15号

設置主体 熊本市

運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団

開設年月日 昭和55年6月1日（地域活動支援センター：平成5年7月10日）

令和2年度予算 78,639千円（指定管理者による希望荘運営費として）

(16) 障がい児支援事業

名称	目的	内容
ア 特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。	支給額 月額1人 1級 52,500円、2級 34,970円 受給者数 2,128人 障害児 1級障害児 648人、2級障害児 1,480人 ※人数は令2.3末現在
イ 重度心身障がい児医療費助成	重度心身障害児の健康と福祉の増進及び医療費負担の軽減を図る。	対象者 20歳未満の障がい児(身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者) 受給資格者 本市に住民票があり、現に居住している障がい児又は障がい児の養育者 所得制限 なし 令和2年度予算 1,280,303千円(平成26年度より重度心身障がい者医療と予算統合)
ウ 夏休みの障がい児・家族支援事業	夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図り、障がいのある児童及び家族の福祉の向上を図る。	対象者 市内に住所を有している特別支援学校・特別支援学級等在籍児童生徒 ※平成29年度より休止
エ 難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の聴覚障がいのある児童に対して、音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保するため、補聴器購入費の一部を助成し、福祉の増進を図る。	対象者 本市に住所を有している身体障害者手帳の交付対象とならない両耳の聴力レベルが30デシベル以上の児童(所得制限有) 令和2年度予算 600千円

(17) 障がい児療育相談事業

名称	目的	内容
ア 障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられ療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する地域の療育機能との重層的な連携を図る。	対象者 本市在住の障がい児(者)及びその保護者等 令和2年度予算 3,900千円
イ 児童発達支援センター機能強化事業	児童発達支援センターを拠点とした地域の障がい児の療育体制を確保し、関係機関との連携強化を図るとともに、地域の療育支援の質の向上を目的とする。	事業内容 熊本市の児童発達支援センター2か所に、機能強化員を配置し、地域の障がい児通所支援事業所の巡回訪問や、地域の障がい児への療育支援等を行う。 令和2年度予算 12,200千円

(18) 重症心身障がい児等在宅支援事業

名称	目的	内容
ア 医療的ケア児等コーディネーター養成研修	重症心身障がい児者の特性の理解と福祉制度等に係る研修を実施し、重症心身障がい児者支援に対応可能な訪問看護師や相談支援専門員を養成する。	事業内容 相談支援専門員、訪問看護師等に対する研修。 令和2年度予算 1,160千円
イ 重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議	福祉・保健・医療関係部門と総合的な支援体制を構築するため連絡会を開催する。	令和2年度予算 260千円

(19) 精神障がい者の福祉(こころの健康センター)

こころの健康センターは、「精神保健および精神障害者福祉に関する法律第6条」に基づく精神保健福祉センターであり、精神保健福祉の専門機関として平成24年4月に開設した。

市民のこころの健康相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進などを行う。

熊本地震後のこころのケアを念頭に置き、各事業を行う。

ア 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。こころの健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談などの精神保健福祉全般の相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、ひきこもり等の相談を実施する。

なお、ひきこもり相談については、相談窓口の明確化のため、平成26年10月から民間委託で「ひきこもり支援センター」を開設した。

・こころの健康相談（延件数）

年度	内容 区分	老人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康 づくり	うつ・ うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
H27	電話	48	346	83	32	89	113	1,355	121	9	3	4,477	6,676
	来所	37	346	36	18	25	31	256	53	5	0	173	980
	訪問	16	61	0	2	0	0	30	0	0	0	10	119
H28	電話	72	363	112	23	56	74	1,692	83	7	3	5,158	7,643
	来所	8	182	23	3	27	23	194	31	1	0	107	599
	訪問	1	18	0	0	0	2	18	0	0	0	6	45
H29	電話	107	198	145	19	53	88	1,097	28	6	6	4,840	6,587
	来所	12	34	38	7	19	9	158	11	1	1	91	381
	訪問	0	27	0	0	0	0	5	0	0	0	1	33
H30	電話	83	32	172	53	151	95	1,101	86	9	8	4,772	6,562
	来所	9	17	32	16	80	15	161	16	2	1	118	467
	訪問	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	3	10
H31 (R1)	電話	104	4	138	29	106	94	874	169	14	6	5,754	7,292
	来所	7	3	39	10	62	10	107	19	2	3	258	520
	訪問	0	0	1	0	0	0	4	2	0	0	4	11

※相談実績は、衛生行政報告例による。

・ひきこもり支援センター「りんく」での相談（延件数）

年度	電話	来所	訪問	メール	計
H27	1,154	822	168	167	2,311
H28	1,473	896	262	141	2,772
H29	1,119	867	244	100	2,330
H30	1,371	765	226	88	2,450
H31 (R1)	1,370	806	232	73	2,481

イ 人材育成・教育研修

精神保健福祉業務に従事する職員に専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

事業名	事業内容
精神保健福祉担当者研修会	精神保健福祉業務に従事する者が必要な専門的知識及び技術を習得することで、地域精神保健福祉活動の推進を図る
思春期精神保健福祉研修会	思春期における「発達障がい」や「不登校・ひきこもり」等の課題への理解を深め、精神保健福祉活動の推進を図る
ゲートキーパー養成研修会	自殺を防ぐことを目的として地域支援者等に自殺危機介入スキルの習得を目的とした研修会を実施し、自殺予防対策を図る
自殺予防研修会	自殺を防ぐことを目的とした、自殺予防に関する研修会や自死遺族の理解を深め、適切な対応について学ぶ自死遺族支援者研修会を実施する
依存症研修会	精神保健福祉業務に従事する者が依存症についての必要な専門的知識及び技術を習得することで、依存症への適切な対応の充実を図る
社会復帰支援研修会	精神障がい者の社会復帰支援に必要な専門的知識や技術を習得し、精神障がい者のリカバリーの促進を図る

ウ 普及啓発

市民への精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護について普及啓発を行うとともに、区役所等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

事業名	事業内容
自死遺族グループミーティング	大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話せる機会を提供する（R2年度より、熊本県と共催）
依存症当事者グループミーティング	やめたくても自分でコントロールできない様々な行動を変えていくことを目的に、依存症当事者が自分の依存問題について考え、適切な対応方法を考える機会を提供する
依存症家族教室	アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る機会を提供する
依存症講演会	依存症で悩む家族が依存症について正しい知識を習得し、問題行動への対応を学ぶ。また、広く市民を対象とし、「こころの健康づくり」として依存症に関わる啓発を行う
WRAP（元気回復行動プラン）集中クラス	日常生活で苦勞や困難に直面した際に、WRAP（元気回復行動プラン）を利用して、元気を回復する、または保つための方法を学ぶ機会を提供する
ピアサポート講座及びピアサポートの集い	ピアサポートの知識や情報、スキルを学ぶ機会を提供する 講座修了者にフォロー研修を実施する
ピアサポート講演会	他都市で行われているピアサポート活動を紹介し、ピアサポートの普及と精神障がいの理解を図る
市民へのこころの健康講座（ふれあい出前講座等）	依存症、ゲートキーパー等について、市民からの要望に応じて、普及啓発を図る

エ 組織育成

精神障がい者家族会、患者会、社会復帰事業団体等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

オ 関係機関への技術支援

精神保健福祉関係機関への技術支援・援助を行う。

カ 自殺・うつ対策

ゲートキーパー養成、自死遺族グループミーティング、自殺予防研修会、包括相談会、電話相談等の人材育成・普及啓発や自殺未遂者支援事業等の相談対応を通して、自殺の防止を図る。

キ 精神障がい者の社会復帰支援

精神障がい者の社会復帰支援として、社会復帰支援研修会、ピアサポート講演会、ピアサポート講座および修了生の集い、WRAP（元気回復行動プラン）集中クラス、就労ミーティングを実施している。

ク 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

目的：精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的、かつ公正に行う。

内容：精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定。

ケ 精神医療審査会

目的：精神科病院に入院中の者の人権を擁護し、精神科病院における適正な医療及び保護を確保する。

内容：精神科病院に入院中の者からの退院請求及び処遇改善請求の受付・審査、精神科病院からの報告書類の審査。

(20) 障がい児療育相談事業（子ども発達支援センター）

障がい又は障がいの疑いのある子どもが個々の発達に応じた適切な支援を受けることで自分らしく成長し、保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減するために、医師をはじめ専門職による相談、診察、検査、初期支援等を行う。

開 所 平成20年4月1日

所在地 中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと2F

・相談支援延べ数

(単位 件)

支援区分	年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
電 話 相 談		5,540	6,511	5,035	5,202	5,040
来 所 相 談		3,906	4,010	3,818	3,825	3,975
訪 問 相 談		253	191	223	156	99
親 子 グ ル ー プ 活 動		281	112	26	—	—
ペアレントトレーニング事業 (旧 子育て安心親支援活動)		340	173	313	469	383
子育てスマイルサポート事業		553	433	449	455	333
合 計		10,873	11,430	9,864	10,107	9,830

※親子グループ活動は平成29年度からペアレントトレーニング事業に一部移行し、平成30年度から完全移行している。

6 子ども育成（子ども政策課、子ども支援課、児童相談所、障がい保健福祉課、保育幼稚園課）

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するとともに子育ての困難さが増大しており、子育てや子どもの成長を社会全体で支えていくことがますます必要となっている。

そのような中、本市では、子どもたちの声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような「子どもが輝くまちくまもと」づくりを基本理念に、地域の人々や団体をはじめ、事業者や関係機関等と連携を図りながら「子どもたちが健やかに育ち、安心して生み育てられる環境づくりの推進」に取り組んでいる。

さらに、子どもたちを取り巻く環境の急激な変化に伴い、児童虐待、いじめや不登校の増加、少年非行・犯罪の深刻化など様々な問題が生じており、こうした問題に対処し子どもの権利を守るため、総合的専門的な相談支援の機関として、こどもセンター（あいばるくまもと）において、子どもに関するさまざまな相談対応の充実を図っている。また、安心して妊娠・出産ができ、子育てについての様々な問題、疑問などに対応し、不安を解消できるような体制を整備するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実にも努めることなどによって、安心して生み育てることができる環境づくりを促進する。

また、令和2年3月に策定した熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）を着実に実施し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。

(1) 「熊本市子ども輝き未来プラン2020」

ア 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に基づく熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）と一体的に策定
熊本市総合計画の個別計画として「子どもたちが健やかに育ち、安心して生み育てられる環境づくりの推進」に向けて必要な施策をとりまとめた行動計画

具 体 化 …… 熊本市総合計画

一 体 化 …… 熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）

調 和 ・ 連 携 …… 熊本市教育振興基本計画（教育大綱）、第2次熊本市男女共同参画基本計画、
第3次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画、熊本市障がい者生活プラン など

イ 計画期間

令和2年度～令和6年度

ウ 計画の特徴

- ① 熊本市子ども輝き未来プラン2015（平成27年度～平成31年度）の重点施策等を取り込みつつ、「子どもが輝くまち くまもとづくり」に取り組む。
- ② 総合的な子育て支援
 1. すべての子どもの健やかな成長を支える支援（子どもへの支援）
 2. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり（子育て家庭への支援）
 3. 子育てしやすい地域社会の構築（地域社会の構築）
- ③ 策定過程における市民参加に配慮したこと
ニーズ調査（熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）
対象者15,000人（回収率60.8%）
熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議
計画素案に関する意見公募の実施

エ 策定の経過

平成30年度	2月～3月	ニーズ調査
平成31年度	4月～12月	計画審議
	1月～2月	パブリックコメント
	3月	計画決定

(2) 子ども・子育て支援新制度

ア 審議会の設置・運営（子ども政策課）

平成24年8月、認定こども園制度の改善、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援法」等が成立・公布された。

同法においては、子ども・子育て支援施策の推進や保育所等の利用定員の設定等に関する意見聴取のため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めることとされたため、平成25年4月に「熊本市子ども・子育て会議」を設置するとともに、平成29年4月からは、「熊本市子ども・子育て会議」の機能を「熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に統合し、熊本市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る審議及び進捗状況の確認を行っている。

○組織

委員は、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等10人で構成（委員の任期は3年）

○審議事項

子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（熊本市子ども・子育て支援事業計画の策定や内容の見直し、保育所等の施設の定員設定のあり方等）に関する調査・審議

イ 熊本市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国の定める基本指針に即して5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされた。

このため、平成27年3月、子ども・子育て支援サービスに関する「量の見込み」（需要）や「確保の内容」（供給）を定めた熊本市子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、令和2年3月には、熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）を策定した。

(3) 子どもの未来応援（旧エンゼル）基金 ※平成31（2019年）年4月、名称変更

〈目的・事業内容〉

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを目的とする。

子育て支援活動や就学前児童の健全育成活動等を行っている団体や個人に対して活動助成を行う。平成31年（2019年）からは、新たに、子ども食堂への支援を拡充した。

〈実績〉

平成6年度、基金創設（基金額3億円）。

令和2年3月末の基金現在高 361,069千円

基金の運用益による助成は平成7年度から実施。

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
助成件数	27	20	20	23	38
助成金額（千円）	2,225	1,095	1,393	1,702	2,846

(4) 子育て支援事業

ア 子育て短期支援事業（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る制度。

①ショートステイ事業

〈事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護する制度。利用期間は原則7日以内。

〈実績〉

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
利用者数（実人員）	120	83	91	124	93
延べ利用日数	1,159	601	734	1,138	543

②トワイライトステイ事業

〈事業内容〉

保護者が、仕事等の理由によって平日の帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設で預かる制度。

〈実績〉

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
利用者数（実人員）	30	19	16	29	19
延べ利用日数	69	32	41	60	35

イ 病児・病後児保育事業（子ども支援課）

〈目的・事業内容〉

熊本市及び近隣連携自治体在住（宇城市・合志市・菊陽町・西原村・嘉島町・玉東町・高森町・大津町・菊池市）の小学校6年生までの病気で入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない児童、又は病気の回復期で集団生活が困難な児童を専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図る。

病児保育施設にて、一時的に預かる制度。利用期間は原則7日以内。

〈実績〉

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
実施施設数	8	8	8	8	8
延べ利用者数	6,104	6,177	6,561	5,653	5,336

ウ 産後ホームヘルプサービス事業（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

出産後の体調不良等や多胎出産で、家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

〈実績〉

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
利用者数（実人員）	129	103	108	98	107
延べ利用回数	1,046	996	1,083	1,005	836

エ ファミリー・サポート・センター<熊本>事業（子ども支援課）

〈目的・事業内容〉

ファミリー・サポート・センター<熊本>は、子どもを預けたい方（依頼会員）と預かりたい方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

〈実績〉

年 度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
会員数（人）	3,277	3,105	3,115	3,184	3,239
活動件数（件）	6,089 (うち病児 43 件)	4,704 (うち病児 62 件)	4,173 (うち病児 35 件)	2,738 (うち病児 22 件)	2,317 (うち病児 47 件)

オ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。

平成22年1月より、これまでの訪問支援（直営・委託）に加え、赤ちゃん訪問支援員（民生委員等）による訪問を開始し、「こんにちは赤ちゃん事業」として実施している。

〈実 績〉

年 度	対象件数	訪問件数				訪問率
		地域支援員 (民生委員)	育児支援 (直営)	育児支援 (委託)	合 計	
H27	7,062	2,672	1,638	2,153	6,463	91.5
H28	6,775	2,663	1,584	1,961	6,208	91.6
H29	6,837	2,719	1,530	1,906	6,155	90.0
H30	6,660	2,657	1,612	1,897	6,166	92.6
H31 (R1)	6,236	2,219	1,903	1,579	5,701	91.4

※訪問件数について、生後4か月未満になるまでに訪問を行った件数

(5) 乳幼児ママ・パパ教室事業（子ども支援課）

乳幼児を持つ保護者に、子どもの心身の成長、しつけ、親子のふれあい等についての学習機会を提供するため「出前講座」を実施し、子どもの健全な育成を図るとともに子育て支援情報を提供するものである。

（平成27年度実績） 232回 講師派遣

（平成28年度実績） 196回 講師派遣

（平成29年度実績） 201回 講師派遣

（平成30年度実績） 200回 講師派遣

（令和元年度実績） 176回 講師派遣

また、平成27年度より紙媒体でのマップ配布に代えてウェブサイト上で情報提供を行うこととし、平成28年3月に新たに開設した「熊本市 結婚・子育て応援サイト」内の「親子にやさしいお出かけマップ」に子育て支援施設を掲載し、情報提供を行っている。

（平成27年度より） 紙媒体（マップ）→ウェブサイト上にて情報提供
ウェブサイト掲載場所
「熊本市 結婚・子育て応援サイト」内
「親子にやさしいお出かけマップ」

(6) 地域子育て支援拠点事業（子ども支援課）

ア 地域子育て支援センター事業

〈目的・事業内容〉

地域全体で子育てを支援することを目的とし、地域における子育て支援の中心的施設として、その支援に関する情報提供や交流の場の提供を行う。子育て家庭の育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等の活動を支援する。

〈実績〉

年 度	設置箇所数		延べ利用者数
	公 立	私 立	
H27	10	10	102,214
H28	10	10	96,354
H29	10	10	80,625
H30	10	10	78,466
H31 (R1)	10	9	63,335

イ 街なか子育てひろば事業

〈目的・事業内容〉

子育て中の親子が気軽につどい、相談や交流ができる場として、公共交通機関でのアクセス性が高い中心市街地の熊本市現代美術館内に、土日祝日も利用できる地域子育て支援拠点施設を設置することにより、利便性の向上を図る。

〈実績〉

年 度	延べ利用者数	備 考
H27	21,896	
H28	26,880	
H29	20,661	
H30	15,644	
H31 (R1)	19,186	

ウ 夢もやい館内「つどいの広場」、植木健康福祉センターかがやき館内「つどいの広場」…別掲

(7) 子ども医療費助成（子ども支援課）

対象年齢 0歳～中学3年生までの児童（所得制限なし）

※平成30年12月以降、自己負担額の見直し。

助成内容 保険診療による医療費（薬剤費含む）の一部負担金を助成。

ただし、3歳～小学6年生までの医科外来、調剤、5歳児～小学6年生までの歯科外来については、一医療機関につき700円/月、中学1年生～中学3年生までの医科外来、歯科外来、調剤については、一医療機関につき1200円/月までは自己負担。

※平成30年12月以降、小学4年生～小学6年生までの医科外来、歯科外来、調剤の自己負担は、700円とした。

実施状況 件 数 1,075,328件（平成29年度）
1,113,418件（平成30年度）
1,171,100件（平成31年度）
助成額 1,708,534千円（平成29年度）
1,848,181千円（平成30年度）
1,964,626千円（平成31年度）

(8) 不妊治療費助成事業（子ども政策課）

ア 特定不妊治療費助成事業

〈目的・事業内容〉

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する。(平成16年度開始)

- ・1回7万5千円または15万円まで。(初回治療のみ30万円まで)
- ・妻の年齢による。通算助成制限あり。
- ・男性不妊治療費が1回につき15万円まで。(条件により、初回治療のみ30万円まで)

〈実績〉

年度	助成件数	助成額(千円)
H27	905	119,728
H28	719	120,826
H29	834	140,423
H30	873	149,129
H31(R1)	877	142,598

イ 一般不妊治療費助成事業

〈目的・事業内容〉

不妊治療のうち、人工授精については1回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する。(令和元年度10月開始)

- ・1組の夫婦につき、累計5万円まで。
- ・妻の年齢による。助成限度額に達するまで助成申請可能。

〈実績〉

年度	助成件数	助成額(千円)
H31(R1)	74	2,915

(9) 児童手当給付事業（子ども支援課）

〈内容〉

中学校終了前の子どもを監護し、かつ生計を同じくするか、生計を維持する養育者に対して児童手当を支給する。

- 0歳～3歳未満、3歳～小学校修了前(第3子以降) 月額15,000円
- 3歳～小学校修了前(第1子、第2子)、中学生 月額10,000円

(10) 母子医療給付状況 (子ども政策課)

区分		年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
養育医療給付事業	実人員		441	377	405	506	445
	延日数		14,619	12,202	12,485	14,902	14,236
自立支援医療 (育成医療)事業	実人員		330	295	345	296	269
	延日数		5,467	4,473	3,975	3,778	3,268
小児慢性特定疾病 医療支援事業	実人員		842	766	845	899	934
	延日数		26,729	27,067	29,346	30,413	31,413
療育医療給付事業	実人員		0	0	0	0	0
	延日数		0	0	0	0	0
特定不妊治療費助成事業	助成件数		905	719	834	873	877
一般不妊治療費助成事業	助成件数		-	-	-	-	74

(11) 母子健康診査及び子育て相談指導事業 (子ども政策課)

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、保健指導や各種健康診査などを実施している。なお、妊娠中の健康管理の充実及び経済的な負担軽減を図るため、平成21年度より妊婦健康診査の公費負担回数を5回から14回へ拡大した。

ア 保健指導状況

(単位 人)

区分		年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
妊娠の届出受理数			7,356	6,965	7,146	6,661	6,459
保健指導 (健康相談)	妊婦		8,447	7,701	8,161	7,612	7,387
	産婦		881	658	555	784	633
	乳児		6,378	5,225	5,992	6,206	4,804
	幼児		8,926	7,319	8,028	8,462	7,490
	思春期		217	128	224	466	171
	その他		1,452	1,249	830	1,044	874
健康教育	思春期		4,633	4,372	3,889	3,951	3,606
	両(母)親学級		656	631	95	118	88
	育児学級(乳児期)		11,754	9,376	7,441	6,810	4,954
	育児学級(幼児期)		11,123	9,021	7,149	8,712	6,575
	その他		11,442	8,505	7,856	7,401	9,050
訪問指導	妊婦		185	166	184	217	196
	産婦		4,985	4,525	4,381	4,637	4,010
	新生児		280	275	301	256	241
	未熟児		580	432	418	305	232
	乳児		4,802	4,510	4,305	4,646	4,228
	幼児		2,056	1,800	1,858	1,781	1,834
	その他		728	795	747	803	643

イ 健康診査状況

(単位 人)

区分		年度		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
医療機関委託分	妊 婦	一 般		86,729	81,648	83,691	81,212	77,180
		精 密		2,031	1,845	1,491	1,772	1,775
		B 型 肝 炎		7,193	6,864	7,093	6,624	6,371
		歯 科		1,154	1,205	1,291	1,225	1,179
	3 か 月 児	一 般		6,928	6,646	6,594	6,631	6,255
	7 か 月 児	一 般		6,747	6,637	6,365	6,515	6,295
各区保健子ども課	妊 婦	歯 科		3,330	3,034	3,151	2,833	3,782
	3 か 月 児	一 般		—	—	—	—	—
	7 か 月 児	一 般		—	—	—	—	—
	1 歳 6 か 月 児	一 般		6,880	6,841	6,631	6,712	6,101
		歯 科		6,878	6,837	6,629	6,705	6,100
		精 密		123	126	181	129	145
	3 歳 児	一 般		6,747	6,718	6,638	6,747	6,188
		歯 科		6,745	6,716	6,635	6,741	6,185
		精 密		611	1,110	1,314	896	950

(12) 産前・産後母子支援事業

〈目的・事業内容〉

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦等（特定妊婦等）への支援を強化するため、平成 29 年 10 月から、社会福祉法人 熊本市社会福祉協会 熊本乳児院へ委託し、コーディネーターと看護師を配置している。予期せぬ妊娠・出産に関する 24 時間年中無休の相談窓口（匿名可）を設置するとともに、産科医療機関や関係機関への同行受診等のアウトリーチ、緊急的な住まいの場の提供及び看護師による専門的支援を実施し、安全な出産・養育、その後の自立に向けた支援を行っている。

〈実績〉 ※ H29 年度は 10 月～

年度	相談件数 (件)	住まいの場の提供 (人)
H29	184	3
H30	562	4
H31 (R1)	537	5

(13) 子ども・若者総合相談センター

〈目的・事業内容〉

平成 26 年 4 月より、子ども・若者育成支援推進法第 13 条に基づき、「子ども・若者総合相談センター」を開設。24 時間年中無休での電話相談体制、その他メールや面接等により、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じ、情報の提供及び助言を行い緊急・困難なケースを関係機関と連携し早期支援に繋いでいる。

また、閉庁時（平日 18 時以降、夜間・休日等）には、児童相談所の虐待通告等の電話受付も行っている。

さらに、平成 31 年（2019 年）度より妊娠期から子育て期にわたる相談を受けている。

所在地 中央区大江 5 丁目 1 番 1 号 ウェルパルクまもと 2 階

面接相談 平日 月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

電話相談 24 時間年中無休受付

メール相談 24 時間受付（返信時間：平日 月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）

FAX 相談 24 時間受付（返信時間：平日 月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）

非行問題についての相談 毎週月曜日～金曜日 午後 10 時から午後 4 時（祝日及び年末年始除く、要予約）

不登校問題についての相談 毎週月曜日 午前 10 時から午後 12 時、午後 1 時から午後 3 時

（祝日及び年末年始除く、要予約）

健
福

〈実績〉

① 総相談実件数

(単位 件)

年度	電話	面接	メール	FAX	合計
H27	5,926	216	479	2	6,623
H28	6,307	120	440	0	6,867
H29	6,045	151	605	0	6,801
H30	6,760	159	514	0	7,433
H31 (R1)	5,613	62	361	0	6,036

総相談実件数は 6,036 件、平成 30 年度より 1,397 件減少。

内、閉庁時（17 時 15 分以降）の相談件数は、4,721 件で全体の約 78%。

② 相談対象者別の実件数

(単位 件)

年度	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他の 10代	20歳以上	不明	合計
H27	476	872	709	835	356	1,967	1,408	6,623
H28	388	609	614	557	499	2,700	1,500	6,867
H29	437	685	622	561	622	2,609	1,265	6,801
H30	420	629	545	472	447	3,669	1,251	7,433
H31 (R1)	364	589	419	457	256	2,377	1,574	6,036

③ 主たる相談内容実件数

(単位 件)

年度	学校・先生	家族内・保護者	職場との関係	その他の関係 (学校・家庭・職場以外)	健康問題・ 発育発達・ 障がい	育成 (関わり・ 問題行動)	将来不安・ 生活上の 問題	性・ 異性	妊娠・ 出産	養護	児相への 連絡	問合せ など	合計
H31 (R1)	300	536	382	313	746	321	781	184	17	252	1,519	685	6,036

※平成 31 年度（令和元年度）から相談分類の見直しを行った。

(14) 要保護児童対策（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等に対する適切な支援を行うため、平成 18 年 6 月児童福祉法に基づく「熊本市要保護児童対策地域協議会」を設置（令和 2 年度（2020 年度）当初における構成機関：47 機関）した。平成 24 年度に政令市移行とともに、各区に児童虐待専任の職員を配置し、地域の身近な相談・通告機関として、母子保健と連携した、予防を含めた切れ目のない支援体制を図っている。

児童福祉法の改正により、「市町村子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」という。）」を設置することが努力義務とされたことに基づき、令和 2 年度から、各区の上記機能を支援拠点と位置づけた。

相談機能の充実、児童虐待対応機能の強化、育児不安を抱える家庭への支援強化に努めているほか、夜間や休日など各相談機関の閉庁時間に子どもに関するあらゆる電話相談へ対応する体制を整備するとともに、児童虐待防止に関する広報・啓発を行う「オレンジリボンキャンペーン」等の取り組みを行っている。

また、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで一貫した体制を整えるため、平成 22 年 4 月に熊本市児童相談所を開設し、平成 24 年 4 月には児童相談所、教育相談室及び障がい者福祉相談所各機能を有する「熊本市こどもセンターあいぱる くまもと」を開設した。

〈実 績〉

年 度	児童虐待 相談受付件数 (件)	実務者会議 (児童虐待防止連絡会議) 開催回数 (回)	オレンジリボン サポーター (人)
H27	258	7	963
H28	204	4	222
H29	230	5	567
H30	295	5	570
H31 (R1)	331	5	254

(15) 児童相談所

設 置 平成22年4月1日

所 在 地 中央区大江5丁目1番50号 熊本市こどもセンター「あいばる くまもと」3F

目 的 子どもたちの健やかな育ちを応援するために、相談内容によって児童福祉司や児童心理司、医師などの専門スタッフが問題の解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行う。

- 事業内容
- ・児童に関する専門的な知識及び技術を要する相談
 - ・児童等に対する調査、社会診断、心理診断及び医学診断並びに指導
 - ・児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・里親等への措置
 - ・里親の登録等
 - ・児童措置費負担金の認定
 - ・障害児施設給付費等の支給決定
 - ・児童の療育手帳に係る判定

児童相談対応件数

(単位 件)

相 談 種 別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養護相談	児童虐待相談	604	570	703	908	1,114
	その他の養護相談	421	493	471	406	475
障 害 等 相 談		695	668	644	683	684
	療育手帳判定件数	654	611	592	667	683
非 行 相 談		106	111	71	77	80
育 成 相 談	性格行動相談	123	282	156	158	158
	不登校相談	60	63	52	44	46
	適性相談	0	1	0	0	0
	育児・しつけ相談	24	17	15	18	8
そ の 他 の 相 談		170	79	124	99	60
計		2,203	2,284	2,272	2,393	2,625

(16) ひとり親家庭支援事業

ア 母子・父子自立支援員の設置

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭の自立のための相談指導及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業等に関する業務を行っている。

イ ひとり親家庭等医療費助成

対 象 者 市に住所を有する母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童または父母のいない児童
 所 得 制 限 児童扶養手当の所得制限に準じる
 実 施 状 況 件 数 60,622件
 経 費 260,333千円 (平成31年度(2019年度))

ウ 児童扶養手当

児童扶養手当受給世帯数

(令2.3.31現在)

	離婚世帯	死別世帯	未婚世帯	障がい世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世帯	5,762	37	953	30	15	304	7,101

エ 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の知識及び技能の習得を容易にするため、給付事業(母子家庭等自立支援教育訓練給付・母子家庭等高等職業訓練促進給付)を行っている。

(平成31年度(2019年度)実績)

母子家庭等自立支援教育訓練給付 7人
 母子家庭等高等職業訓練促進給付 83人

オ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭及び寡婦の方の自立と生活の安定を図るため、生活・住宅・養育・教育や身の上等の家庭一般相談、介護・医療相談、法律相談や就業等の各種相談に応じる。また、就業に必要な技能習得講座、教養講座等を開催し、講演会やレクリエーションを企画・開催する。

(平成31年度(2019年度)実績) 利用者数 3,128人 委託料 21,016千円

(17) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子父子寡婦福祉資金特別会計を設置し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事務を行っている。

(平成31年度(2019年度)実績) 252件 136,549千円

(18) 施 設

ア 助産施設(子ども政策課)

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員(床)
熊本市市民病院	熊本市	高田 明	東区東町4丁目1番60号	平18.1	10
慈恵病院	医療法人	蓮田 太二	西区島崎6丁目1番27号	平18.4	2
熊本赤十字病院	日本赤十字社	平田 稔彦	東区長嶺南2丁目1番1号	〃	1
福田病院	医療法人社団	福田 稔	中央区新町2丁目2番6号	〃	2

イ 母子生活支援施設(子ども政策課)

施設名	経営主体	施設代表者	許可年月	定員(世帯)
はばたきホーム	社会福祉法人	嶋村 聖子	昭23.10	20
きらきら星レジデンス	〃	奥村 朝子	平24.4	25

ウ 乳児院（子ども政策課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	甲斐 國英	中央区九品寺6丁目8番3号	昭22.12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	潮谷 佳男	中央区神水1丁目14番1号	昭25.4	15

エ 児童養護施設（子ども政策課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	林田 博文	中央区神水1丁目14番1号	昭27.4	50
菊水学園	〃	松本 孝一郎	中央区渡鹿5丁目9番12号	昭25.10	55
藤崎台童園	〃	北村 直登	中央区古京町3番5号	昭24.3	48
龍山学苑	〃	上村 宏洸	北区龍田6丁目3番60号	昭23.10	45

オ 福祉型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
愛育学園	社会福祉法人	小澤 豪	北区清水新地1丁目3番1号	昭38.12	80
大江学園	〃	塘林 敬規	東区渡鹿8丁目16番46号	昭40.6	60
熊本ライトハウス	〃	緒方 健一	東区新生1丁目23番11号	昭28.7	20 (盲児・ろうあ児)

カ 児童発達支援センター（障がい保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
熊本県ひばり園	社会福祉法人	高田 規子	東区長嶺南2丁目3番2号	昭56.4	20
済生会なでしこ園	〃	勝本 映美	南区白藤3丁目2番71号	平16.4	30
三気の家	〃	田之上あかね	北区室園町20番40号	平6.4	24

キ 医療型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
くまもと江津湖療育医療センター	社会福祉法人	木下 裕俊	東区画図町大字重富575番地	平6.10	116

ク 児童自立支援施設（子ども政策課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
清水が丘学園	熊本県	村上 善生	北区打越町38番1号	明42.4	50

ケ 婦人相談所（保護管理援護課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員（世帯）
熊本県女性相談センター	熊本県	坂本 公一	東区長嶺南2丁目3番3号	昭32.8	—

(19) 児童館

児童館は、自由な遊びの中の集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図っている。また、子育て家庭を支援するため、子育て情報や情報交換の場の提供を行っている。現在、西原公園、託麻、東部、秋津、西部、花園、幸田、南部、龍田、清水、城南児童館の11児童館と民間の桜ヶ丘児童館がある。

名 称	ア 西原公園児童館	イ 城南児童館
所 在 地	中央区九品寺4丁目24番4号	南区域南町舞原451番地9
開設年月日	昭和53年8月1日	平成26年3月1日
管 理 運 営	熊本市	指定管理者

※託麻、東部、秋津、西部、花園、幸田、南部、龍田、清水の各児童館の施設概要については、複合施設のため、まちづくりセンターの項に一括記載

(20) 子ども文化会館

管 理 運 営 (一財) 熊本市社会教育振興事業団 (平成23年度より指定管理者)

所 在 地 中央区新町1丁目3番11号

施 設 の 概 要
 地下1階 駐車場(4台)、駐輪場(90台)、警備室等
 地上1階 エントランスホール、情報提供コーナー、事務室、養護室
 2階 やすらぎの部屋(4室)、会議室(2室)、相談コーナー(3室)等
 3階 創作室、プレイルーム、パソコンルーム、談話コーナー、授乳室
 4階 多目的ホール(228席)、わんぱく広場
 5階 多目的ホール上層部

開 館 時 間 午前9時～午後5時

(ただし、ホール・会議室は有料での利用は午後8時30分まで)

主な特別事業例

(平成30年度)

特 別 事 業 名	内 容
ジャンボこいのぼりづくり	来館者の描いたうろこを巨大こいのぼりに貼り、エントランスに飾る
中学生の乳幼児ふれあい体験事業	命の大切さや子育ての大変さを感じるため、中学生が絵本の読み聞かせや遊びを通して乳幼児とふれあう
節 分 豆 ま き	子どもボランティアの劇や、みんなで豆まきを楽しむなど、異年齢の交流の場(機会)を提供
僕の夢、私の夢体験事業	3つの小学校の児童が、一年間をかけてそれぞれの「夢」の実現に向けて活動し、達成までの過程や成果を発表
こ だ ぶ ん 誕 生 祭	当館の設立日を記念して春休み期間中に実施するイベント(親子ふれあい活動、ふれあいコンサートなど)

利用状況(延べ利用者数)

(単位 人)

年度 区分	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
子 ども	201,830	146,745	187,705	198,244	162,938
大 人	147,366	105,826	135,549	143,254	122,864
合 計	349,196	252,571	323,254	341,498	285,802

(21) 公立保育所管理運営及び私立保育所等運営支援事業

「子ども・子育て支援新制度」の施行により、幼保連携型・幼稚園型認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を実施。

また、子どもの年齢や家庭の状況に応じ3つの区分（1号認定（教育標準時間）、2号、3号認定（保育標準・短時間））に分けて支給認定及び利用調整を行う。

ア 幼稚園及び認定こども園入所状況（1号認定）（市外委託分除く）

（令和2.4.1現在）

区 分	施設数	定 員	年 齢 別 入 所 児 童 数						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
公立（幼稚園のみ）	6	786				74	90	97	261
私立（幼稚園、幼保連携型・幼稚園型認定こども園）	93	6,225				1,453	1,616	1,701	4,770
計	99	6,763				1,527	1,706	1,798	5,031

イ 保育所等入所状況（2号、3号認定）（市外委託分除く）

（令和2.4.1現在）

年度	公 立 別	定 員	入所児童数	入所率（%）	待機児童数
H28	公 立	1,805	1,797	99.5	0
	私 立	17,759	17,649	99.3	0
	計	19,564	19,446	99.3	0
H29	公 立	1,805	1,815	100.5	0
	私 立	18,161	18,515	101.9	0
	計	19,966	20,330	101.8	0
H30	公 立	1,805	1,764	97.7	0
	私 立	18,656	19,012	101.9	0
	計	20,461	20,776	101.5	0
H31 (R1)	公 立	1,805	1,765	97.7	0
	私 立	18,881	19,595	103.7	6
	計	20,686	21,360	103.2	6
R2	公 立	1,805	1,689	93.6	0
	私 立	19,198	19,766	103.0	0
	計	21,003	21,455	102.2	0

※入所率（%）＝入所児童数÷定員×100 ※受託児童を含む ※事業所内保育の従業員枠を除く

ウ 年齢別保育所等入所状況（2号、3号認定）（市外委託分除く）

（令和2.4.1現在）

区 分	保育所等数	定 員	年 齢 別 入 所 児 童 数					
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
公立	19	1,805	81	227	289	356	361	375
私立	246	19,198	1,346	3,474	3,841	3,663	3,753	3,689
計	265	21,003	1,427	3,701	4,130	4,019	4,114	4,064

※受託児童を含む ※事業所内保育の従業員枠を除く

エ 公立私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園（施設型給付）

公立保育園

（令2.4.1現在）

施設名	2・3号 定員	職員数			所在地	施設名	2・3号 定員	職員数			所在地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
1 城東保育園	130	16	2	18	中央区九品寺1丁目13-20	12 幸田保育園	90	8	2	10	南区良町2丁目5-1
2 白山 〃	90	9	3	12	中央区白山2丁目12-3	13 麻生田 〃	100	13	2	15	北区麻生田4丁目10-23
3 本荘 〃	130	13	2	15	中央区本荘6丁目16-24	14 菱形 〃	80	8	2	10	北区植木町上古閑62-2
4 横手 〃	100	12	2	14	中央区横手2丁目1-11	15 山本 〃	70	8	2	10	北区植木町清水1067-3
5 京塚 〃	110	11	3	14	東区尾ノ上3丁目13-26	16 田底 〃	90	9	2	11	北区植木町正清508
6 健軍 〃	110	11	2	13	東区健軍2丁目12-17	17 豊田 〃	120	11	2	13	北区植木町豊田565
7 京町台 〃	100	11	3	14	西区池田1丁目2-1	18 清水 〃	90	9	2	11	北区清水本町13-7
8 池上 〃	90	10	2	12	西区池上町1226-1	19 西里 〃	110	10	2	12	北区碓川町1133
9 中島 〃	45	9	2	11	西区沖新町675						
10 小島 〃	60	7	2	9	西区小島7丁目6-7	計 19カ所	1,805	195	41	236	
11 春日 〃	90	10	2	12	西区春日3丁目11-1						

私立保育園

（令2.4.1現在）

施設名	2・3号定員	所在地	施設名	2・3号定員	所在地
1 第二画図保育園	90	中央区出水8丁目43-5	51 美心幼愛園	70	西区中島町560
2 出水南保育園	90	中央区出水6丁目15-21	52 松尾保育園	70	西区西松尾町4971
3 ひかり幼稚園	110	中央区大江2丁目3-2	53 すぎのこ保育園	90	西区二本木4丁目22-25
4 黒髪乳児保育園	60	中央区黒髪2丁目36-33	54 つくし保育園	70	西区花園5丁目2-11
5 黒髪幼愛園	200	中央区黒髪2丁目9-20	55 瑩光保育園	60	西区花園6丁目8-34
6 つばみ保育園	150	中央区国府本町12-73	56 明星保育園	110	南区出仲間2丁目1-20
7 友愛会保育園	90	中央区壺川2丁目1-57	57 海路口保育園	60	南区海路口町617
8 ひまわり保育園	60	中央区新大江1丁目7-39	58 奥古閑保育園	45	南区奥古閑町1562-2
9 愛光幼稚園	90	中央区新大江2丁目10-25	59 上ノ郷保育園	110	南区上ノ郷1丁目10-5
10 熊本夜間保育園	45	中央区新市街13-19	60 川口保育園	60	南区川口町1099-2
11 マリア幼愛園	90	中央区水前寺4丁目31-56	61 なかよし保育園	100	南区幸田2丁目1-80
12 水前寺保育園	80	中央区水前寺公園20-5	62 熊本藤富保育園	90	南区護藤町973
13 天使の園保育園	60	中央区渡鹿1丁目17-52	63 日吉保育園	120	南区十禅寺2丁目9-1
14 藤崎台保育園	60	中央区古京町3-5	64 和光保育園	150	南区内城南町隈庄736
15 双葉保育園	90	中央区本荘2丁目3-15	65 城南慈光保育園	60	南区内城南町坂野2090-1
16 みのり保育園	60	中央区本荘3丁目6-19	66 城南ふたば保育園	70	南区内城南町丹生宮667
17 鳳鳴保育園	90	中央区世安町393-2	67 舞原保育園	120	南区内城南町舞原291-7
18 大光保育園	110	東区画図町所島755-3	68 くすのき保育園	130	南区内城南町六田475-2
19 第二エンゼル保育園	120	東区榎町3-10	69 城南こぼと保育園	60	南区内城南町鱈瀬223
20 Ai 保育園尾ノ上	120	東区尾ノ上1丁目8-24	70 飽田東保育園	90	南区砂原町25
21 やまびこ保育園	40	東区尾ノ上2丁目25-18	71 銭塘保育園	80	南区銭塘町976-2
22 小山保育園	150	東区小山2丁目24-20	72 旭保育園	180	南区近見6丁目11-11
23 よつば保育園	120	東区小山5丁目27-40	73 雁回まこと保育園	130	南区富合町木原1410-1
24 供合保育園	130	東区上南部3丁目18-52	74 リリー保育園	45	南区並建町839-1
25 ぎんなん保育園	90	東区京塚本町65-31	75 畠口みのり保育園	70	南区畠口町2137-2
26 幼育学園幼光園	90	東区健軍3丁目34-17	76 中緑保育園	50	南区美登里町454
27 せきれい保育園	90	東区健軍5丁目1-11	77 リズム幼稚園	150	南区御幸苗田3丁目12-1
28 熊本日の出保育園	120	東区桜木3丁目15-5	78 御幸こぼと保育園	120	南区御幸苗田7丁目15-30
29 愛育保育園	60	東区桜木6丁目2-26	79 大和保育園	60	北区植木町大和37-6
30 画図保育園	90	東区下江津2丁目2-1	80 田原児童園	80	北区植木町富応1167
31 帯山保育園	120	東区月出2丁目4-27	81 和幸保育園	60	北区植木町平野323-2
32 月出保育園	90	東区月出6丁目3-5	82 梶尾保育園	120	北区梶尾町288番地1

施設名	2・3号定員	所在地	施設名	2・3号定員	所在地
33 ひむき保育園	130	東区戸島7丁目9-48	83 むつみ保育園	120	北区楠1丁目15-16
34 広福保育園	120	東区長嶺東5丁目23-25	84 きらら保育園	150	北区清水新地2丁目8-1
35 木の実保育園	90	東区西原2丁目20-14	85 まんごく保育園	120	北区清水万石4丁目5-5
36 光輪保育園	90	東区沼山津4丁目8-29	86 はけみや保育園	90	北区高平3丁目35-28
37 こまどり保育園	120	東区八反田2丁目21-17	87 さつきヶ丘保育園	100	北区龍田1丁目4-30
38 さくらぎ保育園	90	東区花立3丁目30-1	88 北部中央保育園	120	北区西梶尾町535-3
39 さくらんぼ保育園	130	東区広木町29-35	89 にれのき保育園	70	北区楡木5丁目30-20
40 聖母幼愛園	90	東区南町13-3	90 あゆみ保育園	105	北区武蔵ヶ丘1丁目4-32
41 のぞみ保育園	90	東区若葉2丁目12-1			
42 カトレア保育園	90	東区若葉6丁目13-52			
43 熊本すみれ保育園	90	西区池亀町20-41			
44 報徳保育園	90	西区池田2丁目49-15			
45 有明保育園	50	西区小島下町4223			
46 KASUGA よんちようめ 保育園	50	西区春日4丁目30-11			
47 若葉幼愛園	70	西区上代1丁目11-2			
48 たちばな保育園	75	西区河内町河内2192			
49 河内からたち保育園	40	西区河内町河内2946			
50 白羊保育園	90	西区島崎3丁目20-34			
			計90カ所	8,405	
			公私立計109カ所	10,210	

認定こども園

(令2.4.1現在)

施設名	類型	1号定員	2・3号定員	合計定員	所在地
1 認定こども園 帯山のぎくこども園	幼保連携型	8	90	98	中央区帯山4丁目55-17
2 きよめこども園	幼保連携型	15	105	120	中央区国府2丁目6-24
3 大江こども園	幼保連携型	15	90	105	中央区大江2丁目1-18
4 幼保連携型認定こども園 かっぱこどもえん	幼保連携型	15	190	205	中央区保田窪1丁目2-101
5 出水幼稚園	幼稚園型	150	40	190	中央区国府2-10-39
6 認定こども園 ルーテル学院幼稚園	幼保連携型	120	60	180	中央区黒髪3丁目12-16
7 幼保連携型認定こども園 シオン	幼保連携型	10	120	130	中央区新町4丁目7-35
8 認定こども園 神水幼稚園	幼保連携型	100	110	210	中央区神水1丁目14-1
9 認定こども園 帯山幼稚園	幼稚園型	150	110	260	中央区帯山4-42-16
10 認定こども園 東海大学付属かもめ幼稚園	幼保連携型	345	60	405	中央区帯山7丁目13-41
11 幼保連携型認定こども園 九州学院みどり幼稚園	幼保連携型	50	66	116	中央区大江5丁目3-36
12 第一幼稚園	幼保連携型	135	110	245	中央区坪井4丁目20-22
13 寺原保育園	幼保連携型	15	80	95	中央区坪井5丁目13-6
14 幼保連携型認定こども園 くぼんじこども園	幼保連携型	15	160	175	中央区八王寺町51-35
15 幼保連携型認定こども園 とうぶ	幼保連携型	120	39	159	東区花立5丁目4-93
16 幼保連携型認定こども園 ことうだいに	幼保連携型	45	60	105	東区健軍3丁目36-14
17 やまなみ	幼保連携型	15	240	255	東区戸島西2丁目3-50
18 幼保連携型認定こども園 ことう	幼保連携型	45	60	105	東区湖東1丁目12-26
19 やまばとこども園	幼保連携型	15	100	115	東区御領2丁目12-20
20 なぎさこども園	幼保連携型	15	120	135	東区江津1丁目7-25
21 認定こども園 エンゼル保育園	幼保連携型	15	120	135	東区佐土原1丁目22-20
22 幼保連携型認定こども園ふわわ	幼保連携型	15	130	145	東区桜木1丁目11-21
23 幼保連携型認定こども園 ひばり	幼保連携型	10	120	130	東区山ノ内1丁目1-87
24 幼保連携型認定こども園 にしばる	幼保連携型	60	160	220	東区新南部3丁目3-51
25 認定こども園 めぐみ幼稚園	幼保連携型	150	90	240	東区水源2丁目2-1
26 木の葉こども園	幼保連携型	15	160	175	東区石原2丁目5-31
27 つばめこども園	幼保連携型	15	180	195	東区長嶺南7丁目7-15
28 幼保連携型認定こども園 くるみ幼稚園	幼保連携型	210	135	345	東区渡鹿8丁目1-18

施設名	類型	1号定員	2・3号定員	合計定員	所在地
29 聖母幼稚園	幼保連携型	150	90	240	東区南町 13-7
30 幼保連携型認定こども園 誠櫻幼愛園	幼保連携型	9	121	130	西区春日 6 丁目 22-1
31 芳野保育園	幼保連携型	15	90	105	西区河内町岳 880
32 幼保連携型認定こども園 城山保育園	幼保連携型	15	180	195	西区上代 6 丁目 9-1
33 城山幼稚園	幼保連携型	60	90	150	西区城山大塘 1 丁目 21-1
34 幼保連携型認定こども園 こずえ保育園	幼保連携型	15	170	185	西区新土河原 1 丁目 7-20
35 幼保連携型認定こども園 亀の子幼稚園	幼保連携型	120	45	165	西区谷尾崎町 415
36 幼保連携型認定こども園 西部音楽幼稚園	幼保連携型	150	60	210	西区中原町 686
37 かおるこども園	幼保連携型	15	90	105	西区中島町 2056-2
38 認定こども園 第一保育園	幼保連携型	15	160	175	南区富合町新 256- 1
39 そよかぜこども園	幼保連携型	9	130	139	南区南高江 1 丁目 11-126
40 幼保連携型認定こども園 恵水幼稚園	幼保連携型	235	165	400	南区御幸笛田 3-13-12
41 幼保連携型認定こども園 力合さくら子ども園	幼保連携型	15	190	205	南区合志 3 丁目 6-26
42 ゆたか幼稚園	幼稚園型	74	70	144	南区今町 161 - 1
43 認定こども園 わかくさ幼稚園	幼稚園型	95	40	135	南区南高江 7-9-36
44 幼保連携型認定こども園 こじか園	幼保連携型	15	90	105	南区南高江 7 丁目 9-30
45 仁愛保育園	幼保連携型	15	275	290	南区薄場 1 丁目 14-10
46 幼保連携型認定こども園 モロナイ保育園	幼保連携型	15	120	135	南区八分字町 618
47 田迎こども園	幼保連携型	15	90	105	南区良町 1 丁目 22-1
48 五丁こども園	幼保連携型	15	90	105	北区貢町 66 番地 1
49 高平幼稚園	幼保連携型	127	53	180	北区高平 2 丁目 20-32
50 ほくぶ幼稚園	幼保連携型	75	126	201	北区鹿子木町 356
51 喜育こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町一木 43-2
52 蓮の実こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町滴水 41-1
53 山東こども園	幼保連携型	0	90	90	北区植木町有泉 829
54 幼保連携型認定こども園 城北幼稚園	幼保連携型	240	140	380	北区清水新地 2-8-2
55 第二幼稚園	幼保連携型	135	87	222	北区清水東町 10-45
56 武蔵ヶ丘こども園	幼保連携型	15	150	165	北区武蔵ヶ丘 5 丁目 15-8
57 たつだの森保育園	幼保連携型	8	132	140	北区龍田陳内 3 丁目 38-50
58 こぐまこども園	幼保連携型	15	220	235	北区四方寄町 39-1
59 力合幼稚園	幼稚園型	156	10	166	南区白藤 1 丁目 22 番 7 号
60 幼保連携型認定こども園 わらべ	幼保連携型	15	160	175	東区新南部 2 丁目 2-50
61 おげきこども園	幼保連携型	10	90	100	東区下南部 2 丁目 2-123
62 幼保連携型認定こども園 城高保育園	幼保連携型	15	90	105	西区城山大塘 2 丁目 1-24
63 出仲間こども園	幼保連携型	15	170	185	南区出仲間 3 丁目 1-11
64 かわりこども園	幼保連携型	9	90	99	南区川尻 5 丁目 4-24
65 済生会しらふじ子ども園	幼保連携型	15	160	175	南区白藤 3 丁目 2-70
66 清水ヶ丘こども園	幼保連携型	10	90	100	北区兎谷 1 丁目 3-82
67 幼保連携型認定こども園 たつだ保育園	幼保連携型	15	145	160	北区龍田弓削 2 丁目 7-100
68 幼保連携型認定こども園 ひでみ保育園	幼保連携型	15	285	300	北区鶴羽田 3 丁目 1-78
69 くすの実こども園	幼保連携型	10	120	130	北区楠 4 丁目 3-15
70 幼保連携型認定こども園 第二桜ヶ丘こども園	幼保連携型	15	120	135	中央区世安町 567-3
71 幼保連携型認定こども園 二岡保育園	幼保連携型	10	150	160	東区戸島 3 丁目 11-62
72 幼保連携型認定こども園 本妙寺こども園	幼保連携型	15	115	130	西区花園 4 丁目 3-23
73 愛保育園	幼保連携型	15	90	105	南区近見 3-13-30
74 幼保連携型認定こども園 小木こども園	幼保連携型	15	120	135	南区城南町塚原 994-19
75 幼保連携型認定こども園 桜ヶ丘こども園	幼保連携型	15	110	125	北区植木町滴水 245-1
76 幼保連携型認定こども園 たから子ども園	幼保連携型	10	140	150	南区富合町小岩瀬 686
77 古町幼稚園	幼稚園型	25	72	97	西区二本木 4 丁目 4-13
78 幼稚園型認定こども園 ときわ幼稚園	幼稚園型	200	60	260	中央区本荘町 683 番地 2
79 認定こども園九州音楽幼稚園	幼稚園型	100	50	150	中央区水前寺公園 23-21

施設名	類型	1号定員	2・3号定員	合計定員	所在地
80 認定こども園九州音楽京塚幼稚園	幼稚園型	180	57	237	東区尾ノ上1丁目47-9
81 幼保連携型認定こども園ながみねこども園	幼保連携型	15	120	135	東区長嶺東5丁目1-17
82 幼保連携型認定こども園千草保育園	幼保連携型	15	120	135	中央区平成3丁目2-12
83 幼保連携型認定こども園青いほしこども園	幼保連携型	15	90	105	南区近見7丁目12-33
私立計 83カ所		4,520	9,463	13,983	

地域型保育事業所

(令2.4.1現在)

施設名	事業所種別	2・3号定員	所在地
1 家庭的保育室 はぐくみ ころこ	家庭的保育事業	5	中央区帯山4丁目24-23
2 家庭的保育室 はぐくみ めばえ	家庭的保育事業	5	中央区帯山4丁目27-14
3 世安・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	中央区世安町361-2
4 鶴屋保育園スマイリア	保育所型事業所内保育事業	40	中央区手取本町6-1
5 わくわく家庭保育室 唐人町	家庭的保育事業	5	中央区上鍛冶屋町8-2(湖東カレッジ唐人校内)
6 からしま保育舎 ぴーかーぶー	小規模保育事業A型	19	中央区辛島町6-2 ベアレントビル2F
7 つばさ保育園	小規模保育事業A型	19	中央区大江1-11-10
8 立町・におうさん通り保育園	小規模保育事業A型	18	中央区坪井4-1-1
9 とろく保育園	小規模保育事業A型	18	中央区渡鹿5-7-6
10 とろく保育舎 ぴーかーぶー	小規模保育事業A型	18	中央区渡鹿7-8-53
11 あーす保育園 保田窪	小規模保育事業A型	19	中央区保田窪1丁目9-48 保田窪1丁目事務所101号室
12 保育所 きっず・ひろば	小規模保育事業A型	16	中央区本荘6-4-1
13 ムジカ保育園	小規模保育事業A型	19	中央区本荘6-7-18
14 ぱんだ保育園	小規模保育事業A型	19	東区健軍3丁目50-20
15 わらべっ子保育園	小規模保育事業A型	19	東区新南部3丁目7-76-2
16 みんなの保育園ぱれっと	小規模保育事業A型	19	東区長嶺西1丁目5-1 シュロアモール長嶺ハ棟1F
17 ながみね乳児保育園	小規模保育事業A型	19	東区長嶺東5丁目1-1
18 いなほこどもの家	小規模保育事業A型	11	東区八反田2丁目17-24
19 西方ハロー保育園	小規模型事業所内保育事業A型	19	東区東本町15-1
20 おーさあ保育園 Co どおーも	小規模保育事業A型	19	東区栄町2-15
21 えびこスマイルキッズ	小規模型事業所内保育事業A型	12	東区画図町重富568-2
22 成仁としま保育園	保育所型事業所内保育事業	35	東区戸島2-3-15
23 だい2あすなろ	小規模保育事業A型	19	東区戸島西5-5-27
24 あすなろ	小規模保育事業A型	19	東区戸島西5丁目5-18
25 第2さくら園	小規模保育事業A型	19	東区戸島西6-2-72
26 みらいとしま保育園	小規模保育事業A型	19	東区戸島本町8-8
27 ぐるんぱ保育園	小規模保育事業A型	19	東区湖東2-6-14
28 ことりの家保育園	小規模保育事業A型	19	東区御領2-14-46
29 やまなみこども園 ころぼっくる	小規模保育事業A型	19	東区秋津2-6-41
30 おやまひよこ保育園1号館	小規模保育事業A型	19	熊本市東区小山2丁目1-25
31 小規模保育所 ふわにっこ	小規模保育事業A型	19	東区昭和町6-9
32 みんなの保育園 くれよん	小規模保育事業A型	19	東区長嶺西1-5-1
33 長嶺かるがも保育園	小規模保育事業A型	18	東区長嶺西1丁目6-88 ザ・クレイン106
34 広福乳児園	小規模保育事業A型	19	東区長嶺東5-23-1
35 きらきら保育園	小規模保育事業A型	12	東区長嶺東6丁目8-34
36 保育室ちようちょ くるみの森	小規模型事業所内保育事業A型	19	東区渡鹿8丁目1-70
37 えがお保育園	小規模型事業所内保育事業A型	19	東区東町4丁目10-1
38 秋津めばえ保育園	小規模保育事業A型	19	東区東野4-11-11
39 わくわく家庭保育室 八反田	家庭的保育事業	5	東区八反田2丁目1-75
40 ニチイキッズおのうえ保育園	小規模保育事業A型	19	東区尾ノ上3-6-2-102
41 夢ママ保育園	小規模保育事業A型	16	東区尾ノ上4-20-1-2
42 白坪・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	西区田崎1-5-115

施設名	事業所種別	2・3号定員	所在地
43 古町げんきの森保育園	小規模保育事業 A 型	18	西区二本木 2-7-20
44 第二平成さくら保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区江越 1 丁目 2-10
45 みいな保育園	小規模保育事業 A 型	12	南区江越 1 丁目 8-20
46 にじいろ保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区近見 2-16-6
47 かみのごう保育園プチ	小規模保育事業 A 型	19	南区近見 2-2-1
48 とことこ保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区近見 6-19-11
49 平成さくら保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区江越 1 丁目 17-12 フローラル江越 103
50 けやき通り みそら保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区出仲間 1-3-1
51 みらい保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区城南町下宮地 429-1
52 ニチキッズ熊本すぎかみ保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区城南町今吉野 618
53 ハッピー保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区田迎 6 丁目 11-1
54 力合・ひまわり保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区刈草 3 丁目 2-40S ビル 1F
55 ことな保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区富合町清藤 383-1
56 あーす保育園力合西	小規模保育事業 A 型	19	南区野口 3-19-46
57 麻生田げんきの森保育園	小規模保育事業 A 型	19	北区麻生田 1 丁目 2-2
58 太陽の子保育園	小規模保育事業 A 型	19	北区麻生田 4 丁目 2-60
59 なないろ森の保育園	保育所型事業所内保育事業	25	北区山室 6-9-1
60 小さな森の保育園	小規模保育事業 A 型	19	北区四方寄町 650-4
61 陽だまり保育園 武蔵ヶ丘園	小規模型事業所内保育事業 A 型	19	北区武蔵ヶ丘 1 丁目 8-15 エクセルハイム 1-B
62 保育園さくらチャイルド	小規模保育事業 A 型	15	北区武蔵ヶ丘 5-29-1
63 陽だまり保育園 光の森園	小規模型事業所内保育事業 A 型	19	北区武蔵ヶ丘 7-2-6
64 つばさ東保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区新南部 5 丁目 4-38
65 メイプル保育園	小規模保育事業 A 型	19	南区日吉 2 丁目 1423-4
66 ニチキッズうえき保育園	小規模保育事業 A 型	19	北区植木町滴水 444 植木まるみビル 1 階
67 ドレミ保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区秋津 3 丁目 14-48
68 桜木めばえ保育園	小規模保育事業 A 型	19	東区桜木 5 丁目 9 番 -111
69 つっぴー	小規模保育事業 A 型	19	東区長嶺南 7 丁目 7-20
70 ブルービーの森	小規模保育事業 A 型	19	南区田迎 6 丁目 6-40
71 チャイルドアカデミーつばみ	小規模保育事業 A 型	19	中央区京町 2 丁目 8 - 6
72 おやまひよこ保育園 2 号館	小規模保育事業 A 型	19	熊本市東区小山 2 丁目 1-25
73 おやまひよこ保育園 3 号館	小規模保育事業 A 型	19	熊本市東区小山 2 丁目 1-25
私立計 73 カ所		1,330	

私立幼稚園（施設型給付）

（令 2.4.1 現在）

施設名	事業所種別	1号定員	所在地
1 画図幼稚園	施設型給付幼稚園	240	中央区出水 8 丁目 7-40
2 白山幼稚園	施設型給付幼稚園	200	中央区菅原町 6-11
3 暁幼稚園	施設型給付幼稚園	75	西区島崎 5 丁目 47-41
4 マリア幼稚園	施設型給付幼稚園	200	中央区水前寺 4 丁目 31-56
5 YMCA 熊本五福幼稚園	施設型給付幼稚園	75	中央区魚屋町 1 丁目 9
6 熊本聖母愛児幼稚園	施設型給付幼稚園	75	西区島崎 6 丁目 1-18
7 立田幼稚園	施設型給付幼稚園	240	北区龍田 6 丁目 12-1
8 大窪幼稚園	施設型給付幼稚園	120	北区大窪 3 丁目 2-25
9 第2さくら体育幼稚園	施設型給付幼稚園	350	東区戸島西 7 丁目 1-12
10 YMCA 水前寺幼稚園	施設型給付幼稚園	130	中央区出水 3 丁目 12-1
私立計 10 カ所		1,705	

オ 助成

助成金支出状況（令和2年度予算）

私立保育所障害児保育事業費補助金	112,200千円
熊本市保育園連盟助成金	6,072千円
私立幼稚園等特別支援教育助成	1,500千円
私立保育所一時預かり事業費補助金	18,600千円
産休等代替職員費補助金	5,417千円
私立保育所延長保育促進事業補助金	137,100千円
認可外保育施設補助金	13,200千円

カ 認定こども園等の教育標準時間認定（1号認定）利用者負担額（保育料）（月額）

（令2.4.1現在）

階 層 区 分		1号認定保育料
①	生活保護世帯	0円
②	市民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む）	0円
③	市民税所得割課税額 24,300円未満	0円
④	24,300円以上 48,600円未満	0円
⑤	48,600円以上 77,101円未満	0円
⑥	77,101円以上 211,201円未満	0円
⑦	211,201円以上	0円

キ 保育所・認定こども園等の保育認定（2号・3号認定）利用者負担額（保育料）（月額）

（令2.4.1現在）

階 層 区 分		3号認定 （3歳未満）		2号認定 （3歳以上）	
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
①	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
③-1	市民税所得割課税 24,300円未満	10,000円	9,900円	0円	0円
③-2	24,300円以上 48,600円未満	12,000円	11,800円	0円	0円
④-1	48,600円以上 65,000円未満	16,000円	15,700円	0円	0円
④-2	65,000円以上 81,000円未満	22,500円	22,100円	0円	0円
④-3	81,000円以上 97,000円未満	27,500円	27,100円	0円	0円
⑤-1	97,000円以上 121,000円未満	33,000円	32,500円	0円	0円
⑤-2	121,000円以上 145,000円未満	34,500円	34,000円	0円	0円
⑤-3	145,000円以上 169,000円未満	38,000円	37,400円	0円	0円
⑥-1	169,000円以上 213,000円未満	45,000円	44,300円	0円	0円
⑥-2	213,000円以上 257,000円未満	47,000円	46,200円	0円	0円
⑥-3	257,000円以上 301,000円未満	50,000円	49,200円	0円	0円
⑦-1	301,000円以上 349,000円未満	53,000円	52,200円	0円	0円
⑦-2	349,000円以上 397,000円未満	55,000円	54,100円	0円	0円
⑧	397,000円以上	58,000円	57,000円	0円	0円

(22) 市立幼稚園管理運営及び私立幼稚園運営支援事業

ア 幼稚園

公立

(令 2.4.1 現在)

施設名	定員	所在地
市立 一新	176	中央区新町 1 丁目 10-38
〃 碩台	90	中央区南千反畑町 15-23
〃 向山	125	中央区本山 4 丁目 5-2
〃 川尻	90	南区川尻 4 丁目 1-70
〃 隈庄	180	南区域南町宮地 1009 番地
〃 楠	125	北区楠 3 丁目 6-1
計 6 ヶ所	786	
国立大学法人 熊本大学 教育学部附属	140	中央区城東町 5-9

私立

(令 2.4.1 現在)

施設名	定員	所在地
YMCA 水前寺	130	中央区出水 3 丁目 12-1
画図	240	中央区出水 8 丁目 7-40
YMCA 熊本五福	75	中央区魚屋町 1 丁目 9
熊本学園大学付属 敬愛	140	中央区大江 2 丁目 1-61
熊本信愛女学院	250	中央区上林町 2-20
玉栄	200	中央区九品寺 2 丁目 2-44
マリア	200	中央区水前寺 4 丁目 31-56
白山	200	中央区菅原町 6-11
坪井	80	中央区内坪井町 4-19
第 2 さくら体育	350	東区戸島西 7 丁目 1-12
さくら	350	東区長嶺南 1 丁目 4-80
ちぐさ	120	西区池上町 133-3
暁	75	西区島崎 5 丁目 47-41
熊本聖母愛児	75	西区島崎 6 丁目 1-18
花陵	180	西区田崎 3 丁目 1-52
熊本音楽	280	南区出仲間 6 丁目 14-40
ルンビニー	150	南区近見 2 丁目 7-2
植木中央	340	北区植木町舞尾 544-2
大窪	120	北区大窪 3 丁目 2-25
立田	240	北区龍田 6 丁目 12-1
武蔵ヶ丘	330	北区武蔵ヶ丘 5 丁目 9-16
計 21 ヶ所		

イ 幼稚園就園奨励費

私立幼稚園 (20 園)

(令和元年度決算)

補助条件			区分	補助限度額 (円)	対象人数 (人)	補助実施額 (円)	対象率 (%)
通 常 世 帯	I	生活保護世帯	第1子	154,000	0	0	0.0
			第2子	154,000	0	0	0.0
			第3子以降	154,000	1	120,000	0.1
	II	市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯	第1子	136,000	56	7,003,900	2.5
			第2子	154,000	42	5,839,000	1.9
			第3子以降	154,000	31	4,257,200	1.4
	III	市町村民税所得割額が34,500円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×21,300円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円	第1子	93,600	104	9,172,800	4.7
			第2子	123,500	91	10,440,600	4.1
			第3子以降	154,000	50	6,587,200	2.2
	IV	市町村民税所得割額が171,600円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	第1子	31,100	600	18,022,700	26.9
			第2子	92,500	325	28,492,100	14.6
			第3子以降	154,000	152	20,509,400	6.8
	V	上記区分以外の世帯	第1子	—	—	—	—
			第2子	77,000	308	22,778,800	13.8
			第3子以降	154,000	28	3,663,600	1.3
ひ と り 親 世 帯 等	I	生活保護世帯	第1子	154,000	1	132,000	0.1
			第2子	154,000	0	0	0.0
			第3子以降	154,000	0	0	0.0
	II	市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯	第1子	154,000	24	3,024,600	1.1
			第2子	154,000	8	1,198,500	0.4
			第3子以降	154,000	3	400,000	0.1
	III	市町村民税所得割額が34,500円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×21,300円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円	第1子	136,000	2	272,000	0.1
			第2子	154,000	4	550,000	0.2
			第3子以降	154,000	3	440,000	0.1
	IV	市町村民税所得割額が171,600円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	第1子	31,100	10	295,500	0.4
			第2子	92,500	5	462,500	0.2
			第3子以降	154,000	2	292,000	0.1
	V	上記区分以外の世帯	第1子	—	—	—	—
			第2子	77,000	1	77,000	0.0
			第3子以降	154,000	0	0	0.0
合 計			園児数 (全体) 2,228 人	1,851	144,031,400	83.1	

ウ 私学助成

私立幼稚園を運営する学校法人に対し、教職員の研究・研修等に係る経費を助成する。

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元
決算額 (千円)	31,679	24,434	18,912	15,334	13,494

7 生活衛生

食の安全・安心の確保、生活衛生の確保、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発、墓地・斎場の適正な管理及び健康危機への適切な対応など、身近な生活衛生の向上に努めている。

(1) 環境衛生関係（生活衛生課）

環境衛生については、理・美容所、クリーニング所、旅館等の生活衛生関連営業施設の衛生管理状況に関する監視指導を実施しており、特に、循環式浴槽水の普及によるレジオネラ症等の発生予防に取り組んでいる。

ア 営業施設の監視指導状況

(平成 31 年度)

	業 種	施 設 数	監 視 数	監視率 (%)
営 業 六 法	理 容 所	659	144	21.9%
	美 容 所	1,578	359	22.8%
	ク リ ー ニ ン グ 所	457	100	21.9%
	旅 館	262	63	24.0%
	興 行 場	48	13	27.1%
	公 衆 浴 場	213	54	25.4%
	計	3,217	733	22.8%
そ の 他 一 般 環 境 衛 生	温 泉	125	6	4.8%
	化 製 場 等	1	-	-
	墓 地	1,515	33	2.2%
	納 骨 堂	275	5	1.8%
	火 葬 場	2	-	-
	ビル管理法による 特 定 建 築 物	268	39	14.6%
	ビル管理法による 登 録 営 業	152	15	9.9%
遊 泳 場	32	11	34.4%	

イ 熊本市ホテル等建築審査会

平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。この条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造を有するホテル等の建築を規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目 的	ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する。
委員構成	10人以内 市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員
任 期	2年

(2) 生活衛生関係（生活衛生課）

健康で快適な生活環境を確保するための課題の解決に、市民が自ら取り組めるように、ダニやハチ等の住まいの衛生相談に対応するとともに、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等を原因としたシックハウス症候群については、要望に応じて空気環境調査（住まいの健康快適度診断）を実施している。

また、環境衛生事業所の廃止（平成24年3月31日）に伴い、道路、水路、公園等の公共の場所や施設における害虫等駆除や除草は、それぞれを所管する課が対応し、市民からの相談（衛生害虫の発生や空地の除草など）には区役所総務企画課が生活衛生課と連携して対応している。

ア 住まいの衛生相談状況

区 分 \ 年 度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
相 談 件 数 (件)	318	346	427	326	338
(うち、住まいの健康快適度診断実施数)	11	24	4	9	13

イ 出前教室実施状況

区 分 \ 年 度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
出 前 教 室 実 施 件 数 (件)	7	3	11	13	12
延 参 加 人 数 (人)	127	73	243	256	221

ウ 生活衛生推進員セミナー開催状況

区 分 \ 年 度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
生 活 衛 生 推 進 員 の 登 録 人 数 (人)	27	31	113	78	75
セ ミ ナ ー 開 催 数 (回)	4	0	0	0	0

エ 害虫等駆除状況

- ① 公共施設・道路・公園等の相談（苦情）については、それぞれの担当課へ対応を依頼している。
- ② 民有地・民有家屋の所有者からの相談については、業者紹介（本人が選択する）をしている。
- ③ 近隣の住民からの相談（苦情）については、民有地・民有家屋の所有者に駆除等を依頼している。
- ④ 地域団体（自治会・PTA等）からの相談があった場合、地域団体での対応をお願いしている。

【実績】不特定多数の人の往来がある通学路等において、スズメバチの刺傷被害が懸念され、緊急性があると判断し巣やスズメバチを駆除したのが、平成27年度0件、平成28年度1件、平成29年度2件、平成30年度0件、平成31年度は3件であった。また、平成31年度には、5月と8月にセアカゴケグモが発見され、現在までに本市では合計4例目の生息が確認されている。発見箇所及びその周辺において、生息調査や駆除を実施し、併せて咬傷被害予防のための注意喚起を行った。

オ 除草指導

苦情処理状況（区役所等の相談を含む）

年 度	相談を受付けた雑草地（件数）	草刈り完了実績（件数）
平成27年度	286	212
平成28年度	259	144
平成29年度	355	271
平成30年度	355	251
平成31年度	299	205

(3) 動物愛護センター

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成24年6月1日施行）」に基づき、犬の登録、犬の捕獲・収容・返還・処分、犬・猫に関する苦情相談対応、飼い犬・飼い猫の引取り、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養許可・監視指導等を行っている。動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するために、熊本市動物愛護推進協議会と協働して動物愛護週間行事・動物愛護啓発イベント等の開催、野良猫対策としての地域猫活動を展開している。平成21年度からは、動物愛護のさらなる普及啓発を図るために、学校・幼稚園・保育園を訪問して動物ふれあい訪問教室を開催し、子どもたちが動物をとおり「豊かな心」をはぐくめる支援を始めた。

ア 施設

名 称	熊本市動物愛護センター
所在地	東区小山2丁目11-1
主な設備	管理棟、収容施設棟、愛護棟、倉庫、収納庫、動物愛護園、休憩所、焼却炉

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登録総数	予防接種	捕獲保護	不要犬 引取り	計	返還	譲渡	処分死亡	計	咬傷事故
H27	34,599	23,613	361	18	379	212	129	22	363	16
H28	34,352	21,493	356	13	369	248	139	10	397	31
H29	34,367	22,420	297	23	320	177	90	27	294	31
H30	32,108	21,161	208	14	222	130	76	31	237	14
H31 (R1)	31,334	21,971	205	9	214	147	41	21	209	17

(4) 食品衛生関係

食品衛生については、「食」に関する総合的な取り組みを定めた「熊本市食の安全安心・食育推進計画」に基づき、毎年度「熊本市食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒予防対策や食品の安全確保に特に重点を置いた事業を展開している。令和元年度（2019年度）までの熊本地震からの復旧・復興のための業務見直しに伴い、監視体制はポイントを絞り、効率的・効果的に実施することとしている。そこで、令和元年度（2019年度）も健康危害発生リスクの高い大規模製造施設や生食用の食肉や生鮮魚介等を取り扱う施設に対して重点的に監視指導を行った。また、市民の食の安全性に関する不安や不信を払拭するため、出前講座や体験型講座を開催しリスクコミュニケーションの充実を図っている。

ア 食品衛生

① 営業施設等の監視指導状況（平成18年度から監視ポイント制へ移行）

（令和元年度（2019年度））

法 許可施設数		条例 許可施設		合 計			
施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	目標ポイント	監視ポイント	達成率 (%)
13,630	7,600	1,604	1,623	15,234	17,000	15,443	90.8

② 衛生教育、研修会等の実施状況

（令和元年度（2019年度））

区 分	衛 生 教 育				研 修 会 ・ 講 演 会		合 計		
	営 業 者				その他	市民			
	許可施設	給食施設 関係者	食品衛生 責任者 養成講習会	食品衛生 責任者 実務講習会				特定給食施設 等向け研修会	HACCP 普及 啓発研修会
件 数	61	22	4	2	22	49	2	6	168
参加人数	2,208	1,334	1,089	188	926	2,716	349	294	9,104

③ 健康増進法に基づく特定給食施設等の指導状況

年 度	区 分	立入り施設数	集 団 指 導	
			件 数	延べ人数
平成 27		114	3	323
平成 28		45	2	187
平成 29		73	2	222
平成 30		80	2	224
令和元		62	2	349

イ 熊本市田崎市場食品衛生監視所（食品保健課）

昭和 47 年 10 月から、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品等の監視、指導を行うために設置している。鮮魚介類及び青果関係の監視を中心に定期的な早朝臨検を行い、食品の細菌や添加物、残留農薬の検査を実施している。

所在地 西区田崎町 380 番地 市場会館 3 階

検査状況 ※（ ）は違反品数を再掲

年度	施設数	食品の検査数				
		国産品		輸入品		合計
平成 27	249	132	(2)	24	(1)	156 (3)
平成 28	255	71	(0)	20	(0)	91 (0)
平成 29	243	113	(0)	0	(0)	113 (0)
平成 30	241	84	(1)	13	(0)	97 (1)
令和元	230	72	(0)	15	(0)	87 (0)

※（ ）は違反品数を再掲

(5) 火葬場（健康福祉政策課）

火葬場については、熊本市斎場及び熊本市植木火葬場施設の改修工事や、熊本市斎場における指定管理者制度の導入など適正な管理運営を行っている。

ア 施設

・熊本市斎場

所在地 東区戸島町 796 番地

火葬棟の機能 ①告別室（4室） ②炉前ホール ③火葬炉 15基（3基増設スペースを確保）、汚物炉 1基
④収骨室（4室） ⑤中央監視室 ⑥事務室

・熊本市植木火葬場

所在地 北区植木町滴水 628 番地 1

火葬炉 2基

イ 利用状況

① 火葬

(単位 件)

区分		年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
大 人	市内	6,406	6,748	6,552	6,750	6,905	
	市外	411	516	417	403	391	
小 人	市内	22	15	24	25	21	
	市外	2	1	1	1	2	
死 産 児	市内	153	161	151	145	139	
	市外	44	39	41	33	33	
改 葬 人 骨	市内	61	154	102	89	332	
	市外	15	13	28	33	27	
そ の 他	市内	469	394	541	415	339	
	市外	76	72	54	57	61	
小 計	市内	7,111	7,472	7,370	7,424	7,736	
	市外	548	641	541	527	514	
合 計		7,659	8,113	7,911	7,951	8,250	

②熊本市斎場待合室及び式場

(単位 件)

区分		年度		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
待 合 室	市内			1,049	1,221	1,265	1,399	1,462
	市外			68	90	75	90	79
通 夜	市内			11	0	5	5	6
	市外			0	0	1	0	0
告 別 式	市内			31	1	19	18	18
	市外			1	1	2	1	0
通夜及び告別式	市内			74	4	38	32	26
	市外			8	2	1	6	0
小 計	市内			1,165	1,226	1,327	1,454	1,512
	市外			77	93	79	97	79
合 計				1,242	1,319	1,406	1,551	1,591

ウ 火葬場使用料 (待合室及び式場は、熊本市斎場に限定)

区分	種 別	単 位	使 用 料	
			市 内 (円)	市 外 (円)
火 葬 場	大 人 (12 歳 以 上)	1 体	6,000	36,000
	小 人 (12 歳 未 満)	1 体	4,000	24,000
	死 産 児	1 体	2,000	12,000
	改 葬 に よ る 人 骨	1 体	2,000	12,000
	その他 (産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部)	1 個 (10キログラムを限度とする。)	1,000	6,000
待 合 室		1 回 (2 時間以内)	4,000	
式 場	通 夜	1 回 (午後 4 時から翌日の午前 9 時まで)	5,000	30,000
	告 別 式	1 回 (午前 9 時から午後 3 時まで)	5,000	30,000
	通 夜 及 び 告 別 式	1 回 (午後 4 時から翌日の午後 3 時まで)	10,000	60,000

(6) 市営墓地及び霊堂 (健康福祉政策課)

市営墓地については、墓地需要に応えるために、返還墓地の再整備貸付を行うとともに、桃尾墓園においては平成 14 年度からの墓域拡張整備を平成 25 年度に終え、現在継続募集を実施している。

また、霊堂 (納骨堂) を含め周辺の環境整備を定期的に行い墓地景観の向上に努めている。

ア 墓地貸付状況

(貸付累計)

墓 地 名	総面積 (㎡)	平成 29 年度までの貸付状況		平成 30 年度までの貸付状況		令和元 (平成 31) 年度までの貸付状況	
		件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)
花 園 墓 地	28,057	1,869	12,414	1,862	12,354	1,851	12,260
小 峯 墓 地	28,617	1,841	11,182	1,829	11,092	1,825	11,071
立 田 山 墓 地	37,929	1,499	10,083	1,493	10,044	1,487	10,015
城 山 墓 園	54,747	1,136	7,070	1,131	7,036	1,130	7,021
清 水 墓 園	20,897	1,505	8,540	1,498	8,506	1,499	8,513
桃 尾 墓 園	268,765	9,071	44,653	9,143	45,013	9,234	45,461
浦 山 墓 園	26,407	1,216	7,788	1,210	7,736	1,201	7,655
計	465,419	18,137	101,730	18,166	101,781	18,227	101,996

イ 桃尾霊堂

所在地 東区戸島町 桃尾墓園内

施設概要 本体

納骨堂 家族納骨壇 336壇、短期納骨壇 1,200壇

管理棟

(事務所、休憩所、トイレ)

舎利塔

ウ 使用料

(平 14.4.1 施行)

墓 地	種 別	使 用 料
桃 尾 墓 園	芝 生 墓 地	1 区 画 600,000 円
	一 般 墓 地	1 平方メートルにつき 120,000 円
そ の 他 の 墓 地	一 般 墓 地	1 平方メートルにつき 80,000 円

桃 尾 霊 堂	期 間	使 用 料
家 族 納 骨 壇	10 年	200,000 円
短 期 納 骨 壇	1 年	5,000 円

(7) 健康危機管理（医療政策課）

平成13年4月1日に熊本市健康危機管理要綱を策定し、保健所として健康危機事案発生時に迅速に対応できるための体制づくりを行っている。

実施内容

- ・連絡会議 庁内外の関係機関32部署からの33委員で構成され、年1回の開催
- ・幹事会 庁内11関係機関及び健康危機管理担当医師の幹事により構成され、必要に応じて開催
- ・訓練 健康危機事案発生を想定し、庁内外の関係機関と連携し、訓練を年1回実施
- ・研修 関係機関の職員を対象に危機意識を認識し、かつ知識を取得するため、健康危機管理に関する専門家による研修を必要に応じて実施、また関係機関が実施する研修を案内
- ・その他 関係会議参加等

環 境

1	環境保全活動の推進	225
2	緑化推進・生物多様性の保全	230
3	水環境の保全	231
4	廃棄物の適正処理と リサイクルの推進	236
5	災害廃棄物関係震災記録誌	241
6	し尿処理及び浄化槽の 普及促進	242
7	環境総合センター	244

1 環境保全活動の推進（環境政策課）

（1）環境保全

ア 概要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化やそれが原因といわれる異常気象をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化するとともに深刻化してきている。

このような環境問題は、今日の人々の経済的、社会的な活動が原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境保全を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するべく、平成7年（1995年）9月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ 環境基本条例の制定

昭和63年（1988年）に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水、緑、都市景観保全など個別に条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

ウ 環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成23年（2011年）3月に本市の環境行政のマスタープランとして「第3次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、今日の新たな環境課題に的確に対応するとともに、「未来につなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指すべき都市像として、市民・市民活動団体・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的としたものである。また本計画は、計画期間を10年間として策定しており、平成27年度（2015年度）に社会情勢の変化や新たな環境問題への対応をするため、見直しを行った。

基本理念

- ① 豊かな自然と文化の保全と活用
- ② 環境の変化への対応と適応
- ③ 環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
- ④ 環境と経済・社会の調和
- ⑤ 環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり

目指す都市像を実現するための環境目標

- ① 豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる
- ② くまもとの風土を活かした都市をつくる
- ③ 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる
- ④ 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる
- ⑤ 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

重点協働プロジェクト（環境目標達成のための共通取り組み事項）

- ・楽しみながら環境行動を実践するひとづくり（ひとづくりプロジェクト）
- ・環境と調和した活力あふれるまちづくり（まちづくりプロジェクト）

Ⅰ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

① 市民啓発事業

ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアーや、親子環境探検隊などを実施している。一方で、市民に身近な温暖化対策やごみ減量の取り組みとして、レジ袋の削減に向け、スーパーや商店街等と市民団体、本市との間で「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結し、レジ袋の無料配布中止等を実施するとともに、環境にやさしい店「よかエコショップ」認定制度の普及拡大を図るなど、環境にやさしい消費者の育成にも取り組んでいる。

② 事業者の環境配慮促進

事業者に対しては、本市独自の簡易な環境管理システムである「熊本市事業所グリーン宣言」制度を実施するとともに、環境省が策定し、中小事業者が取り組みやすい「エコアクション21」の認証取得を呼びかけるなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた取り組みを後押ししている。

③ 行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成14年（2002年）10月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ISO14001」の認証を取得し、その運用を行ってきたが、平成23年度（2011年度）からは、対象を指定管理者制度の施設を含め本市の全施設に拡大し、さらに改正省エネ法等にも一元的に対応できる「本市独自に構築した環境管理システム」を運用しているほか、平成27年度（2015年度）から「第4次熊本市役所グリーン計画」に基づき、本市の事務事業に伴う更なる環境負荷の低減に取り組んでいる。

また、市が実施するすべての公共事業において、事業構想・計画の段階から設計・施工段階に至るまで、温暖化対策や資源の有効活用など環境負荷の低減、自然環境の保全及び歴史的環境・生活環境の保全に配慮する仕組みとして「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定し、平成21年（2009年）10月より施行している。

④ 地球温暖化対策

地球環境問題の中でも、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に向け、本市を温室効果ガス排出量の少ない低炭素都市へ転換し、地球温暖化の防止に地域から貢献することを目的として、平成22年（2010年）3月に「熊本市低炭素都市づくり戦略計画」を策定した。その後、平成27年（2015年）3月には、これまでの取り組み状況を踏まえて、市民一人ひとりの具体的な取り組み事例を示すなどの改訂を行い、学識経験者や事業者、市民団体等との連携を図りながら、計画に掲げた4つの戦略に基づく取り組みを推進している。

なお、令和元年度（2019年度）より、熊本県内18市町村から構成される熊本連携中枢都市圏にて地球温暖化対策実行計画の策定を進めており、令和2年度（2020年度）には熊本市低炭素都市づくり戦略計画を本計画に統合し推進していく。

⑤ 創エネ・省エネの推進

本市では、再生可能エネルギーの導入促進に向け、本市公共施設72施設への太陽光発電システムの設置に取り組んできた。

また、平成30年度（2018年度）には、東西の環境工場のごみ焼却により発電した電力を、一部の市の施設に供給する「電力の地産地消」を実施することで、温室効果ガスの排出量と電力調達経費の削減を実現。この地産地消により削減した経費を省エネ機器等の導入に対する補助金として活用する事業を開始した。事業内容としては、エコカー（EV・PHV）や太陽光発電設備・蓄電池・エネファーム、高断熱窓改修や省エネ家電製品、更に、高断熱化、高効率設備と太陽光発電などにより、快適な生活環境と年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下であることを同時に実現するZEH（ゼッチ）を導入する世帯に対し補助金を交付。また、省エネルギー設備を導入する事業者に対し補助金を交付することで、省エネルギー機器等の普及を図っている。

令和元年（2019年）11月には「住まいの省エネフェア」を開催し、最新の省エネ機器の展示や省エネ住宅の情報発信等を行うことで、市民に対する幅広い普及啓発に取り組んだ。

⑥ パートナーシップによる環境保全活動の推進

九州新幹線沿線の都市（福岡市、北九州市、鹿児島市、熊本市）による、九州地域一体の発展に貢献することを目的とした四都市連携事業の環境分野での交流を実施、検証している。また、環境への配慮と産業活動を両立させ、新たな資源循環型社会の形成により環黄海地域が「世界のモデル地区」となることを目指した、東アジア経済交流推進機構（環境部会）へ参加している。その他にも、国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、国際機関等との連携協力を図っている。

オ 審議会

環境審議会（昭和63年（1988年）10月発足）

目的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委員 15人（任期3年）

開催回数 全体会2回、自然環境部会2回（平成29年度（2017年度）実績。以降開催なし。）

カ 環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和63年（1988年）10月発足）

目的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる。

委員 6人（任期3年）

開催回数 6回（令和元年度（2019年度））

キ 公害苦情処理件数

令和元年度（2019年度）の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数166件と過去4年間の平均値279件と比較すると大幅に減少している。種類別の割合を見ると、騒音が52%と最も多く、次いで水質汚濁が20%となっている。

苦情の内容は、騒音関係では建築工事、水質汚濁関係では油流出事故に関する苦情が多い。

公害苦情処理件数

（単位：件）

種別 \ 年度	平27	平28	平29	平30	令元
大気汚染	35	89	66	37	14
水質汚濁	45	59	54	47	34
土壌汚染	2	0	0	0	0
騒音	119	94	92	90	87
振動	7	33	28	16	5
悪臭	55	28	38	40	23
その他	17	14	6	6	3
計	280	317	284	236	166

ク 公害防止事前指導

工場や店舗・飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため、専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、法令に基づく届出や騒音等公害発生の未然防止の事前指導を行っている。

令和元年度（2019年度）の事前指導件数 548件

(2) 大気保全

ア 概要

熊本市の大気環境の状況が全般的に改善傾向にあるものの、最近では、光化学オキシダントや、微小粒子状物質（PM_{2.5}）等による大気汚染が新たな課題となっており、現在も依然として高い濃度が続いている。このような中、適正配置により8ヵ所とした大気汚染常時監視測定局（一般環境測定局6局、自動車排出ガス測定局2局）により、効率的に大気汚染状況を把握し、ホームページ等での情報の提供に努めている。

イ 大気汚染の状況

① 環境基準の達成状況

過去3年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。令和元年度（2019年度）は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の4項目については全測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、一部の測定局を除き環境基準未達成となっており、その原因については、国外からの影響が指摘されている。

光化学スモッグ注意報については、平成18年（2006年）6月に熊本県下で初めて熊本市で発令されたが、令和元年度（2019年度）は熊本市内での注意報の発令はなかった。

微小粒子状物質についても、一日平均値が新たに国が定めた暫定指針値を超える恐れがある場合に行う注意喚起について、令和元年度（2019年度）の発令はなかった。

環境基準達成状況

測定項目	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			光化学オキシダント			一酸化炭素			微小粒子状物質			
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。			1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。			1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。			
環境基準による大気汚染の評価	長期的評価			長期的評価			長期的評価			短期的評価			長期的評価			短期及び長期的評価			
	1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。			年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。			1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。			1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の低い方から98%値が35μg/m ³ 以下であること。			
年度	H29	H30	R元	H29	H30	R元	H29	H30	R元	H29	H30	R元	H29	H30	R元	H29	H30	R元	
一般局	京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	○	○	
	楡木局	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	○	
	北区役所	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	○	○	
	秋津局	—	—	—	—	—	—	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	中島局	—	—	—	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	城南町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	×
自排局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	×	×	×	
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○	

注1 ○は環境基準達成、×は環境基準未達成

注2 一般局：一般環境大気測定局、自排局：自動車排出ガス測定局

② 対策

本市大気汚染の原因であるばい煙発生施設への適正管理の指導や自動車排気ガスの低減を目的としたエコドライブ、低公害車導入等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。微小粒子状物質については、県と協力しながら、情報提供の適正化を図る。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

「大気汚染防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に規定するばい煙発生施設を設置している工場・事業場は延べ742件あり、ばい煙発生施設の70%以上が冷暖房や給湯用のボイラーである（令和2年（2020年）3月31日現在）。このうち、令和元年度（2019年度）は延べ4件に対し立入調査を実施し、ばい煙発生施設の管理状況の確認及び適正管理の指導を行った。

エ 自動車交通公害対策

熊本市における自動車交通に起因する大気汚染や騒音対策と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、自動車排気ガスの常時監視、自動車騒音測定による幹線道路等の面的評価、エコドライブ促進、公用車への低公害車導入等の取り組みを進めている。

① 現況

二酸化窒素については、例年、環境基準（0.06ppm以下）を達成している。

また、自動車交通騒音調査（面的評価）については、平成18年度（2006年度）から開始し、現在、市内幹線道路の評価対象区間である約160区間を5カ年のローリングで実施している。

② 対策

自動車排気ガスによる環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブや低公害車の普及等の取り組みを推進する。

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき令和元年度（2019年度）は市街地の3地点において、夏期と冬期の年2回、大気中のダイオキシン類の測定を行い、全測定地点とも環境基準を達成した。また、発生源対策としては廃棄物焼却炉施設が行ったダイオキシン類自主測定結果を確認し、排出基準の遵守等監視指導を行い、ダイオキシン類の発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

市内1地点（自動車排ガス測定局）でベンゼン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物、アセトアルデヒド等のアルデヒド類及び水銀等の重金属類など21種類、また、別の市内2地点（自動車排ガス測定局及び沿道）で自動車排ガスに由来する6種類の有害大気汚染物質について毎月1回測定を行い、モニタリングを実施している。令和元年度（2019年度）の結果は、3地点とも環境基準等を達成していた。

2 緑化推進・生物多様性の保全（環境共生課）

(1) 概要

本市における自然環境の保全や緑の創出については、昭和47年（1972年）10月、市議会において「森の都都市宣言」が決議され、市民の関心と理解を得て、着実にその効果をあげてきた。

さらに、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年（1989年）3月28日制定）」をはじめ、「熊本市緑の基本計画（平成17年（2005年）3月策定）」等の各種計画や、「江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成26年（2014年）10月7日制定）」に基づき、市民協働で豊かな自然環境の保全に取り組んでいるところである。

また、平成28年（2016年）3月に「熊本市生物多様性戦略 ～いきもん つながる くまもとCプラン～」を策定し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいる。

(2) 事業実施状況

（令和元年度実績）

事業概要	備考
立田山憩の森管理	立田山憩の森の管理（清掃、下草刈り、施設整備等）
自然環境保全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用、江津湖地域の生態系保全に係る条例関連、アライグマ対策 環境保護地区数 14箇所 開発行為協議数 66件
保存樹木等保全	保存樹木の指定及び管理 保存樹木指定本数 589本
香りの森管理	香りの森の管理（除草、清掃、樹木の維持管理） 使用申請 6団体 (1,252人)
森林学習館管理	森林学習館の管理（指定管理者） 森林学習館利用者数 2,680人
ふれあいの森林管理	ふれあいの森林の管理（下草刈り）
生物多様性保全	「熊本市生物多様性戦略 ～いきもん つながる くまもとCプラン～」の推進
市電緑のじゅうたん事業	市電軌道敷への芝の植栽、サポーター制度による寄附を用いた芝の維持管理 既緑化区間 約935m 管理寄付金額 2,581,888円
公共地緑化	学校や市施設の樹木植栽、自治会等への花苗配布 市施設緑化工事箇所 1箇所 花苗配布（自治会等） 1,694団体
民有地緑化	民有地の緑化推進のための補助、記念樹配布 つながりの森づくり補助 34件 記念樹配布本数 536本
緑化啓発	市民による地域の緑化活動の促進 緑化市民運動 5箇所

3 水環境の保全（水保全課）

(1) 概要

本市は、74万市民の水道水源すべてを地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年（1976年）3月）され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年（1977年）9月）し、地下水保全に取り組んできたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成16年（2004年）3月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成、平成21年（2009年）3月には、水量と水質の両面から地下水保全に取り組むため、従来のプランを「熊本市地下水保全プラン」とし、令和2年（2020年）3月には「第3次熊本市地下水保全プラン」に改訂した。また、これまで問題となっていたトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による汚染は、浄化対策の実施等により水質が改善してきたが、硝酸性窒素による汚染が顕在化している。このため、平成19年（2007年）に「第1次熊本市硝酸性窒素削減計画」、令和2年（2020年）3月には「第4次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、関係機関等と連携して負荷量の削減に取り組んでいる。さらに、「熊本市地下水保全条例」を全面改正し（平成20年（2008年）7月施行）、関係者の責任と役割を明確にして、市民や事業者も参画する中で総合的な地下水保全対策を推進している。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む近隣11市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、平成24年度（2012年度）には（公財）くまもと地下水財団を設立し、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

平成20年（2008年）6月には、このような地域の枠組を越えた長期にわたる水保全に対する取り組みが評価され、第10回日本水大賞グランプリを受賞している。また、同月には、環境省が選定する平成の名水百選に「金峰山湧水群」と「水前寺江津湖湧水群」が選ばれた。

さらに、平成25年（2013年）3月には、長期的かつ広域的な地下水保全の取り組みが国際的に高く評価され、国連“生命の水”最優秀賞を受賞した。

(2) 水量の保全

ア 節水市民運動の推進

平成17年度（2005年度）から、市民総参加で節水に取り組む節水市民運動を企画・展開している。「わくわく節水倶楽部」を推進組織とし、会報誌等を通じて、広く節水を呼びかけている。今年度より市民1人1日あたりの生活用水使用量210リットルを目標として、水使用量の増加する夏場を中心に、年間を通して節水市民運動を展開している。また、学校や地域等で節水教育を行いながら、地下水の大切さについて啓発を行っている。

イ 水量監視

① 地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和61年度（1986年度）から観測井を設置し、現在20カ所33本の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成18年度（2006年度）からは、ホームページ「くまもとウォーターライフ」上で地下水位情報を発信している。

② 年間地下水採取量の集計

用途		年度				
		平 26	平 27	平 28	平 29	平 30
上水道用	井戸本数(本)	123	114	113	111	113
	一日平均採取量(m ³)	218,810	212,409	220,425	213,615	214,126
	年間採取量(m ³)	79,865,650	77,529,444	80,455,259	77,969,599	78,155,820
水産・農業・養殖用	井戸本数(本)	1,231	1,138	1,066	1,040	1,025
	一日平均採取量(m ³)	38,515	34,541	34,234	31,254	28,979
	年間採取量(m ³)	14,057,865	12,607,379	12,495,376	11,407,574	10,577,233
工業・家庭用等	井戸本数(本)	1,118	1,039	972	961	964
	一日平均採取量(m ³)	47,246	46,819	44,225	43,426	43,729
	年間採取量(m ³)	17,244,744	17,088,862	16,142,239	15,850,465	15,960,929
合計	井戸本数(本)	2,472	2,291	2,151	2,112	2,102
	一日平均採取量(m ³)	304,571	293,769	298,885	288,295	286,833
	年間採取量(m ³)	111,168,259	107,225,685	109,092,874	105,227,638	104,693,982

(注) 平成30年度が最新値

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能(水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和)を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として、白川、緑川等の上流域である水源かん養地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和29年度(1954年度)から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成16年(2004年)2月に策定した(平成25年(2013年)11月改定)。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

令和元年度(2019年度)末の「水源かん養林」の管理面積は、約865haであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など5町2村で広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積(令和2年(2020年)3月31日現在)

所在地別

所在地	面積(ha)	所有形態別内訳(ha)		流域別内訳(ha)		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
菊池郡 大津町	325.67	325.67	—	—	—	325.67
下益城郡美里町	19.04	—	19.04	—	19.04	—
上益城郡山都町	59.02	22.97	36.05	—	59.02	—
御船町	23.56	—	23.56	—	23.56	—
阿蘇郡 西原村	268.51	259.35	9.16	123.76	144.75	—
南阿蘇村	113.72	106.78	6.94	113.72	—	—
高森町	56.24	56.24	—	56.24	—	—
合計	865.76	771.01	94.75	293.72	246.37	325.67
構成比〔所有形態・流域別〕(%)		89.06	10.94	33.93	28.46	37.62

樹種別

分類	樹種	面積 (ha)	構成比 (%)
針葉樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチヨウ	350.92	40.53
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	442.74	51.14
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	11.65	1.35
その他	雑木、竹ほか無立木地（作業道等含）	60.45	6.98

エ 人工かん養促進

① 白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成8年度（1996年度）と平成10年度（1998年度）に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成11年度（1999年度）、平成12年度（2000年度）に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成13年度（2001年度）から平成15年度（2003年度）までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成16年（2004年）1月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

令和元年度（2019年度）は、約383ha（1ヶ月換算）の転作田で湛水が実施され、約1,149万㎡の地下水かん養効果があったと推計される。しかし、5、6月の少雨の影響で、16日間の間断があったため前年度より湛水面積が減少した。

② 雨水貯留施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、家庭での雨水貯留タンクの設置や浄化槽から雨水貯留槽への転用に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

(3) 水質の保全

ア 水質監視

① 地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、地下水の環境基準適合状況を調査している。令和元年度（2019年度）は計215本の井戸を対象に調査を行った。この調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握する概況調査、過去に汚染のあった井戸やその周辺で継続的な監視をする継続監視調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸の本数は次のとおりである。

(令和元年度)

揮発性有機化合物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	砒素	ふっ素	ほう素
12本	21本	20本	23本	2本

② 公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川：34地点、海域：6地点）の水質を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。健康項目は、すべての公共用水域で一律に定められているが、生活環境項目は、各河川・海域が該当する類型に応じた環境基準が設定されており、それぞれ環境基準点において環境基準の適合状況を評価している。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。（熊本市調査分）

（令和元年度）

河川名	測定地点名	生物化学的酸素要求量 (BOD)	溶存酸素 (DO)	浮遊物質 (SS)
白川	吉原橋	1.0	9.5	11
堀川	坪井川合流前	1.7	9.5	11
坪井川	堀川合流前	0.7	9.4	3
	上代橋	2.8	7.2	4
	千金甲橋	2.4	7.2	20
井芹川	山王橋	1.3	9.6	4
	尾崎橋	1.1	9.2	6
天明新川	六双橋	1.9	7.7	11

（注）単位は mg / L、BOD は 75% 値、その他は平均値

③ ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域（河川及び海域）の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。令和元年度（2019年度）は、公共用水域の水質（3検体）・底質（3検体）、地下水の水質（2検体）及び土壌（2検体）を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ 水質浄化対策

① 地下水浄化対策

揮発性有機化合物や重金属等の工場・事業場による汚染地区11地区のうち6地区で、土地所有者又は原因者等により、「揚水ばっ気処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水や土壌の浄化措置を実施している。浄化措置の実施により、地下水濃度は減少しているが、今なお環境基準を超過している。

② 硝酸性窒素による地下水汚染対策

平成27年（2015年）3月に策定した「第3次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき、各区の農業特性に応じ、農業者、農業関係者等と協働して施肥対策、家畜排せつ物対策、生活排水対策等の取り組みを推進し、令和2年（2020年）3月に「第4次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定した。

とりわけ、地下水の重要なかん養域である市東部地域における家畜排せつ物による硝酸性窒素負荷を削減するため、熊本市東部堆肥センターを整備し、平成31年（2019年）4月に供用開始した。

③ 水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている事業場へ立入排水検査を行っている。排水基準を超過した場合は、事業者に対し改善命令等を発出し、改善措置実施の確認を行っている。

（令和元年度）

法令名	届出事業場数	規制対象事業場数	立入調査実施事業場数
水質汚濁防止法	1,085	93	57
熊本県地下水保全条例	90	7	7
熊本県生活環境の保全等に関する条例	69	18	2

(4) 広域的な保全対策

地下水は熊本地域（※）で共有する貴重な財産であることから、広域的かつ持続的な保全対策が必要である。

ライフスタイルの変化や都市化の進展などに伴い低下傾向にあった地下水位は、これまでの取り組みにより、近年は横ばい若しくは上昇傾向にある。また、水質悪化の一要因である硝酸性窒素濃度の上昇が見られる地域があるなど、依然として、地下水を取り巻く環境は量・質共に厳しい状況である。

この様な状況の中、熊本地域で地下水保全対策を推進するため、事業者、経済団体、行政等の多くの方々との協議を経て、これまで地下水保全に取り組んでいた既存3組織を統合し、平成24年（2012年）4月に（公財）くまもと地下水財団を設立した。

今後も、（公財）くまもと地下水財団と連携し、県と本市を含む熊本地域11市町村、事業者、住民と協働し熊本地域が一体となり、地下水に関する調査研究をはじめ、地下水の水質や水量の保全等を広域的・持続的に展開することとしている。

※熊本地域とは、地下水を共有する熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の11市町村

(5) 水ブランドの推進

本市にとって「水」は存立基盤として保全すべき資源であるとともに魅力づくりに生かすべき資源でもある。そこで、「水」を本市の魅力づくりのための戦略資源に位置付けて、総合的な情報発信や、熊本水遺産制度の推進を図っている。

熊本駅から熊本城を中心とする中心市街地に5箇所の親水施設を設置し、市民や観光客に対し、地下水都市・熊本の魅力を視覚的にPRしている。併せて、水に関わる自然、歴史、風習、人物、芸術など有形または無形の資源を「熊本水遺産」として登録することにより、本市の水の風土と文化を後世に伝えるとともに、その魅力を内外に発信しており、現在92件の熊本水遺産が登録されている。

また、平成20年度（2008年度）から取り組んでいる「くまもと「水」検定」や「くまもと水守制度」により、水保全活動を担う人材育成を推進している。

4 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

(1) 概要

本市では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直し、市民・事業者・行政の三者協働により循環型社会の構築を目指すこととしており、これまで、大型ごみの有料化（平成13年（2001年））、資源物の持ち去り禁止条例の制定（平成19年（2007年））、そして家庭ごみ有料化（平成21年（2009年））やプラスチック製容器包装の分別収集（平成22年（2010年））に取り組んできた。

また、平成25年（2013年）に「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、熊本県と本市は率先して「水銀フリー（使用削減・適正処理）社会」を目指すこととし、平成26年（2014年）10月から、家庭から排出された蛍光灯、水銀体温計などの水銀を含むものや爆発の危険性があるものを「特定品目」として分別収集に取り組んでいる。

そのような中、平成27年度（2015年度）には、「熊本市一般廃棄物処理基本計画（平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度））」の中間見直しを実施し、「市民1人1日当たりのごみ排出量」など5つの成果指標の達成に向け、新たな施策に取り組むこととした。

なお、ごみ排出量やリサイクル率、ごみ処理経費の収支等については、本市ホームページに掲載している「熊本市ごみレポート」や「廃棄物処理事業概要」にて公表している。

(2) 家庭ごみ有料化（廃棄物計画課）

指定収集袋の種類と価格

（令和2年4月1日現在）

	燃やすごみ用	埋立ごみ用
大袋（45ℓ相当）	35円	35円
中袋（30ℓ相当）	23円	23円
小袋（15ℓ相当）	12円	12円
特小袋（5ℓ相当）	4円	—

※ いずれの価格も1枚当たり

※ 10枚を1セット（冊）で販売

※ 家庭ごみ有料化に伴う経済的負担の観点から、支援策として生活保護世帯や、特に減量の余地のない紙おむつ等の使用者に対し、指定収集袋を一定数量無料で交付

(3) 廃棄物処理手数料（廃棄物計画課）

（令和2年4月1日現在）

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額
一 般 廃 棄 物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	150円
	大型ごみを市の収集により処分するとき	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物（熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により告示されたものに限る。）又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの。	焼却施設へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	155円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	150円

(4) 保有車両（廃棄物計画課）

（令和2年4月1日現在）

事業所名	パッカー車	その他の車両	啓発推進車	予備車	事務連絡車
北部クリーンセンター	17	2tパワーゲート1	7	6	1
西部クリーンセンター	18	2tパワーゲート1	6	7	1
東部クリーンセンター	17	2tパワーゲート1	6	6	1

(5) 家庭ごみの分別収集とリサイクル（廃棄物計画課）

目的 資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみ減量・リサイクルの推進、最終処分場・焼却施設の延命化、市民のごみ減量・リサイクル意識の向上を図る。

収集回数 「資源物」「ペットボトル」「特定品目」収集日：毎月2回 「紙」収集日：毎週水曜日
「プラスチック製容器包装」収集日：毎週1回

住民搬出方法 「資源物」「ペットボトル」「特定品目」「プラスチック製容器包装」は透明ごみ袋に入れて、紙はひもで縛るか紙袋に入れて、収集日の午前8時30分までにごみステーションへ搬出

収集品目 空きびん、空き缶、ペットボトル、新聞紙、雑紙、段ボール、古着、なべ類、自転車、プラスチック製容器包装など

(6) リサイクルの推進（ごみ減量推進課）

持続可能な循環型社会の実現に向け、市民の日常生活におけるリサイクル活動を推進するために、助成制度などにより地域の美化やごみの減量、リサイクル活動を支援している。

ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源集団回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量及び活動実施回数に応じて助成を行っている。

助成対象品目 古紙類（新聞、雑紙、段ボール、紙パック）、ガラスびん類（一升びん、ビールびんなど）、金属類（アルミ類、スチール類）、布類（古着）

集団回収実績

区分 \ 年度	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
登録団体	833	829	836	831	829
実施団体	734	708	722	729	725
総回収量（t）	6,930	6,537	6,104	5,730	5,436
助成総額（千円）	47,119	44,431	42,295	40,187	38,446

注) 1. 回収量助成単価は、平成21年（2009年）下半期からは助成対象品目全て1kg当たり6円

2. 実施回数助成は、平成21年（2009年）下半期から適用し、（実施回数-2回）×2,000円を交付（上限24,000円）

イ 生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

[生ごみ堆肥化容器]

- ・購入代金の2分の1（1基当たり5千円を上限、1世帯2基まで） ※平成27年度（2015年度）から

助成実績

区 分 \ 年 度	平 27	平 28	平 29	平 30	令 元
助 成 基 数	86	62	71	38	66
助 成 総 額 (千 円)	229	146	181	89	145

[電気式生ごみ処理機]

- ・購入代金の2分の1（1台当たり30千円を上限、1世帯1台まで） ※平成27年度（2015年度）から

助成実績

区 分 \ 年 度	平 27	平 28	平 29	平 30	令 元
助 成 台 数	126	105	95	116	124
助 成 総 額 (千 円)	3,819	2,957	2,586	3,042	3,208

(7) 焼却施設（環境工場）

都市ごみがライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、平成28年（2016年）3月に竣工した西部環境工場（280t/日）と平成6年（1994年）3月に竣工した東部環境工場（600t/日）の両工場（合計処理能力880t/日）で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計16,480kwの発電能力を持ち、場内及び近隣施設に電力を供給している。余剰電力は市庁舎や区役所等で利用し、市関連施設全体の約4割を賄っている。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウス及び西部交流センターに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給している。

施設の維持管理面では、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成12年度（2000年度）から平成13年度（2001年度）にかけて飛灰処理設備改修工事を実施し、老朽化対策として平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの計画で基幹的施設整備を進めた。

ア 余熱利用

① 東部環境工場（所在地：東区戸島町2570番地）

目 的 ごみ焼却の余熱を利用し、工場に隣接する健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、市庁舎等へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。

発 電 設 備 抽気復水蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力10,500kw

(健康増進施設)

名 称 三山荘

所 在 地 東区戸島町2573番地

開設年月日 平成2年（1990年）10月16日

定 員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室（茶室含む）20人

使 用 料 大人（高校生以上）400円 ただし、地元自治会に所属している者は無料

小人（中学生以下）無料

(健康増進施設)

名 称	東部交流センター
所 在 地	東区戸島町2588番地1
開設年月日	平成19年(2007年)10月10日
定 員	体育館・集会などで300人(バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート2面:400㎡) 多目的室・集会などで200人(講演会、演奏会、ダンス練習などに分割使用可能:200㎡)
使 用 料	体育館(全面使用) : 午前3,210円 午後・夜間各4,280円 体育館(バドミントン): 一般570円/面・時間 高校生以下290円/面・時間 体育館(卓球) : 一般280円/面・時間 高校生以下140円/面・時間 多目的室(全面使用) : 午前3,000円 午後・夜間各4,000円 多目的室(半面使用) : 午前1,500円 午後・夜間各2,000円 調理室 : 午前1,200円 午後・夜間各1,600円 和室 : 午前500円 午後・夜間各700円 ただし、地元団体の公的行事については無料

② 西部環境工場(所在地:西區城山薬師2丁目12番1号)

目 的 ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、工場内及び西區役所の電力を賄うほか、市庁舎等へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する。西區役所に隣接する温浴施設「西部交流センター」に温水・電力を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。

発 電 設 備 復水式蒸気タービンによる発電設備: 発電機定格出力5,980kw

(ハウス園芸施設への温水供給)

利 用 者	西部環境工場温水利用温室組合
加 温 方 式	温水フィンチューブ方式(60℃)
栽 培 品 目	トマト、花き類
温 室 内 容	ガラス温室

(健康増進施設)

名 称	西部交流センター
所 在 地	西區小島2丁目7番50号
開設年月日	平成30年(2018年)4月1日
定 員	浴室 男子・女子用各50人、研修室40人、大広間50人 多目的室 バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート1面:330㎡、卓球台:2面
使 用 料	浴室 高校生以上400円、小中学生150円、小学生未満から満3歳以上80円 満3歳未満と地元自治会に所属している者は無料 多目的室(全面使用) : 午前3,000円 午後・夜間各4,000円 多目的室(バドミントン): 一般460円/面・時間 高校生以下230円/面・時間 多目的室(卓球) : 一般220円/面・時間 高校生以下110円/面・時間 研修室(全面使用) : 午前1,300円 午後・夜間各1,500円 研修室(半面使用) : 午前650円 午後・夜間各750円 ただし、地元団体の公的行事については無料

(8) 最終処分場

名 称 扇田環境センター（所在地：北区貢町1567番地）

扇田環境センターは、昭和59年（1984年）に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成11年（1999年）から隣接地に新しい最終処分場の建設に着手し、一期工事分として埋立容量605,000m³分を平成15年（2003年）3月に完成させ、同年6月から使用を開始した。

新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない2重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、即日覆土によるサンドイッチ・セル方式による埋立法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。

平成21年（2009年）10月から第二期工事に着手し、埋立容量895,000m³分を新たに造成した。新処分場として予定していた総埋立容量1,500,000m³分を確保し、平成25年（2013年）3月に完成した。

(ふれあい広場)

名 称 戸島ふれあい広場

戸島塵芥埋立処分場跡地と扇田環境センター（旧埋立地）は埋め立てが終了し、平成25年（2013年）4月に市民の健康増進と周辺地域の生活環境の向上に資するため、その跡地に、ふれあい広場を設置し、同年9月より指定管理により管理運営開始。

所 在 地 東区戸島町1489番地

開設年月日 平成25年（2013年）4月1日

（パークゴルフ場の使用許可の開始は、平成25年（2013年）9月1日）

共 用 時 間 午前9時～午後5時

（※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで）

使 用 料 パークゴルフ場 : 1人1日につき 500円（大人）、200円（高校生以下）

自由広場 : 1時間につき 500円

施 設 概 要 パークゴルフ場、自由広場、こもれびの森、芝生広場、いこいの広場、管理事務所等
駐車場 収容可能台数168台（無料）

名 称 扇田ふれあい広場

所 在 地 北区釜尾町811番地

開設年月日 平成25年（2013年）9月1日

共 用 時 間 午前9時～午後5時

（※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで）

使 用 料 パークゴルフ場 : 1人1日につき 500円（大人）、200円（高校生以下）

施 設 概 要 パークゴルフ場、管理事務所等、駐車場 収容可能台数123台（無料）

(9) ごみのないまちづくりの推進（ごみ減量推進課）

観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、平成19年（2007年）7月1日に「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」を施行した。

特に路上禁煙区域及び美化重点推進区域に「上通、下通、新市街のアーケード内」を指定し、熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員による巡回を行うことで、路上喫煙及びポイ捨ての防止に努めている。

5 災害廃棄物関係震災記録誌（廃棄物計画課）

（1）災害廃棄物処理事業の概要について

平成28年（2016年）熊本地震においては、二度にわたり発生した最大震度7を超える前震、本震に加え、その後の度重なる余震により、本市においても膨大な量の片付けごみ及び被災家屋等の解体廃棄物が発生したが、平成30年（2018年）11月下旬にその処理を完了した。

被災家屋等の解体・撤去については、13,241件の申請を受け付け、一般住家や事業所等については、当初の計画通り平成30年（2018年）3月末をもって解体・撤去を完了した。一部の被災マンションやアスベスト含有建物などの物件においては、解体工法や工事許可の制限を受けたため、工期を延長し、平成30年度（2018年度）に繰越して解体・撤去していたが、それらの物件についても、平成30年（2018年）10月下旬に全て完了した。

種類別災害廃棄物の処理実績

種 類	処理量（実績）	備 考
コンクリート類	681,528 トン	セメント瓦含む
木くず	174,517 トン	家具類含む
焼き瓦、ガラス、陶磁器等	204,740 トン	
金属くず	12,468 トン	鉄骨、アルミサッシ等
混合ガレキ	431,384 トン	土砂混じりの解体残さ、不燃物、可燃物、石膏ボード、畳等
その他	3,499 トン	家電4品目、処理困難物等
合 計	1,508,135 トン	四捨五入の関係で合計が合わない

（2）災害廃棄物関係震災記録誌について

平成28年（2016年）熊本地震に伴う災害廃棄物処理の経験等を、本市において永く引き継ぎ、今後起こり得る災害への備えとするため、令和元年度（2019年度）に災害廃棄物関係震災記録誌を作成した。

また、今後全国各地で起こり得る自然災害の際には、当該記録誌を被災自治体への提供資料としても活用するなど、未曾有の災害を経験した本市として、全国の災害廃棄物処理事業に広く貢献することを目的として作成したものである。

6 し尿処理及び浄化槽の普及促進（浄化対策課）

(1) 概要

浄化槽汚泥を含むし尿については、し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けたし尿処理業者9業者が地区ごとに処理規定に基づき収集している。収集したし尿は、市が指定するし尿処理施設において適正に処理している。

また、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者の適正な収集体制の整備に資するために、旧市域においては平成10年度（1998年度）からし尿処理業者合理化事業に着手し、計画に基づいた事業の転換を行っている。

その他、公共用水域の水質保全を目的として、小型合併処理浄化槽の普及を図るため、公共下水道事業計画区域外において浄化槽設置者に対して補助金を交付している。また、熊本地震の影響により、小型合併処理浄化槽の新設・取替を余儀なくされた公共下水道事業計画区域内の被災者に対する補助金交付を平成29年度（2017年度）より開始した。

(2) 処理対象人口と収集量

※処理対象人口については3月31日現在での推計（外国人を含む）

区 分		年 度	平 27	平 28	平 29	平 30	令 元
処 理 対 象 人 口			733,638	731,754	732,217	731,933	731,572
内 訳	水洗化	公共下水道（人）	631,272	633,235	637,190	638,902	640,319
		浄化槽（人）	83,417	80,606	77,801	76,189	74,983
	くみ取り（人）		18,889	17,853	17,166	16,782	16,210
	自家処理（人）		60	60	60	60	60
収 集 量	くみ取りし尿収集量 (kl)		14,469.4	13,872.8	13,200.3	12,687.1	11,786.8
	浄化槽汚泥収集量 (kl)		56,693.1	56,831.5	54,175.2	49,992.3	48,709.0
	収 集 量 合 計 (kl)		71,162.5	70,704.3	67,375.5	62,679.4	60,495.8

(3) 処理量（処理施設別）

（単位：kl）

区 分	年 度	平 27	平 28	平 29	平 30	令 元
東 部 浄 化 セ ン タ ー		18,301.9	18,832.3	18,740.1	16,997.3	15,706.9
中 部 浄 化 セ ン タ ー		33,951.7	33,453.1	30,440.2	28,512.1	28,145.6
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー		18,908.9	18,418.9	18,195.2	17,170.0	16,643.3
計		71,162.5	70,704.3	67,375.5	62,679.4	60,495.8

※ 東部浄化センターについて、平成27年度は秋津浄化センターの処理量

(4) 許可業者（し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業）

- ・旧市域 6業者 ・富合地区 2業者（うち1業者は城南地区業者）
- ・城南地区 1業者 ・植木地区 1業者

※旧市域⇒富合・城南・植木地区を除く旧熊本市域

(5) 処理施設

区 分	適 用	処 理 区 域	処 理 能 力	処 理 内 容
東 部 浄 化 セ ン タ ー ※		旧市域 富合地区 城南地区	90 kl / 日	暫定施設を設け、東部浄化センターで受入中
中 部 浄 化 セ ン タ ー			210kl / 日	前処理後に下水処理
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー		植木地区	92 kl / 日	脱窒素活性汚泥法

※熊本地震により秋津浄化センターが損壊したため、東部浄化センターに簡易の投入口施設を建設し、し尿等を投入している。

なお、恒久施設を建設する予定である。

(6) 浄化槽の設置状況 (令和元年度 (2019 年度))

(単位:基)

型 式		人 槽						計
		5 ~ 10	11 ~ 20	21 ~ 50	51 ~ 100	101 ~ 200	201 以上	
単 独 処 理 槽	腐 敗 型	2,278	150	129	13	3	0	2,573
	全 ば っ 気 型	909	58	95	33	3	0	1,098
	分 離 ば っ 気 型	1,583	35	155	12	0	3	1,788
	接 触 ば っ 気 型	3,953	384	426	20	6	2	4,791
	計	8,723	627	805	78	12	5	10,250
合 併 処 理 槽		12,233	246	397	146	119	84	13,225
合 計		20,956	873	1,202	224	131	89	23,475

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分	年 度				
	平 27	平 28	平 29	平 30	令 元
補 助 対 象 基 数 (基)	227	201	305	296	299
補 助 対 象 人 槽 (人 槽)	1,284	1,120	1,676	1,615	1,622
補 助 金 の 額 (千 円)	100,930	74,293	105,191	100,793	92,672

(8) 被災合併処理浄化槽設置支援事業補助金

区 分	年 度		
	平 29	平 30	令 元
補 助 対 象 基 数 (基)	106	122	39
補 助 対 象 人 槽 (人 槽)	611	687	220
補 助 金 の 額 (千 円)	32,428	37,316	11,948

7 環境総合センター

(1) 概要

昭和47年(1972年)	2月	公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所を設置する。衛生局衛生部に所属する。
昭和55年(1980年)	10月	田迎町大字田井島269番地に新築移転する。
昭和56年(1981年)	1月	熊本市保健衛生研究所と改称する。
平成4年(1992年)	4月	機構改編により環境保全局に所属替えとなる。
平成7年(1995年)	4月	熊本市環境総合研究所と改称する。機構改編により2課5係となる。
平成7年(1995年)	6月	画図町大字所島404番地1に新築移転する。 (建物名 熊本市環境総合センター)
平成11年(1999年)	4月	機構改編により次長、主査制となる。(部相当)
平成19年(2007年)	4月	機構改編により部相当から課相当となる。
平成24年(2012年)	4月	所属局名が環境局となる。熊本市環境総合センターと改称、4班となる。
所在地	東区画図町大字所島404番地1	
業務内容	環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査及び調査研究並びに環境総合センターの管理	

(2) 業務実績

令和元年度(2019年度)	検査実績	検体数	3,783検体	検査項目数	40,908項目
	環境学習実績	開催回数	103回	参加人数	3,485人

ア 環境関係業務

左：検体数 右：項目数

調査区分		年度		平 27		平 28		平 29		平 30		令元		
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数			
大気汚染	有害大気汚染物質	24	24	20	20	12	12	12	12	12	12	12	12	
	微小粒子状物質(PM2.5)	218	8,404	102	4,225	70	2,752	74	2,822	128	3,928	128	3,928	
	その他(酸性雨等)	109	629	88	608	90	636	93	678	92	664	92	664	
	小計	351	9,057	210	4,853	172	3,400	179	3,512	232	4,604	232	4,604	
水質汚濁	河川・海域	生活環境項目等	299	1,875	304	1,939	304	1,944	305	1,959	304	1,952	304	1,952
		健康項目・要監視項目	21	698	23	677	21	748	21	735	23	740	23	740
	地下水	概況調査	218	6,852	214	6,694	139	5,492	141	5,526	139	5,471	139	5,471
		定期モニタリング調査	281	3,091	268	2,894	266	2,853	257	2,748	255	2,756	255	2,756
		科学的自然減衰監視	18	378	18	378	19	399	16	336	16	336	16	336
		その他(湧水調査等)	258	3,329	220	2,713	209	2,620	208	2,554	172	2,138	172	2,138
	工場・事業所排水	75	573	73	568	83	640	72	558	65	507	65	507	
	その他(排水自主測定等)	103	3,620	34	2,933	72	2,698	23	2,676	18	2,563	18	2,563	
小計	1,273	20,416	1,154	18,796	1,113	17,394	1,043	17,092	992	16,463	992	16,463		
廃棄物処分場関係	89	2,625	77	2,546	81	2,478	166	2,357	77	2,183	77	2,183		
外部精度管理	3	68	3	66	4	74	3	66	3	65	3	65		
その他(空間放射線量率等)	73	373	44	48	7	7	4	4	9	9	9	9		
合計	1,789	32,539	1,488	26,309	1,377	23,353	1,395	23,031	1,313	23,324	1,313	23,324		

イ 衛生科学関係業務

左：検体数 右：項目数

調査区分	年度		平 27		平 28		平 29		平 30		令元	
食品理化学検査	328	12,265	185	9,565	155	5,635	172	8,921	188	9,633		
浴場・プール等の水質検査	291	1,451	1,369	10,755	131	457	119	389	113	385		
洗剤等家庭用品試験	45	45	20	20	20	20	20	20	24	26		
器具・容器包装等の試験	3	6	3	6	3	6	3	6	0	0		
その他	4	10	4	8	3	8	3	7	5	11		
合計	671	13,777	1,581	20,354	312	6,126	317	9,343	330	10,055		

ウ 微生物関係業務

左：検体数 右：項目数

調査区分	年度		平 27		平 28		平 29		平 30		令元	
食品	259	755	182	507	223	676	227	671	241	744		
環境（浴場・プール水等）	300	408	1,552	2,926	212	272	214	264	177	221		
食中毒（便・吐物等）	302	5,000	357	5,210	282	4,178	256	2,540	365	4,017		
感染症（〇157等、発生動向調査）	277	1,211	282	1,180	317	1,251	449	1,790	1,357	2,547		
合計	1,138	7,374	2,373	9,823	1,034	6,377	1,146	5,265	2,140	7,529		

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染症の検体数及び項目数が急増

エ 環境学習業務

（令和元年度）

事業名	内 容	回数	参加人数	
環境総合センター主催事業	夏休み子ども環境教室	小学4年生～6年生を対象に夏休み期間中に開催 月曜日から金曜日までそれぞれのテーマで実施	18	207
	ミニ科学体感フェア	県市科学展の展示期間にあわせて、リサイクル工作・科学おもちゃ作り等の体験コーナーを開催	6	1,121
	市民環境科学セミナー	ダンボールコンポスト作成、新聞エコバック作成などを利用した、リサイクル、ごみ問題、地球温暖化などの環境学習、支援事業来所相談時の体験	31	190
	水生生物ウォッチング	動植物園（江津湖水系）で開催	2	54
	種の保存と生物多様性講座	外来生物について危険性を注意喚起し、生態系保全について正しい知識を普及啓発	6	363
	親子環境探検隊	第1回：水生生物ウォッチング（上江津湖） 第2回：野鳥観察（立田山） 第3回：里山の自然観察（金峰山） 第4回：水鳥探検隊（上江津湖）	4	152
環境学習会等の支援事業	学校や諸団体等の依頼による、学習会実施の支援	36	1,398	
合 計		103	3,485	

環境

経 済 観 光

1	経 済 振 興	249
2	競 輪 事 業	270
3	観 光 政 策	271
4	動 植 物 園	278
5	ス ポ ー ツ 振 興	280

1 経済振興

(1) 概 況

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口約74万人、熊本連携中枢都市圏約117万人を擁する消費市場を有している。こうした背景のもと、市内総生産を産業別にみると、卸売・小売業などの第3次産業が約9割を占めており、本市は商業・サービス産業中心の都市であるといえる。一方、第1次産業においては、商品性の高い作物を中心に、全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されており、それを基にした伝統的な食品製造業なども発展している。このほか第2次産業においては、市内外に誘致された半導体産業、輸送機器産業等の大規模製造業や、情報通信関連産業、バイオ産業などの企業を中心に集積が進んでおり、九州の中核をなす拠点都市として役割を担ってきた。

本市の事業者の多くを占めるのは中小企業・小規模企業であるが、経済活動のグローバル化、人口減少・少子高齢化の急速な進展等により、社会環境が大きく変化するとともに、経営者の高齢化や後継者不足等、本市の中小企業・小規模企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

また、平成28年4月に発生した熊本地震により商業や観光産業をはじめとする地域産業の多くが甚大な被害を受け、未だ一部の地域や業種、中小企業・小規模企業等においては影響が残っている。

そのような中、本市では、本市経済発展のため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を計画的かつ効果的に実施していくために、令和2年(2020年)3月に、「熊本市中小企業・小規模企業振興基本計画」を策定したところである。

また、新型コロナウイルス感染症による経済への影響も深刻さを増していることから、地域経済へのインパクトの最小化に向けた対策を実施していく。

(2) 産業政策

ア 創業支援(商業金融課)

本市は平成26年3月、国による創業支援事業計画の認定を受け、商工団体や金融機関、民間事業者等と連携した創業支援を行っているところ。

また、本市独自の取組として、中小企業者や創業を志す市民の多岐にわたるニーズに対応するため、くまもと森都心プラザ内のビジネス支援センターでは、指定管理者制度による運営のもと、経営や資金調達にかかる相談窓口や、創業を志す者を対象にしたインキュベーション施設「創業支援室」を設け創業期の支援を実施している。

加えて、若者の創業機運の醸成を目的とした「大学生・専門学生向け起業スクール」や、創業から3年間、必要経費の助成及び経営の専門家派遣等による支援を一体的に行う「創業ステップアップ支援助成制度」等、創業のステージに応じた段階的支援を実施している。

さらに、中小企業基盤整備機構が設置・運営するくまもと大学連携インキュベータ(大学連携型起業家育成施設)において、ライフサイエンス(生命科学)分野等で起業・新事業展開を行う方に対し、熊本県は支援人材の派遣(経営ノウハウ、販路開拓支援等)、熊本市はオフィス・研究室内の賃料補助を実施しており、また、商店街内の空き店舗を活用し、新規又は2店舗目となる小売業等の店舗を出店する民間事業者や創業者に対して店舗改装費を対象とした補助を実施している。

イ 企業立地促進事業(産業振興課)

本市経済の活性化や雇用機会の拡大による市民所得の向上を図るため、平成11年4月施行の「熊本市企業立地促進条例」に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図っている。

本市では、平成22年3月の城南町・植木町との合併により市域が広がったことから、城南工業団地や今藤工業団地への製造業・物流機能の誘致が進んだほか、九州新幹線の全線開業や政令指定都市移行に伴う都市ブランド効果を背景に、IT関連、コールセンターや事務センター等のオフィス系企業を中心市街地への集積を促進していく。

今後は、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少が懸念されることから、平成29年度に企業立地促進条例を改正し、「熊本市企業立地推進本部」を中心に全庁を挙げて人材への投資に注力する企業を支援していくこととしている。

また、企業立地推進室及び東京事務所が連携し、首都圏をはじめとした大都市圏において誘致活動を行うとともに、民間の調査会社を活用した企業誘致情報の収集を実施するほか、企業立地専用ホームページや見本市への出展等による情報発信の強化、立地企業の人材確保のための合同就職面談会の開催等の支援策を展開していくことで、更なる企業の立地を目指していく。

ウ フードパル熊本（産業振興課）

フードパル熊本は、本市が計画し、市と旧協同組合フードパル熊本が事業主体者、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に貢町、和泉町地区に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の5つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、フードパル熊本の事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（朝市）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

熊本市食品交流会館（産業振興課）

熊本市食品交流会館は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所在地 北区貢町581番地2

主な設備 多目的ホール、第1会議室、第2会議室、パーティールームA・B、イベント広場等

管理運営 株式会社フードパル熊本（指定管理者）

施設利用状況

令和2年4月1日現在

	H27			H28			H29			H30			R1		
	利用 件数 (件)	利用 者数 (人)	利用率 (%)	利用 件数 (件)	利用 者数 (人)	利用率 (%)	利用 件数 (件)	利用 者数 (人)	利用率 (%)	利用 件数 (件)	利用 者数 (人)	利用率 (%)	利用 件数 (件)	利用 者数 (人)	利用率 (%)
第1 会議室	529	18,104	69	592	22,006	80	608	24,739	76	506	19,684	69	510	19,992	70
第2 会議室	272	3,379	48	345	5,374	62	352	5,686	63	288	4,273	50	261	4,349	52
パーティー ルーム	449	18,330	52	566	20,455	63	580	24,718	64	551	23,687	59	553	20,391	60
イベント 広場	57	21,933	17	57	27,281	18	55	25,983	17	56	21,458	17	45	18,925	14
多目的 ホール	330	94,746	49	457	91,489	68	410	105,304	64	481	107,924	66	420	93,607	61

エ くまもと森都心プラザ（商業金融課・観光政策課・市立図書館）

くまもと森都心プラザは、熊本駅周辺地域整備基本計画における「人と情報の交流ゾーン」「情報化社会を切り開くゾーン」に位置づけられ、施設の基本コンセプトを「ひと、情報、文化が交流し、豊かさと活力を生み出す『情報交流拠点』として平成23年10月1日に開館した。（1）観光・郷土情報センター（2）プラザ図書館（3）ビジネス支援センター（4）プラザホール・会議室 等による複合交流施設として東A地区市街地再開発事業地区内に整備され、開館当初より、指定管理者（くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体）により管理運営されている。

さらに、平成31年度から、くまもと森都心プラザにおける、ビジネス支援センターのあり方について、創業支援や経営支援等の機能強化を含め、検討を行っている。

所在地 西区春日1丁目14-1

主要施設 6階 A会議室～D会議室
5階 プラザホール（ホワイエ、ラウンジ、控室）、多目的室
4階 プラザ図書館、ビジネス支援センター、学習室、託児室
3階 プラザ図書館
2階 観光・郷土情報センター、管理事務室

施設利用状況（有料施設）

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
プラザホール	78,497人	2,975人	82,442人	86,852人	74,335人
多目的室	12,119人	11,969人	12,420人	12,146人	11,932人
A会議室	10,738人	11,888人	14,303人	12,759人	11,266人
B会議室	9,692人	10,480人	12,081人	9,806人	9,643人
C会議室	9,901人	10,130人	11,394人	10,530人	9,784人
D会議室	7,902人	8,133人	8,998人	9,414人	7,368人
託児室	1,111人	695人	1,136人	1,136人	961人

施設利用状況（有料施設以外）

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
観光・郷土情報センター	194,479人	191,629人	229,100人	230,802人	191,170人
プラザ図書館	647,635人	328,983人	510,207人	536,007人	511,968人
ビジネス支援センター	3,044人	2,691人	2,587人	2,514人	2,416人

オ 海外経済交流の推進（産業振興課）

海外との経済交流を推進し、地場企業の販路拡大、グローバル化を図るため、東アジア経済交流推進機構の一員として、中国・韓国の各都市との産業交流や相互のネットワークの強化を促進するとともに、県、JETRO熊本、熊本県貿易協会等関係機関と連携しながら、海外主要都市における見本市への出展支援など、地場企業の製品や技術力の知名度向上を図る取り組みをおこなっている。

また、熊本港利用促進のため、定期航路を利用した荷主企業への助成金、船会社や荷主企業への訪問等によるポートセールス活動を展開している。

(3) 商工業の振興

ア 魅力ある商店街の形成（商業金融課）

中心商店街の活性化については、平成29年3月24日内閣総理大臣より認定を受けた3期中心市街地活性化基本計画に基づき、商業基盤の整備や交通アクセスの充実などを進めており、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、熊本城、城彩苑からの回遊性を図るなど、中心市街地活性化協議会などとも連携し、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ 工業の生産性向上（商業金融課、産業振興課）

新規性・独自性のある高付加価値の製品の創出を促進するために、大学等における研究シーズと企業の事業化ニーズのマッチング機会の提供や中小企業者が行う新製品・新技術研究開発を支援している。

また、販路拡大の支援として、中小製造業者等が行う見本市出展への助成などを行い、本市工業の活性化と中小製造業者の経営基盤安定を図っている。

さらに、地場企業の技術革新や産学連携などを促進するとともに、くまもと産業支援財団をはじめとする各支援機関と連携して先端産業の育成と産業の高度化に取り組んでいる。

ウ 人材の確保・育成（商業金融課、経済政策課）

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保や育成に努める。

また、中小企業の人材の育成を支援するため、指定管理者によって運営されるくまもと森都心プラザにおいて経営者から新入社員までを対象とした各階層別・分野別能力開発研修を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業者を派遣する場合、旅費・滞在費の2分の1相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」を設けている。

研修事業実績

年度 \ 研修種別	H 27		H 28		H 29		H 30		R 1	
	件数 (件)	受講者数 (人)	件数 (件)	受講者数 (人)	件数 (件)	受講者数 (人)	件数 (件)	受講者数 (人)	件数 (件)	受講者数 (人)
経営研修（セミナー等）	18	283	18	271	17	347	18	299	16	237

エ 共同化への支援（商業金融課）

環境整備や事業の共同化を促進するため、商店街が実施する共同施設の整備に対する支援や、中小企業者が共同して事業を行うための事業協同組合等の組織化に対し支援を実施している。

オ 熊本流通業務団地（商業金融課）

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、約100社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第3セクターの(株)熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応するため、情報通信技術を駆使した流通業の経営効率化・情報力強化を図り、九州における流通拠点としての基盤の確立を目指している。

事業の名称 熊本流通業務団地造成事業
位 置 南区流通団地1丁目・2丁目

カ 熊本市流通情報会館（商業金融課）

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、（１）熊本地域の産業情報化の核、（２）中小企業の人材育成の場、（３）商品流通情報の交流の場、（４）熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設としての機能を有した総合施設である。

なお、当会館は平成17年4月より指定管理者（熊本流通団地協同組合）により管理運営されている。

所在地 南区流通団地1丁目24番地

開館 平成元年4月26日

主要施設

（事務棟） 6階 601～604研修室、ラウンジ

5階 501～503研修室

4階 (株)熊本流通情報センター

3階 (株)熊本流通情報センター

2階 熊本流通団地協同組合、多目的ルーム

1階 会館事務室、常設展示コーナー

（展示棟） 1階 展示場（1,080㎡、高さ5.9m、床荷重1t/㎡）

地下 駐車場

会館利用状況

区分		年度				
		H 27	H 28	H 29	H 30	R1
研修室	件数	2,553	2,710	2,772	2,835	2,698
	人数	81,513	83,630	85,105	85,672	81,925
展示場	件数	207	241	226	238	234
	人数	68,727	93,596	82,732	83,698	54,462

（４）雇用対策（経済政策課）

ア 雇用の安定と確保

- ・各産業分野における深刻な人手不足解消に向け、労働分野に精通した民間職業紹介事業者と協定によって連携し、お互いの強みを生かした合同就職面談会を年間最大20回実施することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送っているところ。収束後に再開を予定している。
- ・東京でのUIJターン就職面談会や移住交流会等の開催、UIJターンサポートデスクによる移住・就業相談対応を実施し、継続的な支援に取り組む。あわせて、熊本市公式移住サイト「熊本はどう？」等による移住プロモーションを行い移住就業の促進を図る。
- ・「高等学校進路指導教諭と地場企業との面談会」を県や関係団体と連携実施し、若年者の市内就職率向上に取り組み、生産年齢人口の県外への流出を抑止する。
- ・企業・学生双方の魅力向上により、学生の人材定着に資する事業への補助を行い、若者の市外流出を防ぐ。
- ・障がい者、母子家庭の母等を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することにより、特に就職が困難な市民の雇用促進を図る。
- ・介護福祉士資格取得に必要な介護職員実務者研修を実施し、人材不足の福祉業界への就労支援を行う。
- ・新規学卒者を含む若年者や一般求職者に対する合同就職面談会、中高年齢者を対象としたライフプランセミナー、働き方改革に関するセミナーを開催し、求職者の就業を支援する。
- ・技能実習開始（入国）1年以内の外国人労働者の日本語習得を支援し、日本語能力の向上や事業者による日本語教育の促進を図り、従事業務の高度化や特定技能への円滑な移行を促す。

イ 職業能力の向上

教育訓練の充実

- ・熊本市職業訓練センターで、求職者や在職者の職業能力開発訓練を実施し、市民の職業能力の向上を支援する。
- ・職業訓練短期大学校においては、調理分野での高度人材の育成に取り組むと同時に、離職防止や地元就職への定着につなげる。
- ・熊本市職業訓練センターの受講生のうち、雇用保険の受給資格のない離職中の者に対して、受講料の半額を助成する。
- ・認定職業訓練校を支援することにより、若年労働者の技術養成、職業能力の向上を図る。

熊本市技能者表彰

- ・本市産業の発展に尽くされた技能者や全国規模以上の技能競技大会において優秀な成績を修めた者、さらには各種の技能をもって地元企業に勤務する優秀な若年技能者を表彰することで、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ若年技能者の育成及び技能水準の向上を図る。

ウ 労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生への向上支援

- ・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。
- ・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福利厚生事業を支援することにより、従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。
- ・熊本県社会保険労務士会と覚書を取り交わし、市役所本庁舎3階を利用して毎週水曜日13:00～16:00に労働問題に対する相談窓口を設置する。

労働相談実績（件数）

（令和2年4月1日現在）

年度	合計	労働契約規則	配人置転換事	ラセク等ハ	退貨職金金	休労働時間暇間	解退雇職	損害懲戒賠償分	労安全衛生事故	雇用保険	年社会保険金	その他
H27	25	4			2	2	5				10	2
H28	12					1	2			2	4	3
H29	38	2	1	2	4	2	4	1	7		11	4
H30	34	3			4	3	5	1	2	4	12	
R1	52	5	1		1	1	2		1	3	29	9

※ H28は5月17日～8月31日まで熊本地震に関する特別労働相談（102件）で対応。

エ 関係機関との連携事業の取組み（連携相乗効果による全体最適化、効率化）

労働局・熊本県との連携事業

- ・平成26年度に熊本労働局と「熊本市雇用対策連携協定」を締結し、求職者の就職促進と企業の人材確保支援等について、時勢に応じた政策課題を共有し効果的・一体的にその対策に当たることとした。
- ・「高等学校進路指導教諭と地場企業との面談会」を県や関係団体と連携実施し、若年者の市内就職率向上に取り組み、生産年齢人口の県外への流出を抑止する。（再掲）
- ・熊本労働局及び熊本県との連携により就職未内定の高校3年生と地場企業との合同就職面談会を実施する。
- ・熊本労働局が主体となって実施する若年者地域連携事業「UIJターン合同就職面談会」（熊本開催）を連携支援する。
- ・働くことに一歩を踏み出せない若者（若年無業者）への支援として、熊本労働局が主体となって実施する地域若者サポートステーション事業を連携支援する。
- ・「働き方改革」に資する企業セミナーなどを熊本労働局と連携し実施する。
- ・国と連携・協力して中央区役所・東区役所に設置した、生活保護受給者等への就労支援を行うハローワークのサテライトを通じ、ハローワーク業務と福祉分野の業務とを連携させた就労支援を一体的に実施する。

- ・熊本労働局及びシルバー人材センターと連携・協力して中央区役所及び熊本市勤労者福祉センターに設置した高齢者職業相談コーナーを通じ、健康で就業意欲の高い高齢者の職業相談を実施する。

オ 労働雇用関係施設（市施設）

熊本市事業内高等職業訓練校（受講期間：2年間）

管理運営 熊本市職業訓練施設管理共同企業体（指定管理者）

所在地 中央区南熊本3丁目8番16号

訓練生数

（各年4月現在）

年度	左官	塗装	鉄筋	防水	屋根	型枠	和裁	造園	フラワー	計
H28	12人	12人	8人	14人	6人	9人	8人	0人	0人	69人
H29	11人	11人	7人	9人	7人	19人	5人	0人	0人	69人
H30	18人	4人	4人	12人	5人	12人	4人	7人	9人	75人
R1	12人	11人	4人	9人	4人	4人	4人	7人	6人	61人
R2	9人	8人	2人	8人	3人	12人	0人	4人	4人	50人

熊本市職業訓練センター

職業に必要な労働者の能力の開発及び向上を促進するため、職業訓練を行う事業主等への施設の提供及び各種職業能力の開発又は向上に関する講習や体験学習等、幅広い職業訓練を実施している。

管理運営 熊本市職業訓練施設管理共同企業体（指定管理者）

所在地 西区花園7丁目19番10号

事業内容

（令和2年4月1日現在）

区分 年度	利用者数 (延べ人数)	職業能力開発訓練		語学講座	受託訓練	その他の 事業	短大	施設利用 指定事業 検定事業
		I T以外	I T関連					
H27	34,817	5,844	2,034	629	16,390	3,579	0	6,341
H28	26,677	4,683	2,070	544	8,696	5,744	0	4,940
H29	26,163	5,168	1,905	544	10,185	7,660	0	701
H30	26,065	7,860	2,352	306	8,091	5,294	1,428	734
R1	33,727	8,627	2,357	229	9,074	6,754	4,497	2,189

熊本市勤労者福祉センター

雇用の促進と勤労者の福祉の向上を図るため、雇用の促進に関する事業、心身の健康及び体力の増進に関する事業、教養及び文化活動に関する事業、福祉の向上に関する事業の実施及び体育室や会議室等の貸出等を行う。

管理運営 (一財) 熊本市勤労者福祉センター (指定管理者)

所在地 中央区黒髪3丁目3番12号

施設概要 1階 体育室・ホール・講習室 職業相談室・更衣室・シャワー室
2階 和室(2部屋)・研修室・大会議室

(令和2年4月1日現在)

区分 年度	利用者数(人)				貸館(千円)	主催事業(千円)
	講座等	貸館等	健康相談	計	利用料金	主催事業収入
H 27	41,487	36,190	1,878	79,555	4,611	27,019
H 28	25,633	19,871	1,127	46,631	2,549	11,287
H 29	41,730	33,553	1,841	77,124	4,363	20,632
H 30	31,857	18,407	1,706	51,970	2,686	13,339
R 1	33,690	23,771	3,401	60,862	3,068	16,616

(5) 中小企業経営の基盤強化(商業金融課)

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

ア 資金調達円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。

融資状況

制度名	H29		H30		R1	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	千円	件	千円	件	千円
小口資金融資	124	479,970	105	385,950	94	373,200
経営向上小口資金融資	417	1,276,750	595	1,785,560	479	1,426,850
経営安定資金融資	66	533,980	63	589,100	30	163,100
創業サポート資金融資	54	192,100	74	256,550	74	235,600
経営安定特例資金融資	0	0	0	0	0	0
経済環境変動対策資金融資	56	371,300	55	370,320	77	638,000
公害防止施設資金融資	0	0	0	0	0	0
地下水使用合理化設備資金融資	0	0	0	0	0	0
高度化資金融資	0	0	0	0	0	0
短期資金融資	15	59,500	18	63,550	10	31,000
新エネルギー設備等資金融資	0	0	0	0	0	0
計	732	2,913,600	910	3,451,030	764	2,867,750

イ 熊本市中小企業活性化会議

平成24年第4回定例会において、議員提案により「熊本市中小企業振興基本条例」が制定、平成25年4月1日から施行された。平成30年第4回定例会において、改めて議員提案により条例の一部改正がなされ、平成31年(2019年)4月1日から名称を「熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例」に改正し、新たに小規模企業に関する基本理念、基本方針などを追加した。この条例は、中小企業・小規模企業振興に向けた基本理念や、市民・中小企業・市などの役割などを定めたもので、市長の附属機関として、熊本市中小企業活性化会議を置き、市長の諮問に応じて会議で条例の基本方針に基づく中小企業・小規模企業の振興に関する施策等を審議するものである。

目 的	熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例第9条における施策の基本方針に基づく、中小企業・小規模企業の振興に関する施策等について審議する。
委 員 構 成	16人以内 学識経験者、公募委員、中小企業団体・金融機関・消費者団体・関係行政機関の職員
任 期	2年
開 催 状 況	第1回 令和元年(2019年)7月16日(火)9時00分～ (令和元年度) 第2回 令和元年(2019年)10月7日(月)14時00分～

(6) 中小企業への各種助成(商業金融課・産業振興課)

ア 中小企業振興助成

助成の種類	助 成 対 象	助 成 措 置
事業助成金	中小企業者が、中小企業団体であって市長が認めたものを組織し、運営を開始したとき	1組合につき10万円(組織し、運営を開始した年度に限る)
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内
		事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
	一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする
融資のあっせん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便宜の供与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

経
観

助成状況

区 分		年 度				
		H27	H28	H29	H30	R1
設立運営費	件 数	0	0	0	0	4
	金額(千円)	0	0	0	0	400
高度化施設	件 数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	0	0	0	0	0

イ 商店街共同施設助成

商店街の共同施設（街路灯、アーケード、防犯カメラ等）の設置等の事業を助成する。

助成状況

年 度	H 27	H 28	H 29	H 30	R1
件 数	1	0	3	6	3
金 額（千円）	632	0	4,146	8,185	1,128

ウ 商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年 度	H 27	H 28	H 29	H 30	R1
件 数	59	59	54	49	53
金 額（千円）	4,517	4,125	4,170	3,990	4,255

エ 商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年 度	H 27	H 28	H 29	H 30	R1
件 数	28件(25団体)	24件(22団体)	28件(25団体)	32件(26団体)	32件(28団体)
金 額（千円）	24,612	22,969	28,015	28,272	23,700

オ 商店街空き店舗対策事業

商店街団体等が実施する空き店舗対策事業に助成する。

助成状況

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
件 数	24	16	11	1	2
金 額（千円）	15,095	7,829	5,823	1,000	2,000

カ 商店街等プレミアム付商品券発行支援事業

地域経済における消費喚起を目的に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街・商工会・事業協同組合等が、独自にプレミアム付商品券を発行する事業に対し助成する。

予算額： 240,000千円（6,000千円×40団体）

キ 商店街等にぎわい創出支援事業

地域経済における消費喚起を目的に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街・商工会・事業協同組合等が実施するイベント等に対し助成する。

予算額： 42,000千円（1,000千円×42団体）

(7) 中小企業金融対策（商業金融課）

(ア) 中小企業金融制度一覧

制度名 (発足年月日)		小口資金融資 (昭 38.8.7)	経営向上小口資金融資 (平 19.10.1)
目 的		市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入に伴う金融環境変化の影響を受けやすい市内小規模零細事業者に対して、責任共有制度の対象除外となる全国統一の保証制度の対象とすることにより、小口資金の円滑な融資を図り、企業の体質の改善を図るとともに、安定的な資金調達を維持し、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		<ul style="list-style-type: none"> 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 従業員20人以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）であること この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内であること ※認定支援機関を活用し、事業改善に取り組む企業者は、保証料補給の特例あり ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第1号に該当する者は、保証料補給の特例あり
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000万円以内	1,000万円以内
融 資 期 間 及 び 利 率		30ヶ月：固定 年2.00%以内 45ヶ月：固定 年2.10%以内 60ヶ月：固定 年2.20%以内	3年以内：固定 年1.70%以内 4年以内：固定 年1.80%以内 5年以内：固定 年1.90%以内
据 置 期 間		6ヶ月以内	6ヶ月以内
保 証 料 率		年0.45%～1.25% 保証料補給：1/2	年0.50%～2.20% 保証料補給：1/2 ※特例対象者 全額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	一括又は分割返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	469,400（出捐金）	874,000
	協調倍率（倍）	25	3
	融資枠（千円）	11,735,000	2,622,000
	預 託 機 関	県信用保証協会	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経営安定資金融資 (昭 43.4.1)	創業サポート資金融資 (平 12.4.1)
目	的	市内中小企業者の経営の合理化、体質の改善に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	創業を行うまたは創業を行った個人もしくは創業を行ったことにより設立された会社、または事業の転換又は多角化を行う者に対して、資金の円滑な融資を図ることにより起業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与する
対	象	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合	<p>1. 新規開業（開業後1年未満の者を含む）</p> <p>① 市内に居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験があり、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者）</p> <p>② 市内に居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験がなく、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者）（学生については、学校の推薦を受けた者）</p> <p>※産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業により支援を受けた者は、6月以内</p> <p>※熊本県外に住民登録後1年以上経過し、定住を目的として、熊本市内に住民登録後1年以内の者は、保証料の特例あり</p> <p>※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第2号ア、ウに該当する者は、保証料補給の特例あり</p> <p>2. 転業・多角化 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を3年以上継続して営んでいる者</p> <p>転業・多角化前であること</p> <p>※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第2号イに該当する者は、保証料補給の特例あり</p>
使	途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融	資 限 度 額	事業者：3,000万円以内 組 合：4,000万円以内	新規開業①：2,000万円以内 新規開業②：500万円以内 転業・多角化：1,000万円以内
融	資 期 間 及 び 利 率	3年以内：固定 年 2.10%以内 5年以内：固定 年 2.20%以内 7年以内：固定 年 2.30%以内	新 規 開 業 3年以内：固定 年 1.30%以内 5年以内：固定 年 1.45%以内 7年以内：固定 年 1.60%以内 転業・多角化 7年以内：固定 年 2.00%以内
据	置 期 間	6ヶ月以内	1年以内
保	証 料 率	年 0.25%～1.70%	新規開業：年 0.35% 転業・多角化：年 0.25%～1.70% 保証料補給：特例対象者のみに対し全額
連	帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返	済 方 法	元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申	込 先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取	扱 金 融 機 関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	501,000	157,000
	協調倍率（倍）	3	3
	融資枠（千円）	1,503,000	471,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		短期資金融資 (平 24.4.1)	経営安定特例資金融資 (昭 55.4.15)
目	的	市内中小企業者の短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与する
対	象	市内に6ヶ月以上居住し、かつ同一事業を6ヶ月以上経営している中小企業者	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上(天災地変・火災の場合6ヶ月以上)経営している中小企業者 ① 大規模小売店(床面積1,000㎡以上)の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ② 倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの ③ 天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④ 大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの
使	途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金 (①、④については設備資金のみ)
融	資 限 度 額	500万円以内	1,500万円以内
融	資 期 間 及 び 利 率	保証付 1年以内：固定年1.95%以内 保証無 1年以内：固定年2.10%以内	7年以内：固定年2.00%以内
据	置 期 間	無	1年以内
保	証 料 率	保証付の場合 年0.25%～1.70%	年0.25%～1.70%
連	帯 保 証 人	保証付の場合 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く 保証付でない場合 取扱金融機関の定めるところとする	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返	済 方 法	一括又は分割返済	元金均等月賦返済
申	込 先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取	扱 金 融 機 関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	40,000	130,000
	協調倍率(倍)	3	3
	融資枠(千円)	120,000	390,000
	預託機関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経済環境変動対策資金融資 (昭 62.6.1)
目 的		経済環境の変動により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ① 売上高が減少している中小企業者 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき指定された業種で、融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し5パーセント以上減少している者 ② 平成28年熊本地震特別融資により融資を受け、当該融資残高が当初融資金額の2分の1以下である中小企業者。※本資金により、複数の保証債務を借換一本化することを条件とする。
使 途		運転資金
融 資 限 度 額		1,500万円以内
融 資 期 間 及 び 利 率		7年以内：固定年1.85%以内
据 置 期 間		6ヶ月以内
保 証 料 率		年0.25%～1.70%
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	1,548,000
	協調倍率(倍)	3
	融資枠(千円)	4,644,000
	預 託 機 関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		公害防止施設資金融資 (昭 46.11.1)	地下水使用合理化設備資金融資 (平 3.4.1)
目	的	市内中小企業者の工場又は事業所における公害防止に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって市民の健康の保護、生活環境の保全を図る	市内中小企業者の工場及び事業所における地下水の使用合理化に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対	象	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に1年以上居住しかつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設・設備
使	途	設備資金	設備資金
融	資 限 度 額	800万円以内	1,000万円以内
融	資 期 間 及 び 利 率	7年以内：固定年2.20%以内 利子補給：全額	3年以内：固定年2.00%以内 5年以内：固定年2.10%以内 7年以内：固定年2.20%以内 利子補給：全額
据	置 期 間	6ヶ月以内	6ヶ月以内
保	証 料 率	年0.69% 保証料補給：全額	年0.25%～1.70% 保証料補給：全額
連	帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返	済 方 法	元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申	込 先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取	扱 金 融 機 関	肥後銀行 熊本銀行	肥後銀行 熊本銀行
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	9,000	9,000
	協調倍率(倍)	2	3
	融資枠(千円)	18,000	27,000
	預託機関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		新エネルギー設備等資金融資 (平 24.4.1)	高度化資金融資 (昭 44.4.1)
目	的	市内中小企業者の新エネルギー・省エネルギー等設備導入に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の高度化及び近代化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対	象	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・環境負荷低減を図るものとして市長が認めた設備等 ① 太陽光発電システム、ペレットボイラー、燃料電池などの新エネルギー設備 ② 高効率空調機、高効率給湯機、LED照明などの省エネルギー設備 ③ 電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の4種類の自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等、及びその組合員
使	途	設備資金	運転資金、設備資金
融	資 限 度 額	1,000万円以内	1組 合：8,000万円以内 1組 合 員：2,000万円以内
融	資 期 間 及 び 利 率	10年以内：固定年1.80%以内	8年以内：固定年2.35%以内
据	置 期 間	1年以内	無
保	証 料 率	年0.45%～1.90% 保証料補給：1/2	保証付の場合は 年0.45%～1.90%
連	帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	取扱金融機関の定めるところとする
返	済 方 法	元金均等月賦返済	取扱金融機関の定めるところとする
申	込 先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関
取	扱 金 融 機 関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 商工組合中央金庫
市 預 託 条 件	融 資 原 資 (千 円)	55,000	20,000
	協 調 倍 率 (倍)	3	4
	融 資 枠 (千 円)	165,000	80,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

※ 伝統工芸営業者、倒産関連中小企業者、アスベスト飛散防止に取組む中小企業者等に対する利子補給制度有り

※ 起業化支援資金融資は、平成23年4月1日から創業サポート資金融資へ名称変更

(イ) 新型コロナウイルス感染症に係る利子補給

熊本県の金融円滑化特別資金の借入に際し、本市が利子補給を実施する。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none">・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続して熊本市内で事業を営んでいる者
補 給 期 間	融資実行日から3年以内
利 率 上 限	2.3%
補給対象借入額	8,000万円 <ul style="list-style-type: none">・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症分」の新規資金需要にかかる合計借入額8,000万円を上限とする・借換えの場合、熊本地震分の借入残額は、利子補給の対象外
補給率	全額

(8) 経済統計

ア 産業別市内総生産（経済政策課）

（単位 百万円、％）

項 目		実 数			構 成 比			対前年度比		
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H27 年度	H28 年度	
産 業	第1次産業	農 業	25,267	25,639	27,035	1.0	1.0	1.1	1.5	5.5
		林 業	356	369	341	0.0	0.0	0.0	3.7	0.8
		水 産 業	1,515	2,421	3,686	0.1	0.1	0.1	59.8	54.6
		小 計	27,138	28,429	31,063	1.1	1.1	1.3	4.8	9.6
	第2次産業	鉱 工 業	150,534	144,045	189,470	6.0	5.8	7.7	△ 4.3	4.0
		建 設 業	104,099	98,665	122,856	4.2	4.0	5.0	△ 5.2	24.6
		小 計	254,633	242,711	312,326	10.3	9.8	12.7	△ 4.7	11.3
	第3次産業	電気・ガス・水道業	43,121	46,579	51,835	1.7	1.9	2.1	8.0	9.3
		卸売・小売業	316,274	304,570	320,719	12.7	12.2	13.0	△ 3.7	2.7
		運輸・郵便業	101,259	102,271	94,217	4.1	4.1	3.8	1.0	2.7
		宿泊・飲食サービス業	75,934	80,186	84,166	3.0	3.2	3.4	5.6	8.8
		情報通信業	111,452	104,645	109,693	4.5	4.2	4.5	△ 6.1	1.7
		金融・保険業	132,618	141,784	131,957	5.3	5.7	5.4	6.9	13.0
		不動産業	438,817	436,648	293,520	17.6	17.5	11.9	△ 0.5	△ 1.4
		専門・科学技術、 業務支援サービス業	235,035	244,568	242,394	9.4	9.8	9.8	4.1	4.4
		公 務	192,734	193,585	209,103	7.7	7.8	8.5	0.4	4.8
		教 育	156,946	158,746	143,330	6.3	6.4	5.8	1.1	0.5
		保健衛生・社会事業	250,287	256,880	293,587	10.0	10.3	11.9	2.6	1.3
	その他サービス	133,907	141,626	132,117	5.4	5.7	5.4	5.8	△ 3.8	
小 計	2,188,385	2,212,088	2,106,637	88.6	89.1	86.0	1.1	2.6		
合 計		2,470,156	2,483,228	2,450,026	99.1	99.5	99.5	0.5	3.7	
輸入品に課される税・関税		41,758	41,002	35,216	1.7	1.6	1.4	△ 1.8	△ 9.8	
(控除) 総資本形成に係る消費税		20,145	27,407	23,387	0.8	1.1	0.9	36.0	△ 8.5	
市内総生産（市場価格表示）		2,491,768	2,496,823	2,461,855	100.0	100.0	100.0	0.2	3.6	

(注) 表中の計数は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。

数値に富合町、城南町、植木町を含む。

(資料) 熊本市統計書（令和元年度版）

イ 産業（大分類）別事業所数及び従業者数の推移（全事業所）（経済政策課）
 （平成26年経済センサス - 基礎調査結果及び平成28年経済センサス - 活動調査）

産 業 大 分 類	事業所数			従業者数		
	平成 26 年 実数	平成 28 年		平成 26 年 実数	平成 28 年	
		実数	構成比		実数	構成比
A～R 全産業（S公務を除く）	31,929	28,310	100.0	330,263	305,105	100.0
A～B 農 林 漁 業	123	107	0.4%	1,476	1,096	0.4%
C 鉱業，採石業，砂利採取業	3	3	0.0%	11	11	0.0%
D 建 設 業	2,693	2,430	8.6%	20,923	19,748	6.5%
E 製 造 業	1,216	1,091	3.9%	20,066	21,903	7.2%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	32	21	0.1%	1,549	729	0.2%
G 情 報 通 信 業	370	352	1.2%	6,353	6,659	2.2%
H 運 輸 業 ， 郵 便 業	582	538	1.9%	11,888	10,990	3.6%
I 卸 売 業 ， 小 売 業	8,521	7,733	27.3%	70,924	66,166	21.7%
J 金 融 業 ， 保 険 業	651	620	2.2%	11,075	11,286	3.7%
K 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	2,350	2,004	7.1%	9,951	9,163	3.0%
L 学術研究，専門・技術サービス業	1,842	1,680	5.9%	10,751	9,539	3.1%
M 宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	4,150	3,466	12.2%	34,433	30,097	9.9%
N 生活関連サービス業，娯楽業	3,048	2,646	9.3%	15,487	13,880	4.5%
O 教 育 ， 学 習 支 援 業	1,266	958	3.4%	22,726	15,159	5.0%
P 医 療 ， 福 祉	2,692	2,493	8.8%	59,515	57,771	18.9%
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	195	192	0.7%	3,576	3,519	1.2%
R サ ー ビ ス 業 （他に分類されないもの）	2,195	1,976	7.0%	29,559	27,389	9.0%
S 公 務	119	-	-	18,335	-	-

ウ 商 業

業種別商店数・従業員数・年間販売額（商業金融課）

（平成 26 年商業統計、平成 28 年経済センサス活動調査（卸小売業に関する集計結果））

産 業 分 類	事業所数			従業者数			年間商品販売額		
	平成 26 年実数 (所)	平成 28 年		平成 26 年実数 (人)	平成 28 年		平成 26 年 実数 (百万円)	平成 28 年	
		実数 (所)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (百万円)	構成比 (%)
合 計	6,109	6,114	-	50,922	53,434	-	2,052,450	2,292,056	-
卸 売 業 計	1,748	1,822	100.0	16,664	17,901	100.0	1,311,185	1,512,010	100.0
501 各種商品卸売業	11	9	0.1%	124	87	0.5%	X	12,746	-
511 繊維品卸売業	6	5	0.3%	16	12	0.1%	X	X	-
512 衣服卸売業	39	31	1.7%	350	330	1.8%	9,309	6,893	0.5%
513 身の回り品卸売業	25	23	1.3%	157	174	1.0%	X	X	-
521 農畜産物・水産物卸売業	221	232	12.7%	3,220	3,007	16.8%	337,026	362,848	24.0%
522 食料・飲料卸売業	197	193	10.6%	1,930	2,111	11.8%	174,661	211,030	14.0%
531 建築材料卸売業	177	166	9.1%	1,607	1,728	9.7%	110,758	111,547	7.4%
532 化学製品卸売業	83	88	4.8%	562	708	4.0%	41,857	55,137	3.6%
533 石油・鉱物卸売業	31	22	1.2%	404	198	1.1%	68,902	49,071	3.2%
534 鉄鋼製品卸売業	19	20	1.1%	117	120	0.7%	20,571	17,904	1.2%
535 非鉄金属卸売業	4	4	0.2%	60	26	0.1%	5,565	1,338	0.1%
536 再生資源卸売業	23	19	1.0%	691	536	3.0%	12,641	9,177	0.6%
541 産業機械器具卸売業	188	215	11.8%	1,209	1,630	9.1%	86,908	122,233	8.1%
542 自動車卸売業	94	93	5.1%	980	1,047	5.8%	39,961	45,844	3.0%
543 電気機械器具卸売業	140	169	9.3%	1,017	1,298	7.3%	92,481	113,515	7.5%
549 その他機械器具	84	93	5.1%	718	979	5.5%	51,155	64,616	4.3%
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	50	55	3.0%	406	347	1.9%	16,442	24,913	1.6%
552 医薬品・化粧品等卸売業	133	133	7.3%	1,447	1,826	10.2%	139,227	211,570	14.0%
553 紙・紙製品卸売業	27	33	1.8%	328	314	1.8%	27,715	22,281	1.5%
559 他に分類されない卸売業	196	219	12.0%	1,321	1,423	7.9%	X	65,013	-
小 売 業 計	4,361	4,292	100	34,258	35,533	100	741,265	780,047	100
56 各種商品小売業	14	10	0.2%	1,724	1,323	3.7%	78,876	64,610	8.3%
57 織物・衣服・身の回り品小売業	665	603	14.0%	3,017	2,702	7.6%	45,179	46,915	6.0%
58 飲食料品小売業	1,298	1,317	30.7%	12,386	14,082	39.6%	185,214	211,693	27.1%
59 機械器具小売業	612	624	14.5%	4,486	4,527	12.7%	145,650	153,038	19.6%
60 その他の小売業	1,515	1,503	35.0%	10,269	10,388	29.2%	211,170	204,460	26.2%
61 無店舗小売業	257	235	5.5%	2,376	2,511	7.1%	75,176	99,332	12.7%

注) 産業分類は卸売業は「小分類」、小売業は「中分類」

工 業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者4人以上の事業所〕（産業振興課）

（平成30年工業統計調査結果）

産業中分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数 (箇所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)
総計	472	100.0	18,910	100.0	467,396	100.0
食料品	154	32.6	6,164	32.6	128,776	27.6
飲料・たばこ・飼料	11	2.3	465	2.5	15,242	3.3
繊維工業	24	5.1	451	2.4	3,571	0.8
木材・木製品	10	2.1	199	1.1	3,168	0.7
家具・装備品	22	4.7	371	2.0	5,286	1.1
パルプ・紙・紙加工品	8	1.7	346	1.8	11,994	2.6
印刷	47	10.0	1,099	5.8	16,887	3.6
化学工業	6	1.3	1,693	9.0	38,117	8.2
石油製品・石炭製品	2	0.4	26	0.1	X	X
プラスチック製品	12	2.5	326	1.7	11,505	2.5
ゴム製品	1	0.2	5	0.0	X	X
皮革	1	0.2	13	0.1	X	X
窯業・土石製品	25	5.3	461	2.4	14,289	3.1
鉄鋼業	4	0.8	422	2.2	13,350	2.9
非鉄金属	4	0.8	72	0.4	2,012	0.4
金属製品	48	10.2	1,358	7.2	26,710	5.7
はん用機械器具	6	1.3	126	0.7	2,933	0.6
生産用機械器具	33	7.0	1,831	9.7	66,136	14.1
業務用機械器具	6	1.3	138	0.7	1,310	0.3
電子部品	4	0.8	1,185	6.3	38,268	8.2
電気機械器具	10	2.1	742	3.9	16,561	3.5
情報通信機械器具	-	-	-	-	-	-
輸送用機械器具	6	1.3	1,194	6.3	45,771	9.8
その他	28	5.9	223	1.2	1,878	0.4

オ 産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者4人以上の事業所〕（産業振興課）

（平成30年工業統計調査結果）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成28年 実数 (箇所)	平成29年		平成28年 実数 (人)	平成29年		平成28年 実数 (百万円)	平成29年	
		実数 (箇所)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (百万円)	構成比 (%)
総 数	465	472	100.0	18,421	18,910	100.0	411,067	467,396	100.0
4～9人	187	195	41.3	1,185	1,241	6.6	11,191	14,204	3.0
10～19人	114	112	23.7	1,601	1,540	8.1	23,943	26,656	5.7
20～29人	50	51	10.8	1,204	1,247	6.6	20,848	22,897	4.9
30～99人	82	83	17.6	4,411	4,671	24.7	94,073	102,936	22.0
100～299人	20	19	4.0	3,074	2,986	15.8	73,683	73,754	15.8
300人以上	12	12	2.5	6,946	7,225	38.2	187,329	226,949	48.6

※統計表中の記号について

「-」：該当がないもの。

「X」：該当事業所が1ないし2事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したもの。

また、3事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は「X」で表す。

2 競輪事業（競輪事務所）

(1) 概 要

本市競輪事業は昭和25年7月、財政再建と戦災復興事業に寄与することを目的として発足し、その後、昭和37年4月自転車競技法の恒久立法化、同年10月競技実施団体としての自転車競技会が発足するなど事業の運営面で確固たる基盤が築かれた。

全国の公営競技の売上は、競輪に限らず減少傾向にある。そのような中で、本市競輪事業は、記念競輪開催時の場間場外発売のみではなく、普通競輪開催時にも場間場外発売を展開させるなど売上の増加を図っている。

その一方で、新規ファンの掘り起こしのための専用場外車券売場の新設やファンサービスの充実、魅力あるレースの提供、特別競輪の誘致など、ファンのニーズに応じた事業展開を行っている。

事業発足より現在までにおける発売額は、総額10,023億円余、熊本市財政への繰入金総額は671億円余の巨額に上り土木、教育、住宅等の公共施設の建設、福祉の充実等の貴重な自主財源として本市の財政に多大な貢献をしている。

令和2年（2020年）4月1日現在、熊本地震の影響により投票及び支払所の縮小を余儀なくされているが、本市発展の一助として収益を確保するよう運営を行っている。

*熊本地震により競輪場内一部立ち入り規制中。（令和2年（2020年）4月1日現在）

(2) 施 設

所在地 中央区水前寺5丁目23番1号

開設年月 昭和25年7月

競走路 1周500m

駐車場 789台収容

投票所 8ヵ所 窓口 109

支払所 8ヵ所 窓口 62

〔震災後 投票所 2ヵ所 窓口 14〕
〔支払所 2ヵ所 窓口 11〕

観覧席 定員 12,000人

〔一般 3,300人〕
〔立見 7,705人（震災後定員 324人）〕
〔特別観覧席 995人〕

（震災後数値については令和2年（2020年）4月1日現在）

(3) 競輪事業の実績

区 分 \ 年 度	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1
開 催 回 数	13	7	5	5	5
開 催 日 数	52	26	22	22	22
入 場 者 数	64,868	7,233	5,722	6,480	5,945
収 入	千円	千円	千円	千円	千円
入 場 料（普通席）	3,243	0	0	0	0
〃（特別席）	4,531	0	0	0	0
車 券 発 売 金	12,180,994	10,538,005	9,671,864	9,471,522	8,778,849
そ の 他 の 収 入	653,059	642,362	541,009	491,288	695,377
前 年 度 繰 越 金	220,457	331,687	250,268	191,169	74,296
支 出					
経 常 経 費	120,914	104,543	90,118	98,044	106,397
開 催 経 費	11,871,915	9,959,239	9,144,868	8,946,997	8,366,133
交 付 金	226,412	206,678	196,826	192,585	177,527
施 設 関 係	91,057	30,210	20,160	42,058	122,095
一 般 会 計 繰 出 金	150,000	250,000	250,000	300,000	200,000
基 金	270,299	711,116	570,000	500,000	400,000

（令和2年2月27日から新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館）

(4) 競輪事業収益金の使途

区分 年度	土木・住宅 関係		民生 関係		教育 関係		衛生 関係		災害復旧 工事関係		その他		合計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
H27	9,135	6.1	117,135	78.1	12,870	8.6	4,410	2.9	855	0.6	5,595	3.7	150,000	100.0
H28	8,975	3.6	183,200	73.3	18,075	7.2	8,550	3.4	16,375	6.6	14,825	5.9	250,000	100.0
H29	17,875	7.2	186,875	74.7	20,350	8.1	7,225	2.9	3,750	1.5	13,925	5.6	250,000	100.0
H30	35,190	11.7	221,880	74.0	22,410	7.5	9,390	3.1	1,410	0.5	9,720	3.2	300,000	100.0
R1	10,340	5.2	160,860	80.4	16,740	8.4	5,520	2.7	0	0	6,540	3.3	200,000	100.0

3 観光政策（観光政策課）

(1) 概況（観光政策課）

「森と水の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、また、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

平成6年には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開とともに、平成15年9月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議された。

また、平成22年3月には本市と地理的に近く歴史的にもつながりが強い東アジア諸国からの誘客を進めていくため「熊本市東アジア戦略」を策定し、更に平成30年3月には、世界に認められる「上質な生活都市」を目指して「熊本市国際戦略」を策定した。

これらの戦略に基づき外国人誘客の取組を強化したことや、熊本城特別公開や国際スポーツ大会の開催などにより、本市における外国人宿泊者数は、令和元年（2019年）には34万人を突破し過去最多となった。

今後の新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えて、外国人観光客の受入態勢を整備するとともに、段階的に公開エリアが拡大される熊本城を核とした観光プロモーションを展開することなどにより、本市の様々な魅力や情報を国内外に発信していく。

観光客の動向

年	項目	観光客数 (千人)	対前年比 (%)	宿泊客数 (千人)	うち外国人宿泊者数 (千人)
H27		5,607	100.7	2,638	108
H28		4,600	82.0	2,531	104
H29		5,018	109.0	2,759	182
H30		4,954	98.7	2,813	235
R1		6,014	121.4	2,819	343

(2) 観光客誘致（観光政策課）

ア 観光マーケティング戦略

多様化・個別化する観光客ニーズなどのデータ収集と分析を行い、データに基づいた観光施策の基本的な指針として「観光マーケティング戦略」を策定

※新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が激減し、戦略の基礎となるデータ収集が困難となることから、戦略策定は来年度以降に延期

イ 熊本誘客プロジェクト

令和元年（2019年）10月5日より特別公開第1弾を開始した熊本城について、特別見学通路開設による第2弾、天守閣内部公開による第3弾と公開エリアの拡大に応じ、段階的な観光プロモーションを展開

※新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、広報宣伝を拡充して実施予定

ウ 観光プロモーション

- ・欧米豪州に向けた個人旅行者向けの観光プロモーション
- ・中国・台湾・韓国・香港・タイなどの東アジアにおける旅行会社や観光展を通じたプロモーションの充実
- ・観光ホームページ「熊本市観光ガイド」による情報発信
- ・熊本城おもてなし武将隊やひごまるを活用した観光プロモーション

※新型コロナウイルス感染症の影響により、上半期における観光展への出展や現地プロモーションは中止

エ 九州都市間のネットワーク推進

九州内主要都市及び阿蘇・天草地域等と連携した広域観光PR

オ コンベンション協会への支援

熊本国際観光コンベンション協会が実施する観光客誘致事業等に対する支援

カ 新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んだ観光需要の早期回復を目的として、市内の宿泊施設で利用できる「熊本市プレミアム宿泊クーポン」を販売

(3) 観光客受入態勢の充実

ア 観光案内所の運営

桜の馬場 城彩苑総合観光案内所及び熊本駅総合観光案内所の運営

イ 国際観光重点地域

「国際観光重点地域」（「熊本城」「水前寺成趣園」及びその周辺エリア）における観光案内サインの一体的整備や観光案内所の機能向上

ウ 熊本城シャトルバスの運行

桜の馬場 城彩苑と熊本城二の丸広場間における無料シャトルバスの運行

エ 観光客受入環境整備

地域の観光資源を活かした魅力的な滞在型旅行商品の造成や訪日外国人旅行者の受け入れ環境の整備

※新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、受入環境整備を実施

オ 観光施設の管理

峠の茶屋公園、岩戸の里公園、野出峠の茶屋公園等の維持管理

カ 観光イベント関連事業（イベント推進課）

祭り・伝統芸能の継承

・火の国まつり

多くの市民が参加しやすく親しめる市民参加型のまつり。

名 称 「第43回 火の国まつり」

期 間 令和2年（2020年）7月31日（金）、8月1日（土）、2日（日）の3日間

主 催 火の国まつり運営委員会・熊本市

会 場 熊本市中心部一帯

※令和2年（2020年）4月 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止を決定。

・江津湖花火大会

「水の都」熊本市のシンボルである江津湖で開催する花火大会。

名 称 「江津湖花火大会2020」

開 催 日 未定

※令和2年（2020年）4月 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止を決定。

・くまもとお城まつり（熊本城総合事務所）

平成28年4月に発生した熊本地震に伴う熊本城の被害により、これまでイベントを開催してきた有料区域内及び奉行丸広場、笹園が使用不可能となった。今後は、二の丸広場を主会場とし、城彩苑や花畑広場等の関連施設催事との連携を強化し、回遊性を図ることで城下と一体となった賑わいの創出を行う。

今年度の方針

本年度は、特別見学通路が開通し、国内外より多くの来城者が見込まれる中、熊本城の魅力と復興の姿を発信するため熊本の伝統芸能など様々なイベントを開催する。

（4）MICEの誘致推進（誘致戦略課）

ア 概要

MICEとは、企業等が開催する内部の会議等（Meeting）、社員や販売代理店等に対する表彰や研修等を目的とした報奨旅行（Incentive Tour）、学会や協会が開催する学術会議等（Convention）、文化的な催事や展示会・見本市（Exhibition/Event）など、多くの集客や交流が見込まれる催事の頭文字を用いた総称であり、MICEの開催は、集客や交流人口の増加等の直接的な効果があることはもとより、産業や学術等と密接に関連しており、地域における経済の活性化、学術の振興、都市の国際化や魅力の向上等に繋がるものと期待されている。

これらの効果等を踏まえ、国においては、平成21年7月に「MICE推進アクションプラン」を策定するなど、MICEの誘致や開催を推進しており、また、観光立国の実現に向けた主要な柱の一つとしてMICEを位置付けている。

本市においても、MICEの開催による効果享受するため、熊本国際観光コンベンション協会を中心としてコンベンションの誘致に取り組むとともに、平成24年10月の「くまもとMICE誘致推進機構」の設立、平成27年4月の「熊本市MICEアンバサダー（大使）」制度の創設などの施策を実施しており、また、平成30年12月に「熊本市MICE誘致戦略」を策定し、戦略的なMICE誘致活動を展開している。

イ MICEの誘致推進

① 熊本国際観光コンベンション協会

・地元キーパーソンや首都圏学会事務局等とのネットワーク構築によるコンベンション誘致推進

・MICEの誘致活動及び開催への助成、支援事業（平成31年4月、上限額1,200万円の特別助成制度を創設）

② くまもとMICE誘致推進機構

熊本へのMICEの誘致を推進し、熊本の地域活性化及び知名度向上に資することを目的に、平成24年10月、大学・高等教育機関、医療・福祉団体、スポーツ・文化団体、経済団体、新聞・放送関係、中心商店街、コンベンション施設、宿泊施設、旅行代理店、交通運輸事業者、行政・コンベンション推進団体の68団体（令和2年4月現在70団体）で構成する「くまもとMICE誘致推進機構」を設立した。

熊本へのMICE誘致推進のため、同機構は次の活動に取り組む。

- ・MICEの誘致活動を行う際に、熊本の魅力をアピールできるよう支援、受入体制の充実を図る。
- ・誘致及び開催情報の集約、支援情報の周知を図るためのネットワークを構築する

③ 熊本市MICEアンバサダー

本市へのMICEの誘致推進を図るため、平成27年4月1日に制定した熊本市MICEアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）設置要綱により選任したアンバサダー（令和2年（2020年）4月現在5名）は次の活動を行う。

- ・MICE開催地としての本市の広報活動
- ・本市が行うMICE誘致活動への協力及び助言
- ・MICE開催に関する本市における普及啓発活動

④ 熊本市MICE誘致戦略の概要

目標

- ・コンベンション開催による経済波及効果額 令和5年（2023年）：78億円
- ・熊本城ホールで開催されるイベントに対する満足度 令和5年度（2023年度）：80%

重点ターゲット

- ・医療系の国内学会
- ・水資源、農業、防災、海外移住者（日系人）の多さなどの熊本の特性を活かせる国際会議
- ・熊本で初開催となる芸術、文化、スポーツ等のイベント
- ・小・中規模のインセンティブツアー

戦略の柱

- ・段階的な公開にあわせた熊本城の活用
- ・ユニークベニューの充実
- ・ホテルの充実
- ・熊本国際観光コンベンション協会による支援の充実
- ・イベント開催に係るインセンティブの付与

ウ 熊本城ホールの概要

熊本城ホールは、地域住民相互の交流の場を提供することを目的として令和元年（2019年）12月にグランドオープンを迎えた。商業用途のほか、バスターミナル、ホテル、マンション、バンケットなどで構成される桜町再開発施設の一部で、延べ床面積の合計が約30,000㎡あり、約1,600㎡の自由な空間演出により各種催事に対応可能な展示ホール、約300の壁面収納の可動席と約450の仮設席の自由な配置により小・中規模ホールとしての利用や平土間での利用も可能なシビック（多目的）ホール、連結利用も可能な約30～300㎡の大中小19室の会議室、さらには県内最大規模の約2,300の固定席を有し、文化催事やシンポジウムなどに利用できるメインホールの4層構造の施設になる。

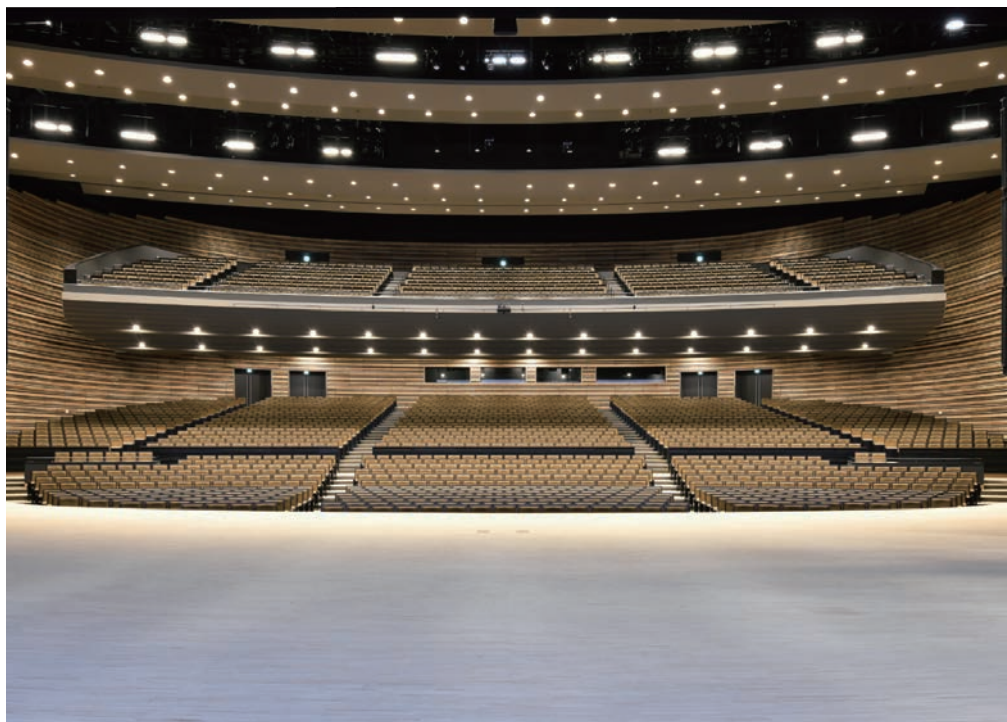
中心市街地に立地し、バスターミナルや商業施設、ホテル等と一体的に利用できる、地理的・機能的優位性を有するほか、メインホールホワイエからは熊本城を眺望することができるなど、来館者に対して充実したおもてなしができる全国でも他に類を見ない施設である。

施設概要

管理運営 熊本城ホール運営共同事業体

（指定管理者 期間：平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））

所在地 中央区桜町3番40号



熊本城ホール（メインホール）

(5) 熊本国際観光コンベンション協会（観光政策課・誘致戦略課）

名 称	一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会
目 的	熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、MICE及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。
事 業	コンベンションの誘致及び支援、観光客の誘致及び受入、 MICE及び観光に関する国外及び国内への広報及び宣伝、MICE及び観光の企画及び調査 MICE及び観光に関する情報の収集及び提供、MICE及び観光に関する人材の育成及び啓発 観光施設内売店及び無料休憩所の管理運営
事務所の所在地	中央区辛島町8番23号 桜ビル辛島町3階 コンベンション開催状況

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
件数(件)	315	243	322	366	313
人員(人)	119,306	89,906	105,560	140,913	139,053

(6) 桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場（観光政策課）

熊本城のエントランスにあたる桜の馬場地区に観光交流施設を整備することで、観光客等の滞留時間を拡大するとともに、周辺地域への回遊性を促進し、中心市街地の活性化並びに城下町である本市の魅力向上に寄与することを目的とし、PFI方式により整備したものである。

所 在 地 中央区二の丸1番1

施 設 概 要 総合観光案内所、歴史文化体験施設、多目的交流施設、駐車場

(7) 名所旧跡及び観光施設

ア 水前寺成趣園（観光政策課）

清らかな水と日本式庭園の美しさで知られる水前寺成趣園は、細川家3代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、細川家5代綱利が現在のような大規模庭園に改修し成趣園（約73,000㎡）と名づけた。この庭園は、桃山式回遊庭園の代表的なもので、清らかな湧水は年中絶えることなく、至る所から湧き出て、観光客、市民の憩いの場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに 流るるからに 春の水」と詠んでいる。

イ 北岡自然公園（文化財課）

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治4年に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある3代忠利及び4代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鷗外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

ウ 立田自然公園（文化財課）

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、2代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。ガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ 本妙寺（文化財課）

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約2km、城をのぞむ中尾山の中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた加藤清正公記念館、清正に殉死した大木土佐守や金窟の墓などがある。7月23日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

* 熊本地震により一部通行規制有（令和2年（2020年）4月1日現在）

オ 峠の茶屋公園（観光政策課）

明治30（1897）年、文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この2つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが返事がない」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関わる資料が展示されている。

カ 武蔵塚（北区土木センター）

剣聖宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を肥後で送り、その生涯を閉じた。その墓は、細川家三代目当主忠利の江戸参勤交代の折、その無事を見守りたいとの武蔵の遺言により、大津街道沿いに選ばれたと伝えられている。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立されている。

キ 霊巖洞岩戸観音・五百羅漢（観光政策課）

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が兵法書「五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、熊本の商人淵田屋儀平が石工了善に24年の歳月を費やし彫らせて奉納したと伝えられている五百羅漢もある。

ク 田原坂公園（北区土木センター 植木地域整備室）

西南戦争では17昼夜にわたる戦闘が繰り広げられた激戦地である。園内には、激戦の跡が生々しい土蔵造りの弾痕の家（復元）や慰霊塔資料館が建ち、往時の戦いを知ることができる。官軍が田原坂の戦闘で消耗した小銃の弾薬は、一日平均32万発、死者は官軍だけで1日平均100名にもものぼったといわれている。いまではツツジや桜の名所として知られる美しい公園として親しまれている。

ケ 塚原古墳公園（南区土木センター 城南地域整備室）

国内最大級の国指定史跡「塚原古墳群」が広がり、桜やアジサイ、コスモスなど季節の花が咲くきれいな古墳公園に整備されている。公園内には、熊本市塚原歴史民俗資料館や火の君遊園地、熊本県民天文台などもあり、家族連れで一日中楽しめる。

4 動植物園（動植物園）

(1) 概要

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存や生涯教育、環境教育の場としての動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっている。

当園においても、動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」での、体験プログラムや、日本庭園における「ホテルの里づくり」などの取り組みをとおして、命の尊さや自然環境に関われるような事業を展開している。

そのような中、平成19年（2007年）から、平成25年（2013年）において、動物の習性及び行動に配慮した魅力的な展示施設とする再編整備に取り組み、「サルたちの森」や「モンキーアイランド」、「チンパンジー愛ランド」、「ペンギン・カピバラ・サル山エリア」を整備した。

平成28年（2016年）4月の熊本地震では、園路や獣舎などに甚大な被害を受け休園を余儀なくされたが、平成30年（2018年）12月22日には2年8ヶ月ぶりの全面開園に至り、昨年度、現在地移転50周年という節目の年を迎えることができた。

また、熊本地震からの復興と令和11年（2029年）に迎える開園100周年に向けた中長期的な整備・運営方針として、令和2年（2020年）3月31日に「熊本市動植物園マスタープラン」を策定した。

(2) 施設概要

所在地	東区健軍5丁目14番2号		
敷地面積	24.509ha		
開園年月日	昭和4年（1929年）7月26日 （昭和44年（1969年）7月1日移転開園、平成3年（1991年）4月1日に動植物園新設）		

飼育動物	ほ乳類	50種	216点	鳥類	56種	320点
	爬虫類	16種	79点	両生類	7種	59点
	計	129種	674点	（令和2年（2020年）4月1日現在）		

植物園	花壇	3,137㎡	芝生	29,748㎡	バラ	200㎡
	高木	8,257本	低木	35,374本	生垣	670m
	花の休憩所	282種	3,156点（令和2年（2020年）4月1日現在）			

動物資料館	落成	平成元年（1989年）9月30日				
	構造	鉄筋コンクリート造平屋建				
	主要施設	常設展示室 特別展示室 レクチャールーム 研究室 ロビー				
	総工費	500,000千円				

花の休憩所	落成	平成3年（1991年）4月1日			
	構造	鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造			
	主要施設	大温室 展示室 ガイダンスホール			
	総工費	1,280,000千円			

飼育管理センター	落成	平成8年（1996年）7月15日			
	構造	鉄筋コンクリート造2階建			
	主要施設	診察室 手術室 検疫室 解剖室 研修室 検査室等			
	総工費	290,000千円			

緑の相談所 落成 昭和60年(1985年)10月7日
 構造 1F 鉄筋コンクリート造
 2F 鉄骨造
 主要施設 相談室 研修室 展示室
 総工費 300,285千円

遊戯施設 ドルフィンパラダイス、観覧車、モノレール、新幹線さくら、子ども列車、
 メロディーペット、チェーンタワー、メリーゴーラウンドなど

駐車場 平日無料(普通車 1,225台、バス 58台)
 土・日・祝日有料(普通車・中型車1台 200円 大型車1台 1,000円)

入園料(令和2年(2020年)4月改訂)

	[個人]	[団体]
大人・高校生	500円	400円
小・中学生	100円	80円

(ただし、市内の小・中学生は名札又は生徒手帳持参の場合、無料)
 幼児 無料

利用状況

年度	区分	入園者数(人)	入園料(千円)	施設利用料(千円)
H27		747,883	94,807	183,534
H28		95,743	4,716	26,837
H29		309,082	21,686	88,495
H30		508,864	64,208	137,895
R1		645,668	88,868	150,766

5 スポーツ振興（スポーツ振興課）

本市では、これまでの市民スポーツの素晴らしい伝統と歴史を踏まえ、誰もが健康で、生涯にわたりスポーツに親しむことができ、様々なスポーツを通して交流ができる、豊かなスポーツライフにつなげる「スポーツ交流都市」を目指すことを基本理念とする「第2次熊本市生涯スポーツマスタープラン」を策定し、「すべての市民が生涯を通してスポーツに親しむ環境づくりを一層拡充するとともに、スポーツコンベンションの誘致・開発等により都市のにぎわい創出を進めていくことを目的として、新しい時代に対応した、「市民の豊かなスポーツライフ」を目指します。

（1）生涯スポーツ活動の推進（スポーツ機会の充実）

ア 地域スポーツ活動の支援

- ・市民誰もが日常的にスポーツを行うことができる多種目・多世代型の地域住民主体の総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。
- ・市民の多種多様なスポーツ活動への要望へ応じるため、スポーツリーダーバンクの充実を図り、スポーツ指導者を育成・支援を推進する。

イ 生涯スポーツ活動の支援（スポーツ振興課・イベント推進課）

- ・熊本城マラソンをはじめ市民総参加型スポーツイベントの開催により、日常的に運動を行う習慣がない人も含め、市民だれもがスポーツに参加し楽しめる環境づくりに取り組む。
- ・スポーツ振興基金を活用し、有望な競技者の顕彰や支援はもとより、スポーツの普及及び啓発に取り組む。
- ・スポーツや健康づくりに関わる市内の各種団体との連携を図り、様々なニーズに合わせたスポーツイベントの開催などによりスポーツ機会の充実を図る。

ウ スポーツ施設の整備充実

安全で快適に利用できるスポーツ活動の拠点施設として多様化する市民ニーズへの対応や利便性の向上を図るため、既存スポーツ施設の環境整備と管理体制の充実を図る。

エ 施設利用の利便性向上

広域的なスポーツ施設の有効活用を推進するため、体育施設案内・予約システムの活用に努める。

オ スポーツ関係団体・企業との連携（スポーツ振興課）

地元プロスポーツチーム等との連携により、一流のアスリートと触れ合う機会を創出し、スポーツに取り組む意欲喚起を図る。

カ スポーツ行事

（令和元年度）

行事名	実施月	参加数
熊本市民早起き野球大会	4月・5月～7月	127チーム
親子スポーツ大会	6月～11月	723人
市杯スポーツ大会	7月～3月	1,671人
市民スポーツフェスタ	5月～2月	3,217人
小中学生軟式野球大会	8月・9月～10月	114チーム

(2) スポーツ施設

施設名 開設年月	施設概要
清水新地野球場 昭和47年6月	軟式野球場1面(ソフトボール2面)
熊本城公園テニスコート 平成元年4月	テニスコート4面:クレーコート・2,805㎡ 建設費:40,220千円
新屋敷公園テニスコート 昭和35年9月	テニスコート4面:クレーコート・2,795㎡ 建設費:2,400千円
北岡自然公園弓道場 昭和35年10月	近的競技:8人立 遠的競技:3人立 射場:153㎡ 的場:50.29㎡ 収容人員:300人 建設費:3,000千円
城山運動施設 昭和60年4月	テニスコート4面:クレーコート・2,304㎡ 建設費:12,340千円
清水新地コート 昭和60年5月	テニスコート4面:クレーコート・2,275㎡ ゲートボールコート6面:2,677㎡ 駐車場:1,563㎡(50台) 建設費:82,928千円
龍田体育館 昭和58年4月	体育室 750㎡(30m×25m) バレーボールコート2面 バasketボールコート1面 バドミントンコート3面 小体育室 252㎡(30m×8.4m)(管理棟2階部分)卓球8台
武蔵塚武道場 平成2年5月	構造 鉄筋コンクリート 2階建 1階 駐車場 315㎡(15台) 2階 道場(1面)228㎡(剣道、柔道他)
城山公園 平成26年4月	軟式野球場1面(ソフトボール場1面) テニスコート6面(フットサルコート3面) 多目的広場、ウォーキングコース、遊具広場
清水スポーツセンター 平成6年3月	体育館、バドミントンコート3面 バレーボールコート1面 ゲートボールコート3面
北部公園 昭和50年4月	軟式野球場1面(ソフトボール場1面) テニスコート1面:クレーコート
今熊公園 昭和63年4月	軟式野球場1面(ソフトボール場2面)
北部武道館 平成21年5月	武道場2面(剣道・柔道他)
明德体育館 平成3年4月	1階 体育室(549,336㎡)バドミントンコート3面 バレーボールコート1面 卓球6面
明德グラウンド 昭和60年4月	軟式野球場1面(ソフトボール場2面、サッカー場1面)
飽田公園 昭和49年4月	軟式野球場1面(ソフトボール場2面、サッカー場1面)
天明運動施設 昭和49年12月	軟式野球場1面(ソフトボール場2面、サッカー場1面) 体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 1階 1,389㎡ 体育室(バレーボールコート2面、バドミントンコート6面) 2階 369㎡ ギャラリー

施設名 開設年月	施設概要
川尻武道館 平成7年7月	1階 鉄筋コンクリート造 459㎡ (駐車場14台、駐輪場21台) 2階 鉄骨造 538㎡ 武道場 1面 (244㎡・畳98帖敷) 小道場 1面 (110㎡)
北部体育館 昭和61年3月	体育室、バレーボールコート2面、バトミントンコート6面
河内グラウンド 平成17年5月	運動広場 ソフトボール場1面、サッカー場1面 軽スポーツ広場
城南B&G海洋センター 昭和60年4月	中体育室 (バスケットボールコート1面、バレーボールコート2面、 バトミントンコート3面、卓球台8台) 小体育室、剣道1面、空手1面 プール、25m×6コース 小プール *熊本地震により閉鎖中 (令和2年(2020年)4月1日現在)
城南総合スポーツセンター 平成27年4月	体育館 (バスケットボールコート2面、バレーボールコート3面、バドミントンコート8面、 トレーニングルーム・多目的室・ウォーキングコース) グラウンド (軟式野球場1面、ソフトボール2面)、テニスコート (6面) 弓道場 (近的6人立)
塚原グラウンド 昭和61年4月	軟式野球場1面 (ソフトボール場1面) *熊本地震による仮設住宅用地となっているため閉鎖中 (令和2年(2020年)4月1日現在)
植木総合スポーツセンター 昭和60年3月	体育館・ミーティング室 バスケットボールコート2面、バレーボールコート3面、 バドミントンコート6面、卓球台6台 武道館 柔道場1面、剣道場1面、武道場1面 グラウンド 野球場1面、ソフトボール2面、サッカー場1面 テニスコート2面:クレーコート *体育館については、熊本地震により閉鎖中 (令和2年(2020年)4月1日現在)
植木弓道場 平成9年1月	近的競技:10人立 870.04㎡ 多目的広場
吉松スポーツ公園 平成2年3月	野球場1面
田原スポーツ公園 平成5年4月	野球場1面
富合雁回館 平成3年4月	アリーナ、ステージ、トレーニングルーム、バスケットボールコート2面、 バレーボールコート3面、バドミントンコート6面、卓球台6台
雁回公園 昭和61年4月	軟式野球場2面 (ソフトボール場4面)
富合屋外運動場 平成12年4月	グラウンドゴルフ、キッズサッカー場 *熊本地震による仮設住宅用地となっているため閉鎖中 (令和2年(2020年)4月1日現在)
植木中央公園運動施設 平成31年8月31日	体育館 (バスケットボールコート2面、バレーボールコート3面、バドミントンコート8面、 トレーニングルーム・多目的室・ウォーキングコース) グラウンド (野球場1面、ソフトボール1面、サッカー1面)、テニスコート (12面)

公設体育施設の利用状況（令和元年度）

清水新地野球場		新屋敷公園 テニスコート		熊本城公園 テニスコート		北岡自然公園 弓道場		城山運動施設				川尻武道館	
								体育館		テニス			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
272	12,486	272	18,378	271	8,966	357	12,546	-	-	258	8,670	328	7,745

清水新地コート				清水スポーツセンター				河内グラウンド				今熊公園	
テニス		ゲートボール		体育館		ゲートボール		グラウンド		軽スポーツ場		野球場	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
258	4,384	283	6,480	351	25,558	257	2,709	63	5,690	17	144	166	8,534

北部公園				明德体育館		北部武道館		北部体育館		鮑田公園		龍田体育館	
野球場		テニスコート								野球場			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
228	14,071	157	991	345	12,680	329	7,448	359	42,925	246	15,724	359	33,465

天明運動施設				城南B&G海洋センター				明德グラウンド	
体育館		グラウンド		体育館		プール			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
352	21,696	252	20,114	-	-	-	-	212	12,753

塚原グラウンド		武蔵塚武道場		植木総合スポーツセンター								吉松スポーツ公園	
				体育館		武道場		グラウンド		テニスコート			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
-	-	329	7,283	-	-	255	2,174	240	17,075	150	1,434	153	6,237

田原スポーツ公園		植木弓道場		富合雁回館		富合屋外運動場		雁回公園		城山公園			
										グラウンド		テニスコート	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
153	6,424	328	12,200	336	30,580	-	-	101	11,982	246	20,427	352	38,557

（武道場・弓道場・トレーニング室については、令和2年3月2日～新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用休止）

学校体育施設の利用状況（令和元年度）

小 学 校						中 学 校											
運 動 場			体 育 館			運 動 場			体 育 館			武 道 場			テニスコート		
開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員
31	7,143	65,057	95	24,695	393,000	38	6,077	54,478	41	14,083	165,332	25	6,052	36,256	3	2,807	3,703

（令和2年2月27日～新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用休止）

総合体育館・青年会館

所在地 中央区出水2丁目7番1号

開設年月日 昭和61年7月9日

利用状況

(令和元年度)

大体育室	中体育室	小体育室	武道場	弓道場	室内プール	トレーニング室	スポーツ サウナ	青年会館	合計
105,292	63,636	41,521	15,005	9,231	58,809	33,588	920	45,813	373,815

田迎公園運動施設（浜線健康パーク）

所在地 南区良町4丁目8番1号

開設年月日 平成2年7月1日（平成元年3月19日一部開設）

総事業費 3,100,000千円

利用状況

(令和元年度)

中体育室	小体育室	運動広場	武道場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	合計
40,929	17,437	13,062	5,491	19,143	117	36,480	35,520	168,179

南部総合スポーツセンター

所在地 南区白藤5丁目2番1号

開設年月日 平成3年6月1日 一部開設

総事業費 2,967,095千円

利用状況

(令和元年度)

体育室	武道場	運動広場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギング コース	弓道場・ アーチェリー場	合計
44,121	10,514	9,984	5,600	3,137	44,542	18,128	11,857	147,883

熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）

所在地 南区荒尾2丁目1番1号

開設年月日 平成10年7月1日

総事業費 26,071,880千円

利用状況

(令和元年度)

プール	アイススケート	多目的フロア	トレーニング室	その他	合計
94,362	12,208	10,670	42,068	76,920	236,228

託麻スポーツセンター

所在地 東区上南部3丁目22番30号

開設年月日 平成15年4月1日（一般供用開始）

総事業費 437,000千円

利用状況

(令和元年度)

体育室	多目的広場	テニスコート	ゲートボール場	合計
44,799	14,617	10,327	656	70,399

城南総合スポーツセンター

所在地 南區城南町舞原144番地1

開設年月日 平成27年4月1日

利用状況

(令和元年度)

体育室	弓道場	グラウンド	テニスコート	トレーニング室	多目的室	ジョギングコース	合計
40,512	668	21,582	28,708	12,687	2,099	14,570	120,826

植木中央公園運動施設

所在地 北區植木町岩野285番地35

開設年月日 平成31年8月31日

利用状況

(令和元年度)

体育室	多目的室	テニスコート	芝生広場	アスレチック広場	グラウンド	ジョギングコース	合計
18,575	244	9,189	2,446	20,468	2,318	26,457	79,697

水前寺野球場

所在地 中央區水前寺5丁目23番2号

開設年月日 昭和13年4月(一般供用開始)

利用状況

(令和元年度)

野球場	その他	合計
15,975	2,005	17,980

水前寺競技場

所在地 中央區水前寺5丁目23番3号

開設年月日 昭和26年8月(一般供用開始)

利用状況

(令和元年度)

競技場(個人)	競技場(専用)	会議室	合計
20,193	6,175	3,211	29,579

(武道場・弓道場・トレーニング室については、令和2年3月2日～新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用休止)

(3) 社会教育振興事業団

名 称 一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団
 事務所の所在地 中央区出水2丁目7番1号
 目 的 熊本市から社会体育施設及び社会教育施設の委託を受け、その施設の設置目的を効果的に達成するための諸事業を実施し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。
 基 本 財 産 42,000千円

運営管理（指定管理者および運営委託）する施設と事業

指定管理施設（協定期間：令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））

施設名	所在地
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水2丁目7番1号
熊本市田迎公園運動施設（浜線健康パーク）	南区良町4丁目8番1号
南部総合スポーツセンター	南区白藤5丁目2番1号
熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）	南区荒尾2丁目1番1号
託麻スポーツセンター	東区上南部3丁目22番30号
水前寺野球場	中央区水前寺5丁目23番2号
水前寺競技場	中央区水前寺5丁目23番3号
城南総合スポーツセンター	南区城南町舞原144番地1
植木中央公園運動施設	北区植木町岩野相田原285番地35

事 業 体育・スポーツの振興、指導及び助言
 青年の活動に関する相談、指導及び助言
 熊本市から委託を受けた施設の管理運営
 その他、目的を達成するために必要な事業

(4) 熊本市社会体育施設案内・予約システム

平成12年4月システム運用開始
 平成17年1月システム改良
 平成22年6月熊本県・市町村公共施設予約システム運用開始
 登録者の推移

区 分	年 度				
	H27	H28	H29	H30	R1
個 人	52,569	58,551	64,890	70,470	75,708
グ ル ー プ	10,104	10,927	11,664	12,362	13,268
団体（総合型スポーツクラブ）	21	21	21	21	21
利用全体に占めるシステム登録者の割合（%）	72.8	82.5	83.0	81.7	81.7

*「利用全体に占めるシステム登録者の割合」はスポーツ振興課所管施設・他課所管施設のみを対象とした推測値（公民館利用者を除く）。

農 水

1 農 水 産 業 289

2 農 業 委 員 会 297

1 農水産業

(1) 概況（農業政策課）

本市は清らかな地下水をはじめ豊かな自然環境に恵まれ、米、野菜、花き、果樹、畜産など、地域にあった特色ある農業が営まれる中、全国屈指の園芸産地を抱え、高い農業産出額を誇っている。また、水産業については、有明海の広大な漁場におけるノリ養殖業を基幹とし、採貝業や網漁業、地下水を利用した観賞魚の養殖なども行われている。

第一次産業である農水産業は、食料の供給という役割のみならず、その生産、加工、流通、販売などの各段階で、多様な産業と結びつきながら地域経済の中で重要な役割を担っており、さらには、地下水のかん養や多様な生物の保全、美しい景観の形成などに代表される多面的機能により市民の健康で充実した生活を支えている。しかしながら、本市においても、生産経費の高止まり、雇用労働力の不足、有害鳥獣や自然災害による農作物被害が発生していることに加え、農漁業従事者の減少や高齢化に伴う担い手の将来的な不足、集落機能の低下などが懸念されている。

このような中、平成29年度に策定した「第2次熊本市農水産業計画」に基づき、地域の特性をいかした農業の推進などによる競争力の強化、経営体の強化や生産基盤の整備・保全などによる経営基盤の確立、販路開拓・拡大や生産者と消費者の交流拡大による農と食の魅力創造を推進し、豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業を振興する。

ア 販売農家の農家戸数と農業就業人口（農業政策課）

区分 年度	農家戸数 (戸)	農業就業人口 (人)	専業農家戸数 (戸)	兼業農家戸数(戸)		
				第1種兼業農家	第2種兼業農家	計
平12	8,296	18,119	2,724	2,044	3,528	5,572
平17	7,072	15,702	2,733	1,508	2,831	4,339
平22	5,951	12,872	2,638	1,132	2,181	3,313
平27	5,084	10,435	2,408	893	1,783	2,676

(出典) 世界農林業センサス(平成12年、平成22年)、農林業センサス(平成17年、平成27年)

(注) すべての数値は合併後の熊本市(旧熊本市、旧富合、旧城南、旧植木)を区域とするもので、合併前の年次の数値についても合併後の行政区域により組み替えている。

イ 耕地面積（農業政策課）

(単位 ha)

区分 年度	耕地面積計	田耕地面積	畑耕地面積
平26	11,900	8,440	3,410
平27	11,700	8,380	3,340
平28	11,600	8,220	3,410
平29	11,500	8,180	3,350
平30	11,500	8,150	3,330

(出典) 作物統計調査(農林水産省)

ウ 林野面積（農業政策課）

(単位 ha)

区分 年度	総面積	国有林	民有林					
			用材林	薪炭林	竹林	特殊林	要造林地	
平26	6,260	1,643	4,617	1,114	2,557	876	1	70
平27	6,260	1,643	4,617	1,114	2,557	876	1	70
平28	6,257	1,643	4,614	1,114	2,554	876	1	70
平29	6,250	1,643	4,607	1,114	2,549	875	1	69
平30	6,247	1,643	4,604	1,114	2,546	874	1	69

エ 民有林の樹種別面積と蓄積（農業政策課）

（単位 ha、m³）

区分 年度	用材林		薪炭林		竹林		特殊林		要造林地
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積
平 26	1,114	490,052	2,557	393,387	876	916,934	1	—	70
平 27	1,114	494,846	2,557	393,993	876	916,934	1	—	70
平 28	1,114	499,435	2,554	394,390	876	916,850	1	—	70
平 29	1,114	502,911	2,549	394,132	875	916,106	1	—	69
平 30	1,114	506,317	2,546	394,230	874	915,718	1	—	69

オ 農業産出額（農業政策課・農業支援課）

年	産出額合計 (百万円)
平 26	47,052
平 27	48,071
平 28	50,011
平 29	48,695
平 30	50,083

※主な作物等の産出額

区分 年	水 稻 (百万円)	野 菜 (百万円)	果 実 (百万円)	花 き 類 (百万円)	畜 産 (百万円)
平 26	4,871	23,837	8,123	1,591	7,772
平 27	4,680	25,969	6,997	1,520	7,455
平 28	5,120	26,464	8,267	1,460	7,240
平 29	4,950	25,514	7,781	1,420	7,540
平 30	5,150	25,469	9,574	1,370	7,190

カ 漁船数（水産振興センター）

数量 年度	漁 船 数 (隻) (動力船)
平 26	1,253
平 27	1,232
平 28	1,231
平 29	1,178
平 30	1,146

（水産振興センター調べ）

キ 漁業産出額（水産振興センター）

区分 年	乾 ノ リ		貝 藻 類		海 水 魚 (水産動物含む)		淡 水 魚 (養 殖)	
	生産量 (千枚)	産出額 (百万円)	生産量 (t)	産出額 (百万円)	生産量 (t)	産出額 (百万円)	生産量 (t)	産出額 (百万円)
平 26	532,178	5,132	122	78	156	119	100	399
平 27	485,729	5,229	122	70	105	79	91	320
平 28	640,047	7,693	211	126	75	53	54	201
平 29	700,848	9,856	299	186	101	87	106	425
平 30	526,487	6,102	135	84	85	74	41	232

（漁連共販実績・農林水産統計・熊本市水産振興センター調べ）

ク 農業協同組合（農業政策課）

（令和2年（2020年）3月31日現在）

名 称	正・准組合員数（人）	設立年月日
熊本市農業協同組合	21,714	平4.4.1
熊本宇城農業協同組合（富含・城南地域）	3,065	平8.10.1
鹿本農業協同組合（植木地域）	2,969	平元.4.1

ケ 漁業協同組合（水産振興センター）

（平成31年（2019年）3月31日現在）

名 称	正・准組合員数（人）	設立年月日
河内漁業協同組合	156	昭24.8.5
松尾漁業協同組合	47	昭24.8.22
小島漁業協同組合	208	昭24.8.24
沖新漁業協同組合	324	昭24.8.3
畠口漁業協同組合	104	昭24.9.5
海路口漁業協同組合	130	昭24.8.3
川口漁業協同組合	216	昭29.4.9
熊本市漁業協同組合	141	昭25.6.2

（資料「熊本県の水産」より）

（2）主要事業

ア 農業関係

① 第2次熊本市農水産業計画（農業政策課）

熊本市第7次総合計画の農水産業部門における個別計画として、平成30年1月に策定。農水産業振興施策を着実かつ効果的に実施するために、本市農水産業の今後の具体的な方向性や取組の行程などを示しており、本市農水産業の発展に向けた施策を推進する。

② 農業振興地域整備計画（農業政策課）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、食料の安定供給や農業の担い手の確保等を図るため熊本農業振興地域整備計画を策定し、今後とも長期にわたって本市農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農業振興に関する施策を計画的に推進する。

農業振興地域面積 25,483ha 農用地区域面積 9,790ha（令和元年12月31日時点）

③ 活気あふれる元気な農村地域創造事業（農業政策課）

道の駅を核とした、地産地消や地域資源を活用した交流等を支援することにより、活気あふれる農村地域づくりを図る。

④ 中山間地域等直接支払事業（農業政策課）

農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する。

対象地域 旧松尾村、旧河内町（芳野地区を含む）、旧植木町（一部地区除く）、旧西里村

対象農用地 ・対象地域内に存する農振農用地区域内農地
 ・1ha以上のまとまりのある農用地（一団の農用地）
 ・急傾斜の農用地（田1/20以上、樹園地等畑15度以上）

対象面積 田約123ha、畑約710ha（令和元年度実績）

対象者 集落協定に基づき、5年間以上継続して耕作や農用地等の管理を行う者

⑤ 担い手育成総合支援事業（農業支援課）

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に努めるため、新規就農者に対して経営力向上を目的とした支援を行い、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者への誘導を進め、併せて女性農業者の経営参画に向けた取り組み支援等を行う。

⑥ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金・産地生産基盤パワーアップ事業（農業支援課）

消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制を構築するため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上させるための産地の基幹施設の整備を支援する。また、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

〔令和元年度実績〕 3事業実施主体 低コスト耐候性ハウス5棟（1.31ha） 補助金額 244,156千円

⑦ スマート農業加速化実証プロジェクトの推進（農業支援課）

本市農業の成長産業化を図るため、国の事業である本プロジェクトを活用し、JAの生産者部会をはじめ県、IT企業、大学等の関係機関と連携し、ITやAI技術等を活用した「スマート農業」の生産現場への導入を推進する。

〔令和元年度実績〕 16の関係機関とコンソーシアムを構築し事業実施 事業費 102,900千円

⑧ 攻めの園芸生産対策事業（農業支援課）

気象変動の激化や輸入農産物との競争等の環境の変化に対応し、農業の成長をけん引する「攻めの園芸」を展開するため、生産力を強化し国内外との競争に打ち勝ち、気象災害に負けない産地づくりの構築のための施設、機械等の導入を支援する。

⑨ 鳥獣被害対策事業（鳥獣対策室）

野生鳥獣による市民への直接の被害防止や農作物への被害防止を図るため、鳥獣を集落・住宅地に寄せつけない環境整備、農地への侵入防止柵の設置、捕獲、捕獲従者の育成による捕獲体制の強化の4対策を基本に地域ぐるみの一体的な対策を推進する。特に、有害鳥獣捕獲の担い手を育成するため、農業者に対してわな猟免許取得補助の支援を推進する。

⑩ 熊本市夢と活力ある農業推進事業・熊本市スマート農業加速化事業（農業支援課）

地域農業のより一層の振興と農業経営の安定・所得の向上を図るため、農業者・団体自らが行う生産や流通の多様な取り組みに対して支援する。

〔令和元年度実績〕 103件 補助金額 38,693千円

⑪ 農水産物等の販路拡大（農水ブランド戦略室）

農水産物や加工品等の国内外への流通拡大に向け、民間企業の流通システム、トップセールスや熊本連携中枢都市圏の枠組みなどを活用し、国内外への販路拡大を推進する。また、農水産物を利用した商品開発の支援や生産者と民間企業とのマッチングなどにより、農商工連携なども推進する。

・大消費地で期間限定アンテナショップを展開し、熊本産品のプロモーションを実施（28店舗で286日間展開、売上12百万円）

・農漁業者や食品関連事業者を対象に、農商工連携等による商品開発や販売促進をテーマとしたセミナーを実施

・海外の現地店舗を活用し、農水産物や加工品の展示販売、トップセールスを実施

⑫ 土壌病虫検査室 分析・診断事業（農業支援課）

農業生産指導の一環として、土壌中の各種肥料成分の分析や病害虫診断等を実施し、農業生産の向上に寄与する。

⑬ 環境にやさしい農業推進事業（農業支援課）

自然環境に与える負荷を軽減し持続的な農業を確立するため、環境にやさしい農業を推進する。

(a) 土壌分析結果に基づく適正施肥や家畜排せつ物の適正処理の推進

(b) 減農薬栽培の推進

(c) 省エネルギー化の推進

(d) 環境保全型農業直接支払対策事業の推進

⑭ 経営所得安定対策等推進事業・水田産地化総合推進事業（農業支援課）

各地域農業再生協議会において、生産者やＪＡ等の集荷業者と緊密に連携し、需要に応じた主食用米の計画生産に取り組むとともに、水田フル活用ビジョンにおける産地交付金を有効に活用し、飼料用米や麦、大豆、野菜等の生産拡大を図り、特色ある産地づくりを推進する。

⑮ 農漁業後継者の育成（農業支援課・水産振興センター）

農漁業後継者育成対策として、各後継者クラブに対する補助金を交付し組織育成やリーダー養成を支援する。

⑯ くまもと春の植木市（農水ブランド戦略室）

四百数十年の歴史をもつ、「くまもと春の植木市」は、熊本に春の訪れを告げる風物詩として、また緑の祭典として市民に親しまれている。（白川橋左岸緑地で開催）

開催期間 令和2年（2020年）2月1日（土）～3月11日（水）39日間

面積 11,000㎡（主会場）・80,000㎡（駐車場）

展示小間数 約265小間（1小間当たり10㎡）（業者数 100業者）

⑰ 熊本市ファミリー農園（農業政策課）

農地を持たない市民が野菜等の農作物の栽培を通じて、農業に親しんでもらうとともに、理解と関心を深めてもらうため、一定の条件を満たす市民農園を「熊本市ファミリー農園」として指定し、利用推進に向けた広報を行っている。（令和2年（2020年）4月1日時点：13農園・792区画）

⑱ 熊本市城南地域物産館「火の君マルシェ」（西南部農業振興センター 農業振興課）

城南地域の農業及び観光や他産業の振興と、地域内外の交流を促進することを目的に、平成26年10月1日に熊本市城南地域物産館「火の君マルシェ」を開館、指定管理者「九州総合サービス株式会社」が施設を運営。

出荷者数 223（令和2年（2020年）3月末現在）

運営状況 平成31年（2019年）4月1日～令和2年（2020年）3月31日

開館日数	購買者数	直売所売上額
351日	140,014人	195百万円

⑲ 熊本市植木地域農産物の駅「道の駅 すいかの里植木」（北東部農業振興センター 農業振興課）

植木地域全体の経済活性化に向けた連携拠点、植木地域の農産物ブランドの発信拠点及び次世代を担う若者の育成拠点施設として「熊本市の北の玄関口づくり」を目指し、平成28年11月22日に熊本市植木地域農産物の駅「道の駅 すいかの里植木」を開館、指定管理者「有限会社三河屋スーパー」が施設を運営。

出荷者数 448（令和2年（2020年）3月末現在）

運営状況 平成31年（2019年）4月1日～令和2年（2020年）3月31日

開館日数	購買者数	直売所売上額
357日	218,545人	431百万円

イ 畜産関係（農業支援課）

畜産総合対策事業

畜産物の高品質化や生産性の向上により畜産経営の安定に資するため、家畜伝染病の予防注射や優良家畜の導入等を推進する。

ウ 水産関係（水産振興センター）

安全で使い易い漁港施設として整備拡充を図るとともに、施設の長寿命化を図るため漁港の基本機能施設の整備や水産基盤整備事業の長期計画に基づく機能保全計画を策定する。また、アサリ漁場の維持保全と整備ならびに水産資源の持続的生産を図る。

- ① 漁港施設の整備（水産生産基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、漁港単独改良事業等）
- ② 干潟漁場の整備（水産多面的機能発揮対策事業、県営水産環境整備事業負担金）

漁港施設（市管理施設のみ計上）

（令和2年（2020年）4月1日現在）

名称	区分	所在地	種別	現有施設延長		登録漁船数（隻）	利用漁船数（隻）
				外かく施設（m）	係留施設（m）		
四番漁港		沖新町・畠口町	第1種	762.40	814.20	247	402
海路口漁港		海路口町	〃	728.69	511.50	98	120
天明漁港		川口町	〃	219.00	826.50	211	239
計				1,710.09	2,152.20	556	761

（漁港台帳・港勢調査より）

エ 耕地関係（農地整備課）

土地改良事業

豊かでゆとりのある農村地域の発展を目指し、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業に取り組み生産基盤の充実に努める。特にほ場整備事業等の県営土地改良事業を着実に推進するとともに、補助事業採択要件に満たない小規模な農業排水路整備等を市単独予算事業である一般土地改良事業により補完することにより、農作業の効率化を図り、収益性の高い農業を実現する。

また、災害のない安全な農村地域の実現を目指し、農地保全事業、海岸保全施設整備事業に取り組む。これにより降雨時の土砂流出、法面崩壊または海面上昇による高潮被害等の自然災害から農村地域を守る。

近年では、農村地域の湛水防除あるいは田畑輪換を目的とした排水施設の老朽化も深刻な課題となっているため、既存土地改良施設の更新を図る。

さらに、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増していることから、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するための地域の共同活動に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。令和2年（2020年）4月1日現在、29の活動組織が市内農振農用地のうち7,913ha（約82%）を保全管理している。

これら土地改良事業の実施にあたっては、農村の持つ豊かな自然環境と生態系の保全に配慮し、豊かで活力のある農村環境の創出に努める。

かんがい排水事業（県営）

区分	地区名	画図東部地区 外1地区
総事業費		1,723百万円
事業量		排水路 L=1,600m 排水機場 1箇所 (8m ³ /S)
事業年度		平成25～令和6年
受益面積		170ha

農地整備事業（経営体育成基盤・畑地帯）（県営）

区分	地区名	小島地区 外7地区
総事業費		13,588百万円
事業量		区画整理工 415.6ha
事業年度		平成21～令和8年
受益面積		733ha

農地防災事業（県営）

区分	地区名	碓江地区 外1地区
総事業費		2,297百万円
事業量		用排水路 L=3.0km 排水機場 1箇所 (17.8m ³ /S)
事業年度		平成24～令和6年
受益面積		671ha

農道整備事業（県営）

区分	地区名	谷尾崎2期地区 外2地区
総事業費		3,473百万円
事業量		農道 L=7,150m
事業年度		平成21～令和9年
受益面積		430ha

水利施設整備事業（基幹ストマネ）（県営）

区分	地区名
	宇土八水地区 外1地区
総事業費	1,050百万円
事業量	用水施設工1式、頭首工1箇所
事業年度	平成26～令和5年
受益面積	1,762ha

農地保全事業（県営）

区分	地区名
	東門寺2期地区 外1地区
総事業費	1,601百万円
事業量	排水路 L=5.1km 水兼農道 L=5.1km
事業年度	平成22～令和3年
受益面積	60ha

農業水利施設保全合理化作業（県営）

区分	地区名
	松の木堰地区
総事業費	2,970百万円
事業量	頭首工1箇所、サイホン工1箇所
事業年度	平成27～令和4年
受益面積	1,001ha

海岸保全施設整備事業（県営）

区分	地区名
	熊本海岸
総事業費	152百万円
事業量	堤防補修工 L=8,147 m 樋門補修工 5箇所
事業年度	平成30～令和10年
受益面積	3,975ha

多面的機能支払交付金（団体営）

区分	地区名
	秋津地区 外28地区
総事業費	3,208百万円
事業量	活動地域農用地 A=7,913ha
事業年度	平成31～令和5年

土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

区分	地区名
	元三地区 外23地区
総事業費	520百万円
事業量	ポンプオーバーホール他
事業年度	平成26～令和6年

一般土地改良事業（団体営）

区分	実施箇所
	市内一円
総事業費	440,674百万円
事業量	排水路 L=2,750m 等
事業年度	令和2年

オ 森林関係（森づくり推進室）

国において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されるとともに、市町村が主体となって森林整備を行う「森林経営管理制度」の運用が開始され、森林が持つ多面的機能（山地災害防止、保健文化・生物多様性功能等）を発揮するため、次の事業により健全な森づくりを推進する。（令和元年度森林環境譲与税配分額 42,432千円）

- ① 森林経営管理推進事業
 - ・森林経営管理制度による民有林管理の適正化を推進するため、市内の森林の現況調査や森林所有者へのアンケート調査を実施し、意向調査に向けた実施計画を策定。
- ② 公有林管理事業
 - ・改修が必要な雁回山遊歩道の現況調査や金峰山周辺地区の公有林、分収林等の間伐等による管理。
- ③ 森づくり推進事業
 - ・国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用して放置竹林対策に取り組む地域団体（13団体・32.72ha）と市民との協働による里山保全に向けた取組を推進。また、森林環境教育や木材利用の普及啓発を実施。

(3) 農業振興センター（農業政策課）

農水局では、農業者からの相談、要望に対して専門性の高い職員が迅速かつ的確に対応できる体制を整えている。

具体的には、東区・北区・中央区を管轄する「北東部農業振興センター」を北区役所内に、西区・南区を管轄する「西南部農業振興センター」を西区役所内に部相当として設置している。

また、農業振興センター内には、農政部門を担う農業振興課と耕地部門を担う基盤整備課を置いている。

さらに、東区管内には「東農業振興室」を東部まちづくりセンター内に、南区管内には富合町・城南町を管轄する「南農業振興室」を城南まちづくりセンター内に、また、中山間地域などの地区の特性等を踏まえて、河内まちづくりセンター内に「河内農業振興室」を設置している。

名称	所在地	連絡先
北東部農業振興センター		
農業振興課	熊本市北区植木町岩野 238-1	096-272-1117
農業振興課 東農業振興室	熊本市東区錦ヶ丘 1-1	096-367-9137
基盤整備課	熊本市北区植木町岩野 238-1	096-272-1145
西南部農業振興センター		
農業振興課	熊本市西区小島 2 丁目 7 番 1 号	096-329-1158
農業振興課 河内農業振興室	熊本市西区河内町船津 2069-5	096-276-1114
農業振興課 南農業振興室	熊本市南区城南町宮地 1050	0964-28-3115
基盤整備課	熊本市西区小島 2 丁目 7 番 1 号	096-329-1168

2 農業委員会（農業委員会事務局）

農業委員会は、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことで、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行っている。

名称	所在地	管轄区域
農業委員会事務局	熊本市中央区花畑町9番24号	中央区、東区
農業委員会事務局西南分室	熊本市西区小島2丁目7番1号	西区、南区（富合・城南地域を除く）
農業委員会事務局富合・城南分室	熊本市南区城南町宮地1050番地	富合・城南地域のみ
農業委員会事務局北区分室	熊本市北区植木町岩野238番地1	北区

(1) 農地に関する許認可事務

農地法に基づく各種権利の設定、移転及び転用についての許認可並びに証明事務を行っている。

農地法関係事務処理状況（令和元年度）

農地法	第3条 (耕作目的の権利移動)		第4条・第5条（転用目的）						第18条 (貸借の解約)	
			第4条		第5条		許可不要転用			
区	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
中央	-	-	21	10,192	22	7,759	-	-	-	-
東	25	84,742	58	48,206	169	154,134	2	4,129	28	90,691
西	61	136,440	42	19,072	141	83,076	4	2,219	29	58,348
南	107	313,233	74	47,797	286	176,474	9	32,604	162	431,402
北	102	292,849	68	60,464	219	155,168	6	4,608	22	66,136
合計	295	827,264	263	185,731	837	576,611	21	43,540	241	646,577

農地法第4条・第5条・許可不要転用 用途別転用実績（令和元年度）

		合 計					比 率 (面積)
		件 数	面 積 (㎡)				
			田	畑	計		
住宅用地	農 家 住 宅	17	5,058	6,140	11,198	1.4%	
	一 般 個 人 住 宅	546	107,084	197,954	305,038	37.9%	
	集 団 住 宅、その他	65	20,261	29,951	50,572	6.3%	
公 的 施 設 用 地		61	16,175	21,821	37,996	4.7%	
業 務 用 地	工・鉱業用地	81	31,218	66,797	98,015	12.2%	
	商 業・サービス業	70	38,570	28,603	67,173	8.3%	
	農 業 用 施 設 用 地	23	13,428	5,847	19,275	2.4%	
	そ の 他 の 業 務 用 地	254	74,676	134,328	209,004	25.9%	
植 林		4	0	7,611	7,611	0.9%	
合 計		1,121	306,830	499,052	805,882	100.0%	

(2) 国有農地等管理処分事業

国有農地の貸付対価の徴収と、農地の管理及び処分に関する事務を行っている。

(3) 機構集積支援事業

農地利用状況調査後の遊休農地解消対策のため、所有者の意思確認である利用意向調査を実施している。さらに、農地中間管理機構による農地集積と集約化を支援している。

(4) 担い手への農地利用の集積・集約化

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の出し手・受け手の計画的、効率的な結び付け活動を行っている。

農地利用集積実績（令和元年度）

(単位 m²)

種 別	件 数	期 間	田	畑	合 計
利 用 権 新 規 設 定	229	6 年 未 満	363,441	83,624	447,065
		6 年 以 上 10 年 未 満	1,086	0	1,086
		1 0 年 以 上	377,810	55,721	433,531
		小 計	742,337	139,345	881,682
利 用 権 再 設 定	262	6 年 未 満	457,458	99,312	556,770
		6 年 以 上 10 年 未 満	4,652	6,432	11,084
		1 0 年 以 上	470,515	103,122	573,637
		小 計	932,625	208,866	1,141,491
所 有 権 移 転	181		349,208	166,713	515,921
利 用 権 移 転	6		26,960	1,372	28,332
農地利用集積円滑化事業	2		9,554	0	9,554
農地中間管理機構賃貸借	512		1,609,130	194,592	1,803,722
合 計	1,192		3,669,814	710,888	4,380,702

(5) 農業者年金業務

農業者の生活安定に寄与するための加入推進活動と、農業者年金関係申請処理等を行った。

(令和2年4月1日現在)

熊本市農業者年金	旧制度 (人)	新制度 (人)
受給者数	1,930	156
加入者数	215	402
申請等処理件数	220	68

都 市 建 設

1	都 市 計 画	301
2	都 市 整 備	308
3	交 通 計 画	313
4	建 築 指 導	314
5	熊本駅周辺地域整備	316
6	住 宅 政 策	320
7	市 営 住 宅	323
8	公 共 建 築	328
9	道 路	329
10	地 籍 調 査	331
11	自 転 車 対 策	334
12	公 共 用 地 取 得	335
13	河 川	336
14	公 園 緑 地	339
15	土 木 セ ン タ ー	340
16	宅 地 復 旧 支 援	341
17	住 宅 再 建 支 援	342

1 都市計画（都市政策課・都市整備景観課・開発指導課）

都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同施行令の規定に基づき、大正12年7月当時の市域3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和43年6月新都市計画法が施行されたことにより、昭和46年5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域は、その後の市町合併や政令指定都市移行に伴う区域再編等により、現在、熊本市（旧城南町の一部、旧河内町を除く）、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和3年	都市計画道路の決定	30路線	延長	64,000m
昭和4年	用途地域決定	2,800.5ha		
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地城	566.2ha
	商業地域	395.7ha	未指定	108.4ha
昭和5年	風致地区の決定	1,070.59ha		
	本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所			

さらに、昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の土地区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年、用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後、防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

近年の都市計画

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ、昭和56年4月2日に市街化区域及び市街化調整区域の第1回の見直しが行われるとともに、昭和58年4月30日には、流通業務団地予定地（約53ha）が市街化区域に編入され、平成3年2月1日の飽託四町との合併等を経て、平成11年3月31日に第3回の市街化区域、市街化調整区域のさらなる見直しが行われた。平成15年4月9日には、熊本港地区（約53ha）が市街化区域に編入された。その後、平成21年5月29日の第4回見直し、平成24年4月1日の政令指定都市移行に伴う区域再編、平成27年5月29日の第5回見直しを経て、現在、熊本都市計画区域面積は52,740haで、うち市街化区域12,697.7ha、市街化調整区域40,042.3haである。熊本市はこの区域全体の67.2%（35,433ha）、市街化区域の85.0%（10,795.4ha）、市街化調整区域の61.5%（24,637.6ha）を占めている。

市街化区域については、平成4年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、住環境の保護、市街地形態の多様化に対応するため、平成8年6月に用途地域の変更を実施している。

土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和61年3月に熊本駅前北地区、平成8年8月に手取本町地区、平成10年9月に上通A地区、平成17年10月に熊本駅前東A地区、平成26年4月に桜町地区に高度利用地区を決定し、地区の特性にふさわしいまちづくりのために、これまで23地区で地区計画を決定している。

市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。

(1) 用途地域（都市政策課）

熊本都市計画用途地域

用途地域の規模

（平31.4.1現在）

区 分	熊本都計区域		市 域			容積率 %	建ぺい 率 %	後退 距離 m	高さの 限度 m
	面積 ha	構成比 %	面積 ha	構成比 %	全市域 面積対比 %				
第一種低層住居専用地域	1,457.9	11.5	1,068	9.9	2.7	60 80 100	30 40 50	1.0 1.0 1.0	10 10 10
第二種低層住居専用地域	155.5	1.2	107	1.0	0.3	80 80 100 100	40 40 50 50	1.0 — 1.0 —	10 10 10 10
第一種中高層住居専用地域	3,175.6	25.0	2,562	23.7	6.6	100 150 200	40 60 60	—	—
第二種中高層住居専用地域	2,790.6	22.0	2,552	23.6	6.6	100 100 150 200	50 60 60 60	—	—
第一種住居地域	1,393.3	11.0	1,175	10.9	3.0	200	60	—	—
第二種住居地域	727.0	5.7	641	5.9	1.6	200	60	—	—
準住居地域	305.9	2.4	224	2.1	0.6	200	60	—	—
近隣商業地域	582.4	4.6	542	5.0	1.4	200 300	80	—	—
商業地域	392.0	3.1	392	3.6	1.0	400 500 600	80	—	—
準工業地域	1,184.8	9.3	1,167	10.8	3.0	200	60	—	—
工業地域	532.7	4.2	366	3.4	0.9	200	60	—	—
合 計	12,697.7	100.0	10,796	100.0	27.7				

(2) 高度利用地区 (都市政策課)

(平 30.3.31 現在)

種 類	面 積 (ha)	建築物の容積率の最高限度 及 び 最 低 限 度		建 築 物 の 建 ぺ い 率 の 最 高 限 度	建築物の建築面 積の最低限度 (㎡)
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約0.5	60 / 10	20 / 10	8 / 10	200
手取本町地区	約1.0	70 / 10	30 / 10	7 / 10	200
上通A地区	約1.1	70 / 10 50 / 10	30 / 10 20 / 10	7 / 10	200
熊本駅前東A地区	約1.4	60 / 10	20 / 10	8 / 10	200
桜町地区	約3.7	60 / 10	20 / 10	8 / 10	200
合 計	約7.7	—	—	—	—

(3) 風致地区 (都市政策課)

(平 30.3.31 現在)

名 称	面 積 (ha)	位 置
花岡山・万日山	約 77	横手1・2・3丁目、春日4・5・6丁目、池上町、戸坂町 他
八景水谷	約 10	八景水谷1丁目 他
立 田 山	約 345	清水町大字兎谷、兎谷2・3丁目、龍田3丁目、龍田陣内1・2丁目、 清水万石1・2・4・5丁目、室園町、黒髪4・5・6・7・8丁目 他
水 前 寺	約 10	水前寺公園 他
江 津 湖	約 238	出水1・2丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2・3丁目、 神水本町、広木町、水源1丁目、江津3丁目、下江津1・5・6丁目 他
本 妙 寺 山	約 551	島崎5・6・7丁目、花園4・6・7丁目、谷尾崎町 他
千 金 甲	約 367	谷尾崎町、池上町、上松尾町、中松尾町、上高橋町、小島8丁目、 小島9丁目 他
計	約 1,598	

(4) 駐車場整備地区 (都市政策課)

(平 30.3.31 現在)

位 置	面 積 (ha)	指 定 年 月 日
市 中 心 街	約 143.9	昭和 45 年 4 月 10 日

都
建

(5) 防火地域及び準防火地域 (都市政策課)

(平 30.3.31 現在)

地 域 名	面 積 (ha)
防 火 地 域	約 118.0
準 防 火 地 域	約 1,490.0

(6) 都市計画道路 (都市政策課)

ア 都市計画道路一覧 (市域内)

熊本都市計画区域

(令 2.3.31 現在)

区分	規模	一連 番号	都市計画道路名	主たる 幅員 (m)	主たる 車線の数	計画決定 延長 (m)	整備済延長 (m)
1	4	1	熊本西環状線	21	4	12,420	0
1	4	2	池上インター線	37	4	990	0
1	5	3	花園インター (自専道) 線	15	2	770	770
1	4	4	北熊本スマートインターチェンジ上り線	17	2	370	370
1	4	5	北熊本スマートインターチェンジ下り線	17	2	290	290
1	4	6	中九州横断道路大津熊本線	20.5	4	1000	0
3	1	1	新南部四方寄線	40	4	6,690	5,010
3	2	2	新市街水前寺線	36	6	4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36	※	15,480	15,270
3	2	4	近見沖新線	36	6	8,530	8,530
3	2	5	熊本駅北部線	30	4	9,230	9,035
3	2	6	南熊本駅新町線	30	4	2,010	1,710
3	3	7	熊本駅帯山線	22	4	7,310	7,120
3	3	8	二本木新大江線	22	4	4,540	4,470
3	3	9	池田町花園線	25	4	1,500	0
3	3	10	子飼新大江線	22	4	1,870	1,870
3	3	11	船場神水線	25	4	4,670	1,800
3	3	12	本荘犬淵線	25	4	5,050	5,050
3	3	13	水前寺秋津線	22	4	4,950	4,670
3	3	14	野口清水線	25	4	11,790	5,620
3	5	16	水前寺駅西水前寺線	15	2	180	180
3	3	17	東町空港線	22	※	2,210	2,210
3	3	18	南高江富合線	25	4	7,070	7,070
3	1	19	弓削原水線	40	※	490	490
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20	※	1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2	3,030	2,223
3	3	22	砂取健軍線	22	※	2,190	2,190
3	4	23	新土河原小島線	20	4	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2	1,980	1,370
3	4	26	新町戸坂線	16	2	1,720	690
3	4	27	段山島崎線	16	2	2,220	950
3	4	28	戸坂花園線	16	2	1,460	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16-30	2	2,280	1,730
3	4	30	手取本町清水線	16	※	3,830	610
3	4	31	麻生田三里木線	16	※	3,440	3,440
3	4	32	高平麻生田線	16	2	3,910	1,920
3	4	33	楡木麻生田線	16	2	980	120
3	4	34	下南部画図線	16	※	8,930	3,820
3	4	35	新外秋津線	16	2	2,810	1,500
3	4	36	出水町国府東水前寺線	15	2	2,280	790
3	4	37	水前寺画図線	16	2	3,600	3,100
3	3	38	新市街御船インター線	25	4	6,140	6,140
3	4	39	長六橋川尻線	17.5	※	7,600	7,600
3	3	40	新土河原出水線	25	4	5,740	4,880
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	2	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16	※	100	100
3	5	44	南千反畑大江線	15	※	1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12	2・4	10,570	0
3	5	46	船場本山線	12	※	920	600
3	4	47	平田田迎線	16	2	1,760	1,760
3	5	54	刈草薄場線	12	2	820	820

区分	規模	一連番号	都市計画道路名	主たる幅員 (m)	主たる車線の数	計画決定延長 (m)	整備済延長 (m)
3	3	55	保田窪菊陽線	25	※	6,190	6,190
3	3	61	四方寄鹿子木線	25	4	2,480	0
3	2	62	春日池上線	30	4	1,870	1,870
3	4	63	田崎春日線	18	2	910	910
3	4	64	熊本駅南線	18	2	290	187
3	4	65	熊本駅西口線	18	2	90	90
3	3	66	花園インター(一般道)線	21-25	4	1,320	1,320
3	4	67	花園池亀線	16	2	1,160	509
3	4	68	上熊本駅西口線	16	2	450	209
3	4	69	平尾向坂線	16	2	5,500	0
3	5	70	南環状線	14	2	1,060	0
3	4	71	岩野小山線	16	2	1,030	1,030
3	4	72	東西線	16	2	1,590	435
3	4	73	植木停車場投刀塚線	18	2	1,140	395
3	5	74	一木鐙田線	14	2	2,000	0
3	4	75	北環状線	17	2	820	282
3	3	76	平尾鐙田線	28	4	6,780	0
3	4	77	中央線	17	2	740	679
3	5	78	小町通り線	12	2	120	83
3	4	79	一木鞍掛線	16	2	880	260
3	4	80	滴水平野線	16	2	550	0
3	5	82	清藤志々水線	14	2	1,010	560
3	4	83	フラワー通り線	16	2	770	770
3	4	84	上宮地線	16	2	560	560
3	5	85	東阿高今線	14	2	3,160	0
3	5	86	松ノ平線	14	2	530	530
3	5	87	新御堂線	14	2	180	180
3	5	88	パイン通り線	12	2	850	550
3	6	89	浜戸川線	11	※	920	0
3	5	92	植木北熊本スマートインターチェンジ線	13	2	2720	480
7	7	3	鹿児島本線側道1号線	6	-	430	430
7	7	4	鹿児島本線側道2号線	6	-	900	460
7	7	5	鹿児島本線側道3号線	6	-	290	290
7	7	6	鹿児島本線側道4号線	6	-	260	260
7	7	7	鹿児島本線側道5号線	6	-	200	200
7	7	8	鹿児島本線側道6号線	6	-	90	90
7	7	9	鹿児島本線側道7号線	6	-	590	590
7	7	10	鹿児島本線側道8号線	6	-	320	320
7	7	11	鹿児島本線側道9号線	6	-	530	530
7	7	12	鹿児島本線側道10号線	6	-	350	350
7	7	13	鹿児島本線側道11号線	6	-	200	200
7	7	14	鹿児島本線側道12号線	6	-	360	360
7	7	15	鹿児島本線側道13号線	6	-	350	350
7	7	16	豊肥本線側道1号線	6	-	250	0
7	7	17	鹿児島本線側道14号線	6	-	400	400
7	7	18	鹿児島本線側道15号線	6	-	180	180
7	7	19	北熊本スマートインターチェンジ側道1号線	5	-	260	260
7	7	20	北熊本スマートインターチェンジ側道2号線	5	-	360	360
7	7	21	北熊本スマートインターチェンジ側道3号線	5	-	360	360
7	7	22	北熊本スマートインターチェンジ側道4号線	5	-	770	770
7	7	23	北熊本スマートインターチェンジ側道5号線	5	-	130	130
7	7	24	北熊本スマートインターチェンジ側道6号線	5	-	110	110
8	7	1	新屋敷長溝線	4	-	1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7	-	1,880	1,880
合	計		104 路 線			259,970	168,927

「※」は都市計画図書に車線数の明記がないもの

イ 都市計画及び道路整備の規模別分類（市域内）

（令 2.3.31 現在）

区分規模別	都市計画決定延長（m）				道路整備済延長（m）						
	市（用途指定区域） 街化区域	市（用途無指定区域） 街化調整区域	計画決定延長	比率（%）	市（用途指定区域） 街化区域	進捗率（%）	市（用途無指定区域） 街化調整区域	進捗率（%）	整備済延長	進捗率（%）	
3・1	6,310	870	7,180	2.8	4,770	75.6	730	83.9	5,500	76.6	
3・2	31,670	9,870	41,540	16.0	30,965	97.8	9,870	100.0	40,835	98.3	
3・3	57,570	24,230	81,800	31.5	45,340	78.8	15,260	63.0	60,600	74.1	
1・4 3・4	66,080	24,590	90,670	34.9	39,296	59.5	5,933	24.1	45,229	49.9	
1・5 3・5	22,670	4,070	26,740	10.3	5,133	22.6	1,470	36.1	6,603	24.7	
3・6	920	0	920	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
7・7	5,700	1,990	7,690	3.0	5,010	87.9	1,990	100.0	7,000	91.0	
8・7	3,430	0	3,430	1.3	3,160	92.1	0	0.0	3,160	92.1	
合計	194,350	65,620	259,970	100.0	133,674	68.8	35,253	53.7	168,927	65.0	

※整備済延長：計画幅員により供用開始されている区間延長

(7) 駅前広場（都市政策課）

（平 31.3.31 現在）

広場名	面積（㎡）	摘	要
熊本駅東口駅前広場	14,200	都市計画道路 3・3・7 号	熊本駅帯山線
熊本駅西口〃	5,700	〃 3・4・65 〃	熊本駅西口線
（熊本駅）交通広場	3,800	〃 3・3・7 〃	熊本駅帯山線
（南熊本）駅前広場	3,850	〃 3・2・6 〃	南熊本駅新町線
水前寺〃	2,100	〃 3・5・16 〃	水前寺駅水前寺線
上熊本駅東口〃	2,700	〃 3・4・21 〃	上熊本細工町線
上熊本駅西口〃	2,400	〃 3・4・68 〃	上熊本駅西口線
（西熊本）〃	3,900	〃 3・5・54 〃	刈草薄場線
（光の森駅）交通広場	2,200	〃 3・3・58 〃	武蔵ヶ丘東中央線
水前寺駅北〃	1,100	都市計画交通広場 1 号	水前寺駅北交通広場

(8) 景観整備（都市整備景観課）

ア 都市景観

地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に寄与するために、本市では平成21年10月に熊本市景観計画を策定し、平成22年1月に景観法に基づく届出に移行した。

この制度は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域等においては、これらを活かし熊本らしさを際立たせるような、また、その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を活かした良好な景観の形成を目指している。

大規模行為届出件数

(令和元年度(2019年度))

種類	建築物	工作物	さく・塀	開発行為	土石	計
件数	105	66	11	45	0	227

特定施設届出件数 11件 景観形成地区届出件数 0件

イ 屋外広告物

景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を活かした良好な景観形成と快適な環境の維持のため、屋外広告物の許可、違法なはり紙・はり札・立看板等の除却を行っている。

許可・除却件数

(令和元年度(2019年度))

種類	許可件数				除却件数				
	新規	更新	電柱等	計	はり紙	はり札	立看板	その他	計
件数	224	1,146	27	1,397	781	381	18	0	1,180

(9) 開発指導（開発指導課）

都市の秩序ある発展を図るために、開発行為の指導を行っている。

開発許可件数

区分		年度				
		平27	平28	平29	平30	平31(令元)
市区街 化域	件数	54	56	70	75	53
	面積(m ²)	133,346	139,176	157,451	212,293	149,772
市調整 街区 化域	件数	172	180	175	180	201
	面積(m ²)	222,993	277,492	372,752	265,751	235,962
計	件数	226	236	245	255	254
	面積(m ²)	356,339	416,668	530,203	478,044	385,734

市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。

宅地造成等規制法による許可件数

区分		年度				
		平27	平28	平29	平30	平31(令元)
許可件数		4	2	4	2	3

2 都市整備（都市整備景観課・植木中央土地区画整理事業所）

（1）中心市街地の活性化

本市の顔である中心市街地のにぎわいづくりのため、旧熊本市において、平成19年3月に「熊本市中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年5月に内閣総理大臣の認定を受けた。

また、平成22年3月の市町村合併で「新熊本市」となった旧植木町においても、平成21年9月に「植木町中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年12月に内閣総理大臣の認定を受けており、この合併を契機として、2つの計画区域を「熊本地区」、「植木地区」として認定基本計画の変更を行った。

熊本地区の計画では、熊本城、通町筋・桜町周辺から、新町・古町、熊本駅周辺までの約415haの区域を中心市街地と位置づけ、平成23年度までの1期計画では52事業、平成28年度までの2期計画では、1期計画からの継続事業を含めた官民の65事業を推進した。

平成29年度からは、「地震からの創造的復興により、誰もが安心して暮らし働き、国内外からも多くの人を訪れる魅力あるくまもとの顔づくり」をコンセプトとして、官民の事業を位置づけた3期計画（計画期間は平成33年度まで（計画書記載のまま）の5年間）に基づき、中心市街地の更なるにぎわいの創出はもとより、桜町・花畑周辺地区や熊本駅周辺地区の防災機能強化など、防災性の向上にも取り組むこととしている。（別紙参照）

植木地区の計画では、植木中央土地区画整理事業施行中の国道3号沿いに形成された中心商業地と公共公益施設等が集積している区域の58.1haを中心市街地と位置づけ、平成27年11月までに民間事業を含めた実効性のある20あまりの事業を推進した。

今後とも、本市の歴史・文化、既存の都市機能を最大限に活かしながら、官民一体となって新たな魅力と活力の創造に取り組んでいく。

（2）市街地再開発

本市の既成市街地においては、これまでの都市化の進行の一方で、交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの都市的環境悪化や機能更新の必要性などが顕在化してきている。

市街地再開発事業等では、道路・公園等の都市基盤と建築物との総合的な整備により、都市問題の改善を目指す。

ア 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理化かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業である。

本市においては、組合施行により、平成4年度に熊本駅北地区、平成13年度に手取本町地区、上通A地区を施行しており、市施行の事業では、熊本駅前東A地区が施行され、平成24年度に完成した。

また、桜町地区でも、会社施行により、バスターミナルや商業施設、公益施設等を備え、防災機能の向上に資する再開発施設の建築工事が、令和元年度（2019年度）に完了した。

市街地再開発事業の実施地区（4地区）※事業完了地区のみ

地区	熊本駅北地区 (事業完了)	手取本町地区 (事業完了)	上通A地区 (事業完了)	熊本駅東A地区 (事業完了)
施行者	組合	組合	組合	市
事業年度	昭61～平4	平8～13	平9～13	平17～24
地区面積 (ha)	約0.5	約1.0	約1.1	約1.4
敷地面積 (㎡)	約2,400	約5,700	約9,000	約7,300
建築面積 (㎡)	約1,900	約4,400	約6,800	約5,010
延床面積 (㎡)	約15,800	約48,100	約57,100	約52,400
建物の 規模構造	SRC + RC 造 地上11階 地下2階	SRC + RC + S 造 地上10階 地下3階	SRC + RC + S 造 地上14階 地下2階	RC+S 造 地上35階 地下1階
用途	ホテル	商業・公益・医療・ 業務施設等	商業・ホテル・業務・ 美術館・財団施設・ カルチャー等	商業・業務・住宅・公益
事業の経過	昭61.4 高度利用地区の都市 計画決定及び事業の都市計画 決定 昭61.9 組合設立（施行認可） 公告 平2.9 施設建築物工事起工式 平3.3 権利変換計画認可 平4.8 施設建築物工事竣工 平5.3 組合解散認可	平8.8 高度利用地区の都市 計画決定及び事業の都市計画 決定 平9.3 組合設立（施行認可） 公告 平11.8 権利変換計画認可 平11.12 施設建築物工事起工 式 平14.3 施設建築物工事竣工 平14.12 組合解散認可	平10.9 高度利用地区の都市 計画決定及び事業の都市計画 決定 平11.1 組合設立（施行認可） 公告 平11.9 権利変換計画認可 平12.1 施設建築物工事起工 式 平14.3 施設建築物工事竣工 平14.11 組合解散認可	平17.10 高度利用地区の都 市計画決定及び事業の都市計 画決定 平18.2 事業認可公告 平20.5 都市計画決定変更 平20.9 管理処分計画認可 平21.4 施設建築物工事着工 平24.2 工事の完了の公告 平24.3 再開発事業の清算

イ 優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業である。

タイプ別に市街地の再開発を目的とする「優良再開発型」、市街地住宅の供給を目的とする「市街地住宅供給型」、既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあわせ再生することを目的とする「既存ストック再生型」等がある。さらに、「優良再開発型」は、共同化タイプ、市街地環境形成タイプおよびマンション建替タイプの3つのタイプに分けられる。

優良建築物等整備事業の実施地区 ※事業完了地区のみ

地区	施行者	事業年度	地区面積 (ha)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	用途	タイプ
下通地区 (事業完了)	民間	平4～5	0.12	902	630	5,467	商業施設・銀行	優良再開発型
新町地区 (事業完了)	〃	平10～11	0.06	579	333	2,337	共同住宅（25戸）	優良再開発型
植木一丁目 (事業完了)	〃	平24～25	0.05	465	226	1,076	共同住宅（15戸）	市街地 住宅供給型
長浦地区 (事業完了)	〃	平25～26	0.08	761	238	711	共同住宅（12戸）	市街地 住宅供給型
植木二丁目 (事業完了)	〃	平26	0.08	816	454	2,190	共同住宅（24戸）	市街地 住宅供給型
下通A地区 (事業完了)	〃	平26～28	0.4	3,114	2,798	18,675	商業・業務施設	優良再開発型

(3) 土地区画整理事業

ア 現状

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌7年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。また、市施行の事業では、東部地区の東部第一土地区画整理事業、西部地区の西部第一土地区画整理事業が完成した。そのほか市内各所で、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ55地区(1,660.1ha)において、計画的な市街地が造成されている。

現在市内で施行中の土地区画整理事業

(令2.4.1現在)

地区名	施行者	法分類 (条項)	施行面積 (ha)	認可年月日	減歩率 (%)	公共減歩率 (%)	施行年度	総事業費 (千円)
熊本駅西	市	3～4	18.1	13.12.10	36.1 (16.1)	36.1 (16.1)	13～32 (令2)	23,781,000
植木中央	市	3～4	17.5	12.2.21	19.6 (13.0)	19.6 (13.0)	11～33 (令3)	14,863,044

完了地区名(53地区)

国府第一、水前寺、大江東部、花岡山、戦災復興(2地区)、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ヶ丘、国府第三、津ノ浦団地、武蔵ヶ丘団地、烏ヶ江、戸島南台、出水第二、出水第一、杉島鳥場、佐土原第一、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分字、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、前川原、大石崎、田迎東、八分字中道、西部第一、山ノ神二丁目、出仲間、出仲間九丁目、画図、陳内、城南中央、田井島南

※熊本駅西地区、植木中央地区の減歩率、公共減歩率の二段書きは、上段：減価買取前、下段：減価買取後

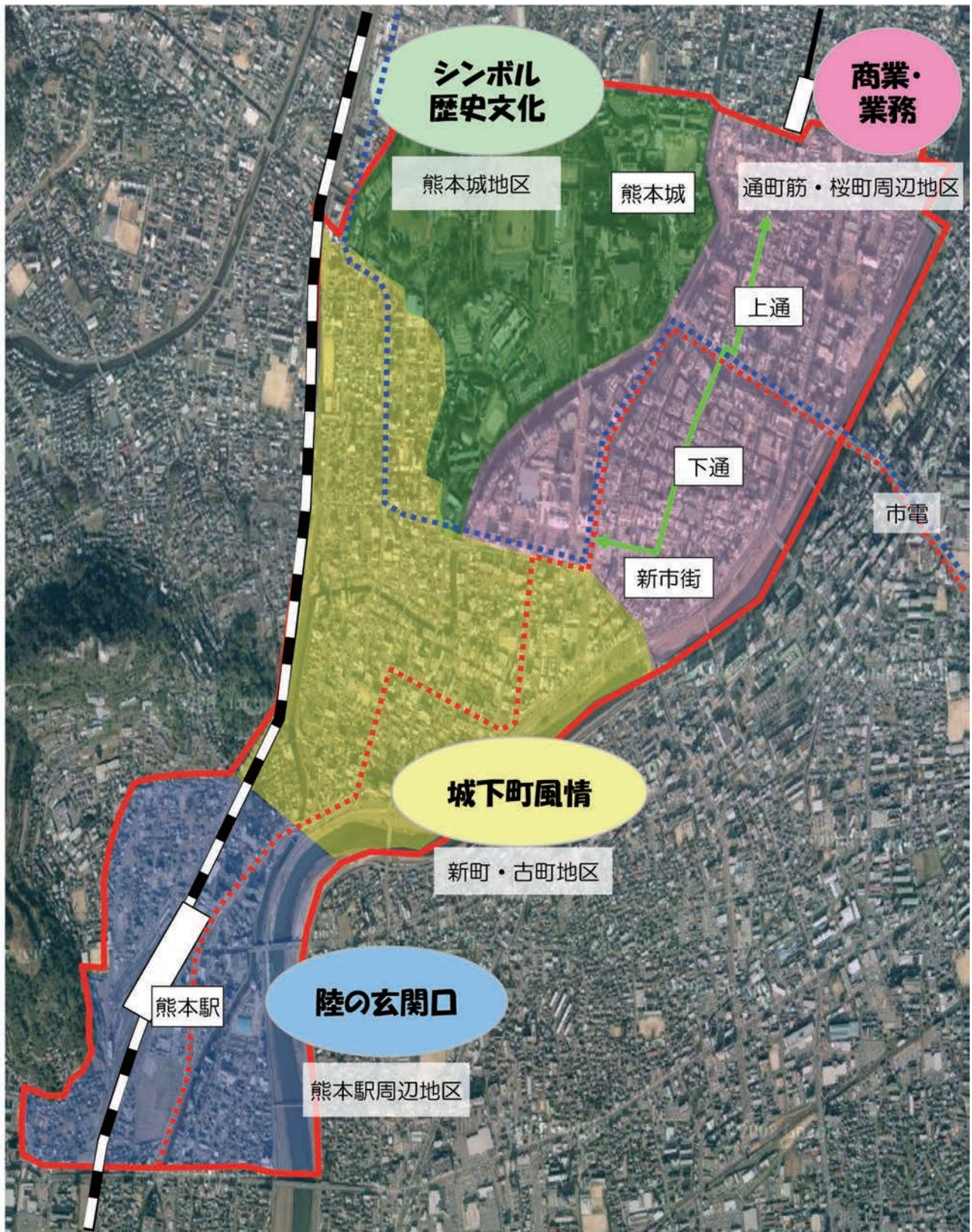
イ 今後の予定施行地区

良好な住宅環境を形成するため、施行中、施行予定の土地区画整理事業を適正に誘導・促進する。

なお、現在市域内では、2地区(35.6ha)において、市施行による土地区画整理事業が実施されており、その他1地区において、組合施行による事業実施に向けた構想がある。

熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)の計画区域

区域面積 約415ヘクタール(1・2期計画と同様)



熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)の掲載事業

総事業数 92事業 (行政49事業、民間27事業、行政及び民間16事業)

(令2.4.1現在)

区分	事業名	実施主体			区分	事業名	実施主体		
		行政	民間	行政及び民間			行政	民間	行政及び民間
市街地の整備改善	熊本駅周辺まちづくり推進事業	●			経済活力の向上	商店街活性化対策事業	●		
	熊本駅周辺エリア魅力発信事業			●		中心商店街地区魅力向上事業			●
	桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業	●				安全安心まちづくり推進事業			●
	桜町地区再開発事業		●			にぎわいづくり推進事業			●
	熊本駅白川口(東口)駅前広場整備事業	●				くまもと大邦祭			●
	花畑公園、辛島公園再整備事業	●				文化事業推進事業			●
	新幹線・連立関連側道整備事業	●				地場企業PR事業	●		
	連立関連交差道路整備事業	●				草枕国際俳句大会事業			●
	熊本駅周辺道路整備事業	●				まちなか観光案内所整備事業		●	
	街路整備事業	●				植木市開催事業			●
	熊本駅西土地区画整理事業	●				TGC ガーデンくまもと			●
	熊本市自転車利用環境整備事業	●				街なか子育てひろば事業	●		
	道路事業	●				日本が誇る伝統的文化資源及び漫画・アニメコンテンツを活用した外国人観光客事業		●	
	辛島公園地下通路整備事業	●				城下町くまもとゆかた祭		●	
	辛島公園地下駐車場整備事業	●				城下町くまもと銀杏祭		●	
	都市公園事業(熊本城公園(宮内地区))	●				委託型免税店制度活用事業		●	
	普及啓発事業(全国都市緑化フェア推進事業)			●		熊本まちあかり		●	
JR熊本駅ビル整備事業		●		きらきらファクトリー		●			
都市福祉施設の整備	熊本城ホール整備事業	●			新市街まちなか会議		●		
	子ども文化会館施設管理事業	●			光のページェント		●		
	シンボルプロムナード等整備事業	●			肥後のひなまつり		●		
	白川公園内複合施設整備事業	●			肥後のつりてまり		●		
	子ども文化会館災害復旧事業	●			熊本オクトーバーフェスト		●		
	市民会館復旧事業	●			夢まちランド		●		
	暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅周辺地区)		●		くまフェス		●		
					春のくまもと地産地消グルメフェスタ		●		
街なか居住の推進	くまもとさるく		●		「夢未来みかん」祭り		●		
	くまもとまち咲き案内人		●		水産物フェア開催事業	●			
	【再掲】桜町地区再開発事業		●		火の国 YOSAKOI まつり・九州がっ祭		●		
	マンション管理適正化事業	●			少子化対策推進事業(結婚チャレンジ事業)	●			
	景観条例関係事業	●			子育て支援情報提供事業(結婚・子育て応援サイト)	●			
	城下町の風情を感じられる町並みづくり事業	●			地域活性化・観光特化型ホテル整備事業		●		
	高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業	●			MICE 推進事業	●			
	住宅・建築物耐震化促進事業	●			シティプロモーション推進事業	●			
	あんしん住み替え相談窓口事業		●		国際観光客誘致事業	●			
	町並み復旧保存支援事業	●			熊本城マラソン事業		●		
経済活力の向上	(仮称)桜スクエア整備事業		●		市内中心部放置自転車対策事業	●			
	回遊行動モデル構築・分析事業		●		2019女子ハンドボール世界選手権大会推進事業		●		
	クリエイティブ産業振興事業	●			熊本城周遊バス運行事業	●			
	ファッションの街くまもとと魅力創出事業			●	観光戦略事業	●			
	産学連携支援事業	●			熊本城復旧整備事業	●			
	企業立地(誘致)促進事業	●			市電ロケーションシステム導入事業	●			
	企業誘致戦略事業	●			電停改良事業	●			
	首都圏企業誘致活動事業	●			【再掲】熊本市自転車利用環境整備事業	●			
	立地企業支援事業	●			国内観光客誘致事業	●			
	農産物フェア開催事業			●	中心市街地ランドデザイン策定事業		●		
	商店街空き店舗対策事業	●			ラグビーワールドカップ2019推進事業		●		
桜町・花畑周辺地区賑わい創出事業			●						

3 交通計画（交通政策課）

(1) 現 状

本市における乗用車等の自家用自動車保有台数は、この10年間（平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度））で約40万4千台から約44万8千台へと増加し、このモータリゼーションの進展を主な要因として、バスや電車などの公共交通機関の年間利用者数は、この5年間（平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度））で、JR・私鉄については年々増加傾向にあるものの、バスについては依然として減少を続けており、全体としても約5,476万人から約5,322万人へと約154万人減少している。

公共交通機関利用者数の年次推移

（単位：千人）

種別 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
バス	27,955	24,818	25,617	25,263	25,054
市電	11,031	10,709	11,094	11,080	11,008
JR・私鉄	15,775	16,488	17,010	16,999	17,154
合計	54,761	52,015	53,721	53,342	53,216

注）バスは主に都市圏外を運行する産交バスを除く5社局の利用者数計

(2) 総合交通体系整備の考え方

【まちづくりの重点的取組】 2 ずっと住みたいまちづくり

(1) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

【分野別施策】 8章第3節： だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立

- ・公共交通ネットワークの維持・再構築 ・主要交通拠点などの整備促進
- ・公共交通機関の利用促進 ・公共交通空白地域などへの対応
- ② 熊本市公共交通ランドデザイン（平成23年度策定、令和元年度（2019年度）改定）
 - ・基幹公共交通の強化 ・バス路線網の再編 ・公共交通空白・不便地域への対応
- ③ 第2次熊本市自転車利用環境整備計画、同実施計画（平成23年度策定、平成30年度中間見直し）
- ④ 熊本市公共交通基本条例制定（平成25年4月1日施行）

市民及び事業者の参画と協働のもと、公共交通維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進する条例制定
- ⑤ 熊本地域公共交通網形成計画（平成27年度）
 - ・基幹公共交通の機能強化 ・バス路線網の再編 ・コミュニティ交通の導入 ・公共交通の利用促進

(3) 本市における交通施策の展開

- ① パークアンドライドの実施（平成12年度～）
 - ・熊本バス中の瀬車庫、九州産交バス西部車庫、熊本電気鉄道北熊本駅で実施（都市圏全体では10箇所実施）
- ② 超低床電車の導入（平成9年度～）＜交通局電車課＞ ※8編成16両導入（平成29年度末）
- ③ 天水・河内を運行するデマンド型みかんタクシーの導入・実施（平成18年度～）
- ④ 電停バリアフリー化事業（平成21年度～）
- ⑤ 芳野・太郎迫を運行するデマンド型オレンジタクシーの導入・実施（平成22年度～）
- ⑥ ゆうゆうバスの導入・実施（平成24年度～）
- ⑦ 公共交通空白・不便地域に対応したデマンド型乗合タクシー等のコミュニティ交通導入・実施（平成25年度～）
- ⑧ バス乗換拠点改善調査事業（平成26年度～）
- ⑨ 市電延伸の検討（平成27年度～）

4 建築指導（建築指導課）

(1) 建築確認・検査等の申請状況

種別		年度				
		平 27	平 28	平 29	平 30	平 31
申 請 件 数	建築確認申請	308	483	384	215	133
	(内計画変更)	(25)	(26)	(32)	(19)	(4)
	指定確認機関申請	3,201	4,235	5,596	5,132	4,442
	(内計画変更)	(104)	(118)	(218)	(203)	(158)
	道路指定申請	38	33	36	31	31
	許認可申請	91	182	207	169	136
	やさまち条例事前協議受付	278	291	298	304	232
	建築物省エネ届出	253	356	303	259	224
	建築物省エネ適合判定（H 29 年度～）			10	4	6
	建築物省エネ認定（H 29 年度～）			5	1	5
	長期優良住宅認定	716	929	1040	875	832
	C A S B E E 届出	45	47	53	58	53
	低炭素建築物認定	38	20	19	17	20
現 場 検 査	中間検査	7	2	2	4	0
	建築物竣工検査（計画通知含む）	337	349	507	394	340
	昇降機竣工検査（計画通知含む）	43	29	28	30	32
特 殊 申 請	計画通知（工作物・昇降機除く）	51	27	77	77	45
	工作物等確認申請	28	6	149	224	162
	昇降機等確認申請	26	36	146	231	194

(2) 建築指導パトロール等

ア 建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に実施している。

イ 建築物防災査察

雑居ビルや大型店舗等の査察を防災週間中及び年末に消防局等と合同で実施している。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（10月中旬）の1日間を公開による一斉パトロールの日と定め、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

平成31年度においては、建築物20件を立入調査し工事施工の適正指導を行った。

(3) 違反建築物取扱件数

(平成31年度)

違反事項	違反該当法令	違反件数
確認申請手続	法第6条	54
中間検査申請手続	法第7条の3	15
法22条区域内の屋根及び外壁	法第22条又は第23条	2
避難施設等内装制限	法第35条	0
内装制限	法第35条の2	0
耐火構造等	法第27条又は第36条	1
構造耐力	法第20条又は第36条	10
敷地と道路の関係	法第43条	1
道路内建築制限	法第44条	2
私道の廃止又は変更の制限	法第45条	1
用途地域内の建築制限	法第48条	0
容積率制限	法第52条	1
建ぺい率制限	法第53条	0
一種低層住専および二種低層住専における外壁の後退距離	法第54条	1
一種低層住専および二種低層住専における絶対高さ制限	法第55条	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0
高度利用地区の高さ制限	法第59条	0
防火・準防火地域内の構造	法第61条又は第62条	2
その他	法第87条第3項・法第88条第1項	22
計		112

(4) ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱

この要綱は、ぱちんこ店等の建築に関する必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって近隣住民等の生活環境の保全に資することを目的として制定したもので、昭和63年4月20日より施行している。

平成31年度届出件数：1件

(5) 中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の周知の手続き等を定めることにより、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和63年10月15日より施行している。

平成31年度届出件数：83件

(6) 建築協定

本市では、住宅地としての良好な住環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。現在、本市における協定の延べ件数は29件となっている。

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく届出・適判・認定

300㎡以上の建築物を新築・増改築する場合、その建築物の建築主は、工事着手の21日前までに省エネ措置の届出を所管行政庁に提出しなければならない（届出）。又は、非住宅部分の床面積が2,000㎡以上の特定建築物を新築・増改築する特定建築行為を行う場合、省エネ基準に適合させなければならない（適合義務）。さらに、誘導措置として性能向上計画認定制度が始まっている。（平成29年4月1日施行）

平成31年度届出件数：224件

平成31年度適判申請件数：6件

平成31年度認定申請件数：5件

(8) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するための性能等を持ち、維持保全に関する計画が作成されたものを認定する制度で、平成21年6月4日より施行している。

平成31年度認定申請件数：832件

(9) 「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づくCASBEE届出

環境性能の高い建築物の整備・普及を図るため、その建築物の建築主・所有者が計画書等を所管行政庁に提出する条例（平成22年10月施行）である。

平成31年度届出件数：53件

(10) 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の認定

二酸化炭素の排出量を削減していくため、低炭素化が図られた建築物の計画の認定を行う制度で、平成24年12月4日より施行している。

平成31年度認定申請件数：20件

5 熊本駅周辺地域整備（熊本駅周辺整備事務所）

県市は、平成17年に「熊本駅周辺地域整備基本計画」を策定するとともに、計画の具体化と着実な推進に向け「JR鹿児島本線等鉄道高架化及び熊本駅周辺地域等の整備に関する協定」を締結した。

この協定では、「平成23年春の新幹線開業時までには完成を目指す事業」と「鉄道高架化事業完了及び東口駅前広場完了時までには完成を目指す事業」を区分し、事業を進めてきた。

さらに、「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会」を開催し、地元や経済界、公募市民等の意見を伺いながら事業を進めている。また、平成19年には、より魅力的な都市空間（街並み）の形成に向けて、県と市で「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」を策定し、その中で、調和の取れたデザインの観点とユニバーサルデザインの視点による都市空間デザインの望ましい将来像を示し、熊本の陸の玄関口にふさわしい街並みの形成に取り組んでいる。

熊本駅周辺地域では、新幹線開業により広域交通拠点としての結節機能の向上が図られたが、引き続きこの特性を生かし、連続立体交差事業や区画整理事業、道路網の形成など、都市基盤の整備を進めており、行政・商業・業務施設の集積する情報・文化の交流拠点の形成を目指している。

平成30年度には新しい熊本駅駅舎が完成し、熊本駅白川口駅前広場についても令和2年度（2020年度）中の完成を目指して工事を進めている。

(1) 熊本駅周辺の都市計画道路網整備

整備路線：7路線（熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線（旧熊本駅新外線）、春日池上線、田崎春日線、熊本駅西口線、熊本駅南線）

(2) まちなみの形成

熊本駅周辺地域都市空間デザインガイドによる公共整備と民間誘導を行うとともに、特に、熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線の都市計画道路周辺を「まちなみ形成ゾーン」、また、駅隣接の22ha（北、東A、東B、南A、二本木Aの各地区）を「市街地整備ゾーン」と位置付け、地元の合意形成を図りつつ市街地整備方針を策定し、都市計画的手法等により良好なまちなみの形成を誘導する。

(3) 駅前広場の整備

ア 駅前広場整備面積

白川口 約18,000㎡

新幹線口 約5,700㎡

イ 東西駅前広場の機能分担

白川口（東口）：中心部及び市域対応を中心とした公共交通機能の集約強化

誰もがわかりやすい、バスのサブターミナル機能を有した交通結節点の形成

各種イベントや有事の際の一時避難所としても対応できる空間の確保

新幹線口（西口）：西側開発及びアクセス需要増に応じた交通機能等の確保

不定期バス、団体バス等の発着機能の導入

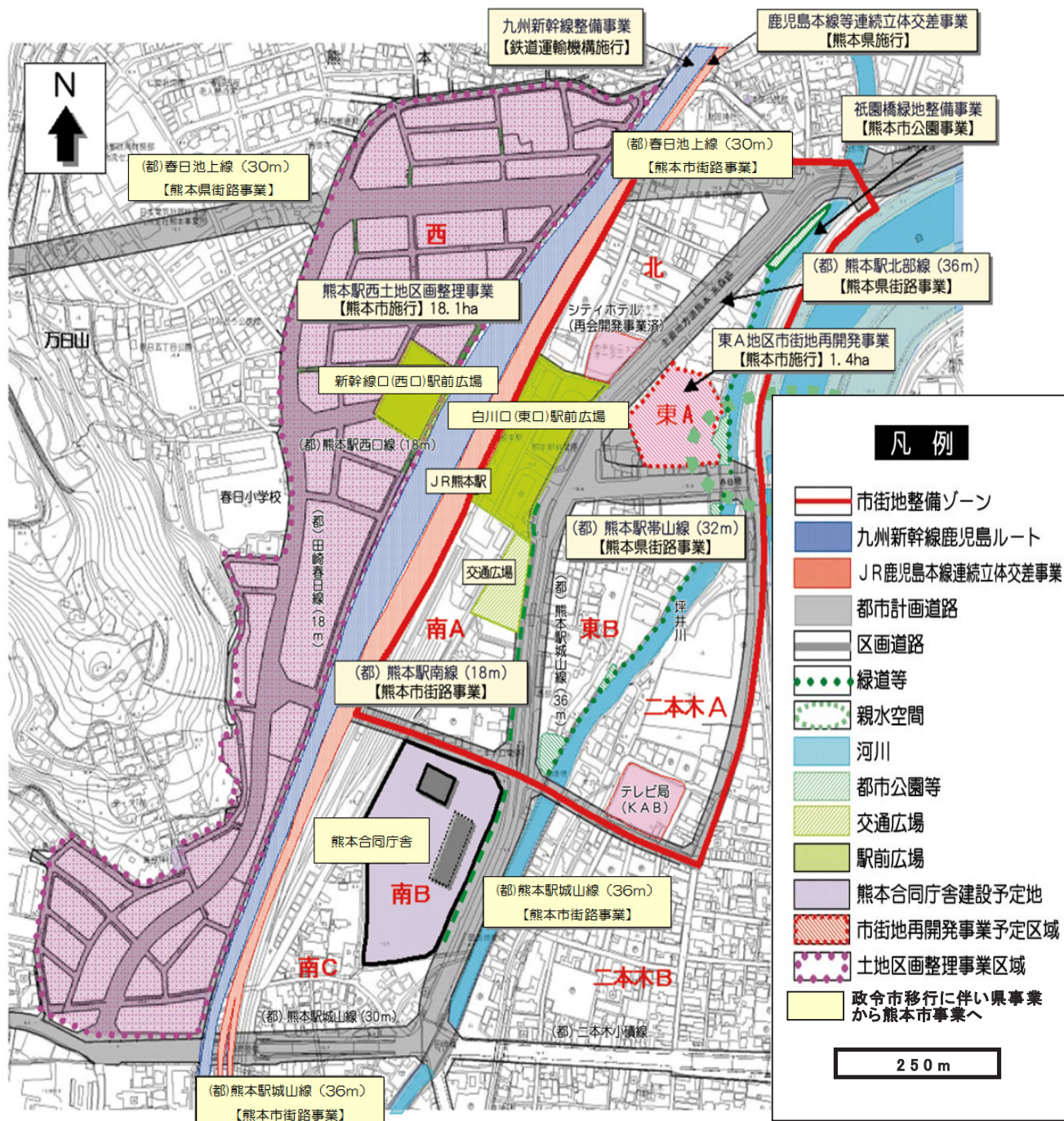
(4) 熊本駅西土地区画整理事業（熊本市事業、平成13年3月都市計画決定）

熊本駅西地区の安全で快適な街なみの形成を図るため、平成13年度から区画整理事業に着手している。ブロック毎に建物移転、道路築造、宅地造成等を行い、平成27年度には換地処分を行った。

令和2年度（2020年度）中の完了を目指して事業を進めている。

- ・地区面積 : 18.1ha
- ・総事業費 : 約270億円（関連事業費を含む）
- ・事業期間 : 平成13年度～令和2年度（2020年度）
- ・事業実施状況及び予定
 - 平成13年度～平成15年度 公共用地先行取得
 - 平成15年度～平成16年度 換地設計
 - 平成17年度～平成26年度 地区内をブロック毎に分割し、建物等移転・道路築造（新幹線駅前広場等を含む）・宅地造成等を順次実施
 - 平成27年度 換地処分
 - 平成28年度～令和2年度（2020年度） 道路・公園等の整備、清算金業務

熊本駅周辺地域整備基本計画の概要図



整備スケジュール

項目	項目区分	実施主体	実施内容等	実施スケジュール																
				16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
九州新幹線		鉄道・運輸機構	・博多～新八代 122km 熊本市域 約23km																	
都市基盤	鉄道高架化	熊本県	・JR鹿児島本線 約6km ・豊肥本線約1km																	
	白川口(東口)駅前広場	熊本県 ↓ ※熊本市	・現在の面積7,200㎡を14,200㎡に拡張 ・南A交通広場(3,800㎡)																	
	春日池上線	熊本県 ↓ ※熊本市	・区画整理区域外区間 ・幅員 30m																	
	熊本駅帯山線	熊本県	・幅員32m																	
	熊本駅城山線	熊本県 ↓ ※熊本市	・駅～田崎橋 幅員36m ・市電のサイドルリザーベーション ・田崎橋交差点～田崎春日線交差点 幅員30m																	
	熊本駅南線	熊本市	・幅員18m																	
東A地区	東A地区市街地再開発	熊本市	・地区面積: 1.4ha ・延床面積: 約51,900㎡																	
	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
東B地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
南A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
南B地区	合同庁舎移転	国	・敷地面積: 約2.5ha ・総床面積: 50,500㎡(A、Bの2棟計画) ・計13官署入居 ・人や環境にやさしい施設、魅力的な公共空間を創出																	
二本木A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
	新しい街路整備	熊本市	・街区道路の整備																	
北地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
駅西地区	土地区画整理	熊本市	・事業地区面積約18.1ha ・コミュニティ住宅、コミュニティセンター整備																	
	新幹線口(西口)駅前広場	熊本市	・面積5,700㎡																	
	春日池上線	熊本市	・幅員30m																	

※ 政令市移行に伴い実施主体が熊本県から熊本市へ

6 住宅政策（住宅政策課・震災住宅支援課・空家対策課）

（1）熊本市住生活基本計画（平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度））

本市では、少子高齢社会・人口減少の急速な進展や空き家の増加による住環境の悪化など、住まいを取り巻く様々な課題に対し新たな住宅施策の展開を図るため、住生活基本計画を平成27年3月に策定した。

なお、住生活基本計画の策定から5年目の中間年である令和元年度に、熊本地震の影響や社会情勢の変化等を踏まえた中間見直しを行った。

ア 基本理念

「共に支え合い 長く住み継ぎ 人が集う くまもとの住まい・まちづくり」

イ 基本方針

「安心な“暮らし”の実現」、「良質な“住まい”の実現」、「住みやすい“まち”の実現」

ウ 市営住宅に関する取り組み

「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替や維持管理（改善・修繕）を基本とした整備を行うとともに、家賃滞納者等への対策など、入居管理のさらなる適正化に取り組む。

エ 検証指標

良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合 63.1%（平成30年度）→上昇（令和5年度）

住まいのホームページアクセス件数8,640件/年（平成30年度）→増加（令和5年度）、他

（2）熊本市高齢者居住安定確保計画

今後の高齢化の進展に対応し、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりを目指し、住宅と福祉の連携のもと一体的な施策展開を図ることにより、高齢者の居住の安定確保を図ることを目的として、平成24年3月に高齢者居住安定確保計画を策定し、平成27年3月に中間見直し、平成30年3月に平成28年熊本地震での影響を考慮した計画期間2年延長の見直しを実施した。

令和元年度までの延長期間の終了に伴い改定を行い、住生活基本計画に掲載した。

（3）熊本市賃貸住宅供給促進計画

今後、低額所得者、高齢者等の居住に課題を抱える人（以下「住宅確保要配慮者」という。）の増加が見込まれる中、平成29年10月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）（以下「住宅セーフティネット法」という。）が一部改正施行され、空き家や民間賃貸住宅の空き室を活用した新たな住宅セーフティネット制度がスタートした。

本市においては、熊本市居住支援協議会の住み替え相談窓口等に住宅確保要配慮者から多数の相談が寄せられていることから、新たな住宅セーフティネット制度を推進し、市営住宅等の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅による重層的な住宅セーフティネット機能の強化を図ることを目的に、令和元年度に熊本市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画を策定し、住生活基本計画に掲載した。

（4）マンション管理の適正化に対する取り組み

マンション管理に必要な知識・情報などを提供し、管理組合の自立的運営や適切な管理を支援するため、マンション管理相談会（令和元年度11回実施、相談件数34件）、マンション基礎セミナー（令和元年度1回実施）、マンション管理士派遣事業（令和元年度14件）を実施している。

(5) 熊本市あんしん住み替え相談窓口事業

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できる環境を整備するため、熊本市と不動産団体、居住支援団体で構成する熊本市居住支援協議会においてあんしん住み替え相談窓口事業を実施している。

(6) 住宅・建築物耐震改修等事業

ア 建築物耐震化促進事業

熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「令和2年度までに耐震化率を95%」とする目標達成に向け、「戸建木造住宅」の耐震診断や耐震改修を行う所有者へ補助金を交付している。(過去3年の実績は下表のとおり)

熊本地震後、市民の耐震化に関する意識が高まっているため、安心・安全な住まいの確保に向け、丁寧かつ迅速に対応していく。

	H 29	H30	R1
耐震診断	701 戸	699 戸	391 戸
補強計画設計	190 戸	54 戸	25 戸
耐震改修工事	113 戸	205 戸	171 戸

イ 特定建築物耐震化促進事業

熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「緊急輸送道路沿道建築物」の耐震診断を行う所有者へ補助金を交付している。また、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられた一定規模・用途の「義務付け対象建築物」の所有者へ耐震改修の補助金を交付している。

(7) ブロック塀等安全対策緊急支援事業

平成30年6月に発生した大阪府北部地震でのブロック塀倒壊による事故を受け、地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を図るため、安全対策が必要なブロック塀などの撤去費用を補助している。令和元年度(2019年度)の助成制度の受付件数は294件であった。

(8) 熊本市空家等対策計画(2019年度(平成31年度)～2023年度(令和5年度))

近年、人口減少、少子高齢化の進展や、既存住宅の増加、建物の老朽化等により、全国的に使用されない建築物が増加している。本市においても、新築住宅の供給量の増加、建物所有者である高齢者の死亡や施設への入所等の要因により、空き家となるケースが増加しており、今後さらなる人口減少が見込まれることから、空き家化の予防、空き家の活用や老朽化した空家等への対策は喫緊の課題となっている。

特に適正に維持管理されていない空家等については、そのままの状態では放置されると、倒壊の危険性、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐に亘る問題が発生し、地域住民の住環境に悪影響を及ぼし、その対策が必要となっている。

このようなことから、「安全・安心な魅力ある住環境の実現」を目指し、総合的かつ計画的に空家対策を推進するため、基本方針や今後の方向性を定めた「熊本市空家等対策計画」を平成31年3月に策定した。

ア 基本理念

総合的な空家等対策による安全・安心な魅力ある住環境の実現

イ 基本方針

- (ア) 《予防》空家等問題の発生・管理不全の抑制
- (イ) 《適正管理》管理不全な空家等の維持管理、除却の強化
- (ウ) 《利活用》空き家の流通促進、地域等での活用に向けた対策の実施

ウ 基本方針ごとの取り組み

(ア) 予防

「市民への意識啓発の実施」、「効果的な働きかけと適正管理のための相談体制の充実」により、空き家問題の発生・管理不全の抑制を推進する。

(イ) 適正管理

「所有者等による適正管理を促す施策の実施」、「所有者等に対する行政からの働きかけ、相談体制や取組みの強化」により、管理不全な空家等の維持管理、除却の強化を推進する。

(ウ) 利活用

「既存住宅等の質の向上等による市場流通の促進」、「地域の需要に合わせた空き家の有効活用の促進」、「良質な既存住宅の情報提供等による居住支援の促進」により、空き家の流通促進、地域等での活用に向けた対策を推進する。

エ 成果指標

空き家率（住宅・土地統計調査） 14.1%（2013年） → 12.9%未満（2023年）

7 市営住宅（市営住宅課）

本市では、今後の住宅政策の基本的な方向を示した「住生活基本計画（計画期間：平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度））」を策定し、市営住宅政策においては、これまでの住宅ストックを有効に活用し、適正な維持管理と計画的な建替等に取り組むとともに、家賃滞納者等への対策など入居管理のさらなる適正化に努め、真に住宅に困窮する世帯への的確な対応を図ることを方針としている。また、平成28年熊本地震により住宅に困窮する被災者の住まいの確保のため、災害公営住宅の提供などの支援に取り組んでいる。

(1) 住宅供給実績

(単位 戸)

年度	公営住宅		特定優良賃貸住宅	合計
	新規	建替	借上げ	
平4～25	1,884	2,486	425	4,795
平26		18	▲50	▲32
平27		0	▲34	▲34
平28	76（災害公営）	0		76
平29	74（災害公営）	0	▲24	▲50
平30	160（災害公営）	0	▲74	86
令1	16（災害公営）	6	▲164	▲142
合計 （平4～令1）	2,210	2,510	79	4,799

(注) 公営住宅は着手ベース、特定優良賃貸住宅は認定ベース

(2) 住宅管理状況

ア 目的別内訳

(単位 戸)

年度	種別										
	一般	身障	低家賃	シルバー	母子	高齢・障害者等優先	改良	引揚	特公賃・特優賃	その他	合計
昭21～平26	9,253	212	171	538	120	2,058	685		425		13,462
平27	▲55					▲8			▲50		▲113
平28	▲1								▲34		▲35
平29	98										98
平30									▲80		▲80
令1	161	▲75	▲23	▲261	▲120	289	▲72		▲18	72	▲47
令2	265	19				22			▲164		142
合計	9,721	156	148	277		2,361	613		79	72	13,427

(注) 管理状況は各年度4月1日現在

イ 構造別内訳

(単位 戸)

木造	中層耐火	高層耐火	簡耐	準耐	耐火二階	合計
128	10,746	1,990	207	162	194	13,427

(3) 団地別管理戸数状況

(令和2年(2020年)4月1日現在)

No	団地名	所在地	管理開始年度	一般	障害	低家賃	シルバー	高齢・障害者優先	母子	改良	特公賃・特優賃	その他	合計	入居者負担額
1	大江	中央区大江4丁目15	S59	14				6					20	21,700～36,600
2	渡鹿	中央区渡鹿4丁目17・7丁目3	H5	42				22					64	23,000～68,000
3	宮内	中央区段山本町3	S31	1									1	1,700～3,300
4	菅原	中央区菅原町2・8	S33～36	66				24					90	14,000～41,300
5	本荘	中央区本荘5丁目15	H22	42				6					48	19,200～60,700
6	川鶴	中央区大江1丁目35	S48							80			80	4,000
7	新町	中央区新町4丁目9	S43	24									24	7,600～15,000
8	本山	中央区本山1丁目1	S51							30			30	5,000～8,000
9	南熊本	中央区南熊本1丁目9	S53	15				6					21	18,000～35,300
10	本荘東	中央区本荘2丁目6	S53	46				15					61	18,300～32,500
11	琴平	中央区琴平本町4	S54	76	6	21		18					121	17,200～30,200
12	九品寺第一	中央区九品寺5丁目10	S55	40				10					50	19,100～28,800
13	九品寺第二	中央区九品寺5丁目14	S55・S60	72				18					90	19,100～38,300
14	琴平第二	中央区琴平2丁目3	H1	48				16					64	21,800～43,500
15	古川町シティハウス	中央区古川町25	H6	18									18	24,300～63,400
16	江原	中央区春竹町春竹506	H7	24				7					31	27,200～53,400
17	橋出	中央区本荘町769	H7	24				8					32	25,700～50,500
18	世安	中央区世安町52	H10	99	2			8					109	23,100～64,500
19	エコウイング21	中央区紺屋町1丁目17	H13								24		24	61,000～91,000
20	大江第二	中央区大江2丁目16	R1	15	2			2					19	19,600～63,700
21	南熊本第二	中央区南熊本2丁目3	R1	64	5			11					80	18,600～61,400
22	黒髪	中央区黒髪4丁目6・14	H12	35	1								36	20,100～51,300
23	宇留毛	中央区黒髪6丁目17	S45～46							80			80	2,200
24	帯山	中央区帯山1丁目37	S60	44				12					56	20,300～37,400
25	出水	中央区水前寺公園16	H7～8	87			70	6					163	23,000～62,200
26	萩原	中央区萩原町9	S56～57	50									50	19,400～38,100
27	万石	北区清水万石4丁目7	H8	44	2			14					60	26,800～55,400
28	亀井	北区清水亀井町33・37	H9	36	1			17					54	23,500～58,200
29	堂の前	北区龍田6丁目4	H19	36				18					54	17,700～58,900
30	高平	北区高平2丁目8	S39～41	151				23					174	8,600～14,700
31	新地	北区清水新地5丁目・7丁目	S47～H5	864	36	24		204					1,128	10,600～66,000
32	楠	北区楠1～5丁目	S45～H28	979	25	22	143	231					1,400	9,100～63,500
33	武蔵ヶ丘	北区武蔵ヶ丘3丁目17	S49～50	64				16					80	12,800～21,800
34	大窪	北区大窪5丁目5	S56	120				30					150	18,600～36,600
35	上ノ窪	北区武蔵ヶ丘7丁目2・5	S58	94	10			15					119	20,200～40,200
36	楠第二	北区楠7丁目1	S63～H1	120				30					150	21,400～39,300
37	鹿子木	北区鹿子木町132	H8	94				38					132	22,500～59,000
38	弓削第2	北区龍田町弓削715	H10	45	2			6					53	23,700～62,700
39	下硯川	北区下硯川1671	H10	45	2			6					53	23,500～62,400
40	万石南	北区清水万石1丁目1・4	H10	46	1			22					69	22,900～59,500
41	コーポムサシ	北区龍田町弓削720	H14								30		30	50,000～65,000
42	田底	北区植木町田底480番地	S29	3									3	800～1,800
43	豊田	北区植木町豊田・今藤	H16～H25	70									70	17,800～45,300
44	菱形	北区植木町上古閑48番地1	S50	8									8	6,100～12,900

No	団地名	所在地	管理開始年度	一般	障害	低家賃	シルバー	高齢・障害者優先	母子	改良	特公賃・特優賃	その他	合計	入居者負担額
45	西宮原	北区植木町宮原	S57～H9	38									38	12,800～42,400
46	荻迫	北区植木町荻迫50番地3	H元	6									6	14,800～29,800
47	鏡田	北区植木町鏡田・滴水	S36～H7	50									50	15,100～40,100
48	舞尾	北区植木町舞尾732番地1	H8	8									8	21,300～44,400
49	田原	北区植木町平原521番地	H9・10	12									12	22,400～49,400
50	広住	北区植木町広住56番地1	H12	10									10	16,400～45,200
51	豊田南	北区植木町豊田454番地	H13	12									12	16,200～44,600
52	迫の下	北区植木町宮原598・600番地	S51									14	14	2,000
53	藤坂	北区植木町宮原771番地	S53									20	20	2,000
54	山本	北区植木町清水1066番地1	H28	12				6					18	16,000～52,700
55	北上	東区上南部3丁目31	H12	46	2			21					69	23,800～60,100
56	若葉	東区若葉2丁目11	S38～41							159			159	8,000～13,200
57	米第一	東区米町2	S39～41							96			96	8,000～13,200
58	米第二	東区若葉3丁目5	S42							66			66	8,000
59	託麻	東区西原2丁目7・3丁目2	H4～H24	314	2			103					419	18,000～64,800
60	東町	東区東町2丁目2	S49	168				42					210	11,700～20,800
61	東本町	東区東本町8	S50～53	100				28					128	14,100～28,200
62	長嶺	東区長嶺南3丁目10	S51～52	226		14		60					300	14,200～27,300
63	長嶺西	東区長嶺西1丁目6	S54	48				12					60	18,100～23,000
64	尾ノ上	東区尾ノ上1丁目19・22・29・34	S44～57	85		20		25		60			190	4,200～39,600
65	新南部	東区新南部2丁目1	S58	40				10					50	20,500～40,200
66	戸島	東区戸島西1丁目34・5丁目2	S58	108				27					135	20,700～39,000
67	東尾ノ上	東区尾ノ上2丁目24	S59	29				9					38	20,600～40,500
68	下南部	東区下南部2丁目5	S59～60	229				59					288	21,300～36,100
69	佐土原	東区榎町1	S60	44				11					55	20,600～41,500
70	東町桜	東区東町4丁目9	S60～61	160				40					200	20,700～43,600
71	月出	東区月出6丁目4	S61～62	156				39					195	22,100～45,400
72	桜北	東区東町4丁目4	S62	40				10					50	22,600～39,100
73	灰塚	東区尾ノ上3丁目13・14	S62	52				13					65	21,200～37,800
74	秋津	東区秋津町秋田3298	S63～H元	220				82					302	17,300～45,900
75	長嶺東	東区長嶺南7丁目1	H7	40				10					50	26,900～55,400
76	新南部第二	東区新南部5丁目3	H8	38				12					50	27,900～56,600
77	月出西	東区月出6丁目2	H8	36				18					54	29,200～58,900
78	小山	東区小山町625	H10	48				16					64	31,400～61,700
79	サンフラワーコーポ尾ノ上	東区尾ノ上2丁目14	H13									25	25	62,000～80,000
80	秋津第二	東区秋津3丁目17	R1	34	2								36	24,800～67,500
81	画図重富	東区画図町重富888	H18～20	234	5			71					310	16,800～57,500
82	野越	南区南高江4丁目1	S50～53	379		38		103					520	11,500～29,200
83	八幡	南区八幡9丁目3-6	S52～53	102				28					130	14,800～29,200
84	笛田	南区良町2丁目5	S54～55	48				12					60	16,800～34,400
85	横林	南区日吉1丁目4	S55	44				11					55	17,500～34,000
86	栗ノ内	南区日吉1丁目6	S55	151		9		40					200	17,700～31,400
87	野田	南区野田3丁目11	S57	120				30					150	18,600～37,800
88	田迎	南区出仲間7丁目6	S56	60				18					78	18,800～39,000
89	上ノ郷	南区上ノ郷町2丁目10・11	S58	59				17					76	20,300～38,100

No	団地名	所在地	管理開始 年 度	一般	障害	低家賃	シルバー	高齢・ 障害者 優先	母子	改良	特公賃・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
90	城南	南区南高江 7丁目 9	S58	28				11					39	20,600 ~ 30,000
91	日吉	南区南高江 1丁目 6	S60	72				18					90	21,600 ~ 40,500
92	薄場	南区薄場 2丁目 7・9 ~ 11	S61 ~ 62	89	2			25					116	17,900 ~ 52,400
93	銭塘	南区銭塘町 957-1	H22	7				7					14	18,300 ~ 58,000
94	土河原	南区土河原町 172	H5	24				12					36	26,400 ~ 51,900
95	合志	南区合志 1丁目 4	H7	81	2			6					89	20,100 ~ 58,100
96	南部中央	南区八幡 6丁目 9	H12	20	2		18	10					50	23,900 ~ 60,400
97	白藤	南区自藤 3丁目 4	H12 ~ 16・R1	366	14		46	59					485	19,000 ~ 64,100
98	鉾町	南区近見 8丁目 12	H13 ~ 15	189	6			15					210	23,900 ~ 61,900
99	廻江	南区富合町廻江 761	H25	20				10					30	16,600 ~ 54,000
100	国町	南区富合町 588 菰江 588	S 53 ~ 54	17									17	10,400 ~ 22,700
101	本町	南区城南町隈庄 287 番地 1	S58	2									2	13,000 ~ 25,500
102	塚原	南区城南町塚原 1727 番地 5	S55	16									16	11,300 ~ 22,200
103	萱木公営	南区城南町下宮地 947 番 1	S55	6									6	10,300 ~ 20,300
104	塚原Ⅱ	南区城南町塚原 161 の 2	S45	1									1	3,500 ~ 6,900
105	下宮地	南区城南町下宮地 198 の 2	H7	1									1	10,900 ~ 21,500
106	萱木小集落	南区城南町下宮地 1114 ~ 1118	S54 ~ 60									38	38	5,000
107	塚原第二	南区城南町塚原 186 番地 7・57 番地 3 ~ 6	H30	20									20	23,400 ~ 59,500
108	舞原第一	南区城南町舞原 394	R1	15	2			2					19	18,100 ~ 59,500
109	舞原第二	南区城南町舞原 247 ~ 249・ 251 ~ 252	R1	57	3								60	23,500 ~ 59,700
110	舞原第三	南区城南町舞原 165	R1	14	2								16	25,300 ~ 60,900
111	二本木	西区二本木 4丁目 1・2	S54							42			42	14,000
112	池田上の原	西区池田 2丁目 52・53	H16	34				9					43	16,600 ~ 58,000
113	上岩迫	西区池田 2丁目 55 ~ 57	H18	36				17					53	17,500 ~ 57,300
114	山下	西区池田 2丁目 33・38	H16	44				16					60	17,700 ~ 58,900
115	花園上の原	西区花園 5丁目 46	H8	38				22					60	23,800 ~ 61,300
116	花園	西区花園 6丁目 18・19・22 ~ 24・33	H9 ~ 11	146				64					210	19,200 ~ 64,100
117	石神	西区島崎 3丁目 21	H17	14				6					20	19,100 ~ 59,500
118	高橋	西区高橋 2丁目 6	H17	12				6					18	17,900 ~ 59,000
119	荒尾	西区島崎 7丁目 8・12・14	H15	55									55	18,500 ~ 59,300
120	半田	西區城山半田 2丁目 2	H14	58				29					87	17,700 ~ 59,100
121	団子原	西区島崎 5丁目 25	S54 ~ 55	44				22					66	16,500 ~ 36,400
122	小島	西区小島 7丁目 4	S58	48				12					60	19,900 ~ 41,000
123	池上	西区池上町 524	S63	131	3			36					170	18,700 ~ 43,200
124	上代	西区上代 8丁目 1・2	H元	120	5			25					150	21,700 ~ 41,700
125	井芹	西区花園 2丁目 14・5丁目 1	H2	96	5			19					120	22,800 ~ 48,000
126	温泉	西区河内町船津 3193	H2	22				9					31	26,200 ~ 65,500
127	上高橋	西区上高橋町 1丁目 9	H4 ~ 6	209	4			21					234	26,300 ~ 64,200
128	大塘	西區城山大塘 1丁目 15	H5	48				12					60	25,700 ~ 50,400
129	春日	西区春日 4丁目 19	H14 ~ 15	56				13					69	23,000 ~ 54,700
130	春日第二	西区春日 6丁目 4	H20	94									94	21,700 ~ 55,300
合 計				9,721	156	148	277	2,361		613	79	72	13,427	

(注) 家賃は入居基準内の本来入居者家賃額、特定優良賃貸住宅については基本家賃

(4) 住宅使用料

ア 入居者の収入基準及び収入超過者の家賃

(単位 円)

区 分	収 入 基 準						
一 般	158,000 円以下						
裁 量	214,000 円以下						
収入超過者の家賃	(本来家賃) + [(近傍同種の住宅の家賃) - (本来家賃)] × (収入に応じて設定される率)						
収入分位	政 令 月 収		率				
	下 限 値	上 限 値	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目～
5 (25.0 ~ 32.5%)	158,001	186,000	1/5	2/5	3/5	4/5	1
6 (32.5 ~ 40.0%)	186,001	214,000	1/4	2/4	3/4	1	1
7 (40.0 ~ 50.0%)	214,001	259,000	1/2	1	1	1	1
8 (50.0% ~)	259,001		1	1	1	1	1

(注) 改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

イ 収納状況

(令和元年度 (2019 年度))

種別 \ 区分	調定額 (円)	収入済額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
一 般 住 宅	2,979,163,200	2,928,893,150	50,270,050	98.31
改 良 住 宅	56,624,500	55,920,600	703,900	98.76
特定優良賃貸住宅	123,277,500	122,951,500	326,000	99.74
小集落改良住宅	3,000,000	2,959,000	41,000	98.63
単 独	44,924,050	44,740,150	183,900	99.59
現 年 度 計	3,206,989,250	3,155,464,400	51,524,850	98.39
過 年 度	230,566,413	49,893,220	150,922,843	21.64
合 計	3,437,555,663	3,205,357,620	202,447,693	93.25

家賃の収納率向上のため、滞納者に対しては、建物明渡しや家賃支払いを求める法的措置（訴訟・和解・強制執行）を実施している。

8 公共建築（建築保全課・営繕課・設備課）

公共建築物の長寿命化推進について

(1) 概要

本市では、高度成長期やバブル経済期等に整備された公共建築物について、今後の老朽化による更新の際に、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されていることから、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、建築物の長寿命化を推進していくこととしている。

(2) 公共建築物長寿命化指針

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、建築物の長寿命化を図るため、中長期的な視点に立って、基本的な考え方や具体的な取組方針を定めた「公共建築物長寿命化指針」を平成29年度に策定した。

ア 建築物の目標耐用年数

建築物の目標耐用年数を原則70年とする。

イ 長寿命化計画等の策定

建築物の機能・性能を長期にわたって良好に維持し、今後必要となる維持管理コストの財政的な調整を図るため、令和元年度に、施設ごとの個別長寿命化計画を策定した。

個別長寿命化計画は、施設（建築物）の計画的かつ適切な維持管理・保全の構築を目的に、施設の実状に応じた計画を作成している。

また、各個別長寿命化計画において、将来5年間に予定される長寿命化工事をとりまとめて、財政見通し等との調整を図った上で、実施計画を策定し、長寿命化工事を実施していくこととしている。

ウ 長寿命化工事

建築物を構成する部位や設備の耐用年数、特性等に応じた保全手法を設定し、適切な時期に防水や外壁改修、空調設備の更新等の性能維持を目的とした中規模改修工事や、全体的な性能向上を目的とした大規模改修工事を効率的かつ経済的に実施していくこととしている。

エ 施設点検の強化

建築物を安全かつ長期に使用していくためには、定期的を実施する法定点検のみならず、日常的に施設を管理している職員による点検を実施し、劣化状況に応じて修繕等を行うなど、適切に維持管理していくことが重要となる。そのため、施設管理者向けの日常点検マニュアルやチェックシートを整備し、職員研修の実施などを通じて、施設点検を強化するとともに、点検で得られた劣化情報を保全工事の優先度判定に活用できる仕組みを構築していくこととしている。

オ 長寿命化設計仕様の導入

公共建築物の新築や改築等の際には、建築物を長期間使用することを前提とし、イニシャルコストのみにとらわれず、ランニングコストも含めたライフサイクルコスト全体を考慮し、部材・機器の「耐久性」や「更新性」に加え、「可変性」や「維持管理のしやすさ」、「省エネ性能」など、将来の用途変更や維持管理コストの低減に配慮した設計を行うこととしている。

(3) 長寿命化推進に向けた取組

日常点検マニュアルを活用した職員研修を実施するなど、施設点検の強化に向けた取組を進めている。また、建築物の長寿命化を目的とした設計評価を導入するなど、指針の各種取組を通して建築物の長寿命化を推進していく。

9 道 路 (土木管理課)

(1) 市域内道路

(令和2年(2020年)4月1日現在)

種 別	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (%)	面積 (%)
国 道	103,813	1,040,284	0	0	103,813	1,040,284	100.00	100.00
国の管理	66,924	677,547	0	0	66,924	677,547	100.00	100.00
市の管理	36,889	362,737	0	0	36,889	362,737	100.00	100.00
県 道	347,260	2,684,771	404	792	347,664	2,685,563	99.88	99.97
主要地方道	108,413	1,118,608	0	0	108,413	1,118,608	100.00	100.00
一般県道	238,847	1,566,163	404	792	239,251	1,566,955	99.83	99.95
市 道	3,175,488	13,560,328	230,031	396,914	3,405,519	13,957,242	93.25	97.16
道 路	3,151,731	13,425,538	230,031	396,914	3,381,762	13,822,452	93.20	97.13
橋 梁	23,757	134,790	0	0	23,757	134,790	100.00	100.00

(注) 平成31年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積

国道(国の管理)については平成31年(2019年)4月1日現在の数値

(2) 市 道

ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の要衝であり、市域内の道路は、国道3号を縦軸に、国道57号を横軸として387号、266号、501号、208号並びに県道50路線が主要な幹線道路として走っている。

これらを補完して路線数12,534本、実延長3,405,519mの市道が市内を網羅している。

市域内道路の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ100%舗装されている。また、市道についても延長率で93.25%、面積率で97.16%と舗装も進んできている。

なお、道路幅員4m以上の舗装については、ほぼ100%完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む4m未満の道路についても積極的に整備を図っていく。

イ 推 移

種別 年度	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長 累計 (m)
	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (%)	面積 (%)	
平 27	3,089,285	13,561,789	281,182	572,925	3,370,467	14,134,714	91.66	95.95	2,803,610
平 28	3,137,196	13,600,843	242,453	470,890	3,379,649	14,071,734	92.83	96.65	2,814,152
平 29	3,152,548	13,387,565	236,872	422,089	3,389,420	13,809,654	93.01	96.94	2,907,425
平 30	3,161,380	13,464,664	233,620	410,919	3,395,000	13,875,583	93.12	97.04	2,967,449
平 31 (令元)	3,175,488	13,560,328	230,031	396,914	3,405,519	13,957,242	93.25	97.16	3,023,912

(注) 面積は車道面積

ウ 幅員別

種 別	幅 員	6.5m 以上	6.5 ~ 4.5	4.5 ~ 2.5	2.5 ~ 1.5	1.5 未満	計
	延 長 (m)	636,893	1,298,052	1,225,389	159,373	62,055	
面 積 (㎡)		6,423,825	6,964,077	4,556,918	320,522	62,356	18,327,698

(注) 面積は道路部面積、橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

年度 区分	平 27			平 28			平 29			平 30			平 31 (令元)		
	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)
認定	94	12,185.0	94,522.7	99	10939.1	69940.96	69	7524.1	40237.94	95	10,513.1	63,314.3	99	10,416.4	66,231.05
廃止	12	4,366.9	42,253.0	9	880.7	10743.4	4	1025.0	2594.10	7	889.2	4,292.0	9	1411.2	2677.65

オ 市道認定基準

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ア) 認定対象道路は、その起点又は終点の一方は常に道路法第3条に定める道路に接し、もう一方は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号から第5号に該当する場合を除き、道路法第3条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一方の道路は、2.7m以上の幅員を有すること。
- イ) 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6m以上であれば足りるものとする。
- ウ) 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる。
- エ) 認定対象道路が袋路状道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること。
 - ・公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの。
 - ・自動車の転回広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する5戸以上の家屋が存在すること。
- オ) 認定対象道路の一部分の形状が緊急の際の避難用道路又は歩行者のための連絡用道路（階段状の道路を含む。）の機能を有し、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合は、当該部分を市道に認定することができる。
 - ・有効幅員2.0メートル以上のものであること。
 - ・接続しようとする道路の横断方向から接続しているものであること。
 - ・袋路状でないこと。

カ 道路管理状況

業務の内容		年度	平 27	平 28	平 29	平 30	平 31 (令元)
一般管理	道路境界立会		733	884	1074	986	895
	道路境界承認		107	118	202	211	193
	市道の証明		129	28	29	27	88
	道路工事承認 (24条)		408	430	453	464	497
	開発行為の同意		240	194	246	290	263
	市道の認定廃止		106	108	73	102	108
	計		1,651	1,762	2,077	2,080	2,044
占用関係	占用許可申請		5,382	5,990	6,659	6,945	6,423
	(内占用料金が伴う申請)		(2,208)	(3,085)	(2,159)	(2,161)	(2,452)
	占用料金の徴収		2,756	2,853	2,126	2,147	2,422
			(303,782,704 円)	(312,857,320 円)	(310,613,988 円)	(371,072,580 円)	(393,548,867 円)
	道路掘削許可		2,873	2,937	3,450	3,568	3,652
道路交通制限		3,592	3,550	4,056	4,270	4,338	
計		14,603	15,330	16,291	16,930	16,835	

10 地籍調査 (土木管理課)

(1) 地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業は、市民及び公共財産の保全はもとより土地利用の高度化、まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に活用することを目的として、現地復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成している。

地籍調査は、土地行政の基本的な情報を整備する重要な施策であることに鑑み、令和2年度を初年度とする第7次国土調査事業十箇年計画を策定し、機能的で効率的な都市基盤整備を行うため、引き続き調査を進めていくものである。

実施状況 (土木管理課)

ア 旧熊本市管内 (実施中)

年度	実施面積 (km ²)	町 名 (実施当時)
平 2	0.90	健軍町の一部
平 3	0.87	帯山三丁目 帯山五丁目 健軍町の一部 京塚本町の一部 保田窪本町の一部
平 4	1.57	帯山四丁目 保田窪四丁目 保田窪五丁目 渡鹿九丁目 西原一丁目 保田窪本町の一部 新南部町の一部
平 5	2.84	新南部二丁目～新南部六丁目 下南部町 下南部一丁目～下南部三丁目 西原二丁目 西原三丁目 御領町 御領一丁目
平 6	3.28	長嶺町の一部 八反田一丁目 八反田二丁目 上南部町
平 7	2.72	長嶺町の一部 保田窪本町 帯山六丁目 新外二丁目～新外四丁目 月出一丁目～月出七丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目
平 8	2.55	御領六丁目 御領七丁目 長嶺町の一部 長嶺東五丁目～長嶺東八丁目 長嶺南八丁目 榎町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 佐土原一丁目
平 9	2.11	石原町 中江町 吉原町 花立五丁目 花立六丁目 桜木五丁目 桜木六丁目 佐土原二丁目 佐土原三丁目
平 10	1.65	長嶺町の一部 小山町の一部 秋津新町 昭和町 花立一丁目～花立四丁目
平 11	2.00	桜木一丁目～桜木四丁目 沼山津三丁目 沼山津四丁目 沼山津二丁目の一部 秋津町沼山津の一部 小山町の一部 長嶺町の一部
平 12	2.00	秋津二丁目 秋津三丁目 沼山津一丁目 東野一丁目～東野四丁目 秋津町秋田の一部 秋津町沼山津の一部 沼山津二丁目の一部 小山町の一部
平 13	1.76	尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 上京塚町 京塚本町の一部 上水前寺二丁目の一部 神水二丁目の一部 小山町の一部
平 14	1.40	健軍一丁目 健軍二丁目 健軍本町 神水二丁目の一部 小山町の一部
平 15	1.34	健軍三丁目 東本町の一部
平 16	1.89	鹿埴瀬町 平山町の一部 神園一丁目の一部 弓削町の一部 石原二丁目の一部
平 17	1.56	弓削町の一部 戸島西一丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
平 18	1.00	戸島西一丁目の一部 戸島西二丁目 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
平 19	1.03	戸島町の一部 戸島六丁目の一部 戸島七丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
平 20	0.63	戸島町の一部 戸島一丁目の一部 戸島七丁目の一部 戸島西五丁目の一部
平 21	0.23	戸島一丁目の一部 戸島七丁目の一部
平 22	0.34	戸島一丁目の一部 戸島二丁目の一部 戸島三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部
平 23	0.45	戸島二丁目の一部 戸島三丁目の一部 戸島四丁目の全部 戸島五丁目の一部 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部
平 24	0.17	東区戸島本町の一部 東区戸島二丁目の一部 東区戸島三丁目の一部 東区戸島五丁目の一部
平 25	0.48	東区戸島五丁目の一部 東区戸島六丁目の一部 東区戸島町の一部
平 26	0.13	東区戸島本町の一部 東区戸島六丁目の一部 東区戸島七丁目の一部
平 27	0.56	北区硯川町の一部 東区戸島町の一部 東区戸島六丁目の一部
平 29	0.32	中央区水前寺六丁目の全部
平 30	0.53	中央区上水前寺一丁目の全部・中央区水前寺五丁目の一部・中央区水前寺公園の一部
平 31 (令和)	1.04	東区戸島町の一部

イ 旧植木町管内（実施中）

年度 (平成)	実施面積 (km ²)	町 名（実施当時）
平1～平3	1.21	植木町広住
平2～平5	1.39	植木町植木・舞尾の一部
平2～平6	1.73	植木町滴水の一部
平3～平4	0.16	植木町清水の一部
平4～平6	0.60	植木町平野
平4～平7	0.77	植木町萩迫の全部・滴水の一部
平6～平8	0.43	植木町投刀塚
平6～平8	0.83	植木町一木
平6～平9	0.95	植木町鑑田の一部
平8～平10	0.89	植木町鑑田の一部
平8～平10	0.98	植木町岩野の一部
平10～平12	1.48	植木町岩野・味取の一部
平11～平13	1.00	植木町後古閑の全部・鞍掛の一部
平11～平13	1.26	植木町味取・内・山本の一部
平12～平14	1.24	植木町鞍掛・富応の一部
平13～平15	1.17	植木町大井の全部・亀甲の一部
平13～平15	1.09	植木町富応の一部
平14～平16	1.12	植木町今藤の全部・亀甲の一部
平15～平17	0.75	植木町豊田の一部
平15～平17	1.32	植木町豊岡の一部
平16～平18	0.70	植木町豊田の一部
平17～平19	1.45	植木町舟島・伊知坊
平17～平19	0.83	植木町平原の一部
平18～平20	1.38	植木町色出・米塚の一部
平18～平20	1.08	植木町鈴麦
平19～平21	1.02	植木町正清・米塚の一部
平19～平21	1.00	植木町豊岡の一部
平20～平22	1.03	植木町正清の一部・宮原の全部
平20～平22	1.22	植木町轟の一部
平21～平23	1.22	植木町田底
平21～平23	1.31	植木町轟の一部
平22～平24	0.94	北区植木町正清の一部
平22～平24	0.70	北区植木町上古閑・円台寺の一部
平23～平24	0.89	北区植木町色出の一部
平23～平24	0.71	北区植木町木留の一部
平23～平24	0.32	北区植木町大和
平24～平25	1.25	北区植木町平井
平24～平26	1.10	北区植木町辺田野
平25～平26	1.33	北区植木町亀甲の一部
平25～平27	0.35	北区植木町有泉の一部
平25～平27	0.27	北区植木町木留の一部
平27	1.01	北区植木町有泉・小野・石川の一部
平29	0.70	北区植木町古閑の全部・有泉の一部
平30	0.81	北区植木町清水・上古閑・木留の一部
平31（令元）	1.10	北区植木町清水・上古閑・木留の一部

ウ 旧富合町管内（完了）

年度	実施面積 (km ²)	町名
昭 46	2.38	富合町木原・平原の一部
昭 47	3.45	富合町杉島・釈迦堂・大町・廻江・小岩瀬の一部
昭 51	0.95	富合町国町・菰江・碓江・田尻・志々水・古閑・清藤の一部
昭 55	1.20	富合町三拾町・榎津・平原・南田尻・田尻・古閑・志々水・清藤・廻江・新の一部
昭 63	1.65	富合町小岩瀬・上杉・大町・菰江・莎崎・国町の一部
平元	0.75	富合町榎津・木原・大町の一部

エ 旧城南町管内（完了）

年度	実施面積 (km ²)	町名
昭 42	2.70	城南町赤見・高
昭 43	5.84	城南町丹生宮・永・千町・坂野
昭 44	3.77	城南町碓・今吉野・六田・島田
昭 45	4.78	城南町出水・築地・舞原・宮地
昭 46	4.41	城南町隈庄・下宮地・沈目・陳内・阿高の一部・東阿高の一部
昭 47	2.80	城南町阿高の一部・東阿高の一部
昭 50	4.69	城南町藤山・東阿高の一部
昭 51	1.73	城南町鱒瀬の一部
昭 59	1.79	城南町鱒瀬の一部
昭 60	1.16	城南町塚原・東阿高の一部

(2) 都市再生地籍調査事業（土木管理課）

都市再生地籍調査事業は、地籍調査の進捗が他の地域と比べ遅れている都市部において、後続の地籍調査に先行して官民境界を調査し、都市部における地籍調査の重点的な地籍整備を促進し、街区調査図及び街区整理簿を作成している。

官民境界等先行調査は、通常の地籍調査よりも広範囲での調査が可能であり、境界が明らかになっている地域では、大規模災害時に官民境界が速やかに復元されるため、道路やライフライン等の復旧や都市再生事業等が迅速に行うことができ、防災マップの作成など市民生活に密接に関係することにも大きく役立てることができるものである。

実施状況

旧熊本市管内（実施中）

年度	実施面積 (km ²)	町名
平 24	0.30	中央区水前寺六丁目
平 25	4.01	中央区九品寺二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大江本町、本荘二丁目、白山一丁目、二丁目、岡田町、菅原町、国府一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、国府本町、出水二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、南区田井島一丁目、田迎六丁目、出仲間九丁目の全部、中央区出水一丁目、七丁目、八王寺町の一部
平 26	2.50	中央区帯山一丁目、二丁目、水前寺一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、上水前寺一丁目、新大江三丁目、神水一丁目、保田窪一丁目、二丁目の全部、水前寺公園の一部、東区保田窪二丁目の全部
平 27	2.36	中央区大江一丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、新大江一丁目、二丁目、渡鹿一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、白山三丁目の全部、大江二丁目の一部、東区渡鹿八丁目、新南部一丁目の全部
平 29	0.34	中央区新屋敷一丁目・二丁目の全部
平 30	0.89	中央区新屋敷三丁目・九品寺一丁目・本荘一丁目・三丁目・四丁目・南熊本一丁目・二丁目の全部 中央区神水本町・東区神水本町の全部
平 31 (令元)	0.57	中央区黒髪一丁目・黒髪三丁目・室園町の全部 中央区黒髪四丁目の一部・北区室園町の一部

1 1 自転車対策（土木管理課 自転車対策室）

概要

自転車の路上等への放置を解消するため、駐輪場の整備を図るとともに、指導員による駐輪マナーの指導・啓発及び放置自転車の撤去等を行う。

駐輪対策事業

ア 自転車駐車場の整備

放置自転車は、歩行者等の通行障害、自転車盗の誘発、都市景観の悪化などを引き起こす一因として、全国的な社会問題となっている。このような中、本市では、放置自転車の解消と環境にやさしい乗り物である自転車の利用促進のため、その受け皿となる駐輪場の整備を進めている。

市域における駐輪場の整備状況、収容台数の推移

区分 年度	市 営		民 営		合 計	
	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数
平 26	24	7,693	13	3,397	37	11,090
平 27	25	7,998	13	3,439	38	11,437
平 28	26	8,434	13	3,439	39	11,873
平 29	28	8,648	13	2,886	41	11,534
平 30	28	8,648	13	2,886	41	11,534
令元	26	8,452	13	2,579	39	11,031

イ 放置自転車対策

自転車利用のマナー指導・啓発を行うとともに、「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策に関する条例」に基づき、放置禁止区域内の放置自転車は、警告札を貼付けた後、原則として即撤去、また、区域外は注意札を貼付け、一週間後に撤去している。

放置自転車の移動・保管・返還

区分 年度	移動・保管実施回数	移動・保管台数	返還台数
平 26	180	4,045	1,573
平 27	180	3,752	1,308
平 28	180	3,680	1,383
平 29	180	3,119	1,191
平 30	180	2,746	1,042
令元	180	2,483	1,045

1.2 公共用地取得（用地調整課）

(1) 用地取得

熊本市は、市民の福祉の増進や住みよいまちづくりの推進のために様々な公共事業を行っており、そのために必要な用地の取得を行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地（用地）だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。市民の財産を公共の用に供するためには、憲法29条3項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって、熊本市は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。加えて、適正な用地事務の執行を図るため、熊本市用地事務取扱要綱等用地取得マニュアルも定めており、公共用地取得の公正、透明性をより一層高めることに努めている。

また、土地収用法の適用に関する方針を定め、都市基盤施設整備の前提となる公共用地の取得を円滑に推進するため、土地収用制度を適切に活用し、公共事業の事業推進を図っている。

(2) 補償金算定

補償金の算定については、次のとおり行っている。

- ・ 土地の補償・・・土地価格の算定にあたっては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価価格を周辺の土地の取引事例からの比準価格、地価公示地からの比準価格により検証し、適正な価格で補償している。
- ・ 建物の補償・・・土地と建物の位置関係、事業の計画線と建物の位置関係により、移転工法を認定し適正な補償額を算定して補償している。

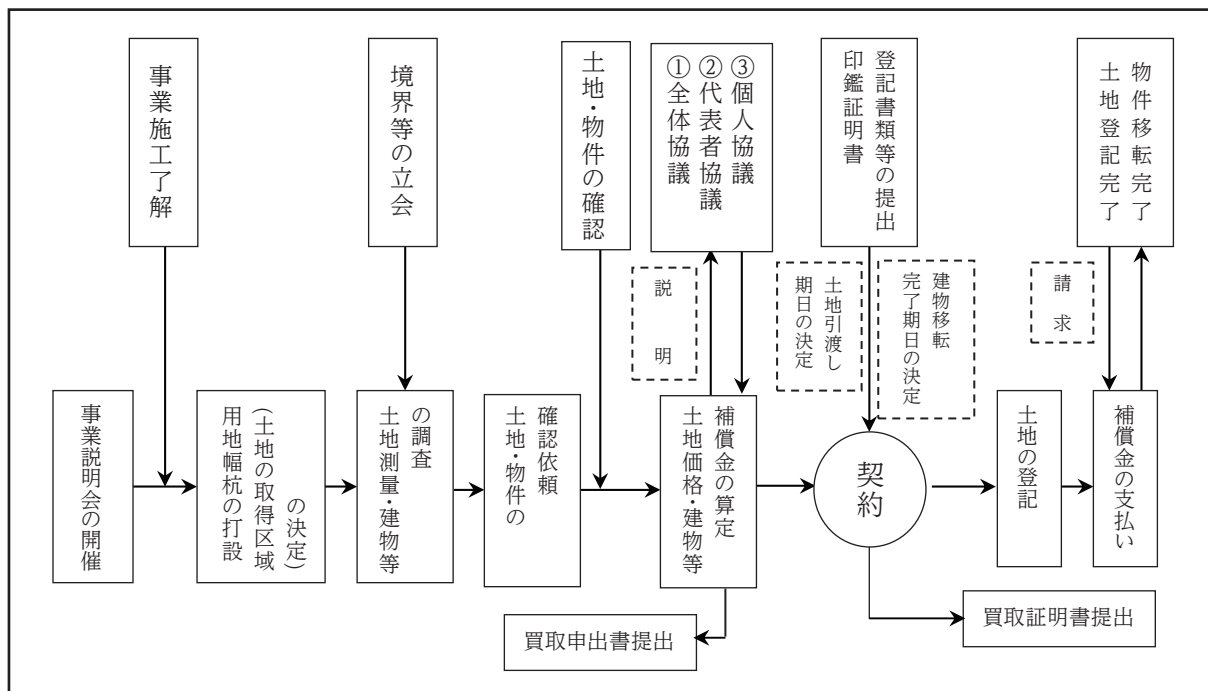
(3) 契 約

本市の用地取得は任意取得を基本として行っており、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業にご協力いただいた場合、租税特別措置法に基づき税法上の優遇措置を受けることができる。

（一部適用されない場合もある。）

(4) 用地補償の流れ



13 河川（河川課）

本市には、中心市街地を流れる白川・坪井川をはじめ、緑川・加勢川等国や県が管理し整備が進められている大きな河川がある。都市化に伴う雨水流出量の増加や近年の集中豪雨の局所化・激甚化による浸水被害を軽減するため、本市ではそれらの河川に流れ込む中小河川や排水路の整備等、流域全体による治水対策を実施している。

（1）広域河川改修事業

本市では、市街地の拡大とともに浸水被害が多発していた健軍川・藻器堀川・保田窪放水路・万石川・兎谷川・麴川・鶯川の7河川を「都市基盤河川改修事業」として改修事業を進めてきたが、平成24年度の権限移譲に伴い、「広域河川改修事業」として整備を進めている。そのうち、万石川・兎谷川については、既に整備が完了している状況である。また、この7河川のほかに「加勢川の一部（江津湖を含む）」についても権限移譲により管理を行っている。

（2）流域貯留浸透事業

「流域貯留浸透事業」とは、学校や公園などの公共施設等において雨水貯留施設等を整備することにより、雨水の河川への流出を抑制し、河道への負担軽減を目的とした事業であり、健軍川流域にて学校グラウンドによる雨水貯留事業を実施している。また、鶯川流域においては、既存調整池の掘削により貯留量を増加させる事業を実施している。

（3）準用河川改修事業

本市が管理する準用河川のうち、天明新川・谷尾崎川については、「準用河川改修事業」として、河道改修や排水機場等の整備が完了した。現在は、旧天明新川の河道拡幅等の整備を実施している。

（4）浸水解消対策事業

河川の水位上昇等により自然排水が困難で浸水被害が発生している地域については、「浸水解消対策事業」として、排水機場や排水路等の整備を行うことで、浸水被害の軽減を図っている。

（5）雨水流出抑制対策

市街地及びその周辺部では、急速な都市化に伴い、雨水流出量が増加する「都市型水害」が発生している状況である。

このため、雨水貯留施設や調整池などの施設整備と適切な維持管理を行うとともに、道路側溝や河川への急激な雨水流入の軽減と地下水のかん養に有効な雨水浸透柵の設置について費用を補助する「雨水浸透柵設置補助制度」を設け、同制度を活用した設置普及を促進している。

雨水浸透柵設置状況

（令和2年（2020年）3月31日現在）

H27		H28		H29		H30		H31 (R1)	
件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数
71	150	23	49	17	50	9	18	7	22

このように本市の治水対策は、国・県と連携を図りながら、河川氾濫防止を目的として河川環境や地域づくり等に配慮した河川整備を行っている。また、これと併せて、内水対策や雨水流出抑制等を実施し、総合的な治水対策を進めている。

市域の主要河川状況

水系	河川名	級別	流域面積 (km ²)	河川延長 (km)	改修 着手年	摘要
白川	白川	1級	480	74	昭31	国土交通省管理（直轄区間 17.3km）
	緑川	1級	1,100	76	大14	国土交通省管理（直轄区間 30.8km）
緑川	加勢川	1級	254	13	大14	国土交通省管理（直轄区間 13.1km）
				7.6	昭37	市管理
	無田川	1級	1.0	2.3	—	県管理
	木部川	1級	20	4.9	平4	〃
	天明新川	1級	6.5	12	昭54	〃
		準用	3.1	2.5	平元	市管理
	高良川	1級	1.9	1.5	—	県管理
	内田川	1級	6.5	4.2	昭50	〃
	矢形川	1級	38	14	〃48	〃
	木山川	1級	100	17	〃62	〃
	秋津川	1級	32	6.2	〃44	〃
	鶯川	1級	2.8	1.5	平7	市管理（広域河川改修事業）
	健軍川	1級	15	7.0	昭47	〃 〃
	藻器堀川 （本川）	1級	2.8	6.3	〃	〃 〃
	保田窪 放水路	1級	5.3	1.3	〃	〃 〃
	浜戸川	1級	122	59	〃7	国土交通省管理（直轄区間 4.9km）
	潤川	1級	18	5.7	〃60	県管理
	安永川	1級	—	1.1	—	〃
		準用	—	1.0	—	市管理
	五双川	準用	—	0.8	—	〃
	仁子川	1級	—	1.9	—	県管理
		準用	—	4.6	—	市管理
	谷郷川	1級	—	2.0	—	県管理
	錦郷川	1級	—	5.8	—	〃
	滑川	1級	—	2.2	—	〃
		準用	—	3.8	—	市管理
	旧天明 新川	準用	10	7.5	平24	〃（準用河川改修事業）
	西迫川	準用	—	0.8	—	市管理
	赤迫川	準用	—	0.6	—	〃
	柿田川	準用	—	1.2	—	〃
東迫川	準用	—	0.8	—	〃	
逆瀬川	準用	—	1.2	—	〃	
御領川	準用	—	1.0	—	〃	
島田川	準用	—	3.5	—	〃	

水系	河川名	級 別	流域面積 (km ²)	河川延長 (km)	改 修 着手年	摘 要
菊池川	合 志 川	1 級	205	22	昭 28	国土交通省管理（直轄区間 10.1km）
	木 葉 川	1 級	50	12	〃 21	県管理
	神の木川	1 級	23	2.0	〃 52	〃
	千 田 川	1 級	4	7.4	〃 49	〃
		準用	—	1.3	—	市管理
	宮 原 川	1 級	3.2	5.2	昭 47	県管理
	豊 田 川	1 級	14	7.1	〃 37	〃
	夏 目 川	1 級	4.5	2.0	〃 60	〃
	小 野 川	1 級	4	3.2	〃 48	〃
		準用	—	1.5	—	市管理
	中 谷 川	1 級	—	2.2	—	県管理
		準用	—	1.1	—	市管理
	上 生 川	1 級	20	4.5	昭 37	県管理
	菖 蒲 川	準用	—	0.7	—	市管理
	小 畑 川	準用	—	1.0	—	〃
	大 平 川	準用	—	1.0	—	〃
	馬 瀬 川	準用	—	0.6	—	〃
	下岩野川	準用	—	1.8	—	〃
	大 井 川	準用	—	1.0	—	〃
	白 水 川	準用	—	1.5	—	〃
服 部 川	準用	—	0.5	—	〃	
野 間 川	準用	—	0.3	—	〃	
長 谷 川	準用	—	0.3	—	〃	
小 園 川	準用	—	1.2	—	〃	
北 井 川	準用	—	1.5	—	〃	
坪井川	坪 井 川	2 級	85	23	〃 33	県管理
	井 芹 川	2 級	57	15	〃 39	〃
	堀 川	2 級	43	11	〃 53	〃
	西 浦 川	2 級	5.0	2.1	—	〃
	西 谷 川	2 級	13	3.6	—	〃
	立福寺川	2 級	5.3	1.7	—	〃
	万 石 川	2 級	1.9	1.2	昭 47	市管理
	兔 谷 川	2 級	1.7	0.8	〃 47	〃
	麴 川	2 級	3.1	1.7	〃 51	〃（広域河川改修事業）
	谷尾崎川	準用	2.3	1.3	〃 54	市管理
	前 川	準用	—	0.8	—	〃
鎧 田 川	準用	—	1.8	—	〃	
唐人川	唐 人 川	2 級	—	3.0	—	県管理
単独	河 内 川	2 級	20	6.6	—	〃
	千間江湖	2 級	2.2	4.7	昭 40	〃
	除 川	2 級	6.0	3.3	〃 42	〃

※記載数値は、河川整備計画（工事实施計画）を記載。未策定河川は、河川（準用）現況調査延長を適用。

※流域面積及び河川延長が 10 以上の場合は、四捨五入した数字を記載。

1.4 公園緑地（公園課）

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの“つとめ”であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

令和2年（2020年）4月1日現在の市の都市公園等の整備状況は、1,056カ所、714.70haである。このほか、民有地等を借地した72カ所、5.89haの「まちの広場等」を供用している。

今後の公園施策については、適正な維持管理に力を入れることで、整備された公園の有効活用を促進し、新規整備においては市民一人当たりの公園面積の公平性を図るなど、今までの量的な取り組みを緩やかに継続させながら質の向上を図り、利用される地域住民とともに公園を豊かに育てていくことが重要と考え、施策方針として次の3つを掲げた。

1 適正な維持・管理の推進

公園を地域の共有財産と位置づけ、公園愛護会等のボランティア団体や地域住民、学校、企業等と行政との協働により大切に維持・管理する。

2 時代のニーズに対応した利用したい公園への再生

高齢者や障がいのある人への対応、健康増進、子育て支援や多世代交流、子どもたちの成長支援の機能等を付加することで、時代のニーズに対応した誰もが使いやすく利用したい公園への再生に取り組む。

3 重点的な公園づくり

住区基幹公園（住民にもっとも身近な街区公園・近隣公園・地区公園）の一人当たり面積が著しく低い校区については、財政計画と整合を図りながら、市民参画による新たな公園づくりを重点的に進める。

都市公園等の整備状況

（令2（2020年）.4.1現在）

種別	都市計画決定					②都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの（①+②）			備考
	計画決定		①供用			箇所数	面積（㎡）	箇所数	面積（㎡）	1人当たりの面積（㎡/人）	
	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（㎡）	供用率（%）						
街区公園	175	41.41	175	424,057	102	757	565,167	932	989,224	1.34	
近隣公園	28	46.50	27	395,289	85	2	31,860	29	427,149	0.58	
地区公園	8	39.50	8	390,156	99	-	-	8	390,156	0.53	
総合公園	3	81.60	3	802,166	98	2	229,664	5	1,031,830	1.40	
運動公園	3	123.50	2	1,120,219	91	1	33,008	3	1,153,227	1.56	※1
特殊公園（風致）	3	15.50	3	171,612	111	4	249,813	7	421,425	0.57	※2
特殊公園（歴史）	6	9.00	6	75,826	84	10	227,680	16	303,506	0.41	
広域公園	1	126.90	1	1,255,706	99	-	-	1	1,255,706	1.70	※3
緑地	14	214.84	14	563,537	26	38	259,417	52	822,954	1.12	
墓園	3	36.30	3	351,906	97	-	-	3	351,906	0.48	
都市公園合計	244	735.05	242	5,550,474	76	814	1,596,609	1,056	7,147,083	9.69	
まちの広場	-	-	-	-	-	72	58,981	72	58,981	0.08	
その他	-	-	-	-	-	7	14,794	7	14,794	0.02	
合計	244	735.05	242	5,550,474	75	893	1,670,384	1,135	7,220,858	9.79	

（※1）熊本県立総合運動公園含む

（※2）熊本県管理の本妙寺山緑地公園、万日山緑地公園含む

（※3）総合体育館、江津湖湖面含む

（注1）人口（推計人口）は、令和2年（2020年）4月1日現在の人口737,598人

（注2）都市計画決定された供用面積には、都市計画決定されていない供用面積を一部含む

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度	H28			H29			H30			H31 (R元)			R2		
	区分	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)
利用中の 街区公園	862	95.78	1.29	874	96.17	1.30	887	97.21	1.32	912	98.43	1.33	932	98.92	1.34
利用中の 全公園	985	703.70	9.51	997	704.08	9.54	1,010	705.14	9.55	1,035	706.36	9.57	1,056	714.70	9.69

15 土木センター（土木総務課）

地域に密着した土木行政を実現するため、東区土木センター、中央・西区土木センター（河内分室含む）、南区土木センター（城南地域整備室含む）、北区土木センター（植木地域整備室含む）を設置し、道路・河川・水路（市街化区域内）・公園の財産管理、新設改良及び維持管理を行っている。また道路パトロールや橋梁の定期点検を実施するなど、計画的かつ適切な維持管理に取り組んでいる。

私道については昭和52年度から私道整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。（熊本市私道整備補助金交付規則）

また、平成29年度から私道復旧補助金制度を設け、平成28年熊本地震で被災した私道の復旧工事を対象に補助金を交付し、震災からの復旧支援を行っている。（熊本市私道復旧補助金交付要綱）

名称	所在地	連絡先
東区土木センター	熊本市東区佐土原3丁目1-65	096-367-4360
中央・西区土木センター	熊本市西区蓮台寺5丁目7-1	096-355-2936
河内分室	熊本市西区河内町船津2069-5(河内まちづくりセンター内)	096-276-1115
南区土木センター	熊本市南区富合町清藤405-3(南区役所内)	096-357-4154
城南地域整備室	熊本市南区城南町宮地1050(城南まちづくりセンター内)	0964-28-2133
北区土木センター	熊本市北区鹿子木町66	096-245-5050
植木地域整備室	熊本市北区植木町岩野238-1(北区役所内)	096-272-1115

(1) 業務内容

- ・道路・河川・水路・公園の財産管理
- ・道路の交通安全施設工事
- ・災害復旧事業
- ・道路台帳及び地籍調査の成果の写しの交付
- ・道路・河川・水路・公園の新設改良及び維持管理
- ・私道の整備補助
- ・事業に必要な用地の買収及び補償
- ・公園の除草・清掃業務

(2) 私道の整備補助状況

年度	件数	側溝延長 (m)	舗装面積 (㎡)	防護柵 (m)	補助額 (千円)
H27	14	137.0	2,540.0	0.0	13,307
H28	11	129.0	1,980.0	0.0	13,830
H29	8	70.0	2,003.0	0.0	12,991
H30	10	372.0	2,830.8	11.0	15,931
H31 (R1)	21	57.2	2,947.5	0	20,614

1.6 宅地復旧支援（震災対策課）

熊本地震では、人家に隣接する自然斜面の崩壊や人工斜面の損壊などが発生した。また、民間宅地においても、液状化や大規模な地すべり、擁壁の崩壊などが発生し、地盤沈下や地割れなどによる家屋の損壊や傾斜などの被害が発生している。これらの宅地を復旧し二次災害を防ぐことで、被災者の早急な生活再建を支援していく。

(1) 公共事業による復旧

① 宅地耐震化推進事業

ア 宅地液状化防止事業

熊本地震において液状化現象により家屋等への被害が発生した区域について、液状化現象による再度災害を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と宅地等との一体的な液状化対策を図る。

液状化現象による公共施設や宅地に顕著な被害があった3,000㎡以上の一団の区域かつ区域内の家屋が10戸以上の区域について、平成28年度より基礎調査を実施し、事業実施2地区の対策工法の検証等を進め、平成30年度から液状化防止工事を行っている。

イ 拡充制度事業

熊本地震により小規模な宅地にも甚大な被害が発生し、既存擁壁の崩落や損壊が多数あることから、余震や降雨等による二次災害によって避難路等に影響を及ぼす擁壁の復旧や宅地被害の拡大を防止し、もって被災者の早急な生活再建の支援を図る。また、市が行う直接施工は地盤調査、設計及び対策工事を進めている。

◆事業対象の要件

1. 既存擁壁（石積みやコンクリート造）の崩壊や損壊により、補強や再構築による対策が必要なもの
2. 盛土の高さが2m以上
3. 盛土の上に家屋が2戸以上
4. 盛土がある擁壁の前に避難路（道路）、鉄道、河川がある
5. 復旧工事を行っていない

※市が行う直接施工と所有者等が行う間接施工がある。

※対象となる工事に係る自己負担なし。

公共事業による復旧 事業着手率（令和2年（2020年）4月30日現在）

対象地区数 (A)	工事着手地区数 (B)	事業着手率 (B / A)
238 地区	221 地区	92.9%

※令和元年度に完了した災害関連地域防災がけ崩れ対策事業及び大規模盛土造成地滑動崩落防止事業を含む。

(2) 熊本地震復興基金による復旧

① 宅地復旧支援事業

熊本地震の発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者などに対し、対象工事費（既に復旧した工事及びこれに関する調査費・設計費を含む）の一部を補助するため、申請受付及び申請に伴う窓口相談等を行い、被災者の早急な生活再建を支援する。（令和元年度末で申請受付を終了。今後は、当該年度末までに申請の意思が示された案件に限り受付を行う。）

◆補助対象工事及び支給額

1. のり面の復旧工事
2. 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、排水施設設置工事を含む）
3. 地盤の復旧工事
4. 住宅建屋などの直下における地盤改良工事（液状化したと見られる区域に限る）
5. 住宅基礎の傾斜修復工事（基礎の沈下や傾斜を修復する工事）
6. 支給金額（補助額）は、対象工事費より50万円を控除した額に3分の2を乗じた額。
（対象工事費が1,000万円を超える場合は633万3千円を限度として支給。）

事業進捗率（令和2年（2020年）4月30日現在）

受付件数 (A)	完了件数 (B)	事業進捗率 (B / A)
2,492 件	2,212 件	88.8%

1.7 住宅再建支援（震災住宅支援課）

(1) 災害公営住宅の整備

熊本地震により住宅を失った方で住宅再建が困難な方に恒久的な住まいへの移行を支援するため、災害公営住宅の整備を次のように計画。

ア 災害公営住宅の整備場所及び戸数

- | | |
|------------|-------|
| ①南区城南町塚原 | 20 戸 |
| ②南区城南町舞原 | 19 戸 |
| ③南区城南町舞原第2 | 60 戸 |
| ④中央区大江2丁目 | 19 戸 |
| ⑤南区白藤3丁目 | 76 戸 |
| ⑥東区秋津3丁目 | 36 戸 |
| ⑦南区城南町舞原第3 | 16 戸 |
| ⑧中央区南熊本2丁目 | 80 戸 |
| 計8団地 | 326 戸 |

イ 災害公営住宅の完成予定時期

アのうち①～③は、平成31年（2019年）3月までに完成、④～⑧は、令和元年（2019年）11月までに完成。

(2) 民間賃貸住宅借上げ制度（平成28年度～令和2年度）

災害救助法に基づき、平成28年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対し、熊本市が民間賃貸住宅を借り上げ、みなし応急仮設住宅として無償で提供するもの。

ア 供与期間

最長2年間

ただし、供与期間満了までに退去できないやむを得ない理由がある場合は、最長1年間の供与期間延長を実施している。また1年間の延長をもってして、なお退去できないやむを得ない理由がある場合は、最長1年間の供与期間再延長も実施している。

イ 申込期限

平成29年3月31日

ただし、個別の事情により期限までに申込みができない旨の「理由書」の提出がある場合は、平成29年5月31日まで申込みを受け付けた。

ウ 本市の負担

- ・家賃
- ・礼金（家賃の1ヶ月分を限度）
- ・仲介手数料（家賃の0.54ヶ月分を限度、R1.10月以降に更新される契約については家賃の0.55ヶ月分を限度）
- ・退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分を限度）
- ・火災保険等損害保険料

消 防

1	概 況	347
2	火 災 統 計	351
3	救 急 ・ 救 助 統 計	352
4	消 防 広 報	353
5	予 防	353
6	緊 急 通 信 状 況	356
7	消 防 水 利 状 況	356
8	消 防 団	356

1 概況

本市の自治体消防は、昭和23年3月の消防組織法施行に伴い、同年4月に「熊本市消防本部」を市庁舎内に設置して消防事務を開始したのがその始まりであり、以来、幾多の制度や機構の改編を経て、現在では、市民に最も身近な消防機関として、消防業務を実施している。

消防局では、近年の複雑化・大規模化する各種災害に対応するため、各種装備、資機材等の整備や、多様化する市民のニーズに応えることのできる高度な知識・技術・行政スキルを持つ精強な消防職員の育成など、ハード・ソフト両面にわたる消防力の強化を図っている。

また、「自分の身は、自分で守る」を防災の基本コンセプトとし、自主防災クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動支援や市民への応急手当等の普及啓発など、市民・地域（企業）・行政が三位一体となった「災害に強いまちづくり」を積極的に推進している。あわせて、明治以来、歴史ある消防団は、地域における消防防災の要であり、常備消防との連携のもと、活動拠点施設、車両、装備等の整備を図りながら、訓練や研修を行い地域の防災リーダーとしてその充実強化に努めている。

消防局は平成26年4月に上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の常備消防事務を受託し、本市だけではなく近隣町村の住民への更なる消防サービスの充実強化を図っているほか、平成28年4月1日の熊本市北消防署の運用開始をもって本市域の1区1消防署体制を確立し、各区において消防署・区役所・地域（消防団）の連携を強化しているところである。

加えて、本年度から管内の119番通報を一括処理する新たな「指令管制システム」の運用を開始し、市民ニーズへの迅速な対応、そして、大規模災害時への対応も想定した消防機能の充実を図ったところである。

今後も市民の「安全・安心な暮らしの確保」に向け、本市の消防・防災体制の充実強化に努めていきます。

(1) 令和2年度（2020年度）熊本市消防局主要事業

ア 火災予防対策の推進

(ア) 市民への広報・啓発

- ① 人為的ミスによる火災を防ぐための広報啓発活動を推進する。
 - ・ SNS等を活用した積極的な広報啓発の実施
- ② 住宅防火対策を推進する。
 - ・ 住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の啓発
- ③ 市民への防火・防災啓発を推進する。
 - ・ 自主防災クラブ、幼少年消防クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動支援
- ④ 新体験型防災学習を推進する。
 - ・ 新たな体験型学習機材の導入
 - ・ 関係部局と連携した新体験型防災学習の拡充
- ⑤ 防火対象物の防火安全対策を推進する。
 - ・ 違反對象物に対する是正措置の実施
- ⑥ 市民の安全を確保するための予防体制の充実強化を図る。
 - ・ 予防技術資格者の育成及び知識・技術の伝達
 - ・ 保安3法、危険物規制、違反処理、火災調査等の専門的な知識を有する職員の拡充

イ 消防体制の充実強化

(ア) 消防機能の充実

- ① 消防力強化のため、消防署所の適切な管理や各種消防車両・資機材等の計画的な更新を進める。
 - ・ 被災した消防庁舎等の早期復旧
 - ・ 西消防署のあり方、整備方針等の検討
- ② 1区1消防署体制の円滑な運用を推進する。
 - ・ グループ業務制の推進による効率的な事務処理体制の構築
 - ・ 消防団、防火協力団体、関係部局等との更なる連携強化
 - ・ 任務に必要な有資格者の積極的な活用

- ③ 指令管制業務の充実強化を図る。
 - ・ 消防指令管制システムの維持管理
 - ・ 119番通報時の口頭指導の推進
- ④ 耐震性を有した消防水利を計画的に配置する。

(イ) 救急救助体制の充実

- ① 救急救助等に関する研修や資格取得など、人材育成による消防技術の向上や資機材の整備等を推進する。
 - ・ 各種研修による職員の育成及び能力向上
 - ・ 警防体制の強化に繋がる方策の検討
 - ・ 警防活動上必要な資格、免許等の計画的な取得
 - ・ 救命率向上に資する資機材の配備
 - ・ 救急隊員の労務管理の推進
- ② 医療機関との連携による救急業務の質の向上を図る。
 - ・ 指導救命士、救急救命士及び救急有資格者への教育体制の強化
 - ・ 救急ワークステーションによる医療機関との連携強化
 - ・ 医療機関と連携した救急活動検証の推進
- ③ 災害対応体制を強化する。
 - ・ 特殊災害（テロ災害等）への対応体制の強化
 - ・ 大規模災害等での情報収集体制の強化
 - ・ 感染症患者への対応体制の強化
 - ・ ドローンを活用した災害対応体制の整備
- ④ 国際会議等に備えた消防体制の強化を進める。

(ウ) 広域的な災害対応体制の強化

- ① 緊急消防援助隊の応援及び受援体制の充実
 - ・ 緊急消防援助隊訓練等を通じた広域応援体制の充実及び連携強化
 - ・ 国、県、関係機関等と連携した受援体制の充実強化
- ② 国際消防救助隊訓練を通じた救助技術の向上及び関係機関との連携強化
- ③ 消防広域化等の取組の検討を行う

ウ 地域の災害対応力の強化

(ア) 消防団の体制強化

- ① 消防団（消防団員及び機能別消防団員）への入団促進を図る。
 - ・ 新規団員の確保等に関する取組の積極的な展開
 - ・ 消防団協力事業所表示制度の普及促進
 - ・ 機能別消防団員（「防災サポーター」）の育成指導
- ② 消防団活動の充実強化を推進する。
 - ・ 消防団員の処遇改善
 - ・ 消防団の訓練研修の強化
 - ・ 消防団装備の充実
 - ・ 消防団機械倉庫の計画的な整備

(イ) 市民の救護能力の向上

- ① 応急手当等の普及啓発を推進する。
 - ・ 救命入門コース（AED講習等）の積極的な展開
- ② 高齢者福祉施設及び在宅医療・介護関係者との連携を強化する。
 - ・ 高齢者福祉施設等の緊急時の対応力の向上

(2) 消防職員・消防車両等配置状況

(令和2年(2020年)4月1日現在)

区分 局署別	人 員										車 両																								
	消防 司 監	消防 正 監	消防 監	消防 司令 長	消防 司令 補	消防 司令 長	消防 副 長	消防 士	消防 計	消防 計	ポン プ 車	タン ク 車	梯 子 車	救 助 工 作 車	特 別 高 度 工 作 車	特 殊 災 害 対 応 車	大 型 除 染 シ ス テ ム 掃 掃 車	化 学 車	水 槽 車	支 援 車	災 害 対 応 多 目 的 車	緊 急 資 機 材 搬 送 車	火 災 調 査 車	司 令 車	指 揮 車	軽 消 防 車	高 規 格 救 急 車	広 報 査 察 車	起 震 車	連 絡 車	燃 料 補 給 車	後 方 支 援 車	計		
総 計	1	4	15	25	104 (5)	196 (9)	299 (12)	91 (4)	72 (3)	807 (33)	15	11	5	6	1	1	1	1	1	1	1	3	1	7	5	19	30	12	1	15	1	1	139		
局 長 等	1	1								2																									
消 防 局	総務部		1							1																									
	総務課			1	2	5	8	2	19 (1)	37 (1)																						2		2	
	管理課			1	1	2	3	2 (1)		9 (1)																						2		2	
	予防部		1	1						2																									
	予防課			1	1	2	3			7														1				1	1	1			4		
	指導課			1	1	2	1	3		8																		2						2	
	警防部		1	1						2												1	1		1										
	警防課			1	1	4	4	3		13																									3
	情報司令課			1	1	7	5	11 (3)		25 (3)																			1						1
	救急課			1	1	2	2 (1)	2	1	9 (1)																						1		1	
	計		3	9	8	24	26 (1)	23 (4)	1	19 (1)	113 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	4	1	6	0	0	15	
	中 央 消 防 署	本 署			1	3	12 (1)	22 (3)	30	11	6	85 (4)	1	1	1	1	1		1						1	1	1	1	2	2		1			13
		南熊本庁舎						③	④	②	⑨																1	1							2
		出水出張所					1	6	7	2	5	21	1														1	1							3
		計			1	3	13 (1)	28 (3)	37	13	11	106 (4)	2	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	3	4	2	0	1	0	0	18
東 消 防 署	本 署			1	3	12 (1)	19 (1)	23 (2)	7 (1)	5	70 (5)	1	1	1	1		1	1						1	1	1	1	2	1		1			13	
	託麻出張所					1	6	9	3	2	21		1													1	1							3	
	小山〆					1	4	10	2	2	19		1														1			1				3	
	計			1	3	14 (1)	29 (1)	42 (2)	12 (1)	9	110 (5)	1	3	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4	1	0	2	0	0	19	
西 消 防 署	本 署			1	3	12	19 (1)	31 (2)	5 (1)	6 (1)	77 (5)	1	1	1	1								1	1	1	1	2	1		2				13	
	池田庁舎						③	④	①	①	⑨															1	1							2	
	田崎出張所					1	4	8	5	1	19	1							1							1	1							4	
	小島〆					1	4	9	5		19	1														1	1							3	
	島崎〆						7	9	3	2	21	1														1	1							3	
	河内〆					1	4	8	3	3	19	1														1	1							3	
	計			1	3	15	38 (1)	65 (2)	21 (1)	12 (1)	155 (5)	5	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	6	7	1	0	2	0	0	28
南 消 防 署	本 署			1	3	12 (1)	15	22 (2)	9 (1)	6 (1)	68 (5)	1	1	1	1								1	1	1		2	2		1		1		13	
	川尻出張所					1	6	9	4	1	21	1														1	1							3	
	鮑田天明〆					1	4	9	5		19	1														1	1							3	
	富合〆						5	9	4	1	19		1													1	1							3	
	城南〆					1	4	10 (1)	3	1	19 (1)	1															1	1						3	
計			1	3	15 (1)	34	59 (3)	25 (1)	9 (1)	146 (6)	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	4	6	2	0	1	0	1	25	
北 消 防 署	本 署			1	3	12 (1)	17 (3)	18 (1)	7 (1)	8	66 (6)		1	1	1									1	1	1	1	2	2					11	
	清水出張所					1	4	8	4	2	19	1														1	1							3	
	楠〆					1	6	9	4	1	21		1													1	1							3	
	植木〆					1	4	11	2	1	19	1	1													1	2							5	
計			1	3	15 (1)	31 (3)	46 (1)	17 (1)	12	125 (6)	2	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	4	6	2	0	0	0	0	22	
益 城 西 原 消 防 署	本 署			1	2	7 (1)	8	19	2		39 (1)	1	1		1											2				2	1			9	
	西原出張所					1	2	8			11	1														1				1				3	
	計			1	2	8 (1)	10	27	2		50 (1)	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	1	0		12	

(注) (注) 定員810人 実員807人(うち15人は関係部局等へ出向、19人は消防学校初任科入校)
 () は女性消防吏員を再掲しているもの
 ○印 は、南熊本及び池田庁舎の職員が本署に配置されている職員であるため、本署の職員数から再掲しているもの

消防

(3) 各種協定等の状況

協定等の種別	協定先の市町村等	業務の種類	締結年月日
熊本県消防相互応援協定	熊本県下全市町村、消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
九州自動車道等における消防相互応援協定	熊本県内の九州自動車道沿線市町村並びに消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
九州自動車道等における消防相互応援協定に基づく覚書	熊本県内の九州自動車道沿線市町村並びに消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
嘉島ジャンクションにおける消防相互応援に関する申合せ事項	上益城消防組合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
熊本県地域救急医療情報センターの管理運営に関する協定	熊本県	情報センターの管理及び運営	昭和54年12月10日
都市ガス災害対策に関する覚書	西部ガス株式会社熊本支社	都市ガスに関する火災・爆発・漏えい及びCO中毒事故等の防止及び鎮圧	平成26年11月1日
大規模特殊災害時における広域航空消防応援	各都道府県の市町村	調査・火災・救助・救急救援出場（消防ヘリの要請）	昭和61年5月30日
高規格救急自動車の運用に係る協力に関する覚書	熊本市立市民病院	救急	平成3年1月16日
	熊本市医師会熊本地域医療センター	救急	平成6年10月20日
武蔵ヶ丘地区の消防相互応援に関する覚書	菊池広域連合消防本部	火災	平成27年4月1日
救急救命処置に関する覚書	熊本赤十字病院	救急	平成8年4月1日
	熊本医療センター	救急	平成10年2月12日
	済生会熊本病院	救急	平成11年3月30日
	熊本大学病院	救急	平成13年3月30日
	熊本機能病院	救急	令和元年6月1日
震度情報ネットワークシステムにおける熊本県と熊本市の設置及び管理・運用に係る協定	熊本県	地震情報ネットワークシステム	平成8年10月21日
熊本県消防防災ヘリコプター応援協定	熊本県	災害	平成13年3月28日
多数傷病者災害における熊本市と日本赤十字社熊本県支部の相互協力に関する協定	日本赤十字社熊本県支部	災害救助	平成16年3月24日
火災救急等災害の緊急通報転送に関する協定書	菊池広域連合	災害通報の転送	平成17年11月30日
	宇城広域連合		
	上益城消防組合		
救急ワークステーションの設置に関する協定書	熊本赤十字病院	救急ワークステーション	平成25年3月27日
	熊本医療センター		
	済生会熊本病院		
依山トンネルの非常用通報装置設備に関する覚書	熊本県北広域本部阿蘇地域振興局	非常用通報装置設備	平成26年2月18日
依山トンネルにおける消防相互応援に関する覚書	阿蘇広域行政事務組合消防本部	災害	平成26年3月24日
空港保安防災通信装置の設置等に関する覚書	熊本空港	通信装置の設置、維持管理	平成26年3月31日
緊急消防援助隊指揮支援隊の活動に関する協定書	熊本県	緊急消防援助隊	平成26年4月1日
熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	熊本国際空港株式会社	災害	令和元年12月13日
熊本県防災行政連絡所（防災関係機関）の管理運営に関する協定書	熊本県	防災行政無線	昭和54年2月10日
映像情報の交換及び配信に関する協定書	熊本県	映像情報の交換・配信	平成29年3月22日
映像情報の交換及び配信に関する協定書に基づく覚書	熊本県警察本部	映像情報の取扱い	平成29年3月27日
消火栓の設置及び消防水利等の維持管理に関する協定書	熊本市上下水道事業管理者	消火栓及び消防水利等の維持管理	令和2年4月1日
感染症患者等の移送に関する協定書	熊本県	救急	平成30年3月27日
熊本市電軌道上等における消防活動等に関する申合せ	熊本市交通局	熊本市電軌道上等での災害対応	平成29年4月1日
感染症患者等の移送に関する協定書	熊本県	救急	平成30年3月27日
海上における船舶火災の消火活動に関する業務協定	熊本海上保安部	海上における災害対応	平成30年3月1日
災害時における支援活動に関する協定書	熊本地区生コンクリート協同組合	災害支援	平成30年9月21日

2 火災統計

(1) 火災発生状況

区分 年・月	火災 件数	火災種別						焼 損 棟 数	り災状況		死 者	負 傷 者	焼損面積		損害額 (千円)	
		建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他		世 帯	人 員			建 物 床 面 積	林 野		
													(㎡)	(a)		
H31	1	24	13	0	1	0	0	10	20	12	29	1	6	412	0	34,019
	2	15	9	1	0	0	0	5	11	7	16	1	3	219	400	41,680
	3	12	11	0	1	0	0	0	21	5	14	0	4	670	0	40,207
	4	16	10	1	1	0	0	4	13	11	21	0	7	381	6	35,699
	5	29	13	3	4	0	0	9	16	10	18	0	5	440	10	19,781
	6	16	11	0	1	0	0	4	19	9	25	1	3	911	0	49,076
R1	7	7	7	0	0	0	0	0	14	8	22	1	3	154	0	12,693
	8	12	8	0	1	0	0	3	19	9	24	0	6	555	2	60,077
	9	13	9	0	0	0	0	4	12	5	16	0	1	255	0	3,128
	10	16	10	0	4	0	0	2	18	12	35	0	4	482	0	32,354
	11	11	8	0	2	0	0	1	12	5	11	0	0	521	0	85,079
	12	14	6	0	5	0	0	3	8	6	14	0	1	115	0	1,812
H31 (R1) 計		185	115	5	20	0	0	45	183	99	245	4	43	5,115	418	415,605
H30 計		202	126	7	20	0	0	49	181	129	285	5	33	3,829	226	222,843
H29 計		188	102	3	22	0	0	61	161	117	264	6	34	3,970	9	234,059
H28 計		191	113	3	23	0	0	52	165	110	281	8	27	3,569	12	145,623
H27 計		190	115	6	28	0	0	41	166	114	267	6	34	2,824	72	81,277

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(2) 原因別被害件数

原因	年	H27	H28	H29	H30	R元
	たばこ		20	17	15	12
たき火		22	21	30	35	28
火遊び		4	6	1	3	2
こんろ	こんろ	7	9	12	17	11
	天ぷら油	15	7	8	9	12
放火(疑含)		25	18	20	23	21
風呂かまど		0	1	2	1	2
ストーブ		5	5	8	7	5
マッチ・ライター		4	9	5	2	5
煙突・煙道		1	0	1	0	0
電灯・電話配線		4	14	8	16	11
電気機器		3	6	9	7	7
不明		19	16	16	10	26
その他		61	62	53	60	43
合計		190	191	188	202	185

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(3) 火災・警戒などの出場状況

(令和元年)

種別		署別	計	中央署	東署	西署	南署	北署	益城 西原署
火 災	件 数		185	27	39	33	23	39	24
	出場車両		1,144	191	257	179	140	222	155
	出場人員		4,029	672	920	608	499	791	539
警	焼却火の 不始末等	件 数	47	0	6	8	8	16	9
		出場車両	207	0	18	34	55	57	43
		出場人員	642	0	65	116	100	206	155
	漏洩 事故等	件 数	36	7	5	7	7	7	3
		出場車両	129	22	18	25	28	25	11
		出場人員	462	78	68	87	95	93	41
	自火報等の ベル作動	件 数	362	152	69	73	25	35	8
		出場車両	1,294	457	248	326	125	117	21
		出場人員	4,885	1,667	973	1,249	481	445	70
戒	誤認虚報	件 数	25	1	8	5	6	5	0
		出場車両	109	12	31	16	24	26	0
	出場人員	379	28	112	62	88	89	0	
その他	件 数	141	32	21	27	23	28	10	
	出場車両	568	162	114	68	91	104	29	
	出場人員	2,191	571	406	420	320	373	101	
小 計	件 数	611	192	109	120	69	91	30	
	出場車両	2,307	653	429	469	323	329	104	
	出場人員	8,559	2,344	1,624	1,934	1,084	1,206	367	
合 計	件 数	796	219	148	153	92	130	54	
	出場車両	3,451	844	686	648	463	551	259	
	出場人員	12,588	3,016	2,544	2,542	1,583	1,997	906	

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

3 救急・救助統計

(1) 救急活動の状況

区分	出 場 件 数	事 故 種 別											
		火 災	自 然 災 害	水 難 事 故	交 通 事 故	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他	
H31	1	3,913	13			230	9	16	557	14	19	2722	333
	2	3,027	14		1	181	17	16	439	9	26	2038	286
	3	3,281	14		2	225	25	45	494	11	24	2130	311
	4	3,169	15			271	22	30	477	9	18	2006	321
R1	5	3,173	23		1	239	25	44	467	10	28	2028	308
	6	3,095	15		3	225	23	27	467	9	36	1988	302
	7	3,476	9		1	261	35	39	574	7	33	2154	363
	8	3,439	17			235	64	41	581	20	26	2142	313
	9	3,302	7	1		241	37	39	536	13	36	2073	319
	10	3,258	16		1	294	20	24	477	12	18	2094	302
	11	3,273	8			262	17	18	482	9	27	2110	340
	12	3,648	10			279	27	25	571	13	19	2324	380
H31(R1) 計	40,054	161	1	9	2,943	321	364	6,122	136	310	25,809	3,878	
30 計	39,034	150	2	5	2,951	329	363	6,272	139	316	24,911	3,596	
29 計	38,234	140	6	15	3,194	378	335	5,899	176	306	24,064	3,721	
28 計	40,233	142	149	31	3,321	456	308	6,256	144	336	25,109	3,981	
27 計	36,307	166	11	31	3,209	233	385	5,413	178	391	22,542	3,748	

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(2) 救助活動の状況

(令和元年(2019年))

事故種別	火 災	交 通 事 故	水 難 事 故	自 然 災 害	よ る 機 械 に よ る 事 故	よ る 建 物 等 に よ る 事 故	酸 ガ ス 欠 事 故 及 び	破 裂 事 故	そ の 他	合 計
件数及び人員										
救 助 出 場 件 数 (件)	2	84	13	0	8	131	0	0	64	302
救 助 活 動 件 数 (件)	2	37	6	0	5	81	0	0	35	166
救 助 人 員 (人)	5	42	7	0	5	80	0	0	38	177

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

4 消防広報

(1) 報道関係機関等を通じた広報の実績

(令和元年度)

媒体	テレビ	ラジオ	新聞	SNS	機関誌	合計
回数	40	29	38	106	5	218

(2) 幼少年消防クラブの活動状況回数

(令和元年度)

	クラブ数	クラブ員数	行事実施回数
幼年	210	6,500	313
少年	4	116	12

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(3) 広域防災センター入館状況

(令和元年度)

団体	一般	合計
449 団体 13,992 人	297 人	14,289 人

(4) 消防音楽隊活動状況

(令和元年度)

消防関係	市関係	国県関係	その他	合計
4	6	0	2	12

5 予 防

(1) 危険物製造所等

(令和2年(2020年)4月1日現在)

製造所	貯 蔵 所								取 扱 所				合計
	屋内貯蔵所	貯屋外蔵タンク	貯屋内蔵タンク	貯地下蔵タンク	貯簡易蔵タンク	貯移動蔵タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小計	
5	147	66	26	319	1	139	16	714	317	8	147	472	1,191

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(2) 同意建物工事別件数(消防法第7条)

年度	種別	新築	増築	改築	移転	修繕	模様替え	用途変更	合計
平成27年度		1,030	89	2	0	2	1	38	1,162
平成28年度		1,676	72	7	0	3	2	26	1,786
平成29年度		2,346	87	1	2	5	1	25	2,467
平成30年度		1,879	77	4	2	1	0	32	1,995
令和元年度		1,413	77	0	0	0	0	13	1,503

※平成26年度から、消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(3) 防火対象物概況

令和2年(2020年)4月1日現在

項 別		署 別	計	中央署	東 署	西 署	南 署	北 署	益城西原署
計			23,362	6,624	5,524	3,463	3,499	3,489	763
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	9	4	2	1	1	0	1
	ロ	公会堂、集会場	23	6	4	5	4	3	1
2	イ	キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ等	5	4	1	0	0	0	0
	ロ	遊技場、ダンスホール	54	12	12	6	8	13	3
	ハ	性風俗店舗等	0	0	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	26	7	4	3	5	7	0
3	イ	待合、料理店等	9	2	0	3	3	0	1
	ロ	飲食店	898	316	195	77	143	116	51
4		百貨店、マーケット、店舗、 展示場	1,102	222	315	138	207	188	32
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	172	62	21	40	3	32	14
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	10,869	3,129	2,812	1,660	1,392	1,632	244
6	イ	病院、診療所、助産所	665	155	162	109	107	109	23
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等	263	16	57	46	62	62	20
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等	716	98	187	123	148	126	34
	ニ	幼稚園、特別支援学校	54	16	10	10	8	8	2
7		学校等	235	66	35	54	31	37	12
8		図書館、博物館、美術館等	16	6	0	2	3	3	2
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	53	43	4	2	1	2	1
	ロ	イ以外の公衆浴場	13	1	1	2	2	7	0
10		停車場、船舶等の発着場	5	2	0	1	1	1	0
11		神社、寺院、教会等	163	53	16	53	22	15	4
12	イ	工場、作業場	1,066	61	229	157	280	230	109
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0	0	0	0	0	0	0
13	イ	自動車車庫、駐車場	105	37	15	23	15	13	2
	ロ	飛行機の格納庫	2	0	0	0	0	0	2
14		倉庫	1,056	77	311	146	328	142	52
15		前各項に該当しない事業所	2,090	607	432	309	319	323	100
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途	2,309	1,054	423	268	253	271	40
	ロ	イ以外の複合用途	1,369	558	274	225	151	148	13
16の2		地下街	0	0	0	0	0	0	0
16の3		地階地下道	0	0	0	0	0	0	0
17		重要文化財	9	5	1	0	2	1	0
18		アーケード	6	5	1	0	0	0	0

(4) 用途別高層建築物の状況

令和2年(2020年)4月1日現在 (単位:棟)

項 別	階 数																計	うち 地階 を有 する もの					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	18			20	25	27	36	
計		18	12	1	1	3	3	7	25	26	58	93	85	64	85	32	1	1	2	1	1	519	79
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場																			1	1	
	ロ	公会堂、集会場																			0		
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等																			0	0	
	ロ	遊技場、ダンスホール																			0		
	ハ	性風俗店舗等																			0		
	ニ	カラオケボックス等																			0		
3	イ	待合、料理店等																			0		
	ロ	飲食店																			1	1	
4	百貨店、マーケット、店舗、展示場																			0			
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等																			24	9	
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅																			336	15	
6	イ	病院、診療所、助産所																			7	4	
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等																			0		
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等																			1		
	ニ	幼稚園、特別支援学校																			0		
7	学校等																			14	4		
8	図書館、博物館、美術館等																			0			
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等																			0		
	ロ	イ以外の公衆浴場																			0		
10	停車場、船舶等の発着場																			0			
11	神社、寺院、教会等																			0			
12	イ	工場、作業場																			2	1	
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ																			0		
13	イ	自動車車庫、駐車場																			29	1	
	ロ	飛行機の格納庫																			0		
14	倉庫																			0			
15	前各項に該当しない事業所																			40	16		
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途																			39	20	
	ロ	イ以外の複合用途																			25	7	
17	重要文化財																			0			

※1 高層建築物：高さ31メートルを超える建築物

※2 階数は地階を除いた数

消
防

6 緊急通信状況

(令和元年(2019年))

種 別	1 1 9 番 着 信 件 数					
	固 定	携 帯	I P 電 話	F A X Eメール	合 計	平成30年
火 災	122	272	27	0	421	411
救 急	14,140	21,715	3,693	1	39,549	38,706
救 助	29	166	4	0	199	179
警 戒	62	350	10	0	422	390
その他災害	39	105	2	0	146	189
非常災害	0	0	0	0	0	0
通報訓練	2,150	238	200	0	2,588	2,514
病院照会	83	485	22	0	590	621
回線試験	1,841	139	10	0	1,990	2,227
いたずら	23	15	0	0	38	83
まちがい	413	1,440	66	0	1,919	2,115
その他	1,293	4,444	283	0	6,020	4,741
合 計	20,195	29,369	4,317	1	53,882	52,176

7 消防水利状況

(令和2年(2020年)4月1日現在)

区 分	消 火 栓		防 火 水 槽		プ ール
	公 設	私 設	公 設	私 設	
箇 所 数	18,194	88	741	952	160

8 消防団

概 要

消防団は、火災現場等での活動はもとより、災害予防の面でも常備消防と常に連携した活動を実施し、地域防災のリーダーとして活躍している。

熊本市消防団は、昭和45年11月1日、託麻村の熊本市編入を機会に熊本市北・南・川尻の消防団を1団に統合、熊本市消防団として熊本市を6ブロックに編成し活動を開始、その後、平成3年2月の旧飽託郡四町との大合併に伴いさらに4ブロックを増設し10ブロックとなり、消防行政に欠かすことのできない組織となった。

平成11年10月1日「ブロック」を「方面隊」と名称変更するとともに、第3方面隊を二分割し、市内を第11方面隊とする機構改革を行った。さらに、平成14年4月には熊本市消防団に初の女性消防団員31人を採用、平成31年(2019年)4月1日現在、機能別消防団員の女性団員を含め170人まで増加し、応急手当の普及や予防広報に大きく貢献している。また、平成20年10月6日の旧富合町との合併により第12方面隊を新設、さらに平成22年3月23日の旧植木町及び旧城南町との合併に伴い、15方面隊87分団1トランペット隊の組織となった。

平成24年4月1日、政令指定都市へ移行したことを踏まえ、平成26年4月1日、区制に合わせた16方面隊87分団1トランペット隊への組織改編を行った。更に、平成28年4月1日、常備消防において1区に1消防署となる5消防署体制を開始したことから、消防団においても各区、消防署との連携強化を図り、より市民のニーズに対応した愛される消防団を目指している。

(1) 組織

令和2年(2020年)4月1日現在

1 団 16 方面隊 87 分団 1 トランペット隊 209 部 定数：4,800 人 実数：4,335 人

消防団本部 (団長1名含む)		17	方面隊名・実員数		分団名 (下段：実員数)										
団本部			114	機能別団員		トランペット隊									
				113	1										
第1方面隊			132	7	8	10	11	31	32	33	61				
				帯山	砂取	出水	白山	春竹	本荘	向山	出水南				
				17	18	16	15	22	10	18	16				
第2方面隊			212	12	13	14	15	16	17	18	22	37	38		
				白川	大江	託麻原	慶徳	城東	碩台	壺川	黒髪	五福	一新		
				25	22	12	16	26	16	30	27	19	19		
第3方面隊			187	1	2	3	4	5	9	52	53				
				秋津	若葉	泉ヶ丘	健軍	尾ノ上	画図	東町	桜木				
				29	18	18	19	13	57	16	17				
第4方面隊			260	6	26	27	28	55	59						
				西原	託麻北	託麻西	託麻東	月出	託麻南						
				22	66	26	76	33	37						
第5方面隊			134	19	20	34	35	36	39						
				花園	池田	白坪	古町	春日	城西						
				32	29	18	26	17	12						
第6方面隊			410	40	41	42	43	44	45	46	47				
				池上	高橋	城山	松尾東	松尾西	松尾北	小島	中島				
				37	20	62	22	57	22	84	106				
第7方面隊			290	70	71										
				河内	芳野										
				189	101										
第8方面隊			267	29	30	48	49	50	57	60					
				御幸	田迎	日吉	力合	川尻	田迎南	城南					
				34	26	50	44	69	31	13					
第9方面隊			182	62	63	64									
				飽田東	飽田南	飽田西									
				77	39	66									
第10方面隊			243	65	66	67	69								
				中緑	銭塘	奥古閑	川口								
				47	54	94	48								
第11方面隊			227	75											
				富合											
				227											
第12方面隊			354	76	77	78	79								
				杉上	隈庄	豊田	女性								
				142	73	124	15								
第13方面隊			230	21	23	24	25	51	54	56	58				
				高平台	清水	城北	龍田	楠	麻生田	武蔵	弓削				
				34	32	12	52	24	30	20	26				
第14方面隊			353	72	73	74	68								
				川上	北部東	西里	女性								
				122	38	176	17								
第15方面隊			312	80	81	82	83								
				植木	桜井	菱形	田原								
				40	88	94	90								
第16方面隊			411	84	85	86	87								
				山東	吉松	山本	田底								
				83	118	115	95								
階級別団員数 (機能別団員を除く。)															
			団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員						
			1	16	87 (2)	94 (2)	206 (4)	591 (6)	3,227 (83)						

() は女性団員を再掲

(2) 消防ポンプ数

令和2年(2020年)4月1日現在

区分	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
台数	0	204	94

(3) 報酬及び費用弁償

令和2年(2020年)4月1日現在

階 級 別	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
報 酬 年 額 (円)	75,000	60,000	40,000	34,000	25,000	24,000	23,000

※機能別消防団員にあつては、8,000円

区 分	費用弁償額 (円)
訓 練 出 動 等	1回につき 2,600
研修、講習又は訓練のため本県消防学校に入校したとき	日 額 4,000

交 通

1	沿	革	361		
2	軌	道	事	業	362
3	經	營	狀	況	364
4	職	員	數	364	
5	施	設	364		

1 沿革

熊本市の交通事業は、市電が大正13年8月1日、市バスが昭和2年11月23日から営業を開始し、以来、熊本市勢の発展とともに市内の主要交通機関として年々路線を拡大してきた。

しかし、昭和30年代の後半になると、社会経済情勢の変化やモータリゼーションの進展等によって利用者が急激に減少し、経営は悪化の一途をたどり、ワンマン化等の効率化を積極的に進めたものの抜本的改革には至らず、特に市電は4つの路線を廃止せざるを得なくなった。

昭和48年度から昭和62年度までの15年間は、国の財政再建団体の指定を受け、国及び一般会計からの援助を受けつつ経営基盤の確立を図った。この間、2度にわたるオイルショックにより省エネルギーの機運が高まり、市電は無公害・省エネルギーの交通機関として見直され、車両冷房化等のサービス向上策を併せて講じることにより、一時落ち込んだ乗客も回復基調に転じた。またバスについても、車両の冷房化や路線再編成等の乗客サービスの向上に努めた。

昭和63年度からは自主再建へと踏み出したが、交通事業を取りまく環境は厳しく、将来にわたり安定した経営を図るため、利用者のニーズに合ったダイヤ編成や増便をはじめ、電停改良等諸施設の改善、日本で初めて超低床車両を導入するなど、乗客誘致策に取り組んだ。

また、平成14年度には、開業以来70有余年使用してきた大江の車両整備工場を上熊本に移転し、平成19年度には大江局舎を新たに建て替えるなど、施設面での基盤整備を図った。

さらには、熊本市圏のバス網再編の一環として、民間事業者と競合していたバス路線について、平成16年から順次民間事業者へ移譲を始めた。

しかし、社会情勢の変化等により経営は年々悪化し、平成20年度末の資金不足額が55億円、資金不足比率198%に達する状況となった。

このようなことから、平成21年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「経営健全化計画」を策定し、7ヵ年計画の中で、バス事業の民間移譲（平成27年4月に全ての路線移譲を完了し、バス事業を廃止）、定員管理計画の推進、給与水準の見直し、資産の有効活用、利用促進事業の推進（JR熊本駅・新水前寺駅との結節強化や全国相互利用交通系ICカード（でんでんニモカ）の導入等）を行うなど、経営の健全化に集中的に取り組んだ結果、資金不足を解消し、経営健全化団体から脱却することができた。

その後の計画として平成28年3月に、平成28年度から令和元年度までの経営基本方針を示す中期経営収支プランを策定し、安全で快適な運行体制を確立することはもとより、更なる経営の合理化や経営基盤の強化に取り組んだ。なお、令和2年度は、新たな計画を策定する予定である。今後も、人や環境にやさしい身近な公共交通機関として、市民や観光客に愛される市電を目指す。

2 軌道事業 (大正 13 年 8 月 1 日事業開始) (総務課・運行管理課)

(1) 輸送状況

事項		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
年間輸送人員(人)		11,030,949	10,709,117	11,093,946	11,080,156	11,007,509
年間走行キロ(km)		1,731,107.4	1,820,151.6	1,780,149.0	1,771,180.8	1,800,293.1
年間延使用車両(両)		14,220	13,777	14,158	13,991	14,170
利用率(%)		4.1	4.0	4.1	4.1	4.1
乗車料収入(円)		1,406,082,994	1,546,954,715	1,595,378,217	1,595,054,809	1,577,331,035
一日平均	輸送人員(人)	30,139	29,340	30,394.4	30,356.6	30,075.2
	走行キロ(km)	4,729.8	4,986.7	4,877.1	4,852.6	4,918.8
	延使用車両(両)	38.9	37.7	38.8	38.3	38.7
	乗車料収入(円)	3,841,756.8	4,238,232.1	4,370,899.2	4,370,013.2	4,309,647.6
一平日一車均	輸送人員(人)	775.7	777.3	783.6	791.9	776.8
	走行キロ(km)	121.7	132.1	125.7	126.6	127.0
	乗車料収入(円)	98,880.7	112,285.3	112,683.9	114,005.8	111,314.8
表定速度(km/h)		12.0	11.5	11.5	11.5	11.5
在車両籍数	ボギー車(ワンマン)	36	36	36	36	36
	連接車	9	9	9	9	9

(注) 乗車料収入は消費税相当分を除いて算出

(2) 営業路線

年度	項目	路線延長(km)	単線延長(km)	複線延長(km)	営業路線延長(km)	運転系統(系統)	停留所数(カ所)	停留所間距離(km)		
								最長	最短	平均
令和元年度		11.941	0.127	11.814	12.092	2	35	0.591	0.126	0.356

(3) 系統別運輸成績

(令和元年度)

系統	区間	走行キロ(km)	乗車人員(千人)	収入(千円)	費用(千円)	差引(千円)	キロ当たり収支			乗車効率(%)
							収入(円)	費用(円)	差引(円)	
A系統	健軍町～田崎橋(9.2km)	1,120,880.4	7,331	1,466,309	1,234,944	231,365	1,308.2	1,101.8	206.4	35.5
B系統	健軍町～上熊本駅前(9.4km)	679,412.7	3,677	735,356	748,551	△13,195	1,082.3	1,101.8	△19.4	29.7
計		1,800,293.1	11,008	2,201,665	1,983,495	218,170	1,222.9	1,101.8	121.2	33.4

(注) 乗客 1 人当たり料金収入 定期外 146 円 75 銭 定期 128 円 72 銭 全体 143 円 3 銭

(4) 電車運行要領

(令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日現在)

系統	項目	運行区間	営業時間	運転方法	時刻表示
A 系統		熊本駅前～健軍町 (8.7km)	5:50 - 0:25	ダイヤ運転	終日時刻表示
		田崎橋～健軍町 (9.2km)			
B 系統		上熊本駅前～健軍町 (9.4km)	5:50 - 23:35	ダイヤ運転	終日時刻表示

(5) 運賃 ((平成 28 年 2 月 1 日改定 令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日現在)

ア 普通旅客運賃及び割引運賃 (均一運賃制)

種別	運賃	摘要
普通運賃	大人 170 円	中学生以上
	小児 90 円	小学生以下の小児は大人運賃の半額、小学校入学前の幼児は保護者同伴の場合に限りその 1 人は無料、乳児 (0 歳児) は無料
割引運賃	大人 90 円	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は各々普通運賃の 50%割引 熊本県内に住所を有する 65 歳以上の者で、道路交通法第 104 条の 4 第 2 項の規定により公安委員会の運転免許を取り消された者に対して発行した免許返納者割引乗車証を有する者は普通運賃の 50%割引
	小児 50 円	

イ 団体旅客運賃

種別	運賃	摘 要
普通団体運賃 (中学生以上)	153円 (大人運賃の1割引)	30人以上の団体で同時に一定の停留場で乗降する場合
小児団体運賃 (小学生以下)	81円 (小児運賃の1割引)	普通団体運賃の適用を受ける団体で、小学生以下の小児
割引団体運賃 (障がい者等)	81円 (大人割引運賃の1割引)	普通団体運賃の適用を受ける団体で、身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 1日乗車券

種類	運賃	乗車できる範囲	摘 要
1日乗車券	(区間指定①)	700円	電車・バスの指定区間
	(区間指定②)	900円	電車・バスの指定区間
	(県内版)	2,000円	電車の全区間及びバスの指定区間
市電1日乗車券	(市電全区間)	大人500円 小児250円	市電の全区間

※ 市内の観光・文化施設の割引特典付き

エ 定期旅客運賃

種 別	期 間	割 引 率	摘 要
通 勤 定 期	1カ月	大人普通運賃を60倍したのから40%割引	持参人式定期券は、当該通勤定期券を持参する者も使用できる
大人通学定期 (中学生以上)	1カ月	大人普通運賃を60倍したのから50%割引	端数売り1ヵ月定期券は、端数日数59日を限度として発売する 3ヵ月定期券は、端数日数29日を限度として発売する
小児通学定期 (小学生)	1カ月	大人普通運賃を60倍したのから75%割引	
割引定期	通勤	1カ月	通勤定期券の30%割引
	通学	1カ月	大人通学定期券の50%割引
夏休み子ども定期券	通用期間は、熊本市立小中学校の管理運営に関する規則(昭和59年教育委員会規則第6号)第3条第1項第4号に規定する夏季休業日(夏季休業日の前又は後に当該夏季休業日に連続して日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「日曜日等」という。))がある場合は、当該日曜日等を含む。)とし、小学生以下の者に発売額1,000円で発行する。		

※ 各種別の3ヵ月定期は、1ヵ月定期運賃額を3倍したのから5%割引

オ 貸切旅客運賃

大人運賃(円)	小児運賃(円)
12,000	6,000

(6) 超低床電車(LRV)の概要

型 式	9700型	0800型
営業開始	平成9年8月	平成21年4月
車両数	2車体連接車5編成	2車体連接車3編成(1編成)
車両製作	株式会社 新潟鐵工所 ADトランツ ボンバルディア トランスポートーション	新潟トランシス 株式会社
車 種	4輪ボギー連接電動客車	4輪ボギー連接電動客車
定 員	76人	82人(86人)
車 長	18,550mm	18,400mm(18,460mm)
車 幅	2,350mm	2,400mm
床高	通路	360mm
	出入口	300mm

※ 0800型()内は、平成26年10月に運行開始した0803号に関する内容

(7) カラー広告電車

種 別	規 格	広 告 料 金 (消費税は含まない)	摘 要
電車	車外	広告表示面積合計5.3㎡以内	1ヵ月1車 250,000円
			原則としてフィルムを用い、管理者が別に定める基準によるものを用いること

実 績

項目	年度				
	H27	H28	H29	H30	R1
収 入(千円)	50,075	51,846	58,200	53,317	48,047

(注) 消費税相当分は除いて算出

3 経営状況（総務課）

（単位 円）

事 項		年 度	H27	H28	H29	H30	R1
軌道事業	総 収 益		3,730,844,600	2,220,609,009	2,298,101,300	2,286,184,655	2,235,498,450
	乗車料収入		1,406,082,994	1,546,954,715	1,595,378,217	1,595,054,809	1,577,331,035
	その他収入		2,324,761,606	673,654,294	702,723,083	691,129,846	658,167,415
	総 費 用		2,319,377,542	2,009,372,644	2,040,348,896	2,719,285,264	1,996,181,311
	人件費		1,404,083,398	1,166,190,797	1,150,649,135	1,134,895,461	1,108,047,206
	減価償却費		359,036,236	373,937,675	395,628,865	387,316,641	372,742,685
	電力費		70,621,261	64,384,638	64,972,856	65,035,021	61,617,958
	支払利息		40,837,091	27,498,278	25,177,374	22,438,868	19,243,498
	修繕費		123,458,212	125,057,962	129,492,140	134,931,086	159,513,785
	その他		321,341,344	252,303,294	274,428,526	974,668,187	275,016,179
単 年 度 損 益		1,411,467,058	211,236,365	257,752,404	△ 433,100,609	239,317,139	
剰余金又は累積欠損金		1,833,320,452	2,044,556,817	465,802,694	78,708,113	533,057,585	

（注）消費税相当分を除いて算出

4 職員数（総務課）

（令和2年4月1日現在）

部門・性別	総務課			運行管理課			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
特 別 職	1名		1名				1名		1名
事 務 職	16名	1名	17名	4名		4名	20名	1名	21名
技 術 職				31名		31名	31名		31名
運 転 士				5名		5名	5名		5名
車 掌									
そ の 他				20名		20名	20名		20名
計	17名	1名	18名	60名		60名	77名	1名	78名

（注）再任用職員を除く（専従含む）

5 施設（総務課）

（令和2年4月1日現在）

施設	項目	敷地面積	建物面積	開設年月日	配車台数	施設内容
大江庁舎及び電車営業所		2,892㎡	1,631㎡	大 13.7.7	14両	事務所・電車営業所・電車車庫
上熊本車両工場及び電車営業所		7,306㎡	2,904㎡	平 14.10.14	40両	電車営業所・電車車庫・車両整備工場
上熊本詰所		2,405㎡	497㎡	平 19.4.1	—	運行管理課詰所

水道

1	上下水道局	367
2	熊本市上下水道事業 経営戦略	368
3	水道事業	369
4	下水道事業	377
5	工業用水道事業	385

1 上下水道局

(1) 沿革

上下水道局では、上水道事業、下水道事業、工業用水道事業を行っている。

上水道事業は、大正13年(1924年)の給水開始以来、安全で安価な水道水の安定供給に努めている。一方、下水道事業は、昭和23年(1948年)に戦災復興事業の一環として着手以来、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。また、工業用水道事業は、城南町との合併に伴い、平成22年(2010年)に本市が引き継ぎ、産業振興や雇用促進に寄与する企業誘致を促進するため、立地企業に低廉な工業用水を提供している。

ア 職種別職員数等(総務課)

(令和2.4.1現在)

区分	職種別	特別職	事務職	技術職	全体
計		1名	122名	244名	366名

注) 全体欄は特別職を除く。技術職には業務職を含む。

イ 局舎(総務課)

所在地 中央区水前寺6丁目2番45号

ウ 上下水道センター(水相談課)

	(西部上下水道センター)	(北部上下水道センター)	(南部上下水道センター)
所在地	西区池上町901番地1	北区下碓川2丁目8番1号	南区城南町宮地1050番地 (城南総合出張所内)

エ 水の科学館(経営企画課)

施設紹介

水の科学館は、熊本市民の共有財産である地下水、その地下水を水源とする水道、そして水環境を守る下水道について関心を持っていただくための体験学習の場として設置している。平成2年に地下水や水道の学習施設としてスタートし、平成12年の開館10周年を機に「水の実験室わくわく」を設置した。また、平成24年3月に展示物等のリニューアルを実施した。

施設概要

所在地 北区八景水谷1丁目11番1号(八景水谷公園内)

利用状況

(単位:人)

年度	区分	大人	小人	合計
平27		52,087	69,279	121,366
平28		39,726	56,213	95,939
平29		48,470	60,011	108,481
平30		45,479	81,803	127,282
令元		34,745	56,408	91,153

※ 平成26年5月24日に、累積来館者200万人を突破

2 熊本市上下水道事業経営戦略（経営企画課）

（1）趣旨

今日的な課題を改めて見つめなおすとともに、国が示す事業展望や経営戦略策定要請の趣旨を踏まえ、「熊本市上下水道事業経営戦略」を策定した（令和2年（2020年）3月策定）。

本計画では、将来にわたって上質な上下水道サービスを提供し続けるために、これまでの「熊本市上下水道事業経営基本計画」の取組を継承するとともに、事業を取り巻く環境の変化を踏まえて上下水道事業の目指す将来像と今後10年間の基本方針等を示している。

（2）計画期間

令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間

（3）経営理念

上質な上下水道サービスを提供し続けます

（4）目指す将来像及び基本方針

将来像1．快適で安全安心な都市生活を支え続ける（安全安心）

基本方針1 適切な維持管理と計画的な整備

基本方針2 災害に強い上下水道の確立

将来像2．循環型社会の構築に貢献し続ける（環境保全）

基本方針3 水循環の保全

基本方針4 資源・エネルギーの循環促進

将来像3．お客さまから信頼されるとともに、質の高いサービスを提供し続ける（信頼）

基本方針5 お客さまの視点に立ったサービス提供

基本方針6 お客さまから信頼される職員の育成

将来像4．安定した事業経営（持続）

基本方針7 財政見通しに基づく事業経営

基本方針8 経営基盤の強化

3 水道事業

(1) 水道事業の沿革

熊本市の水道事業は、大正13年に八景水谷を水源地、立田山を配水池として、坪井や新屋敷など中心市街地に給水を開始したのが始まりである。その後、本市が周辺町村との合併などで拡大・発展する中、水需要も増加の一途をたどり、上水道事業はこれに対応するため、新たな水源の確保や水道管の布設などを推進してきた。近年では、富合町・城南町・植木町との合併に伴い1つの上水道事業及び10の簡易水道事業を引き継ぎ、熊本市上水道事業への統合を行った。

熊本市水道事業の特徴は、水道水源を100%天然地下水で賄っている点にある。熊本の地下水は、雨水が地下に浸透して流れていく間に自然にろ過され、きれいになる。その水質は極めて良質で安定しており、日本屈指のおいしい水として広く知られている。水道の蛇口をひねれば、おいしい天然水が出る、そんな暮らしが熊本にはある。

(2) 水道事業の概要

平成21年度には、富合町の簡易水道を熊本市上水道事業に統合するとともに、熊本市南部方面の整備を行うため、「第6次拡張事業」に着手した。平成23年度には、城南町・植木町の上水道及び簡易水道を熊本市上水道事業に統合する変更認可（第1回変更）を取得し、市全域における安定供給と効率的な維持管理を図るため、施設の再編成や未普及地域の解消などに取り組んでいる。平成29年度には「第7次総合計画」における人口ビジョンと整合を図った人口予測に基づく水需要予測結果を反映させた変更認可（第2回変更）を取得し、熊本地震で機能が分断され全市域断水となった教訓を生かし、災害に強い水運用体制の強化を図るため事業計画を見直した。

一方、上水道事業が施設の拡張から維持管理の時代へと変化する中で、本市も老朽化した水道管を順次取り替えるとともに、水道管以外の老朽化した上水道施設の計画的な更新を行っている。また、主要な水源地や配水場の耐震化を行うとともに、緊急遮断弁を設置し災害時に必要となる貯水量を確保するなど、防災対策強化にも取り組んでいる。令和2年3月には、水道施設の計画的な更新と耐震対策の推進を図るため、「熊本市上下水道事業経営戦略」の実現・具体化を目的として「水道施設更新計画」を策定した。

ア 水道施設更新計画及び第6次拡張事業（計画調整課）

水道施設更新計画

① 事業の目的

水道施設について「適切な維持管理と計画的な整備」、「災害に強い上水道の確立」、「環境負荷低減策の推進」を図るため、アセットマネジメント手法の活用により更新事業費を平準化し、計画的な更新や耐震化等を行う。

② 事業概要

- ・ 事業期間：令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）
- ・ 総事業費：約343億円
 - 1) 適切な維持管理と計画的な整備 / 老朽施設及び老朽取水井、老朽管の更新など
 - 2) 災害に強い上水道の確立 / 管路及び施設の耐震化、重要給水施設管路の耐震化など
 - 3) 環境負荷低減策の推進 / 省エネ・高効率機器の導入
- ・ 整備の効果

指標	H30（基準値）	R6（目標値）	R11（目標値）
耐震適合性のある基幹管路の割合	77.9%	80.9%	83.0%
耐震適合性のある重要給水施設管路の割合	77.6%	82.3%	89.8%
全管路の耐震化率	27.1%	32.3%	37.1%
災害対策用貯水施設貯水量	61,050m ³	68,300m ³	68,300m ³

(3) 主な事業統計

ア 給水普及状況（経営企画課）

区分 年度	行政区域内		給水区域内 人口(人) (A)	現在給水			普及率(%) (B/A)
	人口(人)	世帯数		人口(人) (B)	世帯数	件数(件)	
平 27	739,991	316,466	738,561	698,967	298,825	329,074	94.6
平 28	737,812	317,707	736,403	701,336	302,197	332,573	95.2
平 29	738,407	321,329	738,407	704,557	306,314	335,976	95.4
平 30	738,063	324,676	738,063	705,889	309,796	339,539	95.6
令 元	737,598	328,290	737,598	706,963	313,528	343,705	95.9

イ 配水量（経営企画課）

区分 年度	総配水量 (m ³)	1日最大 配水量 (m ³)	1日最小 配水量 (m ³)	1日平均 配水量 (m ³)	1人1日 最大配水量 (ℓ)	1人1日 平均配水量 (ℓ)
平 27	80,435,315	270,459	187,129	219,769	387	314
平 28	82,269,843	280,014	41,654	225,397	399	321
平 29	81,431,915	237,792	191,250	223,101	336	317
平 30	80,608,326	238,413	187,020	220,845	337	313
令 元	79,709,537	231,954	190,338	217,786	328	309

ウ 有収水量と有収率（経営企画課）

区分 年度	総配水量 (m ³) (A)	総有収水量 (m ³) (B)	1日平均 有収水量 (m ³)	有収率 (%) (B/A)	無収水量 (m ³) (C)	無収率 (%) (C/A)
平 27	80,435,315	71,188,608	194,504	88.5	9,246,707	11.5
平 28	82,269,843	66,743,778	182,860	81.1	15,526,065	18.9
平 29	81,431,915	71,278,764	195,284	87.5	10,153,151	12.5
平 30	80,608,326	70,702,534	193,706	87.7	9,905,792	12.3
令 元	79,709,537	70,161,394	191,698	88.0	9,548,143	12.0

エ 有効水量と有効率（経営企画課）

区分 年度	総配水量 (m ³) (A)	総有収水量 (m ³) (B)	無収有効 水量 (m ³) (C)	総有効水量 (m ³) (D=B+C)	1日平均 有効水量 (m ³)	有効率 (%) (D/A)	無効水量 (m ³) (E)	無効率 (%) (E/A)
平 27	80,435,315	71,188,608	2,601,865	73,790,473	201,613	91.7	6,644,842	8.3
平 28	82,269,843	66,743,778	5,456,316	72,200,094	197,808	87.8	10,069,749	12.2
平 29	81,431,915	71,278,764	2,205,976	73,484,740	201,328	90.2	7,947,175	9.8
平 30	80,608,326	70,702,534	2,092,629	72,795,163	199,439	90.3	7,813,163	9.7
令 元	79,709,537	70,161,394	1,887,234	72,048,628	196,854	90.4	7,660,909	9.6

オ 水道管延長（計画調整課）

区分 年度	導水管延長 (m)	送水管延長 (m)	配水管延長 (m)	導・送・配水管延長 (合計：m)
平 27	44,815	56,550	3,312,895	3,414,260
平 28	46,556	56,593	3,345,725	3,448,874
平 29	47,942	58,290	3,375,769	3,482,001
平 30	47,591	58,346	3,401,801	3,507,738
令 元	42,671	52,936	3,424,071	3,519,678

カ 口径別有収水量（経営企画課）

(単位：千 m^3)

年度	一 般 用								浴 場 営業用	その他	合計
	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm			
平 27	38,577	14,885	4,379	4,741	3,955	2,975	1,191	368	10	108	71,189
平 28	35,662	14,242	4,219	4,664	3,716	2,781	1,036	268	12	144	66,744
平 29	37,977	15,574	4,400	4,840	3,949	2,912	1,092	280	11	244	71,279
平 30	37,831	15,504	4,257	4,742	4,014	2,889	992	249	10	215	70,703
令 元	37,795	15,468	4,101	4,671	3,951	2,734	924	293	11	213	70,161

キ 用途別有収水量（経営企画課）

(単位：千 m^3)

年度	生活用	官公署用	学校用	病院用	事務所用	営業用	工場用	その他	合 計
平 27	57,099	1,219	1,992	2,704	1,198	6,376	565	36	71,189
平 28	53,105	1,028	2,050	2,591	1,174	6,195	561	40	66,744
平 29	57,269	1,037	2,071	2,590	1,186	6,555	527	44	71,279
平 30	56,947	1,054	2,051	2,572	1,147	6,360	511	61	70,703
令 元	56,748	984	1,912	2,511	1,107	6,341	489	69	70,161

ク 漏水防止対策（水相談課）

区分 年度	調査管路延長 (km)	修理件数 (件)	推定防止量 (m^3 / 日)
平 27	2,486	695	2,448
平 28	2,666	631	3,227
平 29	2,380	571	2,308
平 30	2,479	635	4,006
令 元	1,951	517	2,170

(4) 料金及び加入金（料金課・給排水設備課）

ア 水道料金

区分 口径・用途		基本料金 (1ヶ月につき)	従量料金 (1㎡につき)				
			第一段	第二段	第三段階	第四段階	第五段階
一 般 用	13 mm	990 円	1 ㎡以上	11㎡以上	21㎡以上	31㎡以上	41㎡以上
	20 mm	1,364 円	10㎡以下	20㎡以下	30㎡以下	40㎡以下	
	25 mm	1,859 円	16.5 円	148.5 円	176 円	203.5 円	242 円
	40 mm	4,235 円					
	50 mm	9,185 円	1 ㎡以上	51㎡以上	101㎡以上	501㎡以上	
	75 mm	16,335 円	50㎡以下	100㎡以下	500㎡以下		
	100 mm	28,160 円	242 円	264 円	286 円	319 円	
	150 mm	60,500 円					
浴場営業用		150㎡以下 5,720 円	151㎡以上 1㎡につき 60.5 円				
一時用		1㎡につき 577.5 円					
私設消火栓		口径 50 mm未満 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 330 円					
		口径 50 mm以上 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 660 円					

※ 1 上記金額は消費税 10% を含む。

※ 2 浴場営業用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものをいう。

※ 3 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額とし、1 円未満の端数は切り捨てる。

イ 共同住宅の料金

「共同住宅」とは、受水槽を設けて給水を受ける集合住宅で、世帯単位で独立して生計を営み専ら住居として使用するものいう。（事務所、店舗、寄宿舍、寮等の併用住宅を除く）

共同住宅で、各戸に局で定めたメーターが取り付けられている場合は、各戸毎のメーター口径に応じた「一般用」の料金を適用する。

共同住宅で、各戸にメーターが取り付けられていない場合は、各戸均等使用とみなし上表の「一般用口径 20 mm」の料金を適用する。

ウ 加入金

メーター口径 (mm)	基準額 (税込)
13	66,000 円
20	132,000 円
25	198,000 円
40	660,000 円
50	1,320,000 円
75	3,300,000 円
100	6,600,000 円
150	13,200,000 円

エ 料金収納状況

(令和2年3月31日現在/税込)

区分 年度	調 定 額 (A)		収 納 額 (B)		収納率 (B/A)	
	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (%)	金額 (%)
平 27	3,480,143	12,688,513,200	3,475,439	12,679,790,933	99.86	99.93
平 28	3,396,326	11,762,572,106	3,392,341	11,755,147,752	99.88	99.94
平 29	3,562,047	12,724,874,914	3,557,618	12,716,904,928	99.88	99.94
平 30	3,598,168	12,612,526,517	3,591,851	12,601,314,807	99.82	99.91
令元	3,645,762	12,585,535,810	3,123,126	10,834,491,948	85.66	86.09

※収納額は、令和2年3月31日現在であり、令和2年東地区2月検針調定分は3月と4月、西地区3月検針調定分は4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

(5) 経営状況 (経営企画課)

ア 収益的収支・資本的収支の推移

(単位：千円/税込)

事 項 \ 年 度	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
(収益的収支)					
収益的収入	14,195,307	14,102,848	14,361,765	14,443,917	14,351,560
収益的支出	10,595,839	12,270,667	11,334,668	11,402,939	11,227,770
収益的収支	3,599,468	1,832,181	3,027,097	3,040,978	3,123,790
(資本的収支)					
資本的収入	2,717,707	2,524,565	2,296,099	3,296,494	2,076,181
資本的支出	9,289,766	7,781,068	8,317,597	9,456,414	7,517,455
資本的収支	△ 6,572,059	△ 5,256,503	△ 6,021,498	△ 6,159,920	△ 5,441,274

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

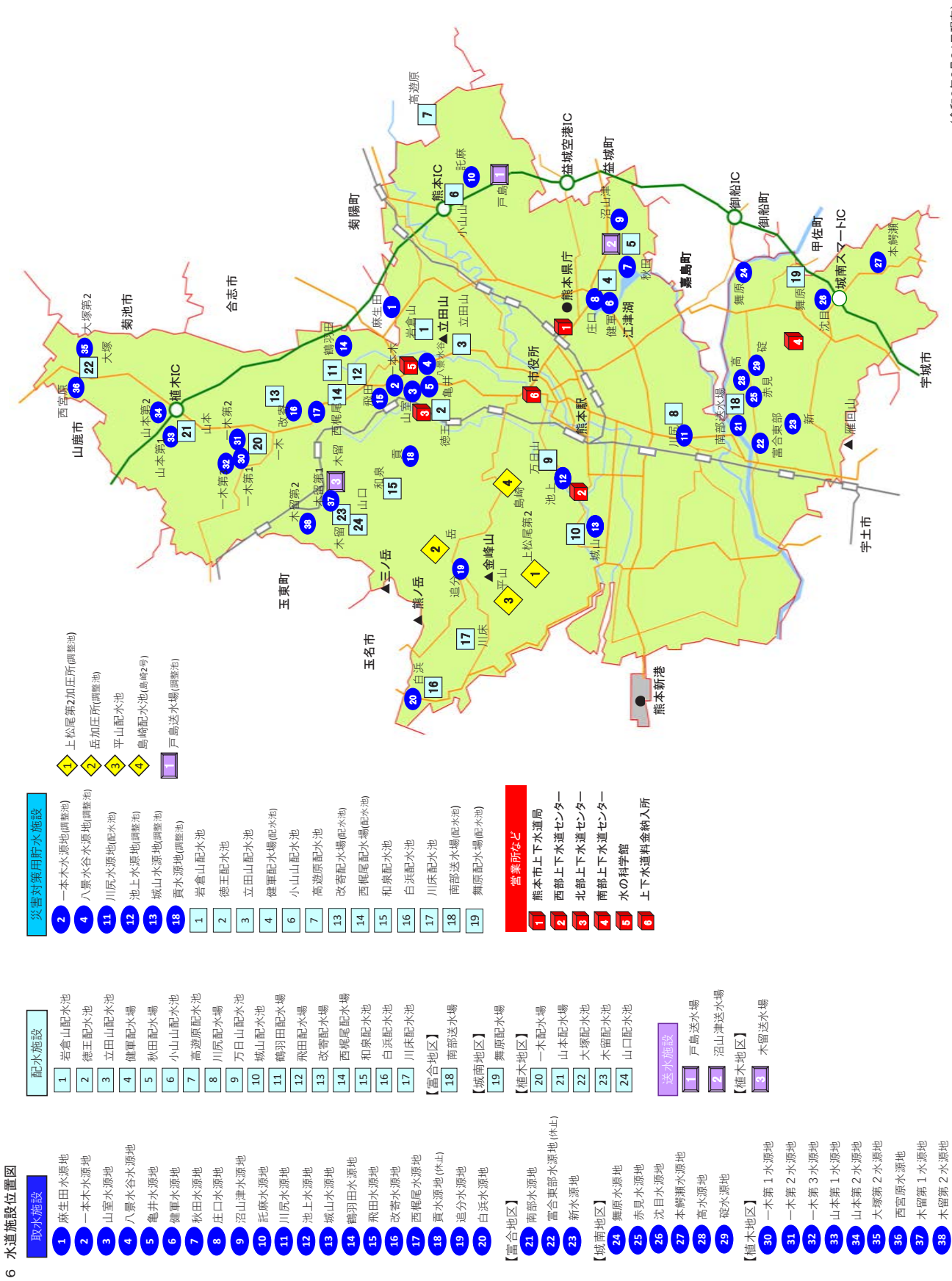
イ 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

事 項 \ 年 度	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
資 産 の 部	122,705,329	123,740,726	125,953,899	129,935,075	132,428,562
負債・資本合計	122,705,329	123,740,726	125,953,899	129,935,075	132,428,562
負債の部	59,934,377	59,506,191	59,112,849	60,473,777	60,237,190
資本の部	62,770,952	64,234,535	66,841,050	69,461,298	72,191,372
企業債残高	33,896,497	34,023,092	33,733,105	33,635,071	33,140,832

(6) 施設等

ア 水道施設概略図



(令和2年5月31日現在)

イ 水運用センター (水運用課)

所在地 中央区水前寺6丁目2番45号(局舎3階)
 竣工 昭和58年7月、平成13年10月、平成27年4月更新
 目的 健軍水源地をはじめとする市内全域の上水道施設(取水、送水、配水等)を、コンピュータや遠隔監視制御装置により水運用センターで一元管理し、水の安定供給と上水道施設の経済的運用を図る。

設備概要	① 情報処理設備			
	監視制御系サーバ(デュアル)	1式		
	アプリケーションサーバ	1台		
	メンテナンスワークステーション	1台		
	データメンテ操作PC	1台	ネットワーク機器	1式
	操作端末装置	3台	GW装置(広域イーサネット網)	1式
	情報表示用PC	1台	GW装置(携帯網)	1式
	ウイルスチェックPC	1台	液晶大型表示装置	1式
	プリンタ	2台	表示端末装置	2台
	② 遠隔監視制御設備			
	広域ネットワーク網系			4 1箇所
	携帯網系			4 2箇所
	③ 地震計			1式
	④ 業務用無線設備			1式
	⑤ 簡易テレメータ装置			9箇所

ウ 水質管理室 (水運用課)

所在地 中央区水前寺6丁目2番45号(局舎2階)
 竣工 平成26年2月
 目的 給水栓水、浄水、原水等の水質検査を行い、水道水が水道法に基づく水質基準に適合していることを確認し、安全な水の供給を図る。

主な水質検査機器	全有機炭素計	1台
	液体クロマトグラフ	2台
	イオンクロマトグラフ	4台
	ガスクロマトグラフ質量分析装置	3台
	誘導結合プラズマ質量分析装置	1台
	水銀分析装置	1台
	濁度色度計	1台
	分光光度計	2台
	顕微鏡	3台
	リアルタイムPCR装置	1台

年度別水質検査検体数（水運用課）

区 分 \ 年 度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
原水	325	296	307	275	277
浄水	142	130	134	129	119
給水栓水 (うち毎月検査検体数)	21,885 (418)	21,634 (385)	21,903 (408)	21,912 (387)	21,821 (369)
自主検査 (他部署からの依頼含む)	183	3,184	646	419	277
お客様からの依頼	107	64	18	76	53
洗管水	469	402	456	464	451
工業用水 (うち毎月検査検体数)	378 (12)	374 (12)	377 (12)	377 (12)	378 (12)
合計	23,489	26,084	23,841	23,652	23,376

※過年度を含め、水質試験年報で用いる集計方法による数値とした。

4 下水道事業

(1) 下水道事業の沿革（計画調整課）

下水道事業は、昭和23年に戦災復興事業の一環として着手して以来71年にわたり、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。当初は浸水排除を主眼とした整備であったが、昭和42年に公害対策基本法が制定され、また昭和45年には水質汚濁防止法が制定されるに至り、熊本市においても、都市の発展拡大の途上で、同様に「公共用水域の水質保全」の必要性が増大し、昭和51年には、それまでの合流式下水道から分流式下水道へ整備方針を大きく転換するなど、市民の生活環境の改善や水環境を守ることに力を注いできた。

熊本市の下水道は、市域の拡大にあわせ、中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター、西部浄化センター、城南町浄化センターと順次整備を進め、各処理区で排出される汚水を分担して処理している。また、北部処理区及び植木処理区で排出される汚水は熊本県が管理する熊本北部浄化センター（熊本北部流域下水道）で、富合処理区の汚水は宇土市が管理する宇土終末処理場で各々処理されている。

(2) 下水道事業の概要（計画調整課）

下水道は、健康で快適な生活を営むための生活環境施設として位置付けられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止し、自然環境並びに水質保全を図るための極めて公共性の高い施設であり、本市においても最重要施策のひとつとして整備促進に努めている。

本市における公共下水道は、平成22年3月に合併した旧城南町、旧植木町を含め、市域面積39,032haのうち市街化区域を中心に周辺集落を含めた計画区域13,724haを中部、東部、南部、西部、北部、河内、富合、城南及び植木の9処理区に分割し、当面の目標となる事業計画区域13,026haについて整備を進めている。

計画区域のうち、中部、東部、南部、西部、北部、富合、城南及び植木についてはすでに処理開始しており、令和元年度末における下水道普及率は89.9%である。

環境への取り組みとしては全国的に注目されている下水道資源としての処理水の有効利用を推進するため、各浄化センターで再利用するほか、農業用水にも供給している。また、下水処理により発生する汚泥を有効利用するため、セメント化や肥料（コンポスト）化に加え、南部浄化センターでは平成25年4月より汚泥固形燃料化施設の運転を開始し、有効利用率100%を達成している。

今後は老朽化する下水道施設の改築更新、下水道管きよの耐震化を図るとともに熊本市の水循環の一翼を担い、21世紀の住み良い環境づくりを推進していく。

ア 公共下水道の全体計画区域（計画調整課）



R 2.3.31時点

行政区域人口	処理人口	普及率(%)
731,572人	657,885人	89.9

イ 下水道事業計画（計画調整課）

事業認可年月日 昭和23年12月15日
 着工年月日 昭和23年4月1日
 完工年月日 令和11年3月31日
 排除方式 合流式、分流式

（令和2年3月31日現在）

区 分		基本計画（A）	実施済（B）	進捗率（B / A）
総 事 業	処理面積（ha）	13,724	11,894	86.7
	処理人口（人）	666,300	657,885	98.7
	汚水ポンプ場（箇所）	33	33	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	終末処理場（箇所）	6	5	83.3
	事業費（千円）	544,492,665	496,500,436	87.0
	国庫補助（千円）	199,476,905	166,577,978	80.2
	県補助（千円）	-	-	-
	市費その他（千円）	47,725,430	50,817,931	92.9
	市債（千円）	297,290,331	279,104,527	90.6
中 部 処 理 区	処理面積（ha）	1,548	1,476	95.3
	処理人口（人）	85,000	89,115	104.8
	汚水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
東 部 処 理 区	処理面積（ha）	4,352	4,182	96.1
	処理人口（人）	263,200	276,524	105.1
	汚水ポンプ場（箇所）	13	13	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
南 部 処 理 区	処理面積（ha）	1,844	1,620	87.9
	処理人口（人）	90,900	95,475	105.0
	汚水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
西 部 処 理 区	処理面積（ha）	2,128	1,490	70.0
	処理人口（人）	74,800	60,468	80.8
	汚水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
北 部 処 理 区 （北部流域関連）	処理面積（ha）	2,355	2,302	97.7
	処理人口（人）	113,200	112,445	99.3
	汚水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

水道

区 分		基本計画 (A)	実施済 (B)	進捗率 (B / A)
河内処理区	処理面積 (ha)	81	0	0.0
	処理人口 (人)	4,200	0	0.0
	汚水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
富合処理区 (宇土市終末処理場へ)	処理面積 (ha)	410	203	49.5
	処理人口 (人)	6,400	4,837	75.6
	汚水ポンプ場 (箇所)	1	1	100.0
	雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
植木処理区 (北部流域関連)	処理面積 (ha)	450	212	47.1
	処理人口 (人)	14,200	7,642	53.8
	汚水ポンプ場 (箇所)	1	1	100.0
	雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
城南処理区	処理面積 (ha)	556	409	73.6
	処理人口 (人)	14,400	11,379	79.0
	汚水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-

ウ 下水道の維持管理 (管路維持課、水再生課)

上下水道局では、下水道管にゴミや土砂がたまると、汚水の流れの妨げや管が傷む原因となるため、常時下水道管の点検・清掃・修理を行っている。また、ポンプ場も汚水や雨水を流すために重要な施設であるため、故障やトラブルが起きないように定期的に巡回・整備している。さらに、浄化センターにおいても、施設の機能が十分に発揮できるように常に点検を行い、自動制御で集中的に管理している。この他、下水道施設の老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント計画を策定し、改築更新を計画的に行っている。

清掃実績 (R 元)

管きよ清掃延長	49,064.0 m
管きよ浚渫土量	280.8 m ³

浄化センターへの流入水・放流水の平均的水質 (R 元)

	BOD	SS
流入水	160	150
放流水	2.4	2.5

単位：mg/L

エ 下水道資源の有効活用 (計画調整課・水再生課)

環境保全に配慮した取り組みとして、下水処理水や処理の過程で発生する汚泥・消化ガスなどの下水道資源の有効活用に努めている。

下水汚泥については、これまでセメント化・コンポスト化することで一部の汚泥を有効利用していたが、平成25年度からは汚泥焼却施設に代わって汚泥固形燃料化施設が稼働し、汚泥の有効利用率100%を達成した。また、平成25年度には処理の過程で発生する消化ガスを利用した発電設備の運用を中部浄化センターにて開始している。さらに、平成28年度からは、東部浄化センターでも消化ガス発電設備が稼働している。

(3) 主な事業統計

ア 人口普及率・水洗化率（計画調整課）

区分 年度	行政区域内 人口（人）(A)	処理区域内 人口（人）(B)	人口普及率（%） (B/A)	水洗便所設置済 人口（人）(C)	水洗化率（%） (C/B)
平 27	733,638	650,323	88.6	631,270	96.9
平 28	731,754	651,795	89.1	633,235	97.1
平 29	732,217	655,441	89.5	637,190	97.2
平 30	731,933	656,907	89.7	638,902	97.2
令 元	731,572	657,885	89.9	640,319	97.3

イ 整備状況（計画調整課）

区分 年度	年 度 毎			累 計		
	整備面積 (ha)	処理面積 (ha)	管きょ延長 (m)	整備面積 (ha)	処理面積 (ha)	管きょ延長 (m)
平 27	75	82	21,651	11,466	11,456	2,566,159
平 28	99	104	24,990	11,565	11,558	2,591,149
平 29	87	82	26,884	11,652	11,640	2,618,033
平 30	105	104	30,800	11,756	11,752	2,648,833
令 元	143	142	35,373	11,899	11,894	2,684,206

ウ 有収水量・年間総汚水処理水量（経営企画課、計画調整課、水再生課）

区分 年度	有収水量 (m) (A)	汚水処理水量 (m) (B)	北部流域下水道及び宇土市 終末処理場への流入量 (m) (C)	有収率 (%) (A/ (B+C))
平 27	70,800,143	71,596,161	12,019,723	84.7
平 28	68,058,351	74,672,910	12,074,794	78.4
平 29	72,626,117	74,707,418	12,094,600	83.8
平 30	72,366,941	73,635,854	12,282,841	84.4
令 元	71,800,777	73,110,073	12,332,661	84.0

(4) 下水道使用料 (料金課)

ア 下水道使用料

汚水の種類	使用料		
	一般汚水	基本使用料	890.47 円
従量使用料 (1 m ³ につき)		1m ³ 以上 10m ³ 以下	14.65 円
		11m ³ 以上 20m ³ 以下	130.95 円
		21m ³ 以上 50m ³ 以下	172.85 円
		51m ³ 以上 200m ³ 以下	209.51 円
		201m ³ 以上 500m ³ 以下	251.42 円
		501m ³ 以上 2,000m ³ 以下	293.32 円
		2,001m ³ 以上	340.47 円
公衆浴場汚水	1 m ³ につき	12.56 円	

※1 上記金額は消費税 10% を含む。

※2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。

※3 使用料は、上記使用料金表の基本使用料と従量使用料との合計額とし、1 円未満の端数は切り捨てる。

イ 下水道使用料収納状況

(令和 2 年 3 月 31 日現在 / 税込)

区分 年度	調定額 (A)		収納額 (B)		収納率 (B/A)	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (%)	金額 (%)
平 27	3,148,991	11,382,567,995	3,143,598	11,371,831,780	99.83	99.91
平 28	3,079,338	10,633,520,129	3,074,857	10,625,183,910	99.85	99.92
平 29	3,228,878	11,418,684,295	3,224,034	11,410,621,043	99.85	99.93
平 30	3,272,616	11,342,628,391	3,265,786	11,332,034,263	99.79	99.91
令 元	3,324,266	11,283,653,275	2,852,806	9,720,415,507	85.82	86.15

※収納額は、令和 2 年 3 月 31 日現在であり、令和 2 年東地区 2 月検針調定分は 3 月と 4 月、西地区 3 月検針調定分は 4 月と 5 月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

(5) 融資あっ旋・助成制度等

ア 水洗便所普及状況及び融資あっ旋・利子補給制度 (給排水設備課)

年度	種別	処理可能人口 (人)	水洗便所人口 (人)	水洗化率 (%)
平 27		650,323	631,272	97.07
平 28		651,795	633,235	97.15
平 29		655,441	637,190	97.22
平 30		656,907	638,902	97.26
令 元		657,885	640,319	97.33

水洗便所改造資金融資あっ旋・利子補給制度

<利用できる人の資格>

熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次のいずれにも該当する人

- ・ 処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人
- ・ 融資を受けた改造資金の償還能力を有する人
- ・ 市税及び受益者負担金を滞納していない人
- ・ 取扱金融機関の融資条件に適合する人

<融資あっ旋の額>

くみ取り式便所の改造工事	330,000円以内/1箇所
し尿浄化槽切替工事	330,000円以内/1基

<償還の期間及び方法>

償還期間は、36箇月以内
 支払方法は、元利均等方式又はボーナス併用方式による
 口座振替

<利子補給>

金融機関への償還が完済したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の全額を補給
 ※平成20年度末をもって、貸付金制度は廃止し、上記融資あっ旋に移行した。

イ 共同排水設備助成金（計画調整課）

公共下水道処理区域内で管きよが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

年度	種別	申請件数（件）	助成金額（円）
平27		1	730,600
平28		2	246,600
平29		2	2,047,700
平30		2	1,125,100
令元		0	0

<条 件>

- ・私道に所有者が異なる家屋が2つ以上接していること。
- ・共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること。
- ・土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること。
- ・市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。
- ・布設された管きよの維持管理は申請者の負担で行なうこと。

(6) 経営状況（経営企画課）

ア 収益的収支・資本的収支の推移

(単位：千円/税込)

事 項	年 度	平 27	平 28	平 29	平 30	令 元
(収 益 的 収 支)						
収 益 的 収 入		21,449,574	20,713,136	21,723,771	21,219,904	20,867,487
収 益 的 支 出		18,906,901	19,608,258	19,407,873	18,581,556	18,180,061
収 益 的 収 支		2,542,673	1,104,878	2,315,898	2,638,348	2,687,426
(資 本 的 収 支)						
資 本 的 収 入		11,273,848	9,490,728	12,436,715	14,943,134	15,407,162
資 本 的 支 出		18,051,246	16,707,219	18,935,207	22,451,611	22,145,754
資 本 的 収 支		△ 6,777,398	△ 7,216,491	△ 6,498,492	△ 7,508,477	△ 6,738,592

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

事 項 \ 年 度	平 27	平 28	平 29	平 30	令 元
資 産 の 部	289,035,237	284,259,337	286,088,610	288,636,279	290,770,802
負 債 ・ 資 本 合 計	289,035,237	284,259,337	286,088,610	288,636,279	290,770,802
負 債 の 部	264,226,246	258,522,014	257,642,340	258,011,646	258,006,291
資 本 の 部	24,808,991	25,737,323	28,446,270	30,624,633	32,764,511
企 業 債 残 高	144,075,346	138,927,704	136,155,484	134,394,875	134,312,534

(7) 施設等

ア 浄化センター (計画調整課)

中部浄化センター

処理能力 計画：63,300m³/日 現有：64,500m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 昭和43年1月
 所在地 西区蓮台寺5丁目7番2号

東部浄化センター

処理能力 計画：142,800m³/日 現有：138,400m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 昭和47年12月
 所在地 東区秋津町秋田536番地

南部浄化センター

処理能力 計画：51,400m³/日 現有：52,300m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 昭和62年4月
 所在地 南区元三町4丁目1番1号

西部浄化センター

処理能力 計画：34,100m³/日 現有：23,400m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 平成14年3月
 所在地 西区沖新町4944-3

城南町浄化センター

処理能力 計画：6,400m³/日 現有：4,700m³/日
 処理方式 オキシデーションディッチ法
 稼動年月 平成10年12月
 所在地 南区城南町島田438

河内浄化センター (計画中)

処理能力 計画：2,100m³/日 現有：－
 処理方式 オキシデーションディッチ法
 稼動年月 ー
 所在地 ー

イ 雨水幹線 (河川課)

雨 水 幹 線 名	旧 都 市 下 水 路 名	延 長 (m)	集 水 面 積 (ha)	備 考
坪井川雨水3号幹線	高 橋	779	159	昭和33～35年度 事業完了
坪井川雨水6号幹線	旧井芹川	918	41	昭和35～37年度 〃
坪井川雨水5号幹線枝線	春 日	1,317	63	昭和34～37年度 〃
健軍川雨水2号幹線	帯 山	1,474	76	昭和39～41年度 〃
加勢川雨水5号及び5-1号幹線	出 水	1,370	41	昭和42～46年度 〃
井芹川雨水8号幹線枝線	段 山	467	38	昭和45～48年度 〃
白川雨水8号幹線	新 南 部	668	43	昭和46～48年度 〃
井芹川雨水10号幹線	山ノ下	1,058	57	昭和48～56年度 〃
加勢川雨水3号幹線	湖 東	983	77	昭和47～56年度 〃
加勢川雨水6号幹線	秋 津	3,868	313	昭和38～41年度 昭和50～56年度 〃
白川雨水14号及び15号幹線	竜 田	1,987	95	昭和55～平成5年度 〃
健軍川雨水7号幹線	月 出	1,992	81	昭和55～平成4年度 〃
井芹川雨水13号幹線	上 熊 本	685	110	昭和57～平成元年度 〃

5 工業用水道事業

本事業は、工業用水道事業法に基づき、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発達に寄与することを目的としている。事業に必要な費用は使用者からの料金収入によって賄われるべきであるが、工業団地の分譲が完了していない現状としては全てを賄うことができないため、収益的収支の差額を一般会計から繰り入れている。今後、城南工業団地を所有する熊本県及び熊本市の関係部署と連携をしながら、早期の企業立地を目指し、当該事業会計の経営健全化を図る。

ア 収益的収支・資本的収支の推移

(単位：千円 / 税込)

事 項 \ 年 度	平 27	平 28	平 29	平 30	令 元
(収 益 的 収 支)					
収 益 的 収 入	5,432	9,712	6,448	5,589	5,516
収 益 的 支 出	5,010	9,668	5,055	4,662	5,046
収 益 的 収 支	422	44	1,393	927	470
(資 本 的 収 支)					
資 本 的 収 入	0	900	22	4,222	0
資 本 的 支 出	9	562	130	5,990	16
資 本 的 収 支	△ 9	338	△ 108	△ 1,768	△ 16

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

事 項 \ 年 度	平 27	平 28	平 29	平 30	令 元
資 産 の 部	70,920	70,354	69,715	71,980	70,314
負 債 ・ 資 本 合 計	70,920	70,354	69,715	71,980	70,314
負 債 の 部	49,977	49,409	47,384	48,852	46,718
資 本 の 部	20,943	20,945	22,331	23,128	23,596

ウ 業務指標

事 項 \ 年 度	平 27	平 28	平 29	平 30	令 元
給 水 事 業 所 数	11	12	12	11	11
配 水 量 (m ³)	36,179	40,850	42,563	40,883	38,048
有 収 水 量 (m ³)	52,754	58,204	61,980	59,558	57,310

病 院

- 1 市 民 病 院 389
- 2 附 属 診 療 所 392
- 3 植 木 病 院 393
- 4 旧 市 民 病 院 解 体 394

1 市民病院

熊本市民病院は、昭和21年に熊本市立民生病院として開設以来、熊本市が経営する自治体病院としての役割を果たしてきた。診療科34科、病床数556床（一般病院544床、感染症病床12床）を有し、地域医療の中核を担ってきたが、平成28年4月に発生した熊本地震により、深刻な被害を受け、本来の病院機能の大半が失われた状態となった。

そこで被災した熊本市民病院の機能を1日も早く取り戻すため、移転再建することを決定し、3年半後の令和元年10月1日に新病院が開院した。

新病院では診療科32科、病床数388床（一般病床380床、感染症病床8床）と新たな体制で「市民の生命と健康を守るために、安全で良質な医療を提供します」という理念のもと、これまで担ってきた小児・周産期医療を継続するとともに、救急医療、急性期医療、政策医療においても専門性の高い医療を提供することで、市民の健康と福祉の向上に貢献している。

(1) 概要

所在地	東区東町4丁目1番60号
敷地面積	20,470.97㎡
建物面積	延39,810.67㎡
病床数	388床〔一般380床、感染症病床8床〕
診療科	◎小児・周産期医療 新生児内科／小児科／小児循環器内科／小児心臓外科／小児外科／産科 ◎外科系部門 消化器外科／乳腺・内分泌外科／呼吸器外科／婦人科／整形外科／脳神経外科／皮膚科／泌尿器科 眼科／耳鼻咽喉科／歯科口腔外科 ◎内科系部門 脳神経内科／呼吸器内科／消化器内科／循環器内科／血液・腫瘍内科／腎臓内科／代謝内科 感染症内科／精神科 ◎中央診療部門 放射線科／麻酔科／救急科／集中治療科／病理診断科／リハビリテーション科
職員数	611人（医師80人 看護師404人 医療技師84人 事務その他43人）

(2) 経営状況（※附属診療所、植木病院を含む）

（単位 千円）

	H27	H28	H29	H30	R1
収入	14,413,091	6,393,285	7,042,835	4,592,370	7,489,731
支出	14,720,155	10,214,777	10,973,457	7,075,655	12,077,255
損益	△ 307,064	△ 3,821,492	△ 3,930,622	△ 2,483,285	△ 4,587,524
利益剰余金	△ 7,311,283	△ 11,132,775	△ 15,063,397	△ 17,546,702	△ 22,134,226

(3) 使用料（令2.4.1現在）

A室（1室）1人1日	13,200円
B室（1室）1人1日	11,000円
C室（32室）1人1日	6,600円
D室（16室）1人1日	5,500円

（※助産の場合、いずれも非課税）

(4) 科目別診療状況

科目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
	患者数					
内科	入院	40,005	1,869	194	518	8,935
	一日平均入院	109.3	5.1	0.5	1.4	24.4
	外来	47,284	25,463	23,602	22,352	27,058
	一日平均外来	194.6	104.4	96.3	91.6	115.1
	計	87,289	27,332	23,796	22,870	35,993
精神科	入院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	9	0	0	0	0
	一日平均外来	0	0	0	0	0
	計	9	0	0	0	0
小児科	入院	20,843	2,061	5,629	5,910	9,940
	一日平均入院	56.9	5.6	15.4	16.2	27.2
	外来	13,048	10,855	11,272	9,763	8,514
	一日平均外来	53.7	44.5	46.0	40.0	36.2
	計	33,891	12,916	16,901	15,673	18,454
外科	入院	10,272	314	9	14	2,934
	一日平均入院	28.1	0.9	0	0	8.0
	外来	14,071	5,232	2,040	1,713	3,229
	一日平均外来	57.9	21.4	8.3	7.0	13.7
	計	24,343	5,546	2,049	1,727	6,163
整形外科	入院	18,328	555	12	2	6,292
	一日平均入院	50.1	1.5	0	0	17.2
	外来	12,827	4,622	4,021	3,620	4,586
	一日平均外来	52.8	18.9	16.4	14.8	19.5
	計	31,155	5,177	4,033	3,622	10,878
皮膚科	入院	2,667	87	54	67	1,045
	一日平均入院	7.3	0.2	0.1	0.2	2.9
	外来	13,920	6,871	5,230	5,526	5,754
	一日平均外来	57.3	28.2	21.3	22.6	24.5
	計	16,587	6,958	5,284	5,593	6,799
泌尿器科	入院	5,359	305	43	28	1,137
	一日平均入院	14.6	0.8	0.1	0.1	3.1
	外来	8,926	5,449	5,045	4,544	4,807
	一日平均外来	36.7	22.3	20.6	18.6	20.5
	計	14,285	5,754	5,088	4,572	5,944
眼科	入院	1,946	120	130	59	1,030
	一日平均入院	5.3	0.3	0.4	0.2	2.8
	外来	12,825	9,092	6,891	5,376	7,220
	一日平均外来	52.8	37.3	28.1	22.0	30.7
	計	14,771	9,212	7,021	5,435	8,250
耳鼻咽喉科	入院	3,978	203	346	453	1,290
	一日平均入院	10.9	0.6	0.9	1.2	3.5
	外来	6,156	2,529	2,521	2,309	2,957
	一日平均外来	25.3	10.4	10.3	9.5	12.6
	計	10,134	2,732	2,867	2,762	4,247
産婦人科	入院	11,742	547	0	0	2,376
	一日平均入院	32.1	1.5	0	0	6.5
	外来	18,352	833	406	546	2,856
	一日平均外来	75.5	3.4	1.7	2.2	12.2
	計	30,094	1,380	406	546	5,232

科目	年度 患者数	H27	H28	H29	H30	R1
		歯科 口腔外科	入院	747	82	200
一日平均入院	2.0		0.2	0.5	0.4	1.5
外来	9,982		4,977	4,881	4,637	5,134
一日平均外来	41.1		20.4	19.9	19.0	21.8
計	10,729		5,059	5,081	4,768	5,670
放射線科	入院	1	0	0	0	2
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	1,714	660	325	326	690
	一日平均外来	7.1	2.7	1.3	1.3	2.9
	計	1,715	660	325	326	692
麻酔科	入院	393	16	0	0	0
	一日平均入院	1.1	0	0	0	0
	外来	2,714	865	0	0	121
	一日平均外来	11.2	3.5	0	0	0.5
	計	3,107	881	0	0	121
脳神経外科	入院	3,940	143	0	0	643
	一日平均入院	10.8	0.4	0	0	1.8
	外来	2,451	859	540	448	1,236
	一日平均外来	10.1	3.5	2.2	1.8	5.3
	計	6,391	1,002	540	448	1,879
小児心臓外科	入院	1,284	46	0	0	367
	一日平均入院	3.5	0.1	0	0	1.0
	外来	262	126	37	93	81
	一日平均外来	1.1	0.5	0.2	0.4	0.3
	計	1,546	172	37	93	448
心臓血管外科	入院	1,247	59	0	0	0
	一日平均入院	3.4	0.2	0	0	0
	外来	366	96	4	0	0
	一日平均外来	1.5	0.4	0	0	0
	計	1,613	155	4	0	0
合計	入院	122,752	6,407	6,617	7,182	36,527
	一日平均入院	335.4	17.6	18.1	19.7	99.8
	外来	164,907	78,529	66,815	61,253	74,243
	一日平均外来	678.6	321.8	272.7	251	315.9
	計	287,659	84,936	73,432	68,435	110,770

(5) 感染症患者収容状況

赤痢	平成14年以降なし
腸チフス	平成17年以降なし
日本脳炎	平成9年以降なし
コレラ	平成10年以降なし
パラチフス	平成17年以降なし

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

(6) 新生児医療

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、総合周産期母子医療センターにおける新生児部門では24時間365日体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっている。また、院外で出生した児については、本院の新生児専用救急車による新生児搬送を行っている。

実 績

(単位 人)

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
出生体重	1,500g 未満	53	3	0	0	24
出生体重	1,500g 以上 2,500g 未満	132	11	0	0	26
出生体重	2,500g 以上	401	14	0	0	59
合 計		586	28	0	0	109

新生児専用救急車による搬送者	110	54	121	109	25
----------------	-----	----	-----	-----	----

2 附属診療所

芳野診療所は、無医地区だった芳野校区に昭和38年河内芳野村立芳野診療所として開設され、以後も芳野校区唯一の医療機関として現在に至っている。平成3年2月1日熊本市と河内町を含む飽託郡との合併により熊本市立芳野診療所に名称変更され、平成4年4月1日組織変更により現在の熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所となった。

概要

所在地 西区河内町野出1410番地

診療科目 内科、外科、小児科

利用状況

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
外来数(人)		2,912	2,894	2,772	2,682	2,606

3 植木病院

植木病院は、昭和27年9月に終戦後の赤痢の集団発生などが続いた時代に、伝染病棟を基に、診療所として開設され、その後、昭和30年の町村合併により、昭和31年1月から植木町国民健康保険植木病院と改称し、平成14年12月に現在地に移転改築、平成22年3月に熊本市との合併により、熊本市立植木病院と名称を変更、病床数141を有し、地域住民に質の高い急性期・慢性期・救急医療を提供するとともに、疾病予防から診療、在宅医療を一体的に提供する地域包括ケアシステムの役割を担っている。

(1) 概要

所在地 北区植木町岩野285-29
 病床数 141床 [一般102床 (うち地域包括ケア病床14床、人間ドック病床2床)、療養39床]
 職員数 医師11人 看護職員64人 医療技術員20人 事務その他11人

(2) 使用料

特別室 A (5室) 1人1日 5,500円 B (16室) 1人1日 3,300円
 C (11室) 1人1日 2,750円

(3) 科目別診療状況

科目	患者数	年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
内科	入院	21,599	21,693	21,384	14,709	16,427
	一日平均入院	59.0	59.4	58.6	40.3	44.9
	外来	13,515	13,630	14,464	12,849	13,045
	一日平均外来	55.6	56.1	59.3	52.7	54.4
	計	35,114	35,323	35,848	27,558	29,472
予防接種・健診等	外来	3,939	4,523	5,005	4,584	4,242
循環器内科	入院	3,409	4,955	3,833	3,575	6,224
	一日平均入院	9.3	13.6	10.5	9.8	17.0
	外来	5,388	5,436	5,378	5,069	5,773
	一日平均外来	22.2	22.4	22.0	20.8	24.1
	計	8,797	10,391	9,211	8,644	11,997
脳神経外科※1	入院	0	0	882	3,635	4,110
	一日平均入院	0	0	4.9	10.0	11.2
	外来	106	89	263	809	818
	一日平均外来	0.4	0.4	1.1	3.3	3.0
	計	106	89	1,145	4,444	4,928
外科	入院	3,711	2,724	2,225	2,328	2,335
	一日平均入院	10.1	8.5	6.1	6.4	6.4
	外来	3,995	2,930	2,720	2,566	2,096
	一日平均外来	16.4	12.1	11.1	10.5	8.7
	計	7,706	5,654	4,945	4,894	4,431
整形外科	入院	7,678	7,729	7,005	6,102	9,498
	一日平均入院	21.0	21.2	19.2	16.7	26.0
	外来	5,120	5,101	4,873	4,730	5,352
	一日平均外来	21.1	21.0	20.0	19.4	22.3
	計	12,798	12,830	11,878	10,832	14,850
合計	入院	36,397	37,101	35,329	30,349	38,594
	一日平均入院	99.4	101.6	96.8	83.1	105.4
	外来	32,063	31,709	32,703	30,607	31,326
	一日平均外来	115.7	130.5	134.0	125.4	130.5
	計	68,460	68,810	68,032	60,956	69,920

※1 平成29年10月2日より脳神経外科医を雇用。

平成29年度実績における一日平均入院患者数は、10月2日以降の181日で除したものの。

4 旧市民病院解体

旧熊本市民病院は、平成28年熊本地震の影響により北館及び南館が使用不能になったため、令和元年（2019年）10月の新病院開院に合わせ、同年10月に施工業者と契約後、解体工事に着手した。現在は令和3年（2021年）3月の工事完了に向け着実に工事を進めている。

(1) 概要（令2.4.1現在）

旧熊本市民病院の工事概要

所在地 熊本市東区湖東1丁目1番60号

工期 令和元年（2019年）10月2日～令和3年（2021年）3月15日

(2) 解体工事スケジュール

工種	令和元年			令和2年									令和3年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
準備工	■																	
仮設工事			■															
内部分別解体		■	■	■	■	■												
上屋解体							■	■	■	■	■	■	■	■				
土留工事											■	■	■					
基礎解体													■	■	■	■	■	
外構撤去																	■	■
電気設備工事		■	■	■	■	■												
機械設備工事		■	■	■	■	■												
管理棟工事			■										■	■	■	■		

教 育

1	概 况	397
2	青 少 年 育 成	398
3	学 校 教 育	401
4	图 书 馆	415
5	熊 本 博 物 馆	419

1 概況

少子高齢化、価値観の多様化、経済的格差の拡大など、社会は著しく変化しており、子どもたちを取り巻く環境についても、いじめの社会問題化や少年による重大事件、インターネットを通じたトラブルなど、多くの課題を抱えている。また、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。

このような中、規範意識や社会性、思いやりの心、自立心をはぐくみ、生涯を通して健康で生きがいのある人生を求める意識の高揚とともに、社会の著しい変化に柔軟に対応できる必要な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力などの育成が重要となっている。また、学校はもとより、家庭や地域の教育力を高め、子どもたちの健やかな成長を支える仕組みづくりが求められている。

こうした背景を踏まえ、平成28年（2016年）3月に策定された熊本市総合計画の基本計画においては、3つのまちづくりの重点的取組のうち、「安心して暮らせるまちづくり」に具体的な取組を掲げて施策の展開を図っている。

教育委員会では、平成28年（2016年）3月に、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な目標や施策の基本となる指針として策定された「熊本市教育大綱」をもって熊本市教育振興基本計画に代えることとした。さらに、本基本計画の策定に伴い、平成28年度（2016年度）からは、「熊本市第7次総合計画」との整合性を図りながら、市長が定めた「熊本市教育大綱」の「施策の基本方針」及び「重点的取組」に関連する事業で実施計画を策定し、進捗管理を行っている。

令和2年（2020年）4月1日現在、第2期となる熊本市教育大綱（令和2～5年度）を新たに策定中である。

【参考】

（1）令和元年度（2019年度）熊本市教育方針

本市教育は、恵まれた自然と先人が築いた伝統文化のもとで、社会の進展に対応する教育を構築しながら、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、「徳・知・体」の調和のとれた次代を担う子どもたちの育成に努めるとともに、市民が生涯にわたって、健康で生きがいと潤いのある生活を営むことができる生涯学習社会の実現を目指す。

このような教育を推進するにあたり、学校・家庭・地域社会は、人間尊重の精神を基本にしながら、それぞれの責任と使命を自覚し、連携して取り組むこととする。

（2）令和元年度（2019年度）年度教育目標

- ◎人権尊重の理念のもと、学校・家庭・地域社会における様々な教育活動を通して、社会全体で子どもたちの「社会を生き抜く力」を育成する。
- ◎多様な教育機能の整備・充実を図り、歴史的文化遺産を継承し、市民の生涯にわたる自発的な学習活動を奨励・支援する。

（3）熊本市教育振興基本計画（熊本市教育大綱）（平成28～令和元年度）

基本理念

徳・知・体の調和のとれた人づくり ～教育都市くまもとを目指して～

（4）取組の方向

- 1 徳・知・体の調和のとれた教育の推進
- 2 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進
- 3 安全で良好な教育環境の整備
- 4 学校教育と福祉の連携の推進
- 5 生涯を通して学び、その成果を地域に活かすことができる環境の整備
- 6 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興
- 7 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

(5) 重点的取組

- 1 いのちを大切にすする心の教育の充実と、いじめや不登校への細やかな対応
- 2 確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進
- 3 教員が子どもと向き合うための体制の整備
- 4 学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

2 青少年育成（青少年教育課）

心豊かなたくましい青少年を育むため、社会参加活動への支援や青少年育成環境の整備を進める。特に児童育成クラブの充実など、放課後児童対策を強化するとともに、多様な青少年問題に対応するため、青少年センター活動の中で非行防止活動や広報啓発活動を充実させる。

(1) 青少年健全育成推進事業

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援するとともに支援体制を整える。

ア 熊本市青少年問題協議会

熊本市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく本市の附属機関として設置。青少年問題全般に関する協議を行うとともに、関係行政機関相互の情報共有を行う。事務局は本市青少年教育課に置く。

委員構成	市長・市議会議員・教育委員会委員・学識経験者・関係行政庁職員
任期	在職期間（ただし学識経験者は2年）
事業内容	協議会の開催

イ 熊本市青少年指導員協議会

熊本市青少年指導員協議会は、熊本市教育委員会から委嘱を受けた青少年指導員によって、自らの資質の向上と連携の強化を図るため、平成元年5月に自主的に結成された任意団体。

(2) 児童育成クラブ

目的	放課後児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない児童）とその保護者に対し、児童育成クラブを開設し、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立を支援する。
開設日	4月1日～翌年3月31日（日曜日・国民の祝日・年末年始を除く）
開設時間	平日：児童の下校時間～午後6時 土曜日及び長期休業期間：午前8時～午後6時
支援員	508名（令2.5.1現在）
巡回指導員	17名（令2.5.1現在）
開設状況	公営）80箇所6,033名（民営）15箇所663名（令2.5.1現在） ※開設時間、支援員、巡回指導員については、各民営クラブにより異なる。

(3) 青少年センター活動

ア 業務内容

街頭指導、関係機関及び団体との連携、青少年非行・被害防止に関する啓発活動、青少年指導にかかる調査及び資料収集、青少年に有害な影響を与える環境の浄化、その他青少年非行・被害防止のための必要な事項。

イ 青少年指導員

（令2.5.1現在）

区分	推薦について	人員(人)
有償ボランティア	校区青少年健全育成協議会及び自治協議会等の推薦	244
	計	244

ウ 指導状況

① 実施状況

街頭指導実施状況	年 度	H27	H28	H29	H30	R1
年間街頭指導実施回数 (回)		888	831	902	934	861
従事した青少年指導委員延人員 (人)		4,341	3,925	4,038	4,404	3,987
指導した青少年の総数 (人)		3,397	1,898	1,772	2,774	3,054

② 学職別・行為別指導状況

(単位 人)

学職別	行為別	喫 煙	怠 学	遊技施設内 声かけ指導	交通指導	帰宅指導	その他	計
	年度							
小 学 生	H29	-	-	79	6	38	1	124
	H30	-	1	87	-	18	19	125
	R1	-	-	62	2	27	6	97
中 学 生	H29	-	2	286	20	84	10	402
	H30	2	-	367	1	52	15	437
	R1	-	1	414	-	66	40	521
高 校 生	H29	-	8	794	41	236	40	1,119
	H30	3	35	1,940	28	140	30	2,176
	R1	2	18	2,171	37	105	32	2,365
そ の 他	H29	-	-	72	25	18	12	127
	H30	7	-	9	18	2	-	36
	R1	8	-	47	16	-	-	71
計	H29	-	10	1,231	92	376	63	1,772
	H30	12	36	2,403	47	212	64	2,774
	R1	10	19	2,694	55	198	78	3,054

エ 熊本市小学校生徒指導協議会・熊本市中学校生徒指導委員会・熊本市高等学校生活指導連盟との連携

熊本市小学校、中学校、高等学校における児童・生徒の指導を目的とした調査、研究、連絡調整等を行う教職員組織との相互連携による生徒指導活動を展開する。

オ 家庭環境づくりの啓発事業（健全育成懇談会～地域で育てる青少年～）

“非行防止は家庭から” “家庭づくりは親子の対話から” と言われるように、家庭のあり方が青少年に与える影響は大きなものがある。家庭における子どもの問題を中心に考えながら青少年の健全な育成と明るい家庭づくりについて話し合いの機会をもつために講師、助言者を派遣する。

(4) 家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

ア 家庭教育セミナー

家庭教育力の向上のため、主に小・中学生の子どもを持つ保護者を対象に、子どもたちの持つ悩みや子どもとの接し方、また社会的ルールやしつけ等を学ぶ講座を実施している。小中学校やPTAとの連携により、保護者の多く集まる機会等を捉えた開催に努めている。

イ 家庭教育地域リーダー養成講座

P T Aや地域活動に積極的に取り組んでいる方を対象に家庭教育地域リーダー養成講座を開催し、地域の核となって家庭教育を推進するリーダーを育成する。

(5) 青少年教育

子どもたちが様々な野外体験活動等を通して、「生きる力」を育むことができるよう青少年活動（野外活動等）の安全で教育的効果の高い青少年活動を推進する。

ア 青少年教育施設

恵まれた自然環境の中で、集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るために、小中学校の集団宿泊や青少年団体等を受け入れるとともに主催事業を行う。なお、全棟（体育室を除く）にわたる屋根の不具合に伴い、平成31年度（2019年度）の受け入れを4月15日から中止した。

① 金峰山少年自然の家

所在地 西区池上町3071-5
 開設年月日 昭和50年（1975年）10月1日
 定員 200人
 施設内容 宿泊棟（児童用23室・引率者用2室・バリアフリー1室・バリアフリー浴室）
 研修室・体育室・食堂・浴室・保健室・事務室・つどいの広場・野外炊飯場
 屋外多目的ハウス

利用状況

(平31.4.1現在)

年度 団体名	H26		H27		H28		H29		H30	
	団体数	延人員 (人)	団体数	延人員 (人)	団体数	延人員 (人)	団体数	延人員 (人)	団体数	延人員 (人)
小学校	96	23,322	87	22,156	87	13,667	70	16,736	78	20,891
中学校	3	262	10	1,670	3	340	2	240	3	308
少年団体	32	2,769	20	1,397	7	719	17	1,148	20	1,221
その他の団体	7	2,146	18	4,200	5	2,506	13	4,015	9	2,818
主催事業	15	1,684	12	1,048	6	338	9	760	11	1,012
合計	153	30,183	147	30,471	108	17,570	111	22,899	121	26,250
稼働率 (%)	78.8		77.3		66.5		60.7		67.1	

(注) 稼働率 (%) = (利用日数 / 開所日数) × 100

(6) 青少年の交流

国内外の友好姉妹都市との間で、青少年の交流活動を通して、両市の友好と親善を深める。

ア 国際交流（令和元年度（2019年度））

① 熊本市・ハイデルベルク市青少年交流事業（受入）

期間 令和元年（2019年）7月28日～8月6日（9泊10日）
 団員 20人（高校生団員15、役職員5）

イ 国内交流（令和元年度（2019年度））

① 熊本市・福井市小学生交流事業

期間 (受入) 令和元年（2019年）8月1日～4日（3泊4日）
 (派遣) 令和2年（2020年）1月10日～13日（3泊4日）
 団員 16人（小学生団員12、役職員4）

3 学校教育

現在、いじめの社会問題化、少年による重大事件、インターネットを通じたトラブルなど、子どもたちを取り巻く環境は、憂慮すべき状況になっている。

このような中で、今求められているのは、子どもたち一人一人が「豊かな心」を育み、「確かな学力」を身に付け、「健やかな体」を育む教育、グローバル化の進展や情報ネットワーク社会の到来など社会の変化に対応した教育、さらには、子どもたちが社会の変化に柔軟かつ積極的に対応しながら、より一層、一人一人の個性、能力を最大限に伸ばす教育を進めていくことなどである。

そこで、以上のような視点を踏まえ、子ども一人一人の個性を生かしながら、豊かな人間性や創造性を育むきめ細かな教育を推進するため、平成28年（2016年）3月に策定した「熊本市教育振興基本計画」に基づき、具体的な施策の展開を図っていく。

また、平成30年（2018年）3月「学校改革！教員の時間創造プログラム」を策定し、教職員が心身ともに健康で、ゆとりを持って子どもたちと向き合える環境をつくっていくために、教職員の長時間勤務の実態改善に向けた取組を総合的かつ計画的に推進している。

令和2年度（2020年度）の主な事業は次のとおりである。

- ・豊かな心を育む教育の推進（道徳教育総合支援事業、水俣に学ぶ肥後っ子教室経費 他）（教育センター、指導課）
- ・確かな学力を育む教育の推進（教育の情報化推進経費※1、外国語教育推進経費※2、高校改革関連経費※3 他）
（指導課、教育センター、学校改革推進課）

※1 教育の情報化推進経費

令和2年度（2020年度）から全面実施となる新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の実現に向けた授業改善や、プログラミング教育の導入が求められており、これらを実現するため、平成30年度（2018年度）から3ヶ年で電子黒板や実物投影機・タブレット端末といった教育におけるICT環境整備を全小中学校で進めている。

※2 外国語教育推進経費

外国語指導助手（ALT）を活用し、グローバル化に対応した新たな英語教育の在り方を実現するための体制を整備する。

※3 高校改革推進経費

市立高校及び市立総合ビジネス専門学校の改革に係る基本計画の策定等を行う。

- ・健やかな体を育む教育の推進（いのちを守る教育推進経費、学校プール再編検討経費 他）（健康教育課、指導課）
- ・教員が子どもと向き合う時間の拡充（学校給食費等管理経費、部活動指導員配置経費 他）（健康教育課、指導課）
- ・教育相談体制の充実（いじめ・不登校対策経費、スクールソーシャルワーカー（SSW）配置事業、スクールカウンセラー（SC）配置事業 他）（総合支援課）
- ・特別支援教育の推進（特別支援学級教室改修経費、スクールバス運行経費（あおば支援学校分） 他）（学校施設課、総合支援課）
- ・最適な学習環境の整備（学校施設長寿命化関連経費 他）（学校施設課）
- ・図書館・博物館の機能充実（特別展等開催経費、図書館管理運営経費 他）（博物館、図書館）

(1) 市内学校数 (指導課)

(令 2.5.1 現在)

区分	校種別	大 学	短 大	高 校	特別支援 学 校	中 学	小 学	幼	合計
国		1			1	1	1	1	5
県		1		11	4				16
市				2	2	42 (1)	92	6	144 (1)
私		6	1	14		9		24	54
合 計		8	1	27	7	52 (1)	93	31	219 (1)

(注) () は分校の数を別掲 区分中の「国」は独立行政法人(旧国立熊本大学)

(2) 市立学校児童生徒数 (教職員課)

校種別	区 分	学校数	学級数	児童生徒	教員数
幼 稚 園		6	20	265	45
小 学 校		92	1,635	40,704	2,481
中 学 校		42 (1)	685	19,044	1,336
高 等 学 校		2	42	1,617	114
特別支援学校		2	16	93	54
専 修 学 校		1	7	108	11
合 計		145 (1)	2,405	61,831	4,041

(注) () は分校の数

(令 2.5.1 現在)

(3) 児童生徒数の変遷 (教職員課)

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2
児 童 生 徒 数	小学校	40,236	40,747	41,045	40,922	40,704
	中学校	19,854	19,574	19,077	18,932	19,044

(各年度 5.1 現在)

(4) 学校施設の現況 (学校施設課・教職員課)

ア 小学校施設の現況

(令 2.5.1 現在)

番号	学校名	児童数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)		校地面積 (㎡)	校庭夜間照明施設開設年月
					校舎	屋内運動場		
1	壺川	393	22	14	4,341	594	9,104	
2	碩台	149	13	8	3,610	594	12,093	
3	白川	452	24	18	4,288	919	12,908	
4	城東	197	14	9	4,444	725	15,397	
5	慶徳	137	22	10	4,268	919	6,563	
6	一新	390	23	16	4,345	725	12,615	
7	五福	264	21	13	3,158	804	6,682	昭 52.10
8	向山	500	27	18	4,123	725	16,652	
9	黒髪	467	33	18	5,477	796	10,472	
10	大江	664	37	26	4,544	725	11,724	
11	本荘	53	11	6	4,083	894	11,533	
12	春竹	505	33	21	5,444	1,049	15,465	
13	古町	123	13	7	2,840	532	11,184	
14	春日	265	21	14	4,349	725	14,224	昭 49. 9
15	城西	691	37	25	6,311	1,170	20,277	昭 60. 9
16	花園	406	21	14	4,893	945	17,199	昭 57.10
17	池田	437	21	16	4,962	594	12,569	
18	出水	433	24	16	4,657	826	11,682	
19	白坪	475	32	18	5,658	945	16,004	
20	画図	1,015	48	34	6,775	919	17,278	昭 54.10
21	砂取	455	26	17	4,686	1,119	18,074	
22	健軍	586	44	24	6,930	945	25,678	
23	清水	531	34	23	5,741	1,036	16,849	昭 49. 9
24	日吉	380	26	16	5,453	976	15,199	昭 55. 4
25	川尻	496	27	20	5,184	1,049	22,553	昭 60. 9
26	力合	530	31	20	5,001	594	16,836	昭 60. 4
27	御幸	633	32	23	4,939	1,039	18,787	昭 52.10
28	田迎	457	23	17	4,619	1,203	13,513	昭 62. 3
29	高橋	105	10	6	1,912	666	7,271	
30	池上	252	18	12	3,705	919	16,088	平元. 5
31	城山	713	40	28	5,347	924	24,427	昭 57. 4
32	託麻原	653	33	24	6,555	1,049	21,748	
33	秋津	555	30	21	4,933	923	16,104	
37	泉ヶ丘	388	21	15	4,801	919	18,362	
38	小島	251	22	13	2,856	1,093	12,462	
39	龍田	622	34	24	5,633	850	14,556	昭 62. 8
40	帶山	798	48	28	6,156	1,069	20,252	
41	中島	237	16	11	3,060	532	13,529	
42	白山	528	30	20	5,038	1,049	20,199	
43	若葉	396	23	16	4,619	1,049	18,784	
44	城北	423	28	19	5,422	1,017	18,958	昭 60. 9
45	尾ノ上	701	41	27	5,923	792	21,434	昭 55.11
46	西原	671	39	25	5,215	792	19,084	昭 49. 9
47	高平台	617	31	22	5,370	945	26,678	昭 49. 9
48	楠	227	20	11	6,325	802	18,318	
49	託麻東	1,083	58	40	5,344	725	25,225	
50	託麻西	835	47	32	6,589	945	18,873	昭 52.10

番号	学校名	児童数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)		校地面積 (㎡)	校庭夜間照明施設開設年月
					校舎	屋内運動場		
51	託麻北	531	27	21	4,126	920	15,971	昭60.4
52	桜木	456	27	19	6,361	725	20,806	昭49.9
53	東町	535	38	23	5,945	1,436	20,272	昭54.10
54	麻生田	441	27	19	5,221	945	20,193	
55	武蔵	403	21	14	4,971	945	18,102	
56	帯山西	575	30	20	4,319	725	17,965	
57	月出	486	30	20	5,916	945	24,258	昭55.11
58	出水南	789	43	27	6,005	945	16,287	
59	健軍東	263	18	12	5,960	725	21,385	昭58.3
60	城南	259	21	13	3,978	725	22,633	昭57.12
61	田迎南	777	42	30	4,170	725	25,702	昭58.3
62	弓削	287	19	13	3,012	695	18,594	昭58.3
63	託麻南	960	49	33	7,073	725	21,601	昭60.4
64	山ノ内	594	33	22	5,535	724	28,949	昭61.10
65	榆木	513	31	20	3,824	918	18,859	
66	川上	561	34	23	4,667	745	24,479	
67	西里	327	26	17	4,375	1,161	35,546	平22撤去
68	北部東	725	38	26	4,976	1,337	19,179	
69	芳野	74	13	8	1,993	797	13,124	
70	河内	157	13	8	2,890	862	12,417	昭49.3
71	飽田東	515	28	21	3,196	680	12,155	
72	飽田南	202	16	11	1,420	680	11,835	
73	飽田西	147	13	8	1,541	680	12,072	
74	中緑	49	8	5	1,560	401	9,738	
75	銭塘	103	12	7	2,179	378	12,246	
76	奥古閑	141	12	7	3,167	680	13,329	
77	川口	63	11	7	2,273	420	12,066	
78	長嶺	1,004	51	37	6,326	1,049	24,672	平17.4
79	日吉東	494	28	19	3,799	919	26,118	
80	桜木東	547	32	20	3,456	919	26,103	
81	富合	779	40	26	3,924	919	22,239	
82	杉上	351	22	16	3,616	802	25,000	
83	隈庄	777	44	28	4,466	800	15,151	
84	豊田	220	17	10	3,469	800	23,084	
85	植木	409	28	16	3,611	919	20,728	
86	山本	80	12	7	2,582	797	14,595	
87	田原	99	16	8	2,607	797	23,182	
88	菱形	241	17	11	3,970	920	22,793	
89	桜井	302	21	13	4,090	920	24,413	
90	山東	166	13	8	3,320	922	22,154	
91	吉松	165	15	8	3,425	919	16,267	
92	田底	114	13	8	2,723	541	14,577	昭52.6
93	田迎西	656	34	24	6,057	1,226	22,285	
94	力合西	695	37	25	4,711	1,199	33,342	
95	龍田西	533	32	22	6,333	1,201	23,029	
合計		40,704	2,481	1,635	413,064	79,359	1,660,961	

イ 中学校施設の現況

(令 2.5.1 現在)

番号	学校名	生徒数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)		校地面積 (㎡)	校庭夜間 照明施設 開設年月
					校舎	屋内運動場		
1	出水	914	50	28	7,386	1,322	25,654	昭 48.10
2	白川	569	33	20	6,140	1,222	28,765	昭 48.10
3	藤園	278	30	14	5,601	1,138	22,788	昭 48. 4
4	花陵	435	30	15	5,957	994	20,331	昭 48.10
5	城南	407	29	15	6,038	1,138	24,459	昭 47.10
6	京陵	688	43	23	7,673	1,222	29,457	昭 48. 4
	清水が丘分校	8	10	1			26,094	
7	西山	495	32	18	6,225	1,463	29,968	昭 49.10
8	江南	201	20	10	3,519	1,138	23,240	昭 48. 4
9	江原	261	29	12	4,433	981	25,360	昭 49.10
10	竜南	322	23	11	4,870	981	18,629	昭 48.10
11	桜山	172	17	7	4,394	981	19,596	昭 48. 4
12	湖東	410	34	17	5,759	1,138	28,502	昭 47.10
13	託麻	1,047	61	34	6,847	1,222	24,430	昭 48.10
14	三和	524	34	17	4,715	981	21,813	昭 48. 4
15	城西	214	21	11	4,188	779	13,784	昭 48.10
16	帯山	944	58	30	7,902	1,277	25,675	昭 48. 4
17	東野	453	30	17	5,829	1,222	19,304	昭 48.10
18	錦ヶ丘	774	49	25	6,934	1,476	20,062	昭 48.10
19	二岡	434	29	15	4,409	770	23,580	昭 48. 4
20	東部	415	29	16	4,704	734	21,422	
21	楠	397	27	13	6,939	724	24,570	平 20. 3
22	西原	646	42	22	6,943	1,124	29,588	
23	武蔵	357	27	12	4,864	780	22,407	昭 56. 6
24	東町	395	28	16	7,622	1,020	21,500	昭 58. 3
25	出水南	635	38	20	4,794	780	27,592	昭 58. 3
26	清水	488	33	18	6,294	1,222	22,702	
27	井芹	288	23	11	5,313	981	29,318	
28	北部	665	41	21	5,815	1,261	25,944	平 19.10
29	芳野	25	10	3	2,458	910	31,550	昭 55. 5
30	河内	62	14	4	2,993	2,007	15,238	昭 49. 3
31	飽田	365	25	12	3,730	1,280	15,260	
32	天明	154	16	8	3,918	1,133	22,867	
33	長嶺	993	59	33	7,165	1,221	41,148	
34	力合	492	34	17	4,449	981	30,006	
35	龍田	601	39	21	5,056	981	27,384	平 18. 4
36	日吉	420	30	16	5,035	981	30,581	平 17. 4
37	桜木	519	31	18	5,752	981	26,307	
38	富合	287	24	12	4,141	1,368	31,915	昭 58. 8
39	下益城南	552	36	20	6,894	1,772	28,777	
40	鹿南	295	24	12	5,178	981	28,885	
41	五霊	325	27	13	4,193	1,032	25,798	
42	植木北	118	17	7	3,293	984	26,209	
	合計	19,044	1,336	685	226,362	46,683	1,078,459	

※清水が丘分校の保有面積については、借用地のみ記載。

ウ 幼稚園施設の現況

(令 2.5.1 現在)

番号	園名	園児数	教員数	学級数		園舎保有面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
				通常	通級		
1	碩台	20	8	3	3	817	1,272
2	一新	40	5	3		914	3,143
3	向山	34	12	3	7	889	2,943
4	川尻	36	8	3	3	788	2,380
5	楠	44	5	3		595	2,197
6	隈庄	91	7	5		875	3,341
合計		265	45	20	13	4,878	15,276

※ 碩台幼稚園 教員数には、ことばの教室の3人が含まれる。

※ 向山幼稚園 教員数には、ことばの教室の7人が含まれる。

※ 川尻幼稚園 教員数には、あゆみの教室の3人が含まれる。

エ 高等学校

市立必由館高等学校概要

明治44年(1911年)に創立し、創立109年という長い歴史と伝統を持つ高等学校であり、平成13年(2001年)には学科改編と校名変更を行い、1学年普通科9クラス(普通科6、国際コース1、芸術コース1、服飾デザインコース1)編制となった。

多様化する生徒の進路希望に対応して、選択授業や少人数学習などを取り入れ、大学進学を目指した教育課程を編成するとともに、多彩な芸術・文化活動、体育活動にも力をいれており、輝かしい成果を残している。正しい判断力と真摯な実践力を身に付けるとともに、国際社会や地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の育成に取り組んでいる。

市立千原台高等学校概要

昭和32年(1957年)に商業高校としてスタート以来64年目を迎えた高等学校であり、平成12年(2000年)には学科改編と校名変更を行い、1学年普通科2クラス(国際経済コース1、健康スポーツコース1)、情報科3クラス(OA会計コース2、経営情報コース1)の二つの学科を持つ高校となった。

普通科においては、大学や専門学校など、コースの特性を生かして上級学校への進路希望の実現を図るとともに、情報科においても生徒のニーズに応じて、進学、就職に対応できるよう、専門教育を中心とした学習内容の充実に取り組んでいる。また、ハンドボールや陸上競技、自転車競技などスポーツの伝統校でもある。

施設の概要

(令 2.5.1 現在)

番号	学校名	生徒数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)		校地面積 (㎡)
					校舎	屋内運動場	
1	必由館	1,047	68	27	14,504	2,546	46,219
2	千原台	570	46	15	7,071	3,774	55,434
合計		1,617	114	42	21,575	6,320	101,653

オ 特別支援学校

平成さくら支援学校概要

平成29年（2017年）4月に開校した知的障がいのある生徒を対象とする特別支援学校高等部である。普通科・一般学級を設置しており、1学年3学級編制である。

「自立・夢・挑戦」を校訓とし、夢を育み、何事にも挑戦していく生徒の育成をめざし、卒業後の自立と社会参加に向けて、家庭や地域と連携して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を進めている。

施設の概要

（令2.5.1現在）

学校名	生徒数	教員数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）
			校舎	室内運動場	
平成さくら支援学校	70	29	4,746	971	21,602

あおば支援学校概要

令和2年（2020年）4月に開校した知的障がいのある児童生徒を対象とする特別支援学校小中学部である。普通科・一般学級を設置しており、1学年3学級編制である。

「明るく なかよく おおらかに」を校訓とし、児童生徒の教育的ニーズに応じた教育を行うことにより、将来の自立と社会参加のための基盤となる「生きる力」を育成する教育を進めている。

施設の概要

（令2.5.1現在）

学校名	児童生徒数		教員数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）
	小学部	中学部		校舎	室内運動場	
あおば支援学校	14	9	25	3225.1	173.9	4,507

2校は、本市における特別支援教育の充実に向け、学校を含む関係機関や保護者に対して、研修及び教育相談等の拠点機能を担っている。

カ 専修学校

総合ビジネス専門学校概要

昭和24年（1949年）に創立して72年目を迎える。平成3年（1991年）に新町段山校舎より上熊本の現在地に移転した。建学の精神は「無名にして有力 役に立つ人間」。卒業生は8,300名を超え熊本市を中心に地域の企業等で活躍している。全国に2校しかない「商業系公立専門学校」であり、就職率は高く地域に貢献している。

総合ビジネス科（昼間2年専門課程）は、情報ビジネス、経理ビジネス、観光サービスの3コースがあり、情報・簿記・観光に関する「社会のニーズに応える実践的なビジネス教育」と、「マナーと教養を身につける人間教育」をめざしている。卒業時に「専門士」の称号を得て、短大卒と同等の待遇を受ける。

〇A経理科（夜間1年一般課程）は、簿記と情報のビジネス実務教育を行う。専門知識や技能の修得をめざす方が学ぶ。

施設の概要

（令2.5.1現在）

学校名	生徒数	教員数	建物保有面積（㎡）		校地面積（㎡）
			校舎	屋内運動場	
総合ビジネス専門学校	108	11	3,727		4,399

キ 校舎の整備状況

(令 2.5.1 現在)

区 分	校 舎 面 積 (㎡)				普 通 教 室 数				特 別 教 室 数				
	学 校 数	基 準 面 積	保 有 面 積	過 不 足 面 積	学 校 数	基 準 数	保 有 数	過 不 足 数	学 校 数	基 準 数	保 有 数	過 不 足 数	
小 学 校	基 準 未 満	54	276,647	227,770	△ 48,877	41	884	764	△ 120	32	331	230	△ 101
	基 準 以 上	38	158,931	184,606	25,675	51	797	805	8	60	558	772	214
	合 計	92	485,578	412,376	△ 23,202	92	1,681	1,569	△ 112	92	889	1,002	113
中 学 校	基 準 未 満	21	135,293	114,739	△ 20,554	18	353	312	△ 41	10	138	113	△ 25
	基 準 以 上	22	99,497	111,623	12,126	25	335	348	13	33	441	586	145
	合 計	※ 43	234,790	226,362	△ 8,428	43	688	660	△ 28	43	579	699	120

※学校数は分校を含む

ク 屋内運動場の整備状況

(令 2.5.1 現在)

区 分	学 校 数	基 準 面 積 (㎡)	保 有 面 積 (㎡)	過 不 足 面 積 (㎡)	
小 学 校	基 準 未 満	74	82,381	60,828	△ 21,553
	基 準 以 上	18	17,330	18,531	1,201
	合 計	92	99,711	79,359	△ 20,352
中 学 校	基 準 未 満	32	40,134	31,784	△ 8,350
	基 準 以 上	11	13,194	14,899	1,705
	合 計	※ 43	53,328	46,683	△ 6,645

※学校数は分校を含む

(5) 特別支援学級設置状況 (総合支援課・教職員課)

(令 2.5.1 現在)

区 分	小 学 校			中 学 校			合 計		
	学級数	児童数	教員数	学級数	児童数	教員数	学級数	児童数	教員数
知 的 障 害 学 級	121	647	159	51	242	63	172	889	222
自 閉 症 ・ 情 緒 障 害 学 級	121	665	160	60	370	86	181	1,035	246
肢 体 不 自 由 学 級	21	31	25	14	16	14	35	47	39
院 内 学 級	2	6	6	3	6	5	5	12	11
病 弱 学 級	17	21	18	5	7	5	22	28	23
弱 視 学 級	2	2	2	0	0	0	2	2	2
難 聴 学 級	8	16	9	6	9	6	14	25	15
合 計	292	1,388	379	139	650	179	431	2,038	558

(6) 中学校卒業者の進路状況 (指導課)

(令 2.5.1 現在)

進路別		区分	男	女	合計	比率 (%)
卒業生		総数	3,306	3,077	6,383	100
進学者	高等学校の本科	全日制	3,078	2,933	6,011	94.17
		定時制	30	15	45	0.70
		通信制	92	90	182	2.85
	高等専門学校		70	20	90	1.41
	合計		3,270	3,058	6,328	99.14
専修学校・各種学校 公共職業訓練施設等			13	4	17	0.27
就職者 (含自家営業)			7	1	8	0.13
無業者			4	4	8	0.13
未定			12	10	22	0.34

(7) 熊本市奨学金制度 (指導課)

ア 目的 経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付け、社会に貢献し得る人材を育成する。

イ 貸付要件 次の要件をすべて満たす者

- ・熊本市に居住する者の被扶養者であること。
- ・学校教育法に規定する学校等（高校、高専、大学、短大、専修学校の高等課程及び専門課程）に在学していること。
- ・経済的理由により修学が困難であると認められること。
- ・国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。

ウ 貸付金額及び定数

区分	定数 (人)	種別	貸付月額	自宅外通学生 加算額 (月額)	第1学年加算額 (初回のみ)
高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	380	国・公立 私立	18,000 円 30,000 円	—	50,000 円 100,000 円
大学 短期大学 専修学校 (専門課程)		国・公立 私立	42,000 円 51,000 円	6,000 円 10,000 円	150,000 円 200,000 円

注1 加算は、申請に基づき付加する。

注2 申請により、貸付月額を2分の1に相当する額に減額することができる。

エ 貸付期間 在学する学校等の正規の修学年限

オ 返 還 奨学金の貸付終了後、決められた期間内で、貸し付けを受けた総額を年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法で返還する。(無利子)

(8) 就学援助費（指導課）

経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助することにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

認定率・援助総額の推移

区分		年度		H27		H28		H29		H30		R1	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒数 (人)	小学校	40,790	61,061	40,236	60,090	40,747	60,321	41,045	60,122	41,922	59,854	18,932	
	中学校	20,271		19,854		19,574		19,077		18,932			
認定者数 (人)	小学校	5,889	9,365	6,093	9,532	6,005	9,326	5,785	8,981	5,655	8,838	3,183	
	中学校	3,476		3,439		3,321		3,196		3,183			
認定率 (%)	小学校	14.4	15.3	15.1	15.9	14.7	15.5	14.1	14.9	13.8	14.8	16.8	
	中学校	17.1		17.3		17.0		16.8		16.8			
援助総額 (千円)	小学校	413,238	786,511	417,805	796,248	428,111	807,297	423,597	798,354	401,710	763,174	361,464	
	中学校	373,273		378,443		379,186		374,757		361,464			

令和元年度（2019年度）支給実績

(単位 円)

学用品費等	小学校		援助総額	中学校		援助総額
	1年	2～6年		1年	2・3年	
補助教材費	5・6年	4,000	15,904,701	3年	4,700	4,830,023
	3・4年	4,300				
新入学児童生徒学用品費	2年度入学前支給 51,060		41,826,420	2年度入学前支給 60,000		59,166,000
修学旅行費	実費		21,997,523	実費		57,429,706
通学費	実費		17,425	実費		62,650
医療費	実費		5,272,001	実費		1,702,079
学校給食費	実費		229,344,320	実費		148,623,642
校外活動費	実費		5,355,154	実費		7,739,480
合計			401,710,338			361,464,166

(9) 私学助成（指導課）

(単位 千円)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
高等学校 中学校		31,529	29,999	29,999	29,999	29,999

(10) 国際交流の推進

アメリカ合衆国サンアントニオ市（姉妹都市）との交換留学制度（教育政策課）

ア 熊本市からの派遣（令和元年度（2019年度））

派遣人員	在籍校	派遣先
高校生 4名	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校	セントアンソニーカトリック高校 インカーネットワーク高校

イ サンアントニオ市からの受入（令和元年度（2019年度））

受入人員	在籍校	受入先
高校生 4名	セントアンソニーカトリック高校 インカーネットワーク高校	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校

(11) 学校給食（健康教育課）

ア 実施状況

(令 2.5.1 現在)

区分	種類	実施校数	児童生徒数	給食費	給食関係職員	
					栄養教諭等	給食技師等
小学校	完全給食	92校	40,704人	1食単価 243円	48人	95人
中学校	完全給食	42校	19,044人	1食単価 295円	19人	10人

イ 学校給食共同調理場

(令 2.5.1 現在)

施設名（開設年月）	所在地	対象校
東共同調理場（昭 48.4）	東区東町 3 丁目 3 番 2 号	東野中、錦ヶ丘中、東町中、桜木中
西原共同調理場（昭 53.4）	東区保田窪 4 丁目 9 番 1 号	西原中、帯山中
城西共同調理場（昭 53.4）	西区小島 8 丁目 17 番 1 号	城西中、三和中、飽田中、県立かがやきの森支援学校
京陵共同調理場（昭 54.4）	中央区京町本丁 1 番 14 号	京陵中、竜南中、白川中、藤園中
日吉共同調理場（昭 54.9）	南区日吉 1 丁目 4 番 50 号	花陵中、江南中、江原中、力合中、平成さくら支援学校
武蔵共同調理場（昭 56.4）	北区武蔵ヶ丘 4 丁目 19 番 1 号	武蔵中、清水中
出水南共同調理場（昭 58.4）	中央区出水 7 丁目 86 番 1 号	出水南中、出水中、湖東中、託麻中
井芹共同調理場（平 2.6）	西区上熊本 3 丁目 28 番 25 号	井芹中、西山中、北部中
長嶺共同調理場（平 5.4）	東区长嶺南 7 丁目 21 番 40 号	長嶺中、二岡中、東部中
龍田共同調理場（平 6.4）	北区龍田 7 丁目 9 番 16 号	龍田中、楠中、桜山中
城南共同調理場（平 8.4）	南区八幡 8 丁目 1 番 1 号	城南中、日吉中、富合中
富合共同調理場（平 11.3）	南区富合町清藤 472 番地	富合小、飽田東小
植木共同調理場（平 19.3）	北区植木町広住 342 番地 1	鹿南中、五霊中、植木北中、植木小、菱形小、桜井小

(12) 熊本市学校給食会（健康教育課）

名 称	公益財団法人 熊本市学校給食会
事務所の所在地	中央区新町 2 丁目 4 番 2 7 号 熊本市健康センター新町分室 2 階
設立年月日	平成 8 年（1996 年）4 月 2 日
目 的	学校給食法に基づき学校給食の普及・充実と食育推進に寄与するため、学校給食用の物資の適正・円滑な供給に努め、もって児童生徒の心身の健全な発達に資する。
事 業	<p>学校給食用物資の適正円滑な供給及び食育推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物資購入委員会、青果物査定会、食肉査定会の開催 ・ 市産品導入の推進 ・ 特別栽培（減農薬）農産物等の導入推進 ・ 学校給食交流会の支援 ・ 学校給食用物資の生産地視察 <p>学校給食の普及・奨励（改善・充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録業者工場視察及び学校給食用物資納入懇談会の開催 ・ 納入業者対象の食品安全衛生研修会の開催 <p>学校給食の実施に必要な調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食用物資の定期検査及び放射能検査 <p>その他目的を達成するために必要な事業</p>
基本財産	100,000千円

(13) 熊本市教育センター

ア 施設・設備の概要

所在地	中央区千葉城町2番35号
施設内容	5階 機械室 4階 大研修室 3階 第1研修室 第2研修室 第3研修室 ICT支援室 2階 第4研修室 中研修室 図書・資料室 多目的研修室 1階 第5研修室 第7研修室 所長室 事務室 教育情報室 授業づくり支援室 地階 機械室

イ 研究に関する事業

学校教育、社会教育に係る教育機関と協力し教育上必要とする調査研究等を行い、成果の普及に努める。

調査研究

① 研究員活動

本市の教育施策にもとづき、教科領域等の授業改善、今日的課題解決及び学校事務運営に関する研究に取り組み、成果を積極的に現場に提供することで熊本市教育の充実と振興に役立てる。

- ・平成28年度（2016年度）委嘱研究員 17部会55人（委嘱期間 平28.6～平30.8）
- ・平成30年度（2018年度）委嘱研究員 8部会25人（委嘱期間 平30.4～平32.8）
- ・令和2年度（2020年度）委嘱研究員 10部会31人（委嘱期間 令2.4～令4.8 ※1年延期）
- ・検証授業の実施
- ・派遣研修の実施

② 研究論文・教育実践募集

教職員の研究論文・教育実践を公募することにより、今日的教育課題の先進的研究や日々の教育実践の工夫・改善を促し、教職員の資質向上及び本市教育の充実・発展を図る。また、研究や実践の成果を広め、活用することにより、本市の発展に寄与する。

- ・募集期間 令和3年（2021年）1月4日～1月8日
- ・各部門ごとに表彰を行う。

情報提供

① 資料の管理

熊本市教育センターに保管している書籍、教科書、研究紀要、指導案等の教育資料を管理し、学校現場等に貸し出すことで、学校教育及び社会教育の充実に資する。

- ・指導案、研究紀要の収集、保管、提供（データベース化）
- ・教育に関する書籍や教育資料の収集・整理及び閲覧・貸出

② 教材・機器の管理・貸出

授業における補助教材・資料の作成、学校行事等で使用する資料の作成や、授業及び学校行事等で使用する教育機器の貸出・管理、学校等における教育活動の支援を行う。

- ・拡大印刷機、カラーコピー機、ラミネート加工等による教材作成
- ・プロジェクター、スクリーン、ビデオ教材等の貸出

教科書センターに関する事業

教科書センターは、教職員に対しては、教科書の調査研究の支援、学習指導のための資料提供、教科内容の常時研究に資するため、小学校及び中学校用の教科書を備え、利用に供することを目的とする。また、市民に対しては、教科書や教科に対しての理解を深めることを目的とする。

- ・熊本県主催教科書展示会 令和2年（2020年）6月12日～6月25日

各教育研究所との連携

熊本県立教育センター、熊本県教育研究所連絡協議会、九州地区教育研究所連盟、指定都市教育研究所連盟、全国教育研究所連盟との連携を深め、研究成果を共有する。

ウ 研修に関する事業

研修を通して教職員のマネジメント力・実践的指導力・教師としての基盤の向上を目指すとともに、学校教育と家庭教育、社会教育の連携を図る。

○ J T 推進（現場で実際の業務を通じて学ぶ）研修

- ・研究モデル校、研究員活動
- ・派遣（パッケージ）研修
- ・教育情報の配信・提供
- ・授業力向上支援員派遣研修

S D（自己啓発）活性化支援研修

- ・教科等教育・実技研修（16講座）
- ・カウンセリング研修（1講座）
- ・教育の情報化研修（18講座）
- ・特別支援教育研修（4講座）
- ・トワイライト研修（8講座）
- ・教師塾「きらり」

○ F F - J T（学校外）研修

- ・経年者研修
初任者研修（11講座） 初任校（2年目）研修（4講座）
初任校（3年目）研修（5講座） 中堅教諭等資質向上研修（6講座）
教職員1年目研修（5講座）
15年経験者研修（4講座）
新規臨任研修（5講座） 2年目臨任研修（3講座） 3年目臨任研修（2講座） 「初めての学級担任」
臨任研修（1講座、インターネット配信）
臨任研専門研修【養護助教諭・学校栄養職員（臨時）】（各1講座）【幼稚園講師】（1講座）
- ・教育講演会（1講座）
- ・職能研修（14講座）
教育の情報化研修（2講座）
幼児教育研修（2講座） 新任管理職研修【校長・園長、教頭】（各6講座）

社会教育関係研修

- ・家庭教育研修（2講座）

エ 教育委員会の情報施策の推進に関する事業

教育委員会におけるICT活用及び情報機器の整備を通して、教育の情報化推進に取り組む。

教育の情報化に関すること

- ・教育の情報化推進に向けての企画調整
- ・学校におけるICT環境整備
- ・ICT活用研究モデル校（7校）による研究
- ・校務の情報化推進のための調査研究
- ・臨時休校対策に係るオンライン授業の実施手順、環境の整備
- ・教育の情報化に関するホームページ、YouTubeチャンネル、Facebook等による情報発信

研修プログラムの開発

- ・タブレット端末、電子黒板、プログラミング教材等のICTのよさを生かした授業づくり研修及び校内研修支援のためのパッケージ研修の開発
- ・情報活用能力育成のための研修の開発
- ・情報モラル教育の啓発と普及研修の開発
- ・情報モラル教育推進リーダー研修の開発

教育の情報化研修講座

- ・教育の情報化に関する研修講座の実施
パッケージ研修、オンライン研修による教科等指導におけるICT活用、児童生徒の情報活用、情報モラル教育等の校内研修支援

教育情報ネットワークの企画管理運用

- ・ネットワークの運用管理及び次期ネットワークの検討
- ・情報端末管理（教員用ノートパソコン・タブレット端末等）
- ・教育センターホームページ運営
- ・ICT支援員による授業支援、校内研修等の支援、メンテナンス

情報セキュリティ

- ・情報セキュリティ対策実施手順の適切な運用実施
- ・学校等のセキュリティ研修

オ 授業づくり支援に関する事業

学校訪問等を通して、教職員の授業力向上の支援を目指す。

学校訪問・学校担当制

- ・計画訪問 2年ローテーションで全小中学校を訪問
- ・随時訪問 学校との情報交換のために、担当者が月1回程度訪問
- ・要請訪問 学校の要請に応じ、授業参観や校内研修等に参加し、学校と連携して諸課題に対応

各教科等研修の実施

- ・教科等主任会 ・学びわくわく熊本市の授業づくり ・教育課程研究協議会 ・体育実技研修会
- ・道徳教育推進協議会 ・道徳教育推進研修会 ・理科実験事故防止研修 ・食育・消費者教育

校内研修の支援

心かがやけ月間（道徳）の実施

4 図書館

本市では、熊本市立図書館を中心とし、分館3館（植木図書館、城南図書館、とみあい図書館）、くまもと森都心プラザ図書館、15公民館図書室、男女共同参画センターはあもにい、議会図書室及び移動図書館による図書サービスネットワークを構築し、図書サービスの向上に努めてきた。

また、市全体での図書サービス業務の改善や取り組みの方向性を整理した「図書サービスのあり方について」を平成27年（2015年）3月に策定し、より市民に利用される図書館となるよう図書サービスの向上に取り組んでいる。加えて、令和元年（2019年）11月には電子図書館を開設し電子書籍の貸出サービスを開始した。

主な実施事業

資料の充実：熊本市立図書館、分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室の選書購入を一元的に行い、各図書館の機能や公民館図書室の利用傾向等を考慮した資料を収集した。

契約時期を見直し、図書購入事務を迅速化することにより、早期の図書提供を実施した。

サービスの充実：熊本連携中枢都市圏ビジョンに基づく「図書館における圏域住民の相互利用」において連携する市町村との相互利用を実施した。

電子図書館にて電子書籍の貸出サービスを提供した。

子どもの読書推進：子どもの発達段階に応じたおはなし会・紙芝居や読書への関心を高める多様な行事を開催した。

乳幼児期、小学校低学年・中学年・高学年及び中学生向けの良書を紹介した冊子等を作成・配布し、掲載図書の学校へのセット貸出等を実施した。

ア 施設

所在地 中央区大江6丁目1番74号

開館年月 昭和57年（1982年）11月

施設の概要 一般閲覧室、児童室、郷土・参考資料室、移動図書館車、ホール、集会室、ロビー、学習室

イ 蔵書数

【単位：冊】（令 2.3.31 現在）

	0：総記	1：哲学	2：歴史	3：社会	4：自然	5：技術	6：産業	7：芸術
市立図書館	18,919	19,912	51,616	69,679	36,568	31,196	17,122	42,043
市立 BM	1	175	163	223	276	590	153	118
植木図書館	1,094	2,709	4,844	7,737	4,533	4,409	1,964	3,986
植木 BM	8	33	77	46	74	158	46	47
城南図書館	1,397	4,162	6,116	10,170	9,015	8,217	3,089	7,067
城南 BM	16	49	70	83	87	109	48	98
とみあい図書館	1,327	2,271	4,138	6,379	6,119	7,085	2,287	5,515
プラザ図書館	10,098	20,286	28,226	68,236	31,986	34,817	18,253	31,824
東部	375	822	1,979	1,949	2,337	2,547	670	2,013
龍田	415	859	2,496	2,423	2,676	2,726	839	2,679
託麻	484	789	2,221	2,236	2,729	2,824	841	2,660
幸田	347	819	1,896	2,123	2,423	3,341	863	2,249
中央	212	507	848	1,200	1,324	1,729	414	1,101
清水	412	907	2,158	2,047	2,155	2,592	760	2,558
秋津	353	1,006	2,100	2,177	2,346	2,891	781	2,967
南部	317	999	1,628	1,984	2,269	2,989	749	2,344
花園	247	736	1,962	1,522	2,152	2,651	628	2,059
北部	296	522	1,121	1,259	1,461	1,874	442	1,220
河内	282	638	1,207	1,447	1,801	2,237	682	1,766
天明	314	623	1,066	1,481	1,609	2,124	652	1,542
飽田	501	975	2,016	2,249	2,461	3,216	1,065	2,559
西部	272	763	1,767	1,722	2,374	2,921	815	1,895
五福	158	427	893	1,096	1,301	1,723	421	1,122
はあもにい	0	0	1	1	0	0	0	0
電子図書館	104	187	277	446	265	428	167	331
合計	37,949	61,176	120,886	189,915	120,341	125,394	53,751	121,763
比率（％）	2.4%	3.9%	7.6%	12.0%	7.6%	7.9%	3.4%	7.7%

※ BM・・・移動図書館

	8：語学	9：文学	F：小説	E：絵本	紙芝居	コミック	その他	総数
市立図書館	8,572	93,593	90,579	61,492	2,972	2,284	29	546,576
市立 BM	4	548	2,338	871	32	0	0	5,492
植木図書館	1,031	7,119	14,172	9,286	723	1,339	2	64,948
植木 BM	1	101	455	0	0	0	0	1,046
城南図書館	2,333	10,078	17,866	9,803	234	71	9	89,627
城南 BM	24	107	560	71	12	0	0	1,334
とみあい図書館	1,118	22,099	16	8,683	155	795	73	68,060
プラザ図書館	7,983	37,311	42,128	15,340	0	1	702	347,191
東部	412	3,694	7,575	7,437	43	0	0	31,853
龍田	528	4,951	7,785	5,633	0	0	0	34,010
託麻	456	5,134	7,906	5,711	0	0	0	33,991
幸田	540	4,045	9,160	6,132	94	59	1	34,092
中央	271	2,078	2,839	1,802	0	0	0	14,325
清水	390	4,265	8,647	6,088	18	3	0	33,000
秋津	417	4,702	8,505	5,733	60	5	0	34,043
南部	412	4,351	10,123	5,494	33	8	0	33,700
花園	411	4,812	9,369	5,358	272	1	0	32,180
北部	226	2,796	6,943	4,539	0	0	0	22,699
河内	297	2,721	6,700	4,198	0	8	0	23,984
天明	321	2,673	7,503	3,862	125	0	0	23,895
飽田	495	3,916	8,025	5,663	130	46	0	33,317
西部	403	3,135	8,352	5,579	83	0	0	30,081
五福	269	1,705	4,758	3,531	8	0	0	17,412
はあもにい	0	0	0	0	0	203	18,996	19,201
電子図書館	130	2,034	2,888	291	0	216	1,944	9,708
合計	27,044	227,968	285,192	182,597	4,994	5,039	21,756	1,585,765
比率 (%)	1.7%	14.4%	18.0%	11.5%	0.3%	0.3%	1.4%	100%

※視聴覚資料の蔵書数（13,590点）、雑誌（17,479冊）は含まない。

※その他 新聞18紙 雑誌400誌（購入のみ）

ウ 利用案内

図書の貸出

区 分	貸 出 冊 数		貸出期間	登 録 要 件
個 人 貸 出	熊本市立図書館 植木図書館 とみあい図書館 城南図書館 プラザ図書館 公民館図書室 はあもにい 議会図書室	全館（室）合 わせて一人10冊以内	2週間	市内に居住か通勤、通学及び図書資料の貸出に関する協定を締結している市町村にお住まいの方 登録者数 262,920人 (令和2年(2020年)3月31日現在)
	移動図書館		次回巡回日まで	
	電子図書館	一人3点以内	2週間	市内に居住か通勤、通学している方
団 体 貸 出	家庭文庫、子ども会、公民館、学校等	一回に300冊まで	2ヵ月	市内の地域団体、社会教育団体、その他これらに類する団体等

視聴覚資料及び機材の利用

	対 象	資料及び機材	利 用 方 法
個 人 視 聴	個 人	ビデオソフト・DVD	1F・閲覧室で利用 (視聴覚ブース：一般席・児童席各1席)
団 体 貸 出	市内の幼・保育園・学校・社会教育団体・地域団体等	16ミリ機材・フィルム ビデオソフト・デッキ 映写機、スクリーン 暗幕必要枚数・プロジェクター	資料：5巻以内 機材：1台 貸出期間：3日間

エ 利用状況

図書の利用状況

(令和元年度(2019年度))

区 分	市立図書館 (BM含)	植木図書館 (BM含)	城南図書館 (BM含)	とみあい 図書館	プラザ 図書館	公民館図書室		
						東 部	龍 田	託 麻
登録者数(人)	121,481	10,391	9,233	5,811	36,950	11,564	7,136	8,243
貸出者数(人)	220,455	39,604	46,190	26,535	106,598	52,188	28,396	29,506
貸出冊数(冊)	803,242	186,987	203,928	117,185	361,330	171,895	102,666	118,409

区 分	公 民 館 図 書 室							
	幸 田	中 央	清 水	秋 津	南 部	花 園	北 部	河 内
登録者数(人)	7,564	2,288	7,781	5,659	5,701	5,235	3,391	872
貸出者数(人)	25,757	10,532	26,701	21,439	16,583	20,311	11,099	2,862
貸出冊数(冊)	97,933	28,699	99,673	82,157	58,329	71,215	39,670	10,508

区 分	公 民 館 図 書 室				はあもにい	議会図書室	電子図書館	計
	天 明	飽 田	西 部	五 福				
登録者数(人)	1,353	2,887	6,291	1,914	1,175	0	0	262,920
貸出者数(人)	3,612	9,505	21,233	8,707	7,643	2,477	8,876	746,809
貸出冊数(冊)	11,869	36,882	80,132	26,110	18,429	4,793	9,918	2,741,959

(注) 団体貸出冊数を含む。 ※ BM・・・移動図書館

視聴覚コーナー利用状況

(令和元年度(2019年度))

区 分	ビ デ オ	DVD	合 計
利用者数(人)	205	177	382
保有数量(枚・本)	1,278	666	1,944

区 分	16ミリ フィルム	16ミリ 映写機	ビデオ	ビデオ プレイヤー	DVD	DVD プレイヤー	プロジェク ター
利用者数 (団体)	25巻	4台	365本	9台	277本	20台	27台

5 熊本博物館

熊本博物館は、昭和27年に熊本城内に設置され、勸業館時代を経て昭和53年に現在の場所に開館した。平成27年から着手した全面改修を終え、平成30年にリニューアルオープンし、自然科学・人文科学部門にプラネタリウムを加えた総合博物館として、郷土文化の発展に寄与することを目的とし、熊本に関する資料を中心に収集・展示を行っている。

(1) 概要

ア 施設

所在地 中央区古京町3番2号

イ 展示室

① 常設展示室

半世紀を超える運営によって形成された膨大な記録・記憶の蓄積がある常設展示室では、全体テーマを『未来へつなぐ熊本の記憶 集める・伝える・創造する』とし、国指定重要文化財の「才園古墳出土品」と永青文庫所蔵の「細川家舟屋形」の展示など、熊本の歴史や文化、人と自然との深いかかわりを示しながら各分野間のつながりを意識した展示を行い、長い時間を経た知の蓄積を市民へ楽しくわかりやすく伝え、未来へ継承することを目指している。また、県市連携展示室を設け、熊本県博物館ネットワークセンターが所蔵する貴重な資料も展示し、市・県内外へ展示内容の価値や魅力をアピールしている。

② 特別展示室

重要文化財等の展示に対応した三つの特別展示室が整備されている。特別展示室3はフレキシブルな展示が可能である。

ウ 館内展示風景(常設展示)



(2) 活動状況(令和元年度(2019年度))

ア 特別展

(R2.4.1 現在)

展 示 会 名	期 間	入場者数
世界の昆虫	7/20 ~ 8/25	17,126名
追憶の熊本—画家・甲斐青萍が描いた熊本城下の記憶—	10/5 ~ 11/24	1,366名

イ 企画展

展 示 会 名	期 間	来館者数
きらめく！大名道具—細川家の「華」と「武」の世界—	4/20～7/7	19,486名
自然のおいしい味わい方	6/8～7/7	8,039名
「旅の巨人」と呼ばれた民俗学者・宮本常一 —熊本で見つけたモノ—	2/8～2/28※	3,435名

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため2/28で終了

ウ 共催展

展 示 会 名	期 間	来館者数
第11回地質の日企画「身近に知る『くまもとの大地』」	5/12～6/2	3,463名
くまもと工芸会館 企画展「暮らしを支えた民藝展」（於：くまもと工芸会館）	8/9～8/25	933名
国立科学博物館・コラボミュージアム in くまもと 生命のれきし—君につながるものがたり—	12/3～1/26	9,593名
第53回 肥後しゃくやく展（於：塚原歴史民俗資料館）	5/4～5/5	—

エ 講演会

行 事 名	期 日	参加者数
蔵出し考古展「鏡・玉・剣」関連イベント「熊本市の青銅器文化」講演会	8/18	43名
特別展「追憶の熊本」関連イベント展覧会事前講座「忘れられた画家?! 甲斐青萍～秋季特別展《追憶の熊本》に向けて～」	9/21	5名
特別展「追憶の熊本」講演会「甲斐青萍が描いた熊本町並図から見えること」	10/12	48名
特別展「追憶の熊本」関連イベント「熊本城下まち歩き」	10/26	12名
特別展「追憶の熊本」講演会「熊本地震からの城下の復旧について」	11/4	38名
「生命のれきし」関連講演会「きみの耳には恐竜がいて?! だから、きみは哺乳類」	1/11	108名
「旅の巨人」と呼ばれた民俗学者・宮本常一 —熊本で見つけたモノ— 関連講演会①「宮本常一、旅の足跡」	2/8	65名

オ プラネタリウム

行 事 名	期 日	参加者数
一般放映番組 火星～その先の宇宙スペースエクスプロア 他	4月～2月	—
字幕付きプラネタリウム	6/8 他3回	531名
特別放映 賢治の星のものがたり～双子の星～（読み聞かせ）	6/9	170名
人工衛星つばめ宇宙教室	8/31	160名
熟睡プラ寝たりウム	11/23	140名
ポーリーさんのホーリーナイトプラネタリウム	12/1	100名
天文講演会 宇宙の不思議：ブラックホール	7/7	170名
天文講演会 似ている？似ていない？「あかつき」金星の素顔に接近中	10/26	60名
天文講演会 ホットな宇宙を探る	12/22	55名

カ 通年講座

講座名	回数	参加者数
地質学講座	6回	113名
動物学講座	7回	112名
植物学講座	8回	146名
考古学講座	8回	58名
民俗学講座	10回	355名

キ その他の事業及び行事等

行事名	期日	参加者数
子ども科学・ものづくり教室（28回開催）	4月～2月	2,067名
ゲストティーチャー派遣授業（お出かけ事業：9校実施）	9月～2月	960名
館内学習支援活動（お迎え事業：16校実施）	6月～2月	734名
講師派遣（25回開催）	4月～2月	2,278名
教職員研修（5回開催）	7月～8月	45名
博物館実習生受け入れ	8/27～9/1	10名
職場体験・インターンシップ受け入れ	7月～10月	7名
ゴールデンウィークイベント 火起こし・石臼体験！「きな粉を作ろう」他	4/27～5/6	831名
くまはく誕生月間 静電気グッズを作って遊ぼう 他	2月	376名
ミュージアムトーク 魚類の毒について 他	4月～1月	408名
身近に知る「くまもとの大地」びぶれす広場イベント	5/11	約900名
夏休み自由研究相談会	7/20、8/17	12名
夏休み化石観察会	7/27	47名
コズミックカレッジ「宇宙飛行士に挑戦」	8/24	30名
アウトリーチイベント「科学実験で宇宙・惑星・地球の不思議を体験しよう！」	10/27	534名
クリスマスツリーをアンモナイトでかざろう	12/22	28名
ぬりえで復元！ステゴサウルス	12/28	76名

ク 入場・プラネタリウム観覧 (H 31.4.1 ~ R2.3.31)

		入 場 (人)	プラネタリウム観覧 (人)	
有 料	個 人	一 般	31,370	18,926
		高校・大学生	2,204	1,351
		小・中学生	8,571	12,961
		未 就 学 児	—	154
	団 体	一 般	922	289
		高校・大学生	574	521
		小・中学生	1,081	1,418
		未 就 学 児	—	160
	年 間 入 場 券	一 般	680	—
		高校・大学生	29	—
		小・中学生	33	—
	小 計	一 般	32,972	19,215
高校・大学生		2,807	1,872	
小・中学生		9,685	14,379	
未 就 学 児		—	314	
無 料	一 般	13,618	1,821	
	高校・大学生	245	123	
	小・中学生	14,609	3,802	
	未 就 学 児	13,004	4,642	
総 計		86,940	46,168	

(3) 資料

資 料 分 野	資 料 点 数
地 質	20,182
動 物	60,792
植 物	16,865
理 工	135
考 古	10,224
歴史美工	18,469
民 俗	13,561
合 計	140,228

ア 人文科学関係

考古資料では、国指定重要文化財のあさぎり（旧免田）町才園古墳の出土品（寄託品）、元熊大医学部長故山崎正董博士の古瓦コレクションなどがある。歴史資料では、加藤清正関係資料、細川氏関係資料のほか、近世期古文書類、西南戦争関係資料などがある。美術工芸資料では、重要文化財の木造東陵永瑛禅師倚像（管理団体：熊本市）などがある。民俗資料では、元熊本商大学長故丸山学氏の寄贈資料をはじめ県内各地から幅広く民具を収集している。

イ 自然科学関係

哺乳類・鳥類・魚類・昆虫・植物・古生物化石類など、熊本県産の実物標本を中心とした資料があり、屋外展示場には9600形蒸気機関車（69665号機）の実物がある。

岩石・鉱物資料では、元熊大教授故松本唯一博士が全世界から採集されたコレクション、貝類では元熊大医学部長故山崎正董博士のコレクション、昆虫では故古賀三郎氏の世界の蝶コレクションなどがある。

ウ プラネタリウム

ドーム直径16m、座席数180席、光学式プラネタリウム「クロノスⅡ」と全天周映像システム「バーチャリウムⅡ」の組み合わせにより、自然の星空を忠実に再現するほか、遠い宇宙の果てまでの姿を観測データを基に高精細に描き出し、ドームいっぱい到大迫力の映像を投映する。

資 料

- 1 「令和2年度当初予算
(案)のポイント」(抜粋) 427

1 「令和2年度当初予算（案）のポイント」（抜粋）

令和2年度 当初予算(案)のポイント(各局の取組)

※次頁以降に記載の「○」は、令和2年度に新たに取り組む事業を含む

※国補正予算に対応し、令和元年度2月補正予算（案）に計上した事業を含む

当初予算のポイント(政策局)

熊本地震の被災者生活再建を最優先として、引き続き各世帯に寄り添った支援に努め、再建後のコミュニティ支援等にも力を入れて取り組みます。また、「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」の実現を目指し、復旧・復興の先を見据えた新たなまちづくりを推進します。

熊本地震からの着実な復旧・復興と第7次総合計画の推進による「上質な生活都市くまもと」の実現

仮設住宅入居者等くらし再建支援経費 40,630千円

仮設住宅等入居者及び退去者の見守りや生活・健康相談など、一人ひとりの状況に応じた日常生活支援等を行います。



被災者への見守り訪問の様子

住宅再建に係る各種助成経費 459,000千円

住まいの再建を促進するため、被災者の再建方針に応じて、引き続き次のような経済的支援を行います。

- ・ 恒久住宅転居経費助成 153,000千円
- ・ 民間賃貸住宅入居初期経費助成 30,000千円
- ・ 住宅再建利子補給事業 240,000千円
- ・ 高齢者住宅再建利子補給事業 36,000千円



生活・住まい再建に向けた各種相談会の状況

第7次総合計画等推進経費 2,400千円

中間見直しを行った第7次総合計画の推進に向けて、行政への市民参画及び市民へ周知を行います。

シティプロモーション経費 51,000千円

熊本地震からの復興状況等を発信する積極的なシティプロモーションを行い、本市の認知度を上げることで首都圏をはじめ県内外からの誘客を行います。



やさしい日本語講座の様子

外国人受入環境整備事業 17,000千円

外国人総合相談プラザの運営を行うとともに、行政情報の多言語化や、地域日本語教育の総合的な体制づくりを行います。

安全で安心して暮らせる強靱なまちづくり



本庁舎のあり方調査検討経費 75,000千円

災害時の重要な防災拠点でもある本庁舎について、今後のあり方に関する検討を深めるために必要な調査を行います。

○水前寺・立田山断層調査経費 30,000千円

熊本地震の際に新たに確認された水前寺断層について、その規模や周期等の大枠を確認するとともに、立田山断層の未確認部分の存在を確認して地域防災計画へ反映するなど減災に努めます。

地域防災力強化促進事業 45,000千円

統合型ハザードマップを全戸配布することにより、市民の防災意識を向上させるとともに、地域防災力の強化につなげていきます。

災害対策本部機能強化事業 64,000千円

CCTV監視システムを更新することにより河川監視の精度を高めて、市民に的確な防災情報を発信して減災に努めます。



白川（熊本市中央区 代継橋付近）

人口減少社会や少子高齢化など2040年問題を見据えた取組の加速化と連携中枢都市圏構想の推進

○EBPM推進経費 14,000千円

庁内におけるデータ利活用の環境整備などを行い、政策の立案・評価・検証を行うことで、政策の有効性・戦略性を高めていきます。

○熊本連携中枢都市圏構想推進経費 21,000千円

近隣市町村と広域連携を行うことにより事務処理の広域化・効率化を図り、熊本連携中枢都市圏の活力ある社会経済を維持していきます。



当初予算のポイント(総務局)

第7次総合計画に掲げる「効率的で質の高い市政運営の実現」に向け、市民に信頼される職員の育成や開かれた市政運営と行政サービスの向上等を図ります。

生産性の高い市役所の実現

市役所改革推進経費 26,000千円

職員の改革意識の醸成に取り組むとともに、職員が能力を最大限に発揮できる働き方改革を進め、市民サービスの更なる向上を図ります。

若手職員を対象とした改革リーダー(キーマン)育成研修の様子



人材育成と職員のメンタルヘルス



職員研修での福祉疑似体験

職員研修経費 22,323千円

「熊本市職員成長・育成方針」に基づいた、職員の意識向上や次代を担う職員の育成に取り組めます。

メンタルヘルス対策事業 15,500千円

職員のストレスチェックや心身に関する健康相談を実施します。

情報化の推進と利活用



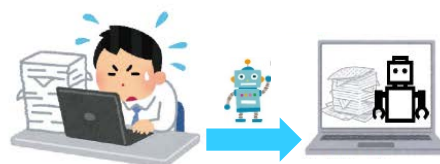
モバイル端末を活用したペーパーレス会議

庁内ネットワーク整備経費 1,595,000千円

庁内ネットワークの安定運用を行うとともに、ICT利活用によるテレワークなど、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方がしやすい環境を整えます。

ORPA・AI等の利活用に向けた取組 20,500千円

デジタル先端技術を活用した行政サービスの質の向上と効果的・効率的な行政運営の推進を図ります。



当初予算のポイント(財政局)

限られた財源と人員を有効に活用し、効果的かつ効率的な行政運営の実現に努めます。

持続可能な財政運営

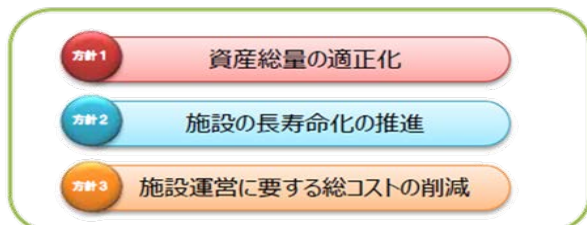
- 公会計財務諸表作成経費** 3,294千円
 地方公会計財務諸表等の作成及びシステムの稼動維持経費
- ふるさと応援寄附金推進事業** 50,000千円
 「ふるさと応援寄附金」の返礼品の募集、配送等に係る業務委託等経費

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	XXX	流動負債	XXX
固定資産	XXX	固定負債	XXX
有形固定資産	XXX	負債合計	XXX
無形固定資産	XXX	(純資産の部)	
投資その他の資産	XXX	株主資本	XXX
繰延資産		資本剰余	XXX
		利益剰余	XXX
		自己株式	
		評価・換算	
		新株予約権	
		純資産合計	
資産合計	XXX	負債・純資	



公有財産の適正な管理及び公共施設等の最適化

- 公共施設等総合管理計画改定経費** 7,100千円
 公共施設等総合管理計画改定に係る経費
- 公共施設マネジメント推進経費** 25,313千円
 公共施設マネジメント支援システムの構築及び熊本市公民連携プラットフォームの運営に係る経費



公共施設等総合管理計画基本方針



熊本市公民連携プラットフォーム

適正かつ公平な課税と徴収の推進

- 市税情報システム改修経費** 21,674千円
 コンビニで交付可能な証明書の拡充に向けたシステム改修経費等
- 初期未納対策事務経費** 60,037千円
 市税の初期未納者に対する電話による納付案内業務の民間企業への委託及び市税のコンビニ収納に係る経費等
- 市税の電子化事業** 29,049千円
 地方税の申告手続きや納税を電子的に行うeLTAXの運用に係る経費



当初予算のポイント(市民局・区役所)

地域主義の理念のもと、自主自立のまちづくりの推進、市民生活の安全安心の推進、開かれた市政運営と行政サービスの質の向上などにより、安全で心豊かに暮らせる地域づくりの実現を目指します。

自主自立のまちづくりの推進

各区の復興支援自治推進経費 50,000千円
災害公営住宅入居者への支援や地域の被災者の健康・子育てに関する対応、地域防災力の強化に取り組みます。

各区のまちづくり推進経費 100,000千円
各区のまちづくりビジョンに基づき、地域の特性を活かした事業を実施することで、地域力の維持・向上を目指します。



城南まちづくりセンター複合施設整備事業
818,000千円
熊本地震にて被災した城南まちづくりセンター及び城南老人福祉センターを合築した複合施設を整備します。

町内自治振興の育成・校区自治協議会の支援
290,100千円
町内自治会活動の運営支援、防犯灯の維持管理・LED取替え費用の一部を助成します。校区自治協議会の運営支援を行います。

市民生活の安全安心の推進

客引き行為等の対策 21,200千円
客引き行為等の禁止地区において巡回指導を行うことにより、客引き行為等の撲滅を目指します。

消費者センターの運営 23,321千円
消費生活の安定及び向上をめざし、商品・サービス等のトラブルに関する相談及び問い合わせに適切に対応します。



防犯団体への活動支援 30,582千円
校区防犯協会や警察署単位の地区防犯協会等、地域で活動する団体や、その他関連団体の防犯活動を支援し、地域の安全安心を推進します。

男女共同参画および人権尊重の社会づくりの推進

LGBT等の啓発

557千円

LGBTを含む性的マイノリティに対する差別や偏見、無理解を解消するため、市民向けセミナーの実施等積極的に啓発を行います。

女性の活躍推進

1,640千円

女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの充実を啓発するため、セミナー等を開催します。



LGBTフレンドリーであることを示す虹のリボン



熊本市人権啓発マスコット「ラブミン」
広げよう 愛(ラブ)をみんなに

人権教育・啓発の推進

14,633千円

人権の花運動やスポーツ団体と連携した事業等を通じて、市民の人権意識を高めるための教育や啓発活動を行い、あらゆる差別や偏見をなくし、人権尊重の社会づくりの実現に努めます。

開かれた市政運営と行政サービスの質の向上

マイナンバー制度の推進

788,610千円

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の浸透、マイナンバーカードの交付、コンビニエンスストアにおける各種証明書の発行、マイナンバーカードを活用したポイント制度を利用するためのID設定の支援を行います。

市民満足度の高い区役所の推進

87,098千円

届出ナビシステムとRPA(※人間が手作業で行う作業を機械が代行するシステム)の導入開始や各種申請書の記載補助を行う「書き方ガイド」の配置等、待ち時間短縮とサービスの充実を図ります。



マイナンバーPRキャラクター「マイナちゃん」



中央区区民課：書き案内コーナーの様子

分かりやすい住居表示の整備

10,500千円

町の区域と名称を整備し、住居や事業所の所在地(住所)を分かりやすく整理することにより、市民生活の利便増進を図ります。※令和2年度は中央区世安町・十禅寺町地域を実施。

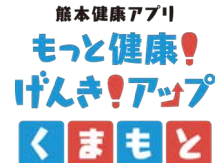
当初予算のポイント(健康福祉局)

乳幼児から高齢者まで、市民一人ひとりが住み慣れた地域で、生涯にわたり安心していきいきと暮らしていくことができるまちづくりを目指します。

生涯を通じた健康づくりの推進

健康ポイント事業 42,000千円
スマートフォン用のアプリを運用し、市民が自主的に楽しみながら継続的に行う健康づくり活動を支援します。

アプリの
無料ダウンロードは



※画面はイメージです。

○仮設住宅退去者の孤立防止や健康支援 6,700千円
仮設住宅退去者の生活状況や健康状態等の把握のためのアンケート調査を行い、保健師等による支援等につなげます。

がん検診の推進 433,200千円
70歳以上の自己負担金の無料化や受診勧奨等に引き続き取り組み、がん検診の受診率向上を図ります。

受動喫煙防止対策事業 10,500千円
受動喫煙の防止のための周知・啓発及び通報対応に取り組みます。

○循環器疾患悪化防止対策モデル事業 7,500千円
循環器疾患悪化防止のための運動療法によるモデル事業を実施します。

安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実

初期救急医療体制の整備 207,162千円
休日、夜間及び年末年始期間における救急患者の診療体制を確保します。

○予防接種等の推進 2,314,400千円
定期予防接種や抗体検査、ウイルス検査等を行います。



○地域猫適正管理の推進 1,500千円
町内自治会等が行う地域猫活動に対し、モデル事業として、不妊去勢手術費用の助成と技術的な助言を行います。

○植木火葬場建替事業 12,700千円
老朽化に伴う植木火葬場の建替に向けて、生活環境の調査等を実施します。



高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり

地域包括ケアシステムの深化・推進 828,600千円
 地域包括支援センターによる各種相談対応を行うとともに、地域における生活支援サービスの創出や自立支援型ケアマネジメントの取組等を推進します。

高齢者や障がい者の移動支援 819,500千円
 おでかけICカード等の利用により高齢者・障がい者の移動を支援します。

○校区社会福祉協議会への支援 9,750千円
 住民主体の地域課題解決に向けた「校区社協行動計画」の策定支援等に取り組みます。



発達障がい者への支援の強化 6,500千円
 発達障害者地域支援マネージャーが企業等を巡回訪問し、障がい特性に応じた支援方法の助言等を行うことで、地域の支援体制を強化します。

発達障がい児への支援の強化 12,200千円
 児童発達支援センターへ機能強化員を配置し、障害児通所事業所を巡回訪問し、支援方法の助言等を行うことで、事業所の支援体制を強化します。



社会保障制度の適正な運営

生活困窮者への相談支援体制の整備 110,300千円
 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、自立就労支援等の体制を構築し、個々の状態に寄り添った、支援を行います。
 中央区に加え、新たに東区と南区に相談支援窓口を設置します。

生活保護受給者への就労支援等の実施 39,300千円
 それぞれの実情に応じたきめ細かな就労支援や保証人がいないことで住宅賃貸借契約ができない方への住居確保支援を行います。

国民健康保険会計の健全化 694,911千円
 医療費適正化に向けた取組や収納率向上対策等を行い、単年度収支の均衡に努めます。



安心して子どもを産み育てられる環境づくり

保育サービス及び幼児教育の充実 28,760,784千円
 教育・保育を受ける子育て世帯への支援及び保育士確保等を行い、子どもたちの教育・保育環境の整備に取り組みます。

○産後の母子に対する支援 5,700千円
 産後の心身の不調や育児に不安を抱える母子に対し、助産師等による支援を行います。

少子化対策事業の強化 200,370千円
 少子化対策として、特定不妊治療に加え、一般不妊治療の助成に取り組みます。

要保護児童等への支援の強化 26,400千円
 「子ども家庭総合支援拠点」を各区保健子ども課に設置し、相談体制を強化することで、地域の全ての子ども・家庭に対し、切れ目のない相談支援を行います。



当初予算のポイント(環境局)

市民が将来にわたって良好な環境を享受できるよう、地下水など魅力ある多様な自然環境の保全や、再生可能エネルギーの活用により地球環境問題へ積極的に対応し、ごみの適正処理などを通じて良好な生活環境を維持・形成するとともに、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な社会の実現を目指します。

良好な地球環境や生活環境の保全

エネルギー政策推進経費 187,374千円

市民の太陽光発電設備の設置、電気自動車等の購入への補助金交付や、民間活力による市施設への蓄電池等の設置により省エネルギーを推進します。



太陽光発電システム

○市庁舎等照明灯LED化整備経費(2,043,000千円)

学校及び消防施設照明灯のLED化に係る灯具等の交換や維持管理を行います。(債務負担行為 令和2~11年度 限度額2,043,000千円)



SDGs未来都市推進経費 5,000千円

SDGs達成に向けた機運醸成のための普及啓発を推進します。



恵まれた水資源の保全

東部堆肥センター管理運営経費 141,000千円

硝酸性窒素による地下水汚染を改善するために、発生源のひとつである家畜排せつ物の適正処理及び堆肥化を行うための施設を運用します。

白川中流域かん養推進経費 56,750千円

地下水を育む重要な地域である白川中流域において、転作田を活用し、水田湛水事業を実施します。



転作田での水張り

アジア・太平洋水サミット開催経費

195,000千円

熊本地域の住民・事業者・行政による連携・協働の広域的な地下水保全の取組を世界にアピールするとともに、この取組を未来へ継承するきっかけとするため、第4回アジア・太平洋水サミットを熊本市で開催します。

また、この機会に熊本地震からの復旧・復興を世界に発信します。



4th Asia-Pacific Water Summit
Kumamoto Japan 2020

生物多様性の保全と持続可能な利用

全国都市緑化フェア開催推進経費 75,300千円

全国都市緑化フェアの開催を見据え、市民の緑化意識の高揚を目的とした一人一緑化運動を推進し、会場となる立田山の整備等を行います。

自然環境保全経費 16,700千円

環境保護地区の保全や江津湖地域の生態系保全等に努めるとともに、被害の発生が懸念されるアライグマなどの外来生物対策を行います。



水前寺・江津湖

持続可能な資源循環型社会の構築

資源物持ち去り対策経費 34,263千円

資源物等の持ち去り行為を防止するため、紙及び資源物の収集日において、市内一円のごみステーションの監視パトロール等を実施します。



持ち去り禁止看板

○マイクロプラスチック調査等経費 2,000千円

プラスチックごみ問題の解決に向け、江津湖のマイクロプラスチックの発生要因に関する調査や対策の検討、市民への意識啓発を行います。

ごみ減量・リサイクル啓発推進経費 22,100千円

家庭ごみ・資源収集カレンダーの配布や3Rの推進など、ごみ減量リサイクルに関する様々な啓発を実施します。



資源物再資源化推進経費 1,356,000千円

空きびん、空き缶、ペットボトルなどの資源物等を収集して、リサイクルを推進します。

良好な水環境に向けた汚水処理施設の整備

小型合併処理浄化槽設置費助成 116,237千円

合併処理浄化槽の設置費や単独処理浄化槽の撤去費を助成します。

被災合併処理浄化槽設置支援経費 9,600千円

合併処理浄化槽の新設・取替を行う被災者を支援します。



浄化槽

当初予算のポイント(経済観光局)

地域経済の更なる活性化に向け、重点課題である創業支援、人材確保・育成等の一層の強化を図り、復興需要が落ち着いた先の地域経済を支える新たな需要の創出に向けた取組を推進します。

国内外に向けて、熊本城の特別公開や熊本城ホールの本格稼働などを核とした積極的な観光客・MICE誘致を行うとともに、スポーツコンベンションと合わせた戦略的なPRを行い、交流人口の増加を図ります。

創業支援の強化と成長産業の振興

○創業・起業への支援等 51,575千円

民間活力等を積極的に活用し、创业者の増加・経営安定に向けた支援やベンチャー企業の成長・発展に向けた支援を行うとともに、事業承継支援も含めたビジネス支援機能の強化に取り組みます。



創業支援セミナー



介護ロボット研究会
(くまもと医工連携推進ネットワーク)

○成長産業の振興等 113,748千円

医療・介護・健康サービス産業等の成長産業分野における新製品開発支援の強化や販路拡大等の支援のほか、ビジネスパートナーを発掘する機会の創出等により、経営基盤の強化を図ります。

人材の確保と育成の強化

○人材の確保・育成に向けた取組 44,401千円

大学1～3年生向けに企業等が行う地元定着に資する取組への助成や小中高生を対象とした地域企業や地域産業を学ぶキャリア育成支援のほか、介護職員実務者研修の実施や、職業訓練受講料の助成など人材確保・育成に関する取組を支援します。



熊本市職業訓練センターでの実習

移住促進による雇用対策 90,600千円

人材不足解消に向けて、移住者への支援のほか、連携中枢都市圏で移住促進プロモーションを行い、東京圏等からの人材還流を促進させるための取組を充実させます。



熊本市公式移住情報サイト

街角景気等の的確な把握とデータ分析の強化

街角景気等の情報収集とデータ分析関連経費 9,800千円

熊本駅周辺の再開発など、更なる人の流れの変化等が見込まれるため、景気の動向を情報収集することで、データに基づく施策の展開に結びつけ、持続的な地域経済の活性化に繋がります。

観光客・MICE誘致体制の強化

- 観光マーケティング戦略策定経費 25,000千円
データに基づく観光施策の基本的な指針としての「熊本市観光マーケティング戦略」を策定します。
- 国際観光重点地域の推進 65,000千円
本市の代表的な観光地である熊本城、水前寺成趣園及びその周辺エリアにおける外国人観光客の受入環境を整備します。
- MICE誘致活動等の展開 96,100千円
戦略的なMICE誘致活動や受入体制の整備に取り組むとともに、2019年12月にグランドオープンした熊本城ホールを広く発信します。



水前寺成趣園



熊本城ホールメインホール

観光資源の魅力の創造と向上

- 熊本城復旧及び特別公開に向けた取組と情報発信 3,659,745千円
2020年4月29日の特別公開第2弾・2021年春の特別公開第3弾に向けた取組やプロモーション活動及び天守閣・長塀などの建造物や石垣の復旧を行います。
- 動植物園再編整備経費 418,740千円
正面ゲートのリニューアルやトイレの洋式化など、来園者に優しく魅力ある空間を創出します。



熊本城の天守閣復旧工事



熊本市動植物園



正面ゲートの改修



熊本城特別公開第2弾で公開する特別見学通路

スポーツの振興と活用



ドイツ水泳ナショナルチーム合宿

- スポーツ施設の整備・機能充実 267,437千円
安全で快適に利用できるスポーツ活動の拠点施設として、多様化する市民ニーズへの対応や利便性の向上を図ります。

- スポーツコンベンション事業 10,200千円
ドイツ水泳ナショナルチームの東京オリンピック直前合宿等による市民スポーツの推進と交流の促進・にぎわいの創出に取り組みます。

- 市民スポーツの振興と機会の充実 24,640千円
熊本ヴォルターズやロアッソ熊本との連携や、スポーツイベント等の実施により、市民スポーツの振興を図ります。

文化の振興と文化財の適正な保存・整備・活用

- くまもと文化創生事業 6,000千円
「郷土文化財制度」の創設・運用及び歴史的なストーリー構築を行い、地域に残る多くの文化財について、地元住民や観光客への認知度向上や理解促進を図ります。



叢桂园

- 復興映画祭・音楽祭開催経費 15,000千円
くまもと復興映画祭・くまもと復興国際音楽祭の開催を支援し、市民に元気・活力を与え、中心市街地のにぎわい創出や交流人口の増加に繋がるとともに、熊本の文化・ブランド力を向上を図ります。

- 文化財等の復旧と文化資源の魅力向上 202,388千円
被災した市内指定・登録文化財等の復旧に取り組むとともに、地域の文化資源や文化活動をいかした取組を推進し、本市の文化芸術を戦略的にPRします。

当初予算のポイント(農水局)

熊本市第7次総合計画の見直しを踏まえて、本市の豊かな自然環境や農水産業の高い潜在力を引き出し、競争力が強く持続可能な経営基盤を確立するとともに、農水産物の品質向上とブランド化を進め、国内外へ新たな販路を積極的に開拓しつつ、経営の安定化に向けた支援に取り組みます。

競争力の高い農水産業の振興

園芸農業などの地域の特性をいかした農業の推進 1,093,888千円

農水産業の潜在力を引き出し、競争力の高い農水産業を振興するため、園芸農業などの地域の特色をいかした農水産業を推進することに加え、ICTやAI技術等を活用したスマート農業を推進しながら日本一の園芸産地を目指します。



稼げる畜産・水産業の推進 21,231千円

収益性が高い畜産業及び効率的な養殖漁業・資源管理を推進し、競争力の強化を目指します。

持続可能な農水産業のための経営基盤の確立

経営体の強化 202,272千円

担い手を育成・確保するとともに、農地の集積等による経営の安定化を通じて持続可能な農業の実現を目指します。



生産基盤の整備・保全 2,847,259千円

農地・土地改良関連施設及び漁場・漁港施設の整備・保全を推進し、国土強靱化の視点も踏まえた持続可能な農水産業のための経営基盤の確立を図ります。

農と食の魅力創造

42,672千円

農水産業の新たな価値を生み出す農と食の魅力創造に向けて、民間企業との連携強化やトッププロモーションの実施など、生産された良質な農水産物や加工品の効果的なプロモーションによりブランド化・高付加価値化、販路開拓・拡大を推進します。



野生動物に起因する被害の防止・軽減

11,700千円

生活圏への野生動物の侵入を防止し、出没時の緊急対応体制の整備や地域住民の意識啓発等を推進するとともに、糞害や騒音の生活被害対策に取り組みます。



健全な森づくりの推進

62,100千円

「森林経営計画」などにより小規模森林の集約化（施業効率化）を図り、持続的な森林管理を推進するとともに、市の所有・管理する森林の整備や保全に取り組みます。



当初予算のポイント(都市建設局)

熊本地震からの復旧・復興に向け、生活再建や災害に強い都市基盤づくりに最優先で取り組みます。あわせて、人口減少、少子・高齢化を見据えた多核連携都市の実現や、海外の先進事例調査による成果等を踏まえた魅力と活力のある中心市街地の創造、さらには、国土強靱化の取組や空家等への対策など、安心・安全で良質な居住環境の形成に努めます。

熊本地震からの復旧・復興の推進

被災者が一日も早く安心して自立的な生活を送ることができるよう、生活再建や災害に強い都市基盤づくりに最優先で取り組むとともに、城下町の町並み再生を図ります。

宅地耐震化の推進	3,141,000千円
液状化防止対策工事や宅地の擁壁復旧工事を行います。	
被災宅地の復旧助成	1,077,000千円
宅地内の擁壁や陥没した地盤の復旧等に対して助成を行います。	
被災マンションへの支援	355,000千円
被災したマンションの建替え等に対して助成を行います。	
町並み復旧に対する支援	68,000千円
被災した町屋の復旧保存に対して助成を行います。	



多核連携都市の実現

市民の暮らしやすさを維持するため、都市機能誘導区域における都市機能及び居住誘導区域における人口密度の維持・確保や、防災力の向上を推進するとともに、都市交通の最適化に向け、公共交通と自動車交通のベストミックスの構築を進め、多核連携都市の実現を目指します。

バス交通の運行効率化支援	15,000千円
バス事業者が行う共同経営の実施に向けた取組への支援等を行います。	
○新モビリティサービスの検討	7,000千円
AIデマンドタクシーの社会実験を行います。	
○地域拠点の拠点性の維持・拡充	16,000千円
各地域拠点における課題整理と施策検討等を行います。	



熊本西環状道路(池上工区)イメージ図



熊本西環状道路の整備	4,762,700千円
県道砂原四方寄線及び池上インター線の整備を行います。	
国直轄道路の整備推進	1,495,000千円
国道3号植木バイパス・熊本北バイパスの整備や国道57号等の交通安全施設整備の費用を負担し、渋滞の緩和や交通安全の向上を行います。	
道路の維持補修等への対応	4,397,300千円
道路の補修や除草、パトロール等の維持管理を行います。	

魅力と活力のある中心市街地の創造

花畑地区のオープンスペースや熊本駅白川口駅前広場の整備を着実に進めるとともに、桜町地区再開発事業を契機としたまちづくりの機運を的確にとらえ、海外の先進事例調査による成果等を踏まえつつ、魅力と活力のある中心市街地の創造に取り組みます。

- 老朽建築物の建替促進 7,000千円
中心市街地における老朽建築物の建替促進と低未利用地の有効活用に向けた財政支援を行います。
- ウォークブル都市の推進 25,000千円
まちなかにおける歩行環境の改善に向けた検討を行います。
- 駐車場の適正配置に向けた検討 9,000千円
駐車場の適正配置に向けた検討を行います。
- 熊本駅白川口駅前広場の整備 1,963,000千円
熊本駅白川口駅前広場の令和2年度（2020年度）中の完成に向け、駅前広場上屋の設置工事等を行います。



安全・安心で良質な居住環境の形成

防災・減災、国土強靱化の取組を加速化するとともに、空家対策の推進や全国都市緑化フェアの開催を見据えた市民の憩いの場となる公園・緑地の充実、さらには、計画的な河川整備や浸水対策を推進します。



国土強靱化のための緊急対策 2,004,600千円

国土強靱化の取組を加速化するため、「重要インフラ緊急点検」を踏まえた、道路や河川等の整備を行います。

○中古住宅の流通促進 10,000千円

県外からの移住者に対し、中古住宅の購入費用の一部を助成します。

空家等への対策 25,600千円

危険家屋の除却費助成や空家の所有者の調査等を行います。

全国都市緑化フェアの開催準備 1,324,000千円

全国都市緑化くまもとフェアの開催に向けた準備を行います。

公園の維持補修等への対応 209,700千円

公園の除草や樹木の剪定・伐採、危険防止のためのフェンスや舗装の新設等を行います。

市営住宅の長寿命化 2,429,800千円

安全で快適な居住環境を維持するため、外壁改修等の修繕を行います。

広域河川の改修 375,300千円

水害防止と環境保全を目的とした広域河川の河道等の改修を行います。



当初予算のポイント(消防局)

あらゆる災害から生命財産を保護することを目標とし、火災予防対策の推進や消防体制の充実強化、地域の災害対応力の強化を図ります。

市民への広報・啓発

新体験型防災学習の推進

16,000千円

熊本地震を風化させないため、新たにVR機材を導入し、防災学習の充実を図り、市民の防災力向上及び防災リーダーの育成を目指します。



VR機材を体験する様子

消防機能の充実

消防本部施設の機能強化

155,900千円

新消防指令管制システムの円滑な運用を行うとともに、増築庁舎2階に整備した多目的スペースは、災害対策本部の代替施設等として活用を図ります。



増築した消防局庁舎



車両イメージ



消防車両の整備

300,600千円

ポンプ車、救急車など9台の消防車両を更新し、消防力を強化します。

被災した消防施設等の復旧

117,700千円

熊本地震において被災した消防施設等の復旧を目指します。

防災消防ヘリコプターによる支援

13,965千円

防災消防ヘリコプターの機動力を活用し、消防力の向上を目指します。



防災消防ヘリコプター「ひばり」

救急救助体制の充実

○救命率向上に対する救急業務の強化

40,000千円

自動心臓マッサージ器を全ての救急車へ配備し、安全で質の高い救急医療を実施します。



自動心臓マッサージ器イメージ



救助訓練の様子

職員の各種研修

19,500千円

救急救命士の資格取得をはじめ、消防・救急活動に必要な免許・資格等を取得します。

消防団の体制強化

消防団の円滑な運営と機能別団員制度の充実強化

29,100千円

大規模災害時における地域に密着した消防団の円滑な運営及び災害対応力と併せ、市民の避難を支援する大学生等で構成された機能別団員制度の充実強化を図ります。



熊本地震の際、支援物資の仕分けを行う機能別消防団員



消防団の活躍

地域防災活動拠点施設の充実強化

41,000千円

防災資機材の備蓄場所や地元消防団の活動拠点である消防団機械倉庫の整備を行います。

災害対応力の充実強化

51,300千円

消防団の車両や資機材等を災害発生時の際、有効に機能させるため計画的に整備を行います。

当初予算のポイント(教育委員会事務局)

人権尊重の理念のもと、学校・家庭・地域社会における様々な教育活動を通して、社会全体で子どもたちの「社会を生き抜く力」を育成するとともに、多様な教育機能の整備・充実を図ります。

豊かな心を育む教育の推進

道徳教育総合支援事業 2,600千円
道徳教育推進協議会の開催やモデル校の設置等を行います。

水俣に学ぶ肥後っ子教室経費 18,000千円
小学校5年生を対象として、水俣市で環境学習を実施します。



確かな学力を育む教育の推進



教育の情報化推進経費 966,600千円
小中学校及び市立高校等において、ICT環境の整備やICTを活用した教育の推進を図ります。

外国語教育推進経費 309,000千円
外国語指導助手(ALT)を雇用するとともに、英検I・BAの受検を支援します。

高校改革関連経費 11,400千円
市立高校及び総合ビジネス専門学校の改革に向けて基本計画を策定するほか、市立高校にWEB出願システムを導入します。

健やかな体を育む教育の推進

いのちを守る教育推進経費 2,500千円
中学校及び市立高校で命の尊さを学ぶ教育を行います。

〇学校プール再編検討経費 500千円
プールの効率的な運用に向けた検討のため、先進地視察を行います。



教員が子どもと向き合う時間の拡充



学校給食費等管理経費 3,325,600千円
給食費の公会計化に伴い、給食用食材を調達するとともに、学校給食費・徴収金に関するシステムを運用します。

部活動指導員配置経費 4,900千円
専門的な知識・技能を有する地域人材を、部活動指導員として学校に配置します。

教育相談体制の充実

- いじめ・不登校対策経費 22,800千円
SNSを活用した悩み相談等事業を行うとともに、心のサポート相談員を配置するなど、いじめや不登校対策に取り組みます。
- スクールソーシャルワーカー配置事業 48,700千円
スクールソーシャルワーカーを雇用し、児童生徒に関わる課題や家庭環境等の改善を図ります。
- スクールカウンセラー配置事業 48,600千円
スクールカウンセラーを雇用し、震災に伴う児童生徒の心のケア等、専門的なカウンセリングを行います。



特別支援教育の推進



- 特別支援学級教室改修経費 40,400千円
特別支援学級の設置にあたり、教室の改修を行います。
- スクールバス運行経費（あおば支援学校分） 24,200千円
あおば支援学校の開校に伴い、児童生徒の通学に必要なスクールバスを運行します。

最適な学習環境の整備

- 学校施設長寿命化関連経費 1,025,500千円
学校施設長寿命化計画に基づき施設や設備を改修し、計画的な維持・管理を行います。

図書館・博物館の機能充実



- 図書館管理運営経費 246,200千円
図書管理システムの運用や図書資料の購入、図書館司書の雇用等を行います。
- 特別展等開催経費 30,700千円
熊本博物館で、様々な特別展や企画展等を開催します。

青少年の健全育成

- 児童育成クラブ管理運営経費 959,700千円
児童が放課後等を安全安心に過ごせるよう、児童育成クラブの運営や民間児童育成クラブへの助成を行います。
- 学校外教育推進経費 800千円
学校外教育の多様な担い手と行政、市民との連携・協力に向けたフォーラムを開催します。
- 金峰山少年自然の家関連経費 16,900千円
金峰山少年自然の家の再建に向けた基本計画の策定や既存施設の解体設計等を行います。





くまもと

市政概要

2020

令和2年10月発行

編集 熊本市議会事務局調査課

発行所 熊本市議会事務局



c